(漢籍國字解全書)

大正六年二月二十五日印刷
大正六年二月二十八日發行

早稻田大學出版部 不許複製

編輯者 早稻田大學編輯部

發行者 早稻田大學出版部

右代表者 種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所 早稻田大學出版部
東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

續文章軌範國字解終

講述　九重の門が已に開き、重瞳が屢〻回ると云ふと、相公が意見を言上する、政柄が是に於て崩れてしまひ、天子の位が之が爲に危くなる、

若然則死下獄、投遠方、非不幸也、亦宜也、『第四大段の第三小段なり、禍を取るべきを言ふ』

講述　若しさうとすれば、彼れが獄中に死んだり、遠方に流されたりするのは、不幸ではなく、是れ當然である、

是知一國之政、萬人之命、懸于宰相、可不愼與、『第五大段の第一小段なり、宰相の愼むべきを言ふ』

講述　是に於て一國の政治の得失と、萬人の生命の安危とは、宰相に懸ると云ふことが知れる、愼まずにあられようや、

文法　此れ上に擧げたる二種の宰相と、本段に擧ぐる一種の宰相と、雙方に亙れる語なり、

復有無毀無譽、旅進旅退、竊位而苟祿、備員而全身者、亦無所取焉、『第五大段の第二小段なり庸相を擧ぐ』

訓義　〔旅進旅退〕人と諸共に進退するなり、

講述　此の外に、不評判もなければ名譽もなく、人と諸共に進んだり退いたりして、位地を竊みつゝ假初に祿を受け、員に備つて身を全うするものがある、此の種類の宰相も亦取る所がない、

文法　「無所取」は、論外とするなり、

棘寺小吏王禹偁爲文請誌院壁、用規于執政者、『第六大段なり』

訓義　〔棘寺〕九卿の位する所にして、棘木を植ゑて之を表す、〔規〕戒なり、

講述　棘寺の小役人王禹偁、文章を作り、願ひ出でて之を院の壁に書きつけ、執政者の戒めとする、

て之を總べ、萬錢に當る俸祿を食むのも、決して仕合せでなく、當然の事である、

文法　此の段、賢相勤政の思ひを寫す、先づ兩個の思の字を用ひ、又轉じて兩個の何以の字、我將の字を用ふ、師とすべく、法とすべし、

其或私讎未復、思所逐之、舊恩未報、思所榮之、子女玉帛、何以致之、車馬玩器、何以取之、姦人附勢、我將陟之、直士抗言、我將黜之、三時告災、上有憂色、構巧詞以悅之、群吏弄法、君聞怨言、進諂容以媚之、私心慆慆、假寐而坐、『第四大段の第一小段なり、奸相の思ふ所を想像す、

訓義　〔陟〕のぼすと訓ず、〔慆慆〕横著なり、〔三時〕春夏秋、

講述　私しの仇敵に對する怨みがまだ晴れないやうなことがあれば、何如にして之を逐はうかと思ひ、舊恩がまだ報つてないと、何如にして之に榮譽を得させようかと思ひ、美人や玉帛などの財寶は、どうして手に入れよう、車馬や玩弄物は、どうして之を取らうと考へ、勢力に附く姦人は、自分之を陟せてやらう、抗言する正直の士は、自分之を退けてやらうと考へ、三時に天災の報告があつて天子に心配の色があると、上手な文句を拵へて之を悅ばせ、多くの役人が法律を惡用して君主が人民の苦情を聞く時は、諂諛の態度をして之に媚び、私しの心が慆慆と横著であつて、時刻を待つ間に、うたたねをして坐つて居る、

文法　「待旦而入」と「假寐而坐」と、忠邪の分を見る、

九門既開、重瞳屢回、相君言焉、政柄於是乎隳哉、帝位以之而危矣、『第四大段の第二小段なり、参内の結果を言ふ、

訓義　〔重瞳〕指す所を知らず、〔相君言焉〕折義には下句に「時君惑焉」の四字あり、從ふべし、

斥之、六氣不和、災眚荐至、願避位以讓之、五刑未措、欺詐日生、請修德以釐之、憂心忡忡、待旦而入、』第三大段の第一小段なり、良相の思ふ所を想像す、

訓義 〔弭〕止めるなり、〔六氣〕陰陽風雨晦朔、〔荐〕「しきりに」と訓ず、〔措〕置くなり、〔釐〕治むるなり、〔忡忡〕衝くが如き心地、

講述 億兆の人民がまだ安寧でないと云ふやうなことがあると、何如にして之を安んじようかと思ひ、四方の夷狄がまだ附き從はなければ、何如にして懷つけ來させんかと思ひ、戰爭がまだ息まなければ、何如にして之を停止しようかと思ひ、田畝が荒れて居れば、何如にして之を開墾しようかと思ひ、賢人が民間に居れば、自分が之を立身させようとし、佞臣が朝廷に立てば、自分が之を斥けようとし、六氣が調和せず天災が續いて來ると云ふと、何卒位を避けて之を讓ひたいと願ひ、五刑がまだ不用とならず、人民の詐欺が日日に殖えると云ふと、自分の德を修めて之を改めたいと希望し、國事を心配して何か胸でも衝かれるやうな心持をして、夜の明けるのを待つて皇城に入る、

文法 「待旦而入」は「待漏之際」に應ず、

九門既啓、四聰甚邇、相君言焉、時君納焉、皇風於是乎淸夷、蒼生以之而富庶、』第三大段の第二小段なり、參内の結果を言ふ、

訓義 〔四聰〕四方の事を明かに聽き入るゝ耳と云ふこと、天子の耳を言ふ、〔夷〕平なり、〔富庶〕庶は人口の衆きなり、

講述 此の時九門は既に開け、天子の御耳は甚だ近く、相公が意見を言上すれば、其時の君主が採用し給ふ、皇風は是に於て淸平であり、人民は之が爲に富んで蕃殖す、

若然則總百官、食萬錢、非幸也、宜也、』第三大段の第三小段なり、富貴なるべきを言ふ、

講述 若しさ樣とすれば、宰相が百官の頭となつ

之右、示二勤政一也』、第二大段の第二小段なり、宰相勤政の朝旨を擧ぐ、

訓義　〔一人〕天子を言ふ、

講述　況んや今日、朝は早く起き夜は晩く寝ねて、上御一人に御奉公を申すに勤めなければならぬのは、卿大夫でも尚さうである、まして責任の重い宰相に於ては一層のことである、朝廷に於ては、建國の初めから、舊來の制度によつて宰相の待漏院を丹鳳門の外に設け、昏い内から此に來て、出勤の時間を待つやうにせらるゝのは、政事に勤むべきことを示すのである、

文法　勤政の字は上の勤の字に接す、

乃若北闕向レ曙、東方未レ明、相君啓行、煌煌火城、相君至止、噦噦鸞聲、金門未レ闢、玉漏猶滴、撤レ蓋下レ車、于焉以息、待漏之際、相君其有レ思乎』、第二大段の第三小段なり、宰相の刻限を待つ間の態度を言ふ、

訓義　〔啓行〕門を出でて出行すること、〔煌煌〕火光の明かなる貌、〔至止〕止は語助、〔火城〕元日及び冬至に、宰相の入朝するとき、五六百本の炬を列す、之を火城と曰ふ、〔噦噦〕鈴の穏かに鳴る音、

講述　そこで皇居の方が明け方になり、東の空がまだ暗い内に、相公は邸を發し、きらきらして火の城のやうな澤山の炬につれて來著せられ、其爲に著けた鈴は噦噦と鳴り響いて居る、此の時黄金造りの御門はまだ明かず、水時計から水が玉のやうに落ちてゐる、相公を差掛けた絹張の傘を下し、馬より降り、茲に休息あり、此の水時計の刻限になるまで待つ間に、相公は何か考へ事をなされるであらう、

文法　忽ち有韻の語を用ひて宰相入院の景を寫す處、妙甚し、○輕輕に一個の思の字を出し、下の二大段を生出す、

其或兆民未レ安、思レ所レ泰レ之、四夷未レ附、思レ所レ來レ之、兵革未レ息、何以弭レ之、田疇多蕪、何以闢レ之、賢人在レ野、我將レ進レ之、佞臣立レ朝、我將

う云ふことを意味するか、四時と云ふ役人や、五行と云ふ輔佐が氣候を敷いてゆくからである、

聖人不ㇾ言而百姓親萬邦寧者、何謂也、三公論ㇾ道、六卿分ㇾ職、張ニ其教一矣。 第一大段の第二小段なり、聖人の道を言ふ、

訓義 〔六卿分職〕冢宰は邦治を掌り、司徒は邦教を掌り、宗伯は邦禮を掌り、司馬は邦政を掌り、司寇は邦禁を掌り、司空は邦土を掌る、是れ周の制度なり、

講述 聖人は何をも言はないが、默つて居つても百姓は親み、萬國は安寧であるとは、どう云ふことを意味するか、それは三公が政治の道を論議し、六卿が職務を分擔して、其教化を張るからである、

是知君逸ニ於上一、臣勞ニ於下一、法ニ乎天一也、 第一大段の第三小段なり、上の天と聖人とを收む、

講述 是れで以て君が上に在つて樂をなし、臣が下に在つて勞するのは天道に法つたものであると云ふことが知られる、

文法 「臣勞於下」の句は下の宰相を起す、

古之譱相ニ天下一者、自ニ咎夔一至ニ房魏一、可ㇾ數也、是不ニ獨有ニ其德一、亦皆務ニ于勤一耳、 第二大段の第一小段なり、古名相の勤勞せしことを言ふ、

訓義 〔譱〕善の古字、〔咎〕皐陶なり、〔夔〕皐陶と同じく舜の臣、〔房魏〕房玄齡と魏徵、共に唐の相、

講述 古代に於て、天下の宰相となつて善く其職を盡したものは、皐陶や夔や房玄齡や魏徵や、數へられる程であるが、此等の賢相は、唯其德があつたのみならず、それと同時に何れも專心に勤めたため、有名になつたに過ぎない、

文法 先づ一の勤の字を提して、待漏の意を引起す、

況夙興夜寐、以事ニ一人一、卿大夫猶然、況宰相乎、朝廷自ニ國初一、因ニ舊制一、設ニ宰相待漏院于丹鳳門

僕の陳ぶる所は、足下の幸福を祝するわけであるから、昔しの場合とは違ふ、それゆゑ一旦弔しようとしたが、改めて賀するのである、顔子や曾子の孝養の仕方は、縦令ひ貧窮のため生活が不如意であつても、樂みと云ふものは大きい、足下も無一物となつたとは云へ、顔曾の心を以て心となさらば、孝養に於て何の缺ける所があらうや、

文法　前の「奉養」に應ず、

待漏院記　　王元之

講題　漏とは、銅壺を以て水を受け、壺に線を引いて、水の滴る分量を測り、時刻を定め、今の時計の用をなすもの、唐の元和中、始めて待漏院を設く、

大旨　宰相の當に勤むべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「法乎天也」に至る、臣下の勤勞するは天道なるを言ふ、第二大段は「古之善相天下者」より「相君其有思乎」に至る、院の設けられたる目的の勤政に在るを言ふ、第三大段は「其或兆民未安」より「非幸也宜也」に至る、名稱の幸福なるべきを言ふ、第四大段は「其或私讐未復」より「非不幸也亦宜也」に至る、奸相の失敗すべきを言ふ、第五大段は「是知一國之政」より「亦無所取焉」に至る、庸相の取るに足らざるを言ふ、第六大段は「棘寺小吏王禹偁」より篇尾に至る、此の記を作る所以を言ふ、

天道不言而品物亨、歳功成者何謂也、四時之吏、五行之佐、宣其氣矣、『第一大段の第一小段なり、天道を言ふ、』

訓義　〔天道不言〕論語陽貨篇、孔子曰く、天何をか言ふや、四時行はれ、萬物生ず、天何をか言ふやと、〔品物〕百物なり、〔亨〕其所を得るなり、〔歳功〕四時の功なり、

講述　天道は何をも言はないが、默つて居つても、有らゆる物が所を得て、歳の功績が成就するとは、ど

ことを示し、斯くて足下の才能が始めて明白となつて、其實が出づるであらう、是れ火の神が足下を助けたのである、僕と幾道と、十年の長い間の知己も、玆の火が一晩の中に足下の譽れをなすには及ばない、

文法　奇語快語、

宥而彰之、使夫蓄於心者、咸得開其喙、發策決科者、授子而不慄、雖欲如嚮之蓄縮受侮、其可得乎、於玆吾有望於子、是以終乃大喜也、』第四大段の第四小段なり、失火の幸福を言ふ、

訓義　〔喙〕口なり、〔發策決科〕明經士を取るを言ふ、必ず問難疑義を爲し、之を策に書して以て諸士を試み、定めて甲乙の科をなす、

講述　世間の人は、足下を大目に見て、足下の美點を彰はし、彼の胸の底に蓄へ居て口に出さなかつたものも、皆口を開くことを得、試驗を行ふものも、足下に及第を與へて、びくつかぬやうになる、以前の如く、縮まつて侮りを受けようと思つたとて、得られようや、そこで僕は足下に望みが出來てきた、之がため結局大に喜んだ次第である、

文法　大に喜ぶは是れ主意なるが故に、此の段に限つて詳かにしたるなり、

古者列國有災、同位者皆相弔、許不弔災、君子惡之、今吾之所陳如是、有以異乎古、故將弔而更以賀也、顏曾之養、其爲樂也大矣、又何闕焉、』第五大段なり、

訓義　〔同位〕同列と云ふが如し、此の處にては諸侯を謂ふ、〔許不弔災〕左傳昭公十八年に云ふ、宋衞陳鄭災す、陳、火を救はず、許、災を弔せず、君子是を以て陳許の亡ぶるを知るなり、〔顏曾〕顏回と曾參、

講述　昔しは、列國に災があると、他の諸侯が之を弔したものである、それゆゑ、許の國が隣國の災を弔しなかつたことがあつたので、君子は之を惡んだ、今

負足下也、及爲御史尚書郎、自以幸爲天子近臣、得奮其舌、思以發明足下之鬱塞、然時稱道於行列、猶有顧視而竊笑者、僕良恨脩己之不亮、素譽之不立、而爲世嫌之所加、常與孟幾道言而痛之、『第四大段の第二小段なり、己れすら尚嫌疑を避けて譽むる能はざるを言ふ、

訓義　〔行列〕同僚なり、

講述　僕は貞元十五年に足下の文章を見てから、之を胸に呑込んで居つたことが六七箇年で、是れまで人に話をしたことがない、是れは僕が長らく一身の都合のみを考へ、公道に背いた次第である、只足下に濟まない計りではない、御史尚書郎となつた後、自分で天子の近臣であつて、申したいことが言へると考へた所から、足下の立身の滯りを開かうと思つたが、それでも同僚に足下のことを譽めて言ふと、尚振り反つて内内笑ふものがあつた、僕は己れを修むることが明かでなく、平生の名譽が立たないで、其上世の嫌疑を受けることを殘念に思ひ、常に孟幾道と話しをして、痛み哀んだわけである、

乃今幸爲天火之所滌盪、凡衆之疑慮、擧爲灰燼、黔其廬、赭其垣、以示其無有、而足下之才能、乃可以顯白而不汚、其實出矣、是祝融回祿之相吾子也、則僕與幾道十年之相知、不若茲火一夕之爲足下譽也、『第四大段の第三小段なり、失火の爲に才能の顯はるべきを言ふ、

訓義　〔滌盪〕洗ひ流すこと、〔黔〕くろくなる、〔赭〕赤はだとなる、〔祝融回祿〕火神、

講述　然るに今回は、天火の爲に悉皆財産を消盡してしまひ、凡そ衆人の疑念も、之と同時に灰燼となり、廬は黒焦となり、垣は赤肌となつて、何にもない

せしめ震ひ恐れしめる所から、水災や火難があり、衆くの小人の嫉妬不平等があり、苦勞に苦勞を重ねて色色な變動に出遇ひ、斯くして始めて光明の境涯を得るのは、古への人は何れも右の通りであると、斯の道は空漠で取止めもないことであるから、聖人でも受合ふことが出來ない、之がため中頃になつて疑つたのである、

以足下讀古人書爲文章善小學、其爲多能若是、而進不能出群士之上、以取貴顯者、蓋無他焉、京城人多言足下家有積貨、士之好廉名者、皆畏忌不敢道足下之善、獨自得之心、蓄之銜忍而不出諸口、以公道之難明、而世之多嫌也、一出口、則嗤嗤者以爲得重賂、（第四大段の第一小段なり、貴顯の位を取る能はざるは富めるが爲なるを言ふ、）

訓義　〔蓄之銜忍〕胸の底に蓄へて辛抱するなり、

講述　足下のやうに古人の書を讀み、文章を作り、小學の學問を善くし、是れ程に多能でありながら、進んで群士の上に出でゝ貴顯の位を取ることの出來ないのは、別儀でもない、京城の人の多く申すには、足下は家に財産の貯蓄がある所から、廉潔の名を好む者は何れも畏れたり忌んだりして、足下の善きことを言はず、心の中に分つて居つても、之を辛抱して腹に据ゑ置き、之を口に出さず、公道は明かにしがたくして、世の嫌疑が多いからである、一たび之を口から出す時は、彼の笑ふものどもは、澤山の賄賂を貰つたと云ふ、

僕自貞元十五年見足下之文章、蓄之者蓋六七年、未嘗言、是僕私一身而負公道久矣、非特

つて大に喜んだことである、但し一旦御弔ひを述べようとして改めて賀する次第である、道路は遠く隔たつて居る上、楊八の文句が簡略であるため、猶其模様を十分知ることが出來ないが、若し果して蕩焉泯焉と云ふやうに、奇麗薩張り一つも殘らないやうになつたならば、それこそ僕が尤も賀する所である、

文法　再び「所以尤賀也」の一句を足して、益〻賀すべき意を強む、

足下勤奉養、樂朝夕、惟恬安無事是望也、今乃有焚煬赫烈之虞、以震駭左右、而脂膏滫瀡之具、或以不給、吾是以始而駭也、』第二大段なり、

訓義　〔焚煬〕やくる、〔赫烈〕火勢の盛んなるなり、〔左右〕先方の人を云ふ、〔脂膏滫瀡〕料理の材料、

講述　足下は親を養ふことを勤め、只其日其日を樂み、唯安樂無事を望んで居らるゝ、然るに今火事の禍ひがあつて足下を駭かし、脂味や其他料理に使ふ道具も足らなくなつた、僕は之が爲に始めは驚いたのである、

凡人之言曰、盈虛倚伏、去來之不可常、或將大有爲也、乃始厄困震悸於是、有水火之孽、有群小之慍、勞苦變動、而後能光明、古之人皆然、斯道遼闊誕漫、雖聖人不能以是必信、是故中而疑也、』第三大段なり、

訓義　〔盈虛倚伏〕滿足不滿足、幸不幸と云ふが如し、老子云ふ、禍は福の倚る所、福は禍の伏する所と、〔群小〕群小人なり、〔遼濶誕漫〕空漠にして取り止めなきこと、

講述　凡そ世間の人の申すには、滿足不滿足、幸福不幸福は、來たり去つたり、一定しがたいものである、或は大に爲すあらんとするときは、茲に之を困苦

講述　夫れ君子は、直であつてもブッキラボウでない、曲つても屈することはない、詩經の大雅に、既に明かであつて且つ哲、それを以て其身を保つとあり、狂人の言ふ所でも、聖人は擇んで用ひ給ふ、偏へに能く分別して御覽を願ふ、

文法　大雅を引きたるは「揚令名全壽命」に應ず、

賀進士王參元失火書

柳柳州

講題　王參元は元和二年の進士、

大旨　參元は、從來財產ありしため、人に忌まれ、學問文章世に顯はれざりしも、今失火のため財產を失ひし以上、人の疑惑も解け、才能も顯はるべければ、賀するに足ることを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「乃吾所以尤賀者也」に至る、總提、三柱を立て、以下之を分疏す、第二大段は「足下勤奉養」より「吾是以始而駭也」に至る、駭きたる所以を言ふ、第三大段は「凡人之言皆曰」より「是故中而疑也」に至る、疑ひたる所以を言ふ、第四大段は「以足下讀古人書」より「是以終乃大喜也」に至る、喜びたる所以を言ふ、第五大段は「古者列國有災」より篇尾に至る、且つ弔し且つ賀するを言ふ、

得楊八書、知足下遇火災、家無餘儲、僕始聞而駭、中而疑、終乃大喜、蓋將弔而更以賀也、道遠言略、猶未能究知其狀、若果蕩焉泯焉而悉無有、乃吾所以尤賀者也、『第一大段なり、』

訓義　〔楊八〕人名、〔蕩焉〕盡くる貌、〔泯焉〕消滅する貌、

講述　楊八よりの書簡を受取つて、足下が火災に遇はれ、家に何等の貯へもなくなつたことを知つた、僕は始めは之を聞いて駭き、中頃は疑ひ、終りには反

自古之治、三王之術、各有制度、今君不務循職而已、廼欲以太古久遠之事、匡拂天子、數進不用難聽之語、以摩切左右、非所以揚令名全壽命者也、方今用事之人、皆明習法令、言足以飾君之辭、文足以成君之過、君不惟蘧氏之高蹤、而慕子胥之末行、用不訾之軀、臨不測之險、竊爲君痛之、『第二大段なり、』

訓義　〔匡拂〕天子の過ちを正し、其機嫌に逆ふこと、〔摩切〕手嚴しく諫むること、〔蘧氏〕春秋の時の人、衞の大夫蘧伯玉、五十にして四十九年の非を知る、〔蹤〕跡なり、〔子胥〕伍員、夫差を諫めて殺さる、

講述　古代、政治があつて以來、夏殷周三代の遣り方には各、制度があり、職掌が極まつて居る、今君は、専一に職に循ふことを務めず、反つて太古の非常に遠い事を申立てゝ天子の過ちを正さうとし、無用にして聽入れ難い議論をして天子を諫爭せられるのは、美名を揚げ壽命を全うする仕方ではない、方今政柄を執つて居る者共は、何れも善く法律に熟して居り、其言論は君の辭に尾鰭を附けて冤罪に落すに足り、其文章は君の過ちを構成するに十分である、然るに君は、蘧氏の高尚なる事跡を思はず、子胥の取るに足らぬ行ひを慕ひ、惡く言はれないで濟む身分を以て、奥底の分らぬ危險を臨まれるのは、竊かに君の爲に痛ましく思ふ所である、

夫君子直而不挺、曲而不詘、大雅云、既明且哲、以保其身、狂夫之言、聖人擇焉、唯裁省覽、『第三大段なり、』

訓義　〔挺〕伸びたきり、棒の如きを言ふ、〔詘〕屈なり、〔大雅〕蒸民篇、〔狂夫之言云云〕說苑に出づ、

餘說

歐氏の文、盛衰を對照して感慨を寄せたるもの枚擧すべからず、而して此れ及び釋秘演の集序を以て其傑出となす、

與蓋寛饒書　庶子王生

講題　蓋寛饒子は次公、魏郡の人、官、司隷校尉に至る、

大旨　職務を外にして無用の諫言をなすは、身を危うする所以なることを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「猶未足以稱職而報恩也」に至る、職掌を盡すべきことを言ふ、第二大段は「自古之治」より「竊爲君痛之」に至る、危險を警戒す、第三大段は「夫君子直而不挺」より篇尾に至る、身を全うすべきことを勸む、

明主知君潔白公正、不畏彊禦、故命君以司察之位、擅君以奉使之權、尊官厚祿、已施於君矣、君宜夙夜惟思當世之務、奉法宣化、憂勞天下、雖日有益、月有功、猶未足以稱職而報恩也、第一大段なり、

訓義　〔彊禦〕手強きものなり。〔司察〕目附役、

講述　明天子は、君が潔白公正であつて、何如なる頑強のものをも畏れないと云ふことを知り給ふゆゑ、君に司察の位を申附け、君に出使する所の權を自由になさしめ給うたのである、君に對しては、尊き官位と手厚い俸祿とを已に賜はつたのである、君には、朝早くより夜晩くまで、只管現在の職務を思案し、國法を奉行し德化を宣布し、天下の人民の爲に心配して之をいたはるべし、縱令ひ日に益があり月に功があつても、猶其職を全うして恩を報ずるには不足である、

訓義　〔而皆〕而の字は則の意なり、〔逸豫〕安逸と游樂、〔書曰〕大禹謨の語、

講述　何と天下を得ることは困難であつて、天下を失ふことは容易であるのか、其れとも其成功と失敗との迹を溯り見るときは、皆人爲に出づるのであるか、書經に云つてある、得意は損害を招き、謙遜は利益を受けると、憂勞は以て國を興すべく、逸豫は以て國を亡ぼすべきは、自然の理である、

文法　憂勞、逸豫は卽ち人事なり、「自然之理」の理は、篇首の盛衰の理に應ず、

故方其盛也、擧天下之豪傑、莫能與之爭、及其衰也、數十伶人困之、而身死國滅爲天下笑、『第四大段の第二小段なり、莊宗の事實を以て前の理論に合はす、』

訓義　〔天下の豪傑〕梁王、燕王等を指す、〔身死國滅〕莊宗、在位僅かに三年にして、流矢に中つて死す、伶人等、樂器を以て屍を覆ひ、火葬に付す、

講述　故に其盛んなるに當つては、天下中の豪傑を一まとめにしても之と爭ひ得るものなく、其衰へた場合となつては、僅か數十の伶人が之を苦めることが出來、其結果、己れの身は死し國は亡び、天下の物笑ひとなつた、

文法　「身死國滅」は前の「逸豫可以亡身」を承く、○「方其盛也」の句は第二大段を收め、「及其衰也」の句は第三大段を收む、

夫禍患常積於忽微、而智勇多困於所溺、豈獨伶人也哉、作伶官傳、『第五大段なり、』

訓義　〔忽微〕一蠶を一忽とし、十忽を一絲となす、極少の量目なり、然れども下句の「所溺」に對するが故に、「ゆるかせにするに」と動詞的に讀むを可とす、

講述　一體禍ひや患へは微少なることを油斷するより起り、智勇は溺るゝ所あるが爲に窮して用を爲さず、何として伶人のみ滅亡の原因であらうや、斯う云ふ考へから伶官傳を作つた次第である、

文法　此の段、推開法を用ふ、

文法　此の處は揚筆を用ふ、莊宗得意の狀、躍躍として見るが如く敍事、神に入る、

及仇讎已滅、天下已定、一夫夜呼、亂者四應、倉皇東出、未及見賊、而士卒離散、君臣相顧、不知所歸、至於誓天斷髮、泣下沾襟、何其衰也、』第三大段なり、

訓義　〔一夫夜呼〕李嗣源、命を受けて趙在禮を鄴に討つや、一夜、軍士の一人、亂を作し、嗣源を擁して城に入り、在禮を降して京師に向ふ、〔倉皇〕あわたゞしき貌、〔東出〕莊宗の汴に出奔せしことを謂ふ、〔士卒離散〕莊宗、萬松鎭に至り、嗣源已に大梁に據り、諸軍離叛すと聞き、神色沮喪、高きに登り嘆じて曰く、吾れ濟れずと、卽ち命じて軍を還す、莊宗關を出づるとき、扈從兵二萬五千、還るに及び、已に萬餘人を喪ふ、〔至於誓天云云〕莊宗、石橋の西に至り、置酒涕泣し、諸將に謂つて曰く、卿の輩吾れに事へし以來、急難富貴之を同じうせざるなし、今吾が此に至るを致す、一策の以て相救ふなきやと、諸將百餘人皆髮を截つて地に置き、死を以て報せんを誓ひ、因つて相號泣す、

講述　仇敵の梁が亡びてしまひ、天下が定まると云ふと、たつた一人の男が夜謀反を起し、暴徒が四方から之に應じ、莊宗はうろたへて東の方へ逃げ出し、まだ賊と出遇はないのに、士卒は早離散して從ふものなく、君臣顏を見合すのみにて、落付き先きも分らず、天に向ひ誓ひを立てゝ髮を切り、落涙して襟まで沾ふに至つた、何と衰へたることかな、

文法　此の處、抑筆を用ふ、

豈得之難而失之易歟、抑本其成敗之迹、而皆自於人歟、書曰、滿招損、謙受益、憂勞可以興國、逸豫可以亡身、自然之理也、』第四大段の第一小段なり、勞逸が國家の興亡の原因たることを斷ず、

機、衆三十萬を卽ゐて雲中に寇す、晉王克用、之と連和し、東城に會見して兄弟たらんことを約し、之を帳中に延き、宴を張つて歡を盡し、其多を以て共に梁を擊つの約をなす、阿保機歸つて盟に背き、更に梁に附く、克用是に由つて之を恨む、

講述　世に傳へ言ふ、晉王が臨終の砌、三本の矢を莊宗に賜つて語り出づるには、梁は吾が仇である、燕王は自分が立てゝ遣はした所のもの、又契丹は吾れと兄弟の約束を結んだ者であるのに、燕と云ひ、契丹と云ひ、皆吾が晉に背いて仇敵の梁に歸してしまつた、此の三つの者は吾が死後までの恨である、今汝に三本の矢を與へて、此の三國を征伐すべきことを申附ける、汝決して此の父の志を忘れてはならぬと、

莊宗受而藏之於廟、其後用兵、則遣從事、以一少牢告廟、請其矢、盛以錦囊、負而前驅、及凱旋而納之、　第二大段の第二小段なり、遺命を重んじたることを敍す、

訓義　〔少牢〕羊の供へ物、

講述　莊宗は右の矢を受けて、之を太廟に仕舞ひ置き、其後出陣の場合には役人を遣はし、一小牢の供へ物を太廟に捧げて、晉王の靈に出征の事を報告に及び、其矢を戴いて歸り、之をば錦の囊に入れ、之を背に負うて前驅をさせ、凱旋となると、此の矢を太廟に還し納れることとした、

文法　賴山陽云ふ、錦囊三矢、是れ口碑俗說、公（作者）之を本紀に出すを得ず、而して出さゞるは惜むべし、故に已むを得ずして伶人傳の序中に見はし、遂に千古人口に膾炙す、

方其繫燕父子以組、函梁君臣之首、入於太廟、還矢先王而告以成功、其意氣之盛可謂壯哉、

第二大段の第三小段なり、遺言を遂げたることを言ふ、

講述　莊宗が燕王父子を繩にて縛り、梁の君臣の首を函詰にし、太廟の中に入り、矢を先王に返納して成功を報告した時と云ふものは、其意氣の盛んなりしこと、扨もいまさしと謂つて宜しい、

す、第四大段は「豈得之難而失之易歟」より「爲天下笑」に至る、盛衰の全く人事に由ることを論定す、第五大段は「夫禍患常積於忽微」より篇尾に至る、此の文を作る所の動機を敍す、

嗚呼、盛衰之理雖曰天命、豈非人事哉、原莊宗之所以得天下、與其所以失之者、可以知之矣、

第一大段なり、

訓義 〔莊宗〕名は存勗、晉王克用の長子、後梁を亡ぼして帝となる、國號を唐となす、五代の第二朝なり、世之を李唐に別つて後唐と稱す、〔原〕たづぬと訓ず、〔所以〕何如なる仕方にてと云ふ意味を含む、

講述 扨も國家の、或は隆盛となり、或は衰微する所の理由は、天命であると曰ふが、何樣人間の仕業ではなからうか、(其れに相違ない、)何故であるかと言へば、莊宗が天下を手に入れた所以と、彼れが天下を失つた所以とを遡つて尋ねて見れば、盛衰が人間の仕業であると云ふことが知られる、

文法 盛衰の二字は一篇の眼目、○人事を重んずるの一字は是れ大主意、

世言晉王之將終也、以三矢賜莊宗而告之曰、梁吾仇也、燕王吾所立、契丹與吾約爲兄弟、而皆背晉以歸梁、此三者吾遺恨也、與爾三矢、爾其無忘乃父之志、

第二大段の第一小段なり、晉王の遺言を敍す、

訓義 〔晉王〕莊宗の父、姓は李、名は克用、本姓は朱邪氏にして、沙陀の人、李は唐より賜はりたる姓なり、〔梁吾仇也〕梁、姓は朱、名は溫、初め賊黃巢に從ふ、已にして背いて唐に歸し、名を全忠と賜ふ、位に卽き、晃と改む、全忠屢〻李克用と兵を交へ、後終に唐を簒ふ、故に吾仇と曰ふなり、〔燕王〕劉守光、盧陵の節度使劉仁恭の子なり、仁恭は、晉王が唐に薦めて節度使となしゝ所の人なり、然るに其子守光は、晉に背いて燕王となれり、〔契丹〕梁の開平元年、契丹阿保

うや、德化は四海の外に溢れて、廣く無窮に被り、遠方の夷狄までが朝貢をなし、有らゆる吉瑞が揃つて集まる、之が爲め聖主は、徧く方方を見渡さないでも、其視察する所は明かであり、何につけ耳を傾けないでも、聽き分けることは已に鋭敏である、恩は、めでたき風に附いて翔けるが如くに早く行亙り、德は、和順なる氣と與に布き及び、太平を來す所の責任は已に濟み、優游と安樂を遂げる所の希望は已に達し、自然の成行きに任せ、無事の疆に落付き、瑞祥は自然に來り、壽命は限りなく、安泰に手を拱いて萬年も末永く幸福である以上、何も上を向いたり、下を俯向いたり、伸びたり、屈んだりして、彭祖のやうな强健術を行つたり、息を出したり入れたり、吸つたり吐いたりして、喬松のやうに養生法を行ひ、超然として俗を絕ち世を離れる必要があらうや、詩經に、立派なる多くの賢士があり、文王は其れが爲に安寧であると曰つてあるが、但し其安寧であつたのは、信にさもあるべきである、

五代史伶官傳序　六一居士

講題　五代史は歐陽修自ら著はしゝ所のもの伶官とは樂人のことにして、五代の唐の莊宗に仕へたる人人なり、其尤も嬖せられたる伶人を周匝と曰ふ、其他俳優に敬新磨あり、郭從謙、景進、史彥瓊の輩は、何れも國政を亂したる小人なるに、莊宗之を寵愛せし結果、末路振はず、遂に郭門高に弑せらる、此の篇は卽ち此等伶官の傳記の敍論なり、

大旨　唐の莊宗の衰亡は自己の怠慢に原因せしものにて、何事によらず油斷の戒むべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「可以知之矣」に至る、盛衰の理が人事に由ることを喝破す、第二大段は「世言晉王之將終也」より「可謂壯哉」に至る、唐の莊宗の盛んなりし時代を敍す、第三大段は「及仇讎已滅」より「何其衰也」に至る、莊宗の衰へたる時代を敍

故聖主必待賢臣而弘功業、俊士亦俟明主以顯其德、上下俱欲、翕然交欣、千載一會、論說無疑、翼乎如鴻毛遇順風、沛乎如巨魚縱大壑、其得意如此、則胡禁不止、曷命不行、化溢四表、橫被無窮、遐夷貢獻、萬祥畢臻、是以聖主不徧窺望而視已明、不殫傾耳而聽已聰、恩從祥風翺、德與和氣游、太平之責塞、優游之望得、遵游自然之勢、恬淡無爲之場、休徵自至、壽考無疆、雍容垂拱、永永萬年、何必偃仰屈信若彭祖、呴噓呼吸如喬松、眇然絕俗離世哉、詩曰、濟濟多士、文王以寧、蓋信乎其以寧也、』

第五大段の第二小段なり、賢臣を得たる君主の幸福を言ふ、

訓義 〔翕然〕合同の貌、〔翼乎〕輕く飛ぶ貌、〔胡〕何と同じ、〔臻〕いたると訓ず、〔遐〕遠なり、〔殫〕ことごとくと訓ず、〔翺〕翔るなり、〔恬淡〕無慾無心の貌、〔休徵〕瑞相、〔彭祖〕古への長壽者、〔喬松〕仙人の名、〔詩曰〕大雅文王篇、〔濟濟〕威儀あるなり、

講述 故に聖主は、必ず賢臣を得て功業を弘め、俊才の士も、亦明主を得て其德を顯はし、上下共に目的を同じうして、翕然として互ひに打解け、千年に唯一度此の如き君臣の合體を見ることゆゑ、何如なる議論をしても疑はるゝことなく、其造作ないことは、鴻の毛が順風に遇つて飛ぶやうであり、勢ひのよいことは、大魚の大水の中に自由の游行をなすやうである、其得意が此の如くなれば、何を禁しても止まないことがあらうや、何を命じても行はれないことがあら

故世必有聖智之君而後有賢明之臣、故虎嘯而風冽、龍興而致雲、蟋蟀俟秋唫、蜉蝣出以陰、易曰、飛龍在天、利見大人、詩曰、思皇多士、生此王國、故世平主聖、俊乂將自至、若堯舜禹湯文武之君、獲稷契皐陶伊尹呂望之臣、明明在朝、穆穆布列、聚精會神、相得益章、雖伯牙操遞鍾、逢門子彎烏號、猶未足以喩其意也、』 第五大段の第一小段なり、聖主あれば必ず賢臣あるを言ふ。

訓義 〔冽〕烈に同じ、〔蟋蟀〕こほろぎ、〔蜉蝣〕蟲名、夏陰る時、地中より出づ、〔易曰〕乾卦の辭、〔飛龍在天利見大人〕龍は天子を譬ふ、飛在天は位に登るなり、大人を見るに利ありとは君子を得るの益あるを言ふ、此の卦に在つては、二爻と五爻と同德相應じ、五は天子、二は大人なり、〔詩曰〕大雅文王篇、〔思皇〕思は語詞、皇は美なり、〔穆穆〕深遠の貌、〔伯牙〕琴の名手、〔遞鍾〕琴の名、〔逢門子〕弓の名手、〔烏號〕弓名、

講述　故に世に聖智の君がある時に限つて、賢明の臣がある、故に虎嘯けば烈しい風が起り、龍が興れば雲を呼び出し、蟋蟀は秋の至るのを待つて啼き始め、蜉蝣は陰る時に出る、是れは同氣相應ずる證據である、易には、飛龍の天に在るが如く、君が位に卽かるゝときは、民間にある大人君子を見るに宜しと曰つてあり、詩經には、見事な多くの賢士が此の王國に生ずると曰つてある、故に世の中が治まつて君主が聖人であると云ふと、俊傑の士が招かずして來る、堯舜禹湯文武の君が稷、契、皐陶、伊尹、呂望のやうな臣下を得て、明明たる君が上に在り、名臣が奧床しく位に列し、精粹とも云ふべき人物を聚會し、君臣合體して其德の顯なる工合に至つては、伯牙が遞鍾の名琴を彈じ、逢門子が烏號と云ふ名弓を引く鹽梅でも、到底此の味ひを喩へることが出來ない、

則君不用其謀、陳見悃誠、則上不然其信、進仕不得施效、斥逐又非其愆、是故伊尹勤於鼎俎、太公困於鼓刀、百里自鬻、甯戚飯牛、罹此患也、『第四大段の第二小段なり、士の不遇の時に就いて言ふ、』

訓義　〔伊伊云云〕以下の故事、皆前に出づ、

講述　昔し賢者がまだ聖主に出遇はない時に於ては、計畫を立て策略を運らしても、主君は其謀を用ひず、誠心を吐露しても、上たる者、其信ずべきを信ぜず、之が爲に伊尹は鼎や俎を使ふ仕事に勤め、太公望は庖刀を舞して家畜を屠り、百里奚は自分を賣物に出し、甯戚は牛飼となつた、是れは皆此の禍ひに罹つたものである、

及其遇明君遭聖主也、運籌合上意、諫諍則見聽、進退得関其忠、任職得行其術、去卑辱奥渫而升本朝、離蔬釋蹻而享膏粱、剖符錫壤而光祖考、傳之子孫、以資說士、『第四大段の第三小段なり、士の登用の時に就いて言ふ、』

訓義　〔関〕あはれむなり、〔奥〕幽なり、人に知られざる境涯を言ふ、〔渫〕狎なり、人より輕んせらるゝこと、〔蹻〕繩にて作りたる履なり、〔膏粱〕膏は肉の肥えたるもの、粱は食の精なるもの、

講述　然るに賢者が明君聖主に遭遇することとなれば、計を運らすと云ふと上の意志に叶ひ、諫言をすると云ふと採用せられ、進んでも退いても其忠を憫まれ、官職を任かされて己れの伎倆を行ふことが出來、是れまでの卑しい不名譽な暗黒な、人より侮られる地位を去つて朝廷に升り、蔬食を離れ繩の履を脫いで旨い物を食ふ身分となり、朝廷より割符を剖きて土地を賜はつて祖先を輝かし、之を子孫に傳へて、遊說の士の資金に供するやうになる、

文法　「資說士」の句、解すべからず、或は說を悅として說くものありと雖も、亦通せず、姑らく疑ひを存す、

め給ふ所の機關である、それであるから愉快を以て之を受け、千廣い採用の道を開いて、天下の英物俊才を招き入れ給ふ次第である、

夫竭智附賢者、必建仁策、索遠求士者、必樹伯跡、第三大段の第一小段なり、賢士を用ふる成功を言ふ、

訓義　〔附〕親附するなり、なつけるなり、〔樹〕「たつ」と訓ず、〔伯〕霸に同じ、

講述　夫れ智慮を竭し賢人を近附ける君は、必ず仁政を行ふの策を建てるものであり、遠方まで探して士を求むる君は、必ず霸者たる所の功績を立てるものである、

昔周公躬吐握之勞、故有圄空之隆、齊桓設庭燎之禮、故有匡合之功、第三大段の第二小段なり、例證を擧ぐ、

訓義　〔吐握〕吐哺握髮、〔圄空〕圄は牢舍なり、空とは人なきなり、罪人なきを言ふ、〔庭燎之禮〕桓公、士の謁見を求むる者の爲に、かゞり火を焚けり、〔一匡九合〕一たび天下を匡し、九たび諸侯を糾合せしこと、

講述　昔し周公は、躬ら口に含んだ食物を吐き、洗ひつゝあつた髮の毛を握つてまでも、訪問の賢士を待たせずに面會せしため、罪人が少くなつて、牢舍も空虛に及んだと云ふ隆んな治世があり、又齊の桓公は、庭燎の禮を設けて天下の名士を引附けたが爲に、一匡九合の功があつた、

由此觀之、君人者、勤於求賢、而逸於得人、第三大段の第三小段なり、人君が賢を得たる後の利益を言ふ、

訓義　以上の事に由つて觀察すると云ふと、人君は賢人を求むる上には勤勞するが、已に其人を得たる以上は樂になるものである、

人臣亦然、第四大段の第一小段なり、本段の大綱、

講述　人臣たるものも亦其通りである、

文法　上の勤逸の意を承く、

昔賢者之未遭遇也、圖事揆策、

過都越國、蹶如歷塊、追奔電、逐遺風、周流八極、萬里一息、何其遼哉、人馬相得也、（第二大段の第二小段なり、馬を以て譬へとなす、）

訓義 〔吻〕馬口を謂ふ、〔齧膝乘旦〕共に良馬の名、〔靶〕轡なり、〔韓哀〕古への御を善くせしもの、〔影靡〕日影の疾く沒するなり、〔蹶〕勢よく迅速なること、〔遺風〕疾風、〔八極〕八方、〔遼〕遠なり、

講述 竝竝の人間が駑馬を御すると云ふと、やはり馬の口を傷めたり、鞭をだいなしにしたりして道は一向捗らず、胸は息ぜわしく、膚は汗が流れ、人は弱り馬は疲れてしまふ、然るに齧膝の名馬に乘り、乘旦の駿足を副馬として、王良が轡を執り、韓哀が車に附くと云ふと、自由自在に駈け廻り、其早きこと、日の影の急に無くなるやうであり、都を過ぎ國を越えることの神速なるは、宛も一の土の塊の間を通過すると同樣で、飛び走る電や早手の風を逐つて八方を遍歷し、萬里の間も一息で行くと云ふ始末、何と云ふ遠いことであるか、是れは人と馬と合ふからである、

文法 王良、韓哀は人を用ふるの權力ある者に喩へ、良馬は賢人に喩ふ、

故服絺綌之涼者、不苦盛暑之鬱燠、襲狐貉之煖者、不憂至寒之悽愴、何則有其具者易其備、賢人君子、亦聖主之所以易海內也、是以嘔喩受之、開寬裕之路、以延天下之英俊也、（第二大段の第三小段なり、賢人の聖主に必要なる所以を言ふ、）

訓義 〔絺綌〕葛かたびらなり、精なるを絺と曰ひ、粗なるを綌と曰ふ、〔鬱燠〕蒸し熱きこと、〔悽愴〕つめたきなり、〔易海內〕易は治の意、〔嘔喩〕和悅の貌、

講述 故に葛かたびらを著て居る者は、夏の眞中の蒸し熱いのに苦しまない、狐や貉の皮の暖かい衣を重ねて居る者は、極寒の冷氣を憂ふることはない、なぜならば、其機關のあるものは其備へが易いからである、それと同じく、賢人君子も亦聖君が海內を治

鋒、越砥歛其鍔、水斷蛟龍、陸剸犀象、忽如篲氾塵塗、如此則使離婁督繩、公輸削墨、雖崇臺五層、延袤百丈、而不溷者、工用相得也、『第二大段の第一小段なり、器を以て譬へとなす、』

訓義　〔趨舍〕擧措と云ふが如し、〔就〕「なす」と訓ず、〔砣砣〕勞力極まる貌、〔冶〕鍛冶師なり、〔干將〕名劍の名、〔樸〕鐵の未だ劍を成さゞるもの、〔淬〕劍を燒いて熱せしめ、之を水中に漬して鋭利ならしむるなり、〔鋒〕刃なり、〔越砥〕南越より出づる砥石なり、〔歛〕「とぐ」と訓ず、〔鍔〕亦刃なり、〔剸〕截なり、〔忽〕容易の意、〔離婁〕古への明目者、〔公輸〕古への工藝家、〔崇臺〕高臺なり、〔延袤〕廣さなり、〔溷〕淆なり、みだるなり、

講述　夫れ賢者は國家の道具である、若し國家の任用する處のものは賢人であるときは、仕事の手數が省けて其功果が普及する、譬へば道具が善く利くときは、力を用ふることは少くして效能は多い、故に工人が鈍い器械を用ひた場合は、筋骨を働かして朝から晩まで砣砣と骨折らねばならぬ、上手の鍛冶師が干將の地金を鑄るに、清い水を以て其刃を燒き、越國の砥石で其刃を磨ぐと云ふと、其能く切れることは、水中に於ては蛟龍を切斷し、陸地に於ては犀の角をも立ち割ることが出來、其容易さ加減は、箒で芥だらけの道路の塵を掃ふやうなものである、さうして見ると、離婁に繩を引かせ、公輸に其墨の附いた所を削らしたならば、縱令ひ高い臺が五階になつて居り、廣さが百丈ある大建築であつても間違ひのないわけは、工人と器械と善く合ふからである、

文法　「鈍器」は不賢に喩ふ、○「水斷蛟龍」の三句は、其器の利なることを極力形容したるものなり、

庸人之御駑馬、亦傷吻弊策、而不進於行、胸喘膚汗、人極馬倦、及至駕齧膝、驂乘旦、王良執靶、韓哀附輿、縱騁馳騖、忽如影靡、

夫荷旃被毳者、難與道純緜之麗密、羹藜唅糗者、不足與論太牢之滋味、第一大段の第一小段なり、譬喩なり、

訓義　〔荷〕負ふなり、〔旃〕氈、〔毳〕毛織物なり、〔純綿〕絹布、〔藜〕野菜、〔唅〕「くらふ」と訓ず、〔糗〕麥飯なり、〔太牢〕牛肉、

講述　夫れ毛氈を荷ひ毛織物を著て居るものは、絹布の美麗緻密なることを話し難い、藜の汁を吸ひ麥飯を食ふものは、太牢の旨き味を評するに足らない、

今臣僻在西蜀、生于窮巷之中、長於蓬茨之下、無有游觀廣覽之知、顧有至愚極陋之累、不足以塞厚望應明旨、雖然敢不略陳愚心而抒情素、第一大段の第二小段なり、前の譬喩を實說す、

訓義　〔僻在西蜀〕作者が蜀の人にして、益州の刺史たるを以て言ふ、〔蓬茨〕よもぎ、いばら、〔抒〕「のぶる」と訓ず、〔情素〕眞情と云ふが如し、

講述　今臣は、西方の蜀と云ふ邊鄙に罷在り、片隅の町に生れ、蓬や茨で葺いた屋根の下で生長したことゆゑ、方方を遊歷したり、廣く書物を見たと云ふやうな知識なく、反つて愚陋至極の疵がある。前の譬への通り迚も立派なものを談論する資格なければ、陛下の御望みを稱へ、御沙汰に應ずるに足り申さず、然しながら敢て槩略愚存を述べて、眞情を吐き申さざらんや、

記曰、恭惟春秋法、五始之要、在乎審己正統而已矣、此一小段は全く衍文なり、

夫賢者、國家之器用也、所任賢、則趨舍省而功施普、器用利、則用力少而就效衆、故工人之用鈍器也、勞筋苦骨、終日矻矻、及至巧冶鑄干將之樸、淸水淬其

が、斯かる時に、其術を取り收め、其智を引込め、呑氣に立退いて己れの主義を屈しないものこそ、誠に良き大工の頭領である、然るに若し或は其利得に迷ひ、恥を忍んで其仕事を捨てること出來ず、其本式を失ひ、主人の指圖に屈して己れの法を守ること出來ず、棟に撓みが出ても屋根が壞れても、我が罪ではないと曰ふならば、其れで濟むだらうか、其れで濟むだらうか、

文法　宰相たるもの、其意見用ひられざるときは當然職を去るべし、去らずして國家に禍あらば、其責を免れざることを譬へたるなり、

余謂梓人之道類於相、故書而藏之、梓人蓋古之審曲面勢者、今謂之都料匠云、余所遇者、楊氏、潛其名、第四大段なり、

訓義　〔曲面勢〕曲直、向背、形勢、

講述　余は、梓人の道は宰相と似て居ると思ふが故に、其事を書き留めて之を仕舞ひ置く、蓋し梓人とは、古への局面勢を審かにする者であつて、今日は之を都料匠と稱すると云ふことである、余の遇つた梓人は楊氏で、潛と云ふ名であつた、

聖主得賢臣頌　王褒

講題　此れ宣帝の詔を奉じて作りたるものなり、

大旨　聖王の賢臣を得ることは、此上もなき祥瑞なることを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「而抒情素」に至る、謙遜の辭を以て詔に應ずる所以を言ふ、第二大段は「記曰」より「以延天下之英俊也」に至る、賢者は國家の道具なることを言ふ、第三大段は「夫竭智附賢者」より「而逸於得人」に至る、聖主が賢臣を得たる效果を言ふ、第四大段は「人臣亦然」より「以資說士」に至る、君臣の遇合を言ふ、第五大段は「故世必有聖智之君」より篇尾に至る、臣主相得るの美を言ふ、

智、牽制梓人之慮、奪其世守、而道謀是用、雖不能成功、豈其罪邪、亦在任之而已』、第三大段の第一小段なり、任用せざるもの丶過を言ふ、

訓義　〔主爲室者〕人君に譬ふ、〔梓人〕宰相に譬ふ、〔道謀〕往來の人に相談すること、詩經小雅小旻に出づ、

講述　或人曰ふ、彼の家屋を作る人が、若し己れ一個の智慧を出して大工の考へに世話を燒き、大工が代代守り來つた建築法を拔きにして無關係の人の意見を用ふるならば、失敗は無論の事であるが、成就せぬからと云つて大工の罪であらうや、故に之を成就させようとするなら、大工に一任するより外はない、

文法　人君專ら相に任ずべきを言ふ、

余曰不然、夫繩墨誠陳、規矩誠設、高者不可抑而下也、狹者不可張而廣也、由我則固、不由我則圮、彼將樂去固而就圮也、則卷其術、默其智、悠爾而去、不屈吾道、是誠良梓人耳、其或嗜其貨利、忍而不能捨也、喪其制量、屈而不能守也、棟橈屋壞、則曰非我罪也、可乎哉、可乎哉』第三大段の第二小段なり、意見行はれざるに退かざるもの丶過を言ふ、

講述　余の云ふやう、さにあらず、夫れ繩墨も法式通りに竝べられ、規矩も法式通りに設備せられた上、高いからと云つて、之を下げて低くするわけにはゆかず、狹いからと云つて、之を張つて廣くするわけにゆかない、故に我が〔梓人〕仕方に由れば堅固であり、我が仕方に由らなければ破損すると云ふ場合に、主人たるものが勝手に模樣換へをなせば、是れ堅固にするを止めて破損する方を樂むと謂ふべきである

伊傅周召と曰つて、其下で働いた百官の勤勞は反つて記されない、猶梓人が己れの名を以て功を表し、道具を執つて働いた所の下手間は名を取ることの出來ないやうなものである、

大哉相乎、通是道者、所謂相而已矣。『第二大段の第七小段なり、相道の大なることを贊す、』

講述　何と云ふ大きなものであらう、宰相の職と云ふものは、今述べた仕方に通ずるものは、其れに限つて宰相と謂ふものである、

其不知體要者反此、以恪勤爲公、以簿書爲尊、衒能矜名、親小勞、侵衆官、竊取六職百役之事、听听於府庭、而遺其大者遠者焉、所謂不通是道者也、猶梓人而不知繩墨之曲直、規矩之方圓、尋引之短長、姑奪衆工之斧斤刀鋸、以佐其藝、又不能備其工、以至敗績用、而無所成也、不亦謬歟。『第二大段の第八小段なり、反論なり、』

訓義　〔听听〕欣欣に同じ、

講述　宰相であつて大體大要を知らないものは、此れに反し、唯精勤することを公務と心得、帳簿や文書を大切と心得、能を衒ひ名に誇り、自分で瑣細な勞力をなし、衆くの官職に立入つて六部百官の仕事を横取りし、役所の内に欣欣然として遠大なる事を遺すなどは、謂はゆる宰相の道に通じないものである、右は譬へて見るに、宛も梓人にありながら、繩墨の曲直も規矩の方圓も尋引の短長も理會せず、一寸多數の下手間の道具を奪つて其仕事を手傳ひ、又職工を揃へ置かないで、勞力を無にして成功せざると同樣である、何と間違つた次第ではないか、

或曰、彼主爲室者、儻或發其私

を自身に收むるやうなものである、

能者進而用之、使無所德、不能者退而休之、亦無敢慍、不衒能、不矜名、不親小勞、不侵衆官、日與天下之英才、討論其大經、猶梓人之善運衆工而不伐藝也、

第二大段の第五小段なり、類似の四、

講述　宰相は人を用ふるに、能者は引擧げて之を用ふるけれども、有難いと思はせない、不能者は退けて罷免するが、不平を抱かしめない、(是れ其人の適不適を以て標準とするからである)さうして、宰相其人は、己れの才能を衒はず、己れの名譽に誇らず、瑣細な務めを自身に行ふことなく、衆官の職事に立ち入らず、日に天下の英才と治國の大法を討論するは、猶梓人が善く多くの下手間を使ひこなして、自ら藝に誇らないやうなものである、

夫然後相道得而萬國理矣、相道既得、萬國既理、天下擧首而望曰、吾相之功也、後之人循跡而慕曰、彼相之才也、士或譚殷周之理者曰、伊傅周召、其百執事之勤勞而不得紀焉、猶梓人自名其功而執用者不列也、

第二大段の第六小段なり、類似の五、

訓義　〔伊傅周召〕殷の伊尹、傅說、周の周公旦、召公奭、

講述　夫れ以上のやうであつてから、宰相の資格は全く、萬國が治まるものと知れ、宰相の資格が全く、萬國が治まる以上、天下の者は、首を擧げ望んで曰うであらう、是れは吾が宰相の功であると、後世の人は、其跡に附き慕つて曰うであらう、彼れは宰相の才があつたと、士人が殷や周の政治を談ずるときは、

し、其上を下士となし、又其上を中士となし、上士となし、又其上を大夫となし、卿となし、公となし、分離的に言へば六職となり、區別的に言へば百役となり、外は四方の海に至るまで、卽ち地方機關としては方伯連帥あり、郡に郡守あり、邑に邑宰あり、何れも佐政と謂つて副官がある、其下に胥吏があり、又其下に嗇夫、版尹あつて、仕事に就く、之を大工に譬へて見れば、猶ほ多數の職工が己れの伎術を以て勞力に生活するやうなものである、

彼佐天子相天下者、擧而加焉、指而使焉、條其綱紀而盈縮焉、齊其法制而整頓焉、猶梓人之有規矩繩墨以定制也、第二大段の第三小段なり、類似の二、

講述　彼の天子を輔佐し、天下の宰相たる者は、才能を擧げて職を授け、指揮を與へて之を使役し、其取締りの箇條を立て事の次第に因つて或は加へ或は減じ、其規則を統一にして整頓するのは、猶梓人に規矩準繩等の機關があつて、設計を定むるやうなものである、

擇天下之士、使稱其職、居天下之人、使安其業、視都知野、視野知國、視國知天下、其遠邇細大、可手據其國而究焉、猶梓人畫宮於堵而績於成也、第二大段の第四小段なり、類似の三、

講述　天下の宰相たる者は、天下の士を擇んで各、其職に稱はしめ、天下の民を据ゑて其業を安んぜしめ、己れは朝廷の外へ出でざれども、都の治まる工合を視て都外の情態を知り、都外の治まり工合を視て一國の情態を知り、一國の治まり工合を視て天下の情態を知り、土地の遠近に拘はらず、事の大小となく、宰相は手に一枚の圖を執つて之を調べることの出來るのは、猶梓人が建築の圖案を堵に畫いて成功

勞心者歟、能者用而智者謀、彼其智者歟、是足爲佐天子相天下法矣、物莫近乎此也、『第二大段の第一小段なり、抽象的に梓人を評し、前後の過渡となす、』

講述　其後で歎ずるやう、彼の梓人は、恐らく手業を捨て心智を専一にして、能く物の大體大要を辨ずるものであらうか、自分の聞きたるに心を勞する者は人を使ひ、力を勞する者は人に使はれると、彼の梓人は、心を勞する者であらうか、藝能ある者は働き、智慮ある者は考へを出す、彼の梓人は智者であらうか、是れ天子を佐け天下の宰相となる人の法則となすことが出來る、物の譬へ、此れほど近いものはないのである、

彼爲天下者本於人、其執役者爲徒隷、爲鄉師里胥、其上爲下士、又其上爲中士、爲上士、又其上爲大夫、爲卿、爲公、離而爲六職、判而爲百役、外薄四海、有方伯連率、郡有守、邑有宰、皆有佐政、其下有胥吏、又其下皆有嗇夫版尹、以就役焉、猶衆工之各有執技以食力也、『第二大段の第二小段なり、梓人と宰相との類似の一、』

訓義　〔徒隷〕人夫、〔鄉師里胥〕一鄉一里の長、〔六職〕吏、戸、禮、兵、工、刑の六部、〔判〕分るゝ、〔薄〕『いたる』と訓ず、〔方伯連率〕率は帥に同じ、禮記の王制に云ふ、千里の外、方伯を設くと、又云ふ、十國を連とす、連に帥ありと、旗頭の如き者を謂ふ、唐の時に在つては、藩鎭節度使之に當る、〔佐政〕副官、〔胥吏〕雜務の屬官、〔嗇夫版尹〕嗇夫は訴訟、賦稅等を掌り、版尹は戸籍を掌る、

講述　彼の天下を治むるには、先づ人間を根本とする、其勞働を事とする者を徒隷とし、鄉師里胥と

進退焉、既成、書於上棟曰、某年某月某日某建、則其姓氏也、凡執用之工、不在列、余圜視大駭、然後知其術之工矣』第一大段の第二小段なり、梓人が心智を專らにし體要を知ることを敍す、

訓義　〔委〕積むなり、〔宮〕家屋と云ふが如し、〔進退〕出入り、〔圜〕めぐる、

講述　其後京兆の尹が官署を立派にしようとして、梓人に請負はしめたとき、自分は往いて立寄つた處、普請場には澤山の材木を積み重ね、大勢の下手間を召び集め、彼等の中には斧を持つ者もあれば鋸を持つ者もあり、何れも梓人の周圍を取卷いて、其方に向つて居つた、梓人は左に物差を持ち、右に杖を執り、己れは衆人の眞中に居り、棟木の耐重力をつもり、材目の使ひ道を察し、是れならばと云ふ處で、其杖を一振り振つて斧をと曰へば、彼の斧を執る者は奔つて右の方へ往き、振向きながら鋸をと曰へば、彼の鋸を執る者共何れも皆小股に駈け出して左に往く、俄かにして斧の方は切り始め、鋸の方は削り始めた處、何れも梓人の顏色を視、命令を待ち、敢て己が勝手に決斷するものなく、役に立たないものは、梓人腹を立てゝ之を逐ひ遣つても、亦不平を抱くものはない、建築の圖案を垣に畫くに、僅か一尺計りの內に十分設計を備へ、一毫一厘を計つて大建築を造營するに、伸び縮みなし、已に落成すると云ふと、上棟に何年何月何日誰某建と書くことであるが、其名前は卽ち梓人の姓名である、凡そ道具を手にして勞働する職工は、連名に乘らず、余は工場の有樣を巡回觀察して大に駭き、茲に彼れの術の實以て巧みであることを知つた、

文法　上棟云云は、梓人が將に將たる伎倆あることを側寫せしものにして、古人も、其含蓄を極め、下文の張本たることを言へり、○然後の一句は、竟に於て斷案なり、文に於て束住なり、

繼而歎曰、彼將捨其手藝、專其心智、而能知體要者歟、吾聞勞心者役人、勞力者役於人、彼其

「かんな」の如き名詞として用ふ、〔就〕なす、

講述　裴封叔の邸は光徳里に在り、然るに或る日大工の頭領其門を叩いて案内を求め、封叔の所有して居る明き家を借りて住ひたしと申込んだ、彼れの職とする所は、物差、定規、「ぶんまはし」、水盛、墨繩を用ふることであるに、家の内に砥石や斧のやうな大工の道具を蓄へず、何か出來るかと問ふに、彼れ答へて云ふ、能く材木を見立て、建築の仕組に隨ひ、高さ、深さ、圓方、四角方、短い、長い等の適宜を見取り、自身は指圖をなし、多くの下手間を働かして居る、自分がなくては、下手間が多人數であつても、一軒の家さへ滿足に仕上げることが出來ない、故に官府の扶持を被るときは、我れ下手間に三倍の祿を受け、又普通の家の仕事には、下手間の過半數に當る賃錢を受けるのであると、或る日、彼れの室に入つて見た處、其牀の足が缺けて居つた、然るに彼れは此れを修復することが出來ないで、外の大工に賴まうと申しましたから、余は甚だ之を笑ひ、扨も無能であつて、只祿を貪り金を取る奴であると思つた、

文法　大工の頭領が自ら己れの家具を修復することの出來ざる處を寫したるは、讀者の懷疑心を呼起して下文に注目せしむる所以にして、文家の蓄力法とは之を指すなり、

其後京兆尹將飾官署、余往過焉、委群材、會衆工、或執斧斤、或執刀鋸、皆環立向之、梓人左持引、右執杖而中處焉、量棟宇之任、視木之能、舉揮其杖曰斧、彼執斧者奔而右、顧而指曰鋸、彼執鋸者趨而左、俄而斤者斲、刀者削、皆視其色、俟其言、莫敢自斷者、其不勝任者、怒而退之、亦莫敢慍焉、畫宮於堵、盈尺而曲盡其制、計其毫釐而構大廈、無

より轉じて、木を治むるの器、卽ち大工道具を梓と曰ふ、梓人は大工の棟梁なり、作者、梓人を借りて宰相の道を論ず、但し梓人を宰相に譬ふることは柳子厚に始まるに非ず、唐の太宗嘗て魏徵に謂つて曰く、金の鑛に在る、何ぞ貴ぶに足らん、鐵を冶して器となせば、人之を寶とす、朕方に自ら金に比し、卿を以て良匠となさんと、

大旨　大工の頭領たる所以は、其手藝を捨て、其心智を專らにして、能く大體大要を知るに在ることを謂ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「然後知其術之工矣」に至る、梓人が百工を用ふるの妙術を敍す、第二大段は「繼而歎曰」より「不亦謬歟」に至る、宰相が百官を用ふる法を敍す、第三大段は「或曰彼主爲室者」より「可乎哉可乎哉」に至る、責任を論ず、第四大段は「余謂梓人之道類於相」より篇尾に至る、此の傳を作る所以を敍し、以て結となす、

裴封叔之第、在光德里、有梓人、款其門、願傭隟宇而處、所職尋引規矩繩墨、家不居礱斲之器、問其能、曰、吾善度材、視棟宇之制、高深圓方短長之宜、吾指使而群工役焉、捨我衆莫能就一宇、故食於官府、吾受祿三倍、作於私家、吾收其直太半焉、他日入其室、其牀闕足而不能理、曰將求他工、余甚笑之、謂其無能而貪祿嗜貨者、

第一大段の第一小段なり、梓人の手術なきことを敍す、

訓義　〔封叔〕名は瑾、柳子厚の姉夫なり、〔里〕行き止まりの狹き横町にして、其内一廓をなすもの、〔款〕叩く、〔傭〕賃借の意、〔隟〕隙の字の轉訛、〔尋引〕尋は八尺、引は十丈、物の長短を度る具、〔礱〕砥石、古へは大工之を用ひたるなり、〔斲〕けづる、此には斧又は

の第二小段なり、獨り子玉の事を詳説して證となす、

訓義　〔側席〕席に安んぜざるなり、

講述　故に楚の國は、南方の土地を打跨つて領有し、武裝する士卒百萬もあつたに拘はらず、鄰國は別に攻め難いともしなかつた、然る所、子玉が大將となると云ふと、流石の晉の文公も、坐するに一つ處に落著かない位に氣を揉み、彼れが死するに及んで、晉の君臣は之を祝した程である、

百萬之衆、不レ如二一賢一、故秦行二千金一以間二廉頗一、漢散二萬金一以疏二亞父一、『第二大段の第三小段なり、消極の方面より忠臣が社稷の衞たることを證す、』

訓義　〔秦行千金〕秦、韓を伐つ、韓の上黨、趙に降る、秦、趙を攻む、廉頗、長平に軍して出でず、秦人、千金を行ひ、反間をなして曰く、秦は獨り馬服君趙奢の子括が將となるを畏るゝのみと王括をして頗に代はらしむ、括秦の將白起に射殺さる、〔漢散萬金〕漢の高祖陳平に謂つて曰く、天下紛紛、何の時か定まらんや、平曰く、項王骨硬の臣は亞父の輩數人のみ、間を行ひ以て其心を疑はしめば、楚を破ること必せりと、王、平に黄金四萬斤を與へ、其出入を問はず、平多く反間を縱つ、羽大いに疑ふ、亞父怒つて去り、歸鄉の途に於て死す、亞父は范增はり、

講述　百萬と云ふ夥しき兵數も、一個の賢人に及ばない、故に秦は千金を出して、趙の賢將廉頗を離間し、漢は萬金を散じて、項羽の賢臣范增を疏んぜしめたのである、

文法　此の一小段あるが爲に、筆路周匝となる、

喜二立於朝一、陛下之光輝、傅氏之廢興也、『第三大段なり、』

講述　傅喜が朝廷に立つことは、陛下の御榮譽であつて、單に傅氏の興廢と云ふやうな小問題に之れあらうや、

梓人傳　柳子厚

講題　梓は木の名なり、或は木王と稱す、此れ

今以寢病、一旦遺歸、衆庶失望、　第一大段の第二小段なり、其去るを言ふ

訓義　〔遺歸〕官を罷めて郷里に歸らしむること、

講述　今般傅喜が病に臥した廉を以て俄かに其職を免じ、歸郷せしむることとなつたので、一般の人民は失望に及んだ、

皆曰、傅氏賢子、以議論不合於定陶太后故退、百寮莫不爲國恨之、　第一大段の第三小段なり、去るべき罪なくして去ることを言ふ、

訓義　〔百寮〕百官と云ふが如し、〔賢子〕賢人と云ふが如し、

講述　皆言ひ合ふやう、傅氏は賢人である、今度去つたのも、其實病氣の爲ではない、定陶太后と議論が合はない處から退いたのであると、何れも國の爲に之を殘念に思はぬものはない、

文法　「衆庶失望」と云ひ、「莫不爲國恨之」と云ひ、深く朝廷の失擧を示す所以なり、爲國の二字は前の憂國に應ず、

忠臣社稷之衞、魯以季友治亂、楚以子玉輕重、魏以無忌折衝、項以范增存亡、　第二大段の第一小段なり、忠臣が社稷の衞たる例證を擧ぐ、

訓義　〔季友〕左傳閔公二年に云ふ、成季の將に生れんとするや、桓公、楚丘の父をして之を卜せしむ、曰く男なり、其名を友と曰はん、公の右に在り、兩社に間し、公室の輔とならん、季子亡びば、則ち魯は昌えざらん、〔子玉〕楚の名臣なり、〔折衝〕前に出づ、

講述　忠臣は社稷の衞である、其證據には、魯の治まると亂るゝとは季友により、楚の輕いと重いとは子玉により、魏が敵の鋒を挫くは無忌により、項氏の存すると亡ぶるとは范增によつた、

故楚跨有南土、帶甲百萬、鄰國不以爲難、子玉爲將、則文公側席而坐、及其死也、君臣相慶、　第二大段

皆自小覆大、繇疎陷親、可不懼哉、可不懼哉、』第三大段なり、

訓義　〔繇〕由なり、

講述　以上は何れも小さな位地の者が大きな位地の人を顚覆し、關係の疎い者が關係の親しい人を陷れた事實である、懼れずにあられようや、懼れずにあられようや、

文法　利口云云に應ず、

餘說

通篇、事實を列擧し、煩を憚らず、鄒陽の獄中書と相類す、只主客を分敍せずして、首尾に主を置き中間に客を挿みたるは、奇構と謂はざるを得ず、

言傅喜書　何武

講題　傅喜、字は稚游、河內の溫の人、定陶太后の從弟にして太司馬たり、太后、喜をして政を輔けしむることを欲せず、師丹を以て太司馬に任ず、何武此の書を上つて之を諫め、傅喜尋で復用ひらる、

大旨　傅喜は忠臣なるが故に、其朝廷に在るは天子の德を輝す所以なるを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「百寮莫不爲國恨之」に至る、第二大段は「忠臣社稷之衞」より「以疏亞父」に至る、忠臣の國家の利害に關係することを言ふ、第三大段は「喜立於朝」より篇尾に至る、主意を述ぶ、

喜行義修潔、忠誠憂國、內輔之臣也、』第一大段の第一小段なり、先づ喜の人となりを言ふ、

訓義　〔內輔〕朝廷の輔佐、

講述　喜は行狀無瑕潔白であつて、忠誠國を憂ふる人なるゆゑ、實に內に居つて輔佐たるべき臣下である、

文法　單刀直入の法を用ふ、

なす、後、王薨ずるや、李園、春申君を害とし、之を刺し殺す、〔上官訴屈云云〕屈は屈原なり、前に出づ、〔趙高敗斯〕前に出づ、〔伊戻坎盟云云〕伊戻、太子の傅となり、寵なし、楚の客と盟つて宋を謀ると告げ訴へて、血を歃り盟書を加へて之を證す、公、故を以て痤を殺す、

講述　春秋以來、口先きを以て災難や失敗を招いた事實は多いことである、昔し子翬は桓公を殺さうとした結果、隱公の命が危く、欒書が郤氏を讒言した結果、晉の厲公は弑せられ、豎牛が仲を出奔さした結果、叔孫氏は命を失ひ、郈伯が季平子を惡く言つたため、昭公は國を逐ひ出され、費忌が婦人を楚王に納れたため、太子の建は脫走し、太宰嚭は吳子胥を讒言したため、吳王夫差は亡びてしまひ、李園が妹を進めたため、春申君は斃れることとなり、上官は屈原を訴へたため、楚の懷王は囚はれの身となり、趙高が李斯を陷れたため、秦の二世は縊られて死に、伊戻が太子を陷るべき盟を僞造したため、痤は殺されるに至つた、

文法　此の一小段は「春秋以來禍敗多矣」の一句より出づ、

江充造レ蠱、太子殺、息夫作レ姦、東平誅』　第二大段の第三小段なり、又主中の二人を擧ぐ

訓義　〔江充云云〕江充嘗て武帝に甘泉宮に扈從す、太子の家使、車馬に乘り、馳道の中を行くに逢ふ、充、之を吏に付して其不法を正さんとす、太子之を聞いて充に謝す、充聽かず、遂に之を奏聞す、後、武帝疾篤きに及び、充は、崩御の後、太子に殺されんことを恐れ、奏して云ふ、上の疾は、其祟、巫蠱（まじなひの祈禱）に在りと、巫蠱を以て太子を誣ひ、敗死に至らしむ、〔息夫作姦〕哀帝の時、無鹽の危山に石あり、自ら立つて道を開く、息夫、孫寵等と變を上り、東平王が其后と日夜祠祭して上を咒詛し、非望を求めんと欲すと告ぐ、東平王の夫妻及び伍宏等、皆之が爲に誅せらる、

講述　江充が巫蠱の事を造り設けたため、太子は殺され、息夫が姦計を運らしたため、東平王は誅せられた、

講述　書經には四個の罪人を放逐したることを記し、詩經には靑蠅を歌つた所の詩がある、

文法　此の二句を挾み、文勢をして緩ならしむ、

春秋以來禍敗多矣、昔子翬謀桓而魯隱危、欒書構郤而晉厲弑、豎牛奔仲、叔孫卒、郈伯毀季、昭公逐、費忌納女、楚建走、宰嚭譖胥、夫差喪、李園進妹、春申斃、上官訴屈、懷王執、趙高敗斯、二世縊、伊戾坎盟、宋痤死、〔第二大段の第三小段なり、客を擧ぐ、〕

訓義　〔子翬云云〕魯の公子翬、隱公に謂つて曰く、吾れ將に君の爲に桓公を殺さんとす、我れを以て太宰とせよと、公曰く、其少きが爲なり、今將に之に授けんとすと、翬懼れ、反つて隱公を譖して之を殺す、左傳隱公十一年に出づ、〔欒書云云〕欒書、楚の公子筏をして厲公に語げしめて曰く、鄢陵の戰ひ、郤至以爲へらく、必ず敗れんと、孫周を奉じて以て君に代へんとするなりと、公之を信じて三郤を亡ぼす、欒書因つて厲公を弑す、事は成公十七年に出づ、〔豎牛奔仲云云〕豎は宦者、牛は名、叔孫氏の脇腹の子なり、仲は正妻の子也、牛、仲を讒し、叔孫怒つて之を逐ふ、仲、齊に奔る、叔孫、病む、牛之を餓し殺す、〔郈伯毀季云云〕郈昭伯、季平子を毀る、昭公之を伐つて勝たず、因つて齊に出奔す、事は昭公二十五年に出づ、〔費忌納女云云〕楚の平王、太子建の爲に秦に娶る、無忌曰く、秦の女美甚しと、王に勸めて自ら之を納れしめ、因つて讒を構へ、其怨望して將に叛せんとするを言ひ、王をして之を殺さしむ、事は昭公十九年二十年に出づ、〔宰嚭云云〕前に出づ、〔李園進妹云云〕李園は春申君の舍人なり、其妹を春申君に進む娠むあり、妹をして春申君に謂はしめて曰く、楚王、子なし、百年の後將に兄弟を立てんとす、君、事を用ふる日久し、多く禮を王の兄弟に失へり、兄弟若し立たば、禍ひ將に身に及ばんとす、今妾、子あり、人知るなし、若し妾を王に進め、男を生むとあらば、則ち君の子、王とならんと、春申君乃ち之を王に進む、後に男を生む、立てゝ太子と

は「仲尼」云云の一句なり、第二大段は「蒯通一說」より「東平誅」に至る、主客を併せて其禍敗を取りたることを論ず、第三大段は「皆自小覆大」より篇尾に至る、其害の懼るべきことを言ふ、

仲尼惡利口之覆邦家、『第一大段なり、』

訓義　〔仲尼云云〕論語陽貨篇に出づ、

講述　昔し仲尼は、巧辯の者が國家を顛覆することを惡まれた、

文法　先づ此の一語を掲げて下の實例を起す、

蒯通一說而喪三儁、其得不亨者幸也、伍被安於危國、身爲謀主、忠不終而詐讎、誅夷不亦宜乎、『第二大段の第一小段なり、主中の二人を擧ぐ、』

訓義　〔蒯通〕卽ち蒯徹なり、漢人、武帝の名を避け、通の字を以て之に代へたるなり、〔喪三儁〕儁は俊なり、蒯徹遊說の結果、酈食其烹られ、田横敗れ、韓信驕る、〔亨〕烹に同じ、〔伍被〕楚人なり、材能を以て稱せられ、淮南中郎となる、淮南王、陰に邪謀あり、被數微諫すれども王聽かず、被曰く、必ず已むを得ずんば臣愚計あり云云と、後、事發覺して誅せらる、

講述　蒯通は一たび游說して三人の俊傑を亡ぼした、彼れが烹殺されなかつたのは誠に仕合せである、伍被は危險の邦に身を落ち著け、自ら叛逆の參謀長となり、其忠義を全うせずに、詐術を以て漢の讎をなしたのであるから、彼れの誅戮せられたのも何と尤もの事ではないか、

文法　伍被の誅せられたることを擧げて、蒯通の免れたるは僥倖に過ぎざることを示す、

書放四罪、詩歌靑蠅、『第二大段の第二小段なり、引證を以て讒人佞人の惡むべきことを示す、』

訓義　〔書放四罪〕書は書經なり、四罪を放つとは、舜が共工を流し、驩兜を放ち、三苗を竄し、鯀を殛せしを言ふ、〔詩歌靑蠅〕詩は詩經なり、其小雅に靑蠅の篇あり、其首章に曰く、營營靑蠅止於樊、愷悌君子、無信讒言と、蓋し蠅は物を汚すが故に、佞人の善惡を變亂するに喩へたるなり、

云ひ、天下の傑物でないものはなく、彼等は何處でも居た所の國に於て卿相の位地を取らぬことはなかつた、

文法　先づ揚筆を用ふ、

然張耳陳餘、始居約時、相然信以死、豈顧問哉、及據國爭權、卒相滅亡、何鄉者相慕用之誠後相倍之戾也、豈非以利哉、』第二大段なり、

訓義　〔約〕貧賤を謂ふ、〔然信〕然諾相信ずるなり、〔顧問〕顧慮と云ふが如し、〔慕用〕親んで結託すること、〔倍〕「そむく」と訓ず、

講述　然れども張耳、陳餘の二人は、最初貧窮の境涯に居つた時には互ひに信義を守り、それが爲に死をも顧みなかつた、然るに一國に據つて權を爭ふ段となつては、卒に亡ぼし合ふやうな始末となつた、どうして前には互ひに親愛信賴することが誠實であつたのに、後に於ては互ひに反對することが斯くも非道であつたのであるか、何と利の爲ではあるまいか、

文法　抑筆を用ふ、

名譽雖高賓客雖盛、所由殆與太伯延陵季子異矣、』第三大段なり、

講述　縱令ひ名譽は高くとも、客を養つたことが盛んであつたとても、彼れの徑路は、昔し始終信義を守つた所の太伯や延陵の季子とは違つて居る、

文法　「名譽雖高」の句は「所稱賢者」の句に應ず、〇「賓客雖盛」の句は「賓客斷役」の句に應ず、

蒯伍江息夫傳贊

班孟堅

講題　此れは漢書に在り、蒯は蒯徹、伍は伍被、江は江充、息夫は息夫躬、

大旨　四人の辯口を以て、國家に禍せしことを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段

講述　二人が旅人となつて秦に入ることとなり、引繼いて大臣宰相の位を取り、功業を天下に示したのは、實際二人が、前に說いた所の山東の國と秦との强弱の勢ひが異なつて居つて、秦が强國であつたからである、卽ち長袖善く舞ひ多錢善く賈ふの諺の通りである、

然士亦有遇合、賢者多如此二子、不得盡意、豈可勝道哉、『第四大段なり、』

講述　さは言へ、士に運と云ふものがあつて、此の二人のやうな賢者でも、目的を達しなかつた者が多い、何と言ふに忍びようや、

然二子不困厄、惡能激乎、『第五大段なり、』

講述　さりながら、二人が困難しなかつたならば、何で憤慨して秦に入り、立身することがあらうや、

餘說

一篇、三個の然の字を用ひて、轉換をなす、

張耳陳餘列傳贊

司馬遷

大旨　張耳、陳餘の交は利に本づきしが故に、變ぜざる能はざりしことを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「無不取卿相者」に至る、二人の賢と稱せらるゝ所以を言ふ、第二大段は「然張耳陳餘」より「豈非以利哉」に至る、其交の全からざる所以を言ふ、第三大段は「名譽雖高」より篇尾に至る眞の賢者に非ざるを言ふ、

太史公曰、張耳陳餘、世傳所稱賢者、其賓客厮役、莫非天下俊桀、所居國無不取卿相者、『第一大段なり、』

訓義　〔厮〕薪を割り馬を養ふもの、

講述　太史公云ふ、張耳、陳餘は、世間で賢者と言ひ傳へて居る人であるが、成程其客分と云ひ、僕從と

范雎蔡澤列傳贊

司馬遷

大旨　二人の立身は、困厄の結果なることを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「信哉是言也」に至る、引證なり、第二大段は「范雎蔡澤世所謂一切辯士」より「力少也」に至る、其不遇なりしは、游説の相手の無力なりし爲なることを言ふ、第三大段は「及二人羇旅入秦」より「固彊弱之勢異也」に至る、二人の功業を立てたるは强秦の力に因ることを言ふ、第四大段は「然士亦有偶合」より「豈可勝道哉」に至る、遇と不遇とは自ら天命あることを言ふ、第五大段は「然二子不困厄惡能激乎」の一句とす、主意を出す、

太史公曰、韓子稱長袖善舞、多錢善賈、信哉是言也、（第一大段なり、）

訓義　〔韓子〕韓非子なり、此の語は五蠹篇に出づ、

講述　太史公云ふ、韓非子は、長い袖を著けた者は善く舞を舞ひ、多く金錢を有つ者は善く賈ふと申して居るが、此れは何とも實際の言である、

范雎蔡澤、世所謂一切辯士、然游説諸侯、至白首無所遇者、非計策之拙、所爲説力少也、（第二大段なり、）

訓義　〔一切〕權宜を謂ふ、刀を以て物を切り、只同形式を主とし、長短縱横を顧みざるが如し、

講述　范雎と蔡澤とは、世間の謂はゆる權變的の辯士である、然るに諸侯に游説して、白髮の年に至るまで氣に入られる所がなかつたのは、强ち彼等の計策の拙であつた爲ではない、説いた相手の力が足らなかつたからである、

及二人羇旅入秦、繼踵取卿相、垂功於天下者、固彊弱之勢異也、（第三大段なり、）

訓義　〔羇旅〕旅人となること、

講述　太史公云ふ、詩經に下の如く云つてある、高い山は仰いで見、大いなる行ひは之を行ふと、縱令ひそこまで行き著くことが出來ぬにせよ、心は其方に歸向して居る、

文法　高山、景行は、共に孔子に譬へたるなり、○先づ詩を引いて、徐徐說き起す處、文氣甚だ寛なり、

余讀孔氏書、想見其爲人、適魯觀仲尼廟堂車服禮器、諸生以時習禮其家、余祗回留之不能去云、『第二大段なり、』

訓義　〔祗回〕祗は敬なり、回は立ち巡るなり、〔云〕是の如しの意、

講述　自分は、孔氏の書き殘された書物を讀んで其人格を想像し、孔子の居られた魯の國に赴いて、仲尼の廟やら堂やら、當時用ひられた所の車や衣服や、禮式の道具やを觀て、益〻昔しを忍び、又諸生等の情況を察した處、何れも場合場合に禮をば其家にて修業して居つた、自分は敬意を拂ひ立ち巡りつゝ、其所に留まつて去ることが出來なかつた、

天下君王至于賢人衆矣、當時則榮、沒則已焉、孔子布衣傳十餘世、學者宗之、自天子王侯、中國言六藝者、折中於夫子、可謂至聖矣、『第三大段なり、』

訓義　〔折中〕折は斷なり、中は當なり、其物を判斷して之を用ひ、適度の處に相當せんことを欲するなり、

講述　天下中の君主より賢人に至るまで、隨分數の多いことであるが、生きて居る當時は榮えて居つても、歿すれば其れきりになつてしまふ、然るに孔子は、布衣の身分でありながら、現今まで十餘代を傳へ、學者が之を本尊と仰ぎ、天子王侯を首として中國の六藝を言ふものは、孔夫子を歸納點とするに因れば、此の上もない聖人と申して宜しい、

使人耳聞雅頌之音、目視威儀之禮、足行恭敬之容、口言仁義之道、故君子終日言而邪辟無由入也、』第五大段なり、

訓義 〔庭〕堂前の廣場なり、

講述 夫れ古へは天子と云ひ、諸侯と云ひ、鐘や磬の音を聽き續けて、音樂が庭を離れたことがない、卿、大夫は琴瑟の音を聽き續けにして、音樂が前を離れたことがない、道義を養つて淫佚を防ぐ爲である、一體淫佚と云ふことは禮の無い所から出來る、故に聖德のある君主は、人をして耳に雅頌の正しい音を聽き、目に威儀の禮を視、足に恭敬の容を行ひ、口に仁義の道を言はしめる、故に君子は、一日中話を仕續けて邪僻の事は心に入らぬ、

餘說

遷者鄒東郭、此の文を評して云ふ、馬遷、樂の精を究めて、以て論を立つ、意思淵造にして詞法婉微、三復之を讀んで、始めて其趣きを得、學者必ず此の論を識り、而して後以て名家の作を語るべし、

孔子世家贊　司馬遷

講題 此れも亦史記の中に在り、

大旨 孔子の至聖なることを言ふ、

大段落 凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「然心鄉往之」に至る、想像を述ぶ、第二大段は「余讀孔氏書」より「留之不能去云」に至る、實見を述ぶ、第三大段は「天下君王」より篇尾に至る、孔子の至聖たる所以を言ふ、

太史公曰、詩有之、高山仰止、景行行止、雖不能至、然心鄉往之、』第一大段なり、

訓義 〔詩〕小雅車舝篇、〔仰止〕止は助語、意義なし、〔景〕大なり、明なり、〔鄉〕向に同じ、

訓義　〔惻隱〕氣の毒にして堪へられぬ心持を謂ふ、

講述　琴の長さは八尺一寸であるが、是れは正しい寸法である、其絃の大きいのを宮音とする、さうして中央に在るのは君に象る次第である、商音の弦は右の方に張つて居り、其外、大小の弦が段段と張られ、其順序の亂れない所は、則ち君臣の位地の正しい表章である、故に宮音を聞くときは、人の心が打ち解けて寛大となり、商音を聞くときは、人の心が規帳面で義を好むやうになり、角音を聞くときは、人の心が憐み深くして人を愛するやうになり、徵音を聞くときは、人が善事を樂んで施しを好むやうになり、羽音を聞くときは、人が行儀宜しく禮を好むやうになる、

文法　「君臣」云云は前段の「外異貴賤」を承け、「使人整齊而好禮」は下の「夫禮由外入」を起す、

夫禮由外入、樂自内出、故君子不可須臾離禮、須臾離禮、則暴慢之行窮外、不可須臾離樂、須臾離樂、則姦邪之行窮内、故樂音者君子之所養義也』第四大段なり、

訓義　〔須臾〕暫時なり、

講述　夫れ禮は外、卽ち對人的より入り、樂は内、卽ち情感的より出づるものである、故に君子は暫時の間も禮を離れることが出來ない、暫時たりとも禮を離れるときは、外に對して暴慢の行ひは極度に達する、又君子は暫時の間も樂を離れることが出來ない、暫時たりとも樂を離れるときは、内に於ける姦邪の行ひが極度に達する、故に樂と云ふものは、君子が義を養ふ所のものである、

夫古者天子諸侯聽鐘磬、未嘗離於庭、卿大夫聽琴瑟之音、未嘗離於前、所以養行義而防淫佚也、夫淫佚生於無禮、故聖王

故音樂者所以動盪血脈、通流精神而和正心也、故宮動脾而和正聖、商動肺而和正義、角動肝而和正仁、徵動心而和正禮、羽動腎而和正智、故樂所以内輔正心而外異貴賤也、上以事宗廟、下以變化黎庶也、』（第二大段なり、）

訓義　〔宮、商、角、徵、羽〕五音なり、清濁高下に因つて此の別あり、〔黎庶〕一般の人民、

講述　正しい所の敎へは何れも音響から始まるもので、音響の正しい結果、行ひが正しくなる、故に音樂と云ふものは血脈の運動を促し、精神を開通して、正しい心の調子を善くする所のものである、されば宮音は脾臓を動かして正しい德を和げ、商音は肺臓を動かして正しい義を和げ、角音は肝臓を動かして正しい仁を和げ、徵音は心臓を動かして正しい禮を和げ、羽音は腎臓を動かして正しい智を和げる、故に音樂と云ふものは、内的に於て正しい心を補ひ、外的に於て貴賤を差別するものであり、上は之を以て宗廟の神靈に事へ、下は之を以て一般人民の氣風を變化する、

文法　五音を以て五臟に配當して、其働きを論じたるものなり、

琴長八尺一寸、正度也、弦大者爲宮、而居中央、君也、商張右傍、其餘大小相次、不失其次序、則君臣之位正矣、故聞宮音、使人温舒而廣大、聞商音、使人方正而好義、聞角音、使人惻隱而愛人、聞徵音、使人樂善而好施、聞羽音、使人整齊而好禮、』（第三大段なり、）

就義難、公亦可以察某之心矣、』第四大段なり、

訓義 〔司馬子長〕子長は遷の字、

講述 司馬子長が申したことがある、人として誰れも死なないものはない、併し其死が事によれば泰山より重く、殊によれば鴻毛より輕いと、先民が此の説を廣めて云ふには、一時亢奮的に死に赴くことは易いが、從容とおちついて義の方に就くのは難いと、公も此れに由つて拙者の心を御察しあれ、

續文章軌範卷之七

小心文

樂書贊　司馬遷

講題 史記の樂書の後序なり、

大旨 音樂の德の稱揚すべきことを言ふ、

大段落 凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「將欲爲治也」に至る、樂の目的を言ふ、第二大段は「正教者皆始於音」より「下以變化黎庶也」に至る、樂の功用を言ふ、第三大段は「琴長八尺一寸」より「使人整齊而好禮」に至る、樂の心情に及ぼす變化を言ふ、第四大段は「夫禮由外入」より「故樂音者君子之所養義也」に至る、君子は禮と共に樂を離るべからざることを言ふ、第五大段は「夫古者天子諸侯聽鐘磬」より篇尾に至る、聖王の禮樂を重んじて邪辟の行ひを防ぐ所以を言ふ、

太史公曰、夫上古明王擧樂者、非以娛心自樂、快意恣欲、將欲爲治也、』第一大段なり、

訓義 〔擧〕爲すなり、行ふなり、

講述 太史公云ふ、古代に於ける明智の君王が音樂をなす目的は、其れを以て心を慰めて自分の樂みとしたり、心持を愉快にし情慾を恣にしようと云ふのではない、世の中を治めようとする爲である、

正教者皆始於音、音正而行正、

し、拙者を大元の隱士と呼んでも宜しい、輪と云へば輪となり、彈と云へば彈となり、造化の成行き次第、蟲の臂となるも鼠の肝となるも、天の付與するまゝである、

文法　一生此の如くなるべきを言ふ、

若貪戀官爵、昧于一行、縱大元仁恕、天涵地容、哀憐孤臣、不忍加戮、某有何面目見大元乎、』第三大段の第一小段なり、官を受くるの不可なるを言ふ、

訓義　〔昧于一行〕大義に昧く、向う見ずに進むこと、

講述　若し官爵を慾望し、大義に暗く、直前するやうな事をせば縱令ひ大元の朝廷が仁恕であつて、天地の物を受け入れるやうに孤立の臣を憐れと思はれて、誅戮を加へるに忍びないとしても、拙者に於ては何の面目があつて大元の人に遇はれ申さうや、

某與太平草木同沾聖朝之雨露、生稱善士、死表于道曰宋處士謝某之墓、雖死之日、而生之年、感恩感德、天實臨之、』第三大段の第二小段なり、本意を言ふ、

訓義　〔道〕墓道なり、

講述　拙者は太平の御世の草木と同じやうに、聖明なる朝廷の雨露にも比すべき恩澤に沾ひ、生きては善士と云はれ、死しては墓場の道に碑を立てゝ、宋の處士謝某の墓と書かれたならば、本望の至りであつて、死んでも生きて居ると同然の幸ひであつて、大元の恩德を有難く思ふことは、天も照臨あれ、僞りのない表白である、

文法　死しても宋を忘れさるを言ふ、

司馬子長有言、人莫不有一死、死或重於泰山、或輕于鴻毛、先民廣其說曰、慷慨赴死易、從容

篇の首腦、○薇や芝や蕨糲の比に非ず、西山や商山や名地の比に非ず、彼れ猶恩を知る、我れ豈に感ぜざらんやとの意なり、

大元之赦某數矣、某受大元之恩、亦厚矣、若效魯仲連蹈東海而死則不可、今既爲大元之游民矣、』第一大段の第二小段なり、一種例外の身分なることを言ふ、

訓義　〔赦某〕枋得嘗て元の將呂師夔を江東に迎へ戰つて敗る、姓名を變じて唐石山に奔る、元の甲申の歲、詔あつて、事ふる所に忠なる者は悉く之を宥す、

講述　大元が拙者を赦せしことは毎度であり、拙者が大元の恩を受けたのも厚いことである、魯仲連の眞似をして、東海を踏んで死するやうな事をするのは宜しからず、そこで已に大元の游民となつて居る、

文法　魯仲連にも倣はず、さればとて秦の民たることも願はぬと云ふ意にして、遊と云ふは世間に無關係なることなり、

莊子曰、呼我爲馬者、應之以爲馬、呼我爲牛者、應之以爲牛、世之人有呼我爲宋之逋播臣者、亦可、呼我爲大元遊惰民者、亦可、呼我爲宋頑民、亦可、呼我爲大元之逸民者亦可、爲輪爲彈、與化往來、蟲臂鼠肝、隨天付與、』第二大段なり、

訓義　〔莊子曰〕莊子天道篇に出づ、〔逋播臣〕逃亡人、〔爲輪爲彈〕莊子太宗師篇の語、

講述　莊子に言つてある、自分を呼んで馬だと云ふ者があれば、その通り馬であると之に答へ、自分を呼んで牛だと云ふ者があれば、その通り牛であると云つて之に答へると、世間の人が拙者を宋の逃亡者と呼んでも宜しいし、拙者を大元の遊惰の民と呼んでも宜しい、拙者を宋の頑固の民と呼んでも宜しい

ば、臣は其時こそ御召しに應じて官吏となり、生きては、陛下の爲に此の首を失ふも惜むに足らず、死しては、昔し草を結んで仇を防いだ老人のやうに御恩を報じ奉るべし、臣、犬馬の主人に對するが如き恐懼の念に堪へず、謹んで此の表を以て奏聞に及ぶ、

謝枋得　郤聘書

講題　本集には、奉宰相劉忠齋書に作る、枋得、宋に仕へて、江西招諭使知信州たり、宋已に亡ぶ、元の世祖至元二十五年、福建行省參政管如徳、朝旨を奉じて江南に往き、人材を求む、尚書劉夢炎乃ち枋得を薦む、枋得此の書を遺つて卒に行かず、

大旨　元の逸民となり、仕へずして節を全うせんとするの志を言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「今既爲大元之游民矣」に至る、己れ已に元の處士となり、敢て元を厭ふに非ざるを言ふ、第二大段は「莊子曰」より「隨天付予」に至る、名の何如を問はざるを言ふ、第三大段は「若貪戀官爵」より「天實臨之」に至る、斷じて仕ふべからざるを言ふ、第四大段は「司馬子長有言」より篇尾に至る、死せざる所以を言ふ、

夷齊雖不仕周、食西山之薇、亦當知武王之恩、四皓雖不仕漢、茹商山之芝、亦當知高帝之恩、況蒸藜含糲于大元之名地乎、

第一大段の第一小段なり、元の恩に感ずべき理なるを言ふ、

訓義　〔藜〕「あかざ」なり、〔糲〕粗米、

講述　伯夷、叔齊は、周に仕へなかつたが、西山の薇を食つて居つた以上、是れとて武王の恩を知るのが當然である、漢の四皓は漢に仕へなかつたが、商山の芝を茹つて居つた以上、是れとて高祖の恩を知るのが當然である、況んや藜でも粗米でも、大元の名だたる土地に於て蒸し食ふ者に於てをや、

文法　先づ兩個の仕へざりし人を提出す、是れ一

つて居る次第、之がため臣は勤めに勤め、祖母の扶養を止めて遠く離れることが出來ない、

文法　此の處、善く情を陳ぶ、

臣密今年四十有四、祖母劉今年九十有六、是臣盡節於陛下之日長、報劉之日短也、烏鳥私情、願乞終養、臣之辛苦、非獨蜀之人士、及二州牧伯、所見明知、皇天后土、實所共鑒、願陛下矜愍愚誠、聽臣微志、庶劉僥倖、卒保餘年、臣生當隕首、死當結草、臣不勝犬馬怖懼之情、謹拜表以聞、第四大段なり、

訓義　「烏鳥私情」烏鳥は烏と鳥とに非ずして、「からす」を謂ふ、烏は謂はゆる反哺の孝あるを以て、之を引く、「二州」梁州及び益州、「牧伯」太守の榮達なり、「結草」春秋の時、魏武子に妾あり、武子病みしとき、其子の顆に云ふやう、我れ死せば此の妾を嫁せよと、已にして病危篤となるや又曰く、殺して殉とせよと死するに及び、顆は以爲へらく、寧ろ父の正氣の時の命に從はんと、遂に之を嫁す、秦晉の戰ひに及び、老人の、草を結んで杜回を防ぐを見る、回躓いて仆る、因つて之を獲たり、後顆の夢に、老人現はれて云ふやう、我れは君の嫁せし所の婦人の父なり、君、先人の正氣の時の命に從ふ、故に其恩を報ぜしなりと、

講述　臣密は今年四十四歳にて、祖母の劉は今年九十六である、是れ臣が仕へて陛下に忠節を盡す日は長く、祖母に恩義を報ゆる日は短いわけである、自分は烏が反哺すると同樣の私情があるから、何卒祖母の終るまで奉養いたしたし、臣の苦辛は、獨り蜀の人士及び二州の太守に明かに知られて居るばかりでなく、天地も昭覽あることであるから、願はくは陛下、臣が愚誠を不憫に思召し、臣の微志を聽屆け給へ、どうやら祖母が幸ひに滯りなく餘年を終り申さ

豈敢盤桓、有所希冀、 第三大段の第一小段なり、己れ就職を欲せざるに非ざることを言ふ、

訓義 〔僞朝〕蜀を謂ふ、〔郎署〕尙書郎たりしを以て言ふ、〔不矜名節〕矜は尊大なり、名節を高尙にするに非ざるを云ふ、〔俘〕俘虜の俘なり、〔盤桓〕進まざるの貌、

講述 臣は少きときより僞りの朝廷に事へ、郎官の役所に於て諸職を勤めたことがある、元來官途の立身を心懸けて居るので、隱士とか高士とか云ふ名譽節操を自慢にする次第ではない、今臣は亡國の降參人で、此の上もない微陋の身分でありながら誤つて拔擢を蒙つたことであるから、何もぐづつて別に希望する所が之れあり申さうや、

文法 密は、蜀の遺臣を以て、堅く仕官を辭するが故に、晉が其名節を以て自ら矜ることを疑はんを恐れ、此の語をなしゝなり、○「僞朝」の字は、古來頗る謗議あり、晉に對して斯く稱せざるを得ずとの說あれども、僞の字を用ひずとも別に稱すべき名なきに非ず、此の一字は密が世に媚ぶるの志あるを見るに足る、一說に、僞の字は本と荒の字なりと云ふも、是れ亦貶辭なり、以て回護するに足らず、

但以劉日薄西山、氣息奄奄、人命危淺、朝不慮夕、臣無祖母、無以至今日、祖母無臣、無以終餘年、母孫二人、更相爲命、是以區區不能廢遠、 第三大段の第二小段なり、祖母と離るゝ能はざる理由を言ふ、

訓義 〔日薄西山〕薄は迫なり、夕方を以て祖母の死際に近きを譬ふ、〔奄奄〕將に絕えんとする貌、〔危淺〕危は落ち易く、淺は拔け易きなり、〔區區〕勤勤と云ふが如し、

講述 但だ考へ見るに、祖母の劉は臨終が已に近く、息も絕え絕えに之れあり、人の壽命と申すものは脆いもので、朝に晚の事が計られぬ位、臣は祖母がなかつたならば、今日までは生きて居られず、祖母は臣がないならば、餘年を穩かに終ることが出來ないと云ふ風に、祖母と孫との二人が互ひに命の杖柱とな

因つて臣は委細表を上つて奏聞に及び、辭して其役に就かなかつた次第である、

詔書切峻、責臣逋慢、郡縣逼迫、催臣上道、州司臨門、急於星火、臣欲奉詔奔馳、則以劉病日篤、欲苟順私情、則告訴不許、臣之進退、實爲狼狽、『第二大段の第三小段なり、進退兩つながら難きを言ふ、』

訓義　〔切峻〕急切にして嚴峻、〔逋慢〕逋は緩、慢は倨、〔狼狽〕狼は前二足長く後二足短く、狽は前二足短く、後二足長し、狽は狼なければ立たれず、狼は狽なければ行かれず、

講述　然るに詔は嚴急であつて、辭退の御許しなく、臣の緩怠不敬の罪を責められ、郡や縣からは臣の出立を督促し、州の役人は、臣の門に出張して、逐ひ立つることは星火の飛ぶより急である、臣は詔を奉じて馳せ參せんとすれば、何如せん、祖母劉氏の病が危篤であり、兎も角私情に順つて辭さうとすれば、何ほど告訴しても許されず、臣の進退は兩つながら困難なること、狼狽同然である、

文法　「察臣」「擧臣」「拜臣」「除臣」「責臣」「催臣」を連用し、文法錯落、

伏惟聖朝以孝治天下、凡在故老、猶蒙矜育、況臣孤苦、特爲尤甚、『第二大段の第四小段なり、哀憐を蒙るべき事情なるを言ふ、』

訓義　〔凡在故老云云〕舊臣の衰老する者を憐み育し、強ひて仕へしめず、其子をして孝養を盡すことを得しむるを言ふ、

講述　伏して惟ふに、聖朝は孝を以て天下を治め給ひ、凡そ故老等に至つては憐愍養育を蒙る、まして臣の孤立にして困苦なるの甚しきに於てをや、

文法　上を承け下を起す、

且臣少事僞朝、歷職郎署、本圖宦達、不矜名節、今臣亡國賤俘、至微至陋、過蒙拔擢、寵命優渥、

は大功、小功の別あり、大功は九箇月、小功は五箇月、〔彊近〕強ひて親み近づくなり、〔煢煢〕孤獨の貌、〔子〕單なり、

講述　臣は、伯父も叔父もない上に、又兄弟とてもなく、家運は衰へ福分は薄く、年を取つてから子供が出來たので、是れはまだ役に立たず、外には一箇年九箇月、又は五箇月の喪を服すべき血緣や、強ひて近しくすべき親族なく、内には取次ぎをする小さい童子もをらず、煢煢と獨りぼちで、形と影と問ひ慰むる外、絶えて相手がない、それに祖母の劉は、早くから病氣に罹り、常に床の上に起き臥しする有樣である、臣は側に居て藥を進めて看病し、少しも傍を離れたことはない、

文法　下の「無臣無以終餘年」を伏す、

逮奉聖朝、沐浴清化、前太守臣逵、察臣孝廉、後刺史臣榮、擧臣秀才、臣以供養無主辭不赴、第二大段の第一小段なり、前に一度陳情したるを言ふ、

訓義　〔供養無主〕祖母の供養を主るもののなきこと、

講述　聖朝の晉を戴き、清き政化に沾ふこととなつた後、前の太守の臣逵は、臣を孝廉の科に見立て、後の刺史の臣榮は、臣を秀才の科に擧げたことがあつたが、臣は、祖母を養ふ人がない爲に辭して參らなかつた、

會詔書特下、拜臣郎中、尋蒙國恩、除臣洗馬、猥以微賤、當侍東宮、非臣隕首所能上報、臣具以表聞、辭不就職、第二大段の第二小段なり、前に又一度陳情したるを言ふ、

訓義　〔除洗馬〕除とは、故官を除き、新官に就くを言ふ、洗馬は太子の屬官、〔猥〕頓になり、〔隕〕落なり、

講述　丁度詔書が特に下つて、臣を郎中の官に任命があり、尋いで又國家の恩命により、洗馬に除すとの御沙汰を蒙り、俄かに微賤の身を以て東宮に出勤することとなつたが、是れは臣が首を失ふやうな忠勤を擢んでた所で、御恩報じの出來ることではない、

は篇首より「未嘗廢離」に至る、祖母との關係を言ふ、第二大段は「逮奉聖朝」より「特爲尤甚」に至る、任命の辭令の爲に困却の事情を言ふ、第三大段は「且臣少事僞朝」より篇尾に至る、情願を言ふ、

臣密言、臣以險釁、夙遭閔凶、生孩六月、慈父見背、行年四歲、舅奪母志、祖母劉、愍臣孤弱、躬親撫養、臣少多疾病、九歲不行、零丁孤苦、至于成立、『第一大段の第一小段なり、祖母に養育せられたるを言ふ、』

訓義　〔險釁〕艱難、〔閔凶〕憂禍、〔生孩〕赤子、〔見背〕死に別れ、〔舅〕母方の叔父、〔愍〕あはれむ、〔零丁〕虚弱の貌、

講述　臣密、言上に及ぶ、臣は不仕合せのため、早くから親の不幸に遇ひ、生れて僅かに六箇月の時、父には死なれ、四歲の折、母方の叔父は、母の意思を枉げて他へ再縁させたので、祖母は、臣が孤となり年弱であることを憐れに思ひ、自分の手で養育致しくれた所が臣は幼少の時から病身で、九歲になつても歩行が出來ず、虚弱で苦みつゝ人となつた次第である、

文法　初めの二句は下を總ぶ、○前に其孤となりしことを述べ、次に其病身なりしことを述べ、祖母の撫養の恩の忘るべからざることを示し、下の「臣無祖母」云云の二句を伏す、

既無伯叔、終鮮兄弟、門衰祚薄、晚有兒息、外無朞功彊近之親、內無應門五尺之童、煢煢孑立、形影相弔、而劉夙嬰疾病、常在牀蓐、臣侍湯藥、未嘗廢離、『第一大段の第二小段なり、己れの外、祖母を養ふ人なきを言ふ、』

訓義　〔終鮮兄弟〕詩經の成語、〔門〕家運を謂ふ、〔祚〕福分なり、〔朞功〕喪期の名、朞は一周年の服、功

文法　劉備の北征に因つて漢の興らんとせしは、曹操の事、測り難きなり、曹丕の帝と稱するに至りたるは、漢の事、測り難きなり、劉備と曹操との測り難かりし事實を竝び擧げて、今の事も亦測り難きを示す、正に上の六箇條の未解と相照す、

鞠躬盡力、死而後已、至於成敗利鈍、非臣之明所能逆覩也』、第三大段の第二小段なり、決心を言ふ、

訓義　〔鞠躬〕骨身を碎いてと云ふが如き意、〔利鈍〕利害と云ふが如し、勝負なり、〔覩〕みる、

講述　臣は唯身を粉にし力を盡し、死んで始めて止むばかりである、事が成るか敗るゝか、勝利か敗北かと云ふ點に至つては、臣の智慧で前から見定め得ることではない、

文法　一篇の意思、全く末の一結に在り、

餘說

此の篇、六たび「此臣之未解」の字を用ひて當時の急務を敍して、反對論を挫くと共に君主を覺悟せしむ、言辭明白、能く事理を盡す、結末の數語、眞に肺肝を吐き、義氣凛然、選者鄒東郭云ふ、疊山軌範、唯前出師表を取る、余の續、其後を取るもの、孔明忠義の言、多しと雖も厭はざるを以てなり、況んや此の表、文勢層疊して意思正大、後學に於て深く裨益する者あるをやと、

陳情表

李密

講題　李密、幼にして父を喪ひ、母出でゝ再嫁し、祖母の劉氏に養はれ、孝を以て聞ゆ、初め蜀に仕ふ、蜀亡び、晉の武帝徵して、太子の洗馬となす、詔書累りに下り、郡縣逼迫す、密乃ち此の表を上る、帝其孝を嘉し、奴婢二人を賜ひ、郡縣をして祖母の奉膳を供せしむ、祖母卒し、服終つて漢中の太守に遷る、

大旨　己れは祖母に大恩を受け、今其病を看護しつゝあるが故に、祖母の天命を終るまで任官を延期せられたきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段

持久、此臣之未解六也、（第二大段の第六小段なり、早く圖らざるときは、兵疲れて久しきを持し難きを言ふ、）

訓義　〔駐與行〕駐は守る、行は戰ふ、

講述　今民は窮し兵は疲れて居るに拘はらず、征伐は中止することが出來ない、則ち守ると攻めると、勞力と云ひ費用と云ひ、丁度同一である、それに早く圖らないで、一州の地を以て賊と持久戰をしようとするのは、臣の腑に落ちかぬる第六箇條である、

文法　六の未解は、倶に反説を用ひて群議を駁倒し、獨り己れの見を伸ぶ、勢層疊、

夫難平者事也、昔先帝敗軍於楚、當此時、曹操拊手謂天下已定、然後先帝東連吳越、西取巴蜀、擧兵北征、夏侯授首、此操之失計、而漢事將成也、然後吳更違盟、關羽毀敗、秭歸蹉跌、曹丕稱帝、凡事如是、難可逆料、（第三大段の第一小段なり、結果の期すべからざることを言ふ、）

訓義　〔東連吳越〕赤壁に曹を破るを言ふ、〔西取巴蜀〕成都を圍み、劉璋を降すを謂ふ、〔吳更違盟云云〕孫權呂蒙をして關羽を襲はしめ、荊州を定む、〔秭歸蹉跌〕劉備、關羽の仇を報いんと欲し、吳を討つて秭歸に敗らる、

講述　夫れ當り前にゆきかぬるものは、天下の事である、昔し先帝は楚にて敗軍せられたが、此の時に當り、曹操は手を打つて喜びながら思ふやう、天下は已に定まつた、此れからは自分のものであると、然るに先帝は、東の方吳越地方と同盟し、西の方は巴蜀を取り、兵を擧げて北の魏を征伐すると、敵將夏侯は、討死して首を授けた、此れは曹操の計略が間違つたので、漢の恢復の事業が成りかけたのである、然る處其後に至り、吳が俄かに同盟の裏切りをした爲に、關羽は敗亡に及び、先帝は秭歸の戰ひに頓挫され、敵の曹丕が帝と稱するに至つた、凡そ世の中の事は、斯う云ふ風に前以て料りにくいものである、

講述　曹操は五たび昌霸を攻めたが下すことが出來ず、四たび巣湖を越えようと思つたが成功せず、李服を任用すれば李服が反つて曹操を狙ひ、夏侯に委任すれば夏侯は敗軍して討死に及んだ、先帝は毎も曹操を器量人と仰せられたが、それでも尙ほ此のやうな失錯がある、況や駑馬同樣の下才なれば何として勝て申すべき、此れ臣の腑に落ちかぬる第四箇條である、

自臣到漢中、中間朞年耳、然喪趙雲、陽群、馬玉、閻芝、丁立、白壽、劉郃、鄧銅等、及曲長屯將七十餘人、突將無前、賨叟青羌、散騎、武騎、一千餘人、此皆數十年之內、所糾合四方之精鋭、非一州之所有、若復數年、則損三分之二也、當何以圖敵、此臣之未解五也、第二大段の第五小段なり、若し年月を遲延するときは、精鋭の將士次第に減少して敵に向ふべからざるを言ふ、

訓義　〔到關中〕時に孔明、軍を率ゐて漢山に駐まる、〔曲〕部曲なり、〔突將無前〕其鋒先に當るものなき突撃の將なり、〔賨叟青羌〕孔明が南蠻にて得たる所の首領なり、

講述　臣が漢中に參つてから、中間僅かに一箇年であるのに、失つた所の人人は、趙雲、陽群、馬玉、閻芝、丁立、白壽、劉郃、鄧銅等、及び部將、屯將七十餘人、無前の突將、賨叟、青羌、散騎、武騎一千餘人である、此れは何れも數十年の內に寄せ集めた四方の精兵鋭卒であつて、一州の內にあるものではない、若し此の上五六箇年過つたならば、三分の二を損するであらう、然るときは、何を以て敵を圖ることが出來ようや、是れ臣の腑に落ちかぬる第五箇條である、

今民窮兵疲、而事不可息、事不可息、則駐與行、勞費正等、而不及蚤圖之、欲以一州之地、與賊

況臣才弱、而欲以不危而定之、此臣之未解三也、〔第二大段の第三小段なり、危險を冒さずして天下を定むべからざるを言ふ、

訓義　〔孫吳〕孫臏と吳起、〔困於南陽〕操、張繡と宛に戰ひ、流矢に中てらる、〔險於烏巢〕袁紹、操を官渡に拒ぐ、輜重萬餘、烏巢に在り、操の糧乏しかりしがため、許に走つて之を避く、〔危於祁連〕操の西域を征せしとき、〔偪於黎陽〕袁譚、黎陽に據る、操、兵を吳蜀に用ふ、譚の兵追うて其後に迫る、〔幾敗北山〕操、劉備と漢中に爭ひ、糧を北山の下に運ずる數千萬嚢、趙雲、之に遇ふ、乃ち營に入り門を閉づ、操引き去る、雲、鼓を擂ち、天に震ひ、大弩を以て之を射る、操の軍驚駭し、蹂踐漢水の中に墮つ、〔殆死潼關〕操、馬超、韓遂を潼關に討つ、操將に北に渡らんとし、許褚と南岸に留まり、後を斷たんとす、超、歩騎萬餘人に將として、來つて操の軍に奔る、矢下る雨の如し、褚、操に白し、扶けて舟に上ぼす、

講述　曹操の智謀は、殊の外人に優れ、其戰ひの上手なとは、孫子、吳子に彷彿して居る、然るに尙南陽にて困み、烏巢にて行き惱み、祁連にて危く、黎陽で偪られ、北山で敗れようとし、潼關で死ぬ所であつた、斯くて後、一時噓に定まつたに過ぎない、況んや臣の才は、曹操と違ひ薄弱であるのに、危くない仕方で天下を定めろと云ふのは、臣の腑に落ちかぬる第三箇條である、

曹操五攻昌霸不下、四越巢湖不成、任用李服、而李服圖之、委任夏侯、而夏侯敗亡、先帝每稱操爲能、猶有此失、況臣駑下、何能必勝、此臣之未解四也、〔第二大段の第四小段なり、庸才を以て勝を取り難きを言ふ、

訓義　〔五攻昌霸〕東海の昌霸反す、操、劉岱、王忠をして之を擊たしむ、克たず、〔四越巢胡〕魏、合肥を以て重鎭となす、其東南に巢湖あり、孫權、合肥を圍む、魏、湖より淮軍合肥に入る者數度、〔李服〕事實審かならず、〔夏侯〕名は淵、北邊に於て劉備に敗らる、

一也』、第二大段の第一小段なり、坐して勝を取る能はざるを言ふ、

訓義　〔渉險被創〕廣武の戰ひに弩に中てられ、黥布を撃ちし時流矢に中りし事等を謂ふ、〔良平〕張良、陳平、〔長策〕良策と云ふが如し、

講述　高祖皇帝は、其智の明かなること日月にも比すべく、參謀の臣下は、水の深みにも譬へるほどの計略を持つて居つた、然れども危險を踏み行き、傷を負ひ、色色危き目に遇はれて、其れから始めて安泰を得られたのである、今陛下の明は、未だ高祖には及び給はず、謀臣の智も、張良、陳平に及ばないのに、良策を以て敵に勝ち、坐ながら天下を取らうとするのは、臣の腑に落ちかねる一箇條である、

劉繇王朗各據州郡、論安言計、動引聖人、群疑滿腹、衆難塞胸、今歲不戰、明年不征、使孫策坐大、遂幷江東、此臣之未解二也』、

第二大段の第二小段なり、戰はずして敵の利益となすべからざるを言ふ、

訓義　〔劉繇王朗〕劉は河曲に據り、王は魏郡を守る、〔論安言計〕安危を論じ、計策を言ふ、〔群疑滿腹〕人を用ふれば、則ち賢能を妬み、之を疑ふなり、〔衆難塞胸〕事に臨めば、則ち首を畏れ尾を畏れ、衆の困難、胸中に塞がるを謂ふ、〔坐大〕坐して以て大を致すなり、

講述　劉繇や王朗は、各〻地方の州郡に據り、安危を論じたり計略を述べたり、兎角聖人の言を引證し、腹には澤山の疑念充滿し、種種の困難が胸に塞がり、今年も戰はず、明年も征せず、孫策の爲に坐ながら大きくなり、遂に江東を幷せられてしまつた、此れ臣の腑に落ちかねる第二箇條である、

文法　繇朗皆一隅を守り、破敗を致しゝもの、蜀の事に於て、尤も適切の引證となすべし

曹操智計、殊絕於人、其用兵也、髣髴孫吳、然困於南陽、險於烏巢、危於祁連、偪於黎陽、幾敗北山、殆死潼關、然後僞定一時耳、

味、思惟北征、宜先入南、故五月渡瀘、深入不毛、臣非不自惜也、顧王業不可偏安於蜀都、故冒危難以奉先帝之遺意也、而議者謂爲非計、（第一大段の第三小段なり、反對論あることを言ふ、）

訓義　〔非計〕策の得たるものに非ず、

講述　臣は、先帝の遺命を受けた日からと云ふものは、寝ても一つ所に落付いて居られず、旨き物を食しても味を覺えず、只管其事に苦辛し、考へたるには、北に向つて魏を征するには、先づ南蠻の地に入つて、後顧の患へを絶たなければならぬと、故に五月に瀘水を渡り、深く草木も生えない荒れ地に入つた次第である、臣は自分の生命を愛せぬと云ふわけには非ざれども、思うて見れば、王業は決して此の邊鄙の蜀に片寄つてあるべきではない、故に危險艱難を冒して先帝の遺命を奉ずる所、論者は、臣が魏を征するをば得策でないと申す、

文法　「奉先帝之遺意」は、上の二箇所に在る「託臣」の句に應ず、

今賊適疲於西、又務於東、兵法乘勞、此進趨之時也、謹陳其事如左、（第一大段の第四小段なり、時を失ふべからざるを言ふ、）

訓義　〔疲於西〕蜀の後主五年、孔明、祁山を攻む、南安、天水、安定の三郡、皆魏に叛いて漢に應ず、〔務於東〕曹休、呉の陸遜と石亭に戰ひ、大敗す、

講述　今や賊は、西方に於ては疲勞しつゝあり、又東方に向つて力を入れつゝある、敵の疲勞に乘ずるは兵法なれば、此れは進取の機會である、謹んで其事情を陳ぶること左の如し、

高帝明竝日月、謀臣淵深、然涉險被創、危然後安、今陛下未及高帝、謀臣不如良平、而欲以長策取勝、坐定天下、此臣之未解

表を載せて後表を載せず、裴松之の注に之を收む、

大旨　坐して亡ぶることを待つは、魏を伐つに若かず、王業は偏安すべからざるが故に、賊の乘ずべき釁あるに際し、先帝の遺意を奉じて討賊の任を全うすべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「謹陳其事如左」に至る、大意を揭ぐ、第二大段は「高帝明竝日月」より「此臣之未解六也」に至る、理由を詳説す、第三大段は「夫難平者事也」より篇尾に至る、必ず成敗を問はざるを言ふ、

先帝深慮漢賊不兩立、王業不偏安、故託臣以討賊、

（第一大段の第一小段なり、大義上討つべきを言ふ、）

訓義　「賊」曹氏を謂ふ、「偏安」漢の、蜀の僻地に據るを言ふ、

講述　先帝は、漢と賊とは兩立することが出來ず、王業は片隅に安んじて居るべきでないと云ふことを慮らせ給ひ、臣に賊を討つことを御委任に及ばれたのである、

以先帝之明、量臣之才、固當知臣伐賊、才弱敵彊、然不伐賊王業亦亡、惟坐而待亡、孰與伐之、是故託臣而弗疑也、

（第一大段の第二小段なり、大勢上より伐つべきを言ふ、）

講述　先帝の明智にては臣の才のどの位であるかと云ふことを見積り給ふとゆゑ、臣の賊を伐つことに就き、臣の才が弱く敵の強いことを御承知であつたのは、言ふまでもない、然しながら賊を伐たないければ王業も亦亡びてしまふ、坐して亡ぶるを待つのと、之を伐つのと、何れが宜しきや、甚だ分り切つてをる、之がため臣に委任して疑ひ給はなかつたのである、

臣受命之日、寢不安席、食不甘

望み給ふな、

文法　此の數句は、憤を洩らすの語なり、

嗟乎子卿、夫復何言、相去萬里、人絶路殊、生爲別世之人、死爲異域之鬼、長與足下生死辭矣、幸謝故人、勉事聖君、足下胤子無恙、勿以爲念、努力自愛、時因北風復惠德音、李陵頓首、第七大段なり、

訓義　「故人」霍光、上官桀等等を謝す、「足下胤子」武、匈奴に在るとき、胡婦を娶つて子を生み、通國と名づく、

講述　扨子卿よ、此の上また何を申さうや、御互ひに萬里も懸け隔たつて居り、中國の人は打絶え、中國の途とは違ひ、生きては別世界の人となり、死んでは異鄕の幽鬼となることゆゑ、生死ともに長く足下と御別れをする、何卒故人に傳言を御賴み致すが、それは勵んで聖君に仕へ給へと云ふことである、足下の此に遺された子息は無事で居らるゝゆゑ、御心配相成るな、勉めて御自愛せられよ、時に北風の便により、復音信を賜はりたし、李陵頓首、

餘說

此の文は僞作なりとの說あり、蘇東坡の如きは、齊梁の人の手に成りたる者とす、然るに吳楚材に至つては則ち云ふ、此の書、一は以て心事を自白し、一は以て漢の功に負ふを咎む、文情、感憤壯烈、風雨を動かして鬼神を泣かしむるに庶幾し、子卿自己を除き、更に餘人の以て代作すべきなしと、

後出師表　諸葛孔明

講題　蜀の建興六年、孔明、魏の曹休、吳の爲に敗られ、魏兵東下し、關中空虛なりと聞き、兵を出して魏を擊たんを請ふ、群臣多く其不利なるを疑ふ、孔明乃ち此の表を上る、前に上りたるものに對して後の字を冠す、蜀志本傳には、前

である、陵の考へでは、足下は土の下に茅を布く所の福を享有し、千乘の國を恩賞として受けられるのが當然である、それに聞く所に由ると、足下が歸られたに就いて、賜金は二百萬錢に過ぎず、位は典屬國に過ぎず、足下の勤勞に對する一尺ほどの領地もない、之に反して人の功を妨げ働きを邪魔する臣下は、盡く萬戸の收入ある大名となり、其親戚の慾張り卑屈の徒は、悉く朝廷の大官となつて居る、足下ですら此の通りである以上、陵などは何を望み申さうや、且つ漢朝は、死なゝかつたと云ふ點を以て重く陵を罰し、節を守つたと云ふ點を以て薄く足下を賞したとすれば、之を聞き知つた遠方の臣下をして、漢の方を望み漢の命令に從はせようとしても、それは實に困難である、陵が毎に顧みて後悔せぬのは此れがためである、

陵雖孤恩、漢亦負德、昔人有言、雖忠不烈、視死如歸、陵誠能安、而主豈復能眷眷乎、男兒生已不成名、死則葬蠻夷中、誰復能屈身稽顙、還向北闕、使刀筆之吏弄其文墨邪、願足下勿復望陵、（第六大段なり、）

訓義　〔孤〕そむく、〔眷眷〕愛顧の貌、〔稽顙〕頭を地に著くるなり、〔刀筆之吏〕賤吏を謂ふ、古へは紙なく竹簡を用ふ、吏、筆を以て字を書し、誤りあるときは、刀を以て删り去る、故に云ふ、〔文墨〕法文なり、

講述　陵も力屈して匈奴に降つたのであるから、漢の恩に背いたわけではあるが、漢も陵が家族を誅するに至つては、陵の功勞に背いてをる、古人も申したことがある、忠としては激烈でないにしても、死を視ることは家に歸るが如く、少しも之を惜まないと、陵は誠に安んじて死に就くも、君主は豈に陵に人情があらうや、男兒、生きて名譽を揭げること出來ざる以上は、死んで骨を蠻夷の中に葬るばかりである、誰れが身を屈め首を下げ、皇城の方に向ひ、小役人等に法文を弄ばしめようや、足下、最早復び陵の歸ることを

之歸、賜不過二百萬、位不過典屬國、無尺土之封、嘉子之勤、而妨功害能之臣、盡爲萬戸侯、親戚貪佞之類、悉爲廊廟宰、子尚如此、陵復何望哉、且漢厚誅陵以不死、薄賞子以守節、欲使遠聽之臣望風馳命、此實難矣、所以每顧而不悔者也』、第五大段の第四小段なり、蘇武を引いて漢の薄恩を證す、

訓義　〔單車〕前驅、後乘なき一輛の車、〔萬乘〕單于を指す、〔遭時不遇〕囚へられたること、〔伏劍不顧〕武の匈奴に使するや、衞律、其匈奴に降らんことを欲す、武謂ふ、節を屈し命を辱めば、生と雖も何の面目あつて漢に歸らんと、佩刀を引いて自ら刺す、衞律驚き、自ら武を抱持す、武氣絶すること半日にして蘇生す、乃ち之を北海無人の地に移す、〔丁年〕強壯の時を云ふ、〔皓首而歸〕武匈奴に留まること十九年、還るに及び、鬚髮盡く白し、〔終堂〕死すること、〔妻去帷〕他へ再嫁するを謂ふ、〔茅土〕天子、諸侯を封ずるときは、其方角の土を取り、白茅を其下に布き、以て社となす、方角の土とは、東方は青、南方は赤、西方は白、北方は黑なり、〔千乘〕諸侯を謂ふ、〔二百萬〕二千貫なり、〔典屬國〕秩、中二千石、〔宰〕官なり、〔望風馳命〕漢に歸するを云ふ、

講述　且つ足下自身に就いても、昔し一輛の車に乘つて漢の使ひとなり、萬乘の夷國に赴かれたが、不仕合せの場合に立至り、節義を全うしようが爲に、劍の上に身を乘せかけて顧みず、流浪辛苦を極め、もう少しで沙漠の北で死なうとされ、若い時分に使ひの役を勤め、白髮となつて歸られた、此の長い間に母御は死なれてしまひ、妻君は生きて居つても、最早歸られぬことと思うて他へ再縁してしまつた、此れは世の中で聞くも罕なる所で、古今曾てないことである、夷狄の人ですらも、足下の節義を稱美する程であるから、まして天下の主たる君主に於ては、然るべき筈

越は肉びしほとなり、鼂錯は戮せられ、周勃と魏其侯との二人は罪せられ、其外創業を佐け功を立てた所の人、賈誼や亞父の徒は、何れも天より世に降せる才物であつて、宰相となり將軍となる資格を具へて居つたのに、小人の讒言を受け、どちらも不幸失敗の辱を受け、あたら才を持ちながら惡く言はれ、二人の高遠な才を十分に發展するとの出來ぬ結果となつたのは、何人も之が爲に殘念に思はないものはあるまい、

陵先將軍功略蓋天地、義勇冠三軍、徒失貴臣之意、剄身絕域之表、此功臣義士所以負戟而長歎者也、何謂不薄哉』第五大段の第三小段なり、己れの祖父を引いて漢の薄恩を證す、

訓義　「先將軍」李廣を謂ふ、陵の祖父なり、「大將軍」衞青、何奴を擊つ、廣、前將軍たり、青自ら精兵を部し、廣をして東道に出でしむ、東道廻遠、迷うて路を失ふ、大將軍之を咎む、廣遂に刀を引いて自殺す、「貴臣」青を謂ふ、

講述　陵の祖先の將軍は、功業と謀略と、天地を掩ふほどあり、義勇は三軍の第一であつたに拘はらず、單に貴臣の心に叶はなかつたため、絕域の外に自殺した、此れは功臣や義士が、戰地に於て戟を負ひつゝ長く嘆聲を發する所以である、何で漢の功臣を待つのを薄くないと云ふか、

且足下昔以單車之使、適萬乘之虜、遭時不遇、至於伏劍不顧、流離辛苦、幾死朔北之野、丁年奉使、皓首而歸、老母終堂、生妻去帷、此天下所希聞、古今所未有也、蠻貊之人、尙猶嘉子之節、況爲天下之主乎、陵謂足下當享茅土之薦、受千乘之賞、聞子

つて居つたわけである、それに思ひきや、志がまだ成らない内に陵を怨む奴の手段が成り、計がまだ著手せられぬ内に骨肉が刑を受けてしまひ、取返しのつかぬ事となつた、是れ陵が天を仰ぎ心を苦めて、血の涙を流す所以である、

足下又云、漢與功臣不薄、子爲漢臣、安得不云爾乎、（第五大段の第一小段なり、先づ來書の一節を駁せんが爲に前提を設く、）

訓義　〔與〕對と云ふが如し、

講述　足下は又漢が功臣を待つのは薄くないと申さるゝが、足下は漢の臣下である以上、さ樣言はれざるを得まい（陵は之に同意は出來ぬ。）

昔蕭樊囚縶、韓彭葅醢、鼂錯受戮、周魏見辜、其餘佐命立功之士、賈誼亞夫之徒、皆信命世之才、抱將相之具、而受小人之讒、並受禍敗之辱、卒使懷才受謗、能不得展、彼二子之遐擧、誰不爲之痛心哉、（第五大段の第二小段なり、前世の士を引いて漢の薄恩を證す、）

訓義　〔蕭樊〕蕭何と樊噲、囚縶は囚へ繋ぐ、蕭何、民の爲に苑を請ふ、高祖怒つて之を縛せしむ、或人、樊噲、呂氏に黨すと讒す、高祖怒り、軍中に命じて之を斬らしむ、陳平、呂氏を畏れ、執へて長安に致す、〔韓彭葅醢〕前に出づ、〔鼂錯〕前に出づ、〔周魏見辜〕周勃、相を免し國に就く、常に甲を被り、兵を持して自ら衞る、人反せんを欲すと告ぐ、帝之を吏に下して治めしむ、魏其侯竇嬰は、灌夫が丞相田蚡を罵り、不敬なるに坐して棄市せらる、〔不得展彼二子之遐擧〕二子は賈誼と亞夫、文帝、賈誼を以て公卿の位に任せんと欲す、絳灌、馮敬の屬、盡く之を害す、是に於て天子之を疏んじて用ひず、梁の孝王、周亞父と隙あり、孝王朝する毎に其短を言ふ、後病を謝し相を免し、事を以て獄に下され、血を嘔いて死す、

講述　昔し蕭何や樊噲は囚れの身となり、韓信、彭

之言、報恩於國主耳、誠以虛死不如立節、滅名不如報德也、昔范蠡不殉會稽之恥、曹沫不死三敗之辱、卒復勾踐之讎、報魯國之羞、區區之心竊慕此耳、何圖志未立而怨已成、計未從而骨肉受刑、此陵所以仰天椎心而泣血也』第三大段なり、

訓義　〔執事〕漢の當局者、〔前書之言〕陵前に蘇武に書を與へて曰く、功成り事立たば、則ち將に上は厚恩に報じ、下は祖考の名を顯さんとす、〔國主〕天子を謂ふ、〔范蠡云云〕吳王、精兵を發し、越を擊つて之を敗る、越王乃ち餘兵五千人を以て會稽に棲む、勾踐、會稽より歸り、七年其士民を撫循す、吳王大に諸侯を黃池に會す、范蠡曰く可なりと、遂に吳を伐つ、吳乃ち成を請ふ、後四年、越復た吳を敗る、吳王自殺す、〔曹沫不死〕曹沫、魯の將となり、齊と戰ふ、三たび戰つて三たび北ぐ、魯君懼れ、遂邑の地を獻じて以て和す、後復沫を以て將となす、齊の桓公、魯と柯に會するを許す、既に盟ふ、曹沫、匕首を執つて桓公を劫し、魯の侵地を還さしむ、〔椎心〕椎を以て胸を打つが如きの想ひを云ふ、

講述　然るに朝廷の執政者は、彼れ此れ降參の事を非難し、無意味に陵が死なゝかつたことを咎める、然れども陵が死なゝかつたのは罪に相違ないにせよ、子卿から陵を視られた所で、陵は何も生を愛し死を惜む人ではなからう、それに何ぞや、君父に背き妻子を捐てゝ、反つて利益とする理由があらうや、然るに陵が死なゝかつたのは目的があつたからである、故に前の書簡に申した通り、天子に對し奉つる恩を報じようとしたに過ぎない、誠に考へ見る處、犬死にするよりは、節を立てた方が增であり、名譽を無くするよりは、恩を報いたが增である、昔し范蠡は、會稽の恥の爲に死なず、曹沫も、三度敗軍した不名譽の爲に死ななかつたが、結局は、范蠡は勾踐の仇を返し、曹沫は魯國の羞をすゝいだ、自分の心は、內內之を慕

い、それも皆疲勞の極、病人となつて、干や戈を取る力もなかつた、然しながら陵が臂を振つて一たび號令を下すと云ふと、負傷者も病人も皆立ち上り、陵が刃を振り上げて胡の方を指すと云ふと、敵の騎兵は、勢ひに恐れて奔走する、味方は兵も盡き、矢種も盡きてしまひ、手に一尺の鐵も持たなかつたが、それでも空手で勢ひを出し喊の聲を揚げ、爭つて先登をした、此の時と云ふものは、天地も陵の爲に震怒し給ひ、部下の戰士は陵の爲に泣き悲んだ、單于は迚も陵を執へることは出來ないと考へ、兵を引いて還らうと思つた處、賊臣が彼れに敎へて、二度戰はしめたものであるから、陵は免るゝことが出來なかつたのである、

文法　初戰は勝ち、再戰は勝敗相當り、三戰敗れて降る、寫し得て聲勢、紙上に動く、〇上段と合せて、功大に罪小なる所以を發明す、

昔高皇帝以三十萬衆、困於平城、當此之時、猛將如雲、謀臣如雨、然猶七日不食、僅乃得免、況當陵者、豈易爲力哉、（第三大段の第四小段なり、史を引いて已むを得ざることを證す、）

訓義　〔高皇帝云云〕高祖自ら將として韓信を撃ち、遂に平城に至り、匈奴に圍まれ、七日食ふを得ず、陳平の計を用ひて、始めて免るゝことを得たり、

講述　昔し高皇帝は、三十萬の大軍を以て匈奴を攻められたが、尙平城に於て困難に陷られた、其當時、猛將は雲の如くに簇り、帷幄の謀臣は雨の如くに多かつたが、それでも七日間も兵糧が盡きて絕食に及び、辛うじて免れた次第、況んや陵の立場として、何と功を立て易からうや、

而執事者云云、苟怨陵以不死、陵不死罪也、然子卿視陵、豈偷生之士而惜死之人哉、寧有背君親、捐妻子、而反爲利者乎、然陵不死、有所爲也、故欲如前書

客主之形、既不相如、歩馬之勢、又甚懸絶、疲兵再戰、一以當千、然猶扶乘創痛、決命爭首、死傷積野、餘不滿百、而皆扶病不任干戈、然陵振臂一呼、創病皆起、擧刃指虜、胡馬奔走、兵盡矢窮、人無尺鐵、猶復徒手奮呼、爭爲先登、當此時也、天地爲陵震怒、戰士爲陵飲血、單于謂陵不可復得、便欲引還、而賊臣教之、遂使復戰、故陵不免耳、第三大段の第三小段なり、苦戰の效なくして敗軍に至りし事情を言ふ、

訓義 「客主之形云云」陵、匈奴の疆に入れば、則ち匈奴は主たり、陵は客たり、客は、主の地利に明かに進退に便なるに如かず、「扶乘創痛」陵、單于と連戰、士卒矢に傷く、三創の者は輦に載せ、兩創の者は車に載せ、一創の者は兵器を持す、「胡馬奔走」猶ほ其威を懼るゝなり、「徒手」徒は空なり、一本に、手を首に作る、「賊臣教之」斥候管敢と云ふもの、嘗て罪を得て匈奴に出奔す、匈奴、陵と戰ひ、塞に至り、漢に伏兵あらんことを恐れ、兵を引いて還らんと欲す、管敢曰く、伏兵なしと、單于因つて大いに兵を進む、陵、蘭於山に戰つて敗れ、弓矢竝びに盡く、是に於て遂に匈奴に降る、「飲血」涙をすゝるなり、

講述 匈奴は、敗軍してから國中の兵を擧げて軍隊を徵集し、更に精兵を練り、其勢は十萬の上に出で、單于は陣に臨み、自ら指揮して味方を包圍したが向うは主、此方は客で、位地が已に及ばないのみか、此方は歩兵、向うは騎兵であるから、是れ亦便不便の上に非常な相違がある、味方の疲れたる兵卒は又もや敵と戰ひ、一人が千人に當る比例で、衆寡敵せぬ勢ひであつた、然れども猶負傷者を介抱して馬などに乘せ死を決して胡の首を取らうと爭つた、手負ひ、死人は野原に充滿し、殘つて居るものは百人に滿たな

里之糧、帥徒步之師、出天漢之外、入彊胡之域、以五千之衆、對十萬之軍、策疲乏之兵、當新羈之馬、然猶斬將搴旗、追奔逐北、滅跡埽塵、斬其梟帥、使三軍之士、視死如歸、陵也不才、希當大任、意謂此時功難堪矣、（第三大段の第二小段なり、己れの戰功を敍す、）

訓義　〔先帝〕武帝を謂ふ、此の書を作りしときは昭帝の世なり、〔絶域〕遠國なり、〔五將失道〕其人未だ審かならず、道を失ふとは、陵と約束して、至らざることを言ふ、〔天漢〕或は云ふ、天漢は年號、年號の及ぶ所の外と云ふ義なりと、或は云ふ、天漢とは猶皇漢と云ふが如しと、然るに文選一本には大漠に作る、從ふべし、天漢と大漠と、字形の似たる處より轉訛せしものならん、〔新羈〕新たに牧場より引出したる馬、〔搴〕拔き取る、

講述　昔し先帝は、陵に五千人の步兵を授け給ひ、非常の遠國に出征することとなつた處、五人の大將が、道に迷つたと見えて出會しなかつたため、獨り陵ばかり敵と出遇つて交戰に及んだ、而して我が軍は、萬里の路程に相應の糧食を携帶し、步兵の軍隊を率ゐて大沙漠の外へ出で、强き胡人の國內に侵入し、僅かに五千の人數を以て十萬の大軍に向ひ、疲勞の兵を鞭撻し、新たに牧場より取出した倔强の馬に當つたのであるから、味方は此上もない不利であつた、それに尙敵の大將を斬り、敵陣の旗を拔き取り、逃げ走る所の敵を追擊に及んで跡方もなく、塵埃までも掃除したやうになり、敵の猛將を斬り殺し、我が三軍の士卒をして死ぬことを視ること家に歸るが如く、生命を顧みずに奮戰せしめた、陵は不才で、迚も大任に當る資格はない、然るに此の時の功は、殆んど比類なきものであつた、

匈奴既敗、擧國興師、更練精兵、彊踰十萬、單于臨陣、親自合圍、

戰功を謂ひ、罪は匈奴に降るを謂ふ、〔自明、見志〕匈奴に降りたるは、死を畏れたるに非ざる心底を表する、〔於我已矣〕恩義の絕えたるを言ふ、〔忉怛〕內心の悲みなり、

講述　足下と別れてから一層心細くなり、上は老母が、最早天命を全うすべき年頃になつて誅せられたことを思ひ、又思へば妻子は、何の罪もないのに亦共に死刑に處せられ、自分の身は、國恩に背いて世の中から悲まれて居る、足下は本國に歸つて榮譽を受け、拙者は匈奴に留まつて不名譽を受けるのも、天命である、何たることで、禮義ある中國を出でゝ無知文盲の社會に入り、君父の恩を棄てゝ長く夷國の人となつたであらう、自分が此の亡き親の後嗣でありながら、夷狄の種族に成つたことを傷ましく思ひ、又自ら悲むのは、功は大きく罪は小さいにも拘はらず、朝廷の明察を蒙らないで、一族は殺されてしまひ、陵が考へて居つたことに違算を生じた、つまらない心とは云ひながら、此の事を思ひ出すごとに忽然として生きて居ることをも忘れる位である、陵は胸を刀で突き刺し、又は自ら首を刎ねて本心を明かにして世に示すのは何でもない事であるが、考へて見れば、其れも國家と關係あつてのことで、今國家は、自分に對して恩義は已に絕えて居る、身を殺したとて何の益もなく、反つて羞を增すばかりである、故に每に臂を奮ひ辱を忍んで、兎も角生きながらへて居る次第、自分の側に居る人人は、陵の此の有樣を見て、耳に入らない音樂などを奏して氣を引立てゝくれる、なれども異國の音樂は、人をして言ふにも言はれぬ心の內の悲みを增さしむるのみである、

嗟乎子卿、人之相知、貴相知心、前書倉卒、未盡所懷、故復略而言之、〔第三大段の第一小段なり、敗軍降參の事情を述ぶる前提なり、〕

講述　嗚呼子卿よ、人の互ひに知り合ふのは、心を知り合ふことが大切である、此の前の書簡は、倉卒の際にて心に懷ふ所を書き盡さぬから、復大要を摘んで申述ぶる次第である、

昔先帝授陵步卒五千、出征絕域、五將失道、陵獨遇戰、而裹萬

も、歡び樂む相手は誰れもありはせぬ、胡の地方は、ずんで見えるまで厚い氷が張りつめ、寒氣が烈しいので地面も處處割れ目が出來、但だ悲しい風の聲がもの淋しく聞えるのみであつて、涼氣の身にしむ九月となると、長城より北の方の草は皆枯れ果てゝしまひ、夜は何となく寐付かれず、耳をたてゝ遙かに聞くと云ふと、胡人の吹く喇叭は那方でも這方でも鳴り初め、牧場に放し飼ひの馬は悲しげに嘶き、胡人の歌を歌ふものは群をなし、此等の邊地の音響が四方に起る、朝早く坐して之を聽くときは、覺えず淚が落ちる、扨も扨も子卿よ、陵も人間なれば、何とて悲まずにゐられようや、

與子別後、益復無聊、上念老母臨年被戮、妻子無辜、並爲鯨鯢、身負國恩、爲世所悲、子歸受榮、我留受辱、命也如何、身出禮義之鄕、而入無知之俗、違棄君親之恩、長爲蠻夷之域、傷已令先君之嗣更成戎狄之族、又自悲矣、功大罪小、不蒙明察、孤負陵心、區區之意、每一念至、忽然忘生、陵不難刺心以自明、刎頸以見志、顧國家於我已矣、殺身無益、適足增羞、故每攘臂忍辱、輒復苟活、左右之人、見陵如此、以爲不入耳之歡、來相勸勉、異邦之樂、秖令人悲增忉怛耳、第二大段なり、

訓義　〔無聊〕心細きこと、面白からざること、〔臨年〕老年になつてと云ふこと、〔鯨鯢〕不義の人と云ふことより、轉じて戮せらるゝ義となる、〔禮義鄕〕之中國を指す、〔先君〕陵の父當戶を謂ふ、〔功大罪小〕功は

講述　子卿足下に白す、足下には、力を勵みて善い德を發し、清明なる御世に名を顯はし、光榮ある評判は立派に弘がり、誠に結構此上もない事である、遠く身を風土人情の違つて居る夷狄の國に寄すると云ふことは、昔の人の悲んだ所である、今陵は、此地より遙かに中國の方を望んで色色な感想を持ち、どうして依依と悲まずに居られようや、舊來の交誼を忘れ給はずに遙遙返書を下され、或は慰め或は諭し給ふの親切なることは骨肉にも愈つて居る、陵は不肖とは申せ、此の厚意に對し、どうして慨然と亢奮せずにあられようや、

文法　先づ子卿を勞問し、次に來書を謝す、

自從初降、以至今日、身之窮困、獨坐愁苦、終日無覩、但見異類、韋韝毳幕、以禦風雨、羶肉酪漿、以充饑渴、擧目言笑、誰與爲歡、胡地玄冰、邊土慘裂、但聞悲風蕭條之聲、涼秋九月、塞外草衰、夜不能寐、側耳遠聽、胡笳互動、牧馬悲鳴、吟嘯成群、邊聲四起、晨坐聽之、不覺淚下、嗟乎子卿、陵獨何心能不悲哉、第一大段の第二小段なり、景況の悲慘な寫す、

訓義　〔異類〕中國と異なつて居る人類、〔韝〕衣の袖、〔毳〕毛織、〔酪〕動物の乳汁、〔玄冰〕冰厚きため、色薄黑きなり、〔慘裂〕寒氣のため地割れがするを言ふ、〔蕭條〕ものさびし、〔胡笳〕胡人の吹く喇叭なり、〔吟嘯〕胡人の歌曲、〔邊聲〕笳曲、馬鳴等を指す、

講述　陵が最初匈奴に降參してから今日に至るまで、身は困窮の立場に在り、唯一人坐つたまゝ愁へ苦み、朝から晩まで何も見るものなく、見えるものは異人種ばかり、韋で造つた袖や毛で造つた「テント」で風雨を凌ぎ、腥い肉や家畜の乳汁で飢渴を塞いで居り、目を擧げて話したり笑つたりしようと思つて

使ひし、拘留せらるゝこと十九年、李陵と善し、蘇武の漢に歸るや書を陵に與へ、漢に歸せしめんとす、陵答ふるに此の書を以てす、

大旨　己れの匈奴に降りたる事情と心事とを述べて、復び漢に歸らざるの決心を言ふ、

大段落　凡そ分つて七大段となす、第一大段は篇首より「嗟乎子卿陵獨何心能不悲哉」に至る、境遇の哀むべきことを言ふ、第二大段は「與子別後」より「秖令人悲增忉怛耳」に至る、心裡の哀むべきを言ふ、第三大段は「嗟乎子卿人之相知」より「豈易爲力哉」に至る、匈奴に降るの已むを得ざるを言ふ、第四大段は「而執事者云云」より「此陵所以仰天椎心而泣血也」に至る、朝廷の非難に就いて辨ず、第五大段は「足下又云」より「所以每顧而不悔者也」に至る、來書の漢與功臣不薄との說を駁す、第六大段は「陵雖孤恩」より「願足下勿復望陵」に至る、決心を述ぶ、第七大段は「嗟乎子卿」より篇尾に至る、別辭、

子卿足下、勤宣令德、策名淸時、榮問休暢、幸甚幸甚、遠託異國、昔人所悲、望風懷想、能不依依、昔者不遺、遠辱還答、慰誨懃懃、有踰骨肉、陵雖不敏、能不慨然、

第一大段の第一小段なり、答書する所以を言ふ、

訓義　「子卿」蘇武の字なり、朋友は字を以て相呼ぶ、「策名」策は立つるなり、「榮問」善き評判なり、問は聞に易へて用ひたる字、「休暢」休は美、暢は通、「望風」遠きを望むを云ふ、「昔人所悲」是れは漠然古人を引きたるにあらず、昔し雍門周琴を皷し、孟嘗君を見る、孟嘗君曰く、先生琴を皷す、亦能く文（孟嘗君の名）をして悲ましむるかと、對へて曰く、能く人をして悲ましむるもの、遠く絕國に赴き、相見るの期なし、此の人の如きは、但だ飛鳥の號び秋風の蕭條たるを聞けば、則ち心傷むと、蓋し此の故事を用ひたるなり、「依依」愁思なり、「昔者」故舊を謂ふ、「辱還答」陵は、以前蘇武に書を與へたるが、武は之に對する返書を送り來りしを以て言ふ、「懃懃」丁寧懇切なり、

誘於威重之權、脅於位勢之貴、回面汚行、以事諂諛之人、而求親近於左右、則士有伏死堀穴巖藪之中耳、安有盡忠信而趣闕下者哉、『第五大段の第三小段なり、士の善く處する者は、敢て左右の人に附せざるを言ふ、』

訓義　〔砥礪〕とぎみがく、〔名號〕名節なり、〔勝母〕不孝なり、〔朝歌〕時ならざるなり、〔堀〕窟なり、

講述　臣の承りしに、立派な服裝をして朝廷に入る者は、私の爲に義を汚すことをせず、名譽を磨く者は、利の爲に行ひに疵を附けることをしないものであると、故に里が勝母と云ふ名であるがため、曾子は其地に入らず、邑が朝歌と云ふ名であるため、墨子は車を後戻した、今天下の意氣宏大の士をして、重い威力の爲に誘はれ、貴き地位の人に脅かされ、面を向けかへ行ひを汚して、諂諛の人の機嫌を取り、左右近侍の者の懇意を求めさせようとするときは、彼等は山澤の中に隱れて、死んでしまふばかりである、何とて忠信を盡して闕下に出頭するものがあらうや、

文法　忠信二の字、上に應ず、

餘說

此の書、故事を引く、多きに過ぎ、詞繁にして意泛、梁王の一見、倦厭を生ぜざりしものは幸ひなり、文中、「是以」の字、「故」の字、「何則」等の字を以て斡旋し、層疊、波の如し、而して力の弱なるを患ふ、寃を訴ふるの意に於て、甚だ切なるを覺ゆ、

答蘇武書

李陵

講題　李陵は漢の將軍なり、天漢二年、貳師將軍李廣利、匈奴の右賢を擊つ、陵をして步卒五千を率ゐて、居延の北に出でしめ、以て匈奴の勢を分つ、單于、八萬の兵を以て之を圍む、陵の兵、刀折れ矢竭き、而して援兵至らず、遂に匈奴に降る、單于、素より陵の家聲を聞きしを以て、其女を陵に妻はして之を貴くす、漢聞いて、陵の母及び妻子を殺す、蘇武、字は子卿、武帝の時匈奴に

士與牛驥同皂、此鮑焦所以憤於世而不留富貴之樂也』第五大段の第二小段なり、人君は士を待つに左右の人を信ずべからざるを言ふ、

訓義　〔鈞〕陶工の用ふる型の下の轆轤盤、〔卑辭〕諂諛の言、〔衆多之口〕讒言、〔中庶子云云〕荊軻已に秦に至り、千金を以て秦王の寵臣中庶子蒙嘉に賂ひ、秦王に見ゆるを得たり、燕の督亢の地圖を獻ず、圖窮つて匕首見はる、（匕首は短刀秦）王驚いて起ち、辛うじて刺さるゝことを免る、〔涇渭〕二水の名なり、〔呂尙〕太公望、〔烏集〕烏の一寸集るが如く、不意に出遇ひたるを言ふ、〔拘攣之語〕君主を引き入れ、又は邪魔をする語、〔域外之議〕普通の範圍外の意見と云ふが如し、〔帷牆之制〕帷は妾の止まる所、牆は臣の居る所、〔鮑焦〕周人なり、世の己れを用ひざるを怨み、蔬を道に采る、子貢難じて曰く、其世を非として其蔬を采る、此れ焦の有する所ならんやと、焦其蔬を棄て、木を抱いて洛水の上に死す、〔皂〕牛馬の食器、

講述　之がため聖王が社會を制し、一般の人民を御する仕方は、形式の上に超越して、氣に入るやうな卑しい語に牽かれることなく、大勢の讒言の爲に動かされることがない、故に秦の始皇の、中庶子蒙嘉の言ふがまゝに荊軻の說を信じた處、匕首が暗中に發して、殆んど殺されようとした、周の文王は、涇渭と云ふ二つの河の間に遊獵をして呂尙に遇ひ、之を車に載せて歸り、其結果、天下に王業を起した、秦の方は左右の者の言ふ所を信じて亡びんとし、周は烏の集つたやうな出遇ひがしらを以て呂尙を得て王となつた、何となれば、彼れが能く臣下が邪魔をしたり引入れたりする語の上に立ち、普通の範圍外の意見を發揮し、何の障りもない光明の道を觀たからである、今人君が諂諛の辭に溺れ、臣下や妾の爲に引張られて、不羈磊落の士を牛馬同樣の扱ひにするとは、鮑焦が時勢を憤つて富貴の樂を見棄てた所以である、

臣聞盛飾入朝者、不以私汚義、砥礪名號者、不以利傷行、故里名勝母、曾子不入、邑號朝歌、墨子廻車、今欲使天下恢廓之士、

訓義　〔明月之珠夜光之璧〕前に出づ、〔眄〕恨視の貌、にらみみるなり、〔輪囷離奇〕折れ曲つて八方に出張る貌、〔容〕彫刻などをして修飾すること、〔柢〕ただと訓ず、〔樹〕たつると訓ず、〔伊管〕伊尹、管仲、

講述　臣の聞きたるに、明月の珠や夜光の璧は珍寶ではあるが、暗闇に往來で人に投げつけたときには、多くの人は劍に手をかけて睨みつけない者はない、なぜならば、何の關係もないのに突然前に來るからである、蟠つて居る木の根が曲り捩れて役に立たないにも拘はらず、萬乘の君の器物となるのは、左右の者が之を取り繕つて紹介するからである、それゆゑ因縁もなく前にくると云ふと、縱令ひ隨侯の珠や和氏の璧を差出した處で、怨まれこそすれ、有難いとは思はれない、然るに誰れか先へ話をして置けば、枯れた木や腐ちた株でも、之を出したことは功となつて忘れられない、今天下の布衣を著て困窮の境遇にある士は、其身が貧乏である所から、堯、舜の術を標榜し、伊尹、管仲の辯舌を持ち、龍逢、比干のやうな忠義の心を抱いて居つても、平素斯かる根柢に就いて口入れをなしくれる者が無い以上、精神を竭し當世の君に向つて忠を達しようと思ふとも、人君は、前の暗夜に玉が飛んで來た場合と同樣、劍に手を掛けて睨みつけるであらう、是れは布衣の士が枯木朽株ほどの資料にもなることの出來ない原因である、

是以聖王制世御俗、獨化於陶鈞之上、而不牽乎卑辭之語、不奪乎衆多之口、故秦皇帝任中庶子蒙嘉之言、以信荊軻之說、而匕首竊發、周文王獵涇渭、載呂尙而歸、以王天下、秦信左右而亡、周用烏集而王、何則以其能越拘攣之語、馳域外之議、獨觀乎昭曠之道也、今人主沈諂諛之辭、牽帷牆之制、使不羈之

として成らず、七族之が爲に沈沒す、湛は溺なり、〔要離〕吳王闔閭、王子慶忌を殺さんと欲す、要離曰く、王誠に臣を助けば、請ふ必ず能くせんと、吳王之を諾す明旦罪を加へ、其妻子を執へ、燔いて其灰を揚ぐ、要離僞り逃れて慶忌の所に往き、遂に之を刺す、

講述　今人君が、實際能く傲慢の心を取り棄て、有功の士に報はうと云ふ心を持ち、腹の底を打出し、眞情を見はし、肝膽を破り厚き恩德を施して、伸びるも縮むも、彼等と最後まで之を共にし、士に對して爵位俸祿を惜むやうなことがないと、桀の狗でも堯を吠えさすことが出來、盜跖の客でも許由を刺させることが出來る、まして萬乘の權力がある上に聖王の資質あるに於てをや、さうしてみると、荊軻が七族を亡ぼし、要離が妻子を燔いたのも、どうして大王の爲に申す價値があらうや、何でもない事である、

文法　士皆之が爲に用ひらるゝことを樂むを言ふ、

臣聞、明月之珠、夜光之璧、以暗投人於道、衆莫不按劍相眄者、何則無因而至前也、蟠木根柢、輪囷離奇、而爲萬乘器者、何則以左右先爲之容也、故無因而至前、雖出隨珠和璧、秖結怨而不見德、有人先談、則枯木朽株、樹功而不忘、今天下布衣窮居之士、身在貧賤、雖蒙堯舜之術、挾伊管之辯、懷龍逢比干之意、而素無根柢之容、雖竭精神、欲開忠於當世之君、則人主必襲按劍相眄之迹矣、是使布衣之士不得爲枯木朽株之資也、第五大段の第一小段なり、士の用ひらるゝは左右の推稱に由ることを言ふ、

夫種之謀、禽勁兵而霸中國、遂殺其身、（第四大段の第三小段なり、人君、臣下を用ひて始めありて終りなきを言ふ）

訓義　〔大夫種〕越王勾踐、國を擧げて大夫種に屬す、呉を平ぐるに及び、諸侯畢く賀して、霸王と稱す、或る人、種、亂を作すと譖す、越王、種に劍を賜ひ、自殺せしむ、

講述　夫の秦は、商鞅の法を用ひた結果、東方の國である韓魏の勢力を弱め、天下の强兵となつたが、終には之を車裂の刑に處してしまつた、越は大夫種の謀略を用ひ、勁敵であつた呉王夫差を擒として中國の霸者となつたが、是れ亦終に其身を殺すに至つた、

文法　善を欲して厭くなきこと能はざるの例なり、

是以孫叔敖三去相而不悔、於陵子仲辭三公而爲人灌園、（第四大段の第四小段なり、臣下の始め榮にして後敗るゝ者の例を擧ぐ、）

訓義　〔孫叔敖〕楚の處士、虞丘相之を進む、三月にして楚に相となる、三たび相となつて喜ばず、其材自ら之を得るを知ればなり、三たび相を去つて悔いず、其己れの罪に非ざるを知ればなり、〔於陵子仲〕楚の賢士●

講述　之がため孫叔敖は、三たび宰相の位を去つたが後悔しなかつた、又於陵子仲は、三公の位を辭して他人の爲に庭園に水を灌ぐことを業とした、

今人主誠能去驕傲之心、懷可報之意、披心腹、見情素、墮肝膽、施德厚、終與之窮達、無愛於士、則桀之犬可使吠堯、而跖之客可使刺由、何況因萬乘之權、假聖王之資乎、然則荊軻湛七族、要離燔妻子、豈足爲大王道哉、（第四大段の第五小段なり、臣下の心を得べき道を言ふ、）

訓義　〔由〕許由、〔荊軻湛七族〕荊軻、秦王を刺さん

の偏聽をなくすと云ふと、五霸も同等となるのにわけはなく、三王の業も爲し易いことである、

是以聖王覺寤、捐子之之心、而不說田常之賢、封比干之後、修孕婦之墓、故功業覆於天下、何則欲善無厭也』、第四大段の第一小段なり、人君善を欲するの效を言ふ、

訓義　〔子之之心〕燕王噲、其相子之を賢とし、禪るに燕國を以てせんと欲す、國乃ち大に亂る、〔田常〕田常は陳恆なり、齊の簡公之を悅ぶ、田常遂に簡公を弑す、〔孕婦〕殷の紂王、孕婦を刳いて其胎を觀る、

講述　之がため聖君は、臣下を用ふる道を悟り、子之を愛する心を棄て、田常の如き見かけの賢者を悅ぶことなく、比干のやうな忠臣の子孫を諸侯に取り立て、孕婦のやうな不幸にして橫死した者の墓を修め、其功業は、天下をも掩ふ位に偉大である、なぜならば、人君が善を欲して厭くことがないからである、

夫晉文公親其讎、而彊霸諸侯、齊桓公用其仇、而一匡天下、何則慈仁殷勤、誠嘉於心、不可以虛辭借也』、第四大段の第二小段なり、實心なかるべからざるを言ふ、

訓義　〔晉文公云云〕初め晉の獻公、寺人〔宦官〕勃鞮をして文公を蒲城に伐たしむ、文公、垣を踰えて走る、寺人其袪を斬る、文公、晉に入るに及び、呂甥、郤芮の二人、之を殺さんを謀る、寺人、公に見えんことを求めたるに、公遽かに之を許す、寺人告ぐるに呂郤の謀を以てす、〔桓公用其仇〕管仲嘗て桓公を射る、公遂に之を用ひて相となす、

講述　夫れ晉の文公は、其仇である勃鞮を近づけたため禍ひを免れ、晉を强國として諸侯の霸となり、齊の桓公は、其仇である管仲を用ひて一たび天下の亂を正した、何故であるかと云ふに、慈仁懇切であつて、誠に中心から彼等の才能を好んだからで、なかなか空言で利用のできたものではない、

至夫秦用商鞅之法、東弱韓魏、兵彊天下、而卒車裂之、越用大

計を信じて墨翟を囚へたことがある、夫れ孔子や墨子の辯舌ですらも、尚讒言を免るゝことが出來ず、其結果此の二國の形勢は危くなつた、なぜならば、多數の口で惡く言ふときは、金のやうな堅い物も潰れてしまひ、譏謗が積りに積ると、骨肉も之が爲に銷滅してしまふ、

是以秦用戎人由余、而霸中國、齊用越人子臧、而彊威宣、此二國豈拘於俗、牽於世、繫於阿偏之辭哉、公聽竝觀、垂明當世、（第三大段の第四小段なり、偏聽獨任と反對の事を言ふ）

訓義　〔威宣〕威王と宣王、〔阿偏〕阿諛偏私、

講述　之が爲に秦は、戎の人由余を用ひて中國の霸者となり、齊は越人子臧を用ひて、威王、宣王の二代は强盛であつた、此の二箇國は何として俗習に拘はつたり、世情に牽かされたり、黨派的の辭に引張られようや、公けに衆人の言ふ所を聽いて私しなく、双方の行ふ所を併せ觀て偏しないからである、

故意合則胡越爲昆弟、由余子臧是矣、不合則骨肉爲讎敵、朱象管蔡是矣、（第三大段の第五小段なり、意の合ふと合はざるとを言ふ、）

訓義　〔胡越〕胡は極北に在り、越は極南に在り、〔朱象管蔡〕堯の子丹朱、舜の弟象、周公の兄弟管叔、蔡叔、

講述　故に雙方の意が合ふと云ふと、胡越の人も兄弟となる、由余、子臧が卽ち其れである、意が合はないと云ふと、骨肉も仇敵となる、朱や象や管叔、蔡叔が卽ち其れである、

今人主誠能用齊秦之明、後宋魯之聽、則五霸不足侔、而三王易爲也、（第三大段の第六小段なり、上を收む、）

訓義　〔侔〕「ひとしうする」と訓ず、

講述　今人主が、能く由余を用ひ子臧を用ひた齊や秦の明察を用ひて、孔子や墨子を逐ひ出した宋、魯

故百里奚乞食於路、穆公委之於政、甯戚飯牛車下、桓公任之以國、此二人者、豈素宦於朝、借譽於左右、然後二主用之哉、感於心、合於意、堅如膠漆、昆弟不能離、豈惑於衆口哉、『第三大段の第二小段なり、朋黨なくして信ぜられたるものを擧ぐ、』

訓義　〔百里奚〕前に出づ、〔甯戚〕戚、人の爲に牛を飼ひ、牛角を叩いて歌ふ、時に齊の桓公の客を郊迎するに遇ふ、其歌聲を奇とし、命じて後車に載せて歸り立てゝ相となす、〔昆弟〕兄弟なり、

講述　百里奚は道路に於て食物を人に乞うて居つた人であるが、秦の穆公は之に政治を委ねた、甯戚は車の下で牛飼をして居つた人であるが、桓公は之に國政を任じられた、此の二人は、何として平生から朝廷の官吏となり、左右の人より譽めて貰つてから、穆公や桓公に用ひられたのであらうや、心に感じ意に叶ひ、堅いことは膠や漆のやうであり、兄弟でも之を離すことの出來ぬほどである、何で大勢の口に惑はうや、

文法　衆口の一句、下文に接す、

故偏聽生姦、獨任成亂、昔魯聽季孫之說、逐孔子、宋信子冉之計、囚墨翟、夫以孔墨之辯、不能自免於讒諛、而二國以危、何則衆口鑠金、積毀銷骨也、『第三大段の第三小段なり、偏聽獨任の事を言ふ、』

訓義　〔逐孔子〕季桓子、齊より贈る所の女樂を受けて、孔子を疎んじ、政に怠りしかば、孔子遂に去る、〔子冉之計〕未だ審ならず、〔衆口云云〕前に出づ、

講述　故に一方の說のみを聽くときは姦計が生じ、一人のみに委任するときは亂が起る、昔し魯の君は季孫氏の說を聽いて孔子を逐ひ、宋の君は子冉の

されようや、

文法　王の己れを知らんことを諷するなり、

故女無美惡、入宮見妬、士無賢不肖、入朝見嫉、昔司馬喜臏脚於宋、卒相中山、范雎拉脅折齒於魏、卒爲應侯、此二人者皆信必然之畫、捐朋黨之私、挾孤獨之交、故不能自免於嫉妬之人也、是以申徒狄蹈雍之河、徐衍負石入海、不容身於世、義不苟取比周於朝、以移主上之心、第三大段の第一小段なり、朋黨なくして妬まれ讒せられたるものを言ふ、

訓義　〔司馬喜〕六國の時の人、臏脚は足を削らること、〔范雎云云〕范雎、嘗て須賈に隨つて齊に使ひす、齊王、雎に金十斤及び牛酒を賜ふ、賈は雎が魏の密事を以て齊に告げたるかと疑ひ、之を魏の相魏齊に告ぐ、魏齊怒つて雎を笞撃し、其脇を挫き、其齒を折る、雎僞り死して出づることを得、秦に入つて應侯となる、〔申徒狄〕殷末の人、諫めて聽かれず、自ら河中に投ず、水の河より出づるを雍と曰ふ、〔徐衍〕周末の人、

講述　故に女は、美人と醜女との別なく、宮中に入ると妬まれるものであり、士は、賢者と不肖者との別なく、朝廷に入ると嫉まれるものである、昔し司馬喜は、宋に於て足を削られたが、卒に中山の相となつた、范雎は、魏に於て肋骨を挫かれ齒を折られたが、卒に秦の應侯となつた、此の二人は必ず豫定通りなるべきことを信じ、朋黨の私心を取り除き、交際上の孤獨の位地を持つて居つた、故に自然他人の嫉妬を免れることが出來なかつたのである、之がため申徒狄は、雍から河中に赴いて溺死し、徐衍は石を背に負ひて海中に身を投じたが、縱令ひ世に自分の身が容れられないでも、義を守つて、苟くも機嫌を取り、朝廷の上に仲間を造つて、君主の心を動かすやうなことをせぬ、

に燕の尾生と云ふ、尾生は古への信義の人、志を守つて其軀を忘る、「白圭云云」白圭は、中山の將となり、戰つて六城を失ふ、中山の君之を殺さんとせしかば、逃げて魏に入る、文公厚く之を遇す、還つて中山を拔く、

講述　故に樊於期は、秦を脱走して燕に赴き、荊軻に自分の首を假し與へて、太子丹の企てに供し、王奢は、齊を立去つて魏に往き、城壁に乘りかゝつて自ら首を刎ね、それがため齊の兵を退けて魏を全くした、夫れ王奢と樊於期とは、齊や秦に居ることが新らしくして、燕や魏に居ることが舊いと云ふわけではない、其れに齊や秦を去つて、燕の君や魏の君の爲に命を棄てた所以は、二君の行ひが己れの心に叶ひ、其義を慕ふことが限りなかつた爲である、それであるから蘇秦は、天下に對して不信の人であつたが、燕に對しては尾生にも比すべき信があつた、白圭は、戰つて六箇所の城を敵に取られたが、魏の爲には中山を取つた、何故であるかと云へば、誠に相知ることがあつたからである、

文法　知の字に應ず、

蘇秦相燕、人惡之燕王、燕王按劍而怒、食以駃騠、白圭顯於中山、人惡之魏文侯、文侯賜以夜光之璧、何則兩主二臣、剖心析肝相信、豈移於浮辭哉、　第三大段の第二小段なり、相知るの結果、讒言に動かされざることを言ふ、

訓義　「駃騠」駿馬なり、「顯於中山」中山を拔いたため著名なりしを言ふ、「剖心析肝」剖はさく、析はわかつ、腹の底を割つてと云ふこと、

講述　蘇秦は燕の宰相となつて居つた時、或人、燕王に讒言に及んだ處、燕王は劍に手をかけて立腹し、蘇秦に駃騠の珍美を食はして敬意を表された、白圭は中山を攻め取つたため顯榮の身分となつた處、或人、之を魏の文侯に讒言すると云ふと、文侯は反つて白圭に夜光の玉を賜はつたことがある、なぜならば、燕、魏の兩君主と蘇秦、白圭の二臣とは、心を打明けて相信ずる間柄であるから、何しに無根の言に動か

事であると信ずる次第、願はくは大王篤と御察しの上、少しく憐みを垂れ給へ、

語有曰、白頭如新、傾蓋如故、何則知與不知也、（第二大段の第一小段なり、親疎の由つて分るゝ所を言ふ、）

訓義 〔白頭如新〕面識の人となつてから白髪の時に至りながら、初見の人と同様なるを謂ふ、〔傾蓋〕蓋は車の上の傘の如きもの、一寸途中にて出遇ひながら、車を停めて親しく談話を交換し、兩方の蓋が交叉して、少しく横向きになるを謂ふ、

講述 古語に、白髪の年まで遇つて居つても、凡て新規の人と同様なものあり、又途中に出遇つた者でも、古なじみと同様な人があると申して在るが、何故云斯く舊交でも冷淡であり、新知でも打解けるかとにふに、一は心を知り、一は心を知らぬからである、

文法 知の字を提出して、下文の論端となす、

故樊於期逃秦之燕、藉荊軻首、以奉丹事、王奢去齊之魏、臨城自到、以卻齊而存魏、夫王奢樊於期非新於齊秦而故於燕魏也、所以去二國死兩君者、行合於志、慕義無窮也、是以蘇秦不信於天下、爲燕尾生、白圭戰亡六城、爲魏取中山、何則誠有以相知也、（第二大段の第一小段なり、史を引いて心を知るを證す、）

訓義 〔樊於期〕於期は秦の將なり、讒せられて燕に出奔す、始皇其族を滅し、又賞を懸けて其首を求む、荊軻秦に入らんとするや、秦王に取入るべき手段として、於期の首を携へ往かんことを請ふ、於期自殺して、其志を成す、〔王奢云云〕王奢は齊の臣にして、魏に出奔す、後、齊、魏を伐つ、奢、城に登り、齊將に謂つて曰く、今君の來るは、奢の故を以てするに過ぎず、義に於て、生を偸み以て魏の累となさずと、遂に自到す、〔蘇秦云云〕蘇秦、燕に對しては獨り信を守る、故

糺問を受ける身となつて、世の中より疑はれて居る次第、是れ荊軻や衞先生を再び生き返らせた處で、燕の太子丹と秦の昭王とは悟らないと申す場合である、何卒大王に於て篤と御察し下されたい、

昔玉人獻寶、楚王刖之、李斯竭忠、胡亥極刑、是以箕子佯狂、接輿避世、恐遭此患也、願大王察玉人李斯之意、而後楚王胡亥之聽、無使臣爲箕子接輿所笑、臣聞比干剖心、子胥鴟夷、臣始不信、迺今知之、願大王孰察而少加憐焉、第一大段の第四小段なり、疑はるゝの結果、刑罰に遇ふの恐あるを言ふ、

訓義　〔玉人云云〕楚人卞和と云ふもの、璞玉を得て之を武王に獻ず、玉人（玉細工をなすもの）之を觀て石と曰ふ、因つて卞和の左足を刖る、文王位に卽くに及び、復之を獻ず、玉人又石なりと曰ふ、因つて其右足を刖る、成王の時に至り、卞和璞を抱いて郊に哭す、乃ち玉人をして之を治めしめたるに、果して寶玉を得たり、〔胡亥極刑〕五刑を具へて李斯を誅せしこと、〔佯狂〕佯は僞なり、〔接輿〕楚の賢人、亦佯狂して世を避く、〔比干〕比干、紂王を强諫す、紂怒つて曰く、吾れ聞く、聖人の心に七竅ありと、遂に剖いて之を觀る、〔子胥〕前に出づ、

講述　昔し玉を善く見分ける者があつて、寶玉を楚王に獻上した處、楚王は之を處刑したことがあり、李斯は秦に忠を盡した處、二世皇帝の胡亥は、之を極刑にしたことがある、之がため殷の箕子は僞つて狂人となり、楚の接輿も世を避けたので、此のやうな禍ひに遭ふ恐れがあつたからである、何卒大王に於ては、玉人や李斯のやうな誠あり忠ある者の心を察し給ひ、楚王や胡亥のやうな誤つた解釋を斥け給ひ、臣が箕子や接輿の爲に笑はれないやうに爲し下されたい、臣は、昔し比干が胸を切り割られたり、子胥が馬の革に包まれて川の中に投げ込まれたと云ふ話を承つて、最初は信用致さなかつたが、今になつて實在の

之事、太白蝕昴、昭王疑之、夫精誠變天地、而信不諭兩主、豈不哀哉、

第一大段の第二小段なり、史を引いて證す。

訓義　〔荊軻云云〕荊軻、燕の太子丹の爲に、往いて秦王を刺さんとす、其至誠、天地を感じ、白色の虹、太陽の面を貫きたり、白色の虹は兵の象、日は君の象、荊軻成功すべきの兆、然るに太子は尙之を畏れたり、〔衞先生云云〕白起、秦の爲に趙を伐ち、長平の軍を破り、遂に趙を滅さんと欲す、衞先生をして昭王に說き兵糧を益さしむ、應侯に害せられて事成るに至らず、昴は星の名にして、天文區劃に於て趙の範圍に屬す、太白星は天の將軍、蝕とは突過すること、

講述　昔し荊軻は、燕の太子丹が義を好むことを慕ひ、彼れの爲に秦の始皇を刺さうとして出立の際、天も荊軻の精誠に感じ、白き虹が日を貫いて、成功の前兆を示したが、太子丹は尙も失敗を畏れたことがある、衞先生は、秦の爲に長平の戰ひに關する計畫を立て、其れがため太白星が昴星を蝕して、吉兆が見えたにも拘はらず、秦の昭王は尙之を疑つたことがある、夫れ精誠が天地の現象を變化するほどであつても、荊軻や衞先生の信義は、燕なり秦なりの兩君の心に通じなかつたのは、何と哀しいことではないか、

文法　前の二事は、殆んど述ぶるに足らざれども、特に末の兩句の爲に設けて、下文の地となしゝなり、

今臣盡忠竭誠、畢議願知、左右不明、卒從吏訊、爲世所疑、是使荊軻衞先生復起、而燕秦不悟也、願大王孰察之、

第一大段の第三小段なり、己れの疑はれたることを言ふ、

訓義　〔畢議願知〕其意見を徹底し、王に知られんことを願ふを言ふ、〔從吏訊〕獄に下されて、獄吏の訊問を受くるを言ふ〔燕秦〕燕の太子丹、秦の昭王、〔孰〕熟に同じ、

講述　今臣は、飽くまで忠誠を盡し、有る限りの意見を吐き、王の御認識を蒙りたいと存じ居つたのに、王の左右に侍する近臣等の不明なる所から、獄吏の

願公擇一而行之、』第四大段の第四小段なり、

講述　何卒君に於て、前に擧げた方針のどれか一つを擇んで、之を行ひ給へ、

獄中上梁王書　鄒陽

講題　鄒陽、梁の孝王の門に遊び、之が賓客たり、羊勝、公孫詭等、之を疾んで孝王に讒す、孝王怒つて、陽を獄に下せり、陽、獄中より上書して、其冤を訴ふ、孝王感悟し、人をして之を獄中より出さしめ、卒に上客となす、

大旨　己れが私利を以て公義を汚さず、勢位に諂はざるが爲に、讒言に遇ひたることを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「願大王熟察少加憐焉」に至る、忠にして罪を獲、信にして疑はれたることを言ふ、第二大段は「語有曰白頭如新」より「豈移於浮辭哉」に至る、疑はれて罪を獲る原因は、其人を知らざるに在るを言ふ、第三大段は「故女無美惡入宮見妬」より「而三王易爲也」に至る、知られざるの原因は、朋黨の私なきに在るを言ふ、第四大段は「是以聖王覺寤」より「豈足爲大王道哉」に至る、朋黨讒佞の弊は、皆人君たるもの丶不能に由るを言ふ、第五大段は「臣聞明月之珠」より篇尾に至る、眞正の士は、決して王の左右に諂諛を行つて利を求むる者に非ざるを言ふ、

臣聞忠無不報、信不見疑、臣常以爲然、徒虚語耳、』第一大段の第一小段なり、忠信の反つて賞せられず信ぜられざることを言ふ、

講述　臣の承りしには、忠を盡すものは、君より報はれぬものなく、信を守るものは、人より疑はれないと申すことで、臣は平生其通りであると考へ居りたる處、實際に由ると、此の言は虚語に過ぎない、

文法　忠信の二字は一篇の關鍵、

昔荊軻慕燕丹之義、白虹貫日、太子畏之、衛先生爲秦畫長平

天下震動、諸侯驚駭、威加呉越、

第四大段の第三小段なり、曹沫を引く、

訓義　〔曹子〕曹沫、〔禽將〕禽は擒に同じ、〔一劍之任〕任は猶力の如し、

講述　曹子は魯の將軍となり、三たび敵と戰つて三たび敗走し、土地を取られたること五百里に及んだ、曹子が能く思慮することなく、踵を反す暇もなく直ちに自ら首を刎ねて死んだならば、敗軍の俘虜と云ふやうな名を免れなかたのである、然るに曹子は、三度敗軍した耻を棄てゝ、戰爭より歸國の後、魯君と國事の相談をなし、齊の桓公が、天下の諸侯を或は參内させ、或は會合させ非常の勢ひであつたに拘はらず、曹子は只一口の劍の力を以て、其の桓公を壇上に劫し、顏色一つ變らず語一つ亂れずに、三度戰つて取られた土地を一朝に恢復してしまひ、天下は震動し、諸侯は驚愕して、呉越地方までも其威が及んだ、

若此二子者、非不能行小節、死小耻也、以爲殺身亡軀、絶世滅後、功名不立、非智也、故去感忿之怨、立終身之名、棄忿悁之節、定累世之功、是以業與三王爭流、而名與天壤相弊也、

第四大段の第四小段なり、管仲、曹沫二子の功を斷定す、

訓義　〔感忿之怨〕語を成さず、國策に忿恚之心に作る、從ふべし、「忿悁之節」も亦感忿と重複す、國策に從つて、感忿之耻に作るに如かず、〔與天壤相弊〕天地が壞れてしまへば其名も消えるが、天地のあらん限り傳はると云ふ意味、

講述　此の二人などは、小ひさな節義を行ひ、小ひさな耻辱の爲に死ぬことの出來ぬ人ではないが、彼等の考へによると、此の身を殺し命を棄てゝ、功名の立たないのは智でないと、それゆゑに感忿の怨みを取り除いて一生の名譽を立て、いまいましいと云ふ意氣地を棄てゝ累世に及ぶ所の功業を定めた次第である、之がため其業は夏殷周の三王と不朽を爭ひ、其名は天地と共に傳はるのである、

而恥天下之不治、不恥不死公子糾、而恥威之不信於諸侯、故兼三行之過、而爲五霸首、名高天下、光燭鄰國、（第四大段の第二小段なり、管仲を引く、）

訓義　〔射桓公〕管仲は公子糾の傳にして、糾が桓公即ち小白と國を爭ふに及び、此の事ありしなり、〔鉤〕は帶の金具なり、〔桎梏〕桎は足かせ、梏は手かせ〔鄕〕「さきに」と訓ず、〔臧獲〕奴婢の賤稱、〔縲絏〕前に出づ〔燭〕てらすなり、

講述　昔し管仲は、桓公を射て其帶の金具に中てたが、是れは簒逆である、公子糾を見殺しにして命を棄てることの出來なかつたのは、臆病である、桓公に執はれて束縛せられ、手足に械をかけられたのは、身を辱めたのである、此の三箇條の行ひは、鄕里にも通せず、世の中の君主も臣とせざる所である、前に若し管仲が、窮困幽囚の境遇に身を終つて出でず、或は其辱めを恥ぢて其儘死んだならば、是れとて恥辱を受けたる賤しき行ひの人であることを免れず、鄙しき奴婢すらも、彼れと一緒にせらるゝことを羞づる次第であるから、まして社會一般の人をや、故に管子は、己れの身が懲役人の中に在ることを羞ぢないで、天下の治まらぬことを恥ぢ、公子糾の爲に死なゝかつたことを恥ぢないで、諸侯に威名の伸びないことを恥ぢたのである、故に三箇條の過てる行ひがあるに拘はらずして五霸の首となり、名譽は天下に高くして、其光りは隣國までも輝いた、

曹子爲魯將、三戰三北、而失地五百里、鄕使曹子計不反顧、議不旋踵、刎頸而死、則亦名不免爲敗軍禽將矣、曹子棄三北之恥、而退與魯君計、桓公朝天下、會諸侯、曹子以一劍之任、劫桓公於壇坫之上、顏色不變、辭氣不悖、三戰之所亡、一朝而復之、

請裂地定封、富比陶衛、世世稱寡、與齊同存、此亦一計也。（第三大段の第四小段なり、更に一計を勸む、）

訓義　〔陶衛〕穰侯、陶に封ぜられ、商君、衛に封ぜらる、〔寡〕寡人なり、王公の自稱、

講述　思ふに其れとも又燕を捐て世の中を棄てゝ東方の齊に遊ばるゝか、土地を割いて領地を定めまゐらすべし、斯くて其富は陶、衛と並び、子孫に傳へて代代寡人と稱し、齊の國の續く限り永く此の世に存するのも、亦一つの計である、

文法　此れは利を以て說きしなり、

二者顯名厚實也、願公熟計而審處一也。（第三大段の第五小段なり、前を結ぶ、）

講述　前の二計は、名譽を顯はし實利を厚くする仕方である、何卒君に於かせられては、熟考の上、其中の一に處せられたいものである、

且吾聞效小節者、不能行大威、惡小恥者、不能立榮名、（第四大段の第一小段なり、古人を引く爲の前提を揭ぐ、）

訓義　〔效〕いたす、

講述　且つ自分の聞きしには、瑣細の節操を致すものは、大いなる威力を行ふこと出來ず、瑣細の恥を惡むものは、榮譽ある評判を立つること出來ずと、

昔管仲射桓公中鉤、簒也、遺公子糾、而不能死、怯也、束縛桎梏、辱身也、此三行者、鄉里不通也、世主不臣也、鄉使管仲窮抑幽囚而不出、慙恥而不見、窮年沒壽、則亦名不免爲辱人賤行矣、臧獲且羞與之同名矣、況世俗乎、故管子不恥身在縲紲之中、

人炊骨、士無反北之心、是孫臏吳起之兵也、能已見於天下矣。

第三大段の第二小段なり、燕將の功を稱す。

訓義 〔距〕拒なり、〔墨翟之守〕公輸班と云ふもの、雲梯を以て宋を攻む、九たび機變を設く、墨子九たび之を拒ぐ、班の器械は盡くるに至るも、墨子の守りは固より餘りあり、〔反北〕燕は聊城の北に在るを以て云ふ、

講述 今君は又聊城の民を以て齊全國の兵を防がれ、一箇年を經るも敗散せぬのは、墨子の籠城と同一の働きである、城中は糧食が盡きてしまひ、人肉を食つたり骨を炊くと云ふまでに至つても、士卒が本國に歸らうと云ふ心のないのは、孫臏や吳起の義勇なる兵士と同一であつて、君の能力は是れでもつて已に天下に見はれて居る、

故爲公計、不如罷兵休士、全車甲、歸報燕王、燕王必喜、士民見公如見父母、交游攘臂而議於世、功業可明矣、上輔孤主、以制群臣、下養百姓、以資說士、矯國革俗於天下、功名可立也、

第三大段の第三小段なり、燕將の爲に一計を勸む。

訓義 〔攘臂〕腕まくりすると云ふが如し、

講述 故に君の爲に計つて見ると云ふと、戰爭を止め兵士を休ませ、車や鎧等の武器を全くして本國に歸り、燕王に報告し給ふが一番良策である、さうすれば燕王は喜ばるゝに相違なく、燕の士民は、君に遇ふのを父母に遇ふと同樣に心得、君の朋友が腕捲りをして社會に論告したならば、功業は明かとなるであらう、そこで孤立の君主を輔佐して群臣を制御し、下は百姓を養ひ、遊說の士に補助を與へ、國の弊を矯め天下の風俗を改正するときは、功名を立てることが出來る、

意者亦捐燕、棄世、東游於齊乎、

ものなし、〔公之不能得〕得は勝を得るを謂ふ、

講述　且つ楚が南陽を攻め、魏が平陸を攻めつゝあるとは云へ、齊は南面して之を防ぐ意志がない、齊の考へでは、南陽を失ふ害よりも濟北を得る利益の方が多いと所ふ所から、方針を定めて堅く聊城の陣地を守るのである、其れに今秦が齊の爲に援兵を出すと云ふと、魏は東の方を向いて齊を攻めきらず、齊秦の同盟が成立つと云ふと、楚の國の形勢が危險となる、且つ齊に於ては、南陽を棄てゝも、右壤卽ち平陸を失つても、濟北さへ得られることならば、是非ともさうしようと云ふ方針であるからは、今齊國の後顧の患へとも云ふべき楚魏が交〻退いた上、本國の燕から救ひが來ず、天下の中で齊を狙ふものがなくなり、專ら聊城と對陣して一年も經るときは、聊城は疲弊するに相違ない、すれば自分は、君が敵に克てないと思ふ、齊は是非とも聊城を取らうとして居るゆゑ、君は最早計の建てやうがなからう、

彼燕國大亂、君臣過計、上下迷惑、栗腹誤以十萬之衆、五折於外、萬乘之國、被圍於趙、壤削主困、爲天下戮、公聞之乎、今燕王方寒心獨立、大臣不足恃、國敝禍多、民無所歸心、『第三大段の第一小段なり、燕の爲すあるに足らざるを言ふ、』

訓義　〔栗腹〕燕の將なり、

講述　彼の燕の國は大に亂れ、君も臣も計策を誤り、上下とも途方に暮れ、栗腹は十萬の大兵を率ゐながら、五たびも國外に於て敗軍に及び、萬乘の國でありながら趙の爲に圍まれ、版圖は削られ、君主は困難し、天下中の物笑ひとなつた、公は之を聞き知つて居らるゝかどうか、今燕の君は、痛心されながら全く孤立の有樣で、大臣は恃みにならず、國は疲弊して禍ひ多く、人民は心を歸すべき所がない、

今公又以聊城之民、距全齊之兵、期年不解、是墨翟之守也、食

世無稱、非智也、故智者不再計、勇士不怯死、今死生榮辱、尊卑貴賤、此其一時也、願公之詳計而無與俗同也、』第一大段の第二小段なり、燕將が忠勇智の三者を失ふを言ふ、

訓義　〔一朝之忿〕讒言を怒つて國に歸らざるを言ふ、〔信〕伸に同じ、

講述　今君に於ては、一旦の怒りに任せて、燕王の側に忠臣の居らぬことをも顧みずに此に留つて居らるゝのは、忠でない、自分の身を殺し聊城を亡ぼすのみにて、敵國の齊に對し威力を伸ぶることとならぬのは、勇でない、功は廢れてしまひ、名譽は消えてしまひ、後世聞えなくなるのは、智でない、智者は考へ直しをせぬもの、勇士は死を畏れぬものである、今君の死ぬのも生きるのも、榮となるのも辱となるのも、尊くなるのも卑くなるのも、貴くなるのも、賤しくなるのも、此の場合に在る、何卒君には委細御考へあつて俗物と同樣の行動をなされぬことを希望する、

且楚攻南陽、魏攻平陸、齊無南面之心、以爲亡南陽之害、不若得濟北之利、故定計而堅守之、今秦人下兵、魏不敢東面、横秦之勢合、則楚國之形危、且棄南陽、斷右壤、存濟北、計必爲之、今楚魏交退、燕救不至、齊無天下之規、與聊城共據期年之敝、則臣見公之不能得也、齊必決之於聊城、公無再計、第二大段なり、

訓義　〔南陽、平陸〕皆齊に屬す、〔無南面之心〕楚魏は齊の南に在り、而して齊は燕と戰ふが故に、此の二縣を放任し、南面して爭はざるなり、〔濟北〕即ち聊城〔今秦下兵〕此の時齊は秦と善し、故に兵を出して之を救ふなり、下と云ふは、秦の地勢高きが故に云ふ、〔横秦〕秦と連合するが故に云ふ、〔天下之規〕規は猶謀の如きなり、秦、齊を救ひ、楚魏退かば、復齊を謀る

て、臣が此の燕の國を去つた心底を察せぬと云ふことを恐るゝ所から、敢て書簡を奉つて御耳に入れる次第、只君王の心を留め給はんことを願ふ、

遺燕將書　　魯仲連

講題　燕、齊を攻めて七十餘城を取る、唯莒と即墨との二城未だ下らず、齊の將田單、即墨を根據として恢復を謀る、是より先、燕の一將、齊の聊城を取りしに、之を讒する者ありしかば、誅を懼れて、其まゝ聊城を保守し、敢て歸らず、田單之を攻むること歳餘、士卒多く死して聊城下らず、仲連乃ち書を爲り、之を矢に縛つて城中に射込み、燕の將に遺る、燕の將曰く、敬んで命を聞くと、因つて兵を罷む、

大旨　開城して燕に歸るべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は「吾聞之」より「而無與俗同也」に至る、道理の上より說く、第二大段は「且楚攻南陽」より「公無再計」に至る、形勢の上より說く、第三大段は「彼燕國大亂」より「願公熟計而審處一也」に至る、取るべき方針を說く、第四大段は「且吾聞」より篇尾に至る、史を引いて小節小耻に拘泥すべからざることを言ふ、

吾聞之、智者不倍時而棄利、勇士不怯死而滅名、忠臣不先身而後君、（第一大段の第一小段なり、先づ道義の標準を示す、）

訓義　〔倍〕背くなり、〔怯〕畏るゝなり、

講述　吾が聞く所に據れば、智者と云ふものは、時世に背いて利益を棄てることをせず、勇士と云ふものは、死ぬことを怖れて名譽を失ふことをせず、忠臣と云ふものは、自分の身を先にして其君を後廻しにすることをしないと、

今公行一朝之忿、不顧燕王之無臣、非忠也、殺身亡聊城、而威不信於齊、非勇也、功廢名滅、後

先見の論なり、〔不化〕江に入りたるまゝ、波濤の神となりしを謂ふ、〔上計〕上策と云ふが如し、〔離〕かゝる、

講述　臣は承つたことがある、それは、善く事を起す者とて成功するとは限らず、始め善い者も終りが善いとは限らないと云ふことである、昔し呉子胥は、其君の闔閭に意見を用ひられ、其結果、楚王は敗軍して郢に走つた、然るに闔閭の子の夫差は子胥の言を是とせずに、之を殺して鴟夷の内に盛り、江水に浮べてしまつた、呉王夫差は、先見の論を用ふれば功が立てられると云ふことを悟らなかつた爲に、子胥を江水に沈めて後悔をせず、子胥も、亦其君が己れと度量の違ふと云ふことを早くから見拔かなかつた爲に、江中に入つて魂ひも浮ばぬ樣な始末となつたのは好い手本である、夫れ臣が燕より退身して功を全くし、先王の事迹を明かにするのは臣の上策である、不名譽の譏謗に罹り、先王が賢者を好ませられた美名を損するのは、臣の大いに恐るゝ所である、測ることの出來ぬやうな罪を被つて燕を去りながら、又趙の燕を伐つを幸ひとして利を圖るのは、義の上に於て臣の敢て爲さゞる所である、

文法　功名の二字を以て主眼として、最後に義の字を出す、樂毅の本領が功名の上に超越することを知るべし、〇闔閭を以て昭王に譬へ、夫差を以て惠王に譬ふ、

臣聞古之君子、交絕不出惡聲、忠臣去國、不潔其名、臣雖不佞、數奉教於君子矣、恐侍御者之親左右之說、不察疏遠之行、故敢獻書以聞、唯君王之留意焉、

第四大段なり、

訓義　〔惡聲〕惡口なり、〔疏遠之行〕燕を去り趙に赴きたること、

講述　臣の承るに、古への君子は、交際が斷えても惡口を出さず、忠臣は、國を去つても自分の名を奇麗にしないと、臣は不敏ながら數〻君子より敎へを受けたことがある、侍御の者が左右の人の說を信用し

群臣之日、餘教未衰、執政任事之臣、修法令、愼庶孽、施及乎崩隷、皆可以教後世、

第三大段の第二小段なり、先王の「功立而不廢」を言ふ、

訓義 〔雩〕そゝぐと訓ず、〔棄群臣〕薨ずるを謂ふ、〔八百歳〕齊は、太公望より湣王に至るまで八百餘年、〔庶孽〕脇腹の子、〔萌〕氓に同じ、小民なり、

講述 先王が齊に對する怨みを報い、燕の嘗て被つた恥辱をそゝぎ、萬乘の强國を平げて、八百年も積み蓄へてあつた財寶を手に入れられ、其薨御の日となつても、先王の殘された敎訓が未だ衰へず、政を執り事に任ずる所の臣下が法令を修め、庶孽を忽にせず、恩惠が小民にまで及んだ事などは、何れも後世の手本となることが出來る、

文法 「可以敎後世」は、卽ち功立つて廢れざるの意なり、

臣聞之、善作者不必善成、善始者不必善終、昔吳子胥說聽於闔閭、而楚王遠迹至郢、夫差弗是也、賜之鴟夷、而浮之江、吳王不寤先論之可以立功、故沈子胥而不悔、子胥不蚤見主之不同量、是以至於入江而不化、夫免身全功、以明先王之迹、臣之上計也、離毀辱之誹謗、墮先王之名、臣之所大恐也、臨不測之罪、以幸爲利、義之所不敢出也、

第三大段の第三小段なり、自己の「名成而不毀」を言ふ、

訓義 〔闔閭〕吳王の名、子胥の君なり、〔楚王遠迹至郢〕吳に敗られて走るなり、〔夫差弗是〕夫差は吳の嗣君、子胥の意見を是とせざるなり、〔鴟夷〕馬の革にて造りたる簑の如き物、死骸を斂むるに用ふ、〔先論〕

宋との地は楚、魏の欲する所であるから、趙が若し燕と好みを通ずることを許した上、楚、魏と約して、燕を合せて四國となし、兵を擧げて齊を撃つならば、齊は破ることが出來ると、先王は尤もとせられ、使節たる信物を持たせて、臣を南方の趙に派遣あり、臣は反つて復命に及び、遂に兵を起して齊を撃つた處、天の逆を惡む道理と、先王の御威靈とに因り、河北の地は擧つて先王の軍に隨ひ、濟河の上に勢揃へをなし、濟上の軍は命を受けて齊を撃ち、大に敵兵を敗り、輕裝せる士卒と精鋭なる軍兵とは遠く攻め込んで、齊の國都に至り、齊王は遁れて莒の城に走りゆき、辛うじて一死を免れた、そこで珠玉や、財寶や、車、鎧、其他の珍器は、盡く戰利品として燕に持ち來り、齊の器物は寧臺に竝べ、其大呂と云ふ音樂用の鐘は元英宮に据ゑられ、以前齊に分捕られた燕の鼎は磨室に戻り、燕の薊丘には汶上の竹を移し植ゑると云ふ次第で、五霸より以來、功業に於て先王に及ぶものはなかつた、先王は滿足に思召した所から、土地を裂いて臣に領土を賜ひ、小國の諸侯と肩を比ぶることを得るやうにせられた、臣は自ら何も分らず、唯命令を奉じ指圖通りにしたならば、罪を受くるやうな事が無からうと考へたので、それがため此の如き恩命を受けて、辭退しなかつたのである、

文法　「功未有及先王者也」は先王を賛する所、正に自ら賛する所なり、

臣聞賢聖之君、功立而不廢、故著於春秋、蚤知之士、名成而不毀、故稱之後世、（第三大段の第一小段なり、君臣の功名に處する所以を言ふ）

訓義　〔蚤〕早なり、

講述　臣の聞きしには、賢君聖君は、一たび功を立てると云ふと、長く其れを保つて墜さない、故に其功が歴史の上に著はれ、又先見の士は、名譽が成つた曉に之を傷けないやうにする、故に後世までも評判せらるゝと、

文法　以下、君と臣とを分つて說く、一頭兩脚の法なり、

若先王之報怨雪恥、夷萬乘之彊國、收八百歲之蓄積、及至棄

齊、以天之道、先王之靈、河北之地、隨先王而擧之濟上、濟上之軍、受命擊齊、大敗齊人、輕卒鋭兵、長驅至國、齊王遁而走莒、僅以身免、珠玉財寶、車甲珍器、盡收入於燕、齊器設於寧臺、大呂陳於元英、故鼎反乎磨室、薊丘之植、植於汶篁、自五霸以來、功未有及先王者也、先王以爲慊於志、故裂地而封之、使得比小國諸侯、臣竊不自知、自以爲奉命承教、可幸無罪、是以受命不辭、

第二大段の第三小段なり、昭王に事ふる所以を言ふ、

訓義　〔我有積怨云云〕昭王嘗て齊に敗らる、故に之を怨みとす、〔以齊爲事〕齊を伐つて怨みを報ゆるを謂ふ、〔霸國之餘業〕桓公の後なるを以て云ふ、〔淮北宋〕楚は淮北を得んと欲し、魏は宋を得んと欲す、此等の地は、時に皆齊に屬す、〔四國〕趙魏楚燕、〔反命〕復命、〔至國〕國は國都を謂ふ、〔齊王〕湣王を指す、〔大呂〕齊の鐘名、〔元英〕宮殿の名、〔故鼎〕燕の所有たりし鼎、〔磨室〕磨は曆の誤と云ふ、〔汶篁〕齊の汶水の上の竹、〔慊〕快なり、〔裂地而封之〕之は樂毅なり、昌國君に封ず、

講述　先王は臣に命じ給ふやう、余は齊に對し、怨みは重なり怒りは深く忍ばれぬことがあるから、今燕の勢ひが輕く兵が弱いことを顧みないで、齊を伐ちたいと思ふと、臣の申上げたるには、夫れ齊の國は霸業の殘れる國であり、勝ちに勝つた遺風のある國であり、人民は鎧を著たり武器を扱ふことに練れて、戰爭に熟して居ることゆゑ、一通りにては勝ち難い、王が若し之を伐たうと思召すならば、どうしても天下と共に之を圖り給ふべし、天下と共に之を圖るには、趙と連合するのが一番良策である、且つ又淮北と

臣竊觀先王之擧也、見有高世主之心、故假節於魏、以身得察於燕、先王過擧、厠之賓客之中、立之群臣之上、不謀父兄、以爲亞卿、臣竊不自知、自以爲奉令承敎、可幸無罪、故受命而不辭、

第二大段の第二小段なり、己れの燕に仕へたる所以を言ふ、

訓義　〔擧〕擧措、〔假節於魏〕節は使者の持ちゆく信憑、魏の使ひとなつたことを利用してと云ふこと、〔察〕「いたる」と訓ず〔厠〕間へ入れ込むこと、

講述　臣は慮外ながら先王の行動を伺ひ奉つた處何如にも世の諸君主の上に超越し給ふことが見えたので、魏の使節となつたことに託して、自分は燕の國に參ることが出來たのである、先王は御手落ちにて臣をば客分の中に加へ給ひ、群臣の上に立たせて、父兄の方方にも相談遊ばされずして亞卿に任ぜられた、臣は自身何も分らずに考へたのは、命令に從ひ指圖通りにしたならば、罪せらるゝやうな事はなからうと、故に任命を受けて辭退に及ばなかつた、

文法　「不謀父兄」ば左右の句に對す、「以爲亞卿」は卽ち「畜幸臣之理」なり、○「奉命承敎」の句、前後に疊出し、一篇の柱を成す、

先王命之曰、我有積怨深怒於齊、不量輕弱而欲以齊爲事、臣曰、夫齊霸國之餘業、而最勝之遺事也、練於甲兵、習於攻戰、王若欲伐之、必與天下圖之、莫如結於趙、且又淮北宋地、楚魏之所欲也、趙若許而約四國攻之、齊可大破也、先王以爲然、具符節南使臣於趙、顧反命起兵擊

講述　臣は不束にて先王の御言附を遵奉し、御側の人人の心に叶ふこと出來ず、それがため若し罪過に處せらるゝ時は、御目鏡違ひと云ふ點にて先王に疵をつけ、又足下の臣に對する義を害することあらうかと氣遣ひしため、逃れて趙に奔りたる次第である、

文法　臣の字を以て、先王の字に對して起す、

今足下使人數之以罪、臣恐侍御者不察先王之所以畜幸臣之理、又不白臣之所以事先王之心、故敢以書對、（第一大段の第二小段なり、誤解を辨ぜんとするの意を言ふ、）

訓義　「數」「せむ」と訓ず、「侍御者」左右に同じ、又惠王を指す、「畜」養ふなり、「白」明かにするなり、

講述　今足下は、人を以て臣の罪を責め給ふが、臣は御近侍の人人が、先王の臣を用ひて愛し給ひたる事由を察しないと共に、臣が先王に仕へ奉つた本志を知らないと云ふ恐れがあるから、敢て書面を以て御對へ申上げる、

文法　起手已に一篇の大意を括盡す、○臣の字と先王の字とを錯綜す、

臣聞賢聖之君、不以祿私親、其功多者賞之、其能當者處之、故察能而授官者、成功之君也、論行而結交者、立名之士也、（第二大段の第一小段なり、先づ君臣の官爵を授受する標準を掲げて、昭王と自己との影子を點出す、）

講述　臣の承つた語に、賢聖の德ある君は、俸祿を臣下に與ふるに、自分の親近者であると云ふ點で最負をすることはなく、其功の多き者へは賞を與へ、其能力の適當な者は之を官に据ゑる、それゆゑ、臣下の能力を察して之に官を授くる君は、功業を成就すべき君であり、君主の行ひの何如を考へて見て契りを結ぶ臣下は、名譽を立てべき士である、

文法　功名の二字は一篇の字眼、

であつた爲である、夫れ徳の明かであると聞いとの兆候は、高くしては飛鳥の飛び方を變じ、卑くしては深瀬に居る魚を感動すると云ふ風に各〻其類で推し測られる、今野獸が兩角ある筈であるのに、合して一つとなるのは、中國と夷狄と、本を同じうすることを明かにするのであり、澤山の枝が一旦外へ出ながら又幹に附くのは、内に對して外と云ふ區別のないことを示すのである、此のやうな前兆によると、四方の夷狄が辮髮を解き、左前の衽を棄て、冠や帶を著け、衣裳を求めて、中國の敎化を蒙ることになるであらう、是れは只手を組んで待つばかりである、

文法　前の南越、北胡に應ず、

報燕惠王書　　樂毅

講題　樂毅は、燕の昭王に仕へて大功あり、昭王の子惠王立つに及び、樂毅と隙あり、毅、趙に奔り、觀津に封ぜられて望諸君と號す、後惠王之を悔い、人をして其燕に背くことを責めしむ、毅乃ち此の書を以て之に對ふ、

大旨　己れが燕を去りしは、身を免れ、功を全うし、先君の徳を傷けざる爲にして、燕に對し、他念あるに非ざることを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「故敢以書對」に至る、答書する所以を言ふ、第二大段は「臣聞賢聖之君」より「是以受命不辭」に至る、己れの先君に知遇を得たる事情を言ふ、第三大段は第二の「臣聞賢聖之君」より「義之所不敢出也」に至る、君臣共に功名を全うすべきを言ふ、第四大段は「臣聞古之君子」より篇尾に至る、惠王の誤解を辨ず、

臣不佞不能奉承王命、以順左右之心、恐傷先王之明、有害足下之義、故遁逃走趙、（第一大段の第一小段なり、趙に走りたる理由を言ふ、）

訓義　〔不佞〕不敏と云ふが如し、〔王命〕先王の命、〔左右〕暗に惠王を指す、

上げた事がある、今郊祀の祭を神祇に對して行はぬ中に、麟を得て供へ物にすると云ふのは、是れ天が陛下の誠心を納受ましましたと云ふことを示されたわけで、祭の精神が天に通じたと云ふ證據に外ならない、

宜下因二昭時令日一、改定告レ元、苴二白茅於江淮一、發二嘉號于營丘一、以應二緝熙一、使中著レ事者有上レ紀焉、第四大段の第二小段なり、祭祀封禪を行ひ、慶事を傳ふべきを言ふ、

訓義 〔昭時令日〕昭は明なり、令辰吉日と云ふが如し、〔告元〕告ぐるとは、神祇に告ぐるなり、〔苴〕布くなり、〔江淮〕江水、淮水、〔嘉號〕立派なる姓號、漢は劉氏なれば、天下を有つもの は劉氏なることを標章するを言ふ、〔營丘〕泰山、〔緝熙〕光明なり、

講述 されば宜しく吉月吉日を待つて、元年を改めて神に告げ、白き茅を江淮の上に布いて祭を行ひ、又營丘に封禪をなして、立派なる王者の姓を彰はして光明の御宇に適應させ、事を書き著す史官に記録せしめて然るべし、

蓋六鷁退飛、逆也、白魚登レ舟、順也、夫明闇之徵、上亂二飛鳥一、下動二淵魚一、各以レ類推、今野獸幷レ角、明二同レ本也、衆支內附、示レ無レ外也、若レ此之應、殆將レ有下解二編髮一、削二左衽一、襲二冠帶一、要二衣裳一、而蒙レ化者上焉、斯拱而竢レ之耳、第五大段なり、

訓義 〔六鷁退飛云云〕左傳僖公十六年に云ふ、六鷁退飛過二宋都一と、逆と云ふは、宋の襄公、小國を以て霸を圖り、其事理に逆ふ、故に逆と曰ふなり、〔上亂飛鳥〕亂は變なり、〔衆支〕支は枝に同じ、〔編髮〕辮髮なり、〔削〕取り除く、〔襲〕著くること、〔拱而竢〕直ちに至るを言ふ、

講述 但し六本の羽のある鷁と云ふ鳥が後向きに飛んだことのあつたのは、宋の襄公の所行が逆であつた爲である、白魚が舟に登つたは、武王の所行が順

訓義　〔天命初定〕天下を統一して、國を建つるを言ふ、〔草創〕手始め、〔六合〕上下四方、〔貫〕事なり、〔潤色〕つやを附け色を附くる、〔休徵〕瑞祥の應驗、

講述　夫れ天命が初めて定まり、新たなる王朝が出來上つた際は、何事も始めであつて、善くは整はないものであるが、其後天下中風俗が一となり、九州の人民の仕方が共通となる場合となつて、祖宗の業が無窮に傳はるには、明聖の君があつて、之を改良修飾するに限る、故に周は二代目の成王になつてから、茲に始めて制度が定まり、瑞祥の兆が見えた次第である、

陛下盛日月之光、垂聖思於勒成、專神明之敬、奉燔瘞於郊宮、獻享之精交神、積和之氣塞明、而異獸來獲宜矣、（第三大段の第二小段なり、白麟を得たる所以を言ふ、）

訓義　〔勒〕書き留むるなり、〔燔瘞〕燔は天の祭、瘞は地の祭、〔塞〕こたふと訓ず、〔明〕神明なり、

講述　陛下は、日月の如き盛んなる光を放ち、功業を長く記錄に遺したしとの叡慮を抱かせられ、專一に神明を敬ひ給ひて、郊宮に於て恭しく天地の祭禮を擧行あり、供へ物を捧ぐるの精誠は神に通じ、久しい間親愛の氣は神に叶ひ、其結果、白麟の如き奇獸が出て來て御手に入りたるわけで、勿論當然の事である、

昔武王中流未濟、白魚入於王舟、俯取以燎、群公咸曰、休哉、今郊祀未見於神祇、而獲獸以饋、此天之所以示饗、而上通之符合也、（第四大段の第一小段なり、祥瑞は誠の天に通じたる效驗なることを言ふ、）

訓義　〔燎〕煙を揚げて祭をなすこと、〔饋〕供へ物にする、〔饗〕納受を言ふ、

講述　昔し周の武王が殷を伐つた時、黃河を渡つて中流に至り、未だ向う岸に達しなかつた折、白魚が王の舟中に跳り込んだ處、武王は身を俯して之を取り、焚いて祭を行つた、群臣は、一同にめでたしと申

又北胡は、家畜に隨つて水草の在る處に住ひ、禽獸のやうな行ひをなし、虎狼のやうな心を持つて居つて、上古の時代には未だ彼等を治める事が出來なかつた、然るに陛下の御宇となり、大將軍が鉞を秉つて征伐すれは、其王の單于は北方へ出奔し、票騎將軍が旌を揚げると、昆邪王も左前の俗を改めて中國へ服從した、是れは陛下の恩澤が南方へ行き亙り、威光が北方に伸びたのである、

文法　結句は、南越、北胡を併せ收む、

若罰不阿近、擧不遺遠、設官竢賢、縣賞待功、能者進以保祿、罷者退而勞力、刑於宇內矣、履衆美而不足懷聖明而不專、建三宮之文質、章厥職之所宜、封禪之君無聞焉、（第二大段の第三小段なり、內に於ける功德を言ふ、）

訓義　〔阿〕機嫌を取るなり、〔竢〕まつと訓ず、宛てがふ、〔罷者〕無能力者、〔三宮之文質〕明堂、辟雍、靈臺、之を三宮と曰ふ、文は文明、質は朴實、

講述　賞罰に就いても、罰は、親しい者だからと云つて容赦せず、賞を擧行する方は、疎遠の者だからと云つて之を取り落さず、官を設けて賢者に供給し、賞を懸けて有功者を待ち、才能ある者は進み出でゝ其祿を保し、才能のない者は退いて田畝に勞力すると云ふ風に、天下に手本を示し、君主が衆くの美事を行ひながら、自ら十分と思召さず、聖明の德を懷きながら、政治を專制し給はず、三宮に於ける文質の敎育標準を立てゝ、其職分上の然るべき所を明かにし給ふに至つては、昔し封禪を行つて其功德を傳へた君主に就いても、未だ聞き及ばない所である、

夫天命初定、萬事草創、及臻六合同風、九州共貫、必待明聖潤色祖業、傳於無窮、故周至成王、然後制定而休徵之應見、（第三大段の第一小段なり、古への例證を擧ぐ、）

ふ、第二大段は「南越竄屏葭葦」より「封禪之君無聞焉」に至る、武帝の盛德を言ふ、第三大段は「夫天命初定」より「而異獸來獲宜矣」に至る、祥瑞の偶然に非ざるを言ふ、第四大段は「昔武王中流未濟」より「使著事者省紀焉」に至る、盛德を詩樂に載すべきを言ふ、第五大段は「蓋六鷁退飛」より篇尾に至る、祥瑞の意味と結果とを言ふ、

臣聞、詩頌君德、樂舞后功、異經而同指、明盛德之所隆也、『第一大段なり、』

訓義　〔頌〕盛德の形容を美めて、其成功を以て神明に告ぐるものを謂ふ、

講述　臣の承はりしには、詩と云ふものは君の德を頌し、樂と云ふものは君の功を舞にするものであると、經典は異なつても其旨意は同一であつて、是れは君の盛んなる由を明かにするものである、

南越竄屏葭葦、與鳥魚群、正朔不及其俗、有司臨境、而東甌內附、閩王伏辜、南越賴救、北胡隨畜薦居、禽獸行、虎狼心、上古未能攝、大將軍秉鉞、單于犇幕、票騎抗旌、昆邪右衽、是澤南洽而威北暢也、『第二大段の第一小段なり、功德の蠻夷に及ぶを言ふ、』

訓義　〔葭葦〕葭は蘆なり、成長すれば葦と曰ふ、南越は海に瀕す、故に葭葦に竄屏すと曰ふ、〔正朔〕中國の曆日なり、〔辜〕罪なり、〔薦居〕薦は屢なり、或は云ふ、草なり、水草を逐うて移るを謂ふ、後說を可とす、〔攝〕治なり、〔犇〕奔に同じ、〔大將軍〕衞青を謂ふ、〔票騎〕霍去病を謂ふ、〔抗〕あぐると訓ず、〔衽〕えり、左衽は夷狄の俗なるを、之を右前にするは中國の俗に從ひし證なり、〔暢〕のぶる、

講述　南越は、葭や葦の生えて居る所に逃げ往いて引籠り、鳥や魚と同居し、中國の曆、卽ち支配權は、其社會に及ばない所であつた、然るに中國の役人が其境に臨むと云ふと、東甌の國は中國に附き從ひ、閩王は罪に伏し、南越は中國に救ひを求むるに至つた、

書き附けた、

光恐久而漫滅、嘉祐八年、刻著于石、第四大段の第三小段なり、版を以て石に易へたることを言ふ、

講述　己れ光は、此の版が長く過つ間には磨滅してしまふだらうと云ふことを恐れ、嘉祐八年に、石に刻り附けることとした、

後之人將歷指其名而議之曰、某也忠、某也詐、某也直、某也曲、嗚呼可不懼哉、第五大段なり、

講述　後世の人は、此の石に刻しある諫官の名を、段段と指しつゝ、論評して曰ふならん、誰某は忠である、誰某は詐である、誰某は直である、誰某は曲であると云ふであらう、懼れずしてあられようや、

餘說

此の篇は、僅かに百餘字にして曲折あり、尤も妙なるは最後の一段に在り、尤も人臣をして戒懼の意あらしむ、

續文章軌範卷之六　終

小心文

白麟奇木對　終軍

講題　漢の武帝、雍に幸して五時を祀り、白色の麟を得たり、一角にして五蹄、又奇木を得たり、其枝旁出して、又木上に合す、帝此の二物を異とし、博く群臣に謀る、終軍の奏對に及びたるもの卽ち此の篇なり、

大旨　白麟の一角五蹄なるは、中國と夷狄と、本を同じうすることを意味し、衆の枝が内に向つて附著するは、夷狄も最早外國に非ざることを意味するを謂ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「明盛德之所隆也」に至る、君德を明かにするが爲に詩と樂との必要なることを言

夫以天下之政、四海之衆、得失利病、萃于一官、使言之、其爲任亦重矣、（第二大段なり、）

訓義　〔利病〕人に損あるを病と言ひ、人に益あるを利と言ふ、〔萃〕集中するなり、

講述　夫れ天下の政事、四海の多數の人民に關する得失利害を以て、諫官と云ふ一つの官に集中して、之を言はせるのであるから、其任務は隨分重いことである、

文法　古へと違ひ、特に專官ある以上、關係甚だ大なりとの意を含む、

居是官者、當志其大、捨其細、先其急、後其緩、專利國家、而不爲身謀、彼汲汲於名者、猶汲汲于利也、其間相去何遠哉、（第三大段なり、）

講述　諫官の役に居るものは、何でも大問題に志して小問題を舍て、急務を先番として不急の事を後廻しにし、一圖に國の爲を謀り一身の爲を思はざるやうにせねばならぬ、彼の名を取ることに骨折るのは、利を求むることに骨折るのと均しい、雙方の間の差は、なにも遠くはない、

文法　諫官は本と利益を得べき官にあらず、然れども尤も名を貪り易し、故に之を戒むること、猶利に於けるが如くすべし、此の語尤も深意あり、

天禧初、眞宗詔置諫官六員、責其職事、（第四大段の第一小段なり、宋に於ける諫院の成立を記す、）

訓義　〔天禧〕宋の眞宗の年號、

講述　天禧の初めに眞宗は、詔を以て諫官六人を置かせられ、彼等に其職を盡すべき責任を負はせ給うた、

慶曆中、錢君始書其名于版、（第四大段の第二小段なり、題名を記す、）

訓義　〔慶曆〕仁宗の年號、

講述　慶曆年間に、錢君が始めて諫官の名を版に

宮中を謂ふ、「燮理」陰陽を調和すること、古へ宰相の職となす、

講述　君主の勢ひが弱くなり臣下の勢ひが強くなつた後と云ふものは、宰相が人を生かしたり殺したりする所の權柄を握ることとなり、天子は九重の奥に坐して其耳を掩はれ、天下の政務の得失を聞き給ふことならず、宰相の陰陽を調和する職掌は、變じて權謀を行ふこととなり、互ひに所思を論ずることは、變じて機密を事とするやうになり、之が爲に死を得て身を傾け、滅亡に至りし者は數へ切れぬ程ある、列國に其事を載する傳記があり、歴史に其人の美名と惡名とが殘るから、終身の戒めとなすべきである、

諫院題名記　司馬光

講題　諫院とは諫官の役所を謂ふ、題名とは諫官の姓名を記するを謂ふ、

大旨　諫官は任重きが故に、忠直にして、名譽を得んが爲に諫言をなすべからざることを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「漢興以來始置官」に至る、諫官の來由を敍す、第二大段は「夫以天下之政」より「其爲任亦重矣」に至る、諫官の位地を言ふ、第三大段は「居是官者」より「其間相去何遠哉」に至る、其職責を言ふ、第四大段は「天禧初」より「刻著于石」に至る、題名の始末を言ふ、第五大段は「後之人」より篇尾に至る、題名の目的を言ふ、

古者諫無官、自公卿大夫、至于工商、無不得諫者、（第一大段の第一小段なり、古代の制を言ふ、）

講述　古代に於ては、天子を諫言する爲に、是れと云ふ宮職はなく、上は公卿大夫から下は工商に至るまでも、諫むることを得ないものはなかつたのである、

文法　突然として起る、

漢興以來始置官、（第一大段の第二小段なり、後世の制を言ふ、）

講述　漢が興つてから、其後始めて諫官を設けた、

らぬ、叛亂の國を伐つても之を賞することなく、叛亂の國を削つても封ずることなく、凶作と聞いても救はず、飢饉を見ても憐まず、忠告に逆つて自ら賢人と思ひ、道に違つて昔しの敎へを傷るものは、此の政治堂に於て之を殺すことが出來る、

故曰、廟堂之上、樽俎之前、有兵有刑、有梃、有刃、有斧鉞、有酖毒、有夷族、有破家、登此堂者、得以行之、『第五大段なり、』

訓義　〔樽俎〕廟堂に陳する禮器なり、〔梃〕杖の如きもの、〔鉞〕まさかり、〔酖毒〕毒鳥の羽を酒に漬しゝもの、

講述　故に云ふ、廟堂の上、樽俎の陳びたる前に於て、兵器もあり、刑具もあり、梃もあり、刃物もあり、斧鉞もあれば、酖毒もある、或は三族を亡ぼす場合もあれば、一家を破る場合もある、此の堂に登るものは、之を行ふことが出來る、

故伊尹放太甲之不嗣、周公逐管蔡之不義、霍光廢昌邑之亂、梁公正廬陵之位、『第六大段なり、』

訓義　〔伊尹云云〕書經の太甲篇に出づ、〔周公云云〕書經及び孟子に見ゆ、〔霍光云云〕前の路溫舒の書に見ゆ、〔梁公云云〕梁公は唐の狄仁傑、廬陵は中宗、

講述　故に伊尹は、位を嗣ぐべき德のない太甲を逐ひ出し、周公は、不義であつた管叔、蔡叔を放逐し、霍光は、亂暴な昌邑王を廢し、梁公は、廬陵王を位に卽けて、天子の位を正しくした次第である、

自君弱臣强之後、宰相主生殺之柄、天子掩九重之耳、燮理化爲權衡、論思變爲機務、傾身禍敗不可勝數、列國有傳、靑史有名、可以爲終身之戒、『第七大段なり、』

訓義　〔九重〕天子の門九重なるより、奥まりたる

訓義　〔悖〕違ふなり、逆ふなり、〔黷〕けがすと訓ず、〔剋一方之命〕一方面の任務を損害するなり、

講述　臣たる者は、君に對して其道に戻り、人に對して其道に逆ひ、貨財に關して其道を汚し、刑罰に就いて其道を亂り、一方面の命を破つて王者の制度を變じてはならぬ、政事堂は、此等の宜しからぬ者を易へることが出來る、

兵不可以擅興、權不可以擅與、貨不可以擅蓄、王澤不可以擅奪、君恩不可以擅間、私讎不可以擅報、公爵不可以擅私、此堂得以誅之、第三大段なり、

講述　兵は勝手に興してはならぬ、權は勝手に人に與へてはならぬ、貨財は勝手に蓄へてはならぬ、王の恩惠は勝手に奪つてはならぬ、君の寵愛は勝手に隔てゝはならぬ、私しの仇は勝手に報いてはならぬ、公けの爵は勝手に自分の物としてはならぬ、此等の事を犯すものあると、政事堂は之を誅することが出來る、

事不可以輕入重、罪不可以生入死、法不可以剝害於人、財不可以擅加于賦、情不可以委之於倖、亂不可以啓之於萌、伐桼不賞、削桼不封、開荒不救、見饉不矜、逆諫自賢、違道傷古、此堂得以殺之、第四大段なり、

訓義　〔倖〕僥倖、〔桼〕亂なり、〔矜〕あはれむと訓ず、〔諫〕忠告を謂ふ、

講述　凡そ犯罪は、輕いものを重い方に入れてはならぬ、處刑は、生かすべきものを死する方に入れてはならぬ、法律は、人を剝害してはならぬ、人民の財貨に向つて、妄りに税を加へてはならぬ、僥倖を以て罪を免れしめてはならぬ、騷動の端緒を啓いてはな

を見はし、無を以て有を化し、意思愈〻出でゝ窮まらず、筆態輕く擧つて蕩漾、才人の雅致を極むと謂ふべし、

政事堂記　李華

政事堂は三省の長官が國政を會議する處にして、初めは門下省に在り、後に中書省に徙る、

大旨　此の堂の關係する所絕大にして、宰相たる者宜しく戒む所あるべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて七大段となす、第一大段は篇首より「此堂得以議之」に至る、議すべき問題を言ふ、第二大段は「臣不可以悖道於君」より「此堂得以易之」に至る、易ふべき問題を言ふ、第三大段は「兵不可以檀興」より「此堂得以誅之」に至る、誅すべき罪を擧ぐ、第四大段は「事不可以輕入重」より「此堂得以殺之」に至る、殺すべき罪惡を擧ぐ、第五大段は「故曰廟堂之上」より「登此堂者得以行之」に至る、宰相の權力あるを言ふ、第六大段は「故伊尹放太甲之不嗣」より「正廬陵之位」に至る、宰相の權力ある實例を擧ぐ、第七大段は「自君弱臣强」より篇尾に至る、宰相を戒む、

君不可以枉道於天、反道於地、覆道於社稷、無道於黎元、此堂得以議之、（第一大段なり、）

訓義　〔覆〕裏反しにするなり、〔黎元〕人民なり、

講述　君は、天に對して其道を枉げてはならず、地に對して其道に背いてはならず、社稷に對して其道を翻してはならず、人民に對して其道を失つてはならず、政事堂に於ては此の事を論爭することが出來る、

臣不可以悖道於君、逆道於人、黷道於貨、亂道於刑、尅一方之命、變王者之制、此堂得以易之、（第二大段なり、）

の亭で樂まうと思つても、どうして得られようや、然るに今天が斯の人民を見棄て給はず、始めは旱魃であつたが終に雨をば下され、拙者が諸君と共に優優と此の亭で遊び樂むこととなつたのは、全く雨の御蔭である、何と忘れられようや、

文法　結句は、上の「示不忘也」の句に應じて結束をなす、

既以名亭、又從而歌之曰、使天而雨珠、寒者不得以爲襦、使天而雨玉、饑者不得以爲粟、一雨三日、伊誰之力、民曰太守、太守不有、歸之天子、天子曰不然、歸之造物、造物不自以爲功、歸之太空、太空冥冥、不可得而名、吾以名吾亭、（第四大段なり、）

訓義　「襦」短衣、「伊」「これ」と訓ず、維れと同じ、

講述　亭に喜雨と云ふ名を附けてから、又歌を作つて云ふ、天が珠をふらしたとしても、寒えた者は之を著物にするわけにゆかず、天が玉をふらしたとしても、饑ゑた者は之を米の代りに食ふことが出來ない、一度降つた雨が三日も續いて、麥や稻の出來るやうになつたのは誰の力であらう、人民は、是れは太守の力であると曰ふ、太守は自分の力としないで、之を天子の德に歸する、天子の仰せらるゝには、否、朕の德ではないと、之を造物に歸し給ふ、其造物も亦自分で己れの功としないで、之を太空に歸したが、太空は冥冥として名の附けやうがない、そこで自分は唯雨を喜ぶと云ふことを以て亭の名とした次第である、

文法　超脱の處は莊子より來る、

韻法　雨粟力物の四字一韻、功空の二字一韻、冥名の二字一韻、凡べて三たび其韻を換へたり、

餘說

觀止に云ふ、只喜雨亭の三字に就き、分寫し合寫し、倒寫し順寫し、虛寫し實寫し、小に卽いて大

訓義　〔忭〕舞ふなり、

講述　雨が降つたので、官吏は役所の廣場に於て之を賀し、商人は市に於て喜びを歌に發し、農夫は田畝に於て躍り狂ひ、是れまで心配して居つた者は喜び、病氣に罹つて居つた者は全快に及んだが、斯かるめでたい折に吾が亭が丁度出來上つた、

文法　結句、雨と亭とを結びつく、○慶の字、歌の字、忭の字、共に喜を形はす、○雨は喜ばざるべからず、喜べば記念せざるべからず、記念すれば亭に名づけざるべからざる緣由、此に在り、

於是擧酒於亭上、以屬客而告之曰、五日不雨、可乎、曰、五日不雨則無麥、十日不雨可乎、曰、十日不雨則無禾、無麥無禾、歲且薦饑、獄訟繁興、而盜賊滋熾、則吾與二三子、雖欲優游以樂於此亭、其可得耶、今天不遺斯民、始旱而賜之以雨、使吾與二三子、得相與優游而樂於此亭者、皆雨之賜也、其又可忘耶、第三大段の第一小段なり、雨なきときの憂ふべきことを言ふ、

訓義　〔屬〕さすなり、〔薦〕「しきりに」と訓ず、つゞいてなり、〔滋〕益に同じ、

講述　そこで祝宴を庭上に開いて、杯を客にさしながら云ふやう、此の間若しもう五日雨が降らなかつたなら、どうであらうと、客は、左樣、五日雨が降らなかつたならば、麥が丸で出來ますまいと云ふ、自分又云ふやう、もう十日雨が降らなかつたなら、どうであらうと、客は、左樣、もう十日雨が降らなかつたならば、稻が丸で出來ますまいと云ふ、自分は客に告げるやう、麥も稻も丸で出來なければ、引續いて飢饉年となり、訴訟事件は頻頻に興つて、盜賊は益〻多くなるであらう、さうした日には、自分は諸君と呑氣に此

物の名としたが、是れは忘れないと云ふことを示す爲である、其證據には、周公は禾を得たので其書物の名とし、漢の武帝は鼎を得たので之を年號の名とし、叔孫は敵に勝つたので其敵の名を自分の子の名とした、以上の人は其喜びの大小は同一でないが、其忘れないと云ふことを示したのは同一である、

文法　古者の一句より史例を呼び出す、

予至扶風之明年、始治官舍、爲亭於堂之北、而鑿池其南、引流種樹、以爲休息之處、（第二大段の第一小段なり、先づ亭を作りしことを記す、）

講述　予が扶風に赴任した翌年、始めて官舍の手入れをなし、役所である堂の北の方に亭を造り、其南に池を掘り、流れを引き込み、樹木を植ゑて、休息の場處とした、

是歳之春、雨麥於岐山之陽、其占爲有年、既而彌月不雨、民方以爲憂、越三月乙卯乃雨、甲子又雨、民以爲未足、丁卯大雨、三日乃止、（第二大段の第二小段なり、雨を得たることを記す、）

訓義　〔陽〕南を謂ふ、〔有年〕豐年、

講述　是の歳の春、麥が岐山の南に降つたことがあるが、占によると豐年の兆である、然るに其れから一月ばかり過つても雨がふらず、人民が心配しつゝあつた、三月過つて乙卯の日に雨があり、甲子の日も雨があつたが、人民はまだ不足を感じた處、丁卯の日に大雨がふり、三日で止んだ、

文法　既而の二字を以て一轉す、「民方以爲憂」の憂の字を以て喜の字を形出す、

官吏相與慶於庭、商賈相與歌于市、農夫相與忭於野、憂者以喜、病者以愈、而吾亭適成、（第二大段の第三小段なり、雨の結果と亭の落成とを言ふ、）

文法　首尾、天の字を用ひて照應す、

喜雨亭記　蘇東坡

講題　東坡が鳳翔に在つて、陳希亮の幕下に屬せしとき作りし所にして、嘉祐七年二十七歲の文なり、

大旨　雨の記念すべきが爲に亭に名づけたる由を言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「其示不忘一也」に至る、喜ばしきことの記念すべきことを言ふ、第二大段は「予至扶風之明年」より「吾亭適成」に至る、亭を作り竝に亭に名づけたることを言ふ、第三大段は「於是擧酒於亭上」より「其亦可忘耶」に至る、雨を得たる喜びの忘るべからざることを言ふ、第四大段は「既以名亭」より篇尾に至る、亭に名づけたる所以に就いて咏嘆す、

『亭以雨名、志喜也』、第一大段の第一小段なり、主意を揭ぐ、

訓義　〔志〕誌なり、しるすこと、卽ち記念、

講述　亭に雨と云ふ名を附けたのは、喜びの記念とした次第である、

文法　喜雨亭の三字を析開して倒に點出す、

『古者有喜、則以名物、示不忘也、周公得禾、以名其書、漢武得鼎、以名其年、叔孫勝敵、以名其子、其喜之大小不齊、其示不忘一也』、第一大段の第二小段なり、史を引いて喜びを記念する所以を解す、

訓義　〔周公得禾云云〕唐叔、禾の畝を異にして穎を同じくする者を得て、之を天子に獻ず、王、唐叔に命じて周公に致さしむ、周公、天子の命を領して嘉禾を作る、〔漢武得鼎〕武帝、元狩六年夏、汾水の上に鼎を得たり、因つて年號を改めて元鼎元年と曰ふ、〔叔孫勝敵云云〕左傳文公十一年、叔孫得臣、長狄僑如を得たり、乃ち其子を名づけて僑如と曰ふ、

講述　昔しの人は、何か喜ばしい事があると、之を

臣聞烏鳶之卵不毀、而後鳳皇集、誹謗之罪不誅、而後良言進、故古人有言、山藪藏疾、川澤納汚、瑾瑜匿惡、國君含詬、『第六大段の第一小段なり、誹謗の罪を以て大獄を與すべからざるを言ふ、』

訓義　〔山藪藏疾云云〕此の四句は晉の伯宗の語、左傳の宣公十五年に出づ、藪は大澤なり、疾は毒惡の物を指す、瑾瑜は美玉なり、惡は玉の瑕を謂ふ、詬は耻なり、山藪に草木あれば、毒惡の物、之に居り、川澤廣大なれば、能く汚濁を受く、人君の善く下を御するも、亦當に耻病を忍ぶべきを言ふ、

講述　臣の聞き及びたるには、烏や鳶の卵を潰さなければ、鳳皇が集まり、誹謗の罪を誅しなければ、利益になる諫言が出てくると、ゆゑに古人も申したことがある、山や大澤の中には毒蛇惡獸が棲んで居り、川や澤の廣い内には不潔の物もはひり込み、瑾瑜と云ふ美玉には目に見えぬ疵があり、國君は耻を受くるものであると、

唯陛下除誹謗以招切言、開天下之口、廣箴諫之路、掃亡秦之失、尊文武之悳、省法制、寬刑罰、以廢治獄、則太平之風、可興於世、永履和樂、與天亡極、天下幸甚、『第六大段の第二小段なり、希望を言ふ、』

訓義　〔切言〕切實なる議論、〔箴〕いましめ、

講述　偏へに願ふ所は、陛下誹謗の禁制を取り除いて切實なる諫言を招き、天下の人の口を開いて何事も自由に言はしめ、諫言の路を廣くし、亡びたる秦の缺典を一掃し、文王、武王の德を尊び、法制を省き、刑罰を輕くし、刑事を止め給ふに在り、されば太平の風は今日の社會に興り、永く平和と安樂を離るゝことなく、天と共に極まる所がなからう、さあるときは、天下此の上もなき仕合せである、

言へ、あゝ言へと指道して罪狀を明白にする、若し判決の裁可を仰ぐ上奏が却下になると云ふ恐れがあると云ふと、更にきたひ上げて緻密に罪狀を構成する、愈、罪案の奏上が出來上つた上は、縱令ひ古今第一の明判官であつた皐陶が吟味した所で、死刑に處しても尙足らぬほどの大罪人と思うであらう、なぜと云ふに、多くの獄吏が寄つて罪狀を練り、尾鰭を附けて構成した文面の罪が明かであるからである、

文法　利の字、畏の字は、倶に上文の欲の字、生の字より來る、○此の處、最も獄吏の弊を盡す、

是以獄吏專爲深刻殘賊而亡極、媮爲一切、不顧國患、此世之大賊也、故俗語曰、畫地爲獄、議不入、刻木爲吏、期不對、此皆疾吏之風、悲痛之辭也、故天下之患、莫深於獄、敗法亂正、離親塞道、莫甚乎治獄之吏、此所謂一尙存者也、』第五大段の第三小段なり、上文を一束す、

訓義　〔媮〕苟なり、かりそめ、〔殘賊〕そこなひ、ころす、

講述　之が爲に獄吏は深刻殘虐の事を專一として際限なく、好い加減に場當りをして國の害を顧みない、此れこそ社會の大賊である、故に俗語にも、縱令ひ地面に線を引いて此れが牢屋であると云つても、何人も言ひ合はせて其中には入らぬ、木像を刻つて此れが獄吏であると云つても、何人も之に面を向けまいと覺悟すると申してある、此れは何れも獄吏をいやがる一般の風習であつて、悲み痛む所の辭である、故に天下の害は刑事より深いものはなく、法理を破り、正道を亂り、親愛を裂き、人道を妨ぐるは、治獄の吏より甚だしいものはない、此れが秦の十失の中が一つ尙殘つて居ると謂ふ所のものである、

文法　深刻の二字は上文に應ず、○殘賊は上の大辟萬數に應ず、○「媮爲一切」は上の自安に應ず、○「不顧國患」は上の「仁靈之所以傷」に應ず、○俗語を引きし處は、囚人が獄吏に對し、必ず生理なく悲むべきを言ふ、○結句は遙かに「秦有十失」の句を顧みる、

ことは出來ない、一旦二つに切り離してしまつたものは、二度と接ぎ合はすことは出來ない、書經にも、無實の者を殺すよりは、寧ろ法律を行はない手落ちの方が増しであると、然るに今治獄の吏はさうでない、上級の者も下級の者も罪人を打叩き、深刻な糺問や裁判をなすものは、公平の名を得て、眞に公平な獄吏は反つて後に祟が多い、但し治獄の吏は人を死刑にしたがるが、是れは人を憎むわけではない、自分の身を安全にするの道が、人を死刑にするにあるからである、之が爲に死刑に處せられたる者の血は市に流れ、色色な體刑を被つた人は肩を竝べて立つと云ふ有様で、大辟卽ち死刑の統計は、年年萬を以て數へるほどである、是れ仁聖なる君德を傷ける譯で、太平のまだ行亙らぬのは此れが爲である、

文法　死刑の宣告をなすもの多ければ君德を傷くることとなり、太平を致すことを得ざるを言ふ、此れ上の「獄亂之也」の說明なり、

夫人情安則樂生、痛則思死、棰楚之下、何求而不得、故囚人不勝痛、則飾辭以視之、吏治者利其然、則指道以明之、上奏畏卻、則鍛錬而周内之、蓋奏當之成、雖咎繇聽之、猶以爲死有餘辜、何則成練者衆、文致之罪明也、

第五大段の第二小段なり、獄吏が人を死に陷るゝの術あるを言ふ、

訓義　〔棰楚〕罪人を笞つ具の名、〔周内〕周は綿密なり、内はいるゝなり、〔奏當〕刑の適用に就いての奏上、〔咎繇〕皐陶なり、堯の司法官、〔文致〕文飾して人を罪に致すを謂ふ、

講述　夫れ人間の情として、安樂であるときは生きて居ることを面白く思ひ、苦痛であるときは死にたく思ふものである、故に罪人が打ち叩かれて呵責に遇ふときに於ては、獄吏の方から何を言はせようとも自由にならぬことはない、故に囚人が苦痛に堪へないと云ふと、有りもしない罪を申立てゝ獄吏に提供す、掛りの獄吏が之を好都合とする所から、斯う

を誹謗と謂ひ、過失を止むれば之を妖言と謂つた、それゆゑ盛服の先生は、世の中に用ひられず、忠良の臣の痛切なる言論は皆胸の中にこもつて發せず、稱贊諂諛の聲は日に耳に聞え通しにて、外觀美麗が心を薰べ、實際の禍が社會に滿ち塞がる、此れこそ、秦が天下を失つた譯合である、

方今天下賴陛下恩厚、亡金革之危、饑寒之患、父子夫妻、戮力安家、然太平未洽者、獄亂之也、

第四大段の第三小段なり、漢に就いて言ふ、

訓義　〔金革〕武器と鎧、

講述　方今は、天下中、陛下の御恩の厚き御蔭で、戰爭の危險や、飢えたり寒えたりする患へがなく、父子夫婦諸共に働いて、一家の安全を謀つて居る、然るに太平がまだ行亙らないのは、刑事が之を亂すからである、

夫獄者天下之大命也、死者不可復生、絕者不可復屬、書曰、與其殺不辜、寧失不經、今治獄吏則不然、上下相敺、以刻爲明、深者獲公名、平者多後患、故治獄之吏、皆欲人死、非憎人也、自安之道在人之死、是以死人之血、流離於市、被刑之徒、比肩而立、大辟之計、歲以萬數、此仁聖之所以傷也、太平之未洽、凡以此也、

第五大段の第一小段なり、獄吏の爲に死する者多きを言ふ、

訓義　〔絕〕古の絕の字、〔屬〕くつつける、〔書曰云云〕大禹謨、前に出づ、〔敺〕うつと訓ず、〔刻〕苛刻なり、〔深〕冷酷なり、

講述　夫れ刑事は、天下の大なる人命に關するものである、一旦殺してしまつたものは、二度と生かす

始也、陛下初登至尊、與天合符、宜改前世之失、正始受命之統、滌煩文、除民疾、存亡繼絶、以應天意、（第三大段なり、）

訓義　〔與天合符〕天と一致すること、〔滌〕あらふと訓ず、

講述　臣の聞き及びたるには、孔子の著はされた春秋が卽位を正されたのは、一統の御字を大なりとして、卽位は其初めであるから、之を愼まれた譯合であると、今陛下に於かせられては、初めて至尊の位に登り給ひ、天下一致あらせられた以上は、前代の失政を改め、始めて天命を受けられたる繼承を正しくし、煩雜の規則を一洗し、人民の疾苦を除き、亡びたる國を存し、絶えたる家の跡を立てゝやり、斯くして天意に應じ給ふべし、

文法　以上、緩刑の事を直說せず、只反覆興廢の際を寫して、以て宣帝の心を動かす、

臣聞秦有十失、其一尙存、治獄之吏是也、（第四大段の第一小段なり、前世の失、改むべきものを掲ぐ、）

訓義　〔治獄之吏〕刑法を掌る役人、

講述　臣の聞き及びたるには、秦に十個條の失政があつたが、其中の一つは今も尙存在すると、其一つと云ふのは、治獄の吏がそれである、

秦之時、羞文學、好武勇、賤仁義之士、貴治獄之吏、正言者謂之誹謗、遏過者謂之妖言、故盛服先生不用於世、忠良切言、皆鬱於胸、譽諛之聲、日盈於耳、虛美薰心、實禍蔽塞、此乃秦之所以亡天下也、（第四大段の第二小段なり、秦に就いて言ふ）

訓義　〔遏〕止なり、〔盛服先生〕孔子の流を酌むもの、

講述　秦の時は、文學を耻ぢて武勇を好み、仁義の士を賤めて治獄の吏を貴び、正しき議論を言へば之

往者昭帝卽世、而無嗣、大臣憂戚、焦心合謀、皆以昌邑尊親、援而立之、然天不授命、淫亂其心、遂以自亡、深察禍變之故、廼皇天之所以開至聖也、』第二大段の第二小段なり、變化の後なるを言ふ、

訓義　〔昌邑〕昌邑王賀は哀王の子なり、昭帝崩じて嗣なし、霍光賀を迎へ位に卽かしむ、淫戲度なし、霍光、群臣を率ゐ、太后に白して之を廢し、更に宣帝を立つ、〔卽世〕死を謂ふ、〔廼〕乃に同じ、

講述　此の前、昭帝崩御し給ひて世嗣がなかつたゆゑ、大臣は憂へ痛み、何れも苦心協議の末、昌邑王が位地尊く關係親しかりしため、手引きして之を天子に立てた、然れども天は命を昌邑王に授けないで其心を淫亂にしたので、彼れは遂に自滅してしまつたが、深く事變の理由を察する處、是れこそ、天が此上もない聖人を出さうとする爲である、

文法　上の天「將以開聖人也」の意を結ぶ、○從前許多の議論、都べて此の句を以て遏住し、且つ後面「與天合符」と「以應天意」との二意を開く、

故大將軍受命武帝、股肱漢國、披肝膽、決大計、黜亡義、立有德、輔天而行、然後宗廟以安、天下咸寧、』第二大段の第二小段なり、宣帝卽ち聖人に當るを言ふ、

訓義　〔大將軍〕霍光を謂ふ、〔大計〕天子を定むること、〔亡義〕不義と云ふに同じ、昌邑王を指す、〔有德〕宣帝を指す、

講述　故に大將軍は、武帝の天啓的命令を受け、漢朝の股肱となつて腹の中を打明け、嗣君を定むるの大計を決斷に及び、不義の昌邑王を廢して有德の陛下を立て、天命のある陛下を輔けて政治を行つたのである、それからして宗廟も大丈夫となり、天下も靜謐と相成つた、

臣聞春秋正卽位、大一統而愼

故桓文扶微興壞、尊文武之業、澤加百姓、功潤諸侯、雖不及三王、天下歸仁焉、文帝永思至德、以承天心、崇仁義、省刑罰、通關梁、一遠近、敬賢如大賓、愛民如赤子、內恕情之所安、而施之於海內、是以囹圄空虛、天下太平、』

第一大段の第二小段なり、聖人出でて天下の平かなるを言ふ、

訓義　「崇」あがむる、「通關梁」關を開き橋を架すること、「大賓」貴賓と云ふが如し、「恕」推し酌むなり、「囹圄」牢獄なり、

講述　故に桓公、文公は、微弱なる周室を扶け、壞敗せし法度を興し、文王、武王の王業を尊び、恩澤は百姓に加はり、功績は諸侯を裕にした、夏殷周三代の聖王には及ばなかつたが、天下の者は其仁に歸服した、文帝は絶えず無上の德を心に掛けられて天帝の心を承け、仁義を崇め、刑罰を省き、關所を開いて旅客を妨げず、橋梁を架けて交通を便にし、遠近の差別を取り去り、賢人を敬ふことは貴客に接するが如く、人民を愛することは赤子を憐むが如く、自分の心で是れが心安いと思ふことから人の心を思ひやつて、之を海內に施した、之が爲め罪人もなくして、牢屋は空虛となり、天下、太平の世となつた、

文法　「禍亂之作」の一句は前後に關係す、之を中間に置いて、原因結果の連鎖としたるは奇格なり、

夫繼變化之後、必有異舊之恩、此賢聖所以昭天命也、』

第二大段の第一小段なり、恩を施すべき機會なるを言ふ、

講述　夫れ變化のあつた後を受け繼ぐものは、是非とも以前と異なつた恩惠的政治のあるものである、此れは賢聖の君主が、己れの天命を受けたることを表明する爲めである、

文法　「禍亂之作將以開聖人也」を承け、尙德緩刑の前置をなす、

は篇首より「天下太平」に至る、史例を引いて禍亂は聖人を出す動機なることを言ふ、第二大段は「夫繼變化之後」より「天下咸寧」よ至る、宣帝が正に其動機に當るを言ふ、第三大段は「臣聞春秋正卽位」より「存亡繼絶以應大意」に至る、天意を實行すべきことを言ふ、第四大段は「臣聞秦有十失」より「然太平未洽者獄亂之也」に至る、天意に應じて改むべき點を擧ぐ、第五大段は「夫獄者天下之大命也」より「此所謂一尙存者也」に至る、治獄の害を言ふ、第六大段は「臣聞烏鳶之卵不毀」より篇尾に至る、處置を言ふ、

臣聞齊有無知之禍、而桓公以興、晉有驪姬之難、而文公用伯、近世趙王不終、諸呂作亂、而孝文爲太宗、繇是觀之、禍亂之作、將以開聖人也、第一大段の第一小段なり、禍亂の結果、聖人出づるを言ふ、

訓義　〔無知之禍云云〕齊の襄公無道なりしため、公子小白は莒に奔り、子糾は魯に奔る、公孫無知、襄公を弑するに及び、小白、莒より先づ入つて立つ、是れを桓公となす、〔驪姬之難云云〕晉の獻公、驪戎を伐ち、驪姬を得て之を寵幸す、姬、三公子を譏す、申生自殺し、重耳と夷吾とは出奔す、後重耳、晉に入つて文公となる、伯は霸なり、〔諸呂云云〕漢の高祖、戚夫人を寵し、趙王如意を生む、高祖崩じ、太子立つ、是れを惠帝となす、呂后、趙王を酖殺し、惠帝崩ずるに及び、親から朝に臨み、諸呂權を專らにして、漢室を危うせんとす、諸大臣陳平、周勃等、謀つて共に之を誅し、代王を迎へ立つ、是を孝文帝となす、太宗とは文帝の廟號なり、

講述　臣の聞き及びたるには昔し齊の國に無知の事變があり、其結果として桓公が興つたと云ふことであり、晉の國に驪姬の騷動があり、其結果として文公が霸となつた、近代に至り、趙王如意が天命を全うせず、多くの呂氏が謀反を起し、其結果として孝文帝が世を治められて、太宗となられた、是れに由つて觀ると云ふと、變亂の起るのは、天が聖人を出さうとする下地である、

文法　此の句は下の「天命開至聖」の張本となす、

大夫以上に至つて一人を復するとせば、又免役の割合が馬を差出すより少きを言ふ、

爵者上之所擅、出於口而無窮、粟者民之所種、生於地而不乏、夫得高爵與免罪、人之所甚欲也、使天下人入粟於邊、以受爵免罪、不過三歲、塞下之粟必多矣、』第五大段の第四小段なり、邊防の計となすべきを言ふ、

訓義、〔邊〕夷狄との疆界、〔塞〕邊備の要塞、

講述　爵と云ふ者は在上者の勝手に與へることの出來るもので、口から言ひ渡すのであるから、何程與へても窮まることがない、米と云ふものは人民の種ゑるものであつて、土地から生ずるのであるから、是れ亦缺乏することがない、上下ともに少も差支へない、一體高い爵位を得ることも、罪を免除されることとは、人の甚だ望む所であるから、天下の人をして米を國界の當該官廳に入れしめたならば、三年も過ぎない内に塞下に集まる糧米は必ず多からう、

文法　「人之所甚欲也」は上の「順於民心」の句に應ず、○結末に至つて始めて粟を貴ぶ所以の正意を出す、○上文の「廣畜積」に應ず、

餘說

第一大段は一篇の冒頭を爲し、下の二大段を生ず、第三第四の兩段、皆民の字を以て起し、夫の字を以て轉じ、故の字を以て收む、文法嚴整、西漢の奏疏、往往平直の病あり、此の文獨り、然らず、

上尙德緩刑書　路溫舒

講題　漢の宣帝、刑を用ふること深刻なるより、路溫舒此の書を上つて之を諫む、事は地節三年に在り、

大旨　天意に順つて治獄の弊を除くべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて六大段となす、第一大段

れは第一に君主の費用が足りること、第二に人民の租稅が少くなること、第三に農夫の仕事を奬勵することである、

文法　「主用足」は、餘あるを以て上用に供するが故なり、「民賦少」は、貧民の賦、損ずべきが故なり、「勸農功」は、農人に錢あつて米が散ずる所あるが故なり、○貴粟の中より又此の三項を剔出す、

今令民有車騎馬一匹者、復卒三人、車騎者天下武備也、故爲復卒、神農之敎曰、有石城十仞、湯池百步、帶甲百萬、而亡粟弗能守也、以是觀之、粟者王者大用、政之本務、令民入粟受爵、至五大夫而上、迺復一人耳、此其與騎馬之功相去遠矣、（第五大段の第三小段なり、粟を以て賞罰をなすは甚だ便なることを言ふ、）

訓義　〔復〕免役するなり、〔車騎馬〕車を挽き、又騎兵の用に供する馬、〔石城〕石垣にて築きあげたる城、〔百仞〕仞は八尺、城壁の高きを言ふ、〔湯池〕池は濠なり、沸湯を以て池となせば近づくべからず、其堅固を言ふ、〔五大夫〕第九等の爵、

講述　今現行の法令に據るときは、車騎の用に供する馬一匹を所有する民は、兵卒に取らるる義務三人分を免除することとなつて居る、車騎は天下の武備であるが故に、其武備に益あると云ふ點を以て斯く特典を與ふるのである、神農氏の敎へに言つてある、石城が十仞も高く、湯池が百步も廣く、武裝した者が百萬人あつたとて、兵糧の米がなければ守ることが出來ないと、是れで見ると、米は王者に取つて大なる必要物である、政治をなすに根本的の仕事となるものである、今人民が米を官に入れて爵を受け、其爵が五大夫以上に至ると、丁度一人を免役するに當る、すれば騎馬一匹を以て服役を免ずる比例とは、甚だ懸隔して居る、

文法　武備あるも必ず米があつて守ることの出來る以上、米を入るゝの功は馬を差出すよりも多く、五

むべきものとが食ひ違ひながら、國の富み法の行はれんことを欲しても、得ることが出來ない、

文法　以上は上文を承けて、商人が富貴にして農夫が貧賤なること此の如くなるは、國家が農を重んじ商を抑するの法律に合はざるが故に、變計を爲さゞるべからざるを謂ふ、

方今之務、莫若使民務農而已矣、欲民務農、在於貴粟、貴粟之道、在於使民以粟爲賞罰、今募天下、入粟縣官、得以拜爵、得以除罪、如此富人有爵、農民有錢、粟有所渫、（第五大段の第一小段なり、主意を發揮す）

訓義　〔渫〕散ずるなり、

講述　方今の要件は、人民に農を務めしむるより大切なることはない、所で人民に農を務めさせる道は、米を貴ぶに在る、米を貴ぶの道は、民をして米によつて賞を得、罰を免かれしむるに在る、今天下中に募り、米を縣官に差出さしめて、爵を授けらるゝことを得、罪を脱るゝことを得るやうにすると、富んだ者は爵があり、普通の農夫は錢があり、米の散ずる所があるであらう、

夫能入粟以受爵、皆有餘者也、取於有餘、以供上用、則貧民之賦可損、所謂損有餘補不足、令出而民利者也、順於民心、所補者三、一曰主用足、二曰民賦少、三曰勸農功、（第五大段の第二小段なり、爵を賣ることの民に利あるを言ふ）

講述　夫れ粟を官に入れて爵を受くることの出來るものは、何れも餘分のあるものである、餘分のある者から取つて政府の用に供するときは、それが爲に貧民の税は輕減することが出來る、是れが謂はゆる餘りある者を損して足らざる者を補ひ、法令が出でゝ人民が利益を受ける仕方である、此の如くにして人民の心に順ふときは、有益のことが三箇條ある、そ

綾羅の如き衣服、〔粱肉〕粱は上等米、〔埶〕勢の古字、〔乘堅策肥〕堅は車を謂ひ、肥は馬を謂ふ、〔蓋〕絹がさ、車などに差掛くるもの、〔絲〕絲にて編みたる履、〔縞〕上布の帶なり、

講述　商賈人の方は、其大なる者は澤山の貨物を積み貯へ、二倍の利を儲け、小なる者は店を並べて小賣をなし、其利潤を宛として日に都市に遊び、政府の必要に附け入つて賣る所は必ず倍増となる、故に男は耕しもせず、草取りもせず、女は養蠶もせず、機も織らず、衣服は必ず綾羅を纏ひ、食物は必ず上等米や肉を用ひ、百姓の勞苦なくして千畝百畝に相當する收入がある、彼等は其富裕である所より王侯と交際して、其力は役人の勢ひに過ぎ、利を以て人を倒し、千里もある所に遊び歩き、冠や絹傘が向うにも此方にも見ゆる程であり、堅牢な車に乘り、肥え太つた馬に鞭打ち、絲履を穿き、上布の帶を曳く、此れこそ彼等商人が農民を兼併し、農民が地郷へ離散する理由である、

文法　「大者」云云は「取倍稱之息」と相反す、「小者」云云は「半賈而賣」と相反す、「故其男不耕耘」云云は四時勤苦と相反す、「有阡陌之得」は百畝を耕し百石を收むると相反す、「因其富厚」云云は急政暴虐と相反す、「以利相傾」云云は「賣田宅鬻子孫」と相反す、凡べて力を極めて商人の富樂を寫し、農人の貧苦と對照す、〇末の二句は、上を收め、農を尊び商を鄙むべき意を示す、

今法律賤商人、商人已富貴矣、尊農夫、農夫已貧賤矣、故俗之所貴、主之所賤也、吏之所卑、法之所尊也、上下相反、好惡乖迕、而欲國富法立不可得也、　第四大段の第三小段なり、國法の上に於て經濟の上に於て現狀の不可なるを言ふ、

講述　今法律上に於ては商人を鄙むも、商人は已に富貴となつて居る、法律の上に於ては農夫を尊ぶも、農夫は已に貧賤になつて居る、故に社會で貴ぶ所は君主の賤む所で、官吏の卑む所は法律の尊ぶ所である、上下の標準が反對となり、惡むべきものと好

はるゝ者、二人より少いことはなく、家に殘つて耕作の出來るものでも、耕す所は百畝より上へは出ず、百畝の收入は百石に過ぎない、彼等は、春は耕し夏は草を取り、秋には取入れ冬にはかこひ、それから薪や樵を伐つたり、役所の手入れをしたり、夫役に應じたりして、春は風や塵を避けることならず、夏は炎暑を避けることならず、秋は長雨を避けることならず、冬は寒さを避けることならず、四季の中休息する日とてはなく、又自分自分の用事としては、客が來るのを迎へたり、歸るのを送つたり、知人に不幸があれば之を弔ひ、病人があれば之を見舞ひ、孤兒を養なつたり幼兒を育てたりすることも其中に在る、彼等の勤勉勞苦は右樣である處、尙其上に洪水や旱魃の災を被り、容赦もない政治の暴虐を受け、租稅の取立ては極まつた時がなく、朝出た法令は暮に變ると云ふ風で、何の見當もつかず、一方に米穀をもつて居る者は半額で賣り拂ひ、もつて居らぬ者は官より貸附けられて、倍額の利子を取られる、そこで田地や住宅を賣り子や孫を賣り、それで負目を償ふものがあると云ふ始末である、

文法　「其能耕者」の二句は、民の力盡くることあるを言ひ、「百畮之收」の二句は、民の財の盡くることあるを言ひ、「春耕」以下は、「服役」能耕」の二句を承け、作事に勤むるの苦を言ふ、

而商賈大者、積貯倍息、小者坐列販賣、操其奇贏、日遊都市、乘上之急、所賣必倍、故其男不耕耘、女不蠶織、衣必文采、食必粱肉、亡農夫之苦、有阡陌之得、因其富厚、交通王侯、力過吏勢、以利相傾、千里游敖、冠蓋相望、乘堅策肥、履絲曳縞、此商人所以兼幷農人、農人所以流亡者也、

第四大段の第二小段なり、商人の游樂して富むを言ふ、

訓義　〔坐列〕店を竝ぶるなり、〔奇贏〕利益、〔文采〕

を言ふ、○「數石之重」云云は、「輕微易藏」と對看すべし、「不爲姦邪所利」は、「盜賊有所勸」と對看すべし、「一日弗得」の二句は、「饑不可食」の二句と對看すべし、

是故明君貴五穀而賤金玉、（第三大段の第四小段なり、本段の主意を點出す、）

講述　斯う云ふ理由で、明君は五穀を貴んで金玉を鄙むのである、

文法　以上、金玉、五穀の利害を比較して、明君が孰れを貴び孰れを鄙むべきかを知り、牧民の方を得ることを言ふ、○此の段は上段と相照す、上段は三四句を用ひて截住し、此の段は一句を以て截住す、皆是れ文法變化の處、

今農夫五口之家、其服役者不下二人、其能耕者、不過百畝、百畝之收、不過百石、春耕夏耘、秋穫冬藏、伐薪樵、治官府、給繇役、春不得避風塵、夏不得避暑熱、秋不得避陰雨、冬不得避寒凍、四時之間、亡日休息、又私自送往迎來、弔死問疾、養孤長幼在其中、勤苦如此、尚復被水旱之災、急政暴虐、賦斂不時、朝令而暮改、當其有者半賈而賣、亡者取倍稱之息、於是有賣田宅、鬻子孫、以償債者矣、（第四大段の第一小段なり、農の勤苦にして貧なるを言ふ、）

訓義　「畮」畝の本字、六尺を歩となし、百歩を畮となす、「穫」刈り入れなり、「藏」かこふこと、「治官府」役所の修繕をなすなり、「賈」價に同じ、「倍稱之息」稱は貸附けなり、倍增の利を取ること、

講述　今農夫の五人暮しの家に於て、其公事に使

珠玉だの金銀は、寶とは云ふもの〻、饑ゑたからと云つて食ふこともならず、寒いからと云つて著るわけにもゆかぬ、それにも拘はらず一が般之を貴んで得ようとするのは、上が之を用ふるからである、

文法　起手は前小段と同一の法にして、本段全體を貫く、〇「趨利如水走下」の數語は、上を承けて、民の鄕を離れ家を輕んずるは、利のある處へ趨くに在ることを言ひ、下の五穀、金玉の二意を起す、

其爲物輕微易藏、在於把握、可以周海內而亡饑寒之患、此令臣輕背其主而民易去其鄕、盜賊有所勸、亡逃者得輕資也、第三大段の第二小段なり、金玉の便にして害あるを言ふ、

訓義　〔把握〕手で握り持つ、〔周〕あまねしと訓ず、

講述　金玉はどう云ふ物質であるかと云へば、目方は輕く形は小さく、仕舞ふのに簡便で、手に持てるから、是れさへあれば、天下中何處へ往つても飢ゑたり寒えたりする懸念はない、卽ち金玉と云ふものは、臣下も輕輕しく其主君を置き去りにし、人民も故鄕を去るのに手間暇要らず、盜賊も盜み心を生じ、逃亡者も手輕な仕度の出來るやうにするものである、

文法　金玉の便利なる處は、卽ち其弊害ある處なるを言ふ、

粟米布帛生於地、長於時、聚於力、非可一日成也、數石之重、中人弗勝、不爲姦邪所利、一日弗得而饑寒至、第三大段の第三小段なり、粟布の必要を言ふ、

訓義　〔而饑寒至〕而の字は、則の意に用ふ、

講述　之に反して粟米や布帛は、是れは土地より生ずる者であり、時季に因つて生長するものであり、人の勞働に因つて集まるものであつて、一日の間で出來るものでない、三四石の重さでも、竝大體の人の力では持ちきれず、姦邪の輩も、手數であるから取りもしない、此のやうに不便ではあるが、一日たりとも手に入らなければ饑寒がやつてくる、

文法　粟布の最も不便なる所は、其利ある處なる

とが出來ない、一體寒えた者の衣服を要求するに切なることは、輕く暖かな好い著物を待つて居られず、饑ゑた者の食物を要求するに切なることは、甘くて旨い好い食物を待つて居られぬ、自分の身が寒いとか、ひもじいとか云ふ場合になれば、廉恥を構ふ暇はない、人の實際は、一日に三度の飯を二度でも食はなければ腹がへる、一年の間に著物一枚拵へなければ、寒えるものである、夫れ腹がへつても食はれない、膚が冷えても著られないときは、慈母でも其子を手元に置けなくなる、君も其通りで、斯かる人民を持ちこたへるわけにはゆかね、

文法　「民貧則姦邪生」の一句は一段の大旨、〇「不顧廉恥」は「姦邪生」の句を顧みる、

明主知其然也、故務民於農桑、薄賦斂廣畜積、以實倉廩、備水旱、故民可得而有也、』第二大段の第二小段なり、其弊を救ふ所の法を言ふ、

講述　明主は、人民が斯うなると云ふことを知つて居る、それゆゑ人民に耕作、養蠶を務めさせ、租税を輕減し、貯蓄を手廣くして、穀物の倉に一杯になるやうになし、洪水、旱魃の用心をする、故に人民を國内に留め置くことが出來るのである、

文法　「明主知其然也」の一句は、前小段を總括して之を承け、以下の數句を引起す、轉換の筆極めて敏、〇「務民於農桑」は、謂はゆる「開其資財之道也」なり、「民可得而有也」は「安能以有其民哉」の句に反應す、〇務農は一篇の綱要、

民者在上所以牧之、趨利如水走下、四方亡擇也、夫珠玉金銀、饑不可食、寒不可衣、然而衆貴之者、以上用之故也、』第二大段の第一小段なり、人民の金玉を貴ぶは、上たる者が之を用ふるの結果なるを言ふ、

講述　人民と云ふものは、上たる者の御し次第である、彼等の利に趨くことは水が卑い方へ流れて行くやうなもので、方角を擇ばず何處へでも行く、夫れ

講述　今は四海の内が一となり、土地、人民の多大なることは、湯王、禹王の時に劣らぬのみか、當時のやうな旱魃、洪水等の天災もないのに、反つて貯蓄が未だ彼の時代に及ばないのは何如なるわけであるか、其れは土地に利益の取り殘りがあり、人民に勞力の使ひ殘りがあり、穀物を生ずる土地が未だ盡く開墾せられず、山や澤より生ずる利益が未だ盡く出でず、游食の人民が未だ盡く農に歸せぬからである、

文法　「生穀之土」の二句は地に餘利あるを言ひ、「游食之民」の一句は民に餘力あるを言ふ、○聖王を以て當時を反形し、當時蓄積の古へに及ばざるは、農を務めざるに由ることを言ひ、下に農を務めざるの害を擧ぐ、

民貧則姦邪生、貧生於不足、不足生於不農、不農則不地著、不地著則離鄉輕家、民如鳥獸、雖有高城深池、嚴法重刑、猶不能禁也、夫寒之於衣、不待輕煖、饑之於食、不待甘旨、饑寒至身、不顧廉恥、人情一日不再食則饑、終歲不製衣則寒、夫腹饑不得食、膚寒不得衣、雖慈母不能保其子、君安能以有其民哉、（第二大段の第一小段なり、民の貧しき結果を言ふ、）

訓義　〔不農〕耕作に從事せざるを言ふ、〔地著〕謂はゆる土著、其土地に安んじて移らざること、

講述　人民が貧窮すると、奸曲邪惡の人間が出來る、其貧窮は生活資料の不足から生じ、生活資料の不足は農業を務めない所から生ずる、農業を務めなければ、一定の土地に落付いて居らぬ、一定の土地に落付いて居らぬとなると、故郷を去つてしまひ、家を何とも思はなくなつて、人民はまるで禽獸のやうに那方這方を徘徊し、何如に高い城壁や堀があつても、嚴しい法律や重い刑罰があつても、之を防ぎ止むるこ

に至る、五穀の貴ぶべくして金玉の賤むべきを言ふ、第四大段は「今農夫五口之家」より「而欲國富法立不可得也」に至る、農貧しくして商富むの害を言ふ、第五大段は「方今之務」より篇尾に至る、方法を言ふ、

聖王在上、而民不凍饑者、非能耕而食之、織而衣之也、爲開其資財之道也、故堯禹有九年之水、湯有七年之旱、而國無捐瘠者、以畜積多而備先具也、『第一大段の第一小段なり、聖王が資財の道を開くの效を言ふ、

訓義　〔九年之水〕書經及び孟子に出づ、〔七年之旱〕史記の殷本紀に出づ、〔捐瘠〕置き去りにせらるゝと、瘠せ衰へる、

講述　聖德のある帝王が上に在つて天下に君臨せらるゝと云ふと、人民が饑ゑもせず寒えもせぬのは、何も聖王が能く田を耕して人民に食物を與へたり、自ら布を織つて人民に著せるからではない、彼等の爲に資財を得る道を開いてやるからである、されば堯帝、禹王の時に九年も續いた洪水があり、湯の時に七年に亙つた旱魃があつたのに拘はらず、國内に置き去りにせられた人や、瘠せ衰へた人のなかつたのは、貯蓄が澤山で、饑饉の用意が先づ十分であつたからである、

文法　「開其資財之道也」は一篇の主意、下の地利に因つて民力を用ふるの意を含む、

今海內爲一、土地人民之衆、不避湯禹、加以亡天災數年之水旱、而畜積未及者何也、地有餘利、民有餘力、生穀之土未盡墾、山澤之利未盡出也、游食之民未盡歸農也、『第一大段の第二小段なり、後世、民の爲に資財の道を開く能はざるを言ふ、

訓義　〔避〕ゆづると訓ず、〔游食〕働かずに游んで居る民、

之を譏せしかば、尹吉甫之を殺さんとす、伯奇、山林に走つて免る、〔流離〕流浪すること、〔比干〕前に出づ、〔横分〕身體を切り裂かるゝを言ふ、

講述　今群臣は、陛下と蘆の薄皮ほどの御縁もなく、王室に對して鴻毛ほどの關係もないのに拘はらず、一つになり徒黨を組んで、仲間同志氣脈を通じ、宗室の人人を排斥せらるゝやうに仕向け、天子の骨肉を氷の釋けるやうに無くしてしまつた、是れは昔し伯奇が流浪に及んだり、比干が斬り殺された所以である、

詩云、我心憂傷、惄焉如擣、假寐永歎、維憂用老、心之憂矣、疢如疾首、臣之謂也、』第五大段なり、

訓義　〔詩云〕小雅小弁の篇、〔惄〕心痛の貌、〔疢〕やましと訓ず、〔疾首〕頭痛

講述　詩經に、我が心に憂へ傷み、其苦しさは物で擣くやうである、假寐の中にも永く嘆息する程で、憂へて年寄つてしまふ、惱ましいことは頭痛のするやうであると申してあるが、是れは臣の事である、

論貴粟　鼂錯

講題　貴粟とは、裝飾物竝に工藝品に對して云へるなり、粟とは糅のまゝの米なり、

大旨　天下の人をして粟を邊陲に入れしめ、國の富强を謀らんとせば、民をして農を務めしむるに若くはなく、民をして農を務めしめんとせば、粟を貴ぶに若くはなく、粟を貴ばんとせば、粟を以て賞罰をなすに若くはなきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「游食之民未盡歸農也」に至る、貧財の道を開かざるべからざるを言ふ、第二大段は「民貧則姦邪生」より「故民可得而有也」に至る、民貧しきときは弊害あるが故に、農桑を以て本となさゞるべからざるを言ふ、第三大段は「民者在上所以牧之」より「是故明君貴五穀而賤金玉」

講述　今臣が陛下に微衷を達する路は閉塞されて、御耳に入れ奉ることが出來ず、讒言をする徒は螽蟲のやうに群り起り、臣の居る所は道路が遼遠である所から、都と聯絡が取れず、臣の爲に御聽きに達するものもないと云ふ始末、臣は内内自ら悲み罷在り、

臣聞社鼷不灌、屋鼠不熏、何則所託者然也、（第四大段の第一小段なり、譬へを以て己れの位地の安全なるべきことを言ふ、）

訓義　〔社鼷〕土地を祀りたる祠に住む小鼠、〔灌〕水攻めにする、〔屋鼠〕屋根に住む鼠、〔熏〕いぶす火攻めにする、

講述　臣の聞き及びたるに、社に住む小鼠は、之を驅る爲めに水灌にしないものであると、是れは社が大切であり、家が大切であるからで、鼠は何でもないが、彼れが身を寄せて居る所が此の如くならざるを得ざるのである、

臣雖薄也、得蒙肺腑、位雖卑也、得爲東藩、屬又稱兄、（第四大段の第二小段なり、己れの位地が王族なるを言ふ、）

訓義　〔肺腑〕心の底からの恩情と云ふこと、〔東藩〕東方の藩屏、〔屬〕親族關係、

講述　臣は德薄くはあれど、猶陛下より親身の恩遇を蒙むることが出來、位は卑くあれど、猶王室の藩屏として東方を領して居り、王族として天子より兄と呼ばるゝ身分に之れあり、

今群臣非有葭莩之親、鴻毛之重、群居黨議、朋友相爲、使夫宗室擯卻、骨肉氷釋、斯伯奇所以流離、比干所以橫分也、（第四大段の第三小段なり、群臣の己れの地位を危くするを言ふ、）

訓義　〔葭莩〕葭は蘆なり、莩は蘆中の白皮、極めて薄きもの、〔重〕重さ、〔擯卻〕排斥すること、〔伯奇〕周の尹吉甫の子なり、後母に事へて孝を盡しゝに、後母

寡〕與は味方なり、〔莫爲之先〕自分の爲に口をきいてくれる者なきを言ふ、〔叢輕〕澤山の輕い物、〔飛肉〕鳥の體を言ふ、〔紛驚〕紛亂と云ふが如し、〔羅〕鳥獸を捕ふる網、〔潸然〕落涙の貌、

講述　臣は、其身遠く都を離れて居り、朝廷に味方は少く、隨つて臣の爲に彼れ此れ有利の事を申上げてくれる者もない處、大勢の口より出る語は、金のやうな堅い物をも、鑠し、中傷が重なれば、骨をも磨つてしまひ、何如に輕い品でも、澤山車に積めば、軸が折れる、鳥の肉は羽より重いが、數の多いために其肉卽ち鳥の體を飛ばすものである、臣は讒言の紛亂に因つて國法の網に罹り、潸然と落涙に及ぶ次第である、

臣聞、白日曬光、幽隱皆照、明月曜夜、蟁蝱宵見、然雲蒸列布、杳冥晝昏、塵埃抪覆、昧不見泰山、何則物有蔽之也、『第三大段の第一小段なり、物に蔽はるゝときは實體の見えざるを言ふ、

訓義　〔曬〕さらすと訓ず、〔蟁蝱〕蟁は蚊の古字、蝱は「あぶ」、〔抪〕布散なり、

講述　臣の聞き及びたるには雲もなき日に太陽が光を放つと云ふと、何如なる隅でも奥でも照らさぬ所はなく、明月が夜輝くと云ふと、蚊や蝱のやうな小ひさな蟲でも夜闇に見える、然るに雲や蒸發氣が空に滿ち渡れば、ほの暗くして晝も暮方のやうであり、塵埃が散布すれば、忽ち暗くなつて泰山のやうな大きな物も見えない、なぜならば、太陽や泰山は明かるい筈、見える筈であるが、雲だの塵などに蔽はれてしまふからである、

今臣雍閼不得聞、讒言之徒、螽生、道遼路遠、曾無爲臣聞、臣竊自悲也、『第三大段の第二小段なり、自己の、讒者の物に邪魔せらるゝことを言ふ、

訓義　〔雍閼〕雍は壅に同じ、塞がるなり、閼は止なり、〔螽生〕螽のやうに群り生ずるなり、螽は蝗の屬、一生九十九子と言ひ傳ふ、

垂れて食事をもしなかつた、雍門子が一たび小さな聲で歌を吟ずると云ふと、孟嘗君は之が爲に憂愁に沈んだことがある、

今臣心結日久、毎聞幼眇之聲、不知涕泣之横集也』第一大段の第二小段なり、自己に就いて言ふ、

訓義　〔心結〕煩悶なり、〔幼眇〕精微と云ふが如し、〔横集〕澤山に出づる、

講述　今臣は、心中煩悶致し居ること長い間に有之、微妙の音聲を聞く度に知らず知らず涙が多く出る次第である、

夫衆呴漂山、聚蟁成靁、明黨執虎、十夫橈椎、是以文王拘於羑里、孔子阸於陳蔡、此乃烝庶之成風、增積之生害也』第二大段の第一小段なり、自己に就いて言ふ、

訓義　〔呴〕息を吹きかくるなり、〔蟁〕蚊の古字、〔靁〕雷の古字、〔明黨執虎〕多數組合へば、虎をも捕ふることの出來るを言ふ、〔文王云云〕前に出づ、〔孔子云云〕亦前に出づ、〔烝庶〕群集を言ふ、〔增積〕度重なること、

講述　夫れ人の吹きかける息は微なものであるが、多數の人の息となると、山をも吹き動かし、蚊の聲は小さなものであるが、其れも多く聚まると、雷のやうな音となり、人が組合へば虎をも執へ、十人の力は椎をも曲げることが出來る、それゆゑ、文王は羑里に拘禁され、孔子は陳蔡にて災難に遇はれたが、此れこそ、群聚が流行勢をなし、度數が害をなすのである、

臣身遠與寡、莫爲之先、衆口鑠金、積毀銷骨、叢輕折軸、羽翮飛肉、紛驚逢羅、潸然出涕』第二大段の第二小段なり、自己に就いて言ふ、

訓義　〔身遠〕帝都を去ることの遠きを言ふ、〔與

を賜ふ、勝、樂聲を聞いて泣く、武帝、其故を問ひしかば、勝、斯く對へたるなり、斯くて具さに吏の侵害せし事實を訴へたるを以て、武帝は茲に諸侯を遇するの禮を厚くし、親親の恩を加へたり、

大旨　群臣が宗室を離間することを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「不知涕泣之横集也」に至る、樂を聞いて泣く所以を言ふ、第二大段は「夫衆煦漂山」より「潛然出涕」に至る、讒言に遇ふことを言ふ、第三大段は「臣聞白日曬光」より「臣竊自悲也」に至る、王室との間を遮斷せらるゝことを言ふ、第四大段は「臣聞社鼷不灌」より「比干所以横分也」に至る、群臣離間の罪を言ふ、第五大段は「詩云我心憂傷」より篇尾に至る、詩を引く、

臣聞、悲者不可爲絫欷、思者不可爲歎息、故高漸離擊筑易水之上、荊軻爲之低而不食、雍門子壹微吟、孟嘗君爲之於邑、

第一大段の第一小段なり、古人に就いて言ふ、

訓義　〔絫〕累の古字、〔欷〕悲んで咽ぶなり、〔高漸離云々〕燕の太子丹、荊軻を遣はして秦王を刺さしめんとす、賓客、之を易水の上に送る、高漸離、筑を擊ち、荊軻和して歌ふ、筑は、狀、瑟に似て頭太し、竹を以て其絃を打ち、之を鳴らすもの、低は低首、俯するなり、〔雍門子云云〕齊の賢者、雍門に居る、因つて以て號となす、善く琴を鼓するを以て、孟嘗君に謁し、先づ說いて云ふ、萬歲の後、高臺已に顚り、曲池人已に平ぎ、墳墓荊棘を生じ、牧豎其上に游ばん、孟嘗君も亦是の如きかと、孟嘗君之を聞いて嘆息す、於邑は煩悶愁苦なり、

講述　臣の聞き及びたるには、何事か心中に悲みあるものは、其上更に哀れを添へるには堪へかねるとか、又何事か心中に思案あるものは、更に嘆息の事を爲しかねるとか、故に高漸離が易水の上に筑を擊つたとき、荊軻は、燕の太子の爲に命を棄てようとする場合であつたから、一層哀れに覺え、之が爲に首を

付するを言ふ、

訓義　〔雕琢〕玉などを「ほり」磨くこと、細工する意に用ふ、〔曼辭〕立派なる辭なり、

講述　今自分で體裁の宜い文言を組み立て、己れの事を飾らうとしても俗人に信ぜられる效力はなくて、只恥辱を取るのが能である、之を要するに、僕が死んでから始めて是か非かが定まることと思ふ、書面では十分意思を達することが出來ぬので、あらまし固陋の考へを陳べた次第である、謹んで再拜す、

文法　死後の名譽が千載に流るゝを言ふ、上の「本末未易明」の句に應ず、

餘說

篇中の痛憤は、總べて宮刑、體を虧き、親を辱めたるに由る、此れを以て俗人に笑はれ、亦此れを以て來書に云ふ所の「推賢進士」を借りて、以て其憤懣を舒ぶ、夫れ前日李陵の功を稱したるは主上の恩德を廣めんと欲せしに過ぎず、尙賢を推し士を進めたるにはあらず、然るに已に此の奇禍を受けたり、況んや、刑を被りし後、刑餘の人と伍を爲す以上、豈に復此に議し及ぶべけんやと、前半篇は、賢を推し士を進むることは刑餘の人に出づべからず、之を進むるは、適（マサ）に之を辱むる所以たるを論じ、後半篇は、刑餘の人を以て自ら顧みるに、士林に伍すべからず、加ふるに流俗の非笑を以てす、豈に復賢を推し士を進むることを言ふべけんや、但だ刑を受け辱を被りたる後に於て、苟くも活する所以は、只生平の著述未だ成らざるが爲なりとは、是れ通篇の大首なり、佳處は、全く反覆曲折、首尾相續ぎ、敍事明白なるに在り、千古大尺牘の祖なり、

聞樂對

中山靖王

講題　漢の武帝、位に卽くに及び、諸大臣は吳楚七國の亂に懲り、始めて鼂錯の先見に服し、諸侯の强大を不利として稍其土地を削らんと欲し、屢〻其過失罪惡を奏す、建元三年、代王登、長沙王發、濟川王明、中山王勝來朝せし時、武帝、宴

段なり、來書中の「用流俗人之言」の句に答ふ、

訓義　〔負下〕失敗の下なり、〔下流〕穢れたる地位、〔口語〕語の上と云ふが如し、李陵の功を論じたること、〔忽忽〕茫然、〔閨閤之臣〕閨はネヤ、閤は宮中の小門、君側の雜役に服する宦官の籍に在るを言ふ、

講述　且失敗の下には身を處し惡いものであり、穢はしい身分には人の惡口の多いものである、僕は言說の爲に此の禍ひを受けることとなり、重ね重ね鄕里の人に辱められたり、笑はれたりして、父の名譽を汚したことゆゑ、何の面目があつて父母の墓に參られようや、百代過つた所で、此の不面目は益甚しくなるばかりで、消えやうがない、之がため、一日に何處ともなく此の腸が引くりかへるやうな心地がし、家に居るときは、茫然として氣の拔けたやうであり、外に出づるときは、自分ながら何處へ往くか分らぬやうであり、此の耻を考へ出すたびには、每も每も汗が背から流れ出して衣服を沾すと云ふ有樣である、吾が身が已に閨閤に出入する宦官の身分となつた以上、どうも身を引いて深く山の中に隱れるわけに參らうや、それゆゑ姑らく流俗に從つて浮きつ沈みつし、時勢に因つて仰いで見たり俯して見たりして、人が狂惑と云ふがまゝにして居る、

文法　「垢彌甚耳」は、上の「詬莫大於宮刑」に應ず、○此の處は、上文の「難爲俗人言也」の句を承く、

今少卿乃教以推賢進士、無乃與僕私心刺謬乎、第五大段の第二小段なり、來書中の「推賢進士」の句に答ふ、

訓義　〔刺謬〕背馳すること、刺は戾る謬は誤る、

講述　然るに今少卿が僕に賢を推し士を進めよと御諭しあるのは、僕の心と相違はせぬか、どうも相違して居るやうである、

文法　主意歸宿の處、

今雖欲自雕琢曼辭以自飾、無益於俗不信、秖足取辱耳、要之死日、然後是非乃定、書不能悉意、略陳固陋、謹再拜、第五大段の第三小段なり、死後の定論に

事の成敗やら國の興敗やらの記録を觀察して、上は黃帝軒轅氏より起し始めて、下は今日に至り、十表と、本紀十二に、書八章、竝に世家三十、及び列傳七十を作り、凡べて百三十篇あり、天地の間に起りたる事を究め古今に亙れる人事の變遷を貫き、一家の私著を造り上げようと思ひ、其稿を起した處、まだ出來上らぬ内に此度の禍ひに罹つたので、其完成に及ばないのが何如にも殘念である、之がため極めて耻づべき腐刑に就きながら不平の顏色もしないで居る、僕が此の著述を完成したならば、之を名高い山の洞か何かに藏め、一方には之を同志に傳へ、大小の都會に廣めたいと思ふ、すれば僕が以前の辱めの責を償ふこととなるから、さうなつた以上、萬萬誅戮された處で何も悔ゆることはない、さりながら此の事は、智者に向つて言ふことは出來るが、俗人に對しては言はれない、

文法　「惜其不成」は、一時の辱を忍んで萬世の名を立つる志を述べ、己れが刑を受けたる後に自殺せざる所以を明かにす、○俗人は只刑を被るを以て辱となし、著作を以て無用の務めとなす、故に與に言ひ難しとするなり、○「莫不貪生惡死」より此に至るまで、己れは死を怯るゝに非ず、辱を受けて死せざるものは、只一部の史記が未だ成らざるを明かにす、○辱の字を收む、

且負下未易居、下流多謗議、僕以口語遇遭此禍、重爲鄕黨所戮笑、以汚辱先人、亦何面目復上父母之丘墓乎、雖累百世、垢彌甚耳、是以腸一日而九廻、居則忽忽若有所亡、出則不知其所往、每念斯耻、汗未嘗不發背霑衣也、身直爲閨閤之臣、寧得自引深藏巖穴邪、故且從俗浮沈、與時俯仰、以通其狂惑、（第五大段の第一小）

する道を行ふことが出來なかつた、それゆゑ昔しの事迹を述べて後の人が戒めとなさんことを思うて、書を著はしたのに過ぎない、乃ち左丘が視力を失ひ、孫子が足を切られたなどは、終に廢人となつて、復び世の役に立たぬと云ふ所から、引込んで書物に在ることを論じて其憤慨の心を洩らし、非實行的の文章を後に傳へて自己を紹介したのである、

文法　「此人皆意有所鬱結」の三句は、總べて上の八句を承けて說き、廣く辱められて書を著はしたる人を引いて、以て史を作るの意を發す、〇左子、孫子を引くものは、其廢疾の點が己れと同じくして、文書を著はしたるを以てなり、

僕竊不遜、近自託於無能之辭、網羅天下放失舊聞、略考其行事、綜其終始、稽其成敗興壞之紀、上計軒轅、下至於茲、爲十表、本紀十二、書八章、世家三十、列傳七十、凡百三十篇、亦欲以究天地之際、通古今之變、成一家之言、草創未就、會遭此禍、惜其不成、是以就極刑而無慍色、僕誠已著此書、藏諸名山、傳之其人通邑大都、則僕償前辱之責、雖萬被戮、豈有悔哉、然此可爲智者道、難爲俗人言也、（第四大段の第七小段なり、史記を著はして前辱を償ふの志を言ふ、）

訓義　〔無能之辭〕拙劣の文と云ふが如し、〔紀〕記なり、〔古今之變〕人事を謂ふ、〔此禍〕宮刑、〔藏名山〕散失を防ぐなり、〔其人〕同志、〔道〕いふ、

講述　僕は著述に就いて古人に讓らないで、心强くも、近年拙劣の文章を力に、天下の散亂せる舊い傳聞を網羅し、ざつと其事實を取調べ、其顚末を整へ、

の、書を著して憤を舒べ、名を傳へたることを引く、

訓義　〔倜儻〕卓異なり、〔演周易〕演は引きのべる、易の卦下の辭、乾、元亨利貞の如きは、文王の演する所なり、〔仲尼厄而作春秋〕孔子、陳蔡に於て厄に遭ひ、還つて春秋を作る、〔屈原〕前に出づ、〔失明〕目なきを謂ふ、〔孫子臏脚〕孫臏、龐涓と倶に兵法を學ぶ、涓、魏の惠王に事へ、自ら以爲へらく、能、臏に及ばずと、乃ち陰に人をして臏を召さしめ、至れば則ち其兩足を斷つて之を黥す、齊の使者田忌、孫子を威王に進む、威王、兵法を問うて之を師とす、足を斷つを臏と曰ふ、故に以て名となす、〔不韋遷蜀〕呂不韋は大賈なり、莊襄王薨じて、太子政（始皇）の立つ、不韋を尊んで相國となし、仲父と號す、是の時、諸侯、辯士多く荀卿の徒の如き、著書天下に布く、不韋乃ち其客をして、人人聞く所を著はさしめ、八覽、六論、十二紀、三十餘萬言を爲り、以爲へらく、天下の物、古今の事を備ふと號して、呂氏春秋と曰ふ、後、秦の太后と通じ、事覺はれ、家、蜀に徙る、鴆を飲んで卒す、〔韓非囚秦〕韓非は韓の公子なり、韓の稍弱なるを見、書を以て王を諫む、王用ふる能はず、非、往者得失の變を觀て、孤憤、五蠹、說難の十餘萬言を作る、秦王其書を見て曰く、嗟乎寡人此の人を見て爲に遊ぶことを得ば、死すとも恨みずと、李斯曰く、此れ韓非著はす所の書と、秦因つて急に韓を攻む、韓乃ち非をして秦に使せしむ、秦王之を悅び、未だ信用せず、李斯、非を譖し、吏に下して之を治め、人をして藥を遺り、自殺せしむ、但し呂不韋と韓非との書を著はしゝは、蜀に遷り、秦に囚はるゝの前に在り、只類に從つて之を記しゝのみ、

講述　昔しの世に於て、富貴でありながら其姓名が消え失せたものは、記錄の出來ぬ程である、唯人に卓絕した非常の人物のみが世に稱せられて居る、周の文王は羑里に拘禁されて周易を敷衍し、孔子は陳蔡の災難に出遇つて春秋を作り、屈原は放逐されて離騷を作り、左丘明は盲目となつて國語を作り、孫子は脚を切られて兵法が書き竝べられ、呂不韋は蜀に遷されて呂覽を後世に傳へ、韓非は秦に囚へられて說難、孤憤あり、詩經の三百篇は、大抵聖人や賢人の、憤を發して其が爲に作つたものである、此の人人は、何れも胸の中に結ぼれた塊があつて、其行はんと欲

あるもの丶、少卿は僕の妻子に對する態度を何如に視給ふか、僕が妻子を顧みない位は御承知であらう、其上、勇者だからと云つて節の爲に死ぬときまつて居らず、臆病者も、義を慕ふと云ふと、隨分奮發して死なぬことはない、要する所は義に歸するに在り、勇怯を論ずるに及ばぬ、僕は臆病であつて、何分生きて居りたいことは山山なれども、亦頗る死を去つて生に就くとか、生を去つて死に就くとか云ふ場合の區別を心得居ることゆゑ、何も自分から好んで縲目の辱めを受け申さうや、且つ奴婢のやうな下等社會の者ですら能く自殺するのに、況んや僕の已むを得ざる者あるに於てをや、自殺位は何でもなし、然るに堪へ忍びて命を貪り、糞土のやうに穢い牢屋の中に押込められて厭はない所以は、自分の心中に、やくざながら爲しかけた事業が完からぬ所あつて、僕の文學的光采が後世に表はれないと云ふことを殘念に思ふからである、

文法　「況僕之不得已乎」は、上の「不得已」に應ず、

○以上は、辱を受け、刑せられても死せざるは、父母妻子の爲ならずして、書を著はし後に垂れんが爲に見を起しゝを言ふ、

古者富貴而名磨滅、不可勝紀、唯倜儻非常之人稱焉、蓋文王拘而演周易、仲尼厄而作春秋、屈原放逐、乃賦離騷、左丘失明、厥有國語、孫子臏脚、兵法修列、不韋遷蜀、世傳呂覽、韓非囚秦、說難孤憤、詩三百篇、大抵賢聖發憤之所爲作也、此人皆意有所鬱結、不得通其道、故述往事、思來者、乃如左丘無目、孫子斷足、終不可用、退而論書策、以舒其憤思、垂空文以自見、『第四大段の第六小段なり、古人

以を失ふが故に、刑、大夫に施すべからざるの意を申明す、○「僕之先人」より此に至るまで、總べて士の殺すべくして辱むべからず、古人正に以て廉耻を培養するものは、士の節を勉勵する所以にして、辱めらるゝ以後に到れば、士節已に虧く、何ぞ必ず死を以て節を明かにせんとの意を見はし、又其自裁の必要なきを言ふなり、

夫人情莫不貪生惡死、念父母、顧妻子、至激於義理者不然、乃有所不得已也、今僕不幸早失父母、無兄弟之親、獨身孤立、少卿視僕於妻子何如哉、且勇者不必死節、怯夫慕義、何處不勉焉、僕雖怯懦欲苟活、亦頗識去就之分矣、何至自沈溺縲紲之辱哉、且臧獲婢妾、由能引決、況僕之不得已乎、所以隱忍苟活、幽於糞土之中而不辭者、恨私心有所未盡、鄙陋沒世、文采不表於後世也、

第四大段の第五小段なり、刑せられて尙ほ死せざる所以は、希望する所あるが爲にして、死は難しとする所に非ざるを言ふ、

訓義　〔去就之分〕去就は卽ち生を去つて死に就く、〔縲紲〕黒き繩にて曳かるゝ、繩目に係ると云ふに同じ、〔臧獲〕奴婢を賤めて稱する語、〔由〕猶の音通、〔鄙陋〕取るに足らぬ事、

講述　夫れ人情に於て、誰れも命を貪り、死ぬことを惡み、父母を念ひ、妻子を心に懸けない者があらうや、然るに義理に激すると云ふと、此等を顧みなくなるのは、死を樂むわけではないが、死なずに居られない事があるからである、今僕は不幸にして早く父母に別れ、親しい所の兄弟もなく、吾れ獨りで孤立して居るのであるから、父母兄弟を念ふ筈はなし、妻子は

て後自裁する能はざることを不思議とせず、「繩墨之外」法網未だ加はらざる時を言ふ、「早自裁」幾を見て自殺するを言ふ、

講述　且つ古人の事に因つて見ても、西伯卽ち周の文王は、伯といつて諸侯の旗頭(ハタガシラ)の地位であつた、斯かる貴い身分であつても羑里といふ處に囚はれたことがある、秦の李斯は宰相であつた、さりなから五刑を揃へて誅せられた、淮陰侯卽ち韓信は王であつた、さりながら陳で捕縛せられて、手かせ足かせを受けた、彭越、張敖は南面の位に居り、自ら孤と呼ぶ身分であつた、さりながら牢屋に繋がれて罪を被つた、絳侯は諸(モロ〳〵)の呂氏を誅し、文帝を立てた爲に、一時は五伯をも傾ける權力があつた、さりながら、請室の囚となつた、魏其は大將軍であつた、さりながら赭色の衣服を纏ひ首も手足も木の「あか」で締められることに立至つた、季布は、魯の朱姓の家に於て鐵の首かせを入れられた奴隷であつたことがあり、灌夫は、居室で繩目の耻辱を受けた、此の人人は何れも身分は王であるの侯であるの、大將又は宰相の地位に達して、其名は隣國までも聞えて居つたのに、罪が出來て、法律の網が己れの身に及ぶ場合となつても、斷然覺悟をして自殺することが出來ないで、塵芥の穢れた牢屋の中に在つた、此れは古今同一の情態であつて、辱められぬと云ふことが何處に在る、此れで觀ると、大膽と云ひ臆病と云ふも、事情に因つて分るゝのであり、强いと云ふも弱いと云ふも、場合で違ふのであつて、元來定まつて居らぬと云ふことは明かである、昔しからさうと解(ワカ)れば、何も不思議に思ふことはない、一體人が早く自殺してしまつて、獄吏の法律處分に罹らぬやうにする事が出來ず、段段遲延して到頭彼等の手に係り、鞭打たるゝ時になつて潔白を立てようとするのは何と時が非常に過ぎて居らぬか、古人が刑を大夫に施さないと云ふのも、殆んど之が爲である、

文法　「王侯將相」は、上文の「文史星曆」の下位と對照す、○「早自裁繩墨之外」は、卽ち上に謂はゆる「定計於鮮」ものにして、辱められざるの節を守るなり、鞭箠を被るに至つては、辱められざるの節を守らんと欲するも已に及ばず、故に「遠」と曰ふ、此に到つては、國家も士を待つ所以を失ひ、士も亦自ら守る所

稍陵遲至於鞭箠之間、乃欲引節、斯不亦遠乎、古人所以重施刑於大夫者、殆爲此也、第四大段の第四小段なり、古人を引き已に辱められたる後は士節の缺けたることなれば、死を以て節を明かにする必要なきを言ふ、

訓義　〔西伯〕周の文王なり、崇侯虎の讒に因り、殷の紂王の爲に羑里に囚はる、〔具於五刑〕先づ墨(入墨)劓(鼻を切る)、剕(足を斷つ)、宮の四刑を施し、而して之を殺すを云ふ、〔受械於陳〕韓信、楚王となり、下邳に都す、人、其反を告ぐるものあり、高祖、陳平の謀を用ひ、雲夢に遊び、信の上謁するを待ち、武士をして信を縛せしむ、陳は楚の西界、械は手かせ足かせ、〔彭越、張敖〕彭越立てられて梁王となる、高祖、陳豨を討つに因つて兵を梁に徵す、梁王疾と稱す、高祖、人をして梁王を捕へしめ、之を洛陽に囚す、〔趙王張耳の薨ずる、其子敖嗣いで立つ、高祖、平城より趙を過ぐ、趙王、旦暮自ら食を上る、禮甚だ恭し、高祖、箕踞罵詈、甚だ之を慢る、趙の相貫高、趙午等、高祖を殺さんと謀る、事露はれ敖に連及す、遂に檻車を以て長安に送り、獄に下す、孤は王公の自稱、〔絳侯〕周勃なり、請室は罪を請ふの室、〔魏其〕竇嬰、魏其侯たり、灌夫が丞相田蚡を罵り、不敬なりし事に關係して棄市せらる、〔三木〕は首と手足の「かせ」、〔季布爲朱家鉗奴〕季布は楚人、項籍の將となり、數漢王を窘む、項羽亡ぶるに及び、高祖千金を懸けて布を求め、匿すものは三族を罪す、布、濮陽の周氏に匿る、周氏、朱家の、滕公と善きを知り、布を髡(頭髮を剃る)とし、首かせをはめ、家僮數十人と、魯の朱家に往いて之を賣る、朱家、心に季布なるを知り、滕公を見て說いて曰く、季布何の罪かある、臣各其主の爲にするのみ、君何ぞ從容として上の爲に之を言はざると、滕公爲に上に言ふ、乃ち布を赦して郎中に拜す、〔灌夫〕丞相田蚡、燕王の女を娶つて夫人となす、太后、列侯宗室に詔して、往いて賀せしむ、灌夫、酒間に於て坐を罵り、其語、田蚡を侵す、蚡其不敬を劾す、遂に之を縛す、居室は請室に同じ、一說に、田蚡の居る所となす、〔罔〕網なり、〔自裁〕自殺、〔勇怯勢也云云〕能く自裁するを勇となし、强となし、自裁する能はざるを怯となし、弱となす、亦其形勢を審かにするを要す、必ず辱められ

餌を求めるやうになるのは、彼れの威勢が人に押し付けられたのが習慣となつた爲に外ならない、故に士たる者は、地面に線を引いて此の中が牢であると云つても、よう入りかねるものであり、木を彫つて偶像を拵へ、是れが獄吏であると云つても、之に向つて辯論を仕かねるものである、是れは牢に入つたり獄吏を相手にする位ならば、自殺した方がよいと、末を見定めることが明かであるからである、今や手足を組み、枷や繩目を受けて、素肌にされて鞭打たれ、丸い屏で圍んである獄中に押込められた時に當つては如何なる人でも獄吏を見ると、自然に頭を下げて地面に摺け、獄卒などを見れば、畏ろしくなつて溜息をするやうになる、なぜならば威勢で押へ付けられた習慣の力である、斯う云ふ場合に立ち至つてから辱めを受けないなど言ふのは、是れは鐵面皮で、ちつとも褒めた話ではない、

文法 「人固有一死」の四句は上を承け下を起し、辱不辱の別を生ず、○「最下腐刑極矣」は、上の「詬莫大於宮刑」の句に原づく、○「太上」以下は、辱を受けざる者と受くる者とを歷擧して、己れの極辱を形はす、○極めて辱を受け堪へざる光景を寫して、士節の勉めざるべからざるの意を明かにす、

且西伯伯也、拘於羑里、李斯相也、具於五刑、淮陰王也、受械於陳、彭越張敖、南面稱孤、繋獄抵罪、絳侯誅諸呂、權傾五伯、囚於請室、魏其大將也、衣赭衣、關三木、季布爲朱家鉗奴、灌夫受辱於居室、此人皆身至王侯將相、聲聞鄰國、及罪至罔加、不能引決自裁、在塵埃之中、古今一體、安在其不辱也、由此觀之、勇怯勢也、彊弱形也、審矣、何足怪乎、夫人不能早自裁繩墨之外、以

膚、受榜箠、幽於圜牆之中、當此之時、見獄吏則頭槍地、見徒隷則正惕息、何者積威約之勢也、及以至是、言不辱者、所謂强顏耳、曷足貴乎、第四大段の第三小段なり、今日となつては到底辱を免れざるを言ふ、

訓義　〔趨〕趣なり、〔太上〕最上、〔理色〕義理、顏色、〔詘體〕詘は屈なり、長跪を言ふ、〔易服〕赭色の衣を著る、罪人の裝なり、〔木索〕木は「カセ」索は繩、〔箠楚〕杖と荊、共に罪人を打つ器械、〔剔〕そぎおとす、〔嬰〕つなぐ、〔毀肌膚斷肢體〕黥刑と劓刑とを謂ふ、〔刑不上大夫〕上大夫罪あるときは、君則ち自殺を賜ひ、刑を加へて之を辱めず、〔陷穽〕落し穴、〔積威約之漸也〕其威が人に制せらるゝが故に、習慣となりしことを言ふ、〔畫地〕地面に線を引く、〔定計於鮮〕鮮は明なり、早く自ら計を未萠に決定すれば則ち明、〔榜〕撃つなり、〔圜牆〕獄なり、〔槍〕つく、

講述　人は無論一度は死ぬものであるが、其死ぬと云ふことが、時に因つて大關係があつて、泰山より重いこともあれば、時としては全く無意味で、鴻と云ふ鳥の毛よりも輕いことがある、是れは死を適用する方針が異なるからである、死ねば宜いと極つて居らぬ、人に取つて此の上もないことは祖先を辱めないのであり、其次は身を辱めないのであり、其次は道理や顏附きで辱められないのであり、其次は口先きで辱められないのであり、其次は身體を屈めて人に詫びるやうな恥辱であり、其次は囚徒となつて赤い著物を著る恥辱であり、其次は手かせ足かせを掛けられ、繩にて縛られ、箠や楚の鞭で打たれる恥辱であり、其次は髮の毛を剃り落され坊主頭となり鐵の首かせをはめられる恥辱であり、其次は入墨などで肌に疵を付けられ、足などを斬られて不具となる恥辱であり、最下等は腐刑であつて、此れほど極端のものは外にない、書物に、刑は大夫以上に及ぼさぬとあるが、此れは士たる者の、廉恥を勵まねばならぬと云ふ意味を言つたものである、猛虎が深山の中に横行する時分には、有らゆる動物が震ひ恐れる位勢ひがあつても、穽の中に入れられると云ふと、尾を搖かして

段なり、死しても謗を受くべきを言ふ、

訓義　〔剖符丹書〕漢の初めに符を分つて功臣を封じ、更に又丹書を賜ひ、之を證明す、〔文史星暦〕文章、歴史、天文、暦、〔卜祝〕賣卜者と巫、〔畜〕養ふなり、〔螻〕おけら、

講述　僕の亡父は、剖符を剖き丹書を賜つて封ぜらるゝ程の功があつたわけでもなく、太史として掌つて居つたことは天文律暦等の事で、賣卜者や巫の間に近き職業であり、主上の玩弄物として、俳優同様の目的にて養ひ置かれ、随つて世の俗輩から輕蔑されて居つたのである、縱令ひ僕が法に伏して誅を受けた所で、九疋の牛の毛一筋を失ふやうなもので、螻や蟻が死んだのと何處に相違があらうや、而して世人からは、節義に死んだ者とは比べられずして、彼等は専ら僕が智慧も行詰り、罪は極度の爲に辨明すことが出來ず、卒に死に就いたと考へるばかりである、なぜならば、僕の親子の世に立つ所が賤しきため然らしめたるのである、

人固有一死、死或重於泰山、或輕於鴻毛、用之所趣異也、太上不辱先、其次不辱身、其次不辱理色、其次不辱辭令、其次詘體受辱、其次易服受辱、其次關木索被垂楚受辱、其次剔毛髮嬰金鐵受辱、其次毀肌膚斷肢體受辱、最下腐刑極矣、傳曰、刑不上大夫、此言士節不可不勉勵也、猛虎在深山、百獸震恐、及在陷穽之中、搖尾而求食、積威約之漸也、故士有畫地爲牢、勢不可入削木爲吏、議不可對、定計於鮮也、今交手足、受木索、暴肌

込められ、誰れに此の心緒を訴へようや、此れは實際少卿が面り御覽になつた事で、僕の行事は何と此の如くでは御座らぬか、

文法　「李陵素與士大夫」云云は、前の「素所蓄積也」と遙かに相關係す、○家貧しく罪を償ふこと出來ざれば、「忘室家之業」も何の益かあらん、交游一言もせざるに因れば、「絶賓客之知」も何の益あらん、追思悔恨の語、

李陵既生降、頽其家聲、而僕又佴之蠶室、重爲天下觀笑、悲夫、悲夫、『第三大段の第四小段なり、李陵と自己とを結ぶ、』

訓義　〔頽〕おとす、〔佴〕次なり、〔蠶室〕腐刑を行ふ處、密閉して風を避くること、養蠶室の如くなるを以て斯く名づく、

講述　李陵は死なずに匈奴へ降參したため、其家の名譽を落し、僕も又それに次いで蠶室に往き、宮刑を受くることとなり、重ね重ね天下の人の見物となり笑種となつたのは、悲しいかな、悲しいかな、

事未易一二爲俗人言也、『第四大段の第一小段なり、本段を起す、』

訓義　〔一二〕委曲なり、

講述　僕の爲す所の事は、委細俗人に向つて言ひかぬるものがある、

文法　此の句、從來の注家、前段の結語に屬するは非なり、○「俗人」の字、下文許多の文字を開き出す、

僕之先人、非有剖符丹書之功、文史星曆、近乎卜祝之間、固主上所戲弄、倡優所畜、流俗之所輕也、假令僕伏法受誅、若九牛亡一毛、與螻蟻何以異、而世俗又不能與死節者次比、特以爲智窮罪極、不能自免、卒就死耳、何也、素所自樹立使然也、『第四大段の第二小

訓義　〔料〕はかる、〔慘愴怛悼〕悲痛哀傷、〔款款〕忠實の貌、〔絶甘分少〕旨(ウマ)き物は自分で食はず、何如に少しとも人と之を分つを言ふ、〔陷敗〕匈奴の俘虜となること、〔摧敗〕敵兵を摧き破る、〔暴〕さらけだす、〔廣主上之意〕天子の心を慰むるなり、心強くするなり、〔睚眦之辭〕怒りの目附を睚眦と云ふ、李陵を憎む者の讒言、〔沮貳師〕貳師將軍李廣利は匈奴征伐の大將にして、李陵は副將なり、李陵、匈奴と戰ふに及び、廣利は功なし、沮は邪魔をする、〔拳拳〕忠謹の貌、〔理〕獄官なり、〔囹圄〕獄舍なり、

講述　僕は、自分で己れの卑賤であつて彼れ此れ言ふべき資格のないと云ふ事をも推測らず、主上が敗軍の事を御嘆きあらせらるゝ事を見まゐらせて、欵款の愚忠を盡して御心を安んじ奉らんと考へたのである、但し自分の見込みは斯うであつた、李陵は元來其部下の士卒、將校に對しては、旨き物があつても自分は決して之を口にせず、少くとも衆人に分配し、謂はゆる甘苦を共にすると云ふ風で、人人の死力を得て居つたことは、昔しの名將でも叶はぬ程である、其身は不幸にして敗軍の結果敵中に囚(トラハ)れとなつたものの、彼れの意思を察して見るに、何か罪を償ふべきだけの功を立てゝ漢の國恩に報じようと思つたのである、縱令ひ其目的が遂げずして何如ともすることが出來ないとしても、彼れが一旦匈奴の大軍を切り崩した功は、天下に示すに十分であると、僕の心底では此の考へを具陳したい望みであつたが、何分便宜がなかつた處、折も折、主上より御召しの上御尋ねになつたゆゑ、此の意味で李陵の功を説明申上げ、主上の御心の開けるやうに、李陵の怨家の讒言が止まるやうにと期待したのである、所がまだ十分に辨明することの出來ない內に、主上は御諒解遊ばされず、僕が貳師將軍を妨害して、李陵の爲に游說する者であると思召し、遂に獄吏の手に御下げ渡しとなつた、拳拳たる忠心も終に自ら辨解することもならず、獄吏は僕が主上を欺きたる者と評決に及び、主上は卒(ツヒ)に之に從ひ給ひ、刑が定まつてしまつた、然るに僕の家は、貧窮の爲に罪の償ふだけの資產なく、平生交際して居る者は、誰れも救つてくれず、主上の御側に居る人も、一言の申開きをしてくれず、無感覺の木石にあらぬ此の身は、獨り獄吏を相手に深く牢屋の中に押

及ぶと云ふと、主上は之が爲に、旨き物を召し上つても味を覺え給はず、朝廷へ出御あつても龍顏麗はしからず、大臣の人人は、心配と恐懼との爲に、爲す所を知らざる程であつた、

文法　「全軀保妻子之臣」云云は、獨り李陵の爲に痛罵するのみならず、又己れの爲に憤を洩しゝなり、捷報を聞けば觴を奉じ壽を上る、彼等の伎倆此の如し、敗報を聞けば出づる所を知らず、彼等の見解此の如し、而して相與に李陵を陷る、益〻其憎むべきを覺ゆるなり、

僕竊不自料其卑賤、見主上慘愴怛悼、誠欲效其款款之愚、以爲李陵素與士大夫絕甘分少、能得人死力、雖古之名將、不能過也、身雖陷敗、彼觀其意、且欲得其當而報於漢、事已無可奈何、其所摧敗、功亦足以暴於天下矣、僕懷欲陳之、而未有路、適會召問、卽以此指推言陵之功、欲以廣主上之意、塞睚眦之辭、未能盡明、明主不曉、以爲僕沮貳師、而爲李陵游說、遂下於理、拳拳之忠、終不能自列、因爲誣上、卒從吏議、家貧貨賂不足以自贖、交游莫救、左右親近、不爲一言、身非木石、獨與法吏爲伍、深幽囹圄之中、誰可告愬者、是眞少卿所親見、僕行事豈不然乎』、第三大段の第三小段なり、自己を審かにす、

が、平素仲能く交はつた間柄でなく、我れと彼れと、方針が違ふゆゑ、是れまで酒など飲み合ひ、睦しく樂みを共にしたことがない、然しながら僕が彼れの人と爲りを觀る所、主義のある奇節の人で、親に事へては孝であり、士と交はつては信であり、貨財に處して廉潔であり、能く相手や事情を辨別して人に讓り、丁寧謙遜で人の下手に出で、常に威勢善く、一身の事を顧みないで國家の急難に命を捧げようと心懸けて居ることは、彼れの平素の抱負である、其れゆゑ僕は彼れを國士の風ある人と視て取つたのである、夫れ人臣たる者が、萬萬死ぬべき路筋に向ひ、命を全うするだけの工夫もしないで、國家の急難に赴くが如きは、卽ち奇節を有する奇士たる所以である、然るに今戰爭をして一たび失敗すると云ふと、自分の一身の安全を謀つて、妻子の無事を大切と心得て居る不埒の者共が、彼れの失敗に就いて其缺點を構成して、彼れを罪に陷るゝに至つては、僕は誠に內心痛ましく思ふ所である、其上、李陵の率ゐて居つた步兵は僅か五千人にも足らなかつたのに、深く長城以北の地に蹈み込み、單于の居る所までも進んだのは、丁度虎の口へ食物を運ぶやうなものであつた、彼は横さまに强き匈奴に戰を挑み、地勢の高い處に陣取れる億萬の大敵に向ひつゝ、單于と十餘日も戰ひ續け、我が兵數の割合よりは多くの敵を殺傷し、蠻人は、死ぬ者を救ひ負傷兵を扶けることすらも行屆かない位で、氈や皮衣を著て居る夷狄の君長は、盡く震ひ怖れ、左賢王、右賢王等を召び集め、射手の有る限りを徵發して、匈奴全國の兵が一團となつて李陵を包圍した、李陵は、千里の間を那方這方で戰つたが、矢種は盡きてしまひ、行く先きは塞がり、難戰の場合となつた處、漢の援兵は來ず、士卒の死傷者は積み重なり、弱り果てた有樣であつた、されど李陵が一たび呼はつて士卒を勞ふと云ふと、打倒れた軍兵も飛び立たざるはなく、何れも落涙しながら、血を面にそゝぎ涙を呑込みつゝ、矢もなき石弓を張り白刃を冐し、北の方に向つて、我れ先きにと敵中に討死したと云ふことである、李陵が未だ敗軍に及ばなかつた時、彼れの使者が連戰連捷の報告を本國に齎した、すると、公卿やら王侯やら、何れも祝杯を捧げて御慶を申上げた處、其れより五六日過つてから李陵が敗軍し、其報告を奏聞に

之風、夫人臣出萬死不顧一生之計、赴公家之難、斯以奇矣、今擧事一不當、而全軀保妻子之臣、隨而媒孽其短、僕誠私心痛之、且李陵提步卒不滿五千、深踐戎馬之地、足歷王庭、垂餌虎口、橫挑彊胡、仰億萬之師、與單于連戰十有餘日、所殺過當、虜救死扶傷不給、氈裘之君長咸震怖、乃悉徵其左右賢王、擧引弓之人、一國共攻而圍之、轉鬪千里、矢盡道窮、救兵不至、士卒死傷如積、然陵一呼勞軍、士無不起、躬自流涕、沫血飲泣、更張空弮、冒白刃、北嚮爭死敵者、陵未沒時、使有來報漢、公卿王侯、皆奉觴上壽、後數日陵敗、書聞、主上爲之食不甘味、聽朝不怡、大臣憂懼、不知所出、第三大段の第二小段なり、李陵の事を敍す、

訓義　〔居門下〕侍中官たること、〔異路〕志を立て事を行ふ、同じからず、故に異路と曰ふ、〔自守奇士〕主義のある奇節の士と云ふこと、〔分別〕是非明白、〔赴公家之難〕李陵が李貳師に從つて出征せしこと、〔一不當〕陵の降りしことを謂ふ、〔媒糵〕媒介醸成、〔戎馬之地〕塞外、馬を出す、故に戎馬の地と曰ふ、〔王庭〕單于居る所の處、號して王庭と曰ふ、〔氈裘〕匈奴の服する所、〔沫〕そゝぐ、〔弮〕弩なり、〔來報〕捷報、

講述　夫れ僕は、李陵と共に侍中となつて居つた

薄技、出入周衞之中、僕以爲戴盆何以望天、故絕賓客之知、忘室家之業、日夜思竭其不肖之材力、務一心營職、以求親媚於主上、而事乃有大謬不然者、第三大段の第二小段なり、豫期せし所のものを言ふ、

訓義　〔負〕無しと云ふが如し、〔不羈之才〕高遠にして羈束すべからざるの才質、〔鄉曲〕鄉里と云ふが如し、〔周衞〕宿衞周密の地、〔戴盆何以望天〕頭に盆を戴くときは天を望むを得ず、天を望むときは盆を戴くことを得ず、事は兼ね行ふべからず、方に心を史職に一にするときは、人事を修むるを得ず、

講述　僕は、少きときより人と懸離れたる才氣に乏しくて、成長に及んだ後も鄉里の譽れを得たこともない、然るに主上は幸ひに亡父の關係から、僕が聊かばかりの技術を奏して、近臣の中に出入することを得しめられた、僕は、盆を頭に載せるときは天を見ることが出來ぬと考へたから、朋友などの交際を絕ち、一家の業を忘れ、晝となく夜となく、不肖一ぱいの力を盡さうと思ひ、一心に職務を勵み、主上の御氣に入らうと思つたのである、然るに其事が大に間違つて、さうはゆかなかつた、

文法　本と親媚を求めたるにて、反つて禍に罹らんとは思はざりしことを言ひたるものにして、云はゆる本末未だ明かにし易からざる者、○「而事乃有大謬不然者」の一句を以て下文を起す、

夫僕與李陵、倶居門下、素非能相善也、趣舍異路、未嘗銜盃酒、接慇懃之餘歡、然僕觀其爲人、自守奇士、事親孝、與士信、臨財廉、取與義、分別有讓、恭儉下人、常思奮不顧身、以狥國家之急、其素所蓄積也、僕以爲有國士

容れられることを求めても、何の益にも立たない實證は此れで分る、

文法　以上は未だ宮刑を受けざる以前の事にして平日功名の本領なきを言ひ、以て下の「主上所ニ戲弄一、倡優所畜」の意を伏す、句句、憤を帶ぶ、

嚮者僕亦嘗廁ニ下大夫之列一、陪ニ奉外廷末議一、不下以ニ此時一引ニ綱維一盡中思慮上、今已虧レ形爲ニ掃除之隸一、在ニ闒茸之中一、乃欲三仰レ首伸レ眉、論ニ列是非一、不ニ亦輕ニ朝廷一羞中當代之士上邪、嗟乎嗟乎如レ僕尚何言哉、尙何言哉』第二大段の第五小段なり、現在は更に賢を薦むる地位に非ざることを言ふ、

訓義　〔廁下大夫之列〕廁はまじはる、下大夫の列に加はること、太史令の秩祿は二千石、故に下大夫と曰ふ、〔外廷〕朝廷と云ふが如し、〔末議〕大事に對して云ふ、小問題を謂ふ、〔綱維〕政治の大則、〔闒茸〕けがれ、いやしき者、

講述　以前には僕も下大夫の列に連なつて、朝廷の小さなる問題には陪席して關係したることもあつた、此の時に政治の大則を引いて十分に思慮を盡さないで、反つて今日形體を毀損して掃除役の奴隸となり、宦官等と共に不淨の中に在りながら、頭を擡げ眉を伸ばして此れはよいの惡いのと論じ立てるのは何と朝廷を輕蔑し當代の士を羞かしむるのでなからうか、扨も扨も僕のやうなものは、此上何を言はうぞや、何を言はうぞや、

文法　此れ正に來書に答ふ、言ふは、本と無能の人を以て又虧形の後に當る、但だ建白すべきなき而已ならず、建白せんと欲するも敢てせざる所あり、

且事本末未レ易レ明也、』第三大段の第一小段なり、本段の綱を揭ぐ

訓義　〔本末〕終始なり、

講述　且つ事の終始は、初めより測ることが出來ないものであつて、始めは斯うと思つたことも、結局さうはゆかなくなつた、

僕少負ニ不羈之才一、長無ニ鄕曲之譽一、主上幸以ニ先人之故一、使レ得レ奏ニ

て、己れは巳に體を缺き親を辱めたる以上、士を薦むるに足らざることを言ふ、○是れ大聲、憤を洩したる處「朝廷雖乏人」の一語、尤も痛快を極めたるものなり、

僕賴先人緒業、得待罪輦轂下、二十餘年矣、所以自惟、上之不能納忠效信、有奇策材力之譽、自結明主、次之又不能拾遺補闕、招賢進能、顯巖穴之士、外之不能備行伍、攻城野戰、有斬將搴旗之功、下之不能積日累勞、取尊官厚祿、以爲宗族交游光寵、四者無一遂、苟合取容、無所短長之效、可見於此矣、第二大段の第四小段なり、己れ人を薦むるの能力なきを言ふ、

訓義　〔緒業〕緒は餘なり、末なり、〔先人〕亡父、卽ち司馬談、〔待罪〕人臣たる者、其職に稱はざるを恐る故に官に居るを罪を待つと曰ふ、〔效〕いたす、〔行伍〕前に出づ、〔搴〕拔き取る、〔交游〕朋友を謂ふ、〔光寵〕榮譽、〔苟合取容〕善い加減に調子を合せ、氣に入るやうにする、〔無所短長〕損益する所なしと云ふに同じ、〔效〕效驗、實證と云ふが如し、役に立たざること、

講述　僕は亡父の遺業である修史の役を勤める所から、主上の御側近に奉職するのは二十餘年である、自分で思ふ所によれば、第一には忠誠を致すと共に、奇策を運らすとか、才能が多いとかの譽れを得て、明君と堅く關係を作ることが出來ず、第二には君の御手落ちやら過失やらを拾つたり補つたりして、賢能の人を招き寄せ進め擧げて、深山の巖穴に住んで居る隱君士を世に顯はすこと出來ず、外征の點に於ては、軍隊の員數に加はり、或は城攻めに或は平地の戰ひに、敵將の首を取つたり敵陣の旗を奪ふこと出來ず、下つては長年勤勞して高位高祿を取り、親類、朋友の榮譽を致すこと出來ず、此の四箇條は一つとして仕遂げないで、其日其日と主上に「ばつ」を合せて

臣聞く、天子は、六尺の輿を共にする所のもの、皆天下の豪英、今漢、人に乏しと雖も、陛下奈何ぞ刀鋸刑餘の人と同載せんやと、是に於て上笑つて趙談を下す、絲は盎の字なり、

講述　故に禍は、貨財を得たく思はしむる事情より慘烈なるものはない、（貨財を以て罪を償ふことを得るに、貧にして能はざる場合を指す、）悲は、冤罪の爲に心を傷ましむるより痛ましいものはない、行は、刑に處せられて父母の遺體を辱むるより醜なるものはない、恥は、宮刑より大なるものはない、宮刑に過ひたる者は、世の中の人が仲間に入れぬと云ふことは一代やそこらでなく、其由來は久しいことである、昔し衞の靈公が雍渠と云ふ宦官（宦官は皆刑餘の人なり）と同乘したため、孔子は之を恥ぢて陳の方へ立去られたことがあり、商鞅が宦官の景監の手引きで秦王に見えたのを、趙良が禍あるべしと懼れたことがある、同子が武帝に陪乘した時、袁絲が顏色を變じて不都合を諫めたことがあり、昔しから恥ちたものである、

文法　「故禍」の四句は、前の五箇條と相反することを示す、此の四句の中、重きは「莫大於宮刑」の句にあり、故に其下直ちに「刑餘之人」を以て之に接す、

夫中材之人、事有レ關ニ於宦豎一、莫レ不レ傷レ氣、而況於ニ慷慨之士一乎、如今朝廷雖レ乏レ人、奈何令ニ刀鋸之餘一薦中天下豪傑上哉、第二大段の第三小段なり、已れ刑餘の身なれば人を薦擧すべき資格なきことを言ふ、

訓義　〔宦豎〕宦官を鄙みて云ふ、〔傷氣〕不快と云ふが如し、

講述　夫れ中等の才能しかなき人と雖も、己れの事柄が宦官輩に關係するときは、不快とせぬ者はない、況んや慷慨の士たるもの、誰れか自分のやうな宮刑を受けた者の推薦を屑としようや、今日朝廷に人物が缺乏して居るとしても、刀鋸を以て刑せられた自分のやうな者に天下の豪傑を薦めしむることがあらうや、

文法　任安の來書中にある推賢進士の語に答へ

講述　僕の聞いたのには、人が其身を脩むると云ふことは、智慧のある證據であり、他人を愛して惠を施すと云ふことは、仁を得るの緒口であり、物を取り物を與ふると云ふことは、義の發現であり、恥辱のあると云ふことは、勇の決斷であり、名の立つと云ふことは行爲の結果であると、此の五箇條の事が己れに備はつて、始めて世に吾が身を寄せて士君子の仲間に入ることが出來ると、

文法　此の五箇條の第一は己れを處するなり、第二は人に及ぼすなり、第三は自他の交なり、第四は困阨に處するなり、第五は後世に垂るゝなり、○完全の人の行ひを提出して、以て下文の虧缺者が、之に比するに足らざるの意を起す、○此の五箇條の中、恥辱、立名の二語は、下文の死を忍び、書を著はすの伏脈となる、

故禍莫憯於欲利、悲莫痛於傷心、行莫醜於辱先、詬莫大於宮刑、刑餘之人無所比數、非一世也、所從來遠矣、昔衞靈公與雍渠同載、孔子適陳、商鞅因景監見、趙良寒心、同子驂乘、袁絲變色、自古而恥之、

第二大段の第二小段なり、刑餘の人が古へより人に伍せられざりしことを言ふ、

訓義　〔憯〕慘なり、〔辱先〕祖先を辱むるなり、〔詬〕恥なり、〔宮刑〕一に腐刑、前に謂はゆる割刑、男根を去るの刑、〔比數〕竝ぶと、數の中に入るゝ、〔衞靈公云云〕孔子家語に云ふ、靈公、夫人と車を同じうして出づ、宦者雍渠をして參乘せしめ、孔子をして次乘たらしめ、游んで市を過ぐ、孔子之を恥ぢ、衞を去つて曹に適くと、此に陳と云ふは非なり、〔商鞅云云〕趙良、商君に說いて曰く、君の秦王を見るや、嬖人景監に因つて以て主となす、名〔名譽〕となす所以に非ずと、〔寒心〕は懼るゝこと、〔同子云云〕同子は趙談なり、司馬遷の父と同名なるが故に、諱みて同子と曰ふ、武帝、東宮に朝す、趙談、參乘たり、袁絲、車前に伏して曰く、

魂魄私恨無窮、請略陳固陋、闕然久不報、幸勿爲過』、第一大段の第二小段なり、無音を謝す、

訓義　〔從上來〕上は武帝、〔迫賤事〕煩務に苦むなり、〔卒卒〕忙なり、〔抱不測之罪〕任安は、戾太子事件の爲に獄に囚はれ居るを言ふ、〔迫季冬〕任安の當に刑に就くべきを言ふ、季冬は刑を執行する時なり、〔薄〕切迫するなり、〔從上雍〕天子が雍に行幸して祭祀を行はるゝに扈從するなり、〔不可爲諱〕死を謂ふ、〔懣〕悶なり、〔私恨無窮〕任安が返書なきことを恨むるを言ふ、〔闕然〕放任を謂ふ、

講述　貴翰に對して返書を差出すべき筈であつた、然るに丁度東方より主上の供奉をして歸り來り、つまらぬ用事に取り紛れ、少卿と面會の機會が誠に僅かであり、多忙のため心底を十分に伸ぶべき一刻の暇もなかつたのである、今少卿は不測の罪を受け、已に十箇月を過ぎ、刑の執行ある季冬に近づいて居る、僕も亦主上に隨行して雍に往く所で、若し卒然足下の身に萬一の事があつたなら、僕は自分の憤怒煩悶を舒べて御諒解を得ることが出來ない氣遣ひがある、すれば足下の魂魄は長く此世を去つてしまひ、自分の殘念は盡くる時がなからう、そこで固陋の考へながら今之を申上ぐる次第に有之、長い間打棄て置いて返簡を差出さなかつたことは、何卒御咎めないやうに願ひ奉る、

文法　以上は來書の大意を擧げ、下面に於て憤懣を舒するの發端となしたるものなり、

僕聞之、修身者、智之符也、愛施者、仁之端也、取予者、義之表也、耻辱者、勇之決也、立名者、行之極也、士有此五者、然後可以託於世而列於君子之林矣』、第二大段の第一小段なり、世に立つべき資格を言ふ、

訓義　〔智之符〕符は信なり、〔仁之端〕端は緒なり、〔義之表〕表は見なり、〔勇之決〕爲さゞる所あるが故に決と曰ふ、〔行之極〕實至れば名歸す、故に極と曰ふ猶結果と云ふが如し、

し下されたるが、其主意と云ひ、語氣と云ひ、懇切であつて、僕が足下のやうな方の教へを聽かずして世の中の俗物共の申す言を用ふることを怨まるゝやうであるが、僕はさういふ次第ではない、
僕は駑馬、而も疲れきつた駑馬の如き、取るに足らぬものではあるが、是れでも以前、其れとはなしに昔しの德人が後に遺された教へを聞いたことがあり、賢を進むることなどは、御來旨の通りであつて、全く知らぬ次第にも非ざれども、振り返つて自ら思ふときは、此の身は已に刑せらて不具となり、惡名を受けて居ることゆゑ、何をしても世間より彼れ此れ非難せられ、利益を得ようとしても反つて損害となつてしまふ、之が爲に自分獨り塞ぎ込んで居るばかり、誰れと共に心の中を語らうや、諺に、知己のないものは善をしようと思つても、誰れの爲に爲さうぞや、誰れに聽いて貰はうぞと云ふことがある、蓋し琴の聽手であつた鍾子期が死すると云ふと、伯牙は二度と琴を彈かなかつた、なぜならば、士は自分を知つてくれる者の爲に使はれ、女は自分を愛してくれる人の爲に化粧するのは當然であるからである、僕などは此の知己と云ふものが無い所から、刑罰に遇つて身體は不具となり、縱令ひ隨侯の珠、和氏の璧に比すべき才能を持ち、許由や伯夷のやうな行ひがあつても、榮譽にはならず、反つて人から笑はれて恥辱を得るだけである、

文法　「僕非敢如此也」の一句を以て輕く辯じ、下文に於て更に之を詳かにす、○「推賢進士」の四字は、一篇の綱、○「欲益反損」は、此事元と人を益せんと欲するも、己れの殘穢により、反つて人の聲名を損する至るとの意、○「何則」云云は、知己あつて然る後自ら勉むる所虛しからざるを言へるなり、

書辭宜答、會東從上來、又迫賤事、相見日淺、卒卒無須臾之間得竭志意、今少卿抱不測之罪、涉旬月、迫季冬、僕又薄從上雍、恐卒然不可爲諱、是僕終已不得舒憤懣、以曉左右、則長逝者、

太史公牛馬走司馬遷再拜言、少卿足下、曩者辱賜書、教以愼於接物、推賢進士爲務、意氣勤懃懇懇、若望僕不相師、而用流俗人之言、僕非敢如此也、僕雖罷駑、亦嘗側聞長者之遺風矣、顧自以爲身殘處穢、動而見尤、欲益反損、是以獨抑鬱而與誰語、諺曰、誰爲爲之、孰令聽之、蓋鍾子期死、伯牙終身不復鼓琴、何則士爲知己用、女爲說己者容、若僕大質已虧缺矣、雖材懷隨和、行若由夷、終不可以爲榮、適足以見笑而自點耳、（第一大段の第一小段なり、自解なり、）

訓義　〔太史公牛馬走〕太史公は、司馬遷の父、談なり、走は猶僕の如し、己れ太史公の爲に牛馬を掌るの僕なるを言ふ、〔少卿〕任安の字、〔愼於接物云云〕二句は任安の來書、〔勤勤懇懇〕殷勤懇切、〔罷駑〕罷は疲、〔身殘處刑〕殘は刑を被りしこと、穢は惡名、〔動而見尤〕擧動必ず人より咎めらるゝなり、〔鍾子期死云云〕呂氏春秋に云ふ、伯牙、琴を鼓す、意、泰山に在り、鍾子期曰く、善いかな、巍巍乎として泰山の如し、俄かにして志、流水に在り、子期曰く、善いかな、湯湯乎として流水の若しと、子期死す、伯牙、琴を破り絃を絕ち、終身復琴を鼓せず、〔士爲知己云云〕晉の豫讓の語、〔大質〕身なり、〔隨和〕隨侯の珠、和氏の璧、〔由夷〕許由、伯夷、〔點〕辱なり、

講述　太史公の牛馬を扱ひつゝある所の司馬遷、再拜して少卿の足下に申す、先頃は有難くも御書面を下され、拙者に人と接することを愼み、賢人を押し上げ、才士を薦むることを務めとなすべき由を御諭

かに管下の縣道に布達を下し、盡く陛下の思召しを諭せよ、努努忽にしてはならぬ、

餘說

方廷珪云ふ、按ずるに、西南夷に通ずるは、事、長卿に由る、之を唐蒙に視るに、罪尤も劇を加ふ、彼れ實に此れを借り、以て鄕里の小兒に炫耀するのみ、故に唐蒙を責むるは、只首尾に於て輕帶するのみ、餘は盡く百姓の宜しく逃亡を以て誅に抵るべからざるを責め、且つ併せて其長老の素と敎訓せざるを責む、人の短を護するは、實は以て自ら護す、心術、行事、倶に言ふに足らず、其文氣磅薄、綿亙、手に隨つて卷舒、迤邐して下る、自ら後賢の及ぶ所に非ず、

報任安書　　司馬遷

講題　武帝、將軍李陵の匈奴に降りしを怒り、將に其母と妻とを誅せんとす、司遷、切に其不可なるを言ふ、後、讒者あつて曰く、遷は陵と善し、故に彼れの爲に游說をなすと、遂に獄に下され、割刑を受く、後中書令となり、史記を脩む、益州の刺史任安、字は少卿、遷に書を與へ、責むるに賢を進むるの義を以てす、遷、此書を作つて之に答ふ、

大旨　己れは刑餘の人にして、世に對する義務もなければ、只著書を以て不朽の名を謀るの意なることを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「幸勿爲過」に至る、先つ略辨解をなし、併せて無音を謝す、第二大段は「僕聞之修身者智之符也」より「尙何言哉」に至る、己れは刑餘の身なれば、任安の言に從つて賢を薦むべからざるを言ふ、第三大段は「且事本末未易明也」より「重爲天下觀笑悲夫悲夫」に至る、己れの刑を被りたる由來を言ふ、第四大段は「事未易一二爲俗人言也」より「難爲俗人言也」に至る、己れ刑を被りながら未だ死せざる所以を言ふ、第五大段は「且負下未易居」より篇尾に至る、己れ辱められたる處より餘波を作り、竟に來意を塞ぐ、

亦宜乎、第二大段の第四小段なり、父兄の責任を言ふ、

訓義　〔率〕したがふと訓ず、

講述　然れども此の如き不忠不勇は、夫役に起つた當人の罪ばかりではない、畢竟之が父兄たる者が初めに善く教育をせぬ所から、子弟が謹んで率由しないので、全く廉恥の心が少く、風俗が篤實でない故である、されば彼等が誅戮を受くるのも、何と尤もではないか、

文法　父兄を罪す、「憂患長老」に應ず、

陛下患使者有司之若彼、悼不肖愚民之如此、故遣信使、曉諭百姓、以發卒之事、因數之以不忠死亡之罪、讓三老孝弟、以不教誨之過、第三大段の第一小段なり、上文を總束す、

訓義　〔信使〕勅使なり、〔讓〕せむる、

講述　主上には、使者竝びに有司の彼れが如く不屆きの事をなした事を患へ給ひ、不肖愚昧の人民が此の如く逃亡したり自殺することを痛み給ひ、之が爲に勅使を差遣され、士卒を徵發したる理由を人民に諭し、因つて彼等が不忠にして自殺又は逃亡する罪を責むると同時に、敎化を掌る三老の職と孝弟を敎ふる任にある者とが、善く子弟を敎育しなかつた過を責めしめ給ふ次第である、

方今田時、重煩百姓、已親見近縣、恐遠所谿谷山澤之民不徧聞、檄到亟下縣道、咸諭陛下意、勿忽、第三大段の第二小段なり、巴蜀の太守に告ぐる要旨、

訓義　〔田時〕耕作時期、〔重〕はゞかると訓ず、〔見近縣〕近縣の民に逢つて說諭したるを言ふ、〔徧〕行きわたる、〔亟〕すみやか、〔道〕蠻人の居る縣を謂ふ、

講述　方今は百姓が農業に多忙の時であるから、態々之を召集しにくい、自分は近縣の人民だけには、已に親しく逢つて說諭をしたが、遠方の山谷や澤地などに住む者は、落ちなく勅使の信を聞けなからうと云ふ恐れがある、因つて此の檄文の到達次第、速

訓義　〔折圭〕折は中分すること、白き方は天子之を藏し、青き方は諸侯之を藏す、〔通侯〕列侯と云ふが如し、〔東第〕列侯の邸は帝城の東に在り、故に東第と曰ふ、

講述　故に符を剖いて大名に取り立てゝ、圭を割つて爵を授けたるものがある、其位は通侯となり、住居は東第の中に竝び、死するときは、後世まで立派なる名稱を遺し、領地は子孫に傳はる、彼等は、勤め向き甚だ忠でもあり敬でもあり、位に居る間は安樂を極め、其名譽は際限なく續き、功績は輝いて消ゆることがない、之がため賢人君子は、縱令ひ討死をして腦味噌が原野の中に泥まみれとなるも、其膏血を以て野の草を沾すとも辭さないのである、

文法　前の小段は大義を以て喩しゝなり、此の小段は名利を以て導きしなり、○此下に在の句を添へて視るべし、文意益〻明かならん、曰く、人臣之節、雖レ有二兵革之事、戰鬪之患一、亦不三敢辭二、況但奉レ幣以衞二使者一者乎、

今奉レ幣役至二南夷一、卽自賊殺、或亡逃抵レ誅、身死無レ名、諡爲二至愚一、恥及二父母一、爲二天下笑一、人之度量相越、豈不二遠哉一、　第二大段の第三小段なり、巴蜀人の、邊郡の士に對して羞づべきを言ふ、

訓義　〔抵〕至る、

講述　然るに巴蜀の人は、幣物を護送するため夫役を勤めて南夷に赴くのであつて、戰爭に往くのではない、それに或は自殺したり、或は逃亡して誅せられ、死んで名も聞えなければ、此上もなき愚を言ひ表はすやうな諡を附けられ、父母までも恥を及ぼし、天下の物笑ひとなる、人間の貫目の違ふことは、何と隔りも遠いではないか、

文法　當行者を罪す、「恐懼子弟」に應ず、

然此非二獨行者之罪一也、父兄之教不レ先、子弟之率不レ謹、寡レ廉鮮レ恥、而俗不二長厚一也、其被二刑戮一不

而與巴蜀異主哉、計深慮遠、急國家之難、而樂盡人臣之道也、

第二大段の第一小段なり、邊郡の士が人臣の節を盡すを言ふ、

訓義　〔邊郡〕專ら匈奴、西域、閩、越等の蠻地と、疆を接したる地方を謂ふ、〔烽〕のろし、〔燧〕積み重ねたる薪、〔燔〕やく、此にては「やかるゝ」なり、「もえる」なり、〔攝〕弓を張り矢を注して、之を持するなり、〔編列〕戶籍帳に書きのせてある者、

講述　夫れ邊郡の士は、烽火が揚つたり、薪の燃える音を聞くと、そら敵が來たと、何れも弓に矢を注へて馬を駈けさせ、或は戈を荷つて飛び出し、ひつきりなく汗を流しながら、我れ先きにと進み行き、偏へに人より後になりはせぬかと氣遣ひ、白刄に觸れ、飛びくる矢を物ともせず、義を守つて後をも向くことなく、其前後を考へるや、踵を旋らすほどの暇もなく、人ごとに敵に對して忿怒の心を持ち、私しの怨を晴らすと同然である、彼等は豈に死ぬことを樂み生くることを嫌はうや、編戶の民でなからうや、巴蜀人と異なる主君を持つて居らうや、只彼等の計ることと深く慮ることと遠く、國家の難儀に赴くに急であつて、人臣たる道を盡することを樂しく思つたからである、

文法　邊郡の士が兵役を厭はざるのみならず、能く奮戰したることを以て、巴蜀人士の不忠に反照せしめたるものなり、〇「惟恐居後」に至るまでは、出兵の時に就いて言ひ、「如報私讎」に至るまでは、交戰に就いて言ふ、〇「與巴蜀異主哉」は巴蜀人士を警醒する語、

故有剖符之封、折圭而爵、位爲通侯、居列東第、終則遺顯號於後世、傳土地於子孫、行事甚忠敬、居位甚安佚、名聲施於無窮、功烈著而不滅、是以賢人君子、肝腦塗中原、膏液潤野草而不辭也、

第二大段の第二小段なり、邊郡有功の士の幸福を獲ることを言ふ、

發巴蜀之士各五百人、以奉幣、衛使者不然、靡有兵革之事、戰鬪之患、（第一大段の第四小段なり、士卒徵發の本意を言ふ、）

訓義　〔不然〕萬一の事を謂ふ、

講述　中郎將の派遣につき、巴と蜀とより各、五百人を徵發し、先方に賜はるべき幣物を護送し、使者の道中萬一の變を衛らしめた、斯う云ふ事情であるから、無論戰爭するやうな危險の心配はないわけである、

文法　善を賞するは不順を誅すると同じからず、平和的なることを示したるなり、

今聞其乃發軍興制、驚懼子弟、憂患長老、郡又擅爲轉粟運輸、皆非陛下之意也、當行者、或亡逃自賊殺、亦非人臣之節也、（第一大段の第五小段なり、問題の罪の歸する所を言ふ、）

訓義　〔興制〕軍律を立て渠帥を誅するを謂ふ、〔當行者〕夫役に當つて遠征すべき者、

講述　今聞く所によれば、案外にも軍隊を徵發し軍律を立て、之が爲に巴蜀の若者共は驚き恐れ、故老は心配する由、その上、郡も亦勝手に米穀を各方面に運送して、兵糧に供すと云ふことであるが、右は決して陛下の思召しではない、又遠征の夫役を課せられたる者が、或は逃亡したり、或は自殺する者があるが、是も人臣たる者の義ではない、

文法　「發軍興制」は過を唐蒙に歸したるもの、「郡又」云云は過を有司に歸したるもの、「當行者」云云は過を百姓に歸したるもの、此の如くにして武帝の責任を脫却せしは、是れ作者の本旨なり、

夫邊郡之士、聞烽擧燧燔、皆攝弓而馳、荷戈而走、流汗相屬、惟恐居後、觸白刃、冒流矢、義不反顧、計不旋踵、人懷怒心、如報私讎、彼豈樂死惡生、非編列之民、

我が國界を侵掠に及び、士大夫に厄介をかけた次第である、然るに今上が位に卽き給ひて天下を愛護し、中國の人民を安んじ給ひ、其れから始めて兵士を徴集し、軍隊を派遣し、北に向つて匈奴を伐つた處、其王の單于は怖れ駭き、兩臂を組んで拜禮を行ひ、漢の命令を受け、膝を折つて和を請ひ、又康居、西域は譯を重ねて貢物を納め、最敬禮をなして國產を獻上した、今度は軍の方向を轉じて東方に路を取れば、閩や越の蠻人が互ひに攻合ひ、右へ廻つて番禺に至ると云ふと、其太子が入朝して誠意を表した、

文法　「蠻夷自擅」云云は是れより前き害を受くること是の如くなれば、討たざるを得ずとの意を示したるもの、「存撫天下」の二句は、內を安んじて後外を討ち、順序を得たるものなることを示したるもの、甚だ體を得たる書き方なり、○此等の征討を受けたる蠻夷を擧げたるは、是れ後に賞すべき者を言はんとする爲にして、客を借り主を形するの法なり、

南夷之君、西僰之長、常效貢職、不敢惰怠、延頸擧踵、喁喁然皆鄕風慕義、欲爲臣妾、道里遼遠、山川阻深、不能自致、夫不順者已誅、而爲善者未賞、故遣中郎將、往賓之、（第一大段の第三小段なり、順ふ者を賞するを言ふ）

訓義　〔喁喁〕衆口の上に向ふなり、〔鄕〕向ふ、

講述　南夷の君主や西僰の首長は、前の諸蠻とは違ひ、常に貢物を納むる義務を實行して敢て怠ることなく、頸を延べ踵を擧げて喁喁然と朝廷を仰ぎ、漢の風俗に歸向し、漢の道義を敬慕し、漢の臣下となりたいと思つて居るが、何分道程が遠隔であり、山や川の障害があるので、自分の方から漢に來ることが出來ない、夫れ順はない所の匈奴、西域などが已に誅罰を被つたに拘はらず、善をなす所の二君の如きは、まだ賞せられないで居る、故に中郎將の唐蒙を遣はして、之に客分の扱ひをなさしむることとなつたのである、

文法　是れ巴蜀に唐蒙の使節たる來歷を知らしむるが爲なり、

軍興の法を用ひて、其渠帥を誅す、巴蜀の民大に驚恐す、武帝之を聞き、相如に命じて唐蒙を責めしめ、因つて巴蜀に諭告するに、上の意に非ざるを以てす、

大旨　卒を發するの事は有司の過にして、天子の意に非ず、然れども使節に隨行するを厭ひて自殺し、又は逃亡する者も亦罪を免れず、而して父老の如きも、彼等を敎誨せざるの責あることを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「亦非人臣之節也」に至る、大意を掲ぐ、第二大段は「夫邊郡之士」より「其被刑戮不亦宜乎」に至る、人民の罪あることを說明す、第三大段は「陛下患使者有司之若彼」より篇尾に至る諭告する所以を言ふ、

檄曰、告巴蜀大守、（第一大段の第一小段なり、前置なり、）

講述　檄して曰ふ、巴蜀の太守に通知す、

文法　「檄曰」は後人の加へたるものなり、

蠻夷自擅、不討之日久矣、時侵犯邊境、勞士大夫、陛下卽位、存撫天下、集安中國、然後興師出兵、北伐匈奴、單于怖駭、交臂受事、屈膝請和、康居西域、重譯納貢、稽首來享、移師東指、閩越相誅、右弔番禺、太子入朝、（第一大段の第二小段なり、順はざるものを討つことを言ふ、）

訓義　「存撫」いたはり、いつくしむ、「集安」集は、人民が土著するやうにして、多く戸口を集め、之を安穩にするなり、「事」命令されたる事件、「重譯」言語の異なりたる國を幾つも經過するゆゑ、何度も飜譯することを謂ふ、「稽首」首が地に至るなり、最敬禮、「享」獻なり、「弔」至ると訓ず、

講述　蠻夷は中國の命令に從はないで、自儘に振舞つて居つたが、中國より征伐をせずに置いたことは長い間であつた、蠻夷は之を宜いこととして、時時

應之助矣、故曰、安民可與行義、而危民易與爲非、此之謂也、第四大段の第一小段なり、先王の道の安民に在るを言ふ、

講述　故に先王は、始めと終りとの變化を見て、存亡の轉機を知られたのである、之がため牧民の道は、成るべく人民を安んずるに在る、人民を安んじさへすれば、天下の中に叛逆の臣下があつたとて、人民は安心して居るから、響きのやうに應じて之を助くるが如きことはない、故に古語に、安心して居る人民は與に義を行ふことが出來るが、危んで居る人民は、與に惡事をなし易しとあるは、此の事を申したものである、

文法　「務在安之而已」は是れ「其民危也」を承けたるものにして、一篇の歸宿する所なり、

貴爲天子、富有天下、身不免於戮殺者、正傾非也、是二世之過也、第四大段の第二小段なり、二世の過を斷ず、

講述　其身分の貴きことを云へば天子である、又富はと云へば天下を所有して居る、それでありながら人手に罹つて死すことを免れなかつたのは、何故であるか、傾覆しかゝつた國家を改革する方法が間違つて居つたからである、是れが二世の過失である、

餘說

前篇に比すれば、文格遠く及ばずと雖も、詞氣雄健、自ら賈生の文たり、殊に起首、秦に帝たりしことを以て時世の要求に歸せしが如きは、尤も公正の見と謂はざるを得ず、

諭巴蜀檄　司馬相如

講題　檄は皦なり、皦然として我が情を知らしむとの意なり、周の末、穆王、祭公謀父をして威猛の辭を作らしめ、以て狄人を責む、此れ檄の始め也、漢の武帝の時、中郎將唐蒙をして夜郎西僰中に通ぜしめ、爲に巴蜀の吏卒千人を徵發す、郡も又多く水陸運送の軍夫を役すること萬餘人

卿以下、至于衆庶、人懷自危之心、親處窮苦之實、咸不安其位、故易動也、『第四大段の第一小段なり、二世の暴虐を言ふ、

訓義　〔壞宗廟〕指す所、未だ審かならず、〔與民更始〕更始の字、强ひて解すべからざるに非ざれども、竟に疑ふべし、〔吏〕恐らくは史、

講述　二世は此の術を行はないのみか、其上無道であつて、宗廟を破壞して、人民と新規の經營をなし阿房宮の建築を始め、刑罰誅戮は繁多嚴肅で、獄吏の處置は深刻を極め、賞罰は其當を得ず、課稅は制限なく、天下に色色なる事件湧き出で、役人も書き留むること出來ず、百姓は困窮すれども、人主は憐んで之を救ふことがなかつた、其結果、姦惡詐僞の者が竝び起つて、上も下も互ひに責任を逃れ、犯罪者が多數であつて、刑戮せられる者は道路で鼻を附き合はすと云ふ次第ゆゑ、天下は之が爲に苦んで居つた、そこで上は君主、公卿から下は一般人民に及ぶまで、人人誰れしも心に自ら危む所あり、又實地甚だ難儀の境遇に處り、何れも其地位に安んじて居らなかつたので、それゆゑぢきに動亂したのである、

是以陳涉不用湯武之賢、不藉公侯之尊、奮臂於大澤、而天下響應者、其民危也、『第三大段の第二小段なり、人民の叛亂に與せし理由を言ふ、

講述　此の如き次第で、陳涉が湯王、武王のやうな賢德をも要せず、公侯のやうな尊い地盤もなく、大澤の中から臂を奮つて起り立つたのに、天下が響きのやうに應じたのは、其人民が危險情態に在つて不安であつたからである、

文法　「其民危也」は「故易動也」と相應ず、前小段は上より亡ぶべきを論じ、此の小段は下より叛すべきを論ず、危の字、篇首「安危」の危を顧みる、

故先王見始終之變、知存亡之機、是以牧民之道、務在安之而已、天下雖有逆行之臣、必無響

名に取り立て、曾て亡びたる國を再興し、其君を置いて天下に禮を行ひ、獄舍を空虛にして刑戮を免し遣はし、收帑汚穢の罪を除き去つて、銘銘鄕里に返らせ倉庫を開き貨財を散じて、孤兒獨身者其他困窮の士を救濟し、租稅を輕減し勞役を省略して、百姓の切迫を佐け、法律を簡にし刑條を省いて、從來の弊害の跡始末をつけ、天下の人が自ら新鮮の人間となることの出來るやうにさせ、主義を改め行ひを修めて、各、身を愼むこととなり、萬民の希望を充して、其上に威力と德化とを以て天下に對したならば、天下の人は歸向したであらう、

卽四海之內、皆讙然各自安樂其處、唯恐有變、雖有狡猾之民、無離上之心、則不軌之臣、無以飾其智、而暴亂之奸止矣、」第三大段の第二小段なり、人心歸向の效を言ふ、

訓義 〔讙然〕欣喜の形容、〔不軌〕不法と云ふが如し、

講述 此の通りであれば、四海の內は何れも喜んで、其土地に安んじ其業を樂み、現狀に滿足する所から、唯天下に事變のあらんことを恐れる、何如に狡猾の民でも上に離れ背く心がないときは、不法なる臣下も、其智を飾つて民心を利用することも出來ずして、叛亂などの惡事は止まるに相違ない、

文法 此の段、文勢尤も健なり、假設の論、始皇に在つては短く、二世に在つては長し、前後變化あり、

二世不行此術、而重之以無道、壞宗廟與民、更始作阿房宮、繁刑嚴誅、吏治刻深、賞罰不當、賦斂無度、天下多事、吏不能紀、百姓窮困、而主弗收恤、然後奸僞並起、而上下相遁、蒙罪者衆、刑戮相望於道、而天下苦之、自君

世の時は安定の術を行ひ易かりしことを言ふ、

訓義　〔短褐〕短くして狹い肌衣、賤者の服、〔謷謷〕愁ふる聲なり、〔勞民〕疲勞せる人民、

講述　今秦の二世の立つた時と云ふ者は、天下の人民が首を長くして、どういふ政治をしてくれるかと、目を著けない者はなかつた、一體寒えた者は短い肌衣のやうな粗末な衣服でも便利と思ひ、饑ゑた者は糟や糠のやうな、ひどい食物でも旨いと思ふもので、天下の人民が謷謷と愁訴するのは、新たに君主となつた者の資であると云ふ語があるが、是れは前の饑寒の譬へと同じく、疲勞して居る人民は輕少の恩惠でも有難いと思ふものゆゑ、仁を行ひ易いことを申したものである、

文法　上の「莫不虛心而仰上也」に應ず、

鄉使二世有庸主之行、而任忠賢、臣主一心而憂海內之患、縞素而正先帝之過、裂地分民、以封功臣之後、建國立君、以禮天下、虛囹圄、而免刑戮、除去收帑汚穢之罪、使各反其鄉里、發倉廩、散財幣、以賑孤獨窮困之士、輕賦少事、以佐百姓之急、約法省刑、以持其後、使天下之人皆得自新、更節修行、各愼其身、塞萬民之望、而以威德與天下、天下集矣、　第三大段の第一小段なり、人心歸向の道を言ふ、

訓義　〔縞素〕喪服、〔先帝〕始皇を謂ふ、〔囹圄〕獄舍〔收帑〕怠惰にして貧しき者は、其妻子を收めて官の奴婢となすこと、〔塞〕充すこと、〔集〕一に「なる」、又「やすらぐ」と訓ず、

講述　前に二世が若し普通の人君竝みの行ひあつて、忠臣や賢臣に委任し、君も臣も心を一にして海內の患を憂へ、喪服を著て先帝の過失を改め、土地を割き人民を分つて、以前功勞のあつた臣下の子孫を大

也、孤獨而有之、故其亡可立而待、（第二大段の第二小段なり、暴虐の天下を失ふ所以を言ふ、）

訓義　〔高〕上等とするなり、〔順權〕道理に順ふ所の權力、

講述　夫れ天下を併呑するには詐力を上策とし、天下を安寧にして秩序を立つるには順當の權力を貴ぶと云ふ語があるが、此れは取ると守るとは、其術が同一でないことを言つたものである、秦は已に戰國割據の時代を離れて天下の王となつた以上は、守る所の術、即ち安定の方針を取るべきである、然るに其主義を前と易へなければ、其政治も前のを改めなかつた、是れは天下を取る方の仕方であつて、守る仕方とは違つて居て、彼れは人民を味方にせず、孤立して天下を持つて居つた次第であるから、其滅亡は立ちどころに待つべきである、

文法　「安定」は篇首の「定功安危」を承く、

借使秦王計上世之事、竝殷周之迹、以制御其政、後雖有淫驕之主、而未有傾危之患也、故三王之建天下、名號顯美、功業長久、（第二大段の第三小段なり、始皇の採るべき方針を陳ぶ、）

訓義　〔借〕もしと訓ず、

講述　若し秦王始皇が古代の事を考へ、殷周聖王の跡に從つて其政治を施設實行したならば、縱令ひ子孫に淫亂驕奢の君が出たとて、國家が傾いたり危險に陷るやうな患がなかつたのである、故に夏殷周の三王が天下國家を建てられた仕方と云ふものは、名譽が著明であり立派であり、功業が永久不滅であつた、

文法　「上世」は篇首の「近古」に反應す、○「淫驕之主」は二世の影子にして、文に於ては伏線たり、

今秦二世立、天下莫不引領而觀其政、夫寒者利短褐、而饑者甘糟糠、天下嗸嗸、新王之資也、此言勞民之易爲仁也、（第二大段の第四小段なり、二

ばなり、〔守威〕案ずるに、威は成の誤ならんか、

講述　周室の權威が落ちて勢力が微弱となり、列國の盟主であつた五霸も歿した後と云ふものは、命令も天下に行はれぬやうになり、諸侯は武力を以て政治となし、強き國は弱き國を侵し、兵の多き國は少き國を害し、戰爭の止むときなく、士民は之が爲に疲弊してしまつた、然るに今秦が南面の位に卽いて天子となつた以上、上に天子が出來たわけである、天子が出來てから數限りもない天下の人民は、其性命の安固を得たいと云ふ希望を抱いて、何等の疑ひ恐るる所もなく、其上を仰いで保護を期待しない者はなかつたのである、此の時に當つて、已に持つて居る威光を守り、已に立てたる功業を定め、危き者を安んずるの本は斯かる事情に存するのである、

文法　「是上有天子也」の句尤も重し、○先づ近古に王者なく、秦が威を守り功を定むべき處を敍し、然る後秦を責む、皆是れ無中に有を生じ、死中に活を求むるの議論なり、

秦王懷貪鄙之心、行自奮之智、不信功臣、不親士民、廢王道、立私權、禁文書而酷刑法、先詐力而後仁義、以暴虐爲天下始、（第二大段の第一小段なり、始皇の暴虐を言ふ、）

訓義　〔秦王〕始皇を指す、〔私權〕自分一個の權力、

講述　始皇は貪慾鄙陋の心を抱き、自分勝手の智慧を振廻し、功勞のあつた臣下を疑つて信用せず、士民を輕蔑して親まず、王者の道を棄てゝしまひ、己れ一個の權力を鞏固にし、學問讀書を禁制して刑法を峻酷にし、詐力を先にして仁義を後にし、天下中、暴虐の首魁となつた、

文法　「廢王道」の三字、輕輕看過すべからず、

夫幷兼者高詐力、安定者貴順權、此言取與守不同術也、秦離戰國而王天下、其道不易、其政不改、是其所以取之守之者異

は篇首より「守威定功安危之本在於此矣」に至る人民を安定にすべき機會なることを言ふ、第二大段は「秦王懷貪鄙之心」より「此言勞民之易爲仁也」に至る、前段の理由を說明す、第三大段は「鄉使二世有庸主之行」より「而暴亂之姦止矣」に至る、二世の爲に取るべき方法を陳ぶ、第四大段は「二世不行此術」より「其民危也」に至る、二世の失計を言ふ、第五大段は「故先王見始終之變」より篇尾に至る、先王の道を擧げて標準を示す、

秦并海內、兼諸侯、南面稱帝、以養四海、天下之士、靡然鄉風、若是者何也、曰近古之無王者久矣、『第一大段の第一小段なり、秦の一旦天下に君臨することを得たる理由を揭ぐ、』

訓義　〔靡然〕なびく形容、〔鄉〕向なり、

譯述　秦が海內を併合し、諸侯を統一し、南面の位に卽いて皇帝と稱へ、四海の人民を養ふこととなり、天下の士が、草の風に靡くやうに皆秦に歸向したが、斯う云ふ風になつたのは何故であるか、答へて曰ふ、近古に於て王者が無かつたのが久しい間であつたからである、

文法　時世が王者を要求したることを以て理由とす、「王者」の二字は議論の根柢なり、

周室卑微、五霸既歿、令不行於天下、是以諸侯力政、彊侵弱、衆暴寡、兵革不休、士民罷敝、今秦南面而王天下、是上有天子也、既元元之民、冀得安其性命、莫不虛心而仰上也、當此之時、守威定功、安危之本在於此矣、『第一大段の第二小段なり、王者の政治を行ふべきを言ふ、』

訓義　〔力政〕武力を以て政治となすなり、〔兵革〕武器と甲冑、戰亂を謂ふ、〔元元〕多數の人民といふこと、古へは人を謂つて善となし、善に因つて元となす、故に黎元と云ふ、其元元と云ふは、一人に非され

講述　然しながら秦は、區區たる土地を以て萬乘の權を取り收め、八州を打破つて、同列である諸侯を參內させたことが百餘年の間であつた、それから始皇の代となり、天地四方を一家となし、殽函を宮殿とし、無比の尊榮强大を致したのに、僅か一人の男が亂を起すと云ふと、七廟も亡びて祀が絕えてしまひ、二世は人の手に殺されて、天下の物笑ひとなつたのは何故であるか、仁義を施さないで、攻めると守るとの勢ひが違ふからである、

文法　是れ秦が一隅の地より起つて、天下を取り帝業を成したる以上、之を守ること難からざるに似たり、攻め易からざる者、却つて能く之を攻め、極めて守り易き者、却つて守る能はざりしは、當に必ず其故あるべし、天下は當に逆に取り順に守るべし、秦、力を以て攻め、亦力を以て守り、仁義を施さずして、攻守の勢同じからざるを知らざりしは、亡びたる所以なることを言ひたるものなり、○「然秦以區區之地」より「百有餘年矣」に至るまでは前半篇を收め、「然後以六合爲家」より「爲天下笑者」に至るまでは下半篇を收め、結末に至り一篇の主意を出す、過秦論は秦の過を論ずるなり、秦の過は只是れ末の「仁義不施」の一句に盡く、從前少しも說き出さず、千廻萬轉の後、方に徐徐として說き出す、古來の古文、此の法なし、

餘說　凡そ文章、變體を以て千古に傳はるものあり、卽ち司馬遷の伯夷傳、賈誼の過秦論の如き是れなり、伯夷傳は議論を以て敍事と爲したるも、過秦論は敍事を以て議論となしたるもの、但に宇宙一あるべくして、二あるべからざるの文なり、

過秦論 下

賈誼

講題　此の篇は、專ら二世に就いて論を立てたるものなり、

大旨　二世が民を安んずべき時機に際せしに拘はらず、虐政を施したる爲め、人皆不安の心を抱き、滅亡を招きたることを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段

異變、功業相反也、試使山東之國與陳涉度長絜大、比權量力、不可同年而語矣、』第四大段の第二小段なり、陳涉と六國とを比較して形勢の變を示す、

訓義　〔鉏耰棘矜〕鉏は鋤なり、耰は塊を椎つの椎なり、棘は戟なり、矜は矛の柄なり、〔鉤戟〕鎌槍の如きもの、〔鎩〕鎩に鐔あるもの、〔鄕時〕鄕は嚮に同じ、〔絜〕はかると訓ず、

講述　且つ夫れ天下の列國を合せて見れば、決して小でもなければ弱でもなく、又雍州の地と云ひ、崤函の堅固は以前の通りである、陳涉の位は、齊や楚や燕や趙や韓や魏や宋や衞や中山の君より尊いのではない、彼れの武器とした鋤鎌などは、六國の用ひた鎌槍や長い戟より鋭いのではない、守備に之く下等卒は、九箇國の軍に抗せられるものではない、深遠の計略を運らしたり、戰爭をしたり、軍隊を使ふ道も、昔しの同盟軍の名士に及んだのではない、其れにも拘はらず、六國は失敗し陳涉は成功したと云ふ違ひがあり、功業が反對である、試みに山東の國と陳涉との土地、兵勢の長短、大小を量り、權の輕重と力の强弱とを比較したならば、迚も話にはならぬ位である、

文法　此の段、長短相間し、文勢起伏し、七個の也の字、相次いで下る、○上意を疊み、又一揚をなす、

然秦以區區之地、致萬乘之權、招八州而朝同列、百有餘年矣、然後以六合爲家、殽函爲宮、一夫作難而七廟墮、身死人手、爲天下笑者何也、仁義不施、而攻守之勢異也、』第四大段の第三小段なり、秦の過てる所以を斷定す、

訓義　〔區區〕小なる貌、〔招八州〕招は擧なり、八州は冀兗靑徐楊荆豫梁、八州の諸侯を謂ふ、〔同列〕六國の諸侯、嘗て秦と共に列國たりしを以て言ふ、〔百有餘年〕上、孝公より、下、子嬰に至るまでの大數を擧げて之を言ふ、其實、凡べて百五十七年、〔七廟〕孝公より始皇に至るまで凡べて七世、〔一夫〕陳涉を言ふ、

聞いて、往いて術を問ふ、公曰く、子速かに富まんと欲せば、當に五牸(牝牛)を畜ふべしと、乃ち河東に適き、大に牛羊を猗氏の南に畜ふ、滋息計るべからず、十年の間、貲、王公に擬す、故に陶朱猗頓と號す、〔躡〕ふむと訓ず、馳驅するを謂ふ、〔行伍〕五人を伍となす、行伍は兵列なり、〔倔起〕俄かに起る、〔疲散〕疲は疲弊、散は士卒皆行役に疲れて逃亡するなり、〔贏〕擔なり、〔景〕影に同じ、〔阡陌〕田界なり、史記には什佰に作る、十人百人と云ふこと、

講述　始皇の餘威が尚遠近に震つて居たのに、一方では陳渉と云ふ者は、甕で作つた窓、縄でからげて樞として居る貧家の子であり、微賤の人であり、邊鄙へ逐ひ遣らるゝ兵卒の仲間であり、其才能は中等までもゆかず、孔子や墨子のやうな徳があつたのでもなければ、陶朱、猗頓のやうな富があつたわけでもなく、兵列の間から馳せだし、田舍の中から身を起し、疲れきつて居る兵卒、脱走しつゝある兵卒を引率し、僅か五六百の人數の大將となり、方向を轉じて秦を攻め、木を斬つて武器となし、竿を掲げて旗となして謀反すると云ふと、天下中、雲が天に集まるが如く、響きが聲に應ずるが如くに、兵糧を荷つて從ふこととは影の形に隨ふやうであり、山東の豪傑が遂に一齊に起り立つて、秦の一族を亡ぼしてしまつた、

文法　「然而」の二字は大轉換なり、〇陳渉の微賤なるを言ひ、庸愚なるを言ひ、人を服するの徳も、人を聚むるの財もなきを言ひ、事を起すべき足掛りなきを言ひ、敵に應ずべき精鋭衆多の兵なきを言ひ、敵を攻むべき利器軍容なきを言ふ、前には諸侯の彼れの如く難かりしことを寫し、此には陳渉の此の如き易きを寫し、互ひに反照せしむ、

且夫天下非小弱也、雍州之地、殽函之固自若也、陳渉之位、非尊於齊楚燕趙韓魏宋衞中山之君也、鉏櫌棘矜、非銛於鉤戟長鎩也、適戍之衆、非抗於九國之師也、深謀遠慮、行軍用兵之道、非及郷時之士也、然而成敗

して手出しの出來ぬ有樣であつた、此の通り天下が已に定まると云ふと、始皇の心中に於て考へたのに、關中の險固は千里の金城とも謂ふべきものなれば、子孫が萬世までも帝王たるの業を保つに足ると、

文法　曰く「愚黔首」曰く「弱天下之民」曰く「以爲固」是れ秦の過の在る所を知るに足る、畢竟看來れば、秦の過は自愚自弱に外ならず、

始皇既沒、餘威震於殊俗、（第四大段の第一小段なり、帶過、）

訓義　〔殊俗〕殊方異族、遠方を謂ふ、

講述　始皇が沒した後も、生前の威力が殘つて居つて、遠方までも響き渡つてゐたのである、

然而陳涉甕牖繩樞之子、氓隷之人、而遷徙之徒也、才能不及中人、非有仲尼墨翟之賢、陶朱猗頓之富、躡足行伍之閒、而倔起阡陌之中、率罷散之卒、將數百之衆、轉而攻秦、斬木爲兵、揭竿爲旗、天下雲集響應、贏糧而景從、山東豪傑遂竝起而亡秦族矣、（第四大段の第一小段なり、陳涉等、秦を亡ぼすの易かりしことを言ふ、）

訓義　〔陳涉〕陽城の陳勝、字は涉、少き時嘗て人と共に傭耕す、耕を輟めて壟上に之き、悵然たること甚だ久し、日苟くも富貴ならば、相忘るゝ無からんと、傭者笑つて應じて曰く、若傭耕をなす、何ぞ富貴ならんや、勝大息して曰く、嗟燕雀安んぞ鴻鵠の志を知らんやと、〔甕牖繩樞〕甕を以て窓となし、繩を縛つて樞となすなり、〔氓隷〕賤民なり、〔遷徙之徒〕陳涉、漁陽の守備卒たり、〔仲尼〕孔子の字、〔陶朱猗頓〕陶朱は越の范蠡の變名なり、蠡は越に相として吳を滅ぼし、舟に江湖に乘じ、陶に止まり、自ら姓名を變じて陶朱公と曰ふ、以爲へらく、陶は天下の中、皆諸侯四通、貨物の交易せらるゝ所なりと、乃ち產を治め、積むこと十九年の間、三たび千金を致す、猗頓は魯の窮士なり、耕せば則ち飢ゑ、桑すれば則ち寒ゆ、朱公の富を

下之兵、聚之咸陽、銷鋒鍉鑄以爲金人十二、以弱天下之民、然後踐華爲城、因河爲池、據億丈之城、臨不測之谿、以爲固、良將勁弩、守要害之處、信臣精卒、陳利兵而誰何、天下已定、始皇之心自以爲、關中之固金城千里、子孫帝王萬世之業也、』第三大段の第二小段なり、始皇の過を説く、

訓義　〔百家之言〕諸子の類、〔黔首〕黔は黑なり、秦は民を稱して黔首となす、其頭黑きを以てなり、〔墮〕毀つなり、〔天下之兵〕兵は武器なり、〔鋒鍉〕兵刃なり、〔踐華〕華山を斷ちきつて城郭を作る、〔據億丈之城臨不測之谿〕上の兩句を疊みたるなり、〔信臣〕信用する所の臣下、〔誰何〕通行人を咎め問ふなり、〔關中〕秦は、東に函谷關あり、南に嶢關あり、西に散關あり、北に蕭關あり、四關の中に居る、故に關中と曰ふ、〔金城〕堅固の城を謂ふ、〔子孫帝王萬世之業〕史記始皇紀に云ふ、二十六年制して曰く、朕聞く、太古號あつて謚なし、中古號あり、死すれば行を以て謚となす、此の如くならば、則ち子、父を議し、臣、君を議するなり、甚だ謂なし、朕取らず焉、今より以來謚法を除き、朕を始皇帝となし、後世計數を以て、二世三世より萬世に至り、之を無窮に傳へんと、

講述　是に於て先王即ち古來歷代の聖王の道を廢し、有らゆる著述家の著書を焚いて、人民の智識を絕し、自分の害とならんことを恐れて名城を破壞し、自分に仇をなさんことを恐れて豪傑の士を殺し、叛亂の起らんことを恐れて天下中の兵器を取り上げ、之を咸陽に集めたる上、刀劍などを鑄潰して十二個の金像を作り、斯くて天下の人民を弱めた、然る後、華山を横斷して城となし、黃河に因つて濠を作り、億丈もある高き城に據り、深さの知れぬほどの谷川に臨んで固を拵へ、良將を遣はし、勁き石弓を備へて、要害の處を守らせ、信用すべき臣下や精銳の士卒は、刀物を竝べたてゝ通行人を問糾し、何人と雖も秦に對

至尊而制六合、執敲扑以鞭笞天下、威振四海、南取百越之地、以爲桂林象郡、百越之君、俛首繫頸、委命下吏、乃使蒙恬北築長城而守藩籬、卻匈奴七百餘里、胡人不敢南下而牧馬、士不敢彎弓而報怨、第三大段の第一小段なり、始皇の強盛を極めたるを言ふ、

訓義　〔六世〕孝公、惠文王、武王、昭王、孝文王、莊襄王、〔振長策〕振は擧ぐるなり、長策は長き「むち」、〔御宇內〕御は治なり、天地四方を宇と曰ふ、〔二周〕周の考王、弟桓公を河南に封ず、是れを東周君となし、洛都を以て西周となす、始皇、二周を亡ぼして三川郡を置く、〔至尊〕天子の位、〔六合〕天地四方、〔敲扑〕杖なり、短きを敲と曰ひ、長きを扑と曰ふ、〔鞭笞〕動詞用、〔俛首〕俛は俯に同じ、〔繫頸〕頸に繩を係くる、〔藩籬〕かきね、〔彎〕ひくと訓ず、

講述　始皇に至つてから、父祖六代の功業を奮ひ興し、宇內を統ぶることは、丁度長い鞭を擧げて馬を御すると同じく、東西二周を併吞して諸國を擊ち亡ぼし、至尊の位を履んで天地四方を制服し、敲であるの、扑であるのと云ふ刑具を以て天下の人民を鞭うち、其威勢は四海に振ひ、南に於ては百越の地を取つて之を桂林象郡となし、百越の君は首を低れ頸に繩をかけて降參に及び、其生命を秦の獄吏の手に任すと云ふ次第であつた、そこで今度は將軍の蒙恬に命じて、北方に長城を築いて、秦の匈奴に對する垣根を造らせ、此れをば守らしめ、遂に匈奴を逐ひ却けること七百餘里に及び、胡人卽ち匈奴は、敢て南の方へ下つて來て馬を飼ふものなく、又中國に於ては、秦に亡ぼされた所の六國の士等は、敢て復讎の爲に秦に向つて弓を引くものがなかつた、

文法　以上、秦が善く攻めたるを以て強かりしことを歷言し、以下は始皇の善く守らざることを言ふ、

於是廢先王之道、焚百家之言、以愚黔首、墮名城、殺豪俊、收天

於是從散約解、爭割地而賂秦、
秦有餘力而制其弊、追亡逐北、
伏尸百萬、流血漂鹵、因利乘便、
宰割天下、分裂河山、彊國請伏、
弱國入朝、』第二大段の第六小段なり、極めて秦の强きを言ふ、

訓義 〔鹵〕楯なり、〔因利乘便〕勢に乘ずること、〔宰割〕屠者が肉を割くが如きを言ふ、

講述 是に於て同盟は分離してしまひ、條約は崩れてしまひ、列國は我れ先にと領土を割讓して秦に賂つたが、秦は敵が函谷關を攻めて來たとき、十分に力が餘つて居つたので、列國の弱點を押へて之に附入り、敗北して逃ぐる者をば追打に及び、仆れ臥した尸は百萬にも達し、血は流れて楯をも推流すばかりであつた、秦は其勢ひに乘じて天下の土地を切取り、列國の山河を四分五裂にしてしまつた、そこで諸侯の中で强國は服從を願ひ出で、弱國は入朝するに至つた、

文法 以上、諸侯が秦を懼れし爲に之を弱めんことを謀り、秦を弱めんが爲に秦を攻め、秦を攻めたる後、忽ち變じて秦に事へ、終に秦に服し、秦に朝するを言ふ、步步秦の强きことを寫して次第あり、○初めに連衡を黜じ、次に合從を黜じ、次に從を約し衡を離すことを敍し、次に從散じ、約解けたることを寫す、敍述自然にして、覺えざらしむ、

延及孝文王莊襄王、享國日淺、
國家無事、』第二大段の第七小段なり、補敍、

講述 其れから引續いて孝文王、莊襄王の世に及んでは、國を享有して君主であつた日が淺かつたので、目覺ましい働きはなかつたが、國家は泰平無事であつた、

文法 此處は惠王、武王より始皇に移る繫として挿入したる部分にして、獨立すべきほどの要項にあらず、文法上、之を帶過と謂ふ、

及至始皇、奮六世之餘烈、振長
策而御宇內、吞二周、亡諸侯、履

叩レ關而攻レ秦、 第二大段の第四小段なり、六國に文武の賢才あつて其用をなすを言ふ、

訓義　〔甯越〕趙人、〔蘇秦〕東周洛陽の人、〔杜赫〕周人、〔齊明〕東周の人、後に秦楚及び韓に仕ふ、〔周最〕周の公子、亦秦に仕ふ、〔陳軫〕夏人、秦に仕ふ、〔樓緩〕魏の文侯の弟、〔蘇厲〕蘇秦の弟、〔樂毅〕燕の將、〔通其意〕氣脈を通ずるなり、〔吳起〕衞人、兵家にして名將、〔孫臏〕孫武の後、〔兒良王廖〕俱に呂氏春秋に見ゆ、天下の豪士、〔田忌〕齊の將、〔廉頗〕趙の良將、〔趙奢〕亦趙の將、〔叩關〕叩は當に仰に作るべし、秦の地高くして、諸侯の兵關中を攻めんと欲する者、皆仰ぎ向ふ、故に關を仰ぐと曰ふなり、

講述　是に於て六國の士には、甯越、徐尙、蘇秦、杜赫の輩があつて、計略を運らし、齊明、周最、陳軫、召滑、樓緩、翟景、蘇厲、樂毅の徒があつて、氣脈を通じ、吳起、孫臏、帶佗、兒良、王廖、田忌、廉頗、趙奢の類があつて、軍隊を掌り、嘗て秦に十倍の土地の力を擧り、百萬の大軍を以て、函谷關を攻め登つて、秦を擊つたのである、

文法　秦を弱むるに足る謀臣もあり、策士もあり、良將もありたることを示しゝなり、○「爲之謀」の句、「通其意」の句、「制其兵」の句を以て文勢を重疊し、極めて六國、人を得るの盛んなるを寫す、

秦人開レ關而延レ敵、九國之師、逡巡遁逃、而不二敢進一、秦無三亡矢遺鏃之費一、而天下諸侯已困矣、』 第二大段第五小段なり、六國の終に秦に敵する能はざりしことを言ふ、

訓義　〔九國之師〕九國とは、六國に、宋、衞、中山を加へて之を稱したるなり、〔逡巡〕あとずさり、〔亡矢遺鏃〕空しく矢を射棄てゝなくなすこと、

講述　秦の方では、函谷關を打開いて敵を待ち構へて居つた、九箇國の兵は、一つには氣を呑まれたると、一つには敵に何如なる計あらんかと疑ひて、あとずさりをして逃歸つてしまひ、敢て進み入るものがなかつた、そこで秦は矢種を損失することもないのに、天下の諸侯は已に困難の形勢に立至つた、

文法　此に至つて六國の賢將も、謀臣も、良將も、十倍の土地も、百萬の軍衆も、用を爲さゞるを示す、秦の强を反寫する所以なり、

講述　秦が著著として侵掠の歩を進むるのを見て、諸侯は恐れを抱き、會合の上、盟ひを結んで秦を弱めようと云ふ相談をなし、有らゆる珍奇の器物や、貴重の寶や、豐饒な善き土地を惜まず、褒美や領地として之を與へ、斯う云ふ風にして天下の人材を招き、反秦同盟を結んで親秦同盟を離し、互ひに交際を固くして相與に一團となつた、

文法　秦の强きことを寫さんとして、諸侯の大氣勢を寫す、反襯の筆なり、

當是時、齊有孟嘗、趙有平原、楚有春申、魏有信陵、此四君者、皆明智而忠信、寛厚而愛人、貴賢而重士、約從離衡、并韓魏燕趙齊楚宋衞中山之衆、第二大段の第三小段なり、六國に賢公子の輔佐あることを言ふ、

訓義　〔孟嘗〕田文の號、〔平原〕趙勝の號、〔春申〕黃歇の號、〔信陵〕無忌の號、〔約從離衡〕孟嘗等の四君、皆自國の爲に從（反秦同盟）を結んで、衡（親秦同盟）を離散せしむるを言ふ、約はむすぶ、

講述　此の時に當り、齊には孟嘗君があり、趙には平原君があり、楚には春申君があり、魏には信陵君があつた、此の四君は何れも聰明で智慧が多く、其上誠實信義の人で、度量寛く、人情厚く、人に慈をかけ、賢者を尊敬して人材を貴重し、合從を結んで連衡を離し、韓、魏、燕、趙、齊、楚、宋、衞、中山の兵を合せて連合軍を形ちづくつた、

文法　輔佐其人の上より見ても、兵數の上より見ても、秦を弱めるに足ることを示したるものなり、

於是六國之士、有甯越徐尙蘇秦杜赫之屬爲之謀、齊明周最陳軫召滑樓緩翟景蘇厲樂毅之徒通其意、吳起孫臏帶佗兒良王廖田忌廉頗趙奢之朋制其兵、嘗以什倍之地、百萬之衆、

訓義　〔商君〕公孫鞅なり、孝公之を商に封じ、商君と號す、〔守戰〕攻守と云ふが如し、〔連衡〕六國を同盟せしめて、秦に事へしむるなり、〔拱手〕力を費さゞるを言ふ、〔西河〕魏の地、商君、魏を伐つて之を破り、西河の地を割かしめて和す、

講述　此の頃、商君は孝公を佐けて、內は新に法律を立てゝ制度を改良し、耕作や機織に力を入れて國を富まし、戰爭の機關を整へて兵を强うし、外は六國を同盟せしめて秦に事へさすと同時に、彼等をして互に爭はしめた、此の政略に因つて、秦は手を拱きたるまゝ、何の苦もなく西河以南の地を取つてしまつた、

文法　秦の諸侯を併呑せしは孝公より始まる、故に先づ筆を此に起しゝなり、〇「席卷」以下の四句は一意なるを、殊更に重複の語を用ひたるは、是れ極力秦の貪暴を寫しゝに外ならず、

孝公既沒、惠王武王蒙故業、因遺策、南取漢中、西擧巴蜀、東割膏腴之地、北收要害之郡、（第二大段の第一小段なり、秦又强くして、三方の諸侯、皆其害を受くるを言ふ、）

訓義　〔擧〕文選注、呂延濟曰く、擧は破なりと、〔膏腴〕肥沃なり、〔要害〕地勢、味方に在つては要となり、敵に在つては害となる處、

講述　孝公が沒してからは、惠王、武王の二君が、祖先以來の業を根柢となし、孝公の遺し留めた政策に因つて、南に於ては漢中を取り、西に於ては巴蜀を破り、東に於ては地味の善き土地を取り、要害となる郡を手に入れた、

文法　先づ六國合從の動機を敍し、以下合從の事を言ふ、

諸侯恐懼、會盟而謀弱秦、不愛珍器重寶肥美之地、以致天下之士、合從締交相與爲一、（第二大段の第二小段なり、六國の秦を攻めんとする計畫を言ふ、）

訓義　〔締〕結ぶなり、

過秦論 中

賈誼

講題　過秦論とは、秦の過を論ぜしものなり、

大旨　秦の亡びたるは、仁義を施さずして、攻守の勢、異なる故なることを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「於是秦人拱手而西取西河之北」に至る、秦の强國となりし始めを言ふ、第二大段は「孝公既沒」より「國家無事」に至る、孝公以來、始皇に至るまで、秦の强國たりし形勢を言ふ、第三大段は「乃至始皇」より「子孫帝王萬世之業也」に至る、始皇の時に於ける秦の强勢は、古へに於て其比なきを言ふ、第四大段は「秦王既沒」より篇尾に至る、秦の亡ぶる所以を言ふ、

秦孝公據殽函之固、擁雍州之地、君臣固守、以窺周室、有席卷天下、包擧宇內、囊括四海之意、并吞八荒之心、（第一大段の第一小段なり、秦の大志を言ふ、）

訓義　〔孝公〕獻公の子、〔殽函〕殽は山名、東西殽あり、相距ること三十五里、路極めて險絕、函は函谷關、山の形、函の如く、路は谷口に在り、故に函谷關と曰ふ、〔雍州〕九州の一、孝公の都せし處、今の西安府、〔周室〕周の王室、〔席卷〕席を以て物を卷くが如く、盡く之を取ることを言ふ、〔囊括〕括へて囊中に入るゝこと、〔八荒〕八方なり、天下と曰ひ、四海と曰ひ、宇內と曰ひ、皆一意なり、

講述　秦の孝公は、崤山、（崤殽通用）函谷等の險固を盾にとり、雍州の地を抱へ込み、君臣心を合せて堅く之を守り、周の王室の隙を狙つて乘取らうと考へ、席で物を卷き込むやうに天下を攻め取り、宇內を一包みとし、四海を囊の中に括り、八方の隅隅までも幷吞しようと云ふ意志があつた、

當是時、商君佐之、內立法度、務耕織、修守戰之具、外連衡而鬪諸侯、於是秦人拱手而取西河之外、（第一大段の第二小段なり、孝公の事業を言ふ、）

す所の何如に準ずるのである、

志驕侈則心肆、志吝嗇則心鄙、志盤佚則心馳、志昏惰則心弛、亦視夫所志何如爾』第四大段の第二小段なり、志の鄙むべきものを擧ぐ、

訓義　〔肆〕放埒なり、〔盤佚〕快樂に溺るゝなり、

講述　志が増長であるときは、其結果として心は放埒となる、志が吝嗇であると、心は鄙しくなる、志が盤佚であると、心は有頂天となる、志が昏惰であると、心は締りがなくなる、此の方も亦志す所の何如に準ずるのである、

志趨一定、物莫能動、導莫得入、唐虞之讓弗易也、晉楚之富弗移、賁育之勇弗奪也、甚矣志之係於人也大矣』第四大段なり、

講述　志向が一定すると云ふと、他の物が動かさうと思つても動かすことが出來ず、何如なる誘惑も入ることが出來ず、唐虞が天下を讓らうと言つても自分の志に易へない、晉楚の富にも志を移されず、孟賁、夏育の勇も吾が志を奪ふことが出來ない、志が人間に關係することの大なるは、實に恐ろしいほどである、

故古君子之觀人、先視其志之所存、則其所就小大遠近、斷可識矣』第五大段なり、

講述　故に君子が人を觀察しようとするときは、第一に其志が何に在るかを視るのであるが、其志の在る所を視れば、其人の成功の大小遠近は、斷乎として知ることが出來る、

續文章軌範卷之五

小心文

んや、君は元首たり、臣は股肱たり、義一體に同じ、況んや臣宰相に備はる、豈に預知せざるを得んやと、又太后に勸めて廬陵王を召還す、太后意稍〻寤る、他日又仁傑に謂つて曰く、朕、大鸚鵡、兩翼皆折ると夢む、何ぞやと、對へて曰く、武は陛下の姓にして翼は二子なり、陛下二子を起さば、則ち兩翼振はんと、太后是れに由つて承嗣三思を立つるの意なし、僭周とは、則天武氏、唐を改めて周と稱せしを以て云ふ、

講述　伊尹は、其志が其君湯王を聖主となすのにあつた所で卒に商（殷の別稱）の祀を開始した、（國を立てたること）張良は、其志が生國の韓に報いやうとするに在つた、所で卒に高祖を佐けて韓の仇である秦を亡ぼし、漢の王業を成就させた、鄧禹は、其目的が功名を竹帛に書き留むるに在つた、所で卒に南陽の劉秀を興して天下を取らしめた、狄仁傑は、其目的が唐室を保存するに在つた、所で卒に周と僭號したた武氏を摧いた、

之數子者、志立於事爲之先、志遂乎功成之後、非志前定、其孰能成蓋天之功、以信天下後世乎、』第二大段の第二小段なり、論斷、

訓義　〔之數子〕之はこのと訓ず、子は猶人と云ふが如し、

講述　此の數名の人人は、其志が行動をなすより以前に定まつて居つて、成功の後に至つて之が遂げられたものである、其志が前に定まつて居らなかつたなら、何人でも天を掩ふやうな大功業を成して、天下後世の人より尊信せらるゝことが出來ようや、

予聞志仁義者、其德著、志功名者、其業崇、志富貴者、其埶廣、在視夫所志何如耳』、第三大段の第一小段なり、尊ぶべき志を擧ぐ、

訓義　〔崇〕たかしと訓ず、〔埶〕勢の本字、〔視〕準ずると解すべし、

講述　予の聞きたるには、仁義に志すものは其德が著はれ、功名に志すものは其業が高くなり、富貴に志すものは其勢ひの及ぶ所が廣くなる、何れも其志

訓義　〔齊〕なると訓ず、〔尙〕貴ぶと訓ず、重んずること、

講述　故に君子に取っては、志を立つるより先務のことはない、それは志が専一であるときは、心が浮付かない、志が定まるときは、神經も之に從ふ、志が堅固であるときは、爲す所の事も成功する、斯う云ふ關係であるから、志は何と重んじなければなるまい、

文法　「莫先於立志」は是れ一篇の主意、

伊尹志在致君、卒肇商祀、張良志在報韓、卒成漢業、鄧禹志垂竹帛、卒興南陽、狄仁傑志復唐室、卒擢僭周、（第二大段の第一小段なり、事實、）

訓義　〔伊尹云云〕前に詳かなり、〔肇〕開始すること、〔張良志在報韓〕史記留侯世家に云ふ、良、五世韓に相たるを以て、韓亡び、爲に仇を報ぜんと欲す、始皇東遊して、博浪沙中に至る、良、力士をして鐵椎を操り、始皇を擊たしむ、誤って副車に中る、後に沛公に從ふ、〔鄧禹志垂竹帛〕竹帛は、古代、紙なきとき、字を書するに用ひたるもの、通鑑光武紀に云ふ、南陽の鄧武、策に杖ついて秀を追ひ、（秀は劉秀、乃ち後漢の光武帝）鄴に及ぶ、秀曰く、我れ封拜を專らにするを得、生遠く來る、仕へんと欲するかと、禹曰く、願はざるなり、但だ願はくは、明公の威德四海に加はり、禹其尺寸を效すを得て、功名を竹帛に垂れんのみと、〔狄仁傑志復唐室〕通鑑則天紀に云ふ、武承嗣三思、太子たらんことを營求し、數人をして太后に說かしめて曰く、古へより天子未だ異姓を以て嗣となす者あらずと、太后意未だ決せず、狄仁傑每に從容として太后に謂って曰く、文皇帝櫛風沐雨、親ら鋒鏑を冒し、以て天下を定めて之を子孫に傳ふ、大帝、二子を以て陛下に託す、陛下今乃ち他族に移さんと欲す、乃ち天意に非ざるなからんや、且つ姑姪の、母子と孰れか親しき、陛下之を立つるときは、則ち千秋萬歲の後、大廟に配食して承繼窮りなく、姪を立つるときは、未だ姪、天子となって、姑を廟に祔する者あるを聞かざるなりと、太后曰く、此れ朕の家の家事、卿預り知る勿れと、仁傑曰く、王者四海を以て家となす、四海の內、孰れか臣妾に非ざらん、何者か陛下の家事たらざら

た、

論志

朱伯賢

講題　志は說文に、心に从ひ、之の聲、心の之く所なりとあり、往往今日の謂はゆる目的又は理想の意に用ひらる、

大旨　事業の大小は志の何如に在るを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「志其可不尙乎」に至る、立志の急務なることを言ふ、第二大段は「伊尹志在致君」より「以信天下後世乎」に至る、志前に定まつて功後に成りたる史例を引く、第三大段は「予聞志仁義者」より「亦視夫所志何如爾」に至る、志の種類に因つて結果の異なるを言ふ、第四大段は「志趨一定」より「甚矣志之係於人也大矣」に至る、志の定まりたる效力を言ふ、第五大段は「故古君子之觀人」より篇尾に至る、志に由つて人物を觀察することを得るを言ふ、

志也者、心之主、氣之帥、萬事之樞機也、非志心不自立、氣不自行、事不自成、是志者、又主乎心、而造就萬事之柄也、（第一大段の第一小段なり、志の心氣を總ぶるを言ふ、）

訓義　〔帥〕將帥の帥の活用、〔造就〕成就すること、

講述　志と云ふものは心の主宰であり、又神經の將帥であり、萬事の動原である、志でなければ、心も心自身では定まらない、神經も神經自身では運らない、事柄も事柄自身では成らない、則ち志は又心の主人として萬事を成就する所の勢力である、

文法　「又主乎心」の一句は首句と復す、

故君子莫先於立志、志一則心不二、志定則氣以從、志堅則事乃齊、志其可不尙乎、（第一大段の第二小段なり、志が心と氣との主帥なる所以を說明して主意を揭ぐ、）

漢興破觚而爲圜、斲雕而爲朴、網漏於吞舟之魚、而吏治烝烝不格於姦、黎民乂安、由是觀之、在彼不在此、第三大段なり、

訓義　〔觚〕八角形の物、嚴法に喩ふ、〔圜〕圓なり、寬大に喩ふ、〔雕〕文飾なり、〔呑舟之魚〕大魚、大罪人に喩ふ、〔烝烝〕盛なり、〔乂〕治なり、〔彼〕德を指す、〔此〕刑を指す、

講述　漢朝が興つてから、多角形の角を取つて圓くするやうに嚴法を除いて圓滿とし、雕刻を削り去つて素朴となすやうに、人民の虚飾を除いて質素ならしめ、其法網の疎であることは、舟を一呑みにするほどの魚も其目から出られるやうで、司法政治は烝烝と盛んであつて、姦曲を犯すことのないやうにした、そこで人民も能く平和を保ち、安堵した次第である、此等の事に由つて觀るときは、天下を治むるの道は德に在つて刑にはない、寬大に在つて嚴酷にはない、

高后時、酷吏獨有侯封、刻轢宗室、侵辱功臣、呂氏既敗、遂禽侯封之家、孝景時、鼂錯以刻深頗用術輔其資、而七國之亂、發怒於錯、錯卒以被戮、其後有郅都甯成之屬、第四大段なり、

訓義　〔高后〕高祖の后呂氏、〔刻轢〕法律にて手嚴しく痛めつける、〔禽〕擒に同じ、

講述　呂后が君臨して居つた時、酷吏と云ふべき者は只侯封一人のみであつた、彼れは漢の皇族を處刑して辛き目に逢はせ、功臣を迫害して恥辱を被らしたが、呂氏が失敗してしまふと云ふと、漢の朝廷は遂に侯封の一家を捕縛した、それから孝景帝の時、鼂錯は、深刻の人物である上に、術數を用ひて其殘忍の資質に力を添へた、而して吳楚七國の反亂は錯に對する憤怒より發したもので、錯は結局之が爲に誅せられた、其後酷吏の連中には、郅都、甯成の輩があつ

講述　太史公は曰ふ、信實であることかな、孔子、老子の説と云ふものはと、

法令者治之具、而非制治淸濁之源也、『第二大段の第一小段なり、法令の性質效力を言ふ、』

訓義　〔具〕俗に云ふ道具、卽ち機關、

講述　法令と云ふものは政治の機關であつて、世の平和を作り、世の汚濁を淸むる根源にはあらず、

文法　已に其過重すべからざるを見る、

昔天下之網嘗密矣、然姦僞萠起、其極也、上下相遁、至於不振、當是之時、吏治若救火揚沸、非武健嚴酷、惡能勝其任而愉快乎、『第二大段の第二小段なり、酷吏の必要なる場合を示す、』

訓義　〔網〕法律に譬ふ、〔武健〕威勢の强きこと、

講述　昔し天下の法網が密であつたことがある、然れども姦曲詐僞が草の芽を出すやうに叢がつて起り、極端になると、上の者も下の者も法令を逃れて、國の勢ひが振はなくなる、斯う云ふ時分に法官が罪惡を糾治するのは、火を救つたり熱湯を酌み出すやうなもので、威勢が强くて嚴酷な人でなければ、何とて能く其任に堪へて愉快であらうや、

言道德者溺其職矣、故曰、聽訟吾猶人也、必也使無訟乎、下士聞道大笑之、非虛言也、『第二大段の第三小段なり、嚴酷の無用なることを言ふ、』

訓義　〔聽訟云云〕孔子之語、論語顏淵篇に出づ、〔下士云云〕老子第四十一章の語、

講述　道德を言ふものは其職に溺れる、故に孔子の曰はれたるは、訟を聽いて曲直を裁判する點は、自分も別段人と違つたことはない、究竟するに自分の理想とする所は、訴訟の本を絶つて無からしめたいのであると、又老子は、下等の士は道を開いて大に笑ふと云はれたが、決して虛言ではない、

文法　前の孔老の言に應ず、

講題　酷吏とは、法文一點張りにて罪惡を糾彈し、一歩も假借せざる司法官を謂ふ、史記に其傳あり、

大旨　天下を治むるには德に任すべく、刑に任すべからざることを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇目より「信哉是言也」に至る、法刑の尊ぶべからざることを言ふ、第二大段は「法令者治之具」より「非虛言也」に至る、法刑の根本政策に非ざることを言ふ、第三大段は「漢興破觚而爲圜」より「不在此」に至る、主意を斷定す、第四大段は「高后時」より篇尾に至る、酷吏の名を擧ぐ、

孔子曰、道之以政、齊之以刑、民免而無恥、道之以德、齊之以禮、有恥且格、』第一大段の第一小段なり、孔子を引く、

訓義　〔孔子曰〕論語爲政篇の語、〔道〕みちびくと訓ず、誘引なり、〔政〕法制なり、〔刑〕刑罰なり、〔齊〕均一なり、〔格〕正なり、

講述　孔子の仰せに、人民を指導するに法令を以てし、之に從はぬ者のないやう凡べて均一ならしむる爲に刑罰を用ふるときは、民は唯刑罰の畏ろしさに法令を犯さぬだけで、罪を免るゝことのみを考へて恥と思ふ心がない、然るに道德を以て之を指導し、禮を以て之を均一にするときは、其結果、人民は恥があつて且つ正しくなると、

老子稱、上德不德、是以有德、下德不失德、是以無德、法令滋章、盜賊多有、』第一大段の第二小段なり、老子を引く、

訓義　〔老子稱〕老子第三十八章及び第五十七章、

講述　老子の云はるゝに、最上の德人は自ら德としない、卽ち無意識に德を持つて居る、そのわけで、何處までも德が自分の身に附いてゐる下等の德人は德に意識があつて、之を忘れてしまふまでに同化して居らぬ、法令が著くなるほど盜賊が多く出ると、

太史公曰、信哉是言也、』第一大段の第三小段なり、孔老の言を斷ず、

し遂ぐることの更に大忠であることを知らなかつたのである、

文法　頼山陽云ふ、范宣子を引き、總べて本題に歸入す、才大氣豪なる、讀む者覺えず、

古人以愛惡比之美疢藥石曰、石猶生我、疢之美者、其毒滋多、由是觀之、柳子之愛屈到、是疢之美、子木之違父命、爲藥石也哉、（第四大段の第三小段なり、譬へを以て全篇を收む、）

訓義　〔美疢〕美食病なり、隨つて好物の美味と云ふ意に用ひたるが如し、〔石〕藥材に供する鑛物、〔石猶生我〕左傳襄公二十三年に云ふ、臧孫曰く、季孫の我を愛するは疾疢なり、孟孫の我を惡むは藥石なり、美疢は藥石に如かず、夫れ石は猶我れを生ず、云云、

講述　古人は、人を愛すると人を惡むとを、美味と藥石とに比して曰く、石と雖も猶自分を生かすが、美味は味ひの美なほど其毒が多いと、是れに由つて之を觀るときは、柳子厚の屈到を愛するは美味であつて、子木が父の遺言に違つたのは藥石であつた、

文法　柳子を抑して子木を揚ぐ、

餘說

此れ立論極めて正しく、蘇文に於て罕に見る所なり、然るに明の胡思泉之を駁して云ふ、屈建當に禮を以てして兼ねて其情を致すべし、何ぞ心を忍ぶ、是の若きか、柳子之を非とす、宜なり、蘇子其大に忍びざる者ありと謂ふ、果して信に然らんやと、夫れ孔子は、生、之に事ふるに禮を以てし、死、之を葬るに禮を以てし、之を祭るに禮を以てすと曰はずや、況んや父の爲に耻を掩ふ、豈に之を孝と謂はざるべけんや、子に出づれば則ち可なりと曰ふ、則ち人情を存する論にして、情義兩つながら至れる論なるに、尙呶呶するが如きは腐儒の見なり、

酷吏傳序

司馬遷

〔革〕せまると訓ず、病の危篤なるを謂ふ、

講述　曾子の病に臥した時、下に布いてあつた簀を易へさせようとしたれば、其子の曾元は、父の大病であるため之を憚つた處、曾子の云ふやう、君子の人を愛するのは德義を以て之を愛し、小人の人を愛するのは姑息(都合)を以て之を愛すとて、終に之を易へさせた事がある、若し柳子の議論を以て正當とするときは、是れ曾元は孝子となり、童子は禮の瑣末の點を顧みて、病氣の切迫した際に布物を易へ、生命を大切にしなかつたのは、不仁の甚だしいものとなる、

文法　此に至つて頭を柳子に回らす、常山の蛇勢なり、然れども曾子を引くに因り忽ち之を補ひたるは、筆力の在る所なり、

仲行偃死、視不可含、范宣子盥而撫之曰、事呉敢不如事主、猶視、欒懷子曰、主苟終、所不嗣事於齊者、有如河、乃瞑、嗚呼范宣子知事呉爲忠於主、而不知報齊以成夫子憂國之美、其爲忠則大矣、

第四大段の第二小段なり、小忠の大忠に若かざることを言ふ、

訓義　〔視〕死しても目を閉ぢずして見張るなり、〔含〕含玉とて、臨終の時、玉を口中に含ますこと、〔呉〕仲行偃の子の名、〔主〕仲行偃を指す、大夫を子と謂ふ、〔報齊〕仲行偃は齊と戰ひ、歸國の途中、疾に罹りしを以て言ふ、

講述　仲行偃の死するとき、目を見張り、口中に玉を含ますことが出來なかつたので、范宣子は手を洗ひ、彼れの體を撫でながら云ふやう、吾等令息の呉に事ふることは、猶貴君に事へたると同樣に致すべければ、安心して瞑目されよと、然るに彼れの心遣りは此事でなかつたと見え、やはり目を開いて居た、欒懷子は乃ち云ふやう、貴君が歿せられた後、敵國たる齊に對する問題に從事しないやうな事があつたなら、此の河の如くであらうと、(有如河は誓ひの文句)仲行偃は之を聞いて目を閉ぢた、扨も范宣子は、仲行偃の後嗣たる呉に事ふる事が彼れに忠であることを知つて居つても、齊に復讎して彼れが憂國の美德を成

ことは、此れ子たる者が後よりして思念する道を申したまで丶ある、昔し曾晳は羊棗が好物であつたので、曾晳の歿してから後、曾子は羊棗を見るに付け、父の事が思ひ出されて之を食ふに忍びなかつたと云ふ話である、父歿して、父の讀んで居つた書物を讀むこと出來ず、母歿して母の使つて居つた器物を手に持つことが出來ないと云ふ事抔は、何れも人の子たる者の情として天然にさうであるのである、何も父母の申附けを待つて斯くするのではありはせぬ、今芰を靈前に供へる事が若し子の考へから出るのなら、敢て差支へはないが、其父の命令とすれば陋くなると云ふ點が違ふ、區區たる飲食の事柄の爲に其父の莫大なる卑陋を成立せしむることがあらうや、

文法　此の處は柳子の禮を論じたる點を破る、○兩個の人子の字は篇首の「人子」に應ず、

曾子寢疾、曾元難於易簀、曾子曰、君子之愛人也以徳、細人之愛人也以姑息、若以柳子之言爲然、是曾元爲孝子、而童子顧禮之末、易簀於病革之中、爲不仁之甚也。（第四大段の第一小段なり、小愛は大不仁なることを言ふ、）

訓義　〔易簀〕簀は葦荻の薄きものなり、禮記檀弓に云ふ、曾子、病に臥して危篤なりしとき、子の曾元、曾申、傍に侍し、童子は燭を持ちて室の隅に立てり、童子云ふ此の華やかにして立派なる簀は大夫より賜られたるものかと、何故に之を用ひ給ふかと、曾子の簀と易ふべき筈なりとの意なり、樂正子曰く、止めよ、病重くして動すべからずと、曾子之を聞き、驚いて嗚呼と云ふ、童子重ねて問ふ、此の華やかにして立派なるものは大夫の簀かと、曾子曰く、然り、季孫氏より賜はりたるものなるが、我れ未だ之を易ふる能はず、元よ、起つて之を易へよと、曾元曰く、今夫子の病急なり、明朝之を易ふべしと、曾子曰く、汝の我を愛するは童子に及ばず、君子の人を愛するは徳を以てし、小人の人を愛するは姑息を以てす、我れ正道に從つて斃るれば本望なりと、曾元等乃ち曾子を介抱して之を易へしに、未だ落ち著かざる中に歿せり、

有大不忍者而奪其情也、第二大段の第四小段なり、大に忍びざる理由を說く、

訓義　〔若敖氏〕屈到八世の祖、屈氏の別稱となる、〔口腹〕飮食を謂ふ、〔太史〕編輯官、〔夫子〕屈到の敬稱、

講述　今赫赫として盛大である楚國の大夫、而も若敖氏の賢名は天下に鳴り渡つてをる、然るに身は正卿の尊い位に在りながら、其死なうとするとき、其心配する所は人民の上に在らずして、口腹の事をば憂ふるのは、其志の卑陋なることも亦甚だしい、若し子木が其遺言を實行したならば、國人は之を言ひ傳へるであらうし、太史は之を記錄に書き留むるであらう、すると、天下後世の人は夫子の賢人であることを知らないで、唯其卑陋の點のみを聞き知ることとなる、子たる子木の身としては、何と此れを爲すに忍ばれようや、それゆゑ大に忍びないものがあつて、彼れが親に其好物の芰を供へたいと云ふ情を奪つたのだと申す次第である、

文法　子木の心中を推して論じたる處なり、

然禮之所謂、思其所樂、思其所嗜、此言人子追思之道也、曾晳嗜羊棗、而曾子不忍食、父沒而不能讀父之書、母死而不能執母之器、皆人子之情自然也、豈待父母之命耶、今薦芰之事、若出於子則可、自其父命則爲陋耳、豈可以飮食之故而成父莫大之陋乎、第三大段なり、

訓義　〔曾晳嗜羊棗〕孟子の盡心下篇に出づ、曾晳は曾子の父なり、羊棗は棗の一種、實小にして圓し、又之を羊矢棗と曰ふ、〔父沒不能讀父之書云云〕禮記の玉藻篇に出づ、

講述　然しながら禮記に謂ふ所の、親の樂みにして居た事を思ひ、親の好物であつた所のものを思ふ

る、私は恩なり、公は義なり、

曾子有疾、稱君子之所貴乎道者三、孟僖子卒、使其子學禮於仲尼、管仲病、勸威公去三豎、夫數君子之言、或主社稷、或勸於道徳、或訓其子孫、雖所趣不同、然皆篤於大義、不私於其躬也如此、　第二大段の第三小段なり、死生の變に際して嚴重なりし所の故例を擧ぐ、

訓義　「曾子有疾」論語泰伯篇に出づ、孟敬子が曾子の大病を見舞ひに往きし時、曾子の之に告げたる語にして、曰く、容貌を動かせば斯れ暴慢に遠ざかる、顏色を正せば斯れ信に近づく、辭氣を出せば斯れ鄙倍に遠ざかると、「孟僖子卒」左傳昭公七年に云ふ、孟僖曰く、我れ若し沒するを獲ば、必ず說與、何忌〔二子の名なり〕を仲尼に屬し、之に事へて禮を學ばしめんと、「管仲病」正篇の管仲論に詳かなり、

講述　曾子が病氣に罹つたとき、君子が道に於て貴ぶ所のものが三個條あることを稱し、孟僖子の卒するとき、其子に向つて禮を仲尼に學ぶべきことを遺言し、管仲の疾が重つたとき、三人の宦官を退くべきことを威公に勸告した、夫れ曾子なり孟僖子なり、管仲なり、此の數君子の言は、或は社稷を主とし、或は道徳を勸め、或は其子孫に教訓する等、其趣く所は同一でないが、何れも大義に熱心して自己の一身に私しないことは右樣である、

文法　「不私」は上の「容以私害公」を受く、

今赫赫楚國、若敖氏之賢、聞於諸侯、身爲正卿、死不在民、而口腹是憂、其爲陋亦甚矣、使子木行之、國人誦之、太史書之、天下後世、不知夫子之賢、而唯陋是聞、子木其忍爲之乎、故曰、是必

文法　大不忍者は情性に對する理性なり、卽ち上に謂はゆる「違而道」の道、

夫死之際、聖人嚴之、薨於路寢、不死於婦人之手、至於結冠纓、啓手足之末、不敢不勉、其於死生之變亦重矣、父子平日之言、可以恩掩義、至於死生至嚴之際、豈容以私害公乎、第二大段の第二小段なり、死生の際は嚴なるべきことを論ず、

訓義　〔路寢〕正寢とて、表坐敷を謂ふ、周の制度に由れば、王公は六寢、其中、路寢一、小寢五、路寢は公事を執る所、小寢は休息の處、春秋成公十八年に、公薨于路寢とあり、傳に曰く、道なるを言ふなりと、杜注に云ふ、路寢に在るは、君薨ずるの道を得たるなりと、〔不死於婦人之手〕禮記の喪大記に出づ、〔結冠纓〕史記の衞世家に云ふ、石乞盂黶、子路に敵し、戈を以て之を擊ち、纓を割く、子路曰く、君子は死するも冠を免せずと、纓を結んで死す、〔啓手足〕論語泰伯篇に云ふ、曾子疾あり、門弟子を召して曰く、予が足を啓け、予が手を啓け、詩に云ふ、戰戰兢兢として深淵に臨むが如く、薄冰を履むが如し、而今而後、吾れ免るゝを知るかな小子と、是れは一生父母より受けたる身體を大切にして毀傷せず、今や此世を去るに及び、責任を解除せられたりと云ふ意なり、〔以恩掩義〕禮記の喪服四制に出づ、

講述　夫れ生死の際に於ける態度に就いては、聖人之を嚴格にし、諸侯などは表座敷に薨ずることなり、婦人の手に介抱を受けて死することなし、冠の紐を結び、手足を伸ばし擴げる抔の些細の點に至つても、常に必ず之を勉める、其死生の變に對することは、隨分大切にするのである、父子の間柄に於て、平日の話は恩愛の爲に義理を枉げることが出來るけれども死生のやうな非常の場合に至つては、何とて私情の爲に公義を害することを許されようや、

文法　柳子の說は、卽ち恩を以て義を掩ふ者、作者乃ち私を以て公を害すべからざるの理を以て之を破

唐柳宗元非之曰、屈子以禮之末、忍絶其父將死之言、且禮有齋之日、思其所樂、思其所嗜、子木去芰、安得爲道、〔論題たる柳宗元の說を敍す、第一大段の第二小段なり、〕

訓義　〔柳宗元非之〕非國語の本文に曰く、苟くも其羊饋を薦めて、芰を籩（竹にて製し、供へ物を載する器。）に薦む、是れ固より禮に於て非となさず、禮の齋を言ふや、曰く、其嗜む所を思ふと、屈建曾て思ふなきか、且つ違ひて道なりと曰ふも、吾れは以て逆となすなりと、〔且禮有云云〕禮記の祭義に出づ、

講述　唐の柳宗元は此の君子の評を不當として曰く、屈子は禮の些些たる個條を以て、其父が臨終に申殘した語をば心強くも棄てゝしまつた、其上、禮の明文にも、祭の前に物忌をなす當日には、父の樂んだ事を思ひ、父の好物であつたものを思ふとある、されば子木が芰を供へ物から取り除いたことは、何とて道理となすことが出來ようや、

甚矣柳子之陋也、〔第一大段の第三小段なり、斷案なり、〕

講述　柳子の論は、何と云ふ酷い卑陋のものだらう、

文法　以下、柳子の陋たる所以を說く、

子木、楚卿之賢者也、夫豈不知爲人子之道、事死如事生、況於將死丁寧之言、棄而不用、人之所忍乎、是必有大不忍於此者而奪其情也、〔第二大段の第一小段なり、主意を揭ぐ、〕

訓義　〔丁寧〕くれぐれと云ふが如し、

講述　子木は楚の大臣中の賢者である、人の子たる者の道は、死したる父に事へるも、生ける時と同樣にすべきこと位は、爭か知らぬことがあらう、況んや親が臨終の際くれぐれも申殘した語であるに、其れを棄て用ひないのは、人情に於て忍ばれる次第であらうや、然るに其れをば押し耐へたる譯は、是れ此の一事よりも更に大に忍ばざる所のものがあつて、其情に打勝つたに相違ない、

大段は「子木楚卿之賢者也」より「故曰是必有大不忍者而奪其情也」に至る、柳說に禮の末と云ふを駁す、第三大段は「然禮之所謂思其所樂」より「豈可以飮食之故而成父莫大之陋乎」に至る、柳說に擧げたる所の禮を駁す、第四大段は「曾子寢疾」より篇尾に至る、少しく忍ばざるは大に忍ばざるに若かざるを論ず、

屈到嗜芰、有疾、召其宗老而屬之曰、祭我必以芰、及祥、宗老將薦芰、屈建命去之、君子曰、違而道、『第一大段の第一小段なり、論の由る所の事實を敍す、』

訓義　〔屈到〕春秋の時の人、楚の大夫なり、芰は菱なり、四角三角なるを芰と曰ひ、兩角なるを蔆と曰ふ、〔屈建〕屈到の子、字は子木、〔屈建命去之〕楚語に此の句の下に云ふ、宗老曰く、夫子之を屬す、子木曰く、然らず、夫子、楚國の政を承け、其法刑、民心に在り、而して藏めて王府に在り、之を上にしては以て先王に比すべく、之を下にしては以て後世に訓ずべし、微なる楚國と雖も、諸侯譽めざるなし、其祭典に之れあり、曰く、國君、牛享あり、大夫、羊饋あり、士、豚犬の奠あり、庶人、魚炙の薦あり、籩豆脯醢は、則ち上下之を共にす、珍異を羞めず、庶侈を陳ぜず、夫子、其私を以で國の典を干すを欲せず、〔違而道〕此れ左史倚相、司馬子期に對ふるの語、子馬子期、其妾を以て內子と爲さんと欲す、之を左史倚相に訪うて曰く、吾れ妾あつて、愿之を弃せんと欲す、可ならんか、對へて曰く、昔し先大夫子囊、王の命謚に違ひ、子夕、芰を嗜む、子木、羊饋あつて芰薦なし、君子曰く、違つて道なりと、韋昭曰く、命に違ひ道に合すと、

講述　昔し楚の屈到は芰と云ふ植物を嗜み食つたが、病氣に罹つたとき、其家老を召び、之に申し附けるやう、我が死後祭をなす折は、是非とも好物な芰を供へくれよと、死後に、祥と云つて、喪を除く祭を行ふ場合となり、家老は遺言により芰を薦めようとした處、相續人の屈建は命じて之を取り除かせた、世の君子之を論じて云ふやう、屈建の仕方は親の遺言には違ふが、道に合つて居ると、

訓義 〔要〕とりきめる、

講述 人君の側も亦其通りである、問題の人を用ひようとする場合には、己れの爲さうとする理想を彼れに告げ、其出來る力があるか否かを取りきめてから、成功の責を負はすべきで、まあ兎も角之を用ひて試驗しよう、曰ふものは何れも間違つて居る、

後之君子、其進也、無所不至、惟恐其不合也、曰、我將權以濟道、既而道卒不行焉、則曰、吾君不足以盡我也、始不正其身、終以謗其君、是人也、自以爲君子、而孟子之所謂賊其君者也、第六大段なり、

講述 後世の君子は其進まうとする場合には、何如なる手段でも取らないと云ふことはなく、偏へに君の心に叶はぬかとて憂慮する所から、自分で理窟をつけて云ふやう、我れは政略を以て道を成し遂げようとするのであると、それから道が結局行はれないと、吾が君が十分我が能力を盡させ給はぬからであると曰ふ、其始めは自分の身を正しくしないで、其終りは君をば誹謗する、此の如き人は、自分で君子と云ふが、其實、孟子の謂はゆる其君を害するものである、

續楚語論　蘇東坡

講題 楚語とは、卽ち國語中の楚に係る部分なり、唐の時、柳宗元、非國語を著はし、其第六十二條に於て、楚語中、屈建の事を論ず、東坡此の篇を作り、國語の評語を辯護し柳子の說を翻す、故に題して續楚語論と曰ふ、

大旨 楚の屈到が父の遺命を實行せざりしは、大に忍ぶ能はざる所あるが爲なることを言ふ、

大段落 凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「甚矣柳子之陋也」に至る、先づ國語の說と柳宗元の說とを述べて斷案を下す、第二

枉げて一尺を眞直にすることも致すべきであるかと、

文法　首段の「始進以正」云云に應ず、

君子之得其君也、既度其君、又度其身、君能之而我不能、不敢進也、我能之而君不能、不可爲也、不敢進而進是易其君、不可爲而爲、是輕其身、是二人者皆有罪』、第五大段の第一小段なり、君と自己との量るべきことを言ふ、

訓義　「不敢進而進」「不」の下に可を加へて視るべし、

講述　君子が其君を得ようとするときには、其君の資格を度つた上、又自己の資格を度り、君に出來ても自己に出來ないと思へば敢て進まぬ、自己に出來ても君に出來ないと思へば、手を出されぬ筈である、進んではならないのに進むのは、其君を侮ると云ふものである、手を出してならないのに手を出すのは、自分を輕んずると云ふものである、此の二人の者は何れも罪がある、

文法　上の「其中素定也」に應ず、

故君子之始進也、曰、君苟用我矣、我且爲是、君曰能之、則安受而不辭、君曰不能、天下其獨無人乎』、第五大段の第二小段なり、臣に就いて言ふ、

講述　故に君子が最初進まうとする時分には、左の如く思案する、君が我れを用ひさへせば、我れは一つやつて見よう、君が出來ると曰はるゝならば、安んじて位を受けて辭退しまい、君が出來ぬと曰はるゝならば、何も天下に君がないでもあるまいと、

至于人君亦然、將用是人也、則告之以己所欲爲、要其能否、而責成焉、其曰姑用之而試觀之者、皆過也』、第五大段の第三小段なり、君に就いて言ふ、

入也、進而先之以禮樂、其不合必矣、是人也、以道言之則聖人、以世言之則野人也、『第四大段の第二小段なり、先進の野人を言ふ、

講述　孔子の時代に於ては、諸侯とか卿とか大夫とかの位に在つたものが先王の禮樂を視ること、圓形の物と方形の物と相入れず、氷と炭と相入れざるやうにて、流儀違ひのものであつた、それゆゑ進んで禮樂を第一に述べ立てるときは、君の心に合はないのは必定である、即ち禮樂を述べ立てる人は、道德方面から言へば聖人であるが、社會的方面から言へば野暮な人間である、

文法　「諸侯卿大夫」は謂はゆる君子、

若夫君子之急於有功者則不然、其未合也、先之以世俗之所好、而其既合也、則繼以先王之禮樂、其心則然、然其進不正、未有能繼以正者也、故孔子不從、而孟子亦曰、枉尺直尋者、以利言也、如以利則枉尋直尺而利、亦可爲與、『第四大段の第三小段なり、後進の君子を言ふ、

訓義　〔孟子亦曰〕滕文公下篇に出づ、〔仞〕八尺なり、

講述　功を立てることを取り急ぐ君子の方になると、斯うではない、まだ君の心に合はぬと云ふと、先づ世俗の好む所の事を述べ立て、それから君の心に合つたとなると、前に續いて今度は先王の禮樂を述べ立てる、其心底はさもあらう、さりながら、不正の進み方をして其後で正しき仕方をする者はない、故に孔子は之に從はれぬのである、其上孟子も亦言つて居る、一尺を枉げても八尺を眞直にすれば差支へないと云ふ説があるが、此の一尺を枉げて八尺を眞直にすることは、枉げる方が八分の一、眞直にする方が八倍であるから、利益であると云ふ點で唱ふる次第であるが、それなら、利益があるとすれば、八尺を

て、自分の主義を衒つたので、秦君に之が出來ない以上、今度は刑名一點張りでゆける、秦の國事を擧げて、惟自分の爲したいまゝであると見込みをつけたに相違ない、若しさうでないとすれば、帝王の謀略を持ちながら、孝公に謁見する度に譯もなく己れの說を變じて、他人に從ふことをしようや、商鞅が天命を全うして秦に死なゝかつたのは、彼れの進み方が不正であつたからである、

聖人則不然、其志愈大、故其道愈高、其道愈高、故其合愈難、聖人視天下之不治、如赤子之在水火也、其欲得君以行道、可謂急矣、然未嘗以難合之故而少貶焉者、知其始於少貶、而其漸必至陵遲而大壞也、故曰、先進於禮樂野人也、後進於禮樂君子也、如用之、則吾從先進、第四大段の第一小段なり、聖人の始めを重んずる所以を言ふ、

講述　聖人はさにあらず、其志が大なれば大なるほど、隨つて其主義が高尙であり、又隨つて其君の心に叶ふことが困難である、聖人は、天下の治まらないで人民の苦むのを視ること、宛も赤子が水や火の中に陷つて居るかのやうである、そこで明君に出遇ひて其主義を行はうとする念慮は尤も急であると申して宜しい、斯く仕官することを取り急がれはするものゝ、君の心に叶ふことが困難と云ふ點から、少しにても其主義を低くするやうなことをせぬ、是れは最初少しにても主義を降すときは、其れより段段と次第下りとなつて、大に壞れてしまふことを知つて居られるからである、故に孔子は、始めに禮樂を以て進むは野人(田舍風の者卽ち野暮)である、後に禮樂を以て進むは紳士である、如しどちらかを用ふることならば、自分は先進の方を取ると曰はれたのである、

孔子之世、其諸侯卿大夫視先王之禮樂、猶方圓氷炭之不相

をも吐かなかつたのである、

古之人、其自知明也如此、』第二大段の第三小段なり、伊尹、管仲を收む、

講述　伊尹にしても、管仲にしても、古への人は、自分で自分がどの位の事をやれると云ふことを知つて居つたのは、右の通りである、

商鞅之見孝公也、三說而後合、甚矣哉、鞅之懷詐挾術、以欺其君也、彼豈不自知其不足以帝且王哉、顧其刑名慘刻之學、恐孝公之不能從、是故設爲高論以衒之、君既不能是矣、則擧其國、惟吾之所欲爲、不然豈其負帝王之略、而每見輒變以狥人乎、商鞅之不終於秦也、是其進之不正也、』第三大段なり、

訓義　〔三說而後合〕商鞅、孝公を見、事を言ふ良久し、孝公睡つて聽かず、鞅曰く、吾れ說くに帝道を以てせしに、悟らずと、後又公を見る、未だ旨に中らずして罷む、鞅曰く、吾れ說くに王道を以てす、而も未だ入らざるなりと、後又公を見る、公與に語つて、自ら其膝の前むを知らず、鞅曰く、吾れ强國を以て進む、君大に之を悅ぶのみと、〔衒〕てらふと訓ず、〔狥〕したがふと訓ず、

講述　商鞅が秦の孝公に謁見した時には、三度も說き直して、それから孝公の心に叶つたと云ふことである、彼れが詐を心に持ち術數を得物にして、其君を欺いたのは、何と云ふひどい事だらう、彼れは何として自ら己れが孝公を帝とならせたり王とならせたりする資格がないことを知るまいか、善くそれを知つて居るのであるが、考へ見る所、彼れは刑名の殘酷な學派であるから、孝公が聽くまいと云ふことを恐れたので、それゆゑ帝道、王道の如き高尙な論を拵へ

たもので、將來其上に出て自分の君を霸者と爲し得たものはない、進み出るときに霸者にすると云ふ策を立てゝ、將來其上に出て王者と爲し得たものはない、

伊尹之耕於有莘之野也、其心固曰、使吾君爲堯舜之君、而吾民爲堯舜之民也、以伊尹爲以滋味說湯者、此戰國之策士、以己度伊尹也、君子疾之、『第二大段の第一小段なり、伊尹の進みたる所以を言ふ、』

訓義　〔以滋味說湯〕料理人となり、旨い物を調へると云ふ點を以て、般の湯王に仕官を求めたりと云ふ說なり、〔度〕はかると訓ず、〔疾〕にくむと訓ず、

講述　伊尹が有莘と云ふ田舍に農業をして居つた時と云ふものは、彼れの心中は勿論、何とかして吾が君を堯舜のやうな聖明となし、吾が民をして堯舜の時代のやうな幸福な人民となさうと思つて居つたのである、然るに伊尹が料理の術を以て湯に說いたと云ふのは、此れは戰國の策士が自分達の陋劣の心から伊尹の心を推測したので、君子は之を疾む、

管仲見桓公於纍囚之中、其所言者、固欲合諸侯、攘戎狄也、管仲度桓公足以霸、度其身足以爲霸者之佐、是故上無侈說、下無卑論、『第二大段の第二小段なり、管仲の進みたる所以を言ふ、』

訓義　〔纍囚〕纍は縲なり、縛せられて囚はるゝこと、〔攘〕はらふと訓ず、

講述　管仲は俘虜の身を以て桓公に謁見したが、彼れの言ふ所は、固より列國を會合し、夷狄を逐ひ拂はうと云ふのであつた、管仲は桓公が霸者となる資格のあることを推し量り、又自分が霸者の佐となる資格のあることを推し量つたのである、故にもそつと進んで王者となすやうな過分の說も言はなかつたし、又下つては國を强うすると云ふやうな卑しい論

る、餘波を以て後人を戒む、

君子之欲有爲於天下、莫重乎其始進也、始進以正、猶且以不正繼之、況以不正進者乎』、第一大段の第一小段なり、仕官は出方の大切なることを言ふ、

講述　君子が天下の政事上に仕事を爲さうと思ふときは、其始めて進み出たる時より大切なることはなし、始めて進み出るのに正しき道を以てしても、尚後から不正になり易いものである、まして始めから不正を以て進み出る者に於てをや、

文法　是を一篇の冒頭となす、

古之人有欲以其君王者也、有欲以其君霸者也、有欲彊其國者也、是三者、其志不同、故其術有淺深、而其成功有巨細、雖其終身之所爲、不可逆知、而其大節必見於其始進之日、何者其中素定也』、第一大段の第二小段なり、終身の事業、始進の日に定まれるを言ふ、

訓義　〔巨細〕大小と云ふが如し、

講述　古への人の中には、自分の君を王者としたいと思ふ者があり、自分の君を霸者としたいと思ふ者があり、其國を強くしたいと思ふ者があつたが、此の三種類の人は、銘銘の目的が同一でない、隨つて其術に深いと淺いがあり、又其成功に大小があつて、其一生に爲す所の事はどれ程であるか、豫め知ることは出來ないが、さりとて其大いなる特色點は、必ず始めて進み出た日に見はれて居る、なぜならば、其心中は、平生から斯うと定まつて居るからである、

未有進以彊國而能霸者也、未有進以霸而能王者也』、第一大段の第三小段なり、始進の時の定見以上に向上する者なきことを言ふ、

講述　進み出る時に國を強くすると云ふ策を立て

講述　古人の言ひし語に、彼の秦西巴が麑を放つたことは、君命に違うては居るが、其仁愛の心を推すときは、國家を託することが出來ると、過を觀て仁を知るといふ事であらう、

餘說

先づ禮記の語を擧げ、末段に至り、其中の功過の二字を分解し、結末始めて題を點ず、「審其趨避而眞僞見矣」の一句は、一篇の本旨の在る所也、

孔子從先進論　蘇東坡

講題　論語先進篇、子曰く、先進の禮樂に於けるは野人なり、後進の禮樂に於けるは君子なり、如し之を用ひば、則ち吾れは先進に從はんと、此の篇は孔子の先進に從ふ所以を論じたるものなり、古來の注に據れば、先後は仕官の前後輩のことにして、先進に從ふは古風あるがゆゑなり、然るに東坡は、先後を以て、始めて君に仕ふるときと仕へたる後として論を立てたるものなれば、本文の意義とは自ら別なり、蓋し東坡の說に從つて解するときは、禮樂に先進なるは野人なり、禮樂に後進なるは君子なりと讀まざるべからず、

大旨　禮樂が其君の心に合はずとも、必ず禮樂を以て君に說くは、結果を憂ふるが爲にして、其心術正しきが故に、孔子之に從はんと言はれたることを言ふ、

大段落　凡そ分つて六大段となす、第一大段は篇首より「未有進以霸而能王者也」に至る、一篇の大旨を揭ぐ、第二大段は「伊尹之耕於有莘之野也」より「古之人其自知明也如此」に至る、進むの正しき者を擧ぐ、第三大段は「商鞅之見孝公也」より「是其進之不正也」に至る、進むに不正なる者を擧ぐ、第四大段は「聖人則不然」より「亦可爲與」に至る、進むに不正なるは結果の不正を來たすゆゑ、孔子は先進に從はれたることを言ふ、第五大段は「君子之得其君也」より「其曰姑用之而試觀之者皆過也」に至る、始めの正しくすべきことを言ふ、第六大段は「後之君子」より篇尾に至

仲子之螬李、與顔淵之簞瓢、何辨、何則功者人所趨也、過者人所避也、審其趨避、而眞僞見矣』、第四大段の第一小段なり、仁と功を同じうするが爲に仁と謂ふべからざることを言ふ、

訓義　〔公孫之布被〕漢の公孫弘、布にて「かいまき」を作る、汲黯曰く、弘、位、三公に在り、俸祿甚だ多し、然るに布被を作るは此れ詐なりと、〔子路云云〕論語子罕篇に見ゆ、子路敝れたる古綿の外衣を著し、狐貉の裘を著たる人と、耻づる所なし、〔陳仲子云云〕孟子滕文公下篇に見ゆ、仲子は廉潔を衒ふ人にして、螬即ち「おけら」の食ひ殘したる李を食つて命を繋ぎたることあり、〔顔淵云云〕論語雍也篇に出づ、解、前に見ゆ、

講述　夫れ仁者と功が同じい所から、之を仁と謂つた日には、公孫弘の布被は、子路の縕袍と何處が違ふ、陳仲子の螬が喰ひ荒したる李を食したのは、顔淵の一簞の食、一瓢の飲と何處に區別があらう、なぜならば、功は誰れしも競うて立てんとする所であるから作意的であり、過は誰れしも避けたいと思ふ所であるから無心的である、作意的の方は、隨分仁者の眞似も出來るが、過の方は、眞の仁者でない以上、仁者のやうな過はない、故に其趨く所と避くる所とを審かにして、始めて仁の眞僞が見える次第である、

文法　上の「苟見其作而不見其輟」に應ず、

古人有言、曰、放麑違命也、推其仁、可以託國、斯其爲觀過知仁也歟』、第四大段の第二小段なり、仁者と同じ過ありて其仁を知るべきを言ふ、

訓義　〔放麑違命〕孟孫、獵して麑を得たり、秦西巴をして、持歸つて之を烹しむ、麑の母、之に隨つて號く、西巴忍びずして之を縱つ、孟孫歸つて、麑安くに在ると求む、對へて曰く、其母隨つて號く、臣誠に忍びずして之を放てりと、孟孫怒つて之を逐ふ、居ること一年、取つて以て子の傅となす、左右曰く、西巴、君に罪あり、今以て子の傅となすは何ぞやと、孟孫曰く、夫れ一麑にして忍びず、又何ぞ況んや人に於てをや、以て國を託すべしと、

昔しは人を知ると云ふ點に就いて有名な人があつて、其論評の實現することは、影の形に從ひ、響きの聲に應ずるやうであり、其判斷の間違ひなきことは、蓍や龜で占ふやうである、是れ何如なる方法に因つてであるか、されば彼れの人を觀察するには、色色な術があるのである、

委之以利、以觀其節、乘之以猝、以觀其量、伺之以獨、以觀其守、懼之以敵、以觀其氣、第三大段の第二小段なり、術を擧ぐ、

訓義　〔猝〕急激なり、

講述　其術と云ふのは、問題の人に利益を任して見て、彼れの貪るか貪らぬかと云ふ節操を觀察する、不意を喰はして見て、其遽てるか落ちついて居るかと云ふ量を觀察する、獨りで居る時を伺つて見て、彼れが陰日向あるか否かの操守を觀察する、敵對することを以て脅して見て、彼れが屈するか屈せざるかの勇氣を觀察する、

故晉文公以壺飱得趙衰、郭林宗以破甑得孟敏、是豈一道也哉、第三大段の第三小段なり、史實を擧ぐ、

訓義　〔晉文公云云〕左傳僖公二十五年に出づ、文公、原の地を王より賜はり、之を守らしむべき者を寺人（宦者）の勃鞮に問ふ、答へて曰く、昔し趙衰、壺飱を從ふ、徑にして餧うれども食はずと、文公遂に趙衰をして原を守らしむ、壺飱は辨當の事なり、〔郭林宗〕林宗は郭泰の字なり、孟敏、甑を荷うて地に墜し、顧みずして去る、郭泰怪んで之を問ふ、對へて曰く、甑已に破る、之を顧みるも何の益かあらんと、泰、其德性あるを知り、勸めて游學せしめ、名を當世に顯はす、〔甑〕こしき、

講述　それゆゑに、晉の文公は、壺飱の事よりして趙衰の賢を發見し、郭林宗は、破れたる甑の事よりして孟敏の賢なることを發見した、此の如き觀察の道は、何しに一種に止らうや、

夫與仁同功而謂之仁、則公孫之布被、與子路之縕袍何異、陳

與仁同過、然後其仁可知也、』第一大段なり、

訓義　〔禮曰〕表記に出づ、

講述　禮に曰ふ、「仁者と同じやうな功があつても、其人が果して仁者であるかは知られない、仁者と同じやうな過があつて、始めて其人が仁者であると云ふことが知られると、

蓋人之難知也、江海不足以喩其深、山谷不足以配其險、浮雲不足以比其變、第二大段の第一小段なり、人心の知り難き比喩、

講述　但し人の知り惡いと云ふものは、江や海も、心の奥底の深いのとは比較にならず、山や谷も、心の危險とは比較にならず、空中に浮べる雲も、心の變化とは比較にならぬ程である、

揚雄有言、有人則作之、無人則輟之、夫苟見其作而不見其輟、雖盜跖爲伯夷可也、』第二大段の第二小段なり、一時を以て全體を誤ることを言ふ、

訓義　〔揚雄有言〕揚子法言に出づ、〔輟〕やむると訓ず、〔盜跖〕解、伯夷傳に出づ、

講述　揚雄の言つたことに、若し他人が見て居るときは之を爲し、他人の居ない場合は止してしまふと、此の爲すとか止むるとかと云ふ事は無論善事を意味するわけであるが、若し善事をなして居る時のみを見て、止めた時を見ないで人を評するならば、盜跖のやうな惡人を伯夷とも云ひ得る、

然古有名知人者、其效如影響、其信如蓍龜、此何道也、故彼其觀人也亦多術矣』第三大段の第一小段なり、善く人を知る者を言ふ、

訓義　〔影響〕影の形に從ひ響きの聲に應ずること、〔蓍龜〕卜筮を謂ふ、蓍はめどぎ、今の筮竹〔故〕恐らくは衍文、

講述　此の如く知り難いものであるが、それでも

のは、龍逢、比干のやうな忠義の心がなかつたからである、

是以龍逢比干、吾取其心、不取其術、蘇秦張儀、吾取其術、不取其心、以爲諫法、』第四大段の第四小段なり、忠と術とに就いて斷定を下す、

講述　此の理由を以て、龍逢、比干に對しては、吾れ其心の忠なることを取つて、其術の拙なることを取らず、蘇秦、張儀に對しては、吾れ其術の巧なることを取つて、其心の不忠なることを取らず、以て君を諫むる法則とする、

餘說

結構、字句、倶に韓非を學びたるものにして、其史例を引く處、殊に說林諸篇に似たり、

觀過斯知仁論　蘇東坡

講題　論語の成語なり、里仁篇に出づ、上に「子曰、人之過也、各於其黨」の句あり、皇侃論語義疏、殷仲堪の說に云ふ、言ふは、人の過失、各、性類の同じからざるに由る、直者は邪を治むるを以て義となす、失、恕寡きに在り、仁者は惻隱を以て誠となす、過、非を容るゝに在りと、蓋し過は固より褒むべきものにあらざれども、仁者には仁者相應の過があるもので、其過の性質を觀ると、其仁者なることが分るとの意なり、

大旨　過には僞善なければ、眞相を知り得べきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「然後其仁可知也」に至る、禮記を引いて本題を解す、第二大段は「蓋人之難知也」より「雖盜跖爲伯夷可也」に至る、人の知り難きことを言ふ、第三大段は「然古有名知人者」より「是豈一道也哉」に至る、人を知るに其道あることを言ふ、第四大段「夫與仁同功而謂之仁」より篇尾に至る、過の以て觀るべき所以を述べて主意を發揮す、

禮曰、與仁同功、其仁未可知也、

に相違なく、勢ひを以て禁ずるときは、君主が威張つて居つても懼れるに相違なく、利を以て之を誘ふときは君主が油斷して居つても奮發するに相違なく、激して之を怒らすときは、君子が意氣地なくとも確かりするに相違なく、隱し語で之を諷するときは、君主が暴虐であつても聽き入れるに相違ない、悟るときは善く見えるやうになり、懼るゝときは檢束することとなり、奮ふときは勤勞することとなり、確かりすれば勇氣が生ずることとなり、聽入るゝときは寛大となる、君を善に致す仕方は此に盡きて居る、

文法　「致君之道盡於此矣」は「機智勇辯濟其忠」に應ず、

吾觀昔之臣、言必從、理必濟、莫若唐魏鄭公、其初實學縱橫之說、是所謂得其術者歟』 第四大段の第一小段なり、忠あり實ある者を掲ぐ、

訓義　〔魏鄭公〕唐の諫臣魏徵なり、〔縱橫之說〕戰國合從連衡の術、卽ち策士の行ふ所なり、

講述　吾れ昔しの臣を觀るに、其言は必ず從はれ、其理は必ず通じたるものは、唐の魏鄭公ほどの人はない、然るに公も初めは縱橫の說を學んだ人で、此れこそ謂はゆる其術を得た者であらう、

噫龍逢比干、不獲稱良臣、無蘇秦張儀之術也』 第四大段の第二小段なり、忠あつて術なき者を掲ぐ、

訓義　〔龍逢比干〕殷の諫臣、紂王の爲に殺さる、〔良臣〕魏徵嘗て太宗に告げて曰く、願はくは臣をして良臣たらしめよ、臣をして忠臣たらしむる勿れと、太宗曰く、忠良異なるかと、徵曰く、稷契皐陶、君臣心を協せ、倶に尊榮を受く、謂はゆる良臣、龍逢、比干、面折廷爭、身誅せられ國亡ぶ、謂はゆる忠臣と、

講述　扨も龍逢、比干が良臣と稱せらるゝことが出來なかつたのは、蘇秦、張儀の術がなかつたからである、

蘇秦張儀、不免爲游說、無龍逢比干之心也』 第四大段の第三小段なり、術あつて忠なき者を掲ぐ、

講述　蘇秦、張儀が游說の士たることを免れない

而して君往かんと欲す、如し還ることを得ざるあらば、土偶人の爲に笑はるゝ無きを得んやと、孟嘗君乃ち止む〔楚人云云〕楚人好んで弱弓微繳を以て歸雁の上に加ふるものあり、頃襄王召して之を問ふ、答へて曰く、此れ何ぞ大王の爲に道ふに足らんや、昔し三王以て道德を弋る、五伯以て戰國を弋る、王何ぞ聖人を以て弓となし、勇士を以て繳となし、時に張つて之を射ざる、此の六雙のもの、獲て囊載すべきなり、其樂、特だ朝夕の樂に非ざるなり、其獲る、特だ鳧雁の實に非ざるなりと、六雙とは、秦趙等十二國に喩ふ、〔蒯通〕齊の悼惠王の時、曾參、相となる、齊の處士東郭先生、梁石君、二人隱居して仕へず、蒯通、相國を見て曰く、婦人、夫死して三日にして嫁する者あり、幽居寡を守り、門を出でざるものあり、足下卽し婦を求めんと欲せば、何れを取る、曰く、嫁せざる者を取る、通曰く、然らば則ち臣を取るも亦猶是の如きなり、彼の東郭先生、梁石君、隱居嫁せず、未だ嘗て節を卑うして以て仕を求めざるなり、願はくは人をして之を禮せしめんと、相國皆以て上賓とす、

講述　蘇代は土偶の譬へを以て田文を笑ひ、楚人は弓繳の譬へを以て襄王を感ぜしめ、蒯通を娶るの譬へを以て齊の宰相を悟らしめた、右は主意を隱して之を諷した一例である、

五者相傾險詖之論、雖然施之忠臣、足以成功、何則理而諭之、主雖昏必悟、勢而禁之、主雖驕必懼、利而誘之、主雖怠必奮、激而怒之、主雖懦必立、隱而諷之、主雖暴必容、悟則明、懼則恭、奮則動、立則勇、容則寬、致君之道盡於此矣、（第三大段の第八小段なり、五諫の效を總論す、）

訓義　〔詖〕編と邪との意を兼ぬ、

講述　此の五の術は、何れも互ひに倒し合ふ所の不穩當不中正の議論である、然しながら之を忠臣の用に供するときは、功を成すに十分である、なぜならば、理を以て諭すときは、君主が昏愚であつても悟る

太息、范雎以無王耻秦、而昭王長跪請教、鄜生以助秦陵漢、而沛公輟洗聽計、此激而怒之也、」

第三大段の第六小段なり、五諫の第四法を言ふ、

訓義　〔蘇秦云云〕蘇秦韓に說いて曰く、鄙諺に曰く、寧ろ雞口となるとも牛後となる勿れと、今大王の賢を以て强韓の兵を挾み、而して牛後の名あり、竊かに大王の爲に之を羞づと、王、劍を按じ、太息して曰く、寡人不肖と雖も必ず秦に事ふる能はずと、〔范雎云云〕范雎、秦の昭王を見る、佯つて知らざる風をなして永巷に入る、宦者曰く、王至ると、雎曰く、秦焉んぞ王あることを得ん、獨り太后、穰侯あるのみと、以て昭王を感怒せしめんとす、王之を聞き、遂に雎を延き、左右を屏け、跪いて請うて曰く、先生何を以て幸ひに寡人に敎へんと、〔鄜生云云〕鄜生、沛公に謁す、公方に床に踞し、兩女子をして足を洗はしむ、生、長揖し、拜せずして曰く、足下、秦を助け諸侯を攻めんと欲するか必ず無道の秦を誅せんと欲せば、倨して長者を見るべからずと、沛公洗を輟め、之を謝す、

講述　蘇秦は牛後の譬へを以て韓王を羞かしめ、其結果、韓の惠王は劍に手を掛けて太息をつき、范雎は秦に王なしと云ふ語を以て秦王を耻かしめ、其結果、秦の昭王は跪いて敎へを求め、鄜生は秦を助くるのであると云つて漢を凌ぎ、其結果、沛公は足を洗ふことを止めて彼れの計を聽いた、右は激して之を怒らしたのである、

蘇代以土偶笑田文、楚人以弓繳感襄王、蒯通以娶婦悟齊相、此隱而諷之也、」

第三大段の第七小段なり、五諫の第五法を言ふ、

訓義　〔蘇代云云〕秦の昭王、孟嘗君の賢を聞き、涇陽君を質として之を見んことを求む、孟嘗君將に秦に入らんとす、蘇代曰く、今、代、外より來り、木偶の、土偶と語るを見る、曰く、天將に雨ふらんとす、子將に敗れんとすと、土偶人曰く、我れ土に生ず、敗るれば則ち土に歸す、今天雨ふる、子を流して行く、未だ止息する所を知らざるなりと、今秦は虎狼の國なり、

釋此利而誘之也、　第三大段の第五小段なり、五諫の第三法を解す、

訓義　〔田生云云〕史記荊燕世家に云ふ、營陵侯劉澤は高祖の從昆弟なり、呂后の時、齊人田生、游んで資に乏し、畫を以て澤に干す、澤大に之を悅び、金二百金を用ひて田生の壽をなす、田生、長安に如き、其子をして、呂后の幸する所の大謁者張卿に事へしむ、居ること數月、田生長卿に說いて曰く、太后、呂產を立てゝ王と爲さんと欲するも、大臣の聽かざるを恐る、卿何ぞ大臣に諷し、以て太后に聞せざる、太后必ず喜び、萬戶侯も亦卿の有ならんと、長卿乃ち大臣に諷し、太后に語る、太后、張卿に千金を賜ふ、田生因つて之に說き、太后に言つて、竝に劉澤を封ぜしむ、張卿入つて之を言ふ、乃ち遂に澤を立てゝ瑯琊王と爲す、〔朱建云云〕史記の朱建傳に載す、辟陽侯、急なり、因つて人をして往いて平原君朱建を見しむ、建乃ち求めて惠帝の幸臣閎籍孺を見、之に說いて曰く、辟陽侯、太后に幸せらる、而して下吏道路皆言ふ、君讒して之を殺さんと欲すと、今日侯を誅せば、旦日太后も亦君を誅せん、何ぞ肉袒、辟陽侯の爲に帝に言ひ、辟陽侯を出さゞると、籍孺、其計に從ふ、果して辟陽侯を獄より出す、〔鄒陽云云〕漢書の鄒陽傳に云ふ、梁の孝、袁王盎を殺しゝを以て、帝、人をして之を責めしむ、王始めて叛を謀る、鄒陽爭うて不可となす、故に讒せらる、梁の事敗るゝに及び、孝王誅を恐る、乃ち往いて鄒陽に謝し、其罪を辨解すべき方略ある者を求めしむ、陽直ちに長安に至り、王長君を見る、長君は王美人の兄なり、請うて曰く、今袁盎の事、卽ち窮竟せば梁王恐らくは誅せられん、此の如くならば則ち太后、貴臣に拂慍切齒側目し、長君危からん、誠に能く上に言ひ、梁の事を竟むるなからしめば、太后深く長君を德とせん、長君の弟、兩宮に幸せらるれば、金城の固なりと、長君乃ち入つて言ふ、帝の怒り解く、

講述　田生は萬戶侯になれると云ふことを以て張卿に發言し、其結果、劉澤は王に封せられ、朱建は富貴を保つの道を以て閎孺に餌を與へ、其結果、辟陽侯は罪を赦され、鄒陽は寵愛を受けられる仕方を以て長君を悅ばせ、其結果、梁王は責を免れた、右は利益に因つて誘つたのである、

蘇秦以牛後羞韓、而惠王按劍

內に在り、吾れ聞く、君三たび封ぜられんとして三たび成らざりしもの、大臣聽かざるものあればなり、而して徒に戰勝以て主に驕り、國を破り、以て臣を尊くす、以て大事を成さんと欲するも難し、故に吳を伐つに如かずと曰ふなり、吳を伐つて勝たざれば、民人、外に死し、大臣、內に虛し、是れ君、上に强臣の攻なく、下に人民の過むるなく、主を孤にし、齊を制するもの唯君なりと、常曰く、善しと、「武公云云」楚、周を圖らんと欲す、王、東周の武公をして楚の昭子に謂はしめて曰く、西周の地は百里に過ぎず、名は天下の共主たり、而して之を攻むるもの、名づけて君を弑すとなす、祭器あるを見るが故也、夫れ虎の肉は臊、其兵(爪牙を謂ふ)、身を利す、人尙之を攻む、若し澤中の麋をして虎の皮を蒙らしめば、人の之を攻むる、必ず萬倍せん、今子、天下の共主を誅戮し、三代の傳器を居かんと欲す、器南せば、兵至らんと、楚乃ち止む、「魯連云云」趙策に云ふ、魏主、新垣衍をして趙に說かしめ、共に秦を尊んで、帝と爲さんと欲す、魯仲連往いて衍を見て曰く、秦は禮義を棄てゝ首功を上ぶの國なり、彼れ卽し肆然として帝たらば、則ち連、東海を蹈んで死するあらんのみ、之が民たることを願はざるなり、且つ秦王をして梁王を烹醢せしめんとすと、新垣衍、怏然として悅ばず、連曰く、秦、已むなくして帝たらば、則ち將に天子の禮を行ひ、以て天下に號令し、又女子嬖妾をして諸侯の妃姬たらしめんとす、梁安んぞ晏然として已むを得んやと、衍、再拜して曰く、乃ち今、先生の天下の士なるを知るなり、吾れ復秦を帝とするを言はじと、

講述　子貢が內國の憂を以て齊の田常に說き、其結果、齊は魯を伐つことを得ず、東周の武公は麋鹿の譬へを以て楚の頃襄王を脅し、其結果、楚は敢て周を狙はなかつた、魯仲連は魏王が秦の爲に烹殺され鹽漬にさるゝであらうと云ふことを以て新垣衍を威し、其結果、魏は秦を皇帝となさうとする企てを遂げなかつた、右は勢ひを以て之を止めたる例である、

田生以萬戸侯啓張卿、而劉澤封、朱建以富貴餌閎孺、而辟陽赦、鄒陽以愛幸悅長君、而梁王

ずと、甘羅曰く、應侯趙を攻めんと欲す、武安君、之を難んず、咸陽を去ること七里にして、立ちどころに杜郵に死す、今文信侯自ら卿の燕に相たらんことを請ふ、而も行くを肯ぜず、臣、卿の死する所の處を知らずと張唐乃ち行く、武安君は白起、應侯は范睢、文信侯は呂不韋なり、〔趙卒云云〕史記の張耳陳餘列傳に云ふ、趙王武臣、燕軍に獲らる、之を囚へ、與に趙の地を分ち、乃ち王を歸さんと欲す、使者往く、燕輙ち之を殺す、厮養卒あり、請うて往き、燕の將に說いて曰く、君、張耳、陳餘の何如なる人なるを知るかと、曰く、賢人なり、曰く、其志何を欲するを知るかと、曰く、其王を得んと欲するのみと、養卒笑つて曰く、君未だ兩人の欲する所を知らざるなり、此の兩人、名は王を求むることを爲すも、實は燕が之を殺し、趙の地を分ち自立せんと欲す、夫れ一趙を以て尙燕を易る、況んや兩賢王を以て左提右挈して王を殺すの罪を責めば、燕を滅す易しと、燕乃ち趙王武臣を歸す、

講述　趙の觸讐は、后妃が其女子を愛すること、子を愛するより深しと云つて之を諫めた處、后妃は其說に動かされて、踵を囘らす間もなく、后妃を生みたる長安君は國を出でゝ、齊の國の人質となつた、又秦の甘羅は、武安君が杜郵に死したことを以て張唐を詰つた結果、張唐は幾日もたゝぬ中に、燕の宰相となるため出立することゝなつた、趙の一兵卒は、張耳、陳餘兩賢王の心底を燕の君に語つた結果、燕は直ちに其囚へ置いた所の趙王武臣を歸した、右は理を以て之を諭した例である、

子貢以內憂敎田常、而齊不得伐魯、武公以麋鹿脅頃襄、而楚不敢圖周、魯連以烹醢懼垣衍、而魏不果帝秦、此勢而禁之也、』

第三大段の第四小段なり、五諫の第二法を解す、

訓義　〔子貢云云〕史記仲尼列傳に云ふ、齊の田常、亂をなし、兵を移して魯を伐たんと欲す、子貢往いて田常に說いて曰く、吳強く魯弱し、吳を伐つに如かずと、田常忿然、色をなす、子貢曰く、夫れ憂、內に在るもの强を攻め、憂、外に在るもの弱を攻む、今君、憂、

篇を開發するものにして、全篇の過渡と云ふべき處なり、

説之術可爲諫法者五、理諭之、勢禁之、利誘之、激怒之、隱諷之、之謂也』、第三大段の第二小段なり、術の目を揭ぐ、

訓義 〔勢禁〕勢は事情形勢なり、禁は封じ込むるが如く、手も足も出ぬやうにすることを言ふ、

講述 君主に説く所の術は五あり、それは理を以て之を諭し、勢ひを以て之を止め、利を以て之を誘ひ、激して之を怒らし、隱に之を諷す、此の五事を指すのである、

文法 此の五項は、説の一字より分出す、

觸讋以趙后愛女賢於愛子、未旋踵而長安君出質、甘羅以杜郵之死詰張唐、而相燕之行有日、趙卒以兩賢王之意、語燕而立歸武臣、此理而諭之也』、第三大段の第三小段なり、五諫の第一法を解す、

訓義 〔觸讋〕趙策に云ふ、秦、趙を攻む、趙、救ひを齊に求む、齊、長安君を以て質となさんことを求む、太后肯ぜず、左師觸讋、太后を見て曰く、老臣竊かに謂ふ、媼の燕后を愛する、長安君に賢ると、后曰く、君過てり、長安君の甚しきに若かずと、左師曰く、媼の燕后を送るや、其遠きを悲むなり、又之を哀む矣、已に行く、思はざるに非ざるなり、祭祀必ず之を祝して曰く、必ず反らしむる勿れと、豈に久長に子孫相繼いで王たるを計るに非ずや、今媼、長安君の位を尊くし、封ずるに膏腴の地を以てす、今に及んで國に功あらしめず、今一旦山陵崩れば、長安君何を以て自ら趙に託せんや、故に以爲へらく、愛、燕后に若かずと、太后曰く、諾と、〔甘羅云云〕秦策に云ふ、秦、張唐をして往いて燕の相となり、共に趙を伐つことを謀らしむ、唐、行くを肯ぜず、甘羅、唐を見て曰く、卿の功、武安君に孰れぞと、曰く、如かずと、甘羅曰く、應侯の秦に用ひられたる文信侯の專なるに孰れぞと、曰く、如か

れることが出來るかと云ふに、機智勇辯が古への游説の士のやうであるに限る、

文法　「古游説之士」は、前の術の字を承けて下の一段の五項を起す、○「少不爲桀紂」云云の語は甚だ古雅の處あり、

夫游説之士、以機智勇辯、濟其詐、吾欲諫者、以機智勇辯、濟其忠、請備論其效、』（第二大段の第三小段なり、權の經に歸する所以を言ふ）

訓義　〔濟〕なすと訓す、遂ぐるなり、〔備〕つぶさにと訓す、〔效〕效能なり、結果なり、

講述　夫れ游説の士は、機智勇辯を以て詐を效果あらしむるものであるが、自分の諫めようとする流儀は、忠を效果あらしめんが爲に機智勇辯を用ふるのである、余をして委細に其效を論ぜしめよ、

文法　「機智勇辯」は術にして權なり、濟忠は經なり、手段は游説の士と同一なれども、目的は同じからざることを言ふなり、

周衰、游説熾於列國、自是世有其人、吾獨怪夫諫而從者百一、説而從者十九、諫而死者皆是、説而死者、未嘗聞、然而抵觸忌諱、説或甚於諫、由是知不必乎諷諫、而必乎術也、』（第三大段の第一小段なり、術の必要を説く）

訓義　〔抵觸〕衝突なり、

講述　周の世が衰へてから、游説は列國に烈しく行はれ、是より以來、代代是れぞと云ふ游説の士があつた、然るに自分に限つては不思議に思ふ所があると云ふのは、此等游説の士が相手を諫めて、其相手が從つたのは百人に一人の外なく、彼等が相手を説いて、其相手が從つたのは十人に九人あり、諫めて殺されたものは誰れも彼れも同然なるに、説いて殺されたものは未だ聞き及ばず、其くせ相手の氣に障ることは、説の方が或は諫めの方より甚だしいものがある、是れに由つて諷諫に限らずして術に限ると云ふことが知れる、

文法　「由是知」の一句は、上半篇を收束して下半

太后を迎へて歸る、

講述　昔し伍擧は隱語を進めた處、楚王の淫行が益〻甚だしくなつた、諷諫必ずしも行はれない、茅焦は烹殺される覺悟で衣服を脱ぎ、險呑な議論を吐いた處、秦の始皇帝は立どころに悟つた、直諫も必ずしも失敗をしない、卽ち諷諫だからと云つて贊成するわけにゆかぬ、直諫だからと云つて排斥するわけにはゆかぬ、自分はそれ故に、之を用ふるの術何如に在りと曰ふのである、

然則仲尼之說非乎、曰仲尼之說、純乎經者也、吾之說參乎權而歸乎經者也』、（第二大段の第一小段なり、自己の說の性質を述ぶ、）

訓義　〔經〕常道、〔權〕非常に處するの道、或は便法、

講述　左樣な次第ならば、仲尼の說は間違つて居るか、答へて曰ふ、仲尼の道は常道に專一のものであり、吾れの說は、權宜の中へ這入り込んで、結局は常道に歸著するものである、

如得其術、則人君有少不爲桀紂者、吾百諫而百聽矣、況虛己者乎、不得其術、則人君有少不若堯舜者、吾百諫而百不聽矣、況逆忠者乎、然則奚術而可、曰機智勇辯如古遊說之士而已』、

（第二大段の第二小段なり、術を用ふべきことを言ふ、）

訓義　〔古游說之士〕蘇秦、張儀の徒を謂ふ、

講述　若し其術を得るときは、少しにても桀紂ほど惡逆でない人君であるならば、百度諫めて百度とも聽入れらるゝに定まつて居る、況んや自己の心を空虛にして他人の言に耳を傾くる人君に於てをや、又若し其術を得ざるときは、少しにても堯舜に及ばない人君であるならば、百度諫めて百度とも聽かれないに定まつて居る、況んや忠言に逆ふ所の人君に於てをや、それならば何如なる術を行ふときは聽か

蓋出於仲尼、吾以爲諷直一也、顧用之之術何如耳、』第一大段の第一小段なり、諷諫、直諫の優劣なきことを言ふ、

訓義　〔與〕優者と認むること、道德的價直を附するなり、〔少〕劣者と認むるなり、〔蓋出於仲尼〕仲尼は孔子の字、孔子家語に載す、孔子曰く、諫に五義あり、一に曰く譎諫、(譎は權詐)二に曰く戇諫、(戇は飾りなきなり)三に曰く降諫、(降は卑下するなり)四に曰く直諫、(露骨に諫むること)五に曰く諷諫、(遠廻しに諫むること)唯主を度つて以て之を行ふ、吾れは其諷諫に從はんかと、

講述　古今の人が諫言を論ずるに、常常諷諫を上等として直諫を下等とする、此の如き議論は、但し仲尼から出たのである、自分は諷諫も直諫も同一であつて、唯遣り方がどうであるかと云ふ問題に過ぎぬと考へる、

文法　先づ術の字を出す、

伍擧進隱語、楚王淫益甚、芳蕉解衣危論、秦帝立悟、諷固不可盡與、直亦未易少之、吾故曰顧用之之術何如耳、』第一大段の第二小段なり、諷諫、直諫の術を待つことを證す

訓義　〔伍擧進隱語〕史記の楚世家に云ふ、莊王、位に卽く、三年號令を出さず、日夜樂をなす、伍擧入つて諫む、隱語を進めて曰く、鳥あり、阜に在り、三年蜚ばず、鳴かず、是れ何の鳥ぞやと、莊王曰く、三年蜚ばず、蜚ばゝ、將に天に冲せんとす、三年鳴かず、鳴かば、將に人を驚かさんとす、擧退け、吾れ之を知ると、居ること數月、淫益ゝ甚だし、〔茅焦解衣危論〕說苑に云ふ、秦の太后、嫪毐と通ず、始皇、毒を誅して太后を遷す、諫めて死するもの二十七人、茅焦諫めて曰く、陛下狂悖の行ひあつて自ら知らざるか、假父を車裂し、二弟を囊撲(囊中に入れて撲ち殺す)し、母を遷し、諫臣を殘戮す、天下をして之を聽かしめば、盡く瓦解して秦に向ふものなからん、臣の言已むと、乃ち衣を解き鑕に伏す、王、殿を下り、手を以て之に接し、

それで佛に勝てるのである、

然則禮義者勝佛之本也、今一介之士、知禮義者、尙能不爲之屈、使天下皆知禮義則勝之矣、此自然之勢也、　第六大段の第三小段なり、佛に勝つの道は禮義に在るを言ふ、

講述　さうして見ると、禮義は佛に勝つの本である、今一個の士と雖も、禮義を知るときは尙佛に屈しないとすれば、天下の人に盡く禮義を知らしたならば、佛に勝てるであらう、此れは自然の勢ひである、

文法　一介の士より推して天下に及ぶ、文勢甚だ順にして、全局を收拾するに甚だ力を費さず、

餘說

此れ韓退之の原道と共に、排佛の二大文字なり、而して禮義を以て佛に勝つは、韓の謂はゆる「明先王之道者」なれば、原道の範圍を脫せざるに似たり、文章も亦平允に過ぎて目を駭かすべきものなし、

諫論　蘇老泉

講題　上下二篇あり、此れ其上篇なり、故に一本に諫論上に作る、自注に云ふ、賢君、時にあらず、忠臣、時に得ず、故に諫論を作ると、

大旨　術を以て忠の效果を擧ぐべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「吾故曰顧用之之術何如耳」に至る、諫の得失は術の何如に存するを言ふ、第二大段は「然則仲尼之說非乎」より「請備論其效」に至る、術の目的は忠を遂ぐるに在るを言ふ、第三大段は「周衰」より「此所謂得其術者歟」に至る、諫の術を論列す、第四大段は「噫龍逢比干不得稱良臣」より篇末に至る、心術と忠諫との關係を論す、

古今論諫、常與諷而少直、其說

を亂した、孟子は之を患へて專ら仁義を說いたが、仁義の說が勝つた結果、楊墨の學問は廢れて仕舞つた、漢の文帝の時、百家の學問が竝び起つた、董生は之を患へたが、進んで彼等を攻めようとはせず、退いて孔子の道を修めた、故に孔子の道が明かになつて百家の說が閉塞に及んだ、此れが謂はゆる其本を修めて之に勝つ所の實效である、

文法　一篇の主意、此に在り、

今八尺之夫、被甲荷戟、勇蓋三軍、然而見佛則拜、聞佛之說則有畏慕之誠者何也、彼誠壯狡、其中心茫然無所守而然也、第六大段

の第一小段なり、守る所なき者を擧ぐ、

訓義　〔壯狡〕狡は健なり、

講述　今身の長八尺もある大丈夫が、鎧を著、戟を荷ひ勇氣三軍を蓋ふ者がある、然るに斯く雄雄しいにも似合はないで、佛を見ると拜禮を行ひ、佛の說を聞くと、畏れたり慕つたりする誠があるのは何故であるか、彼れは實に壯健ではあるが、其心中は茫然として何等の取り守る所がないからである、

一介之士、眇然柔懦、進趨畏怯、然而聞有道佛者則義形於色、非徒不爲之屈、又欲驅而絕之者何也、彼無他焉、學問明而禮義熟、中心有所守以勝之也、第六大段

の第二小段なり、守る所ある者を擧ぐ、

訓義　〔眇然〕小なる貌、

講述　又玆に一個の人があり、身の長は小さく、而も意氣地なく、進むにも退くにも臆病である、斯く弱弱しいにも似合はず、佛の事を口にする者があることを聞く時は、義心が色に見はれ、只佛の爲に屈しないのみでなく、更に追ひ拂つて寄せ附けまいとするのは何故であるか、彼れ他の仔細があるではなく、學問が明かで禮義に熟し腹の底に守る所があるから、

又曰、吾將有說而排之、何其不思之甚也、夫千載之患、偏于天下、豈一人一日之可爲、民之沈酣、入於骨髓、非口舌之可勝、第四大段の第三小段なり、佛を去るの方法を失ふことを言ふ、

訓義　〔艴然〕怒る貌、〔沈酣〕溺沒と云ふが如し、

講述　幸ひにして一人、佛に惑はないものがあると云ふと、此の人は艴然と充血した顔色をして曰ふには、佛は何等の物ぞ、自分は戈を取つて之を逐ひ拂ふ考へであると、又曰ふには、吾れは道理を說いて之を退ける考へであると、どうして斯くまでに考へのないことだらう、夫れ千年以來の害であつて、而も天下中に廣がつて居る佛の事であるから、どうして一人の力や一日の間位で其眞似が出來ようや、人民が之に溺れ込んで、骨髓まで深くはまつて居ることであるから、口先きで勝てるものではない、

然則將奈何、曰莫若修其本以勝之、昔戰國之時、楊墨交亂、孟子患之、而專言仁義、故仁義之說勝、則楊墨之學廢、漢之時百家竝興、董生患之、而退修孔氏之道、故孔氏之道明而百家自息、此所謂修其本以勝之之效也、第五大段なり、

訓義　〔楊墨〕爲我主義の楊朱、兼愛主義の墨翟、〔董生〕董仲舒なり、膠西王、其賢行あるを聞き、善く之を待つ、董仲舒、久しうして罪を獲んことを恐れ、疾と稱して職を辭し、家に居り、學を修め書を著はすを以て事となす、故に漢興つて五世の間に至る、唯董仲舒、春秋に明かなりとの名あり、

講述　然らば則ち何如にすべきものであらう、曰く、其本根を修めて之に勝つのが一番である、昔し周末戰國の時、楊子、墨子の道が入れ替り立ち替り天下

耕せしめ、復其私田を税せず、

講述　周が衰へて秦が天下を併す頃となつては、盡く夏殷周三代の法を棄て、王道が中絶に及んだが、後世天下を有ちしものは、奮發して政治を行ふことが出來ず、其政治の機關は備はらず、民の不善に染まることを防ぐの次第は行屆かず、佛は此の時に於て我が間隙に乘じて出たのであるが、爾來、千有餘年の間、佛の來る者は日に益、多いのに、吾れの爲す所の王道は日に益、壞れ、就中井田は一番先きに廢れて、土地の兼幷やら、游民怠惰やらの惡事が起り、其後謂はゆる蒐狩、婚姻、喪祭、鄕射の禮等、凡そ人を敎ふる所の機關は、次第次第に無くなつて仕舞ひ、斯くして人民の中の奸惡なるものは、閒暇あるまゝに他事をなし、其良民と雖も、禮義は跡形もなくなつて、自分の身に及ぶことを見なかつた、

文法　此の段は謂はゆる「氣虛」の場合なり、

夫姦民有餘力、則思爲邪僻、良民不見禮義、則莫知所趨、佛於此而乘其隙、方鼓其雄誕之說而牽之、則民不得不從而歸之矣、又況王公大人往往倡而驅之曰佛是眞可歸依者、然則吾民何疑而不歸焉、『第四大段の第二小段なり、佛の行はるゝ所以を言ふ、』

講述　夫れ姦民は、本業がなく餘力のあるときは邪僻の行ひをなさんことを思ひ、良民は、禮義の實物敎育を見ぬときは趨くべき所が分らぬ、佛は此の時に於て斯かる隙に乘じて、偏へに其大袈裟なる妄誕の說を吹き立てゝ人民を引附けるから、人民は其勢ひにつれて佛に歸せざることを得ない、又況んや王公大人が往往先達となつて佛を崇め、佛は眞に歸依すべき者であると曰ふをや、さすれば吾が人民は何を疑つて歸せざることを得ようや、

幸而有一不惑者、方艴然而怒曰、佛何爲者、吾將操戈而逐之、

中に漬くこと、〔庠序〕殷に序と曰ひ、周に庠と曰ふ、地方學校の名、

講述　蓋し堯舜三代の政は右の通りであつて、其人民の爲に計畫する所の意は甚だ精しく、民を治むるの機關は甚だ備はり、民を制限するの術は甚だ行屆き、民を導くの道は甚だ篤く、之を行ふ仕方は勤勉であるからして、物に被る利益は透徹し、仕方が漸進であるから、人の心に入ることが深い、されば人民は、生るゝと云ふと、力を田畝に用ふるか、さなくば禮樂の間に從事し、自分の家に在るか、さなくば學校の間に在り、耳に聞く所も目で視る所も仁義の事でないものはなく、樂んで其方へ赴き、自分で倦むことを知らない、又終身、中國にて見慣れた所より以外の物を見ない、それに何として外物を慕ふ暇などがあらうや、故に佛があつても入りやうがないと申したのは、此の機關があると云ふ意味である、

文法　「用力乎南畝」は「力皆盡於南畝」に應じ、「又奚暇夫外慕哉」は「雖有佛無所施于吾民矣」に應じ、「故曰云云」は「雖有佛無由而入」に應ず、

及周之衰、秦幷天下、盡去三代之法、而王道中絕、後之有天下者、不能勉强、其爲治之具不備、防民之術不周、佛於此時、乘間而出、千有餘歲之間、佛之來者日益衆、吾之所爲者日益壞、井田最先廢、而兼幷游惰之姦起、其後所謂蒐狩婚姻喪祭鄕射之禮、凡所以教民之具、相次而盡廢、然後民之姦者、有假而爲他、其良者、泯然不見禮義之及己、

第四大段の第一小段なり、王政闕けて佛の入りたることを敍す、

訓義　〔井田〕殷、井田の制を立て、六百畝の地を畫して九區とし、區ごとに七十畝、中を公田とす、其外、八家に各、一區を授け、其力を借りて以て公田を助

る、人民の性情に從つて限度を立てるのは、其取締りをして適度ならしめない手段である、

然猶懼其末也、又爲立學以講明之、故上自天子之郊、下至鄕黨、莫不有學、擇民之聰明者而習焉、時相告語而誘勸其愚惰、嗚呼何其備也、第三大段の第四小段なり、教育を言ふ、

訓義　〔天子之郊〕四郊にある虞庠と云ふ學校、

講述　然れども猶其十分でないことを懼れた所よりして、又彼等の爲に學校を立てゝ其禮を研究させる、故に上は天子の郊から下は田舍の鄕黨に至るまで、學校のない所はなく、人民の中の聰明な者を擇んで習はしめ、此等の者をして他の鄕人に語り告げて、其愚なる者と怠る者とを導き喩さしめる、扨も何と云ふ完備した事だらう、

文法　「然猶懼」の數字を下し、民を防ぐことの周到にして、民を導くことの懇篤なるを見はす、民の其他に暇あらずして、佛自つて入るなき所以なり、

蓋堯舜三代之爲政如此、其慮民之意甚精、治民之具甚備、防民之術甚周、誘民之道甚篤、行之以勤、而被於物者洽、浸之以漸、而入於民者深、故民之生也、不用力乎南畝、則從事於禮樂之際、不在其家、則在乎庠序之間、耳聞目見、無非仁義禮樂、而趨之不知其倦、終身不見異物、又奚暇夫外慕哉、故曰雖有佛無自而入者、謂有此具也、第三大段の第五小段なり、王政の效を言ふ、

訓義　〔治民之具〕具は機關と云ふが如し、〔浸〕水

嫁娶、而爲婚姻之禮、因其死葬、而爲喪祭之禮、因其飲食群聚、而爲鄉射之禮、非徒以防其亂、又因而敎之、使知尊卑長幼凡人之大倫也、』（第三大段の第二小段なり、禮を制するを言ふ、）

訓義　〔牲牢〕牛羊豕、各ゝ一を牲牢と曰ふ、〔弦匏俎豆〕弦は管絃の絃に同じ、匏は八音の一にして、倶に樂器なり、俎豆は木を以て造り、菜、肉等を盛るもの、〔蒐狩〕春獵を蒐と曰ひ、冬獵を狩と曰ふ、〔鄉射之禮〕禮記に鄉飲酒射義あり、曰く、古へは諸侯の射や、必ず先づ燕禮を行ふ、卿大夫の射や、必ず先づ鄉飲酒を行ふ、君臣義を明かにし、長幼の序を明かにする所以なりと、

講述　然れども又人民が勞働の餘り、怠惰となつて邪僻の道に入ることを懼るゝ所より、之が爲に仕組を立て、牲牢酒醴などの飲食を以て其身體を養ひ、絃匏俎豆の器械を以て其耳目を悅ばせ、彼等が耕作をしないで勞働を休む時に於て、之に禮を敎ふるのである、故に禽獸の獵をする事があるに因つて、其儘蒐狩の禮を作り、嫁入り嫁取りの事があるに因つて、其儘婚姻の禮を作り、死葬の事があるに因つて、其儘喪祭の禮を作り、飲食群聚の事があるに因つて、其儘鄉射の禮を作つた、是れは徒に人民の不秩序を防ぐばかりでなく、之に敎へて、尊卑、長幼等の如き、人間の大いなる倫理を知らしむる爲である、

故凡養生送死之道、皆因其欲而爲之制、飾之物采而文焉、所以悅之使其易趣也、順其性情而節焉、所以防之使其不過也、』（第三大段の第三小段なり、昔しの制度が欲を利用せしことを言ふ、）

講述　故に凡そ生者を養ひ死者を送る仕方は、何れも人民の欲に因つて其れ其れの制度を作つたもので、禮式用の器具を飾つて之を華にするのは、人民の心を滿足させて其方に赴き易からしむる手段であ

補其闕、修其廢、使王政明、而禮義充、則雖有佛、無所施于吾民矣、此亦自然之勢也』第二大段の第四小段なり、患を去るの本を言ふ、

講述　其闕けた王政を補ひ、其廢れた禮義を修め、王政が明白で禮義が充實したならば、佛があつたとて、吾が人民に向つて彼れの教へを施しやうがない、此れは自然の勢ひである、

文法　此の四句は卽ち佛に勝つの道、

堯舜三代之爲政、設爲井田之法、籍天下之人、計其口、而皆授之田、凡人之力能勝耕者、莫不有田而耕之、斂以什一、差其征役、以督其不勤、使天下之人、力皆盡於南畝、而不暇乎其他、第三大段の第一小段なり、民に産を授くることを言ふ、

訓義　〔籍〕戸籍を造ること、〔口〕人口なり、〔斂〕取立て、取入る年貢に就いて言ふ、〔差〕等級を立つること、〔征役〕租税、夫役、〔南畝〕田畝を指す、

講述　昔し堯舜三代の爲した政治は、井田の法を設定して、天下の人の戸籍を編み、其人口を計つて皆之に田を配分してやり、凡そ人民で耕作に堪へる力のある者は、所有の田地があつて之を耕さぬ者はない、政府の收稅は其十分の一を取り、其征賦の差等を立てゝ、勤勉せぬ者を督勵し、天下の人民をして盡く力を田畝に竭し、其他の事を顧みる暇のないやうにさせた、

然又懼其勞且怠、而入於邪僻也、於是爲制、牲牢酒醴、以養其體、弦匏俎豆、以悅其耳目、於其不耕休力之時、而教之以禮、故因其田獵、而爲蒐狩之禮、因其

佛爲夷狄、去中國最遠、而有佛固已久矣、堯舜三代之際、王政修明、禮義之教、充於天下、於此之時、雖有佛、無由而入、第二大段の第一小段なり、

盛代に佛の入らざることを言ふ、

訓義　〔爲夷狄〕印度の人なるを以て云ふ、〔有佛固已久〕漢書に、霍去病、焉支山を過ぎ、金人を得て歸る、帝之を甘泉宮に置くと、顔師古云ふ、今の佛像、是れ其遺法と、或は曰く、秦の時、沙門室利房等至る、始皇以て異となし、之を囚ふ、夜、金人あり、破つて以て出づ、佛徒云ふ、釋迦の生るゝ、周の穆王の時を以てすと、或は春秋莊公二年とす、

講述　佛は夷狄であり、中國を離るゝこと最も遠くして、此の地に佛のあるのは、固より已に久しきことである、堯舜や夏殷周の頃、王政も修まり明かで、禮義の教は天下に充滿して居つた、此の時に當り、佛があつても入るべき路がなかつた、

文法　「禮義之教充於天下」は前の譬への「氣實」を承く、

及三代衰、王政闕、禮義廢、後二百餘年、而佛至乎中國、第二大段の第二小段なり、

衰世に至つて佛の入りたることを言ふ、

講述　三代が衰へ、王政が闕けて禮義が廢れてから二百餘年過ぎて、佛は中國に入つた、

文法　前の譬への「氣虛」に應ず、

由是言之、佛所以爲吾患者、乘其闕廢之時而來、此其受患之本也、第二大段の第三小段なり、患の入る所を言ふ、

講述　是れに由つて之を言へば、佛が吾が中國の患をなす原因は、吾が王政が闕け禮義が廢れた時に附込んで來つたので、此れぞ中國が佛法の害を受けた本である、

文法　「其受患之本也」の一句、本の字を點ず、

とであるが、其間卓然と人に立勝つた所があつて佛に惑はず、其上有力なる人人は、之を除かうと思はないものはなかつた、そこで以前已に之を除いたことがあつたが、それにも拘はらず復た大に來集して、之を攻むると云ふと、暫時は破れても反つて愈、堅固となり、之を撲つと云ふと、まだ滅びない內に一層烈しくなり、どうする事も出來ないやうになる、すれば到底除くことは叶はないであらうか、恐らくはさうであるまい、但し是れと云ふも其方法を知らないからである、

文法　「是果不可去邪」の一問を設け、文始めて徑直ならず、○「未知其方也」の一句は本を修むべき意を含む、

夫醫者之於疾也、必推其病之所自來、而治其受病之處、病之中人、乘乎氣虛而入焉、則善醫者、不攻其疾、而務養其氣、氣實則病去、此自然之效也、故救天下之患者、亦必推其患之所自來、而治其受患之處、

第一大段の第二小段なり、譬へを以て方法を說く、

訓義　〔疾〕病氣の概稱、〔病〕現實の病氣、專稱、〔自〕「由つて」と訓ず、「中」犯し込むこと、〔效〕結果、

講述　一體醫者が病氣に對する處法は、必ず其病症の原因を推して、其患部を治療するのである、病が人の體を犯すのは、其人の元氣の虛弱なのに乘じて這入るのであるから、上手な醫者になると、其患部を攻擊しないで、成るべく患者の元氣を養つて補ひを附ける、元氣さへ充實すると云ふと、病氣はなくなる、是れは自然の結果である、故に天下の患を救ふ者もやはり此れと同じ事であつて、其患の起つた原因を推し究めて、其患部を治療するのである、

文法　此の處、唯天下の患を治むる方法を論じて、未だ佛を言はず、「此自然之效也」に至るまでを喩意とし、「故」以下を正意となす、

本論　六一居士

講題　此の篇は佛法に勝つべき根本策を論じたるものなるが故に、名づけて本論と曰ふ、元來、上中下三篇あり、此れは其中篇なり、六一居士とは歐陽修の戲號なり、

大旨　佛に勝つの本は禮義に在ることを言ふ、

大段落　凡そ分つて六大段となす、第一大段は篇首より「而治其受患之處」に至る、虛論を以て通篇の大旨を掲ぐ、第二大段は「佛爲夷狄」より「此亦自然之勢也」に至る、禮義充つれば則ち佛なく、禮義廢すれば則ち佛至るを言ふ、第三大段は「堯舜三代之爲政」より「謂有此具也」に至る、禮義の充つるは王政の修まるに在るを言ふ、第四大段は「及周之衰」より「非口舌之可勝」に至る禮義廢すれば、佛、其間に乘じて來る、而して禮義の廢るゝも亦王政の修まらざるに在るを言ふ、第五大段は「然則將奈何」より「以勝之之效也」に至る、病を去るの方は、其本を修めて以て之に勝つに在ることを言ふ、第六大段は「今八尺之夫」より篇尾に至る、佛に勝つ所以を論ず、

佛法爲中國患千餘歲、世之卓然不惑而有力者、莫不欲去之、已嘗去矣、而復大集、攻之暫破而愈堅、撲之未滅而愈熾、遂至於無可奈何、是果不可去邪、蓋亦未知其方也、

第一大段の第一小段なり、佛を破る能はざるは方法を失する爲なることを言ふ、

訓義　〔佛法云云〕後漢は明帝、夜、金人殿庭に飛行せし夢を見、朝廷に出でゝ群臣に問ひし處、傅毅、其佛なることを對ふ、帝、使を印度に遣はし、佛を求めしむ、永平八年、摩騰、竺法蘭等、四十二章經及び釋迦の立像を以て東都に至る、宋の仁宗の時を距ること千有餘年なり、

講述　佛法が中國の害をなすこと千餘年に及ぶこ

善人多、垂此玄言、蓋抑揚之旨也、且聖人不仁、以百姓爲芻狗、不仁之仁、豈非幾也、國不用機則克永世、匪我攸聞、』第七大段の第五小段なり、老子の本意を言ふ、

訓義　〔聖人不仁云云〕老子第五章の語、上に天地不仁、以萬物爲芻狗の句あり、上句より說かざれば、意義明かなり難し、天地が萬物を生ずるのを見れば仁のやうではあるが、仁心のあるわけではない、丁度祭の時の芻狗同樣である、芻狗とは、藁を以て製したる狗にして、祭の時に具へるものなるが、具へるまでは青や黃の絲などを以て飾りとなし、大切に取扱ふも、祭が終れば之を棄てゝ顧みず、天地は之と同一にして、私しの心なく、萬物の自然に任す、聖人は天地と同伴なるを以て、亦自然放任主義を以て國を治め、百姓を芻狗同然に心得ることを云ふ、〔玄言〕玄妙の言なり、

講述　聖人は百代の後に善人が少くして不善人の多からうと云ふことを慮つて、以智治國、國之賊、不以智治國、國之福」と云ふ玄妙の議論を殘されたのである、但し善人を揚げて不善人を抑へる主意である、其上老子が又「聖人不仁、以百姓爲芻狗」と言はれて居るが、是れは不仁の仁であり、其不仁の仁は何と機ではないか、國家が機を用ひないで永代續くと云ふことは、自分等未だ聞いたことはない、

夫茫茫六經、萬機之圃、昭昭前史、萬機之鑑、仲尼云、知幾其神乎、有旨哉有旨哉、』第八大段なり、

訓義　〔茫茫〕ひろびろ、〔昭昭〕あきらか、〔幾〕機に同じ、〔旨〕味ひなり、

講述　夫れ茫茫たる所の六經は、數限りもなく機の圃（產出する處）であり、昭昭たる從來の歷史は、數限りもない機の鏡である、仲尼は、幾を知るものは神であらうかと言はれたが、何と云ふ味のある語であらう、何と云ふ味のある語であらう、

其性者也』、第七大段の第二小段なり、機智の別を決す、

講述　自分は之に答へて云ふやう、機と云ふものは智より生ずる者であり、智と云ふものは其人の生れ附き次第のものであると、

大人君子、得其遠者大者、爲而不有、功成不居、使天下淵淵然若登春臺而享大牢、不知帝力、故爲國之福、非謂其無慮無思、兀兀然如草木鳥獸而能治國者也』、第七大段の第三小段なり、國の福に就て疑問を決す、

訓義　〔淵淵然〕快樂の貌、〔大牢〕牛羊豕の具はりたる馳走、〔兀兀〕無情の貌、

講述　大人君子は、其天性の上より智の遠きもの大いなる者を得て居るが故に、事業を爲しても自分のものとせず、功績が成つても成功の地位に居ることなく、天下の人が面白可笑しく春の臺に登つて花見をしたり、太牢の御馳走に與つた心持で、天子が斯う云ふ風に世の中を治めたと云ふことを意識しないやうに仕向けた、故に國の福と曰ふので、全く何の思慮もなく、草木や鳥獸のやうに無感覺無作用で善く國を治むると云ふ意味ではない、

細人曲士、得其小者近者、嗜慾繫焉、矜伐在焉、是非生焉、爭鬪興焉、故爲國之賊』 第七大段の第四小段なり、國の害に就いて疑問を決す、

訓義　〔曲〕こまか、〔矜伐〕ほこり、

講述　小人共は、其小さきもの近いものを得て、慾望が關係し、誇る心が在り、是非を爭ふ念が生じ、爭鬪が起る、故に國の害と曰ふのである、

文法　前の小段は、上の「大人行之則合於道」の句を伸言し、此の一小段は、「細人竊之則階於亂」の句を伸言したるものなり、

聖人慮百世之後、善人少而不

如旋踵、爲國家者可不務乎哉』、第六大段の第四小段なり、機の得失が恩讐を變じ興亡を轉ずるを言ふ、

訓義　〔九合云云〕前に出づ、〔衞懿好鶴〕左傳閔公二年に云ふ、狄人、衞を伐つ、衞の懿公、鶴を好む、鶴軒に乘ずる者あり、將に戰はんとす、國人甲を受くる者皆曰く、鶴を使へ、鶴實に祿位あり、余焉んぞ能く戰はんと、狄人と熒澤に戰ふ、敗績す、遂に衞を滅すと、

講述　以上は、一毫一釐を過つた爲に千里の差を來した次第である、故に君子が其機を得るときは、仇敵すらも變じて我が腹心の者となる、況んや平生から恩義のある者をや、又其機を失ふときは、昵近者も背いて手剛い敵となる、況んや平生より疎遠の人をや、齊の桓公は仇である所の管仲を用ひて、能く彼れの謀を十分に用ひ、九たびも諸侯を會合し、一たび天下を正しくした、衞の懿公は鶴を愛したがため、臣下の望みを失ひ、國家に外寇の難があつた時、士卒は戰はなかつた、右樣であるとすれば、得策と失敗とは手の裏を反すよりも容易であつて、國の興ると亡ぶるとは、其速かなること踵を回らすやうである、國家を治むる者は、務めずしてあられようや、

文法　段節毎に往往事實を以て筆を收む、此の處の齊桓、衞懿に於けるも亦然り、滾滾たる文勢、之が爲に檢束あつて放肆に流れず、

或曰、老氏云、以智治國、國之賊、不以智治國、國之福、然則智非機耶、機非智耶』、第七大段の第一小段なり、疑問を敍す、

訓義　〔老子云〕六十五章の語、

講述　或人難問して云ふやう、老子は、智を以て國を治むるのは國の害であり、智を以て國を治めないのは國の福であると云つて居る、されば智は機でなきか、機は智でなきか、機と智と同一なれば、老子は已に智を排斥する以上、機も亦排斥せられる譯であるのに、足下は國家を治むるに機を主張せらるゝは心得難い、機と智との關係はどんなものかと、

答曰、機者生於智者也、智者隨

らん、事は隱公十七年に在り、〔客〕やぶさかと訓ず、〔虞棄虢〕左傳僖公二年に云ふ、晉、屈產の乘と垂棘の璧とを以て、道を虞に假る、五年に又云ふ、再び道を假る、宮子奇諫むれども聽かず、晉の師、虢を滅す、還つて虞に館す、遂に虞を襲うて之を滅し、虞公及び其大夫井伯を執ふと、〔泄冶諫其君〕左傳宣公九年に云ふ、陳の靈公、孔寧、儀行父と、夏姬に通ず、皆其衵服を衷にして、以て朝に戲る、泄冶諫めて曰く、公卿淫を宣す、民效ふなし、且つ聞令からず、君其れ之を納れよと、公曰く、吾れ能く改めんと、公、二子に告ぐ、二子之を殺さんと請ふ、公禁ぜず、遂に之を殺すと、〔子家從其賊〕春秋に曰く、鄭の公子歸生、其君夷を弑す、權足らざればなりと、杜注に云ふ、子家、權以て亂を禦ぐに足らず、譖を懼れて君を弑するに從ふ、故に書するに首惡を以てするなりと、

講述　故に進むに就いて其時の可不可を見究めざるときは凶となる、是れ鼂錯が誅せられた原因である、退くに就いて其時を見究めざるときは禍ひを得る、是れ白起の刃に伏して自殺した原因である、取るに就いて時を見究めざれば困却を招く、許が鄭を伐つたのが其れである、捨てるに就いて時を見究めざれば悔ゆる事がある、虞が虢を棄てたのが其れである、語るに就いて時を見究めざれば不名譽を殘す、泄冶が其君を諫めたのが其れである、沈默するに就いて時を見究めざれば謗を受ける、子家が君を弑する賊に附いたのが其れである、

文法　㈠句法長短、變化あり、

所以失之毫釐、差之千里、故君子得其機、則仇讎變爲腹心、況其恩者乎、失其機、則昵親反爲勍敵、況其疏者乎、齊桓用讎、能盡管仲之謀、九合諸侯、一匡天下、衛懿好鶴、失於臣下之望、國之有難、士卒不戰、夫如是則一得一失、易於反掌、一興一亡、疾

訓義　〔干〕冒し求むるなり、〔悶〕憂なり、〔二疏〕漢の疏廣と疏受、〔甘羅〕甘羅、年十二にして、秦の相文信侯呂不韋に事へ、趙に使ひして還り報ず、秦乃ち甘羅を封じて上卿となし、其祖甘茂の田宅を以て之に賜ふ、〔元吉〕大吉なり、

講述　進むことが其時を得れば、其結果利がある、伊尹が殷の湯王に仕官を求めたのが其例である、退くことが其時を得れば、其結果心に何等の煩悶もない、二疏が老年を申立てゝ祿を辭したのが其例である、取ることが其時を得れば、其結果必ず取り用ひられる、甘羅が宰相の位に陟つたのが其例である、捨てることが時を得れば、其結果が大吉となる、泰伯が呉を去つたのが其例である、語ることが其時を得れば、其結果信ぜられる、傅說の殷の高宗に對へたのが其例である、沈默することが時を得れば、其結果無事に身を保つことが出來る、殷の微子は其例である、

故進不相時則凶、鼂錯所以見誅也、退不相時則禍、白起所以伏劍也、取不相時則招吝、許伐鄭也、捨不相時則有悔、虞棄虢也、語不相時則貽辱、泄冶諫其君也、默不相時則受謗、子家從其賊也、

（第六大段の第三小段なり、時を得ざるの不利益を說く、）

訓義　〔相〕見究むるなり、〔鼂錯所以誅〕錯、漢の景帝に勸めて、諸侯の地を削らしむ、呉、楚反するに及び、錯を誅するを以て名となす、袁盎言ふ、獨り錯を斬つて諸侯の故地を復するあらば、兵、刃に血ぬるなくして罷むべしと、景帝遂に錯を誅す、〔白起所以伏劍〕白起、應侯と隙あり、秦、五大夫王陵をして趙の邯鄲を攻めしむ、陵の兵、五校を亡ふ、秦王、白起をして陵に代つて將たらしむ、白起曰く、邯鄲實に未だ攻め易からざるなり、且つ諸侯の救、日に至らん、不可なりと、秦王自ら命ずれども行かず、乃ち應侯をして之を請はしむ、白起終に辭して肯て行かず、秦の軍失亡するに及び、白起謂つて曰く、秦、臣の計を聽かず、今如何んと、秦王怒り、白起を免じて士伍となし、劍を賜はり杜郵に死す、〔許伐鄭〕恐らくは鄭伐許の誤な

をば機と稱する、何人に限らず、此の道を持つて居つて此の機と云ふものがないと、只命掛けで道を守るだけで、己が一身を無疵にするに過ぎない、若し又機ばかり有つて道を知らぬときは、策略を好んで之が爲に人倫を敗るに至る、伯夷、叔齊は命掛けで道を守つた人である、何として億兆の人民が塗炭の苦を受けつゝ、周の武王を待つて居ると云ふことを思はうや、李斯や趙高は策略を好んだ人である、何として刑罰や政治が殘酷毒惡で、民心を失ふと云ふことを知らうや、それゆゑに機と道と互ひに持ち合つて、善を盡し美を盡すのである、

文法　又一の道の字を引いて、機に對し一議論をなす、

然而發機之要、實貲於時、故進而得時亦機也、退而得時亦機也、取而得時亦機也、捨而得時亦機也、語而得時亦機也、默而得時亦機也、第六大段の第一小段なり、時を得るの種別を擧ぐ、

講述　此の如く機と道と互ひに持合つて、善を盡し美を盡すとは申しながら、此の機を發するに大切な事は時と云ふものを本とするのであつて、進むのが時を得るのも機ならば、退くのが時を得るのも亦機である、取るのが時を得るのも機ならば、捨てるのが時を得るのも亦機である、時世などを論ずるのが時を得るのも機ならば、沈默するのが時を得るのも亦機である、

進得其時則有利、伊尹干湯是也、退得其時則無悶、二疏辭祿是也、取得其時則必獲、甘羅陟相是也、捨得其時則元吉、泰伯去吳是也、語得其時則見信、傅說是也、默得其時則保身、微子是也、第六大段の第二小段なり、時を得るの利益を說く、

す、未だ平原を渡らず、蒯通、信に説いて曰く、酈生は一士、軾に伏し三寸の舌を掉ひ、齊の七十餘城を下す、將軍、將となる數歳、反つて一豎儒の功に如かざるやと、是に於て信之を然りとし、齊の歴下の軍を襲ひ、遂に臨菑に至る、齊王田廣、酈生が己れを賣るを以て、乃ち之を烹て高密に走る、本文田横に作るは誤なり、〔貽伊慼〕此の憂へをのこす、〔雲夢生擒〕史記淮陰侯傳に云ふ、漢の六年、人、上書して、楚王信反すと告ぐるあり、高帝陳平の計を以て使を發し、諸侯に告げて陳に會せしむ、吾れ將に雲夢に遊ばんとすと信、高祖に陳に謁す、上、武士をして信を縛せしめ、後車に載す、

講述　酇侯は丞相の位に處つて韓信を引上げたのは、君に手厚くしたことである、秦に入つて金や璧のやうや財寶を取らないで、圖面や帳簿などを取つたのは、國をゆたかにした事である、故に其位は三傑の頭に居り、名譽は萬代の後までも殘つたのである、之に反して韓信は、酈生の功を忌みて之を害し、田横を逐うて最期に至らしめ、功を己れの物として自分に手厚くし、恩賞を貪つて自らゆたかにしようと思つたため、那のやうな無殘の目に遇ひ、雲夢にて執へられたのである、

文法　酇侯を敍するには雙關法を用ひ、韓信を敍するには單用法を用ふ、

夫域中至大之謂道、天下至賾之謂機、有道無機、守死而一身獨善、有機無道、好謀而彝倫攸斁、伯夷叔齊守死也、豈謂億兆塗炭侯周武哉、李斯趙高好謀也、豈知刑政酷毒失民心哉、機道相須、盡善盡美、』第五大段なり、

訓義　〔域〕宇宙と云ふが如し、〔賾〕易の繫辭傳に云ふ、聖人以て天下の賾を見るありと、正義に曰く、幽深見難しと、〔彝倫〕人倫なり、〔斁〕やぶる、

講述　夫れ宇宙に於て此上もなく大なるものを道と名づけ、天下に於て此上もなく幽深微妙なるもの

不潤於室、而潤於國、厚於君、忠也、潤于國公也、既忠且公、君其薄之哉、民其怨之哉、祿位其去之哉、雖不厚於身、而身自厚矣、不潤於室、而室自潤矣、此君子之爲也』、第四大段の第一小段なり、臣下の君國に盡すは其利なることを言ふ、

訓義 〔室〕私家なり、〔潤〕ゆたかにする、

講述 善く臣下の資格を全うする者は、自分の身に手厚くしないで、君に手厚くし、自分の家をゆたかにしないで、國をゆたかにする、君に手厚くするのは忠である、國をゆたかにするのは公である、忠なり公なりである以上は、君は何として之を手薄く待遇しようや、民は何として之を怨みようや、俸祿なり爵位なり、何として離れようや、自己に手厚くせずとも、自己の身は自然に手厚くなり、自己の家をゆたかにせずとも自己の家は自然にゆたかとなる、是れは君子の行爲である、

『酇侯處位而舉淮陰、厚君者也、入秦不取金璧、而取圖籍、潤國者也、故能位冠三傑、聲流萬古、韓信忌尅酈生、殛逐田横、欲有功而自厚、貪賞而自潤、終貽伊慼、雲夢生擒』、第四大段の第二小段なり、史例を擧ぐ、

訓義 〔酇侯云云〕酇侯は蕭何なり、韓信、淮陰侯に封ぜらる、故に淮陰と曰ふ、史記淮陰侯の傳に云ふ、蕭何、漢王に謂つて曰く、諸將得易きのみ、信は國士、無雙、王長く漢中に王たらんと欲せば、信を事とするなし、必ず東せんことを計らば、能く信を用ひよ、信即ち留らん、然らずんば信終に亡げんのみと、王乃ち壇場を設け、信を拜して大將となす、〔入秦不取金璧〕史記蕭相國世家に云ふ沛公、咸陽に至る、諸將皆爭うて、金帛財物の府に走つて、之を分つ、何、獨り先づ入つて、秦の丞相御史の律令圖書を收めて、之を藏す、〔韓信忌尅〕史記淮陰侯の傳に云ふ、信、兵を引いて東

之旨也』、第三大段の第二小段なり、

訓義　〔經曰〕禮記禮運篇の語、〔富哉〕ゆたか、

講述　經書に云ふ、獨り自分の親のみを親としなければ、天下中の親は皆吾が親である、獨り自分の子のみを子としなければ、天下の子皆吾が子であると、實に機と云ふものは何と云ふゆたかな者であらう、此方が天下を以て親とし子とするならば、天下中誰れが此方を親とせず子とせざる者があらうや、此の如くであるから、災難も生じなければ騒動も起らない、此れが聖人の思召しである、

則知欲安者、必先安於人、欲利者必先利於人、能安人而人不安之、能利人而人不利之者、未之有也』、第三大段の第三小段なり、前に述べたる機の效果ある所以を説明す、

講述　そこで以て、自分の安全を望むならば、是非とも先きに他人の安全を謀る、自分の利益を望むならば、是非とも先きに他人の利益を謀る、能く他人を安全にしても、其他人が自分を謀らず、能く他人に利益を與へても、其他人が自分の利益を與へぬ者は、決してないと云ふことが分る、

漢祖入關、不行殘戮、善安人也、秦室寶貨、悉分士卒、善利人也、卒收天下之心、享天下之富、此聖人之作也、而項籍反是而亡、不亦宜乎』、第三大段の第四小段なり、有效無效の實例を擧ぐ、

講述　漢の高祖は、秦を攻めて函谷關に入りし時、秦の人を殺さなかつたのは、善く人を安んじた仕方である、又秦の王室の寶物貨財を悉く士卒に分ち與へたのは、善く人を利した仕方である、其結果、終には天下の人心を收めて天子となり、天下の富を享有することとなつた、此れは聖人の行動である、楚の項籍は其反對であつた爲に亡びたのは、何と尤もではないか、

善爲臣者、不厚於身、而厚於君、

舜を放棄したならば、億兆人民の心は虞舜に歸して、丹朱を戴かなかつたであらう、すれば堯は聖帝と謂はれまい、舜が大義を忘れて些細の律義を顧み、堯の後を繼ぎ禹に讓らなかつたならば、明君とは謂はれまい、周公が管叔、蔡叔の情に絆れて、之を誅戮しなかつたならば、必ず文王、武王の業を墜してしまつたらう、すれば之を賢臣とは謂はれまい、秦伯が由餘の夷狄であることを輕蔑して用ひなかつたならば、必ず四方から來る人材を得損つたであらう、すれば之を霸主と謂はれまい、然るに此等の聖賢は善く機を用ひた者であるから、天下の人は之を聞いては居るが知ることが出來ず、見ては居ることが測るが出來ない、

文法　「雖聞之而不可知雖見之而不可測」は謂はゆる神なり。

善爲國者如偃師焉、民如幻也、欲之動、欲之靜、機在於我、豈當不悅乎、善爲君者猶造父焉、人猶馬也、欲之東、欲之西、策在於我、豈有能達乎』、第三大段の第一小段なり、能く機を捉ふるときは、民を御することの自由自在なるを言ふ。

訓義　〔偃師〕傀儡師、即ち人形遣ひなり、〔幻〕人形なり、〔善〕善の古字、〔策〕竹鞭なり、

講述　善く國を治むるものは人形遣ひのやうなもので、人民は人形のやうなものである、之を動かさうと思ひ、之を靜かにしようと思へば、其機は自分に在る、何と悅ばしくなからうや、善く君主たる者は彼の御者の名人造父のやうなもので、人民は馬のやうなものである、西へ駈けさせようと思ふも、東に駈けさせようと思ふも、其鞭は我が手にあるから、どうして間違ひがあらうや、

經曰、不獨親其親、則天下皆親、不獨子其子、則天下皆子、富哉是機也、我以天下爲親、爲子、天子孰不以我爲親爲子乎、夫然故災害不生、禍亂不作、此聖人

文法　此の篇の機を論ずるは、只是れ合義、趣時の意なり、此に至つて始めて說き出す、○神の字は卽ち篇首の微の字の意なり、

夫神器至重也、堯不與子而禪於舜、蓋取聖之機也、舜不讓丹朱而復讓禹、蓋取時之機也、兄弟至親、周公離於管蔡、取賢之機也、秦越之疏、嬴氏舍於由餘、取霸之機也、　第二大段の第二小段なり、聖賢の機を用ひたる事例を說明す、

訓義　〔神器〕前に出づ、天子の位を謂ふ、〔丹朱〕堯の子、〔管蔡〕周公の兄弟なり、〔嬴氏〕嬴は秦の姓、

講述　夫れ天子の位は至つて重い者である、然るに堯帝が之を吾が子の丹朱に禪らないで舜に讓つたのは、其れは聖人に後を繼がせる機を取つたのである、舜が堯の子の丹朱に天下を讓らないで、復も禹に讓つたのは、其れは時宜に處するの機を取つたのである、兄弟は此の上もない親しい者である、然るに周公が兄の管叔、弟の蔡叔を殺したり流したりしたのは、其れは賢者を用ふる機を取つたのである、秦と越とは那の樣に疎遠の國であるのに、秦が越の由餘を止めて之を用ひしは霸業を開く機を取たのである、

設令堯與丹朱而棄舜、億兆之心、竟歸於虞、則不謂之聖帝矣、舜忘大義而顧小節、不承堯而禪禹、則不謂之明君矣、周公暱管蔡、而不戮、必墜文武之業、則不謂之賢臣矣、秦伯鄙由餘而不用、必失四方之士、則不謂之霸主矣、天下雖聞之、而不可知、雖見之、而不可測、　第二大段の第三小段なり、前條に反對せる場合を假設して其結果を言ふ、

講述　若し假に堯が天下を己の子の丹朱に與へて

極味用也、楚國於レ焉殄瘁』、第一大段の第五小段なり、善用、味用の史例を擧ぐ、

訓義　〔范蠡〕越王勾踐の臣、呉を亡ぼしたるは其計に出づ、〔無極〕楚の平王の臣費無極なり、左傳昭公二十七年に云ふ、楚の郤宛の難に、國言（物議なり）未だ已まず、沈尹戌、子常に謂つて曰く、夫れ無極は楚の讒人なり、民知らざるものなし、朝呉を去り、蔡朱を出し、太子建を喪ぼし、連尹奢を殺し、王の耳目を屏けて聰明ならざらしめ、今又三の不辜を殺して大謗を興す云云と、〔殄瘁〕衰弱するなり、

講述　范蠡は善く機を用ひた人である、越王勾踐は之を以て霸となり果せた、又楚の無極は惡用した人である、楚國は是に於て衰弱するに至つた、

文法　上の文王武王箕子周公を引きたると同一の結法、

『至哉斯術也、莫レ不下以レ合レ義爲レ本、趣レ時爲上レ用、苟悖二於義一、則悅隨者寡、未レ逢二於時一、則虛二其事一、稽二其取與離合之際一、可レ謂レ神矣、雖二離婁之目一、不レ可レ視、烏獲之力不レ可レ制、南金之利不レ可レ斷、迅雷之聲不レ可レ及』、第二大段の第一小段なり、機の至極の術たることを言ふ、

訓義　〔趣〕赴くなり、〔悖〕もとると訓ず、〔取與〕取舍と云ふが如し、〔離婁〕昔しの視力強きことを以て有名なる人、〔烏獲〕鼎を擧げたりと云ふ力士、〔南金〕南方產出の金、

講述　抑も至極して居る機の術と云ふものは、究極するに、義に叶ふと云ふことを本とし、時に間に合はすと云ふことを以て働きとするのである、苟くも義に背くときは悅び隨ふ者寡く、時に逢はぬときは、其事が無效になる、其義を取つたり失つたり、時に達つたり合つたりする場合を考へみるに、神妙と謂つて然るべし、神妙であるから、離婁の目でも視ることが出來ず、烏獲の力でも押へつけることが出來ず、南方の堅き金で鍛つた刃でも切ることが出來ず、迅速である雷の聲でも追付くことが出來ない、

とは世を救ふ本であり、亂を導くと云ふことは身を滅ぼす本である、世を濟ふ方は機の利的方面であり、身を滅ぼす方は機の害的方面である、機に利のあることを知つて居つても、害のあることを知らなければ、其害を除いても害が必ず慕つて遣つてくる、害のあることを知つて居つても、利のあることを知らなければ、利の方へ就いても利は逃げてしまふ、機の利を知つて又害を知り、害を除くことを知つて又利に就くことを知るものは、恐らく聖人ばかりであらう、

文法　先づ利害の兩字を把つて論を立て、聖人の機を知れる者を引き出す、許多の轉折あり、○「大人」以下、雙關法を用ふ、

文王武王知機之君也、箕子周公知機之臣也。

（第一大段の第三小段なり、機を知る所の聖人を掲ぐ、）

講述　周の文王と武王とは機を知る所の君である、殷の箕子と周の周公とは機を知る所の臣である、

夫三才設位而機行乎其中矣、得之者昌、失之者亡、善用則集乎百祥、昧用則來乎百殃、故天之一發、星宿爲之移易、地之一發、龍蛇爲之起陸、人之一發、天地爲之反覆。

（第一大段の第四小段なり、機の大原動力たることを言ふ、）

訓義　〔三才〕天地人を三才と謂ふ、〔祥〕吉福なり、〔殃〕禍災なり、〔起陸〕起り立つこと、

講述　夫れ天地人の三才が宇宙の間に位置を据ゑ、機が其中に行はれて居る、此の機を得た者は昌え、此の機を失つた者は亡び、善く用ふれば、有らゆる目出たきことを身に集めることとなり、闇黑即ち不善に用ふるときは、有らゆる災ひを招くこととなる、故に天が一たび此の機を發すると云ふと、星も之が爲に移動する、地が一たび此の機を發すると云ふと、龍や蛇も之が爲に起り立つ、人が一たび此の機を發すると云ふと、天地も之が爲に引つくりかへる、

文法　天地人の發機を論じたるは、是れ文の波瀾なり、

范蠡善用也、勾踐以之克覇、無

言ふ、第二大段は「至哉斯術也」より「而不可測」に至る、義と時との機に必用なることを言ふ、第三大段は「善治國者如偃師焉」より「而亡不亦宜乎」に至る、君に就いて言ふ、第四大段は「善爲臣者」より「雲夢生擒」に至る、臣に就いて言ふ、第五大段は「夫域中至大之謂道」より「盡善盡美」に至る、機と道との關係を言ふ、第六大段は「然而發機之要」より「可不務乎哉」に至る、機と時との關係を言ふ、第七大段は「或曰老氏云」より「匪我攸聞」に至る、機と智の關係を言ふ、第八大段は「夫茫范六經」より篇尾に至る、機の妙を贊す、

機者機也、經緯天下、織綜人事、而已矣、機者微也、發之至微、用之至廣、『第一大段の第一小段なり、機の意義を說く、』

訓義　〔機者機也〕下の機は「ハタ」を謂ふ、〔經緯〕竪絲に橫絲、〔織綜〕推して往き、引いて來るを綜と曰ふ、

講述　機は反物を織る機の意義である、機と云ふ者は、竪絲、橫絲を用ひて反物を織り出すのであるが、機はそれと同じく、天下に竪橫の機關を施し、人間社會の事を組成すると云ふ働きに過ぎない、其發動は極めて微なれども、其效用は極めて廣い、

文法　是れ一篇の大綱なり、

大人行之、則合於道、細人竊之、則階於亂、合道所以濟世、階亂所以滅身、濟世機之利者也、滅身機之害者也、知利而不知害、雖去其害、害必悅之、知害而不知利、雖就其利、利必違之、知利而知害、知去而知就、其唯聖人乎、『第一大段の第二小段なり、機の利害を知らざるべからざることを言ふ、』

訓義　〔細人〕小人なり、〔階於亂〕亂の階段を作る、

講述　大人が此の機を行ふときは道に叶ひ、小人が之を惡用するときは亂を導く、道に叶ふと云ふこ

位に一致せず、瑞相などが高祖と寸法が同じくないのに、只管權力や利益を貪り、身分を乘り踰えて妄りに帝王の位を占めようとて、外に向つては己れの實力を量らず、内に於ては天命を知ぬときは、家を保つべき掛り主を取逃し、天年の壽命を失ひ、鼎が足を折つたやうな禍ひに出遇ひ、斧鉞にて誅せらるゝに定まつて居る、

英雄誠知覺寤、畏若禍戒、超然遠覽、淵然深識、收陵嬰之明分、絕信布之覬覦、距逐鹿之瞽說、審神器之有授、毋貪不可幾、爲二母之所笑、則福祚流于子孫、天祿其永終矣、　第四大段の第二小段なり、非望を愼むの利なるを言ふ、

訓義　〔畏若禍戒〕若は順ふ、禍ひを畏れ戒めに順ふなり、〔淵然〕深き貌、〔覬覦〕天子の位に望みをかくること、〔幾〕冀ふなり、〔天祿〕天より賜はる祿位、〔永終〕終は續くの意、

講述　之に反して、英雄たる者が誠に此の道理を知つて自覺し發明して、禍を畏れ戒めに從ひ、超然と過去未來を見通し、淵然と深く得失成敗を心に留め、王陵、陳嬰の明なる立場の意識を心に收め、韓信、黥布の謀反心を止め、天下を爭ふことは鹿を逐ふが如しなど云ふ、向見ずの說を拒絕し、帝位と云ふものは、天が人を見て授くるのであると云ふことを明かにし、冀ふべからざる帝位を慾張つて、陳嬰や王陵の母に笑はれぬやうにすれば、幸福が子孫に及び、天から賜はつた祿位が永久に續くであらう、

文法　此に至つて一一上文を顧みて收束し、文法甚だ密なり、

機論　　馮用之

講題　唐文粹に機論上に作る、

大旨　機の國家に大關係あることを言ふ、

大段落　凡そ分つて八大段となす、第一大段は篇首より「楚國於焉殄瘁」に至る、機の利害を

陛下は謂はゆる天授、人力に非ざるなりと、張良數、太公の兵法を以て沛公に說く、公之を善とし、常に其策を用ふ、良、他人の爲に言へば皆省せられず、良曰く、沛公は天授なり、故に之に從ふと、

講述　不思議の瑞相や自然の徵候なども、又大略は聞いて述べることが出來る、初め劉氏の女房が懷姙した時、神と出遇つた夢を見たが、其節雷が鳴り電光が光つて、四方眞闇の中に龍蛇の不思議があり、それから成人すると云ふと、奇妙の事が多く、世の常の人とは違つた點があつた、之がため王媼、武負は靈物の實現に感じて、高祖に呑倒された酒代の書附けを破つて好意を表し、秦の始皇は東方へ巡幸して、高祖の天子の氣を鎭壓しようとし、呂后は雲氣を望んで、高祖の居り場處を知つた、天命を受けて興らうとした初めには、白蛇が高祖に斬られて二つに分れ、西に向つて函谷關に入ると云ふと、五星が聚つた、故に淮陰侯も留侯も、高祖をば、天より資格を授けられたので人力ではないと謂つた次第である、

文法　上の「鬼神所福饗」に應ず、

歷古今之得失、驗行事之成敗、稽帝王之世運、考五者之所謂、取舍不厭斯位、符瑞不同斯度、而苟昧於權利、越次妄據、外不量力、內不知命、則必喪保家之主、失天年之壽、遇折足之凶、伏斧鉞之誅、　第四大段の第一小段なり、資格を顧みずして帝位を希ふの害を言ふ、

訓義　〔歷〕かぞふと訓ず、段段數へ立てゝ見るなり、〔驗〕効果を見るなり、〔取舍〕行動上、選擇する所なり、〔厭〕合なり、〔度〕割合又は寸法と云ふが如し、〔越次〕等を飛び越すなり、〔折足〕前に見えたる鼎の事を指す、〔昧〕貪るなり、

講述　古今の帝位を得たる者と取り損ねたる者とを數へ立て、成功と失敗との結果を吟味し、帝王の世世の順次を探り、神母や陳、王の母や淮陰侯、留侯の謂つたことを參考して見るに、行動の方針が帝王の

靈、有異於衆、是以王武感物而折券、呂公覩形而進女、秦皇東游以厭其氣、呂后望雲而知所處、始受命則白蛇分、西入關則五星聚、故淮陰留侯謂之天授非人力也、』第三大段の第二小段なり、高祖の興王の瑞ありしことを言ふ、

訓義　〔劉媼〕高祖の母を謂ふ、嘗て大澤の陂に息ひ、夢に神と遇ふ、是の時雷電晦瞑なり、高祖の父即ち太公、往いて視れば、蛟龍を其上に見たり、已にして身むあり、遂に高祖を産む、〔王武感物〕高祖、泗水の亭長たり、廷中の吏、狎侮せざるなし、酒色を好み、常に王媼、武負に從ひ、酒を貰りて醉臥す、武負、王媼其上常に龍あるを見て之を怪む、高祖酒を酤ひ留飲する毎に、酒讎數倍す、怪を見るに及び、此の兩家常に券を折り責を弃つ、折券は酒代の書附けを破ること、〔呂公覩形〕高祖紀に云ふ、呂公曰く、臣少うして人を相するを好み、人を相する多し、季〔高祖の字〕が相に如くはなし、願はくは季自愛せよ、臣、息女あり、願はくは季が箕帚の妾〔掃き掃除の役をする妾と云ふこと、謙遜の語なり、〕と爲さんと、〔秦皇東遊云云〕秦の始皇帝常に曰く、東南に天子の氣ありと、是に於て東遊以て之を厭す、〔押し伏せるなり〕高祖即ち自ら疑ひ、亡げて芒碭の山澤巖石の間に隱る、呂后、人と倶に求めて、常に之を得たり、高祖怪んで之を問ふ、呂后曰く、季が居る所の上、常に雲氣あり、故に往いて從へば、常に季を得と、〔西入關〕漢書天文志に云ふ、漢の元年十月、五星、東井に聚まる、此れ高皇帝受命の符なり、故に客、張耳に謂つて曰く、東井は秦なり、漢王、秦に入り、五星、歲星に從つて聚まる、當に義を以て天下を取るべしと、〔故淮陰留侯〕淮陰侯は韓信、留侯は張良なり、高祖嘗て韓信に諸將の能く兵に將たるの多少を問ひ、且つ曰く、我が如きは能く幾何に將たらんと、信曰く、陛下は十萬に將たるに過ぎず、上曰く、君に於ては何如ん、曰く、臣は多多益、辨ずと、高祖笑つて曰く、多多益、辨ずれば、何を以て我が禽となるかと、曰く、陛下は兵に將たる能はずして、善く將に將たり、此れ信が陛下の禽となる所以、且つ

はと、〔高四皓之名〕高祖、其妃戚夫人の生む所の子如意を太子と爲さんとす、呂后、張良の計に從ひ、商山の四皓〔四人の老人〕を召し、太子〔後に惠帝〕に傅せしむ、高祖置酒せしとき、太子侍し、四人從へり、宴終りしとき、高祖、四人を目送し、戚夫人に謂つて曰く、我れ之を易へんと欲するも、彼の四人の者之を輔く、羽翼已に成る、動かし難しと、「肌膚之愛」は骨肉の愛と云ふが如し、

講述　但し高祖の場合に於て、其興つた原因は五箇條ある、第一は堯の後裔であると云ふこと、第二は其容貌身體に不思議の點が多かつたこと、第三は其武勇は神のやうで、徵候があつたこと、第四は寛大明智で慈悲深かつたこと、第五は人を看拔いて善く之を任用することとなるが、其上に信實であつて謀略を好み、人の言ふことを聽き分けることに長じ、善事を見れば、何程なしても追付かざるやうに滿足せず、人の意見を用ふることは、宛も自分の考へから出たことを行ふと同然であり、諫言に從ふことは、水の流れに就いて行くやうに、スラスラと滯りなく、機會に投ずることは、響きが音につれて起るやうであつた、或は食事の際、口に入れた食物を吐き出すまでに取急いで張子房の策を採用し、或は床に腰かけて足を洗はせて居つても、酈生が游說すると云ふと、足を盥(タラヒ)から引いて洗ふことを止めて彼れに挨拶をなし、或は守備卒婁敬の言に悟る所あつて、故郷を懷ふ念慮を絕ち、商山の四皓の名を重んじて、骨肉の愛を割き、或は韓信を兵卒の中より引擧げて大將となし、或は逃亡人の陳平を收容し、英雄は力の有らん限りを盡して之を扶け、多くの策略は一一實行せられたが、此れが高祖の大略であつて、帝業を成した理由である、

文法　「趣時如響起」に至るまでは虛論にして、以下「所以成帝業也」に至るまでは實論なり、自ら二節に分る、○此の處は、前の「上必有明聖顯懿之德」の數語に應じて、布衍したるものなり、

若廼靈瑞符應、又可略聞矣、初劉媼妊高祖、而夢與神遇、震電晦冥、有龍蛇之怪、及其長而多

恕、五曰、知人善任使、加之以信誠好謀、達於聽受、見善如不及、用人如由己、從諫如順流、趣時如嚮起、當食吐哺、納子房之策、拔足揮洗、揖酈生之說、悟戍卒之言、斷懷土之情、高四皓之名、割肌膚之愛、擧韓信於行陣、收陳平於亡命、英雄陳力、群策畢擧、此高祖之大略、所以成帝業也、『第三大段の第一小段なり、高祖が興王の德あることを言ふ、』

訓義　〔帝堯之苗裔〕高祖は劉氏にして、劉氏は堯より出づるが故に云ふ、〔體貌多奇異〕高祖紀に云ふ、人と爲り、隆準〔鼻の隆きこと〕にして龍顏、美鬚髯あり、左股に七十二の黑子〔ほくろ〕ありと、〔神武有徵應〕神武は武のかうかうしきこと、徵應は徵侯、前にある神母夜號等の事を指す、〔寬明而仁恕〕高祖紀に云ふ、寬仁にして人を愛し施を喜ぶ、意豁如たりと、〔知人善任使〕高祖が三傑を用ひ、及び呂后に告げて、曹參、陳平、周勃、王陵を用ひしめたること等を指す、〔當食吐哺〕史記留侯世家に云ふ、酈食其、漢王に說いて、六國の後を立てしめんとす、王曰く、趣に印を刻せよと、〔六國の王を封ずる印章〕張良來り謁す、王方に食す、具に良に告ぐ、良曰く、請ふ前箸を借せ、大王の爲に之を籌らんと、遂に八難を發す、漢王食を輟め哺を吐き罵つて曰ふ、豎儒幾ど乃公の事を敗らんとすと、趣に印を消さしむ、〔揖酈生之說〕史記酈生傳に云ふ、沛公、高陽の傳舍に至り、人をして酈生を召さしむ、酈生至り、入つて謁す、沛公方に床に踞し、兩女子をして足を洗はしめ、而して酈生を見る、酈生入つて長揖し、拜せずして曰く、必ず徒を聚め義兵を合せて、無道の秦を誅せんとせば、宜しく倨して長者を見るべからずと、是に於て沛公洗を輟め、起つて衣を攝し、酈生を上坐に延いて之を謝す、〔悟戍卒之言〕漢書に曰く、戍卒婁敬、上に說いて曰く、陛下、洛陽に都するは便ならず、如かず、關に入り、秦の固に據らんに

後果して此の母の言つた通り、世の中は漢の天下と定まり、王陵は宰相となり、大名に取立てられた、

文法　「陳氏以寧」と曰ひ、「陵爲宰相封侯」と曰ふ、皆敍事を以て二氏の母が天命を知りたる結果を見はしゝものなり、

夫以匹婦之明、猶能推事理之致、探禍福之機、全宗祀於無窮、垂策書於春秋、而況大丈夫之事乎、是故窮達有命、吉凶由人、嬰母知廢、陵母知興、審此二者、帝王之分決矣』、第二大段の第三小段なり、天命を知ること二母の如くならざるべからざることを言ふ、

訓義　〔致〕究竟の處、〔宗祀〕其家の祀、〔策書〕記錄と云ふが如し、〔春秋〕單に歷史を指す、〔審〕明かにするなり、〔分〕命の替字、

講述　夫れ卑しき婦人の見識ですらも、猶能く事實と道理の詰る處を推し測り、禍ひとなるか幸ひとなるかの分界點を探り得て、先祖の祭を何時までも絕えぬやうになし、歷史の上に其美名を書き殘された、況んや大丈夫の爲す處は、斯うなくして叶はうや、此の理由を以て、人が困窮して不遇なると、立身して帝王ともなることとは命があるが、吉と凶とは、其人の行ひに由る次第である、陳嬰の母は項羽の亡ぶることを知り、王陵の母は漢の高祖の興ることを知つた、此の二つの事を知るときは、帝王の天から定めた資格は決せらるゝのである、

文法　「而況」の一句を以て二母を脫し、「嬰母」の二句を以て又二母に復す、錯綜の筆なり、○「窮達有命」は劉項二氏に係り、「吉凶由人」は陳王二氏に係る、○此處、婦人すらも命を知ることを言つて、隗囂を諷したるなり、

蓋在高祖、其興也有五、一曰、帝堯之苗裔、二曰、體貌多奇異、三曰、神武有徵應、四曰、寬明而仁

氏以寧、第二大段の第一小段なり、陳嬰の母の命を知つて禍を免れ福を得たることを敍す、

訓義　〔陳嬰〕史記項羽紀に出づ、〔卒〕卒然の卒、俄かなり、〔不祥〕不吉と云ふが如し、

講述　秦の末の頃に至り、天下の大亂と共に豪傑が諸所に起つたが、彼等は共に陳嬰を推し上げて王となさうとした時に、嬰の母は其子の王となることを止めて云ふやう、自分は汝の家に嫁入つてから、陳氏が代代貧賤であつたと云ふことを知つて居る、それに今急に王位に登つて富貴の身分となることは不吉である、それよりも寧ろ軍兵をつれて他人の手に附いた方がよい、すると、若し成功した曉は少しく利益を受くるであらうし、萬一敗れたにした所で、禍ひは附いた人の方に歸してしまふから、此方には祟りがないと、嬰は母の言に從つたので、陳氏は誠に無事であつた、

王陵之母、亦見項氏之必亡、而劉氏之將興也、是時陵爲漢將、而母獲於楚、有漢使來、陵母見之謂曰、願告吾子、漢王長者、必得天下、子謹事之、無有二心、遂對漢使、伏劍而死、以固勉陵、其後果定於漢、陵爲宰相、封侯、第一大段の第一小段なり、王陵の母の、命を知つて其子の富貴を致したることを言ふ、

訓義　〔獲〕執へられたること、〔長者〕寛大の人と云ふが如し、〔伏劍〕自刃すること、

講述　王陵の母も、やはり楚の項羽の亡ぶるのが必定であつて、劉氏即ち漢の高祖が興つて、天下を取るであらうと云ふことを先見した、此の時王陵は漢の將軍であつて、此の母は楚の方へ虜となつて居た、然るに漢から使者が遣つて來た時、王陵の母は之に遇つて話すやう、何卒吾が子の陵に傳言をして下され、漢王は寛仁大度の方であるから、必ず天下を得らるゝであらう、汝は之に事へて、決して二心を抱いてはならぬと、遂に漢の使者の前で劍を咽に突き立てゝ自殺に及び、斯うやつて陵の心を堅固にさせた、其

出合ひ、權柄を竊み取つた者で、勇は韓信、黥布のやうでも、强きことは項梁、項籍のやうでも、成功は王莽のやうでも、最後には或は釜を潤し、（己れの血や油を以て）或は斧鎖に伏したり、烹られたり醢となつたり、五體を裂かれたりしてまつた、是れは何れも天命のないのに、王業を圖つた爲である、況んや極く小さい人物で、韓信等の人に及びもせぬに、無闇に天子の位を盜まうとする者に於ては、どうして無事にあられようや、

是故駑蹇之乘、不騁千里之塗、燕雀之疇、不奮六翮之用、楶梲之材、不荷棟梁之任、斗筲之子、不秉帝王之重、易曰、鼎折足、覆公餗、不勝其任也、第一大段の第六小段なり、資格なくして帝位を望むべからざることを言ふ、

訓義　〔駑蹇〕のろ馬なり、〔疇〕儔に同じ、類なり、〔翮〕羽莖を翮と曰ふ、〔楶梲〕倶に梁上の短柱、〔斗筲〕物の數ならぬを謂ふ、〔易曰〕繫辭傳の語、餗とは鼎の中に盛りたる糝を謂ふ、

講述　右の道理であるから、駑馬は決して千里の遠路を馳することをせぬもの、燕雀などの小鳥は、鴻鵠と云ふ鳥のやうに六本の羽を奮つて高飛びせぬもの、楶や梲の如き細短かの木は、棟や梁の重量を負はぬもの、くだらぬ才能の人は、帝王の重い權力を秉らぬものである、易に云つてある、鼎の一本の足が折れ、君公の召上る、餗と云ふ中味を引つくり返してしまつた、是れは其任に堪へぬからであると、

文法　喩を引いて前段の意を收む、易の語を借りて斷定を下す、

當秦之末、豪傑竝起、共推陳嬰、而王之、嬰母止之曰、自吾爲子家婦、而世貧賤、今卒富貴不祥、不如以兵屬人、事成少受其利、不成禍有所歸、嬰從其言、而陳

覩之於人事矣、夫饑饉流隷、饑寒道路、思有短褐之襲、儋石之蓄、所願不過一金、終於轉死溝壑、何則貧窮亦有命也、況乎天子之貴、四海之富、神明之祚、可得而妄處哉、第一大段の第四小段なり、譬へを以て帝位の命あることを證す、

訓義　〔覩〕みる、目撃の意、〔流隷〕流民となり、奴隷となる、〔褐〕毛布、〔儋石〕石は一石、儋は二石、

講述　右の如き誤解は、何れも天道に暗いばかりから起るのではない、一つには社會の上の事を見ないからである、夫れ饑饉のため、流れ流れて諸方にさまよひ、奴隷などとなつて往來に饑ゑたり寒えたりする者は、せめて短い毛布、一二石の米に有附きたいと思ひ、彼れの願ふ所は一兩ばかりの費用に過ぎないが、其れすら得られないで、最後には溝や谷の中に行倒となつてしまふ、なぜと云ふに、富貴のみか、貧窮にも亦天命があつて、人力が屆かないからである、況んや天子と云ふ此の上もない貴い位、四海富を有つ身分、神明の福を受くる境遇が、何として妄りに處らうとて處られようや、

故雖遭罹阨會、竊其權柄、勇如信布、强如梁籍、成如王莽、然終潤鑊伏鑕、烹醢分裂、又況幺麽不及數子、而欲闇奸天位者乎、第一大段の第五小段なり、史實を以て帝王の命あることを證す、

訓義　〔遭罹〕遭遇と云ふが如し、〔阨會〕世の中阨隘の時運、亂れたる時を言ふ、〔信布〕韓信と黥布、〔梁籍〕楚の項梁、項籍、〔成〕謂はゆる成功なり、〔潤鑊〕釜うでになること、〔伏鑕〕誅殺せらるゝこと、〔烹醢〕烹られたり鹽びしほにせらるゝこと、〔分裂〕身體を車裂きにせらるゝ、〔幺麽〕細小なり、〔奸〕奪はうと惡企をなすこと、

講述　天子の位は命があつて、妄りに居ることが出來ない道理であるから、縦令ひ世の阨難の場合に

が春秋の書に著はれて居る、元來唐卽ち堯は、火德を以て王となつたのであるが、漢は之を繼いで、やはり火德があつた、彼の高祖が始めて沛縣の澤中から起ると云ふと、神秘の老女が夜泣いて、高祖が赤帝である所の證據を彰はした、火德があるから赤帝である、是れで見ると、帝王の位を得るには必ず明智で物事に通達し、而も著大なる德があり、十二分の功績、深厚なる利澤、積みに積んだ所の業があつて、それから其人の醇粹なる誠が神に通じ、恩惠が人民に被る、故に能く鬼神が幸福を授け、天地も心を傾けてくれるのである、祖先の歷史に於て、起るべき根本もなく、己れの功德が人から重んぜられないで、突然民間より起つて此の天子の位を得たものなどは、未だ嘗て見たことがない、

世俗見高祖興於布衣、不達其故、以爲適遭暴亂、得奮其劍、游說之士、至比天下於逐鹿幸捷而得之、不知神器有命、不可以智力求也、悲夫、此世所以多亂臣賊子者也、『第一大段の第三小段なり、世俗の天命を知らざることを言ふ、』

訓義　〔其故〕天下を得たる理由、〔神器〕老子に云ふ、天下は神器と、玆にては天下を有すること、卽ち天子の位を指す、

講述　世俗の人は、高祖が布衣の身分卽ち浪人より興つて天子となつたのを見て、高祖が堯の子孫であり、鬼神、天地の助けに由つて天下を得たと云ふことに氣がつかず、丁度亂暴の時世に出遇ひ、思ふさま其謂はゆる三尺の劍を打振ることが出來、其結果、天下を得たものであると考へ、游說の辯士などは、天下を取ることをば、獵師が鹿を逐ひ廻して幸ひに競爭に勝つて之を得たものに比ぶるに至り、帝位には本と天命があつて、智力では得られないと云ふことを知らぬ、悲しいことである、此のやうな誤解こそ、世に亂臣賊子の多い原因である、

文法　此に至つて始めて命の字を出す、

若然者、豈徒闇於天道哉、又不

文法　首に帝堯を敍したるは、是れ其下に劉氏が堯の位を承くる所以を敍する根柢を立てたるものにして、堯は卽ち劉氏の祖なり、

是故劉氏承堯之祚、氏族之世著于春秋、唐據火德、而漢紹之、始起沛澤、則神母夜號、以彰赤帝之符、由是言之、帝王之祚、必有明聖顯懿之德、豐功厚利積累之業、然後精誠通於神明、流澤加於生民、故能爲鬼神所福饗、天地所歸往、未見運世無本、功德不紀、而得崛起在此位者也、『第一大段の第二小段なり、漢の天命あることは偶然に非ざることを言ふ、

訓義　〔劉氏承堯之祚〕左傳文公十三年に云ふ、秦人、其帑を歸す、其處る者を劉氏となすと、杜注に云ふ、士會は堯の後、劉累の胤、族を別つて累の姓を復す、又襄公二十二年に云ふ、范宣子曰く、昔しは匄の祖、虞より以上を陶唐氏となす、夏に在つては御龍氏たり、商に在つては豕韋氏たり、周に在つては唐杜氏たり、晉は夏の盟を主つて范氏となると、〔唐據火德〕堯は、五行中の火の德を以て王となれりと稱せらる、〔沛〕縣名、〔神母夜號〕高祖、酒を被り、夜、澤中を橫ぎり、一人をして先行せしむ、其人還り報じて曰く、前に大蛇あつて徑に當る、願はくは還らんと、高祖已に醉ふ、大言して曰く、壯士行くに何ぞ畏れんと、乃ち進んで劍を拔き蛇を斬る、後るゝ人來つて蛇の居りし處に至る、老嫗あり、哭して曰く、吾が子は白帝の子なり、今は赤帝の子之を斬ると、因つて忽ち見えず、〔符〕しるし、〔祚〕位と云ふが如し、〔懿〕大なり、〔豐〕豐富の豐、〔流澤〕布及する所の恩惠、〔饗〕享に同じ、〔不紀〕紀は記として解す、人に認められ、覺えられざること、〔崛起〕特起なり、何の根柢もなく、偶然俄かに起ること、〔此位〕天子の位、

講述　劉氏は堯帝の福運を承けて、其氏族の代代

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「不勝其任也」に至る、帝王となるには必ず天命あることを言ふ、第二大段は「當秦之末」より「帝王之分決矣」に至る、陳嬰と王陵の母とが善く天命を知りしことを言ふ、第三大段は「蓋在高祖」より「謂之天授非人力也」に至る、漢の高祖の天を得たる所以を言ふ、第四大段は「歴古今之得失」より篇尾に至る、天命を知らずして妄動するの惡結果を言ふ、

昔在帝堯之禪、曰咨爾舜、天之曆數在爾躬、舜亦以命禹、曁于稷契咸佐唐虞、光濟四海、奕世載德、至于湯武而有天下、雖其遭遇異時、禪代不同、至于應天順人、其揆一焉、　第一大段の第一小段なり、堯舜禹湯の帝王となりたるは、皆天命を受けたるに由ることを言ふ、

訓義　〔昔在〕昔時と云ふが如し、〔禪〕讓なり、〔咨〕あゝと訓ず、嘆息の辭、〔天之曆數〕運命と云ふが如し天より帝王の位を授くる順番、〔曁〕及なり、〔稷契〕二臣の名、契は殷の先祖となり、稷は周の先祖となる、〔唐虞〕唐は堯の國號、虞は舜の國號、〔光濟〕光は輝くなり、濟は「なす」と訓じ、「救ふ」と訓ず、福利を遂げしむるを謂ふ、〔奕世〕累代なり、〔載德〕載は行なり、〔禪代〕禪は讓られて位に卽く、代は天下を取つて之に代る、〔揆〕事なり、

講述　昔し帝堯が天下を舜に讓られる時、仰せらるゝやう、扨も汝舜よ、天より命せらるゝ所の帝王の順番は汝の身に在りと、舜も禹に位を讓られた時、やはり此の言を以て之に言渡された、稷と契との二人に至つては、何れも唐虞の朝廷を輔佐して、其功德は四海に輝き、世の中を立派にしたが、其後代代道德を行つたので、天より認められ、契は子孫の湯、稷は子孫の武王の世なつて天下を有つた、其出遇つた所の時代は違つて居り、平和に讓られたのと、武力に因つて代つたのとは同一でないが、天の思召しに叶ひ、人の希望に從つて、帝王となつた事柄は一つである、

如此、故立以磬折、坐以抱皷、周旋中規、折旋中矩、視不離乎結襘之間、言不越乎表著之位、聲氣可聽、精神可愛、俯仰可宗、揖讓可貴、作事有方、動靜有常、帥禮不荒、故爲萬夫之望也、』第五大段の第三小段なり、主意を歸宿す、

訓義　〔立以磬折〕磬折の聲を合圖に立つなり、〔抱皷〕一抱へ の大さ の皷、〔周旋〕立巡り、〔折旋〕折り屈み、〔結襘〕帶の結び目と襟のあげ、〔表著〕朝內列位の常處、

講述　君子は凶德の結果が彼れのやうに不祥であるのに感じ、吉德の結果が直ぐ前に述べたやうに幸福であるのを見た所から、起坐とも禮に從ひ、磬の音を合圖に立ち、大鼓の音を合圖に坐り、立ち巡りは定規に叶ひ、折り屈みは法式に叶ひ、目で物を見るに領より高からす、帶より低からざる處に視線を据ゑ、其話は自分の位地を越えず、其呼吸音聲は聽き惡からず、其精神は愛するに足り、其上を向き下を向く工合は模範とするに足り、其揖讓の挨拶振りは貴ぶに足り、事を行ふに法則があり、動くことと靜かにして居ることは一定の習慣があり、禮を主として怠らぬ、それゆゑ萬人の目標となる次第である、

王命論

班彪

講題　前漢の末に群雄竝び起る、隗囂、衆を擁して天水に在り、班彪、難を避けて之に從ふ、囂、彪に問うて曰く、嚮には周亡びて戰國竝び爭ひ、天下分裂す、數世にして然る後定まる、意ふに從橫の事、復今に起らんか、將に運を承け迭に興る一人に在らんとするか、願はくは生試みに之を論せよと、彪乃ち王命論を著はす、

大旨　天命は漢に在るが故に、妄りに覬覦すべからざることを言ふ、

目的　隗囂をして光武に歸せしむるに在り、

んと、〔文公云云〕肅は敬なり、左傳僖公二十八年に云ふ、王、尹氏及び王子虎、內史叔興父に命じ、晉侯に策命して侯伯となす、曰く、王、叔父に謂ふ、敬んで王命を服し、以て四國を綏んじ、王慝を糾逖せよと、晉侯三たび辭す、命に從つて曰く、重耳（文公の名）敢て再拜稽首して、天子の丕顯なる休命を奉揚せんと、〔郤犨〕左傳成公十四年に云ふ、衞侯、若成叔を饗す、甯惠子、相たり、若成叔傲る、甯子曰く、若成の家は其れ亡びんか、古への享食をなすや、以て威儀を觀る、禍福を省るなり、今夫子は傲れり、禍を取るの道なりと、甯子は卽ち郤犨なり、〔冀缺云云〕左傳僖公三十三年に云ふ、初め臼季、使して冀を過ぐ、冀缺の耨るを見る、其妻之に饁す、敬して相待つこと、賓の如し、之と歸り、諸を文公に謂つて曰く云云と、文公以て下軍の大夫となすと、受服は大夫の服を受くるを謂ふなり、〔薳罷云云〕左傳襄公二十七年に云ふ、楚の薳罷、晉に如き、涖んで盟ふ、晉侯之を享す、將に出でんとす、既醉を賦す、叔向曰く、薳氏の楚國に後あるや、宜なるかな、君命を受けて敏を忘れずと、既醉は詩の大雅の一篇にして、其詩に曰く、既醉以レ酒、既飽以レ徳、君子

萬年、介二爾景福一と、薳罷が此れを以て晉侯を頌せしは、之を太平の君子に比したるなり、〔子圍云云〕子圍は靈王なり、左傳昭公元年に云ふ、令尹、趙孟を享す、大明の首章を賦すと、杜注に云ふ、大明は詩の大雅、首章に、文王明明として下に昭なるが故に、赫赫として上に盛んなるを言ふ、令尹の意は首章に在り、以て自ら光大にす、令尹は王子圍なりと、〔良霄云云〕左傳同年に云ふ、鄭伯、趙孟を垂隴に享す、子展、草蟲を賦す、趙孟曰く、善いかな民の主なりと、伯有、鶉之賁賁を賦す、趙孟曰く、牀第の言は閾を踰えず、況んや野に在るをや、人の得て聞く所に非ざるなりと、享を卒る、文子、叔向に告げて曰く、伯有將に戮とならんとす、詩は以て志を言ふ、志其上を誣ひ、而して之を公怨して以て賓の榮となす、其れ能く久しからんや、幸ひにして後に亡びんと、叔向曰く、然り已だ侈れり、謂はゆる五稔に及ばざるもの夫子の謂なりと、文子曰く、子展は其れ亡に後るゝ者なり、上に在つて降を忘れずと、

君子感二凶徳之如一レ彼、見二吉徳之

講述　夫れ禮と云ふものは人の急務である、一生死ぬまで踏み行ふべきもので、一寸の間も離れられぬものである、一寸の間でも禮を離れると、ダラシナイ行爲が生じてくる、一寸の間でも忘れると、ダラシナイ心が出てくる、まして丸で其大切な禮がなくして始め終りを全うすることが出來ようや、

文法　「可以終始乎」は前の「書曰」云云を承く、

夫禮也者敬之經也、敬也者禮之情也、無敬無以行禮、無禮無以節敬、道不偏廢、相須而行、是故能盡敬以從禮者、謂之成人、過則生亂、亂則災及其身、（第五大段の第一小段なり、禮と敬と倶に全うすべきことを言ふ、）

訓義　〔相須〕互ひに持合ふこと、〔成人〕完全の人と云ふが如し、

講述　夫れ禮は敬の本筋であり、敬は禮の内實である、敬がなきときは禮を行ふことならず、禮がなきときは敬の程度を好くすることならず、禮と敬との道は、一方を止すわけにゆかないで、互ひに持合つて行はるゝものである、故に敬の念を盡して禮の事を行ふ者をば完全なる人と謂ふ、若し之を過つときは世が亂れてくる、世が亂れると、災ひが自分の身に及んでくる、

昔秦惠公以慢瑞而無嗣、文公以肅命而興國、郤犨以傲享徵亡、冀缺以敬妻受服、子圍以大明招亂、薳罷以既醉保祿、良霄以鶉之喪家、子展以草蟲昌族、（第五大段の第二小段なり、敬と不敬と、吉凶を異にせる實例を擧ぐ、）

訓義　〔晉惠公云云〕左傳僖公十一年に云ふ、天王、召武公、内史過をして晉公に命を賜はしむ、玉を受くるを惰る、過、歸つて王に告げて曰く、晉公は其れ後なからんか、王、之に命を賜ふ、而も瑞を受くるに惰る、先づ自ら棄つるのみ、其れ何の繼ぐことか之あら

同じ、與はくみすと訓ず、猶助くと云ふが如し、穀は祿、式は以なり、以は與なり、

講述　此の如き次第なれば、君子の自己を扱ふことは謙遜であり、對等の者に於ては退讓であり、目下に臨んでは莊重であり、目上に事へては恭敬である、此の四つの者が備はると云ふと、人より怨みや咎を受けることなく、福も祿も自然に來る、詩經に云つてある、靜かに汝の位を人と一緒に守り、正直の人を助くると云ふと、神も之を聽き給ひ、祿をば汝に賜ふべしと、

君子之交人也、歡而不媟、和而不同、好而不佞詐、學而不虛行、易親而難媚、多怨而寡非、故無絕交、無畔朋、書曰、愼始而敬、終以不困』、第四大段の第五小段なり、人に交るの道を述ぶ、

訓義　〔歡〕仲の好きなり、〔和而不同〕和は人と一致するなり、同は事の是非を問はずして雷同するなり、〔怨〕大目に見て咎めざること、〔非〕缺點を非難する、〔畔〕そむくと訓ず、〔書曰〕周書蔡仲之命、

講述　君子の他人と交はる仕方は、仲を好くすれども狎狎しくせず、一致するけれども雷同しない、學んだ以上、其道を行はずには置かない、親み易いけれども媚びて機嫌を取り難い、人の過失を大目に見て咎め立てすることが少ない、それゆゑに交はりを絕つことがなく、又朋友に背くことがない、書經に、交際の始めに善く注意して敬ふときは、しまひまで困ることがないと云つてある、

夫禮也者、人之急也、可終身踐、而不可須臾離也、須臾離、則慆慢之行臻焉、須臾忘、則慆慢之心生焉、況無禮而可以終始乎』。第四大段の第六小段なり、禮を以て終始すべきことを言ふ、

〔須臾〕暫時なり、しばらくもと訓ず、〔慆慢〕俗に云ふダラシナイなり、〔臻〕あつまりいたる、

之を病む、公出づ、其厩より射て之を殺す、右は左傳宣公十年に見ゆ、〔閻邴云云〕左傳文公十八年に出づ、曰く、齊の懿公の公子たるや、邴歜の父と田を爭つて勝たず、位に卽くに及んで、乃ち掘して之を刖り、而して歜をして僕たらしむ、閻職の妻を納れて、職をして驂乘たらしむ、夏五月、公、申地に遊ぶ、二人、池に浴す、歜、扑を以て職を抶つ、職怒る、歜曰く、人女の妻を奪つて怒らず、一たび抶つも庸何ぞ傷まんと、職曰く、其父を刖られて病まざるものと何如んと、乃ち謀つて懿公を弑し、諸を竹中に納れ、歸つて爵を舍てゝ行る、〔子公云云〕左傳宣公四年に云ふ、楚人、黿を鄭の靈公に獻ず、公子宋、子家と將に見んとす、子公の食指動く、以て子家に示して曰く、他日我れ此の如くなれば、必ず異味を嘗むと、入るに及び、宰夫將に黿を解かんとす、相視て笑ふ、公之を問ふ、子家以て告ぐ、大夫に黿を食ましむるに及び、子公を召せども而も與へざるなり、子公怒り、指を鼎に染め、之を嘗めて出づ、公怒り、子公を殺さんと欲す、子公、子家と、先んぜんことを謀る、子家曰く、畜老いたるも猶之を殺すを憚る、而も況んや君をやと、子公反つて子家を譖す、子家懼れて之に從ひ、夏、靈公を殺すと、

講述　災難や失敗の本をたゞせば、人と狃れ過ぎ馬鹿にすることが階段となることがあるから、愼まないでならうや、昔し宋の閔公は、碁盤に對して居たときに首を打碎かれ、陳の靈公は、じやうだんを言つたため其身に矢を受け、閻邴は惡口をつきあつた結果、大逆を犯し、子公は黿を嘗めた事から、君を弑する心を生じたなどが好い例である、

文法　君子を述ぶる處は、事實を先にして論斷を後にし、小人を述ぶる處は、論斷を先にして事實を後にす、

是故君子居身也謙、在敵也讓、臨下也莊、事上也敬、四者備而怨咎不作、福祿從之、詩云、靖共爾位、正直是與、神之聽之、式穀以女。（第四大段の第四小段なり、人に接するの道を言ふ、）

訓義　〔敵〕同輩なり、〔詩云〕小雅小明篇、靖は靜と

文王祗畏、而造彼區夏、易曰、觀盥而不薦、有孚顒若、言下觀而化也、第四大段の第二小段なり、君子の實例を擧ぐ、

訓義　〔允恭克讓〕允はまこと、克は「よく」なり、心から恭敬であつて、精神的に人に讓ること、〔光被四表〕表は外、四海の外なり、卽ち堯の德が、四方の人民に輝き、四方の人民に及ぶ、〔怠遑〕遑は悠長なり、〔奄〕「ことごとく」と訓ず、〔九域〕九州、〔祗〕愼む、〔造〕なすと訓ず、〔區夏〕支那本部を指す、天下と云ふが如し、〔易曰〕觀卦彖傳の辭、盥は、將に祭らんとして手を潔ぐなり、薦は、酒食を奉じて以て祭るなり、顒は尊敬の貌、「有孚顒若」とは、下に在るの人信じて之を仰ぐなり、

講述　唐の堯は、帝王として、誠に恭しく善く人に讓り、之がため其德は光を輝いて、廣く四方の人民に行亙つた、又殷の成湯は少しも怠り遊ぶことがなく、之がため九州を盡く手に入れて自分の物とした、文王は物事を愼み畏れ、之が爲に彼の國家を築き上げた、易に云つてある、觀の封は、鬼神の祭を行はうとして手を洗ひ清めたぎり、供へ物を奉らないでも、神を敬ひ大切にすると云ふ誠があるから、下の者が之を尊敬する意味であると、是れは下の者が大人の德を觀て、之に感化せらるゝことを申したものである、

文法　「下觀而化也」の一句を添へ、他の單に古典を引きたる處と、其趣を異にせしむ、

禍敗之所由也、則有媟嫚以爲階、可無愼乎、昔宋閔碎首于棊局、陳靈被矢於戲言、閻邴造逆於相詬、子公生弑於嘗黿、第四大段の第三小段なり、小人の例を擧ぐ、

訓義　〔媟嫚〕媟はなる、嫚はあなどる、心やす立ての餘り馬鹿にすること、〔宋閔云云〕宋閔は宋の閔公なり、萬と云ふものと博戲をなしゝ時、萬が魯の莊公を譽めたるに就いて之を罵りしかば、萬は立腹して閔公の首を打碎けり、〔陳靈云云〕陳の靈公、孔寧、儀行父と、酒を夏氏に飲む、公、行父に謂つて曰く、徵舒、女に似たりと、對へて曰く、亦君に似たりと、徵舒

もぐつたり泳いだりして渡ると、必ず濟ることを申したものである、其れと同じく、君子は何如なる場處でも其場處に從つて敬を行ふのである、

君子口無戲謔之言、言必有防、身無戲謔之行、行必有檢、言必有防、行必有檢、故雖妻妾不可得而黷也、雖朋友不可得而狎也、是以不慍怒而德行行於閨門、不諫論而風聲紀乎鄕黨、傳稱大人正己而物自正者、蓋此之謂也、以匹夫之居猶然、況得志而行於天下乎、（第四大段の第一小段なり、君子に戲謔なきことを言ふ、）

訓義　〔戲謔〕じやうだん、〔防〕俗に云ふ「せき」、〔檢〕しまり、〔黷〕けがすと訓ず、〔慍〕ムツトして不平なるなり、〔風聲〕感化力と云ふが如し、〔紀〕規律立つなり〔傳曰〕孟子盡心篇、

講述　君子は口にじやうだんの語がない、物を言へば、必ず此れより外へは出ぬと云ふ關がある、君子にはじやうだんの行爲がない、事を行ふときは、必ず締めくゝりがある、それゆゑ妻妾と雖も心やすだてにする事が出來ず、朋友と雖も狎れ狎れしくすることが出來ない、此のやうな始末であるから、別段腹を立てないでも其德が閨門の内に行はれて、妻妾も服從に及び、別に忠告や議論をしないでも、感化力が鄕黨の風儀を立てる、書物に、大人は先づ自分の身を正しくして、其結果、他のものも自然に正しくなると云つてあるのは此の事を意味するのである、匹夫の地位に居るものですら猶此の通りである、まして志を得て天下に其主義を行ふ者に於ては、此の通りでなくて叶はうや、

文法　「況得志而行於天下乎」の一句は下に接す、

唐堯之帝、允恭克讓、而光被四表、成湯不敢怠遑、而奄有九域、

獨と云つて自分獨りで誰れも見て居らぬ處に存する、所が幽微と云ふことは明白に見ゆる本であり、孤獨と云ふとは人の目に見える綠口である、どうして投遣りに出來ようや、どうして疎略に出來ようや、それであるから君子は孤獨の時を大切と思ひ、幽微の事に注意をなし、何如に見つけられぬ樣な隱れた場處に在つたとて、鬼神ですら其隙を見ることが出來ない、詩經に、獵師が肅肅と大切に兎の網を林の中に張るとあるのは、孤獨に處することを詠じたるものである、(此れは詩の原意ではない、詩の文句を借りて我が言はうとすることを述べたもので、此の如き引用の方を斷章取義と曰ふ、)

又有顚沛而不可亂者、則成王季路其人也、昔者成王將崩、體被冕服、然後發顧命之辭、季路遭亂、正冠結纓而後死白刃之難、夫以彌留之困、白刃之難、猶不忘敬、況於游宴乎、故詩曰、就其深矣、方之舟之、就其淺矣、泳之游之、言必濟也、』第三大段の第二小段なり、急遽の時の敬すべきことを言ふ、

訓義 〔顚沛〕危急の場合を言ふ、〔成王將崩〕此の事は、周書の顧命篇に出づ、〔顧命〕遺命なり、〔季路〕卽ち孔門の子路、〔彌留〕病氣の危篤なること、〔詩曰〕邶風北風篇、〔方〕筏なり、〔泳〕水をくゞるなり、

講述 又危急の場合になつても威儀の亂れない人がある、卽ち周の成王と季路が其人である、成王は崩御にならうとした時、其身體に冠や禮服を著け、威儀を正してから遺言を發せられた、又季路は國亂に出遇ひ、敵より白刃を以て逼まられ、冠の紐の切れた時之を結んでから戰死した、夫れ大病の苦痛や白刃の急場に臨んでも、尙敬を忘れない、況んや遊戲や宴會の時などに於ては、敬を忘れて宜しからうや、故に詩經に云つてある、川の深い處に臨んだなら、筏に乘つたり舟に乘つたりして渡り、川の淺い處へ臨んでは、

う、〔辭令〕辭遣ひ、〔慢〕輕侮するなり、

講述　若し其威儀を取繕はず、其目の据ゑ方、物の視やう等を構はず、辭遣ひを疎略にしながら、人民が自分を手本とすることを望むものなどは、昔しからあつた例がない、手本とすべきものがないと、必ず人が侮ると云ふことになる、

小人見慢也、而致怨乎人、患己之卑、而不思其所以然、哀哉、故書曰、惟聖罔念作狂、惟狂克念作聖、』第二大段の第三小段なり、小人の威儀なくして人に侮らるゝことを言ふ、

訓義　〔書曰〕周書多方篇、

講述　小人は威儀を取繕はず、其目の据ゑ方、物の見やう等を構はず、辭遣ひを疎略にするから、人に侮られる、然るに彼れは人に侮られると云ふと、侮つた人の方へ怨みを持つて行き、自分が輕蔑せられることを氣に病みながら、どうして輕蔑せられたかと云ふ原因を考へないのは、哀れな次第である、故に書經に申してある、縱令ひ聖人であつても、思念しないで油斷をすると狂人となつてしまひ、狂人でも、思念して警戒するときは聖人となると、

人性之所簡也、存乎幽微、人情之所忽也、存乎孤獨、夫幽微者、顯之原也、孤獨者、見之端也、胡可簡也、胡可忽也、是故君子敬孤獨而愼幽微、雖在隱蔽、鬼神不得見其隙耳、詩云、肅肅兎罝、施于中林、處獨之謂也、』第三大段の第一小段なり、孤獨の時の敬すべきことを言ふ、

訓義　〔胡〕なんぞと訓ず、〔詩云〕周南兎罝篇、〔兎罝〕兎を捕る網なり、〔施〕布設するなり、〔中林〕林中なり、

講述　人の性として投遣りにすることと云ふものは、幽微と云つて目にも見えないやうな微な事に存する、人の情として疎略にすることと云ふものは、孤

なすことの出來るものこそ、君子と謂はるゝのである、

文法　一篇、敬を以て主となす、冒頭の容貌を說き威儀を說く處、敬の意を含蓄すること頗る多きも、一の敬の字を露はさず、末に至り始めて之を出す、妙甚し、

君子者無尺土之封、而民尊之、無刑罰之威、而民畏之、無羽籥之樂、而民樂之、無爵祿之賞、而民懷之、其所以致之者一也、故孔子曰、威而不猛、泰而不驕、詩曰、敬愼威儀、惟民之則、第二大段の第一小段なり、君子の威儀あつて重んぜらるゝことを云ふ、

訓義　〔尺土〕僅か一尺ばかりの土地と云ふこと、〔封〕領地、〔羽籥〕羽は、舞の時、手に持つ所の羽、籥は樂器、笛の類、〔一〕法象を指す、〔孔子曰〕論語の述而篇と堯曰篇、〔泰〕尊大の貌、〔驕〕高慢なり、增長なり、〔詩曰〕大雅抑篇、

講述　君子と云ふものは、僅かばかりの領地すら持つて居らないでも、人民は之を尊敬する、刑罰を施す威力を持つて居らないでも、人民は之を畏れる、羽を執つて舞つたり笛を吹いて音樂を奏さないでも、人民は之を樂み、爵位や俸祿を以て賞さないでも、人民は之に懷く、君子が斯う云ふ結果を來す原因は一つである、其れは卽ち法象に外ならない、それゆゑ孔子は、威光があつても、猛と云つて强過ぎることなく、泰然と尊大であつても、驕と云つて人に威張ることなしと申された、又詩經には、威儀を大切にして注意することは人民の模範であると云つてある、

若夫惰其威儀、玩其瞻視、忽其辭令、而望民之則我者、未之有也、莫之則者、必慢之者至矣、第二大段の第二小段なり、威儀なきときは反對の結果あることを言ふ、

訓義　〔玩〕無造作にするなり、〔瞻視〕目つき、視や

て吉凶を來すことを言ふ、

夫法象立所以爲君子、　第一大段の第一小段なり、

法象、君子の資格が成すを言ふ、

講述　夫れ法象は、君子の君子たる所のものを築き上げるものである、

文法　是れ一篇の冒頭なり、

法象者莫先乎正容貌、愼威儀、是故先王之制禮也、爲冕服采章以旌之、爲佩玉鳴璜以聲之、欲其尊也、欲其莊也、焉可以懈慢也、容貌者人之符表也、容貌正、故性情治、性情治、故仁義存、仁義存、故盛德著、盛德著、故可以爲法象、斯謂之君子矣、　第一大段の第二小段なり、法象の威儀容貌に在ることを言ふ、

訓義　〔威儀〕左傳襄公三十一年に云ふ、威あつて畏るべき、之を威と謂ふ、儀あつて象るべき、之を儀と謂ふと、〔冕服〕冕は冠なり、服は禮服なり、〔采章〕色采模樣、〔旌〕あらはすと訓ず、〔佩玉〕腰に佩ぶる所の玉、〔鳴璜〕半璧を璜と曰ふ、佩の下に兩箇あり、音を發するやうに作りたるもの、〔莊〕眞面目なり、敬肅の貌、〔慢〕怠る、〔符表〕人格そつくりの發現、

講述　法象と云ふものは、容貌を正しくし威儀を愼むのが第一である、此のわけを以て先王が禮を制定された場合に、冕と云ふ冠、禮服、其服の色どりや綾模樣を作つて、其品位を外部に示し、又佩玉や鳴璜を作つて、しとやかなる聲を出させたのは、其尊嚴ならんことを望み、其莊重ならんことを望まれた爲である、何として締りなくダラシなくあられようや、又容貌と云ふものは人格の表現である、(それと同時に容貌から人格が修めらるゝ)容貌が正しきが故に、性情も治まつて浮つかない、性情が治まるが故に、仁義の心が存在して放失しない、仁義の心が存在するが故に、立派なる德が目だつて見ゆる、立派なる德が目だつて見ゆるが故に、法象となすことが出來る、法象と

擧げて之を求めたけれども、日が過ち年が重なつても、一毫一釐ほどの效驗もなかつたとすれば、今日の利害を計り知るには十分である、

經曰、享多儀、儀不及物、惟曰不享、論語說曰、子不語怪神、唯陛下距絕此類、毋令姦人有以窺朝者、（第四大段なり、）

訓義　〔經〕書經洛誥篇、〔享〕神への供物、〔不享〕無禮と云ふが如し、〔論語說〕述而篇、

講述　經に申してあるに神の供養を營むに種種の儀式がある、儀式が供へ物に比して粗末なのを無禮と曰ふと、論語の孔子の說を揭げた處に、孔子は不思議の事や鬼神の事を語り給はずとある、何卒陛下は、此樣な事を拒絕遊ばされ、姦人をして朝廷を窺はしめ給ふな、

文法　「明王」云云に應ず、

續文章軌範巻之四

小心文

法象論

徐偉長

講題　法象とは猶儀表と云ふが如し、法は理より言ひ、象は形より言ふ、此の篇は徐偉長の作りたる中論の一なり、

大旨　君子は敬を盡して禮に從ひ、威儀容貌、人の儀表たるべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「斯謂之君子矣」に至る、法象を說明す、第二大段は「君子者無尺土之封」より「惟狂克念作聖」に至る、威儀の修惰に因つて君子小人の分るゝを言ふ、第三大段は「人性之所簡也」より「言必濟也」に至る、孤獨急遽等の場合に於ても威儀を忽にすべからざることを言ふ、第四大段は「君子口無戲謔」より「況無禮而可以終始乎」に至る、戲謔の戒むべきを言ふ、第五大段は「夫禮也者敬之經也」より篇尾に至る、敬の有無に因つ

術や、祭祠の禮や、鬼神に事へる事や、變怪を使ふ事や、海に入り神を探し藥を采るなどを以て寵愛を受け、恩賞は何千金と云ふ額に達し、就中欒大は尤も立身して榮華を極め、武帝が皇女を妻として賜はるに至り、爵位も次第に進んで、海内の人を驚かした、

元鼎元封之際、燕齊之間、方士瞋目扼腕、言有神僊祭祀致福之術者、以萬數、其後平等皆以術窮詐得誅夷伏辜、至初元中、有天淵玉女、鉅鹿神人、轑陽侯師張宗之姦、紛然復起、『第三大段の第二小段なり漢に於ける方士の害を言ふ』

訓義　〔元鼎元封〕並に武帝の年號、〔扼〕腕なり、〔初元〕元帝の年號、

講述　元鼎、元封年間に於て、燕齊地方の方士等は目を見張り腕を攫み、神仙があるの祭祀の結果があるの、福を招く術があるのと言ふ者が、何萬人と數へ立てるほどあつた、其後新垣平等は、何れも術も種がなくなり、詐りと云ふことを知られた所から、誅戮されて罪に服し、初元中に至つては、又天淵玉女であるの、鉅鹿神人であるの、轑陽侯の師なる張宗と云ふ姦人が、數多く復び起つたことがある、

夫周秦之末、三五之隆、已嘗專意散財、厚爵祿、竦精神、擧天下以求之矣、曠日經年、靡有毫氂之驗、足以揆今、『第三大段の第三小段なり、過去の事實に因つて有害の事が證明せらるゝを言ふ、』

訓義　〔三五之隆〕三皇五帝の隆盛時代と云ふこと、武帝の世を指す、〔竦〕俗に云ふ「こめる」こと、〔揆〕はかると訓ず、

講述　夫れ周秦の末より、三皇、五帝と隆盛を比すべき武帝の御宇とは、已に一心になつて金錢を散じ、方士等の爵位俸祿を手厚くして精神を込め、天下を

死藥なり、王、無罪の臣を殺して、人の王を欺くことを明かにすと、王乃ち殺さずと、右は戰國策に出づ、但し同書には頃襄王の事となすも、元來楚は迷信多き風俗なるが故に、懷王の如きも固より斯の如き事ありしならん、

講述　楚の懷王は、祭祀を盛大にして鬼神を信心し、其冥助を得て秦の兵を却けやらうとしたが、反つて秦の爲に兵は敗られ、土地は削られ、身は辱められて、楚國は危險となつた、

秦始皇初幷天下、甘心於神僊之道、遣徐福韓終之屬、多齎童男童女、入海求僊采藥、因逃不還、天下怨恨、第二大段の第三小段なり、秦に於ける害を言ふ、

訓義　「甘心」滿悅すること、「入海求僊采藥」始皇の二十八年に、齊人徐市等、上書して言ふ、海中に三神山あり、仙人之を居ると、是に於て徐市を遣り、童男女數千人を發し、海に入つて仙人を求む、三十二年韓終侯公石生をして仙人不死の藥を求めしむ、

講述　秦の始皇は、天下を統一するや否や、神仙の道を悅び、徐福韓終の輩を派遣し、多く少年少女を伴ひ、海中に入つて仙人を探し、不死の藥を採集させた處、彼等は其儘還り來らず、さうして天下は始皇の無道を恨んだ、（即ち是れが亡國の端緒であつた）

文法　「諸侯愈叛」と曰ひ、「身辱國危」と曰ひ「天下怨恨」と曰ひ、三樣に結法を變ず、

漢興新垣平齊人少翁公孫卿欒大等、皆以僊人黃冶祭祠、事鬼使物、入海求神采藥貴幸、賞賜累千金、大尤尊盛、至妻公主、爵位重累、震動海內、第三大段の第一小段なり、漢に於ける方士の盛なりしことを言ふ、

訓義　「至妻公主」武帝、欒大を拜して五利將軍となし、衞長公主を以て之を妻す、

講述　漢が興つてより、新垣平、齊國の人少翁、公孫卿、欒大等は、何れも仙人や、丹砂を以て金を造る

を言ひ立てたるものは、何れも衆人を迷はす姦人であつて、左道とて妖術を楯にして詐僞の心を抱き、其時の君主を欺くものである、彼れの言ふ所を聽けば、洋洋と立派で、耳を滿足さすることが出來、其言ふ通りになるやうであるが、愈、實際之を搜して見れば宛度もなく、まるで風を繫いだり影を捕へるやうなもので、結局實現するわけにゆかぬ、

是以明王距而不聽、聖人絶而不語、』 第一大段の第三小段なり、聖明の人の之に處する態度を言ふ、

訓義　〔距〕拒に同じ、

講述　此の如き次第であるから、明主は拒んで耳を傾けず、聖人は斥けて語らないのである、

文法　明王聖人は「天地之性」に明かにして、「萬物之情」を知る者なるが故に、一段の首尾に之を分つて出したるなり、

昔周史萇弘欲以鬼神之術輔尊靈王、會朝諸侯、而周室愈微、諸侯愈叛、』 第二大段の第一小段なり、周に於ける害を言ふ、

訓義　〔萇弘〕史記の封禪書に云ふ、萇弘、方を以て周の靈王に事ふ、諸侯、周に朝するなく、周の力少し、萇弘乃ち鬼神の事を明かにし、設けて狸首を射る、狸首とは、諸侯の來らざるもの、物怪に依つて諸侯を致さんと欲す、諸侯從はず、而して晉人、萇弘を執へ殺す、周人の方怪を言ふ者、萇弘よりすと、

講述　昔し周の記錄官を勤めたる萇弘は、鬼神の術を以て靈王を輔けて尊嚴ならしめ、諸侯を來朝させようとしたが、反つて周の王室は益、微弱となり、諸侯は益、周に叛いた、

楚懷王隆祭祀、事鬼神、欲以獲福助、却秦師、而兵挫地削、身辱國危、』 第二大段の第二小段なり、楚に於ける害を言ふ、

訓義　〔楚懷王〕不死の藥を王に獻じたる者あり、謁者（取次）、操つて以て入る、中射の士之を食ふ、王怒つて中射の士を殺さんと欲す、中射の士曰く、客、不死の藥を獻ず、臣之を食して、王、臣を殺さば、是れ

萊、耕耘五德、朝種暮穫、與山石無極、黃冶變化、堅冰淖溺、化色五倉之術者、皆姦人惑衆、挾左道、懷詐僞、以欺罔世主、聽其言、洋洋滿耳、若將可遇、求之、盪盪如繫風捕影、終不可得。』第一大段の第二小段なり、神怪の信ずべからざるを言ふ、

訓義　〔遵〕したがふ、〔法言〕法則たる所の言、〔無福之祠〕淫祀、〔不終之藥〕不終は不死と云ふが如し、〔遙〕遥の古字、〔登遐〕遐は至る、〔倒景〕景は影なり、日月の上に在るときは、日月反つて下より照す、故に倒影と云ふ、〔縣圃〕崐崙山の上に在り、其上は天門なりと言ひ傳ふ、〔蓬萊〕海中の仙人島、〔耕耘五德〕五德とは、東方は甲、南方は丙、西方は庚、北方は壬、中央は戊、此の五方に五色の禾を種ゑて耕耘するなり、耘はくさぎる、〔與山石無極〕壽命が山の石と共に無限なるを言ふ、〔黃冶變化〕黃は黃金を鑄るなり、道家の說には、丹砂を鍛ひ、變化せしめ、黃金を鑄るべしと云ふ、〔堅冰淖溺〕方士は、藥石若しくは陷冰丸を以て冰上に投ずれば、冰は直ちに消液す、之をば神仙術の然らしむる所となす、淖溺は「ぐずぐず」になることなり、〔化色五倉〕人の身中に五色あり、腹中に五倉神あり、五色存すれば則ち死せず、五倉存すれば則ち饑ゑずと、是れ原注李奇の說なり、然れども化色五倉の句は語を成さず、甚だ解を得るに苦しむ、疑を闕くに若かず、

講述　仁義の正しき道に背き、五經の法則をたてたる訓言に隨はずして、盛に奇怪鬼神の事を唱へ、廣く祭りの仕方を崇め尊び、靈驗もない淫祀に向つて果報を求むる色色なる人物、及び世の中に仙人があつて、不死の藥を食し、空中遙かに身輕く飛び升り、日月の光りが下の方より照すやうな高き處までも至つて縣圃を見物し、蓬萊山に游行し、田畝を耕すやうに五德を育て、朝種ゑて夕方に物成を取り入れ、其壽命は山の石と共に極りなく、仙術を施すときは、堅く張り詰めて居る冰も鎔解し、色を五倉に化する術など

論神怪　谷永

講題　神怪とは鬼神不可思議の事なり、漢の成帝の末年、頗る鬼神を好む、亦其繼嗣なきを以て、上書して祭祀方術を言ふ者は、皆待詔の地位を得、帝は、上林苑中、長安城旁に於て、盛んに祭事を行はしめ、費用甚だ多し、谷永乃ち此の論を以て帝に說く、

大旨　鬼神奇怪の事は、明王聖人の聽かず語らざる所にして、從來の弊害已に著しければ、之に關する勸說を拒絕して、姦人に乘ぜざらしむべきを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「聖人絕而不語」に至る、仙道、幻術等の聖人の道に非ざることを論ず、第二大段は「昔周史萇弘」より「天下怨恨」に至り、前代迷信の禍害を說く、第三大段は「漢興新垣平」より「足以揆今」に至る、漢代迷信の禍害を說く、第四大段は「經曰享多儀」より篇尾に至る、處置を言ふ、

臣聞明於天地之性、不可惑以神怪、知萬物之情、不可罔以非類、（第一大段の第一小段なり、辨識の標準を擧ぐ、）

訓義　〔天地之性〕孝經に云ふ、孔子曰く、天地之性人爲貴と、〔萬物之情〕情は實なり、萬物の眞相と云ふが如し、〔罔〕あざむくなり、〔非類〕人間の類の違つたもの、神仙を謂ふ、

講述　臣承はる、天地の性質に明かであれば、鬼神不可思議の事で迷はすことが出來ず、萬物の眞相を知るときは、超人、非人等の事で之を欺くことが出來ないと、天地の性質と萬物の眞相で判斷するのが必要である、

文法　正大の起法、

諸背仁義之正道、不遵五經之法言、而盛稱奇怪鬼神、廣崇祭祀之方、求報無福之祠、及言世有僊人、服食不終之藥、遙興輕擧、登遐倒景、覽觀縣圃、浮游蓬

訓義　〔十圍〕十かゝへなり、〔蘖〕めばえ、〔擢〕抽き出す、

講述　夫れ十かゝへもある大木も生じたばかりで芽生の時ならば、足で掻いで絶してしまふ事が出來る、手で引き出して抜いてしまふ事も出來る、是れは其木が未だ十分生長せぬ内を捉へると、まだ形をもなさぬ間に早く遣るからである、

磨礱底厲、不見其損、有時而盡、種樹畜養、不見其益、有時而大、積德纍行、不知其善、有時而用、棄義背理、不知其惡、有時而亡、臣願大王熟計而身行之、此百世不易之道也、』第十一大段なり、

訓義　〔磨礱底厲〕すりみがく、底は砥なり、音シ、厲は礪なり、〔熟計〕篤と打算して見る、

講述　及物などを砥石にかけて、磨つたり礪いたりしても、及物が損るのが見えぬ、然しながら磨り潰れてしまふことがある、樹木を殖ゑ培養した所で、其生長するのが見えぬ、然しながら大きくなる時がある、德を積み善行を累ねて、其善が人に知られないにしても、終には用ひらるゝ時が來る、義を棄て理に背いて、其惡が人に知れないにしても、終には亡ぶる時が來る、臣は大王が篤と御考へになつて、行動あらせらるゝことを願ひ奉る、此れは百代たつても動かぬ道に之れあり、

文法　「得全者昌失全者亡」に應ず、

餘說

此れは吳王の逆謀の、未だ露はれざる先に上つて諫めたる者なるが故に、事の外に洩れんことを恐れ、譬喩を以て利害を論じたるなり、隨つて多く隱語に類する處あり、段段相逐ひ、條條相重なり、而も强ひて聯屬をなさず、格法頗る奇なり是れ本題の性質上、變體を取らざることを得ざりしのみ、

てるに比ぶるときは彼れは弓を握り、矢を持つ術をも知らぬ者である、

福生有レ基、禍生有レ胎、納二其基一、絶二其胎一、禍何自來、』第七大段なり、

講述　幸福の生ずるには土臺があり、災禍の生ずるには發源がある、其土臺を受け入れ、其發源を止めてしまふときは、禍ひは何處から起つて來ようや、起るべき處もありはせぬ、

泰山之霤穿レ石、殫極之統斷レ幹、水非二石之鑽一、索非二木之鋸一、漸靡使二之然一也、』第八大段なり、

訓義　〔霤〕水滴なり、〔殫極〕殫は盡くる、擦り切るゝこと、〔統〕綆なり、井戸繩を指す、〔幹〕井戸の上に四つに架せし木、井戸繩を掛けて釣瓶を上下せしむるもの、〔鑽〕きり、のみ、〔靡〕よわる、

講述　泰山の水の滴りは終に石に孔をあけ、擦り切れるまでなつた井戸繩は繩を掛ける四ッ手の木をも壞してしまふ、水は石に孔をあける鑽でもなければ、繩は木を挽く鋸でもない、斯く微微たる力のものが、石に孔をあけ、木を挽き切るのは次第次第によわらせる度數が斯くさせるのである、

夫銖銖而稱レ之、至レ石必差、寸寸而度レ之、至レ丈必過、石稱丈量、徑而寡レ失、』第九大段なり、

訓義　〔銖〕十黍を絫とし、十絫を銖となす、極少の量目を言ふ、〔稱〕量る、〔徑〕手早きこと、

講述　夫れ穀物などを量るに、一銖づゝ之を量るときは、一石に至ると違ひが出來る、反物などの寸法を取るに、一寸づゝ積つて見ると、一丈に至るときは必ず合はなくなる、其れより一石一丈づゝ計算した方が、早手廻しであつて間違が少い、

夫十圍之木、始生而蘖、足レ可レ搔而絕、手可二擢而拔一、據二其未レ生、先二其未レ形一也、』第十大段なり、

陰而止、景滅迹絶、』第四大段なり、

訓義　〔景〕影なり、〔迹〕足迹、

講述　人に因つて自分の影法師を畏れて、足迹を氣にする性質の者がある、自分で見るのが嫌であるから、背向きになつて駈出すが、駈け出せば駈け出すほど、足迹は多くなり、影法師は早く追ひかける、日のあたらない處に往つて動かずに處れば、影法師も消え、足迹も無くなるのに、其れを知らぬのである、

欲人勿聞、莫若勿言、欲人勿知、莫若無爲、欲湯之滄、一人炊之、百人揚之無益也、不如絶薪止火而已、不絶之於彼、而救之於此、譬猶抱薪而救火也、』第五大段なり、

訓義　〔滄〕涼なり、

講述　人に聞かれないことを欲するならば、言はないのが一番である、人に知られないことを欲するならば、爲さぬが一番よい、湯が冷くなることを望みながら一人の者が之を沸し、百人の者が之を揚げ立つるときは、何の益にも立たない、其れよりも薪を取つて仕舞ひ、火を消すのが增である、然るに一方で止めないで置いて一方で救はうとするのは、之を譬へて見れば、薪を抱へて火災を消しに往くやうなものである、

養由基、楚之善射者也、去楊葉百歩、百發百中、楊葉之大、加百中焉、可謂善射矣、然其所止、迺百歩之內耳、比於臣乘、未知操弓持矢也、』第六大段なり、

訓義　〔楊〕柳の一種、

講述　養由基は、楚國に於ける弓を射ることの上手な人であつた、百歩も隔たつた處から楊の葉を射るに、百本の矢を放つて、百本ながら皆中する、楊の葉ほどの大きさのものを、百本ながら中てると云ふのは、上手な射手と申すべし、さりながら其矢の屆く所は、百歩の內を出でない、臣乘が遠く未來を言ひ中

必脱〕種種の行爲に於て禍を免るゝを謂ふ、

講述　夫れ一本の絲筋にて千鈞の重さあるものを繫いで、上の方は、際限もない高い處へ引懸け、釣り下げた物は、何處まで深いか分らない淵に垂れるときは、非常の愚人でも、絲が切れるであらうと云ふことを心配する、又馬が跳ねたとき、大鼓を叩いて之を驚かすならば、之を繫いであつた綱も切れかゝるが、是れは再び鎭めようとすれば鎭まりもする、前の譬への方の絲が高い處で切れたなら、最早結ぶことならず、落ちて深き淵に這入つたならば、二度とは出られ悪い、其出られると出られないとの間は、髪の毛一本も容れる丈の隙もない、實に危險の事である、併し能く忠臣の言さへ聽入れるときは、種種の行爲も禍ひを免るゝことが出來る、

必若所欲爲、危於纍卵、難於上天、變所欲爲、易於反掌、安於泰山、今欲極天命之上壽、敝無窮之極樂、究萬乘之勢、不出反掌之易、居泰山之安、而欲乘纍卵之危、走上天之難、此愚臣之所大惑也、第三大段なり、

訓義　〔所欲爲〕謀叛を謂ふ、〔纍〕累の本字、〔萬乘〕此には大諸侯を指す、

講述　どうしても爲したいと思召すことなどは卵を累ねたよりも危く、天に上るよりも難い、若し爲したいと思召すことを變ぜらるゝならば、其れは手の平を反すよりも易く、又泰山より安泰である、今大王が天命のある限りの長壽まで達し、窮りない快樂を盡し、大諸侯の勢ひを究めんと欲し給ひながら、手の平を反すやうに容易な仕方に出で給はず、泰山のやうな安泰の位地に居り給はずして、累卵の危き勢に乘り、天に上るやうな困難な方へ赴かうと爲し給ふは、臣の大いに不可解と思ふ所である、

人性有畏其景而惡其迹者、却背而走、迹愈多、景愈疾、不知就

象を感じ、日月星辰も、蝕したり飛びたりする異變なし、「王術」謂はゆる「得全」なり、

講述　昔しは虞舜は錐を立つべき程の土地もなかつたが、それでも天下を有つこととなり、夏禹は十軒ばかりの村落も持たなかつたが、それでも諸侯の王となり、殷の湯王や周の武王の土地は百里に過ぎなかつたが、上は三光の明かなることに變化を及ぼさず、下は人民の心を害しなかつたのは、王術があつたからである、

故父子之道、天性也、忠臣不避重誅以直諫、則事無遺策、功流萬世、臣乘願披腹心而效愚忠、惟大王少加意念惻怛之心於臣乘言、』第一大段の第三小段なり、吳王が王術を失ふことを諫めんとするを言ふ、

訓義　「故」まことにと訓ず、「效」いたすと訓ず、差出すなり、「意念」熟考するなり、「惻怛」あはれに思ふこと、

講述　實に父子の道は天性であつて、君臣は父子のやうな關係であるゆゑ、君の不爲を見過すことは出來ぬ、そこで忠君が重き刑罰をも避けずして手嚴しく諫言するときは、事に間違ひなく、功業が萬世の後までにも及ぶ、臣乘に於ては、腹の底を立割つて愚忠を致したく存ずる、惟大王に於て、臣の申す事を篤と御考へになり、憐愍の心を加へ給へ、

夫以一縷之任、繫千鈞之重、上懸無極之高、下垂不測之淵、雖甚愚之人、猶知哀其將絕也、馬方駭、鼓而驚之、繫方絕、又重鎭之、繫絕於天、不可復結、隊入深淵、難以復出、其出不出、間不容髮、能聽忠臣之言、百舉必脫、』第二大段なり、

訓義　「任」力と云ふが如し、「隊」墜に同じ、「百舉

大段落　凡そ分つて十一大段となす、第一大段は篇首より「惟大王少加意念惻怛之心於臣乘言」に至る、上書する所以を言ふ、第二大段は「夫以一縷之任」より「百擧必脱」に至る、諫言を聽かば禍を免るべきを言ふ、第三大段は「必若所欲爲」より「此愚臣之所大惑也」に至る、吳王の安きを棄てゝ危きに就くを言ふ、第四大段は「人性有畏其景而惡其迹者」より「景滅迹絶」に至る、隱謀を企てながら露見を畏るゝの非なるを言ふ、第五大段は「欲人勿聞」より「譬猶抱薪而救火也」に至る、露見を防ぐの愚を言ふ、第六大段は「養由基楚之善射者也」より「未知操弓持矢也」に至る、己れの豫言の的中すべきことを言ふ、第七大段は「福生有基」より「禍何自來」に至る、禍を免るゝの道は隱謀を止むるに在るを言ふ、第八大段は「泰山之霤穿石」より「漸靡使之然也」に至る、次第に危險に近づくを言ふ、第九大段は「夫銖銖而稱之」より「徑而寡失」に至る、大局より考ふべきことを言ふ、第十大段は「夫十圍之木」より「先其末形也」に至る、早く止むれば容易なることを言ふ、第十一大段は「磨礱底厲」より篇尾に至る、結局禍を免れざるべきことを言ふ、

臣聞得レ全者昌、失レ全者亡、（第一大段の第一小段なり、先づ禍福の標準を提す、）

訓義　〔臣聞〕此の語は、淳于髡の鄒忌に說きたる辭なり、

講述　臣は、凡そ德の完全を得る者は昌え、德の完全を失ふ者は亡ぶる由を聞き及べり、

舜無二立錐之地一、以有二天下一、禹無二十戶之聚一、以王二諸侯一、湯武之地、不レ過二百里一、上不レ絶二三光之明一、下不レ傷二百姓之心一者、有二王術一也、（第一大段の第二小段なり、前の一小段を立證す、）

訓義　〔立錐之地〕錐の尖ほどの場所、極めて小なる譬へ、〔聚〕村落なり、〔不絶三光之明〕日月星を三光と曰ふ、古代の思想に由れば、德政和平なれば、上、天

角を振向くものもなく、足を包んで秦に來なくなるやうに爲すのは、是れ俗に申す、敵に武器を供給してやり、盗賊に食物を送つてやるものである、

夫物不レ產二於秦一、可レ寶者多、士不レ產二於秦一、願レ忠者衆、今逐レ客以資二敵國一、損レ民以益レ讎、內自虛而外樹二怨於諸侯一、求二其國之無一レ危、不レ可レ得也、『四第大段の第二小段なり、全篇を收む、』

講述 夫れ秦に於て產出しない物でも、寶とすることの出來る者は多數あり、秦に於て出生しない人でも、忠義を盡したいと願ふものは大勢ある、それに今秦人でないと云ふ所から、外國より來つた者を追放して敵國の利益となし、我が人民となつた者を棄てゝ敵を增し、內は人材空虛となり、而して外は列國と怨を結び、彼れを相手として戰つた日には、其國の危くないことを求めたとて得らるゝものではない、

文法 「夫物不產於秦」の二句は「今陛下致崑山之玉」の一段を收む、「士不產於秦」の二句は「昔者繆公」の一段を收め、「今逐客」以下は「臣聞地廣」云云を收む、

餘說

豐縟にして痛切、直截にして枯淡ならず、其直截なる處は韓非の奇峭なしと雖も、能く情理を得、其豐縟なる處は多少對偶の風を帶びて、後世六朝の文體を開きたるものゝ如し、中間兩三節は一反一覆、一起一伏、數個の字を以て轉換を施して、精神愈、出で、意思愈、明かなり、蓋し其主意は、秦に產せざる者と雖も秦に利益あることを主張するに過ぎずして、千狀萬態、變化測られず、秦代に於ける唯一の好文字なりと謂ふべし、

諫二吳王一書　枚乘

講題 吳王濞、叛を謀りし時、枚乘、此の書を上つて之を諫む、王用ひず、卒に滅さる、

大旨 早く隱謀を止むべきことを言ふ、

投じて之を聳動する處、

臣聞地廣者粟多、國大者人衆、兵彊者士勇、是以泰山不讓土壤、故能成其大、河海不擇細流、故能就其深、王者不卻衆庶、故能明其德、是以地無四方、人無異國、四時充美、鬼神降福、此五帝三王之所以無敵也、（第三大段なり、）

講述　臣の承はるに土地が廣ければ産出する所の米多く、國が大きければ住居する所の人民多く、兵力强ければ士卒が勇であると、此の理由を以て、泰山は僅かばかりの土をも他へ遣らないで自分の物とするが故に、あのやうな大いなる形をなし、黄河や長江は何如なる小さい流れをも辭しないで受け容れるゆゑあのやうな深い水となり、王者は多くの人民を拂ね除けないゆゑ、其德を天下に輝かす、其結果、海內盡く王土となつて四方の差別なく、人民盡く王臣となつて邦國の分立なく、四時善く調ひ、鬼神も其德に感じて幸福を降し給ふ、此れ五帝、三王の敵がなかつた理由である、

文法　此れ謂はゆる「跨海內制諸侯之術」に外ならず、

今乃棄黔首、以資敵國、卻賓客、以業諸侯、使天下之士、退而不敢西向、裹足不入秦、此所謂藉寇兵、而齎盜糧者也、（第四大段の第一小段なり、逐客の害を言ふ、）

訓義　【黔首】秦は人民を稱して黔首と曰ふ、〔資〕利益を與ふるなり、〔業〕業を立てしむるなり、〔裹〕つつむと訓ず、〔藉〕かす、〔齎〕送るなり、

講述　然るに今、秦の民となる者を棄てゝ敵國の助けとなし、外國より來つたものを逐ひ遣つて列國の爲に業を立てさし、天下の士が、退いて最早秦の方

當前適觀而已矣』、第二大段の第三小段なり、始皇が實際自國品を用ひずして外國品を用ふる所以を斷定す、

訓義　〔甕〕水瓶、〔缻〕瓦器、〔箏〕琴の類、〔搏髀〕腿を打つなり、〔鄭衛桑間〕鄭衛は亂世の音、桑間は亡國の樂、〔韶虞〕韶は虞舜の樂、故に韶虞と曰ふ、〔象武〕周の武王の樂、

講述　夫れ水甕をはたいたり、かはらけを叩いたり、箏を彈いたり、股を打つたりして、歌を歌ひ嗚嗚と云ふ聲を出して耳を慰めるのは、是れぞ本當の秦の音樂である、鄭衛桑間の淫亂なる音樂、韶虞、象武の高尙なる音樂は、何れも異國の音樂である、今自國の音樂である水甕をはたき、かはらけを叩く方を棄てゝ、鄭衛の音樂に向ひ、自國の音樂である箏を彈くことを止めて、韶虞を取らるゝことであるが、斯う云ふ風になさるのは何故である、差當り心に愉快であつて、目に面白いと思はれると云ふ外はない、

文法　前の「何也」と遙かに應ず、○「快意當前適觀而已矣」を以て、直ちに「陛下說之何也」の句に接するも可なり、「必秦國之所生」以下の數百字は、論理の上より必要あるに非ざれども、其光彩の燦爛たる所以は、此の文飾あるが爲なり、

今取人則不然、不問可否、不論曲直、非秦者去、爲客者逐、然則是所重者、在乎色樂珠玉、而所輕者、在乎人民也、此非所以跨海內制諸侯之術也』、第二大段の第四小段なり、人に於ては外國の產を取らざるの不可を論ず、

講述　此の如く、他の物に於ては外國產と雖も之を用ひらるゝに、今人物を取る上に於ては然にあらず、其議論の善し惡しを問はず、其行爲の邪曲と正直とに論なく、秦の生れに非ざる者は取り除き、秦に來る者あれば之を逐出してしまふ、さうして見れば、女色や音樂や珠玉等の貨財を重く視られて、人物を輕く視らるゝのである、かう云ふ間違つた遣り口は、海內に跨つて列國を制すべき道ではない、

文法　前文を收拾す、「此非」云云は、始皇の理想に

飾後宮、充下陳、娛心意、說耳目者、必出於秦、然後可、則是宛珠之簪、傅璣之珥、阿縞之衣、錦繡之飾、不進於前、而隨俗雅化、佳冶窈窕之趙女、不立於側也」第二大段の第二小段なり、用ふる所を自國產に限るの結果を推論す、

訓義　〔駃騠〕良馬なり、〔采〕色彩、〔下陳〕後列、〔宛珠〕宛地の珠、簪上に飾るもの、〔傅璣之珥〕傅は附なり、璣を以て耳環に附著するなり、璣は珠の角なるもの、〔阿縞之衣〕齊の東阿縣より織出す帛なり、〔雅化〕みやびやかにして變化する、〔佳冶〕なまめく、〔窈窕〕たをやか、

講述　是非とも秦國に出來たものであつて始めて用ひられると云ふことならば、夜光の璧は、朝廷に於て飾りと爲すわけにゆかず、犀角や象牙細工の器物は、玩弄物となすわけにゆかず、それから趙國の美人は、奥御殿に澤山置くわけにゆかず、駿馬や良馬は、表の馬小屋に詰込むわけにゆかず、江南に產する金や錫は、用ふるわけにゆかず、西蜀より出る丹青の色素は、色采となすわけにゆかない、又奥御殿や部屋部屋に居る宮女官女の飾りとなり、天子の精神を慰め耳目を悅ばしめ給ふ所のものが、是非とも秦國の產物であつて始めて之を用ふると云ふことならば、則ち宛珠の簪と曰ひ、傅璣の珥と曰ひ、阿縞の衣と曰ひ錦繡の飾りと曰ひ、御前に出づるわけにはゆかず、世の風俗に隨つて「みやびやか」に變化する、なまめき、たをやかなる趙國の婦人は、御側に立つわけにゆかず、

文法　前の小段と、一意を反覆して、其語相沿はず益々精采を見る、

夫擊甕叩缻、彈箏搏髀、而歌呼嗚嗚快耳者、眞秦之聲也、鄭衛桑間、韶虞象武者、異國之樂也、今棄擊甕叩缻、而就鄭衛、退彈箏而取韶虞、若是者何也、快意

れば、強大の名もないこととなる次第である、

文法　「此四君者皆以客之功」の句を以て一段を收め、「由此觀之」の句を以て裏面より客の秦に利あることを論ず、是れを反振の筆と曰ふ、「向」以下の數句は、假設の言を以て論旨を補ひ、上文を完結す、

今陛下致崑山之玉、有隨和之寶、垂明月之珠、服太阿之劍、乘纖離之馬、建翠鳳之旗、樹靈鼉之鼓、此數寶者、秦不生一焉、而陛下說之何也、（第二大段の第一小段なり、始皇が外國產の寶物を愛用することを言ふ）

訓義　〔崑山之玉〕崑山は名玉の產地、〔隨和之寶〕隨は隋に同じ、隋侯の珠と、和氏の璧、共に天下の珍品、〔明月之珠〕江南に產する珠の光りの、明月の如くなるを言ふ、〔太阿之劍〕楚王、干將、歐冶の二人をして劒を鍛せしむ、一を龍淵と曰ひ、一を太阿と曰ふ、〔纖離之馬〕纖離は良馬の名、〔翠鳳之旗〕翠羽を鳳凰の形となして飾りとしたる旗、〔靈鼉之鼓〕鼉は大魚なり、其皮は鼓に張るべし、

講述　今陛下に於かせられては、崑山の玉を御取寄せになり、隋侯、和氏の寶を所持游ばされ、明月の珠を掛け、太阿の劍を佩びて、纖離の馬に乘り給ひ、翠鳳の旗を建て、靈鼉の鼓を据ゑ置き給ふが、此の數種の寶物は、一も秦には出來ざる者に之れあり、然るに陛下が之を好み給ふのは、何如なる次第に候や、

文法　始皇は誇大の心あるが故に、華奢の物を歷擧して其心を動かす、是れ善く說くの術なり、〇「此數寶」云云は、「此五人者不產於秦」と相應ず、〇以上順說、以下逆說、

必秦國之所生、然後可、則是夜光之璧、不飾朝廷、犀象之器、不爲玩好、而趙國之女、不充後宮、駿馬駃騠、不實外廐、江南金錫不爲用、西蜀丹靑不爲采、所以

六國之從云云」初め齊楚燕趙韓魏の六國は、秦に反對の同盟、(從)を結び、秦を制したる處、張儀は游說を以て六國の同盟を散じ、皆西方の秦に向つて服從せしむるに至れり、

講述　惠王は張儀の計を用ひて、三川の地を奪ひ、西は巴蜀を幷合し、北は上郡を取入れ、南は漢中を取り、九夷を兼幷し、鄢郢を押へつけ、東は成皐の險阻に據り、地味の善き土地を割取し、遂に六國の從約を解散して秦に服從せしめ、其功は傳はつて今日までに至つた、

昭王得范雎、廢穰侯、逐華陽、彊公室、杜私門、蠶食諸侯、使秦成帝業、

第一大段の第五小段なり、昭王が他國人を用ひて成功せしことを言ふ、

訓義「范雎」魏人なり、昭王に遠交近攻の策を勸めたる人、「穰侯」魏冉なり、前に出づ、「華陽」宣太后の弟芊戎、

講述　昭王は范雎を得て、彼れの策に據り、專横なる穰侯を廢し、華陽を逐ひ、秦の公室を强大になして公族、重臣等が私しに勢力を逞しうする所の路を塞ぎ、諸侯の領土を蠶食し、秦をして帝業を成さしめた、

此四君者、皆以客之功、由此觀之、客何負於秦哉、向使四君却客而不納、疏士而不用、是使國無富利之實、而秦無彊大之名也、

第一大段の第六小段なり、前に擧げたる事實に就いて論斷を下す、

訓義「此四君」繆公、孝公、惠王、昭王を謂ふ、「皆以客之功」由餘、百里奚、蹇叔、邳豹、公孫支、商鞅及び張儀、范雎の諸子、皆外國人にして秦の爲に功を立てたるを謂ふ、

講述　此の四君は、皆外國人を用ひて成功せられたのである、此の事に由つて觀るときは、外國より來りし者が何も秦に惡い事をして居らぬ、若し以前、此の四君が外國人を逐ひ出して採用せず、賢士を疏遠にして用ひなかつたならば、秦國は富利の實もなけ

講述　昔し秦の繆公は戎と云ふ夷狄より由餘を拔き取り、東に當る宛より百里奚を手に入れ、宋より蹇叔を迎へ、晉より丕豹公孫支を招いた、此の五人は秦に生れた人ではない、それに繆公は善く任用せられた結果、二十箇國を幷呑して遂に西戎の霸となられた、

文法　「不產於秦」の句は、是れ論據にして一篇を貫く、

孝公用商鞅之法、移風易俗、民以殷盛、國以富彊、百姓樂用、諸侯親服、獲楚魏之師、擧地千里、至今治彊、『第一大段の第三小段なり、孝公が他國人を用ひて成功せしことを言ふ、』

訓義　〔商鞅〕公孫鞅、孝公に用ひられ、法を變じ、功を以て商於に封ぜられ、商君と稱す、〔殷盛〕繁榮、〔師〕兵なり、

講述　孝公は商鞅の定めたる法を用ひ、國の風俗を改革し、人民は之が爲に繁榮となり、國家は之が爲に富強となり、百姓は公役に使用せらるゝことを樂み、列國も皆心を歸した、そこで楚魏二國の兵を破つて、土地を取ること千里に及び、今日までも泰平にして兵強し、

惠王用張儀之計、拔三川之地、西幷巴蜀、北收上郡、南取漢中、包九夷、制鄢郢、東據成皐之險、割膏腴之壤、遂散六國之從、使之西面事秦、功施至今、『第一大段の第四小段なり、惠王が他國人を用ひて成功せしことを言ふ、』

訓義　〔三川〕韓の國界、〔鄢郢〕楚の二都會の名、〔西幷巴蜀〕惠王の時、張儀、相となり、韓を伐ち、兵を三川に下して、以て二周に臨まんと請ふ、而して司馬錯は、蜀を伐たんと請ふ、惠王之に從ひ、果して蜀を滅す、儀の死後、武王、車を三川に通ぜんと欲し、甘茂をして宜陽を拔かしむ、今竝に張儀と云ふものは、儀が秦の相たりしを以てなり、〔膏腴〕肥沃なり、〔遂散

等建議して云ふ、諸侯の人の來つて秦に仕ふる者は、皆自國の爲に秦に游說するのみ、請ふ一切之を逐はんと、李斯此の書を上つて之を諫む、始皇悟る所あり、逐客の令を撤廢す、

大旨　秦の國人に非ざるも秦の利益となる者多きが故に、包容して之を用ふべく、之を放逐するときは、反つて他國の利益となるべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「而秦無彊大之名也」に至る、他國人を用ひて成功せし例を擧ぐ、第二大段は「今陛下致崑山之玉」より「制諸侯之術也」に至る、秦は他國の物と雖も現在之を用ひつゝあるに拘はらず、人物に限り、他國人を排斥するは失計なることを言ふ、第三大段は「臣聞地廣者粟多」より「此五帝三王之所以無敵也」に至る、包容の效果の大なることを言ふ、第四大段は「今乃棄黔首以資敵國」より篇尾に至る、逐客の國害なることを言ふ、

臣聞吏議逐客、竊以爲過矣、（第一大段の第一小段なり、主意を揭ぐ、）

講述　臣の承る所に據れば、役人共は他國より來て秦に仕官する者を放逐すべしと決議を致せし由、臣は恐れながら間違つた考へであると存ずる、

文法　全篇の議論は、皆「竊以爲過矣」の一句より出づ、卽ち以下は其過てる所以を說明するなり、

昔者繆公求士、西取由餘於戎、東得百里奚於宛、迎蹇叔於宋、來邳豹公孫支於晉、此五人者不產於秦、而繆公用之、幷國二十、遂霸西戎、（第一大段の第二小段なり、繆公が他國人を用ひて成功せしことを言ふ、）

訓義　「取由餘於戎」由餘を取りし手段は、韓非の十過篇に出づ、「迎蹇叔於宋」百里奚、穆（繆に同じ）公に謂つて曰く、臣は臣が友蹇叔に如かず、蹇叔賢にして世知るものなしと、穆公幣を厚うして之を迎へ以て上大夫となす、蹇叔は岐州の人にして宋に游ぶ、故に之を宋より迎へたるなり、

夫輕萬乘之重、不以爲安、而樂出於萬有一危之塗、以爲娛、臣竊爲陛下不取也、第二大段の第二小段なり、自輕の不利益なることを斷ず、

訓義　〔萬乘〕前に出づ、〔萬有一危〕萬の中に一つの危險、

講述　夫れ萬乘の重き御身を輕んぜられて、安全の事を爲し給はず、萬に一つの危險ある仕方に出で給ひ、其れをば面白しと思召さるゝは、臣が恐れながら陛下の爲に御不爲と存ずる所である、

文法　「萬有一危」は「萬全而無患」に應ず、

蓋明者遠見於未萠、而智者避危於無形、禍固多藏於隱微、而發於人之所忽者也、故鄙諺曰、家累千金、坐不垂堂、此言雖小、可以諭大、臣願陛下留意幸察、第三大段なり、

訓義　〔忽〕ゆるかせにす、油斷なり、〔不垂堂〕垂は「はし」なり、堂のはしに近づくときは、瓦の落ちて負傷する恐あり、

講述　蓋し思慮の明かな人は事柄のまだ萠しもせぬ遠い處が見え、智慧のある人は、まだ外に現はれぬ危險を避ける、禍ひと云ふものは固より隱れて微な處に伏して居つて、人の油斷して居る所に起るものである、故に下等の諺にも、家に千兩の財産があるときは、自身に大事を取つて、堂の端の方へは坐らぬものであると、此の語は小さいとは申せ、大事に諭へることが出來申すなり、臣は陛下が御心を留めて、御察しを賜はらんことを願ひ候と、

逐客上書　　李斯

講題　逐客に關する上書なり、本來は諫逐客上書に作るべし、秦の始皇卽位の十年に、大臣

き、〔羌夷〕夷狄の名、〔軫〕車の後に在る横木、

講述　今陛下に於かせられては、險阻の處へ踏込み猛獸を射給ふことを好ませ給ふが、萬一不意に特殊の猛獸に出遇ひ給ひ、彼れが思ひがけない所から飛出して來て御車に突掛つて參つたなら、逃げやうにも車の向きをかへて引返す暇もなく、射取らうにも技術を施す暇もなく、烏獲の力業や逢蒙の射藝があつたとて何の役にも立ち申さず、路の邪魔なる枯木や朽ちた切株すらも尚害をなし候はん、是れ敵國の胡越が車の轂下から起り立ち、羌夷が直ぐ車尻の横木に迫つて來たと同然である、何と危き儀に之れなきや、

文法　此の處は、禍ひの遠からざることを譬へたるなり、

雖萬全而無患、然本非天子之所宜近也』、第一大段の第三小段なり、武帝の近づくべからざることを斷す

講述　縦令ひさもなく、萬が萬安全であつて、何等の危害がないとしても、それでも本來天子たる御身の、近づかれては宜しからぬことである、

文法　此の二句は下文を起す、

且夫清道而後行、中道而馳、時有銜橛之變、況乎涉豐草騁丘墟、前有利獸之樂、而內無存變之意、其爲害也、不亦難矣』、第二大段の第一小段なり、自重の道に非ざることを言ふ、

訓義　〔銜橛之變〕銜はくつわ、橛は腕木、くつわが外れ、腕木が折れる珍事を言ふ、〔豐草〕茂草なり、〔騁〕はする、〔存〕豫備すること、

講述　其上天子の行幸には、必ず路を修復してから御出かけになり、道の眞中を擇んで御馬を馳せ給ふことになつて居るが、それでも猶くつわが外れたり腕木が折れたりする珍事があるに、まして草深き處を通過せられ、丘や荒れたる地面を駈け巡られ、前には獲物の樂みがあり、心に珍事を豫防する考へが在らせられざるに於ては、其害と云ふものは免れ難く候はずや、

狩るの危險なることを言ふ、第二大段は「且夫淸道而後行」より「臣竊爲陛下不取也」に至る、天子の自ら輕んずべからざることを言ふ、第三大段は「蓋明者遠見於未萌」より篇尾に至る、豫め禍害を注意すべきことを言ふ、

臣聞、物有同類而殊能者、故力稱烏獲、捷言慶忌、勇期孟賁、臣之愚、竊以爲人誠有之、獸亦宜然、第一大段の第一小段なり、獸中特に畏るべき者あるを言ふ、

訓義 〔烏獲〕秦の武王の力士、力能く鼎を擧ぐ、〔捷〕足のはやきなり、〔慶忌〕吳王僚の子、〔孟賁〕古勇士の名、

講述 臣の承る所に據れば、物には、種類が同一であつても能力の特別なものがある由、それゆゑ力量の優れたるに就いては烏獲を稱し、足の早いに就いては慶忌を言ひ、勇の强いに就いては孟賁を目的と致す、臣の愚なる考へにては、人間に於て實際斯う云ふ特殊の能力があると同時に、獸類に於ても亦有るべき筈であつて、何の樣な猛獸が居るか分らぬことと存ずる、

文法 猛士より猛獸を引き出す、

今陛下好陵阻險、射猛獸、卒然遇逸材之獸、駭不測之地、犯屬車之淸塵、輿不及還轅、人不暇施巧、雖有烏獲逢蒙之技、不得用、枯木朽株盡爲難矣、是胡越起轂下、而羌夷接軫也、豈不殆哉、第一大段の第二小段なり、猛獸の危害を說く、

訓義 〔卒然〕不意なり、〔逸材〕竝はづれたる力ある者、〔駭不測之地〕駭は突發するなり、不測之地は思ひがけざる場所、〔犯屬車之淸塵〕御供の車の塵へ衝きかゝる、是れは憚つて言へる辭にして、天子の身に逼ることとなり、〔逢蒙〕昔の弓の名人、〔轂〕車のこし

秦王顯巖穴之士、養老存孤、敬父兄、序有功、尊有德、可以少安、』

第四大段の第一小段なり、安全の道を言ふ、

講述　然るときは君には所領の十五都を朝廷に奉還の上、田舎に歸り、畠に水を撒いて田園生活をなし、退隱の置土產として秦王に勸め奉り山林に棲む賢士を世に出し、民の年寄れるものを養ひ、憐むべき孤兒を恤み、功勞の者を位につけ、道德のある者を尊ぶやうにせられたら宜しからうに、

尚將貪商於之富、寵秦國之政、畜百姓之怨、秦王一旦捐賓客而不立朝、秦國之所以收君者豈其微哉、亡可翹足而待、』第四大段の第二小段なり、現狀維持の危險なることを言ふ、

訓義　〔商於〕商君の領邑、〔寵〕占斷、〔捐賓客〕死すること、人君の死は、臣子たるもの明言するに忍びざるが故に云ふ、〔收〕取り片附ける、〔翹〕擧ぐるなり、

講述　それでも尚商於の土地の富を貪り、秦國の政柄を獨占して、百姓の怨みを積み重ね給ふときは、秦王が生存中は別段の事もなからうが、一旦死去あつて復び朝廷に臨まれないと云ふ場合に至つたなら、秦國が君を押片附けてしまふのは、ちつとやそつとの程度ではあるまい、則ち君の滅亡し給ふことは、何日と云つて足を擧げて待てる位である、最早幾日もありはせぬ、

上諫獵書

司馬相如

講題　相如常に武帝に從ひ、長楊に獵す、是の時武帝好んで自ら野獸を擊つ、相如此の書を上つて之を諫む、

大旨　親ら猛獸を擊つことは危險の事にして、天子の行爲に非ざることを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「非天子之所宜近也」に至る、猛獸を

ら、或る者は禮がない、人でありながら禮がないならば、何で早く死んでしまはぬかと、此の詩で觀ると、君は禮がないゆゑ、長命すべき理由はない、

公子虔杜門不出已八年矣、君又殺祝懽而黥公孫賈、詩曰、得人者興、失人者崩、此數事者非所以得人也、（第三大段の第五小段なり、商君の濫刑は人望を得る道に非ざることを言ふ）

訓義　〔杜〕塞ぐなり、とづると訓ず、

講述　公子虔は罰を受けて閉門の身であること、已に八月になれり、君は其上に祝懽を殺して公孫賈を入墨にせられた、詩經に申してあるには、人を得る者は興り、人を失ふ者は崩ると、君の此の數箇條は人望を得る仕方ではない、

君之出也、後車十乘、從車載甲、多力而駢脅者爲驂乘、持矛而操闟戟者、旁車而趨、此一物不具、君固不出、書曰、恃德者昌、恃力者亡、君之危如朝露、尚將欲延年益壽乎、（第三大段の第六小段なり、）

訓義　〔駢脅〕俗に云ふ一枚肋、多力なる者を謂ふ、〔闟戟〕戟の名、〔旁〕附添ふなり、

講述　君が外出さるゝときは供車が數十輛、附屬の車には鎧を載せ、大力にて一枚肋の勇士が陪乘をなし、矛を持ち、それから闟と云ふ戟を手に執る所の護衛兵が車に附傍うて駈足をする、此の中の一つでも備はらなければ、君は決して外出し給はず、書經に、德を恃むものは昌え、力を恃む者は亡ぶと云つてあるが、君は此の如く力を恃まるゝことゆゑ、其危險なることは、朝、草葉の上などに降りてゐる露が間もなく消えるやうなものである、それに尚長く壽命を保たうと思ひ給ふか、無理な注文である、

文法　「五羖大夫之相秦也勞不坐乘」云云に反映す、

則何不歸十五都、灌園於鄙、勸

訓義　〔冀闕〕高大なる門の一種、

講述　君には秦の宰相となり、人民を安んずる事を務めとせられずに、冀闕の大工事を起されたのは、功績とは致しかねる、

刑黥太子之師傅、殘傷民以駿刑、是積怨畜禍也、教之化民也、深於命、民之效上也、捷於令、今君又左建外易、非所以爲教也、

第三大段の第三小段なり、商君の刑法主義は教育の道に非ざるを言ふ、

訓義　〔黥太子之師傅〕商君云ふ、法の行はれざるは、上より之を犯せばなりと、將に太子を刑せんとせしも、太子は君の嗣にして刑を施すべからざるが故に、其傅の公子虔を刑し、其師の公孫賈を黥せり、〔駿刑〕駿は峻の假借字、嚴と云ふが如し、〔效〕ならふ、〔左建外易〕左建とは迷信的方術を施すこと、外易とは勝手に君命を變改すること、

講述　君は太子の師傅たる人を罰したり入墨にしたり、嚴刑を以て人民を害されたが、是れは人の怨みを積み己れの禍を拵へ置くと云ふものである、一體敎への民を化することは君命よりも深く、民が上に見習ふことは法令よりも速かである、然るに君の仕方を見れば左建外易に過ぎず、敎育の道にはあらず、

君又南面而稱寡人、日繩秦之貴公子、詩曰、相鼠有體、人而無禮、人而無禮、何不遄死、以詩觀之、非所以爲壽也、

第三大段の第四小段なり、商君の禮なきことは長命を得る道に非ざることを言ふ、

訓義　〔寡人〕王公の謙稱、〔繩〕たゞすと訓す、〔相〕觀察するなり、〔遄〕速なり、

講述　君は又南面して寡人と稱し、王公の如く振舞はれ、日に秦の貴公子の罪を糾彈せらるゝ次第であるが、詩經に申してある、彼の鼠を見るに、あの樣なつまらぬ動物でも尙體がある、彼れに體のあると同じく、人には禮のあるものである處、人でありなが

夫の此の如き事業をなしたことを聞いて之を慕ひ、函谷關を音づれて面會せんことを請うた、

五羖大夫之相秦也、勞不坐乘、暑不張蓋、行於國中、不從車乘、不操干戈、功名藏於府庫、德行施於後世、五羖大夫死、秦國男女流涕、童子不歌謠、舂者不相杵、此五羖大夫之德也、『第二大段の第三小段なり、五羖大夫の德行を敍す、』

訓義　〔乘〕乘り物、〔蓋〕絹張の傘、〔操〕とる、〔舂者〕米つきなり、〔不相杵〕禮に云ふ、隣に喪あれば舂くに相せずと、相とは、杵を下す時に出す懸聲的の歌なり、

講述　五羖大夫が秦の宰相であつた時と云ふものは、疲勞しても乘り物に乘ることなく、炎暑の時にも傘を差しかけず、國中を巡行するにも供車を從へず、兵器を持つて護衛するものもなく、功名は記錄に載せられて、朝廷の庫に藏められ、德行は後世までも及んだ、されば五羖大夫が死ぬと云ふと、秦國の人民は、男女の別なく落淚して之を悲み、何事も辨へない童子すらも唱歌を遠慮し、臼を突く者は杵歌を歌はなかつた、此れは五羖大夫の德である、

今君之見秦王也、因嬖人景監以爲主、非所以爲名也、『第三大段の第一小段なり、商君の秦に用ひられたる徑路の名譽に非ざるを言ふ、』

訓義　〔嬖人〕氣に入りの家來なり、〔爲主〕寄掛の人なり、

講述　今君が秦王に謁見せられたのは、寵臣の景監と云ふ者の手蔓で、彼れを寄掛主とせられたなど、名譽の次第とは致しかねる、

相秦不以百姓爲事、而大築冀闕、非所以爲功也、『第三大段の第二小段なり、商君の事業の功に非ざるを言ふ、』

者の耳の痛き言、〔甘言〕氣に入る言、

講述　商君云ふ、古人の語にも言つてある通り、表を飾る話は華やかであり、眞味のある話は實があり、氣に忤ふ話は藥であり、追從の話は毒であると、先生若し一日かゝつて正言し給ふならば、それこそ鞅に取つては藥であるから、鞅は先生の御指圖を受け申すであらう、先生何も御辭退には及ばぬと、

趙良曰、夫五羖大夫、荊之鄙人也、聞秦繆公之賢而願望見、行而無資、自鬻於秦客、被褐食牛、期年繆公知之、擧之牛口之下、而加之百姓之上、秦國莫敢望焉、〔二〕第二大段の第一小段なり、五羖大夫の登庸の事を敍す、

訓義　〔荊〕楚なり、〔期年〕一週年、〔牛口之下〕五羖大夫が牛飼の卑き身分を謂ふ、〔望〕羨むなり、

講述　趙良云ふ、一體五羖大夫は荊の田舍の人であつた、秦の繆公の賢君であると云ふことを聞いて、謁見したいと思つたが、旅費のない處から秦より來て居つた者に己れの身を賣り、毛布を著て牛を飼ひつゝあつた、然るに一週年計りを經て繆公は彼れの人物であることを知り、牛飼のやうな卑しい身分から引擧げ、人民の上に置いて宰相としたが、秦の國民は當然の事として、羨む者はなかつたのである、

相秦六七年、而東伐鄭、三置晉國之君、一救荊國之禍、發敎封內、而巴人致貢、施德諸侯、而八戎來服、由余聞之、款關請見、〔二〕第二大段の第二小段なり、五羖大夫の秦に於ける功勞を敍す、

訓義　〔款〕叩く、

講述　それから秦の宰相の位に居る八箇年の間に、東は鄭を伐ち、三度も晉國の君を立て、一たび荊國の禍を救ひ、敎育を國內に布いた、其結果として巴人は貢を上つたが、又恩德を諸侯に施した結果、八方の戎狄が來朝して服從し、由余と云ふ賢者は、五羖大

趙良曰、僕弗敢願也』、第一大段の第二小段なり、主客の一問答を敍す、

講述　趙良は商君に面會したる處、商君云ふやう、鞅(商君の名)が貴下に御遇ひ申すことを得たのは孟蘭皐の紹介であるが、鞅に於ては此れより御交際を願ひたいものであるが、出來申すべきやと、趙良は之に答へて、僕は望ましく思ひませんと云つた、

商君曰、子不說吾治秦與、子觀我治秦也、孰與五羖大夫賢、趙良曰、千羊之皮、不如一狐之腋、千人之諾諾、不如一士之諤諤、僕請終日正言而無誅可乎』、第一大段の第二小段なり、直言の前提を敍す、

訓義　〔說〕悅なり、〔五羖大夫〕百里奚の事、前に出づ、〔狐腋〕狐の腋の下の處の皮、極めて貴重なるもの、〔諤諤〕否否と云つて反對の意見を述ぶるなり、〔正言〕遠慮せずに言ふこと、

講述　商君云ふ、貴下が拙者との交際を拒絶せらるゝは、拙者の秦を治むる仕方を不滿足と思はるゝ爲であるか、貴下の觀られた所で、拙者の秦を治むる工合は、昔し有名の宰相であつた五羖大夫と孰れが賢つて居ると考へ給ふかと、趙良云ふ、千枚の羊の皮は、一枚の狐腋に及ばない、又大勢のヘイヘイ云ふのは、一人の手嚴しく言ふには及ばない、僕は閣下の爲に一日がかりで遠慮のない意見を申上げんと存ずるが、宜しきやと、

商君曰、語有之矣、貌言華也、至言實也、苦言藥也、甘言疾也、夫子果肯終日正言、鞅之藥也、鞅將事子、子又何辭焉』、第一大段の第四小段なり、商君の直言を聞かんとするを言ふ、

訓義　〔貌言〕表の言、〔至言〕內實ある言、〔苦言〕聽

訓義　〔暴豪之徒〕前に擧げたる僞俠客なり、

講述　余は世俗が俠者の意義を解せずに、朱家や郭解等の眞俠者を以て、亂暴を事とする僞俠者と一緒に視做して、之を笑ふことを悲むなり、

餘說

作者、初め李陵と友とし善し、陵の匈奴に降るに及び、作者、其功あつて罪なきことを主張せしに、漢は、陵の爲に遊說する者として作者を獄に下せり、作者、人の己れを救ふ者なきを憤り、此文に於て之を發す、故に自ら流動奇變なり、

說商君　趙良

講題　此の文は、載せて史記の商君列傳に在り、商君は衞の公子、姓は公孫、名は鞅、少くして刑名法術の學を好み、魏の相公叔座に事ふ、座死して秦に入り、孝公に說くに富强の術を以てし、內は耕織を務め、外は攻戰を事とす、後、魏を破つて還る、秦、之を商於の十五に封じ、號して商君となす、

大旨　領土を還し身を全うすべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「子又何辭焉」に至る、問答の發端を敍す、第二大段は「趙良曰」より「此五羖大夫之德也」に至る、五羖大夫の功德ありしことを敍す、第三大段は「今君之見奏王也」より「尙將欲延年益壽乎」に至る、商君の、力を恃んで德を恃まざることを論ず、第四大段は「則何不歸十五都」より篇尾に至る、處置を言ふ、

商君相秦十年、宗室貴威多怨望者、（第一大段の第一小段なり、說を進むる動機を敍す、）

講述　商君が秦の宰相の位にあつた事が十年の久しきに及んだが、秦の王族貴人の中に、商君を怨んで居た者が多かつた、

趙良見商君、商君曰、鞅之得見也、從孟蘭皐、今鞅請得交可乎、

講述　村里の俠客の方は、行ひを修め名を磨ぎ、名譽は天下に廣まつて、賢人と言はぬものはない、是れこそ難い業である、然るに儒者も墨者も、排斥して書物に載せず、秦より以前の匹夫の俠は、埋れて見はれない、余は甚だ之を殘念と思ふ、

文法　「閭巷之俠」は卽ち「布衣之俠」、載せざるが故に聞えぬなり、作者の主とする所は此の種の俠にして、位地ある者を以て、重んずるに足らずとなす、故に中間に延陵以下の貴族的俠を出だす、

以余所聞、漢興有朱家田仲王公劇孟郭解之徒、雖時扞當世之文罔、然其私義廉潔退讓、有足稱者、名不虛立、士不虛附、　第六大段の第一小段なり、漢以來の傳ふべき俠者を擧ぐ、

訓義　「扞」犯すなり、「文罔」法禁なり、

講述　余の聞く所によれば、漢が興つてから朱家、田仲、王公、劇孟、郭解の徒があつた、彼等は時に法律を犯したことがあるが、然しながら其私行に於ては、廉潔を守り謙讓で、稱するに足るものがある、名實相副つて居つて、虛しく名ばかり高いわけでなく、實際人の厄難を救つた爲に人望を得たので、濫しく人が手寄つたわけでない、

至如朋黨宗彊比周、設財役貧、豪暴侵凌孤弱、恣欲自快、游俠亦醜之、　第六大段の第二小段なり、游俠に紛はしき行爲を言ふ、

訓義　「宗彊」彊を本位とするなり、「比周」結託、

講述　朋を集めて仲間を作り、彊と云ふことを主義として互ひに結託し、金錢を撒散らして貧民を使ひ立て、暴威を以て弱い者いぢめを爲し、情慾を恣にして己れの愉快を取る如き事は、游俠でないばかりでなく、游俠の耻づる所である、

余悲世俗不察其意、而猥以朱家郭解等、令與暴豪之徒同類而共笑之也、　第六大段の第三小段なり、眞の游俠の誤解せらるゝことを悲む、

うならば、無論比較にはならないが、之を要するに、其功が見はれ、其言葉が信であることをば俠客の俠客たる所以とする、されば俠客の義も何とて世に無くて叶はうや、

文法　此の一小段、儒者と俠者とを夾寫す、

古布衣之俠、靡得而聞已、近世延陵孟嘗春申平原信陵之徒、皆因王者親屬、藉於有土卿相之富厚、招天下賢者、顯名諸侯、不可謂不賢者矣、此如順風而呼、聲非加疾、其勢激也、（第五大段の第一小段なり、貴族の俠の重んずるに足らざるを言ふ、）

訓義　〔延陵〕呉の季札なり、季札は決して游俠と稱すべからざる者なれども、作者此の傳を作つて游俠を重んずるが故に、名人を引き來つて之を尊くするなり、猶貨殖傳に子貢を引くが如し、〔孟嘗〕齊の田文、〔春申〕楚の黄歇、〔平原〕趙勝、〔信陵〕魏の無忌、

講述　古への布衣を著る身分の俠客は、今からどうしても知ることが出來ない、それから近世に至つて、延陵の季子や孟嘗君や春申君や平原君や信陵君の徒は、何れも王者の親屬であると云ふ關係を持ち、領土を有して居る卿相の富力によつて天下の賢者を招き、其名を列國に顯はしたので、賢者でないとは謂へないが、此等は風の吹く方に向いて呼ぶやうなものである、別段早く言はないでも、其勢ひが烈しい調子となる、彼等は位地が位地であつたのだから、力も何も要らぬ、則ち俠者として取るに足らぬ、

至如閭巷之俠、修行砥名、聲施於天下、莫不稱賢、是爲難耳、然儒墨皆排擯不載、自秦以前、匹夫之俠、湮滅不見、余甚恨之、（第五大段の第二小段なり、眞の俠者の傳はらざるを言ふ、）

訓義　〔砥〕とぐなり、〔擯〕排斥するなり、

と云ふ尊號を失はなかつた、又跖や蹻は暴虐無道であつたが、其徒は彼れの恩義を口に唱へて止まない、此れに由つて觀るときは、鉤を盜む小泥坊は誅せられ、國を竊む大泥坊は大名となり、其大名の門に仁義が存在すると云ふのは、本當であつて虛言ではない、

今拘學或抱咫尺之義、久孤於世、豈若卑論儕俗、與世沈浮而取榮名哉、而布衣之徒、設取予然諾、千里誦義、爲死不顧世、此亦有所長、非苟而已也、故士窮窘而得委命、此豈非人之所謂賢豪間者邪』、第四大段の第一小段なり、俠客の榮利的ならざるを言ふ、

訓義　〔儕〕ひとしうす、

講述　今學問に拘泥し、僅かばかりの義を守つて世間より孤立するものは、何とて程度の卑い議論をして、俗人と步調を一にし、世間と浮き沈みして榮名を取るに及ばうや、布衣の徒卽ち俠客などは、物を遣り取りし又は事を受合ふ上に於ける一の主義を設け、縱令ひ千里を隔てゝも義を唱へて馳け行き命を棄てゝ世の中を顧みない、此等の人も亦長じた所があるので、無意味ではない、故に士たるものが困しき立場になると、彼等に命を託することが出來るのである、此れは何と人の謂ふ所の賢者と豪者との中間人物ではないか、

文法　「賢豪」の賢は「拘學」を承け、豪は「榮名」を承く、而して「拘學」は前の「季次」を承け、「榮名」は「功名倶著於春秋」を承く、

誠使鄉曲之俠、予季次原憲、比權量力、效功於當世、不同日而論矣、要以功見言信、俠客之義、又曷可少哉』、第四大段の第二小段なり、俠客の一種の道理あることを斷す、

訓義　〔予〕與の假借字、〔少〕「かく」と訓ず、

講述　若し村里に住ふ俠客をして、季次や原憲と、權と力との競爭をして、其世の中に功を立てさせよ

しとき、陳蔡の二國は、孔子が楚に用ひられて自國を危うせんことを恐れ、孔子を圍んで糧道を絶つ、〔菑〕災なり、〔中材〕中等の才能、

講述　其上危急と云ふことは誰れしも有ることである、故に太史公は曰ふ、昔し虞舜は井戸や倉に於て進退谷りしことあり、伊尹は鼎や俎を負ひて料理人となり、傅説は懲役人となつて傅險に匿れ、呂尚は棘津に困難し、夷吾即ち管仲は囚の身となつて、足かせ手かせを掛けられ、百里奚は牛を飼ひ、孔子は匡にて遭難の事あり、陳、蔡に於て食に饑ゑた、此等は何れも學者達の謂はゆる有道の仁人である、それでも猶此のやうに災ひに出遇つたのである、況んや僅か中等の才能を以て亂世の末に世の中を涉るに於ては、其害に遇ふのは言ひ切れる程であらうや、どうしても助けてくれる人が必要である、

文法　何良俊云ふ、此れは是れ太史公憤激の處、其言を觀るに、術を以て卿相を取り、功名俱に著はるゝものを言ふ可きなしとなす、獨り布衣の俠に取るあり、且つ虞舜等を引き、以て孔子の事に至り、緩急は人の時に有る所なるを證す、苟くも游俠者出でゝ之を濟ふなければ、便ち拘學の士、百數と雖も、何ぞ事に益あらん、

鄙人有言曰、何知仁義、已饗其利者爲有德、故伯夷醜周、餓死首陽山、而文武不以其故貶王、跖蹻暴戾、其徒誦義無窮、由此觀之、竊鉤者誅、竊國者侯、侯之門仁義存、非虛言也、　第三大段の第三小段なり、仁義より實利の重んぜらるゝを言ふ、

訓義　〔已〕助辭、〔饗〕享に同じ、〔醜〕穢しとするなり、〔跖蹻〕盜跖と莊蹻、共に盜賊の名、〔竊鉤者云云〕莊子胠篋篇の語、鉤は釣針、

講述　田舍者の言に何で仁義などを知らうや、誰れからでも利さへ得らるれば、其人を有難しとすると、故に伯夷は周を穢しいとして首陽山に餓死したが、文王、武王は、之が爲に人から下げしめられて王

亡死生矣、而不矜其能、羞伐其德、蓋亦有足多者焉、（第三大段の第一小段なり、俠客の取るべきものあるを言ふ、）

訓義　〔不軌〕軌道を履まざること、〔果〕遂行する、〔存亡死生〕人と存亡死生を同じうすることを謂ふ、〔多〕えらし、

講述　今游俠の輩は、其行爲が正義より脱線するとは云へ、一方に於て、其言ふ所は必ず信實であり、其行ふ所は必ず遂行し、一旦承知したことは必ず誠を盡し、己れの身命を物の數ともせずして、他人の災難や困窮を見れば、駈け著けて之を助け、人と存亡死生を共にしながら、自分の能力に誇ることなく、己れの與へた恩惠を笠にきることを羞とする人物である、思ふに此の如き人物も亦エラシとする價値がある、

文法　「赴士之阨困」は是れ游俠の本色、

且緩急人之所時有也、太史公曰、昔者虞舜窘於井廩、伊尹負於鼎俎、傅說匿於傅險、呂尙困於棘津、夷吾桎梏、百里飯牛、仲尼畏匡、菜色陳蔡、此皆學士所謂有道仁人也、猶然遭此菑、況以中材、而涉亂世之末流乎、其遇害何可勝言哉、（第三大段の第二小段なり、俠客の無かるべからざるを言ふ、）

訓義　〔窘於井廩〕舜の父母弟の三人、舜を殺さんとして奸計を運らし、舜をして倉の屋根を修繕せしめて、下より火を放ち、又井戸を渫はしめて、之を陷れんとしたることを言ふ、〔伊尹云云〕前に出づ、〔傅說云云〕亦前に出づ、〔傅險〕傅巖に同じ、〔呂尙云云〕太公望呂尙、年七十にして食を棘津に賣る、〔桎梏〕足かせ、手かせ、〔百里飯牛〕百里は百里奚なり、事、前に出づ、〔仲尼畏匡〕畏は警戒、匡は地名、陽虎と云ふ者、曾て匡に於て暴行をなしゝことあり、孔子の匡を過ぐるや、匡人、其貌の陽虎に似たるを以て之を圍む、〔菜色陳蔡〕菜色は饑色なり、孔子の楚に之かんとせ

可言者、第二大段の第一小段なり、謂はゆる儒者の取るに足らざるを言ふ、

訓義　〔術〕詐の手段を謂ふ、〔世主〕其時の君主、〔春秋〕國史を指す、孔子の春秋に非ず、

講述　詐の手段を施して宰相や卿大夫の位を取り、其時代の君主を輔佐して、功業なり名譽なり、倶に國史の上に著はるゝ徒などに至つては、固より言ふ價値もない、

文法　下の原憲を起す、

及若季次原憲、閭巷人也、讀書懷獨行君子之德、義不苟合當世、當世亦笑之、故季次原憲、終身空室、蓬戸褐衣、疏食不厭、死而已、四百餘年而弟子志之不倦、第二大段の第二小段なり、賢者の名が後に傳はる動機を言ふ、

訓義　〔季次〕孔晢哀、字は季次、孔子の弟子にして、未だ嘗て仕へざりし人、〔原憲〕亦孔子の弟子、〔閭巷〕前に出づ、〔褐〕毛布、賤者の服、〔志〕しるす、

講述　季次や原憲の如き人などは、村里に住み、身分もない人であつた、書物を讀み德を懷き、獨り君子の道を行ひ、義を守つて、假りにも世間と調子を合せなかつたが、世間の方でも亦之を笑つて居つた、それゆゑ季次と原憲とは、一生家財もない明き部屋に住み、入口は蓬で作つたものであり、毛布を身に纏ひ、粗末な飯すらも腹一杯に食ふこともなく、空しく死んでしまつた、然るに四百年も過つた今日に於ても、彼れの弟子が熱心に師の事を書き殘して置いたばかりで、其名が傳はつて居る次第である、

文法　季次、原憲を引きたるは、一には俠者の傳はらざると反對の例を示すと共に、一には此の二人は功名も著はれざるに、後世の學者より稱せらるゝは、儒の中にも眞物あり、俠者も亦此の如く、多くの中に眞物あることを示すなり、

今游俠、其行雖不軌於正義、然其言必信、其行必果、已諾必誠、不愛其軀、赴士之阨困、既已存

又「吾想」と曰ひ、末段又「吾聞之」と曰ふ、

游俠傳序

司馬遷

講題　此れ亦史記の一篇なり、游俠とは、意氣を重んじ、或は人を助け、或は人を制し、私交を結んで、强の意義を世に立つる者を言ふ、太史公の自序に曰く、人を戹に救ひ、人の贍らざるを振す、仁者有るか、既く信ならざれども言に倍かず、義者取る有り焉、游俠傳を作ると、

大旨　儒者を重んじて俠者を輕んずることの非なるを言ふ、

大段落　凡そ分つて六大段となす、第一大段は篇首より「而學士多稱於世云」に至る、儒俠の二者倶に世に輕んぜられながら、儒者のみ傳はることを言ふ、第二大段は「至如以術取宰相卿大夫」より「而弟子志之不倦」に至る、儒者の之を傳へる者あるを言ふ、第三大段は「今游俠」より「非虛言也」に至る、俠の必要を言ふ、第四大段は「今拘學或抱咫尺之義」より「又曷可少哉」に至る、俠の儒に比すべきを言ふ、第五大段は「古布衣之俠」より「余甚恨之」に至る、俠者の傳はらざるは惜むべきを言ふ、第六大段は「以余所聞」より篇尾に至る、俠の眞僞あるを言ふ、

韓子曰、儒以文亂法、而俠以武犯禁、二者皆譏、而學士多稱於世云、第一大段なり、

訓義　〔韓子〕韓非なり、此に引きたる語は五蠧篇に出づ、

講述　韓子云ふ、儒者は文學を以て法律を亂し、それから俠客は武力を以て禁制を犯すと、儒者と俠客との二つは何れも斯く譏らるゝも、儒者卽ち學士の方は多く世に稱せられ、俠客の方は聞えない、

文法　・先づ重きを儒者に歸し、下文を起す、

至如以術取宰相卿大夫、輔翼其世主、功名倶著於春秋、固無

か父母なからう、何れも父母があつて、手を引き、抱き負ひ、偏へに長命なれかしと祈つて、萬一の事ありはせぬかと畏れるのは人情である、誰れにか兄弟なからう、何れも兄弟あつて、足となり、手となつて互ひに扶け合ふ、誰れにか夫婦なからう、客のやうに敬ひ、友のやうに睦じくするものである、然るに戰爭の爲に子は父母を失ひ、父母は子を失ひ、兄は弟を、弟は兄を、妻は夫を失ふこととなる、此の世に生きて居る間、君主は何如なる恩を與へたるぞ、之を戰爭の爲に殺すのは、彼等に何の咎があるぞ、彼等が從軍してからは、生きて居るか戰死したか、家族は報告に接しない、人が其樣子を話しても半信半疑と云ふ有樣で、心も目も憂愁の爲に昏み、夜る寢ても夢に姿が見え、供物を具へ、神酒を注ぎ、討死の處も知れざれば、哭して空の那方を望めば、天地も之が爲に愁ひ、草木も之が爲に哀れを催す、戰死者は異郷に骨を埋めたことゝて、此に來て弔ふ者もなければ祭る者もなく、幽魂は寄邊もない、又斯かる大戰の後には必ず凶年あることゆゑ、人民は饑に迫つて故郷にも居られず、四方に離散してしまふ、扨も扨も、是れは時代の罪か、天命か、何にしても昔しから斯う云ふ風である、

文法　生者を說く處は只「必有凶年」の二句のみ、死者を說く處と、繁簡の別あり、○「從古如斯」は秦漢近代を總收す、

爲之奈何、守在四夷、（第五大段の第二小段なり、主意を出す、）

訓義　〔守在四夷〕左傳昭公二十二年に出づ、沈尹戌の言なり、

講述　さうならば、何如して宜しいかと云ふに、守在四夷、則ち文敎を宣べ仁義を施して王道を行ひ、夷狄をして天子の爲に其土地を守らしむるやうにするのである、

文法　結句は謂はゆる畫龍の點睛なり、

餘說

林西仲云ふ、篇中「常覆三軍」の四字を以て骨と作し、其大旨は、重きを「多事四夷」の一に歸す、唯四夷に多事、常に三軍を覆す所以なり、○古戰場は朔北沙漠の地たり、人物到る鮮し、當年の交戰、亦其事を目擊するものあるなし、故に文中、初めは亭長の說に據り、再は則ち「吾聞」と曰ひ、

書き留むるなり、〔閑〕たのしむ、〔穆穆〕語言容止の美なる貌、〔棣棣〕威儀の整へる貌、

講述　周は獫狁を逐ひ撃つて、北の太原までゆき、それから城を朔方に築いて防備を爲し置き、軍隊に疵つけずして凱旋の酒宴を開き、論功行賞の手續をなし、寛ぎ樂み且つ愉快であつて、穆穆棣棣と、威儀動作の立派なことを君臣の間に見受けられた、

文法　「戎夏不抗王師」に應ず、

秦起長城、竟海爲關、荼毒生靈、萬里朱殷、漢擊匈奴、雖得陰山、枕骸遍野、功不補患、』　第四大段の第四小段なり、秦、漢の失策を言ふ、

訓義　〔荼毒〕荼は毒草なり、〔朱殷〕朱に染まり、赤くなる、

講述　秦は長城を築き、海を終點として此に關門を設け、之が爲に人民に非常な害を及ぼし、萬里の間、血の色で赤くなつた、又漢は匈奴を擊ち、陰山を得たけれども、之が爲に屍骸は重なり合つて原野に遍く、其功は害を補ふに足らなかつた、

蒼蒼烝民、誰無父母、提攜捧負、畏其不壽、誰無兄弟、如足如手、誰無夫婦、如賓如友、生也何恩、殺之何咎、其存其沒、家莫聞知、人或有言、將信將疑、悁悁心目、寤寐見之、布奠傾觴、哭望天涯、天地爲愁、草木淒悲、弔祭不至、精魂何依、必有凶年、人其流離、嗚呼噫嘻、時耶命耶、從古如斯、』

第五大段の第一小段なり、死者と生者との不幸を弔す、

訓義　〔將〕或の字として視る、〔悁悁〕憂思の貌、〔寤寐〕「さむる」と「いぬる」、寤は附帶字、〔奠〕供物、〔有凶年〕老子に曰く、大軍の後、必ず凶年ありと、

講述　蒼蒼として群がれる衆くの人民は、誰れに

ふ貌、〔苦〕さゆる、

講述　陣大鼓の聲も次第に弱つていつて、士卒の力も盡き果て、矢種も已に射盡した上に弓絃も切れてしまひ、互ひに入亂れて切り結び、寶刀も折れて役に立たず、兩軍が彌ゝ肉薄する段となつて生死が分れる、降參をしようか、一生夷狄の中で過さなければならぬ、それなら戰はうか、沙漠の上に骨を晒さなければならぬ、鳥一つ鳴かないで、山は寂寂と靜まりかへり、夜は丁度長い時であるが、風はざわざわと吹通し、戰死者の魂魄が結ぼれて、天も沈沈として朗ならず、鬼神が聚まつて、自ら雲氣が立掩うて居る、晝は日光も寒く、沙漠の草は勢ひもなくて長け短く、夜は月の色がさえわたつて、霜が白く降り布く、此のやうに心も憐れに目も痛ましい事は亦と之れあらうや、

文法　是れは一篇の精彩の在る所なり、

吾聞之牧用趙卒、大破林胡、開地千里、遁逃匈奴、第四大段の第一小段なり、趙の得策を言ふ

訓義　〔牧〕趙の北邊の良將なり、常に雁門に居り、匈奴に備ふ、〔林胡〕匈奴の一種、

講述　吾が聞きしには、李牧は趙の兵卒を以て大いに林胡を破り、趙の版圖を千里も廣げ、匈奴を逃げ去らした、

漢傾天下、財殫力痛、任人而已、其在多乎、第四大段の第二小段なり、漢の失計を言ふ

訓義　〔殫〕盡くるなり、〔痛〕疲なり、

講述　漢は匈奴を伐つ爲に殆んど天下の兵力財力を傾けたれども、貨財は盡きてしまひ、民力は疲れてしまつた、勝敗得失は、適當な人に任ずると否とに在るのみである、何で軍隊の多數によらうや、

文法　「任人」は、趙の李牧に任じたるに照す、

周逐獫狁、北至太原、既城朔方、全師而還、飲至策勳、和樂且閑、穆穆棣棣、君臣之間、第四大段の第三小段なり、周の得策を言ふ

訓義　〔獫狁〕匈奴の周代に於ける名なり、〔朔方〕北方なり、〔飲至〕凱旋の宴會、〔策勳〕勳功を竹の策に

沒脛、堅冰在鬚、鷙鳥休巢、征馬踟蹰、繒纊無溫、墮指裂膚、當此苦寒、天假强胡、憑陵殺氣、以相剪屠、徑截輜重、橫攻士卒、都尉親降、將軍復沒、屍塡巨港之岸、血滿長城之窟、無貴無賤、同爲枯骨、可勝言哉、『第三大段の第二小段なり、三軍を覆す時を寫す、

訓義　〔窮陰〕極冬なり、〔凛冽〕寒氣の烈しきなり、〔踟蹰〕進まざる貌、〔繒纊〕帛の粗なるものと、絮の細かなるもの、〔憑陵〕勢ひ鋭きなり、

講述　冬も押詰つて陰氣が凝り、海隅の地方は寒さが凜冽と嚴しき時分などは、降り積る雪が脛までも埋め、堅き氷が鬚まで張ると云ふ有樣で、鷙鳥すら寒氣を畏れて巢の中に籠り、軍馬も寒氣の爲に進みかね、絹や綿を纏つて居つても溫かくなく、指は落ち膚は裂けんばかり、此の如く寒氣に苦む時に當り、天は素張しき殺氣を强胡に與へて勢ひを附け、殺伐的行動に出でしむるのであるから、强胡は或は一直線に我が輜重を斷ち切り、或は側面より我が士卒を攻擊し、之がため副官等は敵に降り、將軍は戰死するに至り、尸は大きな入江の岸を塞げ、血は長城の窟に滿ち、貴い人も賤しい人も一樣に枯骨となつてしまふ、其慘狀は言ふにも言へぬほど無殘である、

鼓衰兮力盡、矢竭兮絃絕、白刃交兮寶刀折、兩軍蹙兮生死決、降矣哉終身夷狄、戰矣哉暴骨沙礫、無聲兮山寂寂、夜正長兮風淅淅、魂魄結兮天沈沈、鬼神聚兮雲羃羃、日光寒兮草短、月色苦兮霜白、傷心慘目有如是耶、『第三大段の第三小段なり、三軍覆沒の後を寫す、

訓義　〔淅淅〕風聲なり、〔沈沈〕深邃の貌、〔羃羃〕覆

古稱戎夏、不抗王師、文教失宣、武臣用奇、奇兵有異於仁義、王道迂闊而莫爲、第二大段の第三小段なり、兵禍の多き所以を言ふ、

訓義　〔戎夏〕倶に夷名、〔宣〕布なり、〔奇〕奇計なり、

講述　昔しは戎であるの夏であるのと云ふ野蠻國は、決して王者の軍に刄向はないと言つたもの である、然るに文敎の宣布が絶えてしまつて、軍人が奇計を出して征伐することとなつた、一體奇兵は王者の仁義とは違ふ所がある、それに王道卽ち仁義をば迂濶として行ふものがないゆゑ、自然戰亂が多くなるのである、

嗚呼噫嘻、吾想夫北風振漢、胡兵伺便、主將驕敵、期門受戰、野竪旌旗、川廻組練、法重心駭、威尊命賤、利鏃穿骨、驚沙入面、主客相搏、山川震眩、聲析江河、勢崩雷電、第三大段の第一小段なり、初戰を寫す、

訓義　〔噫嘻〕嘆聲なり、〔胡〕夷なり、〔期門〕軍門、〔組練〕組は漆にて紐形を書ける甲、練は袍なり、〔搏〕うつ、〔鏃〕矢尻、〔析〕裂くなり、

講述　扨も扨も想像するに、彼の北風が沙漠を吹き動かす時節に、胡兵は漢軍が防備を怠る便宜を伺つて攻寄するに、漢の主將は敵を輕んじたため不意打に遇ひ、軍門に敵を引受けて戰はねばならぬこととつたが、漢の陣營はと見れば、野原には旌旗を立て列ね、川の岸には甲冑を著たる兵卒を配置しあり、軍律の重いため兵士は心常に安からず、將校の威令が尊いため兵士の生命は甚だ輕い、敵の射出す矢の根は骨に透り、吹き散る沙は面を打つ、主客入り亂れて組合ひ斬合ひ、金鼓の聲喧しく響いて、山川も震動するばかり、其聲は江河をも裂くべく、其勢ひは雷電の崩るゝやうなり、

至若窮陰凝閉、凛冽海隅、積雪

○「常覆三軍」は是れ一篇の綱にして、下文皆此れより出づ、

傷心哉、秦歟、漢歟、將近代歟、『第一大段の第三小段なり、歷代を總べて之を弔す、

講述　扨も見るにつけ聞くにつけ傷ましい事である、して其三軍の全滅したのは秦の時代であるか、漢の時代であるか、それとも近代の事であらうか、

文法　「傷心哉」の三字を以て弔意を露はす、

吾聞夫齊魏徭戍、荊韓召募、萬里奔走、連年暴露、沙草晨牧、河冰夜渡、地闊天長、不知歸路、寄身鋒刃、腷臆誰訴、『第二大段の第一小段なり、秦漢以前、防備の戰ひの已に傷むべきを言ふ、

訓義　〔徭戍〕夫役を課せられて守備兵となること、〔暴露〕山野に晒さるゝなり、〔腷臆〕心氣の迫ること、

講述　自分の聞く所に由れば、昔し戰國時代に於て齊や魏の國が夫役を課して守備をさせ、荊や韓の國が兵士を募集して外患を防がしめたことがあるが、此の際、從軍の士卒は、萬里の遠き路を奔走し、幾年も打續いて山野に其身を晒し、或は露寒き曉に沙原の草を以て馬に食ませ、或は夜深に氷の張詰めたる河を渡り行き、已に敵地に入つて見れば、地は濶く天は長く、何處が故鄕であるか、歸るべき路すらも分りかね、身をば矛や刀の切先きに託し、生きて歸ることは覺束ない、之を思ひ之を思へば胸が塞がつてしまふが、人に訴へようとしても訴ふべき人もない始末である、

秦漢而還、多事四夷、中州耗斁、無世無之、『第二大段の第二小段なり、秦漢以後夷狄との戰ひの苦を言ふ、

訓義　〔以還〕以來なり、〔耗斁〕疲弊、

講述　秦代、漢代より以來は、四方の夷狄と戰爭すること頻繁であつたため、中國は疲弊し、此の如き禍ひは何れの世にもなき例はなかつた、

爲」に至る、四夷の禍の由つて起る所を言ふ、第三大段は「嗚呼噫嘻」より「傷心慘目有如是耶」に至る、戰爭の慘狀を敍す、第四大段は「吾聞之」より「功不補患」に至る、歷代の得失を論ず、第五大段は「蒼蒼丞民」より篇末に至る、人民の不幸を以て全篇を結ぶ、

浩浩乎平沙無垠、夐不見人、河水縈帶、群山糾紛、黯兮慘悴、風悲日曛、蓬斷草枯、凜若霜晨、鳥飛不下、獸挺亡群、』（第一大段の第一小段なり、見る所の光景を敍す、）

訓義　〔浩浩乎〕廣漠の貌、〔垠〕限界、〔夐〕遙なり、〔糾紛〕重なり合ふ、〔黯〕薄暗きこと、〔慘悴〕凄じく淋しき貌、〔曛〕暮れかゝる、〔凜〕ぞつとして身に浸む、〔挺〕鋌に同じ、疾走するなり、

講述　廣漠として平かなる沙原は際限もなく打連なり、何處まで見渡しても更に人影なく、河の水は迂回して其間を流れ、多くの山は不規則に重なり合つて竝列し、陰陰として薄暗く物淋しく覺ゆるに、風の吹く聲は憐れに聞こえ、日も已に夕方となり、蓬は斷え草は枯れ、霜の降る朝方のやうに、ゾツトして身に浸む心地がする、鳥は高く青空の上を翔つて地に下らず、獸は威勢よく駈け巡つて群をなさず、

文法　見渡す限り人を見ずして、目に入る所のものは山と川とあるのみ、慘澹たる光景は、終日秋冬の季節の如くなるを寫す、「鳥飛不下」は食を得る所なければなり、「獸挺亡群」は身を藏す所なきなり、

亭長告余曰、此古戰場也、常覆三軍、往往鬼哭、天陰則聞、』（第一大段の第二小段なり、其古戰場なることを言ふ、）

訓義　〔三軍〕諸侯の兵は三軍より成る、卽ち上中下軍なり、毎に大軍の意に用ふ、〔亭長〕宿場の主人、〔鬼哭〕幽靈の泣き叫ぶなり、

講述　宿場の主人は自分に向つて、此の處は古戰場である、常に大軍の討死した處で、折折幽靈が泣き叫び、天氣が陰ると云ふと聞えると話した、

文法　亭長の物語を述べて、益〻悲慘の意を加ふ、

に向ひ利益を計ることになる、是の理由で尉佗は秦の二世の時に自立して南越王となり、章邯は敵に降り、共に自分の利益を計ることが出來た、此のやうな風で秦の政事が一向行はれんで、其權力が此の二人に分れたのである、卽ち此の事たる、一方卽ち漢は得策であり、一方卽ち秦は失策であつた所の明白なる結果に外ならない、それゆゑ周書に、安危は令の出し方に因つて分れ、存亡は謀の用ひ方に從つて異なると云つてある、何卒陛下に於かせられては十分に御考へになり、尙其上にも御察しありたい、

餘說

此の文の特色は、作者自己の說を述ぶる所甚だ少く、秦の始皇と漢の高祖との故事を引き、古人の諫言を借りて主意を示しゝに在り、○悔の一字を取つて全篇の根據とし、初めに「未有不悔者」と云ひ、又「高帝悔之」と云ひ、二個處に於て照應を取り、始皇の處にては、其悔いざりし事と、其結果禍ひを釀したる事とを言へるも、態と悔の字を出さゞりしは、作者の深く心を用ひたる處と知るべし、

弔古戰場文　李華

講題　李華、初め含元殿賦を作り、蕭穎士に示す、穎士曰く、景福の上、靈光の下（景福、靈光は倶に賦の名）と、華の文辭は綺麗にして穎士は健爽なりしが、時人は華を以て穎士に及ばずとせり、而して華自ら彼れに過ぎたりと謂へり、因つて此の文を作り、思を極め錬磨して成る、它日之を故書の中に雜へ、穎士と之を讀みしに、穎士其工なることを稱せり、華試みに問うて云ふ、今何人が之に及ぶべきと、穎士曰く、君精思を加へば乃ち能く至らんと、華愕然として服す、

大旨　仁義を以て四夷を懷柔し、天下の民をして征戰の禍を免れしむべきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「將近代歟」に至る、古戰場を述ぶ、第二大段は「吾聞夫齊魏徭戍」より「王道迂闊而莫

第五大段なり、

訓義　〔兵法〕孫子作戰篇を謂ふ、〔單于〕匈奴の王號、〔比〕齒するなり、同列にするなり、

講述　右の次第ゆゑ、兵法に、若し十萬人の兵を興すときは、一日に千金の軍費を要すと云つてある、彼の秦は平生數十萬の兵を蓄へ置いてあるのであるから、隨つて其費用も莫大である、匈奴と戰爭して其軍隊を全滅させたり、其將校を打取つたり、又は單于を生捕りにしたとはあるが、是れは反つて仇を結び怨みを深くする丈であつて、天下の費用を償ふには足らない、一體匈奴人種は、諸方をあるいて奪掠をしたり、土地を侵し人を刧したりすることを業として居るが、元來天性がさう出來てをるわけである、それ故昔しの虞夏殷周時代より、之を規律に入れ又は督責するやうな事をせず、まるで禽獸の扱ひをして、人並みの待遇を與へなかつた位、然るに今日は昔しの虞夏殷周の聖代に於ける仕來りを観ることなく、近世秦などが失敗した所に從ひ、其覆轍を履むのは、臣の大に恐るゝ所であり、人民の非常に難澁する所である、

且夫兵久則變生、事苦則慮易、使邊境之民、靡敝愁苦、將吏相疑而外市、故尉佗章邯得成其私、而秦政不行、權分二子、此得失之效也、故周書曰、安危在出令、存亡在所用、願陛下熟計之而加察焉、 第六大段なり、

訓義　〔外市〕敵國と交通して利を取ること、〔尉陀章邯云云〕尉佗が自立して南越王となり、章邯が楚の項羽に降りしこと、〔二子〕子は人と云ふが如し、尉陀、章邯を指す、

講述　其上に戰爭が長く繼續すると、必ず事變の起るものであり、又人が何事にか勞苦すると、苦しまぎれに料簡が易るものである、そこで匈奴と戰爭することを止めない以上、國界の人民は疲敝に及び、愁苦に及び、將校などは互ひに疑心を生じて、外の敵國

聽、遂至代谷、果有平城之圍、高帝悔之、廼使劉敬往結和親、然後天下亡干戈之事、』 第四大段となす

訓義 〔高皇帝〕高祖のこと、〔搏〕うつなり、〔景〕影に同じ、

講述 御先祖の高祖皇帝が天下を平定せられてから、今度は夷狄と界を接する地方まで手を伸ばして伐り従へ給うたが、適匈奴が代谷の外へ集つて來たと云ふことを聞かれて、之を撃たうとせられた時、御史の成と云ふものが諫めて云ふやう、それは先づ御見合せになる方が然るべし、一體匈奴と云ふ種族は、獣のやうに一時的集合するかと思へば又鳥のやうに突然飛散る所の性質であるから、之に附いて往つて攻め撃たうとしても、丁度人の影を叩くと一般、何の手答もしない、然るを今陛下の立派なる御徳を備へ給ふにも拘はらず、匈奴を攻めらるゝに至つては、臣に於て心中誠に御案じ申上げますと、されど高祖は之を聽き入れ給はず、遂に出征して代谷まで往かれたが、案の如く平城と云ふ處にて、逆に匈奴の包圍攻撃に遇ひ、非常に難澁せられたることがある、そこで高祖も後悔あつたものであるから、劉敬を先方に遣はして和睦を取り結ばれた、斯くして後、天下に干戈の事、卽ち戰爭などの厭ふべきことがなくなつたのである、

故兵法曰、興師十萬、日費千金、秦常積衆數十萬人、雖有覆師殺將、係虜單于、適足以結怨深讎、不足以償天下之費、夫匈奴行盜侵敺、所以爲業、天性固然、上自虞夏殷周、固不程督、禽獸畜之、不比爲人、夫不上觀虞夏殷周之統、而下循近世之失、此臣之所以大恐、百姓所疾苦也、』

不レ能二相養一、道死者相望、蓋天下始叛也、』第三大段の第三小段なり、始皇の悔いざりし害を言ふ、

訓義　〔郤〕匈奴を、其侵して來た地方より逐ひ戻すこと、〔河〕黃河なり、〔鹵〕鹽地、〔暴露〕さらす、〔不可勝數〕數へ切れぬ、〔飛芻〕馬草を運送するのが、飛ぶやうに速なること、〔輓〕船や車などを引くこと、〔東腄〕東はづれ、〔負海〕沿岸、〔三十鍾〕六十四斛、〔靡敝〕疲敝に同じ、

講述　始皇は李斯の諫を用ひず、遂に蒙恬將軍に命じ、軍隊を率ゐて北方に向ひ、胡卽ち匈奴を攻めさせ、千里も向うの方へ擊退し、黃河を以て自他の分界としたが、其土地は澤地であり、鹽地であつて、肝心な五穀を產しない、それから後に天下中の丁年になつた男子を徵發して、北河を守らせ、軍隊をば出し放しにして置くことが十餘年の久しきに及び、其間死せしものは、殆んど數へ切れぬ程であつたに拘はらず、結局黃河から先へ踏出して、更に北進することの出來なかつたのは、何も人數が不足であつたの、戰具が不十分であつたのと云ふ理由であらうや、決してさうでない、其勢ひが宜しくなかつた爲である、又此の征伐のため、天下の人民を驅つて馬草を運ばせ、米などを送らせた處、其區域は、東の片田舍なる瑯邪などの沿岸地方を起點として北河に達するのである、然るに道路の費用等を積つて見ると、大抵三十鍾の額で僅か一石が滿足に屆くと云ふ次第、そこで男子は手早く耕作した所で、迚も兵糧を供するに足らず、女子は絲を紡績するも、亦到底戶張や幕の材料となる程はない、斯うして百姓は之が爲に疲敝してしまひ、孤兒や寡婦や老人子供などは生活することが出來ず、道路で倒れ死をする者が此方にも彼方にもあると云ふ有樣、思へば天下は此に至つて始めて叛亂になつたわけである、

及レ至二高皇帝定二天下一、略二地於邊一、聞三匈奴聚二代谷之外一、而欲レ擊レ之、御史成諫曰、不可、夫匈奴獸聚而鳥散、從レ之如レ搏レ景、今以二陛下盛德一攻二匈奴一、臣竊危レ之、高弟不

やうに剪取つて、終には戰國時代の邦國を併呑してしまひ、四海の內が一統の世となり、其功業に至つては、彼の聖代と云はれた夏殷周に比肩する有樣であつた、然るに始皇は尙滿足せず、勝つた上にも勝たんことに力を用ひ、更に匈奴を攻めやうと致された時に、李斯は諫めて云ふよう、夫れは甚だ宜しからぬ儀である、一體匈奴の人は城郭などの住居もなければ、貯藏などの据置きもなく、謂はゆる水草を逐うて彼處此處に移住し、若し敵でも來ると、宛も鳥などのパット起つやうに散じてしまふ故、仲仲制し惡い種族である、若し輜重の用意も十分にせず、身輕な軍隊を以て深く先方の內地に入つたなら、糧食が續かないで、殆んど其路が絕えてしまふ恐があり、それかと云つて輜重を運送してゆくとしたならば、是れ亦重くして間に合はず、軍事上已に此の如き不便ある上に、縱令ひ勝つて其土地を得た所が、不毛の沙漠で一向利益になるべき者がなく、又其人民を此の方の物にした所で、之を訓鍊して其土地を守ると云ふことに參らぬ、そこで勝つても土地を棄てる仕儀になるが、さうすると人民を保護せぬわけゆゑ、民の父母たる天子の所行でない、之を要するに、中國を疲弊させて匈奴に鬱憤を霽さうとするのは完全の計でないと、然るに始皇帝は此の諫言を聽入れなかつた、

遂使蒙恬將兵而北攻胡、卻地千里、以河爲境、地固澤鹵、不生五穀、然後發天下丁男、以守北河、暴兵露師、十有餘年、死者不可勝數、終不能踰河而北、是豈人衆之不足、兵革之不備哉、其勢不可也、又使天下飛芻輓粟、起於東腄琅邪負海之郡、轉輸北河、率三十鍾而致一石、男子疾耕、不足於糧餉、女子紡績、不足於帷幕、百姓靡敝、孤寡老弱、

伏尸流血、故聖王重行之、『第二大段の第二小段なり、戰ひの戒むべきことを言ふ、』

訓義　〔末節〕取るに足らぬ意氣地、

講述　其上に一體腹を立てると云ふことは目出たからぬ徳である、武器は不吉の道具である、爭はつまらぬ意地である、古代の君たる者、時と事とに因つて怒ることがあり、怒れば兵を用ふることもあつたが、さうなると、敵味方の死骸は此處彼處に打臥となつて倒れ重なり、鮮血は流れて地上に溢れると云ふ始末、誠に殘酷極まることである、それゆゑ昔しから聖徳のある帝王は、戰爭をする事を非常に大事がられた、

夫務戰勝、窮武事、未有不悔者也、『第三大段の第一小段なり、武を用ふる者の、必ず後悔を免れざることを言ふ、』

講述　一體戰爭をして他國に打勝つ事のみに力を入れ、武事を飽くまで推通す者は、必ず惡結果を來たし、後悔せぬ者は曾て例のないことである、

昔秦皇帝任戰勝之威、蠶食天下、併呑戰國、海內爲一、功齊三代、務勝不休、欲攻匈奴、李斯諫曰不可、夫匈奴無城郭之居、委積之守、遷徙鳥擧、難得而制、輕兵深入、糧食必絕、運糧以行、重不及事、得其地、不足以爲利、得其民、不可調而守也、勝必棄之、非民父母、靡敝中國、甘心匈奴、非完計也、秦皇帝不聽、『第三大段の第二小段なり、始皇の悔いざりしことを言ふ、』

訓義　〔蠶食〕蠶が桑の葉を次第に食ひゆくが如くに、土地を侵し取ること、〔三代〕夏殷周、〔委積〕少きを委と曰ひ、多きを積と曰ふ、貯藏を謂ふ、

講述　以前秦の始皇帝は、代代四方を攻めて勝利を得た威光のまにまに、天下中を蠶が桑の葉を食ふ

如し、〔效〕致すと訓ず、盡すと云ふ意味、

講述　臣の承り及びますには、明君は臣下の手強き諫言をも惡く思し召さず、博く事の利害得失をば觀察せられ、又忠臣は何如に重い刑罰に遇ふとも避け逃るゝと云ふことなく、眞直の諫言を申上げる、斯く君臣一體、下は善く申上げ、上は善く聽納れると云ふ鹽梅であるから、天下の事柄に於て、其政策に遺漏の失敗のと云ふ事なく、それから功業も立つて、萬世の末の世までも遠く傳はると云ふ事であるが、今愚臣に於ても、決して忠義の心を包み置いて默つて居たり、又誅戮などを畏れて逃げ隱れると云ふやうな事を致さず、甚だ愚な考へとは申しながら一應申上候ゆゑ、何卒其罪をば御赦しの上、少しく志の在る所を御察し下されたい、

司馬法曰、國雖大、好戰必亡、天下雖平、忘戰必危、天下既平、天子大凱、春蒐秋獮、諸侯春振旅、秋治兵、所以示不忘戰也、（第二大段の第一小段なり、戰ひは、忘るべからざると共に、決して好むべきものに非ざるを言ふ、）

訓義　〔司馬法〕齊人司馬穰苴の兵法を載せたる書、〔大凱〕凱旋式に奏する所の音樂、〔春蒐秋獮〕獵なり、春秋に隨つて名を異にす、〔振旅、治兵〕諸侯、三年毎に大演習を行ふ、出づるを治兵と曰ひ、歸るを振旅と曰ふ、

講述　司馬法に言つてあるのには、縱令ひ何如程國が大であつても、戰爭を好むと云ふと、其結果、屹度滅亡する、又何如程天下が平靜であつても、戰爭を忘れて備へをしなければ、必然危險を免れない、そこで天子が天下の亂を定めて世の中が平かになると、大いに勝軍の樂を奏し、それから平生も春の獵、秋の獵を行ひ、人馬を訓錬する、諸侯に於ては、三年目に大演習を行ひ、城門を出づるときは治兵と云つて部署を定め、已に入るときは隊伍を整へる、是れは皆戰爭を忘れないと云ふ事を示す爲である、

且夫怒者逆德也、兵者凶器也、爭者末節也、古之人君一怒必

法律思想に至つては、淺薄にして稱すべきもの少なく、其議論に至つても、單純にして觀るに足るものなし、然るに游說の一術は之に異なり、其實行の巧拙は姑らく置き、理論として殆んど獨得の妙あり、此の篇に於て、彼れが伊尹、百里奚を引き、「此れ能士の耻づる所にあらず」と云ふに依れば、是れ今日の謂はゆる目的の爲に手段を擇ばざるものにして、其是非は兎もあれ、其手段としては、經驗を發揮し腦漿を披瀝せし者と謂ふべく、其游說家として摘發せる隱微の情、今尙其言ふ所の如くなるを思へは、其觀察力の鋭きに驚かずんばあらず、

諫伐匈奴書　主父偃

講題　匈奴は北狄の名なり、秦に胡と曰ふ、謂はゆる「ハンス」なり、

大旨　匈奴を伐つときは後悔すべきが故に、之を伐つは不可なることを言ふ、

大段落　凡そ分つて六大段となす、第一大段は篇首より「少察焉」までに至る、上書する所以を言ふ、第二大段は「司馬法曰」より「聖王重行之」までに至る、戰爭を謹むべきを言ふ、第三大段は「夫務戰勝」より「蓋天下之始叛也」に至る、始皇の悔いざりしことを言ふ、第四大段は「乃至高皇帝」より「亡干戈之事」に至る、高帝の悔いたることを言ふ、第五大段は「故兵法曰」より「百姓所疾苦也」に至る、匈奴を放任すべきことを言ふ、第六大段は「且夫兵久」より篇尾に至る、前段を收む、

臣聞明主不惡切諫以博觀、忠臣不避重誅以直諫、是故事無遺策、而功流萬世、今臣不敢隱忠避死以效愚計、願陛下幸赦而少察之、（第一大段なり、）

訓義　〔切諫〕手強く諫むる、〔重誅〕重刑と云ふが

講述　故に彌子瑕の行ひは、最後に於ても最初と違つた所もないのに、其初め衞君が賢であると云つた事柄が後日罪となつた理由は外でもない、愛憎の變化である、

故有愛於主、則知當而加親、見憎於主、則罪當而加疏、故諫說之士、不可不察愛憎之主、而後說之矣、

『第七大段の第四小段なり、相手たる人君の氣象を知るの必要を言ふ、』

訓義　〔加〕ますますと訓ず、

講述　故に人君の寵愛を得て居るときは、其說が能く人主の意に叶ひ、一層親近せられ、人君の憎惡を受くるときは、其說、人主の意に叶はず、一層疏外せらるゝ次第である、されば諫言を爲し若しくは意見を論じようとする人士は、其說を陳ぶるに先きだち、豫め人君愛憎の在る所を見定め置き、其上にて游說を行はねばならぬ、

夫龍之爲蟲也、可擾狎而騎也、然其喉下有逆鱗徑尺、人有嬰之、則必殺人、人主亦有逆鱗、說之者能無嬰人主之逆鱗則幾矣、

『第八大段なり、』

訓義　〔蟲〕支那古代の生物分類に據れば蟲に屬す、〔嬰〕觸るゝなり、

訓義　夫れ龍といふ蟲は、飼養次第で人となじみ、隨分其上に騎つて、牛馬のやうにすることも出來る、然しながら唯一つ恐るべきことは、龍の喉の下に、直徑一尺もある逆向の鱗がある、萬一人あつて此の鱗に觸るゝときは、龍は其人を殺す、是れは龍のみのことと思つてはならぬ、人君にも亦龍の逆鱗と同じやうな急所がある、游說者が注意して、人主の逆鱗に觸れ、其怒りを挑發せぬやうに出來得れば、先づ七八分の成功である、

餘說

•韓非は法家として戰國の學術界に一幟を樹て、刑名の術を以て其特色となす、然れども彼れの

彌子之母病、人聞、往夜告之、彌子矯駕君車而出、君聞之而賢之曰、孝哉、爲母之故而犯刖罪、與君遊果園、彌子食桃而甘、不盡而奉君、君曰、愛我哉、忘其口而念我、

第七大段の第一小段なり、不敬を告めずして之を賞する例、

訓義　〔刖〕足を斷つの刑、

講述　昔し彌子瑕と云ふもの、衞君の寵愛を蒙つて居つた、元來此の國の法律に依れば、私に君の車に乘るものは、足を斬る所の刑に處することとなつて居る、然るに或る時彌子の母が病氣に罹つた處、之を聞いて夜中彌子に知らせた者があつた、彌子は僞つて君命であると申立てゝ君の車を引出させ、之に打乘つて母の病氣を見舞つた、衞君は此の事を聞き、反つて彌子瑕を賢人として云はるゝやう、何と云ふ孝心である、母の病氣を氣遣ひ、刖罪に遇ふことも打忘れて、朕が車に乘つて行くほど取急ぎしよと、又或る時彌子が君の御供をして果園に遊び、桃を食つた處、其味が善かつたので、食ひ餘りし半分を君に奉つた、然るに君の曰はるゝには、扨も我れを愛することよ、己れの口をも忘れて此方に食はしたと、

及彌子色衰而愛弛、得罪於君、君曰、是嘗矯駕吾車、又嘗食我以其餘桃、

第七大段の第二小段なり、嘗て賞せし者を咎むる一例、

訓義　〔色衰〕彌子瑕は男色を以て寵を得たるものなるが故に云ふ、

講述　其後彌子瑕の男色衰へ、寵愛も減じて、君から咎を受くるやうになつた時、君の仰せらるゝには、此の者は以前余の命令を僞つて余の車に乘つたことがあり、又余に自分の食ひ殘しの桃を食はした不埒の奴であると、

故彌子之行、未變於初也、前見賢而後獲罪者、愛憎之至變也、

第七大段の第三小段なり、賢とせられ或は罪せらるゝ源因を斷す、

いと云つて、之を疑つた、

昔者鄭武公欲伐胡、迺以其子妻之、因問群臣曰、吾欲用兵、誰可伐者、關其思曰、胡可伐、迺戮關其思曰、胡兄弟之國也、子言伐之何也、胡君聞之、以鄭爲親己、而不備鄭、鄭人襲胡取之、』第六大段の第二小段なり、其智を用ひて其人を殺す例を擧ぐ、

講述　昔し鄭の武公と云ふ君、胡の國を伐たうと想ひ、先づ敵に油斷をさせるため、己れの女子を胡の君に嫁入らせて先方の機嫌を取り、尚彼れに心を許させんとて、或る時多くの臣下に問うて云ふ、我れ一つ征伐を企てようと思ふが、何の國を伐たば宜しからうやと、大夫の關其思答へて云ふ、其れは胡を伐つこそ然るべしと、武は之を聞いて大に怒り、直ちに關其思を戮して云ふ、胡は吾が邦と兄弟の好みある國である、然るに之を伐てと云ふは奇怪千萬であると、胡の君は此の事を聞き傳へ、鄭は自國に好意あるものと思ひ、鄭に對しては一向用心しなかつたのであるから、鄭の武公は計略其圖に當り、不意に胡を攻めて之を取つた、

此二說者、其知皆當矣、然而甚者爲戮、薄者見疑、非知之難也、處知則難也』第六大段の第三小段なり、前の例より理論に歸入す、

訓義　〔厚者薄者〕者は則の字として視るべし、

講述　隣人の父と云ひ、關其思と云ひ、此の二人は、其說孰れも當を得て居つて、胡は伐つべくあり、墻は築くべくあつたのである、然るに共に不利益を來たし、重きは誅戮に遇ひ、輕きは疑惑を蒙つた、されば智識を以て事を見定むるのは困難でなく、智識を出す場合を擇ぶのが容易でない、

昔者彌子瑕見愛於衞君、衞國之法、竊駕君車者罪至刖、既而

けて恩澤が十分に浸み込む程になり、何如ほど深く計を立てゝも疑はれることなく、何如ほど諫爭しても罪せられぬやうに出來てから、始めて明かに利害を計つて功を立て、是非を有りの儘に指示して譽を得、此の如くにて君は疑はず罪せず、臣は功を立て譽を得るの域に至る時は、其れこそ游說の成功である、

伊尹爲庖、百里奚爲虜、皆所由干其上也、故此二子者皆聖人也、猶不能無役身而涉世、如此其汚也、則非能仕之所設也、第五大段の第三小段なり、目的の爲に手段を擇ばざることを言ふ、

訓義　〔庖〕料理人なり、〔干〕冒し求む、〔故〕衍字なり、〔仕〕士なり、

講述　昔し殷の湯王の賢宰相であつた伊尹は、初め料理人となり、又秦の穆公の賢宰相であつた百里奚は俘虜となつたが、是れは皆君主に任用を求むる手段として此に出たのである、此の二人は何れも聖人であるのに、其れすら此のやうに其身を勞苦して世を涉り、身を汚して進まねばならなかつた、して見れば何如なる手段を取るも智能の士の耻づる所ではない、

宋有富人、天雨牆壞、其子曰、不築且有盜、其鄰人之父亦云、暮而果大亡其財、其家甚知其子而疑鄰人之父、第六大段の第一小段なり、其智を用ひずして其人を疑ふの例、

訓義　〔知〕智として視る、

講述　宋に一人の財產家があつたが、或る時降雨のため外圍の土屛崩れて破損に及んだ、其子の云ふやう、若し築き直さなければ盜難あるやも知れずと、其隣家の親父も、無用心であると云つて注意を與へた、然る處案に違はず、其夜賊が忍び入つて、少からざる貨財を奪ひ去つた、所が彼の財產家の家族は、息子を智慧があると云つて譽めたに拘はらず、隣家の親父が屛の壞れたことに氣を附けた點は頗る怪し

與同失者、則明飾其無失也、大忠無所拂辭、悟言無所撃排、迺後伸其辯知焉、此所以親近不疑、『第五大段の第一小段なり、游説の術を示す、』

訓義　〔謫〕敵なり、〔概〕押止むること、〔規〕驚視の貌、〔拂辭〕反對の語、〔悟言〕あてこすり等の語を以て、遠廻しに諭すこと、

講述　凡そ游説に於て肝要とする所は、第一相手たる人の重んずる點を知つて、其事を結構に言ひなして彼れの虚榮心を滿足させると共に、彼れが心に耻づる所の事を知り、彼れの爲に回護の口實を作り、耻づべき點を打消し、不愉快の念を散ぜしむることである、彼れ自ら己れの計略を智慮ありと思つて居るならば、前に失敗したる例などを擧げて困らしてはならぬ、彼れ自ら勇斷であると思つて居るならば、他の勇斷の人などの話をして之を怒らしてはならぬ、彼れが自ら己れの力をえらしと思つて居るならば、力の及ばない點などを擧げて其腰を折つてはならぬ、別事にて現在吾が相手の畫策すると同一のものは之を驚嘆し、他人にて相手と同一の行ひある者は之を譽め、双方を飾るべきで、決して非難してはならぬ、抑も大なる忠は、君に對して反對の語を出さないのにある、又先方を諭すための言論に於ては、攻撃をすることなどはない、斯う云ふ心得があつてから、始めて十分に智辯を振ふ、此れは相手が自分を親み近づけて疑心を挾まぬやうにする仕方である、

知盡之難也、得曠日彌久、而周澤既渥、深計而不疑、交爭而不罪、迺明計利害、以致其功、直指是非、以飾其身、以此相持、此説之成也、『第五大段の第二小段なり、游説の成功を示す、』

訓義　〔曠日彌久〕日が過ち、久しきを經ると云ふこと、

講述　自分の説が容易に盡されぬと云ふことを知る所から、耐忍して長い間を經過し、君主の信用を受

君は、右は大臣を論ずるのではなく、間接に己れを誹るものとする、又之に向つて微賤の人を評論するときは、人物に懸直を附けて用ひさせようとする者とする、人君の寵愛する者を論ずるときは、彼れを利用して己れに取入るとする、人君の惡む所の者を論ずるときは、己れを試みて其惡む所の程度を知らうとする者とする、

徑省其辭、則不知而屈之、汎濫博文、則多而久之、順事陳意、則曰怯懦而不盡、慮事廣肆、則曰草野而倨侮、此說之難、不可不知也』・第四大段の第二小段なり、辯論の種類に因つて不利益に解せらるゝを言ふ、

訓義　〔久〕韓非子には交に作る、久としても解せられざるに非ざれども、識誤の說に從つて、史となすに若かず、史は記錄の官、其文飾多きことは、論語に「文勝其質則史」とあるに由るも明白なり、

講述　辯論の仕方に至つても、其本筋の處のみを一直線に述べて、成るべく餘計な文句を言はないときは、知識の缺乏と視なされて屈辱を蒙る、雜多無制限で引證夥しきときは、多辯として怠屈すべし、問題を簡單にして大意を申述べるときは、臆病で十分事情を盡せないと曰はれる、見込みを開陳するに放縱であるときは、田舍者の無作法と曰はれる、以上は實に游說の困難なる理由であつて、心得ねばならぬことである、

文法　是れは說の當不當に係はらず、惡意に解せらるゝ場合、

凡說之務、在知飾所說之所敬、而滅其所醜、彼自知其計、則無以其失窮之、自勇其斷、則無以其敵怒之、自多其力、則無以其難概之、規異事與同計、譽異人與同行者、則以飾之無傷也、有

語は漏洩するに因つて失錯を來たすものであるから、人君は孰れも之を警戒しないものはない、然るに游說者自身は之を洩らすとがないにせよ、人君と談話中、偶然人君の匿して居る事柄に觸れることあり、然るときは、人君は游說者を以て密事を知る者と思ひ、他人にも之を洩さうかとの疑ひを抱くに相違ないゆゑ、其儘見逃すまいから、游說者の身は危險である、貴人に過失の端緒があるとき、游說者が明白善良の言論を以て其結果が惡となることを推論するときは、自分を攻擊する者と僻む所から、其身が危い、人君との情義がまだ深くないのに、智慧囊を搾つて說くときは、自然信用が薄弱であるから、其說が有效で功績があつたとて、人君は其已れに利益のあつたことを忘れてしまひ、若し又其說が行はれないで、失敗するときは、人君は反つて游說者が其失敗の源因である事實と關係があるからこそ豫言したのであると疑うであらう、斯う云ふ風の者は其身が危い、貴人が他人より一策を得ることあり、是れを自分の智慧から出たやうにして已れの功となさうとするとき、游說者が其出處を知るときは邪魔にされるゆゑ、其身が危い、彼れ人君は公然或る事を行ふも、是れは裏面に於て自己の爲にする所があつて、形式を借るに過ぎない、其眞相を他人に知られては甚だ面白くない、然るに游說者が之を知るときは、其身が危い、到底相手の力に及ばない事を無理に行はしめようとしたり、又相手が騎虎の勢ひであつて、到底中止することの出來ないものを止めさせようとするときは、人君が無理であると思ひ壓制であると思ふから、其身が危い、

故曰、與之論大人、則以爲間已、與之論細人、則以爲鬻權、論其所愛、則以爲借資、論其所憎、則以爲嘗已。（第四大段の第一小段なり、論題に由つて惡意に解せらるゝ場合を言ふ、）

訓義　〔大人〕卿大夫の位に在る者、貴人と云ふが如し、〔細人〕位を以て言ふ、微賤の人なり、

講述　人君が游說者に對する仕方は前に述べたやうであるから、自分は左の如くに分解する、人君に向つて有位の人、即ち大臣輩の事を評論するときは、人

君より俗物と視做され、下等社會と視做され、棄て遠ざけらるに相違ない、若し吾が說かうとする相手の人君が、中心功利を得ようと思つて居る者であるのに、吾れ高尙名譽の事を以て之に說くときは、人君より、沒常識で世間に疏い者と思ひ、收用されぬに相違ない、吾が說かうとする相手の人君が、內內は福利を求めながら、表面には名聞を釣るべき行ひを爲す者であるのに、吾れ名聞を以て之に說くときは、人君は、兎も角外部に見はした己れの意志に叶つた廉を以て、形式上其人を收用するけれ共、己れの目的には無用である所から、事實上其人を疏んずるであらう、されぱとて吾れ人君の胸中を見拔き、福利の事を以て之に說くときは、人君は己れの志に適中するから、內實は其說を採用するが、飽くまで道德の美名を飾らうとする所より、游說者其人をば公然排斥して、己れが功利などを欲しない樣子を粧うであらう、此等の事は善く察せねばならぬ、

文法　是れ吾が說は當れども、相手の秘密に觸るゝ場合を列擧す、

夫事以密成、語以洩敗、未必其身泄之也、而語及其所匿之事、如是者身危、貴人有過端、而說者明言善議、以推其惡者、則身危、周澤未渥也、而語極知、說行而有功、則德亡、說不行而有敗、則見疑、如是者身危、夫貴人得計、而欲自以爲功、說者與知焉、則身危、彼顯有所出事、乃自以爲也、故說者與知焉、則身危、彊之以其所必不爲、止之以其所不能已者身危、第三大段なり、

訓義　〔周澤〕周はめぐむ、澤は恩德、〔渥〕あつしと訓ず、〔德亡〕亡は忘なり、〔挑〕發揚すそ、

講述　元來事柄は秘密を保つに因つて成就し、言

て容易とは申されまいが、さまでには難くない、又知識のあらん限り、辯の續かん限り、遠慮會釋なく縱横無盡に其說を究め盡すことの困難ではない、是れも亦決して容易とは申されまいが、さまでは難くない、

文法　韓非、說の最も困難なる點を擧げんとするや、先づ普通人の困難とする點を擧げて、一一其さ迄困難ならざることを言ひ、以て己れの困難とする點の最も困難なる者なりとの意義を强からしめたるなり、

凡說之難、在知所說之心、可以吾說當之、『第一大段の第二小段なり、游說の困難なる唯一の點を擧ぐ』

訓義　〔所說〕吾が說く所の相手、

講述　凡そ君に說くの困難なる點は、相手である所の人君の心情を看破し、此方の說を以てキッパリ之にはまる樣になすことである、

文法　是れ實に作者游說術の主義なり、秘訣なり、要點なり、此れより以下は正面より裏面より此句を說明するに過ぎず、

所說出於爲名高者也、而說之以厚利、則見下節而遇卑賤、必棄遠矣、所說出於厚利者也、而說之以名高、則見無心而遠事情、必不收矣、所說實爲厚利而顯爲名高者也、而說之以名高、則陽收其身而實疏之、若說之以厚利、則陰用其言而顯棄其身、此之不可不知也、『第二大段なり、』

訓義　〔名高〕名は聖君賢主の稱、〔下節〕節は猶程度と云ふが如し、前の高尙の事を語るに足らざる卑き程度の人、

講述　若し吾が說かうとする相手の人君が、高尙の態度を示し、名譽の慾望を遂げようと思ひ、譬へば堯舜の如き古への聖王を眞似る人であるのに、吾れ富國强兵と云ふやうな福利を以て之に說く時は、人

中に挾む所と、異なる者多し、續文章軌範は、全く史記に依りたるものなり、

大旨　游說の困難なる所以を示して、何如に之を說くべきかを言ふ、

大段落　凡そ分つて八大段となす、第一大段は篇首より「在知所說之心可以吾說當之」に至る、說の困難なる所以を說明す、第二大段は「所說出於爲名高者也」より「此之不可不知」に至る、說く所の心を知らざれば益なきを言ふ、第三大段は「夫事以密成」より「以其所不能已者身危」に至る、說く所の心を知ると雖も、其忌む所に觸るるときは危險なるを言ふ、第四大段は「故曰與之論大人」より「此說之難不可不知也」に至る、游說の方法を誤るときは、誤解せらるゝ憂へあるを言ふ、第五大段は「凡說之務」より「則非能仕之所設也」に至る、游說の方法を言ふ、卽ち「知所說之心以吾說當之」の手段なり、第六大段は「來有富人」より「處知則難矣」に至る、知に處するの難きを言ふ、第七大段は「昔者彌子瑕」より「不可不察愛憎之主而後說之矣」に至る、游說の難點は人主愛憎の一定せざるに在るを言ふ、第八大段は「夫龍之爲蟲也」より篇尾に至る、譬喩を以て危險に觸れざるべきを言ふ、是れ文の餘波なり、

凡說之難、非吾知之有以說之之難也、又非吾辯之能明吾意之難也、又非吾敢橫佚而能盡之難也、』 第一大段の第一小段なり、普通游說に難とする點は、決して難しとするに足らざるを言ふ、

訓義　〔吾〕游說者其人の代名詞なり、〔知〕名詞として視るべし、〔說之〕之は游說の目的たる人物を謂ふ、此の篇に於ては卽ち人君なり、

講述　凡そ人君に說くに就いて困難なることは何如なる點にあるかと云ふに、游說者が、是非利害の知識を以て之を諭すことの困難ではない、是れとて決して容易とは申されまいが、さまでには難くない、又游說者が、辯口を以て十分自己の意志を明かにし、先方に理會させることの困難でもない、是れも亦決し

臺陂池、亡其國者、」第五大段なり、

訓義 〔彷徨〕さまよふ、

講述 楚王は、强臺と名づけた所の臺の上に登つて、崩山の景色を眺望すると、左には長江があり、右には湖水があり、其れを高い處から眺めて那處這處と歩く、其愉快は死をも忘れる程であつたが、遂に是れではならぬと悟つたものであるから、强臺に二度とは登らぬと盟を立てゝ云ふやう、後世高い臺や池などの土木庭園のために國を亡ぼす者があるに相違なからうと、

今主君之尊、儀狄之酒也、主君之味易牙之調也、左白台而右閭須、南威之美也、前夾林而後蘭臺、强臺之樂也、有一於此、足以亡其國、今主君兼此四者、可無戒與、」第六大段なり、

訓義 〔白台、閭須〕倶に美人の名、〔尊〕樽なり、

講述 今主君の樽に貯へ給ふ所のものは、禹の戒めた儀狄の酒である、主君の御馳走は齊の桓公の戒めた易牙の調理である、主君が左に侍らせ給ふ白台、右に侍らせ給ふ閭須は、晉の文公の戒めた南威の美形である、前に見ゆる夾林、後に聳ゆる蘭臺は、楚王の戒めた强臺の樂みである、此の中一つあつても國を亡ぼすに十分であるのに、今主君は此の四つの危險物を兼ね持たるゝ以上、戒め給はずして在らせられようや、

餘說

初めに四柱を立て、終りに之を一括す、文法整然、極めて學び易し、

說難　　韓非

講題 此れ韓非子の第十二篇にして、游說の難きことを論じたるもの、韓非の最も得意の文と稱せらる、但し韓非子に載する所と、史記の傳

美なるなり、

講述　昔し帝の女が、儀狄と云ふ者に酒を作らせた處、其味ひが美かつた、之を禹に飲ました處、禹は之を飲んで大層旨がつたが、遂に儀狄を遠ざけ、美酒を飲むことを止めて云ふには、後世酒を以て國を亡ぼす者があるに相違なからうと、

文法　魯公が梁主を戒めんとせしは飲酒の一條にして、以下は類似の危險物を推論するなり、

齊桓公夜半不レ嗛、易牙乃煎熬燔炙、龢二調五味一而進レ之、桓公食レ之而飽、至レ旦不レ覺曰、後世必有下以レ味亡二其國一者上、第三大段なり、

訓義　〔嗛〕口に物を銜んで居ること、食慾なきを言ふ、〔煎熬燔炙〕煎は煮詰める、熬はいる、燔は遠火にかける、炙は燒く、〔龢〕和なり、〔五味〕辛酸甘苦鹹なり、〔不覺〕目が醒めぬ、

講述　齊の桓公が或る日、夜中までも食氣がなかつたので、易牙と云ふ料理の上手が、煮燒きをして五味を取り合せ、好い鹽梅に加減を拵へて差上げた處、桓公は之を食つて滿腹に及び、其結果熟睡して、翌朝になつても目が醒めなかつた、そこで云はるゝやう、後世美味を貪る爲に國を亡ぼす者があるに相違なからうと、

晉文公得二南之威一、三日不レ聽レ朝、遂推二南之威一而遠レ之曰、後世必有下以レ色亡二其國一者上、第四大段なり、

訓義　〔南之威〕美人の名、

講述　晉文公は南之威と云ふ美人を得て、其容色に溺れたため、三日間も朝廷の政治を聽かなかつたが、俄かに氣がつき南之威を遂ひやり、之を遠ざけて云ふやう、後世女色の爲に其國を亡ぼす者があるに相違なからうと、

楚王登二強臺一而望二崩山一、左レ江而右レ湖、以望彷徨、其樂忘レ死、遂盟二強臺一而弗レ登、曰、後世必有下以二高

酒味色論　魯共公

講題　此の篇は、戰國策中の魏策に在り、酒味色論と云ふ四字の題は、本書の編者が加へし所なり、魯の共公、名は奮、哀公四世の孫、

大旨　酒なり美味なり女色なり土木なり、皆國を亡ぼすものなるが故に、戒むべきを言ふ、

大段落　凡そ分つて六大段となす、第一大段は篇首より「擇言曰」に至る、敍文なり、第二大段は「昔者帝女」より「後世必有以酒亡其國者」に至る、酒の國を亡ぼすべきを言ふ、第三大段は「齊桓公夜半不嗛」より「後世必有以味亡其國者」に至る、美味の國を亡ぼすべきを言ふ、第四大段は「晉文公得南之威」より「後世必有以色亡其國者」に至る、女色の國を亡ぼすべきを言ふ、第五大段は「楚王登强臺」より「後世必有以高臺陂池亡其國者」に至る、土木の國を亡ぼすべきを言ふ、第六大段は「今主君之尊」より篇尾に至る、魏王の之を兼ぬることを言ふ、

梁主魏嬰觴諸侯於范臺、酒酣請魯君擧觴、魯君興避席擇言曰、『第一大段なり、』

訓義　〔梁主〕梁は魏の都の大梁、梁主は即ち魏王なり、〔觴諸侯〕魏の惠王の時、國力方に强し、諸侯爭うて之に朝す、即位の十五年、魯の恭侯、衞の成侯、宋の桓侯、鄭の釐侯魏に朝せしかば、魏王之を饗せしなり、觴は杯の一種、酒宴の義に用ふ、〔興〕起つなり、〔擇言〕戒めになることを擧げて言ふなり、

講述　梁主魏嬰が、來朝した處の諸侯を范臺にて饗應に及び、酒宴の最中に、魯の恭公に向つて杯を差さんことを求めた處、魯君は起ち上り、其席を避けて善言を述ぶるやう、

昔者帝女令儀狄作酒、而美進之禹、禹飮而甘之、遂疏儀狄、絶旨酒、曰、後世必有以酒亡其國者、『第二大段なり、』

訓義　〔帝女〕堯か舜の女を謂ふ、〔旨酒〕旨は味の

訓義　〔進醵〕人を御馳走し、又は出し合ひて飲食する、

講述　若し家が貧乏であつて、其上に兩親は年寄り、妻子は不健康と云ふ情態で、季節季節に祖先の祭をすることもなく、饗應やら、割前の宴會やら、衣服やら、自分で都合出來ないと云ふ場合に、恥かしく思はないと云ふ人は、譬へやうもない意氣地なしである、

是以無財作力、少有鬪智、既饒爭時、此其大經也、』第五大段の第二小段なり、

訓義　〔饒〕ゆたかと訓ず、富裕なるなり、〔大經〕大法と云ふが如し、

講述　右の譯合ひで、資産がなければ勞働して生活する、少少財産があれば、知慧比で金を儲ける、又金が澤山出來た以上は、機會を爭ふより外はない、此れが大いなる生活道である、

今治生、不待危身取給、則賢人勉焉、是故本富爲上、末富次之、姦富最下、無巖處奇士之行、而長貧賤、好語仁義、亦足羞也、』第五大段の第三小段なり、貨士の羞づべきを言ふ、

訓義　〔本富〕農を謂ふ、〔末富〕商を謂ふ、〔姦富〕投機、詐僞等を謂ふ、

講述　今生活を營むに、一身の危險を招くやうな事をなすまでもなく利得に有附くことは、賢人の勵む所である、右の譯合ひで本富を第一等となし、末富を其次とし、姦富を最下等とする、山の岩穴に隱るゝ奇士の行ひもなく、長く貧賤でありながら、好んで仁義を語るのは、亦羞づべきである、

文法　是れ作者の影子なり、題を借りて憤慨を洩したるものなり、

續文章軌範卷之三

放膽文

桑麻、渭川千畝竹、及名國萬家之城、帶郭千畝、畝鍾之田、若千畝卮茜、千畦薑韭、此其人皆與千戸侯等。』 第四大段の第二小段なり、千戸侯に等しき富の財源を擧ぐ、

訓義 〔彘〕豕なり、〔魚陂〕養魚池、〔千章〕千本と云ふが如し、〔卮茜〕鮮支と紅藍、染料なり、〔千畦〕二十五畝に當る、

講述 故に人の言ふことに、陸地に於て牧馬二百蹄、（馬一匹に蹄四つあるゆゑ五十頭なり）牛の蹄角併せて一千、（牛に兩角四蹄あるゆゑ百六十七頭弱となる）千足の羊、（二百五十頭）澤中に於ける千足の彘（二百五十頭）水邊に居る者は、養魚池に飼ふ所の魚千疋、山に住ふ者は千本の材木、安邑の土地に於ける千本の棗、燕秦に於ける千本の栗、蜀漢や江陵に於ける千株の荻、陳夏に於ける千畝の漆、齊魯に於ける千畝の桑と麻、渭川に於ける千畝の竹、及び有名の國の萬家ある城邑に於て外廓近くに千畝を有するもの、畝鍾と稱する一種の田、若しくは卮茜を栽培したる千畝の地、薑や韭を種ゑたる千畝の地、以上は其收入何れも千戸侯と同額である、

然是富給之資也、不窺市井、不行異邑、坐而待收、身有處士之義而取給焉』 第四大段の第三小段なり、前の二小段を收む、

訓義 〔異邑〕都會なり、

講述 彼等の收入は千戸侯と同樣であるが、其秩祿や爵邑のあるわけでなく、全く以上の財産が富を供給する資料なのであり、町へも出でず、他處へも行かず、居ながらにして收入を待つと云ふ次第で、身に處士の意義があつて、處士になき所の收入がある、

文法 此れ貨殖の貴ぶべきことを言ふ、

若至家貧親老、妻子軟弱、歲時無以祭祀、進醵飲食被服、不足以自通、如此不慚恥、則無所比矣』 第五大段の第一小段なり、封土もなく資産もなき者を言ふ、

らば德を種ゑる、(效果を收むる間に合ふから)德とは何であるかと云ふに、人物のことである、

今有下無二秩祿之奉、爵邑之入一、而樂與レ之比者上、命曰二素封一、封者食二租稅一、歲率戶二百、千戶之君則二十萬、朝覲聘享出二其中一、庶民農工商賈、率亦歲萬、息二千戶、百萬之家則二十萬、而更傜租賦出二其中一、衣食之欲、恣レ所レ好美一矣、『第四大段の第一小段なり、財産家の收益が諸侯に匹敵することを言ふ、』

訓義　〔素封〕素は空なり、封は領土なり、卽ち領土なくして、領土ある者と同一なる者と云ふの義なり、〔朝覲〕入朝謁見聘問饗應を言ふ、〔更傜〕夫役とて、勞力を課すること、

講述　今大臣として の俸祿、爵位相當の領地より出づる收益もなくして、其樂は 此等の 身分ある人と並ぶに足る所の資産家を素封と曰ふ、一體封とは、其領の年貢によつて 生活するもの を謂ふ、一歲大約民家一戶每に二百錢な るときは、千戶ある領地の君であれば二十萬錢の收入あり、朝廷に參內し又は他の諸侯との交際の費用は、皆此の中より出る、庶民農工商賈が大約の處一歲の 資本が 一萬錢あるときは、其利息は二千戶の領民を有するに當り、百萬錢の 資本ある人は、其利息が二十萬戶の領民を有するに當り、人夫役租稅は此の中より出る、衣食の欲望は、自分の好み次第贅澤が自由に出來る、

故曰、陸地牧馬二百蹄、牛蹄角千、千足羊、澤中千足彘、水居千石魚陂、山居千章之材、安邑千樹棗、燕秦千樹栗、蜀漢江陵千樹橘、淮北常山以南、河濟之間千樹萩、陳夏千畝漆、齊魯千畝

變であると思ふゆゑである、

醫方諸食技術之人、焦神極能、爲重糈也』第三大段の第九小段なり、

訓義　〔糈〕謝禮なり、

講述　醫者、方術家、其他何でも技術で生活する者が、精神を苦しめ能力を盡すのは、澤山の謝禮を得ようとする爲である、

吏士舞文弄法、刻章僞書、不避刀鋸之誅者、沒於賂遺也』第三大段の第十小段なり、役人に就いて謂ふ、

訓義　〔舞文〕法文をこじつける、〔刻章〕印章を僞刻することを謂ふ、〔賂遺〕賄賂進物、

講述　行政吏や司法官が、條文を勝手に曲げて法律を弄び、官印、官文書等を僞造し、刀鋸の刑罰をも避けないのは、賄賂の中に陷るからである、

農工商賈畜長、固求富益貨也、此有知盡能索耳、終不餘力而讓財矣、諺曰、百里不販樵、千里不販糴、居之一歲種之以穀、十歲樹之以木、百歲來之以德、德者人物之謂也』第三大段の第十一小段なり、農工商賈に就いて言ふ、

訓義　〔畜長〕貯蓄して殖す、〔索〕つくると訓ず、なくなること、〔樵〕薪なり、〔糴〕輸出米、

講述　農、工、商賈の、貯蓄をしつゝ殖して行くのは、固より富を求め財産を增すためである、然れども何程財産を殖さうとして智能を出した所で、智能は盡きてしまふ計りで、結局力を餘して財産を子孫に讓ることがならぬ、諺に云つてある、百里の遠い處へは薪を賣りに行かない、（手間にあはぬから）千里の遠い處へは米を賣出しに行かない、（運賃が引合はぬから）一年其所に居れる見込ならば穀物を種ゑる、（收穫の間に合ふから）十年居られる見込ならば木を種ゑる、（伐採の間に合ふから）百年居られる見込な

遠千里、不擇老少者、奔富厚也、第三大段の第五小段なり、趙姬に就いて言ふ、

訓義　〔趙女鄭姬〕二國共に美人を以て名あり、〔揳〕かきならす、〔揄〕引くなり、〔躡〕ふむ、〔利屣〕舞に用ふる履なり、

講述　今趙や鄭の美人が化粧を整へ、琴を彈き、長い袂を引き、利屣を穿いて舞踏をなし、目で客の情を挑み、心で客の愛を招き、人より招かるゝときは、千里の路をも遠しとせず、相手の老少を擇ばないのは、金のある方へ身を寄せるのである、

游閑公子、飾冠劍、連車騎、亦爲富貴容也、第三大段の第六小段なり、若殿原に就いて言ふ、

訓義　〔游閑公子〕暇で遊びあるく若殿、〔容〕かたちづくる、

講述　處處方方を遊び廻つて日を送くる所の若殿等が、冠や劍などを立派に飾り立て、車や馬を竝べて遊出するのは、是れも富貴を見せる爲に外觀を造るのである、

弋射漁獵、犯晨夜、冐霜雪、馳阬谷、不避猛獸之害、爲得味也、第三大段の第七小段なり、漁獵を爲す者に就いて言ふ、

訓義　〔弋〕矢に絲を著けて鳥を射るなり、〔阬〕穴なり、

講述　鳥を射たり、魚を釣つたり、獸を獵しようとて、早朝夜深の構へなく、寒空に霜や雪を突破して、阬だの谷などある危險の處を馳せ廻り、猛獸の害をも避けないのは、美味を得ようとする爲である、

博戲馳逐、鬪雞走狗、作色相矜、必爭勝者、重失負也、第三大段の第八小段なり、賭を爲す者に就いて言ふ、

訓義　〔博戲〕博奕、〔馳逐〕競馬、〔鬪雞〕雞の蹴合、〔走狗〕狗の競走、

講述　博奕をしたり、競馬をしたり、雞の蹴合をさしたり、犬の競爭をさせたり、銘銘得意の顏附きをして飽くまで勝を爭ふのは、負ければ損をするから大

ばなくとも皆欲しがる所のものである、

文法　「富者人之情性」の一句は前後に共通す、頗る奇法なり、

故壯士在軍、攻城先登、陷陣却敵、斬將搴旗、前蒙矢石、不避湯火之難者、爲重賞使也、第三大段の第三小段なり、兵士に就て言ふ、

訓義　〔搴〕ぬきとること、

講述　故に軍中に在る壯士が、敵の城を攻めて先登をしたり、平地の合戰に陣を陷れ敵を却け、或は敵の將校を斬り、或は敵の旗竿を拔取り、進んで矢玉の飛來る向うへ立ち、湯の中でも火の中でも飛込むのは、重い褒賞の爲に働かせらるゝのである、

其在閭巷少年、攻剽椎埋、劫人作姦、掘冢鑄幣、任俠幷兼、借交報仇、篡逐幽隱、不避法禁、走死地如鶩、其實皆爲財用耳、第三大段の第四小段なり、惡少年に就て言ふ、

訓義　〔攻剽〕剽は劫に同じ、玆にては切取り强盜と云ふが如し、〔椎埋〕槌にて人を打ち殺し、其死骸を埋める、〔鑄幣〕貨幣の僞造なり、〔幷兼〕徒黨を組む、〔借交〕仲間の力を利用するなり、〔篡逐幽隱〕人の隱事を訐き出すこと、〔鶩〕はすくと訓ず、

講述　村里に住んで居る若者が追剝追落をして人を打殺し、之を埋めて跡を晦ましたり、人を脅迫して金などをゆすり取つたり、墓を發いて其の中の物を盜んだり、貨幣を僞造したり、俠客の仲間を作り、同類の爲に復讐を行つたり、人の秘密を訐いて見たり、法律禁制を犯したりし、死地に赴くことを何とも思はず、まるで駈け出して行くやうなり、斯かる惡事を働くのも、强ち好んでするわけでもない、其實は金を得ようとする爲である、

今夫趙女鄭姬、設形容、揳鳴琴、揄長袂、躡利屣、目挑心招、出不

鹽を產出する、大體は右樣である、纏めて言へば、楚や越の地は土地が廣くして、其割に人口が少ない、米の飯を食ひ、魚の汁を飲むと云ふ生活狀態であつて或は草を燒いて種を下し、或は水を灌いで草を除く等の事をする、兎に角水田の利益がある、其れから菓物や貝類が土地に出來る所から、商人の手を借りないでも十分の供給がある、一體地勢が食料に富んで居り、饑饉の患へがない、之が爲懶惰で働かずに食ふものであるから、貯蓄が無くて、多くは貧乏である、夫故江水、淮水より北部は、凍えたり餓ゑたりする者のないと同時に、千兩の金持もない、又沂水、泗水より北の方は、五穀や桑麻や六畜に適當の地で、場處は狹く人口は多く、度度洪水や旱魃の害を被る、隨つて人民は此等の用心をする必要から、貯蓄を好む、故に秦、夏、梁、魯の地方は農業を好み、其結果として百姓を重んずる、三河、宛、陳も亦之と同然であり、其上商賣もする、齊や趙は、色色な工夫をなし投機を企て、燕代方面は農業牧畜をなし、又養蠶を仕事とする、

由此觀之、賢人深謀於廊廟、論議朝廷、守信死節、隱居巖穴之士、設爲名高者安歸乎、歸於富厚也、

第三大段の第一小段なり、賢人隱士の富を目的とすることを言ふ

訓義　〔巖穴之士〕世を避け山中に住する隱士なり、

講述　此れに由つて之を觀るときは、賢人が廟堂の上に於て深謀を立てたり、朝廷に於て國政を議論したり、信義を守つて節操の爲に命を殺したり、又山の岩穴の中に世を避けて隱れ住む所の士が、名高くなるやうな行ひを爲すものは、何處へ歸著するか、富厚に歸著するのである、

是以廉吏久久更富、廉賈歸富、富者人之情性、所不學而俱欲者也、

第三大段の第二小段なり、廉吏、廉賈に就て言ふ、

講述　此のわけを以て廉潔の役人も、永永在職すれば富むやうになり、廉潔の商人も、富に歸著する、富と云ふものは人間生れながらの情性であつて、學

淮水とを受け、宛も一の都會である、其民俗は、諸方の種族が雜居を營み、兎角事を好む氣風があり、職業としては商人が多く、又其男達は潁川と通じ合ふたが故に、今に至るまでも之を夏人と稱する、

文法　潁川、南陽を說く處、離合あり、筆の變化を見るべし、

夫天下物所鮮所多、人民謠俗、山東食海鹽、山西食鹽鹵、嶺南沙北、固往往出鹽、大體如此矣、總之楚越之地、地廣人稀、飯稻羹魚、或火耕而水耨、果隋蠃蛤、不待賈而足、地勢饒食、無饑饉之患、以故呰窳偷生、無積聚而多貧、是故江淮以南、無凍餓之人、亦無千金之家、沂泗水以北、宜五穀桑麻六畜、地小人衆、數被水旱之害、民好畜藏、故秦夏梁魯好農而重民、三河宛陳亦然、加以商賈、齊趙設智巧、仰機利、燕代田畜而事蠶、第二大段なり、

訓義　〔鮮〕少なり、〔鹽鹵〕石鹽、地鹽を謂ふ、〔火耕水耨〕草を燒いて種を下すときは、苗大にして草生ずること少し、水を之に灌ぐときは、草死して苗損せず、〔果隋〕隋は蓏なり、木の實を果と曰ひ、草の實を蓏と曰ふ、〔蠃〕貝の名、〔饒〕とむと訓ず、豐富なり、〔呰窳〕弱と病、〔沂泗水〕沂水と泗水、〔五穀〕諸說定まらず、或は黍稷麻麥豆とし、或は黍稷菽麥稻とし、或は稻稷麥豆麻とす、〔六畜〕馬牛羊鷄犬豕、〔智巧〕工夫なり、〔機利〕投機、〔田畜〕農業と牧畜、

講述　夫れ天下の物產は、土地に隨つて或は多く或は少く、人民の歌や風俗も、其れにつれて違ふ、山東は海鹽を食ひ、山西は山鹽を食ひ、嶺南沙北も往往

貨殖傳一章　司馬遷

講題　史記に在り、作者の自序を云ふ、布衣匹夫の人、政を害せず、百姓を妨げず、取與、時を以てし、財を息して富むは、智者采るあり、貨殖傳を作ると、貨殖とは財貨を増殖するなり、

大旨　天下の事の、富本位なることを言ふ、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「謂之夏人」に至る、潁川南陽の賈人多きことを言ふ、第二大段は「夫天下物所鮮所多」より「燕代田畜而事蠶」に至る、各地方の物産及び生活狀態を言ふ、第三大段は「由此觀之」より「德者人物之謂也」に至る、人の行爲の總べて利を目的とすることを言ふ、第四大段は「今有無秩祿之奉」より「身有處士之義而取給焉」に至る、富の種類を擧ぐ、第五大段は「若至家貧親老」より篇尾に至る、補論を以て自己の感慨を寓す、

潁川南陽、夏人之居也、夏人政尚忠朴、猶有先王之遺風、潁川敦愿、秦末世遷不軌之民於南陽、南陽西通武關鄖關、東南受漢江淮、宛亦一都會也、俗雜好事、業多賈、其任俠交通潁川、故至今謂之夏人、（第一大段なり、）

訓義　〔夏人之居〕潁川、南陽は昔の夏の地なれば、其子孫多きなり、〔忠朴〕信實にして質朴なるなり、〔敦愿〕溫良にして謹愼なるなり、〔不軌〕不逞と云ひ、無賴と云ふが如し、〔漢江淮〕三大河の名、〔任俠〕をとこだて、

講述　潁川と南陽とは、夏の國の子孫の住居する處である、夏の時代の政治は信實質朴を重んじたが、今日に至つても此の地方には猶夏の昔しの聖君の名殘りがある、但し潁川の人民の如きは、元來溫良謹愼の民性であるが、南陽の方はと云ふと、秦の末世に無賴の人民を此に移した、此の南陽の地勢は、西の方、武關、鄖關に通じて居り、東南の方は、漢水と長江と

かぬからである、之を譬へると、鷦鵬が大空に飛び揚がつて居るのに、之を捕へようとする者が、猶網を持つて草の茂れる澤を見張つて居ると同然、融通のきかぬ奴である、

文法 「且夫王者」の句は「有非常之事然後有非常之功」に應ず、

於是諸大夫芒然喪其所懷來、失厥所以進、喟然竝稱曰、允哉漢德、此鄙人之所願聞也、百姓雖勞、請以身先之、敞罔靡徙、遷延而辭退、第七大段なり、

訓義 〔芒然〕茫然に同じ、〔所懷來〕主張なり、〔所以進〕言はんとするものなり、〔喟然〕嘆息の貌、〔允〕「まこと」と訓ず、〔鄙人〕田舍者、謙稱して云ふ、〔敞罔〕疲倦の貌、〔靡徙〕足を引きずる類、〔遷延〕退却すること、

講述 斯く申し聞かせたれば、蜀の諸大夫はボンヤリとして、彼の持つて來た議論も何處かへ往つて仕舞ひ、彼等の言ひ出したき事を言ひ出せなくなり、喟然として嘆息しながら一同に述ぶるやう、漢朝の御德は何たる信實であらう、色色其れに就いて御咄しを承つたが、斯う云ふ有難い御物語は、田舍人である我等の伺ひたいと存じた所のものである、朝廷の思召しも斯う諒解して見れば、縱令ひ我が巴蜀の人民が征伐の爲に勞苦致すとも、自分等は率先して御奉公申上げんと、長らくの談話に彼等も大分弱り果て、足もくたびれて引摺ると云ふ有樣、席を後へ卻きつつ辭し去つた、

餘說

司馬相如の文中、平正の作と稱すべきものは諫獵の一篇にして、餘は諧謔の語を以て忠愛の意を飾り、武帝の大を好み功を喜ぶの心に投ず、漢書に此篇を以て天子を諷諫せしものとなすも、全文を案ずるに、其事を贊揚するに止まつて、毫も匡救の意あるを見ず、

如し、故に云ふ〔周氏〕周代と云ふが如し、〔亟〕急也、

講述　夫れ水に溺れ居るやうな境遇から人民を救ひ出し、此の上もない美德を受け行ひ、衰へたる世の現象を裏反して、周の世以來打絶えた夷狄懷柔の事業を繼ぐのは、天子の急務である、今西南夷に通ずるのは此の方針から割出されたものであつて、百姓は勞苦するとも、其れが爲に止められようや、

文法　一篇の意を總括す、

且夫王者固未有不始於憂勤而終於逸樂者也、然則受命之符、合在於此、方將增泰山之封、加梁父之事、鳴和鸞、揚樂頌、上減五、下登三、觀者未覩旨、聽者未聞音、猶鷦鵬已翔乎寥廓之宇、而羅者猶視乎藪澤、悲夫、『第六大段』

なり、

訓義　〔受命之符〕天命を受けたる徵候たる瑞相、〔梁父〕山名、昔し帝王此に禪の祭を行ひ、功德を告ぐ、〔和鸞〕天子の御駕に附したる鈴、〔上減五〕五は五帝、五帝を減じて、漢が其一に加はるなり、〔下登三〕三は三王、漢が其上に出づるなり、〔旨、音〕俱に天子の功德を指す、〔寥廓之宇〕大空を謂ふ、〔鷦鵬〕南方の神鳥、〔羅者〕羅は網なり、網を以て鳥を捕ふることを業とするもの、

講述　且つ王者は、其始め憂慮勤勞して終に安樂とならないものはない、卽ち今日西南夷を征伐するのも、泰平の結果を致すべき原因である、して見れば、現に天子が憂勤せらるゝ以上、受命の符などの瑞相があるべき筈だ、されば近き將來に於て泰山に封の祭をなし、梁父に禪の祭を加へ、鳳輦の鈴を鳴らして行幸あり、頌歌に合せたる音樂を奏して、漢の功德の高大なること、上は五帝を陵ぎ、下は三王の上に出づるであらう、然るに世間に於て今度の征伐を觀て彼れ此れ言ふ者は、天子の本旨を見ぬからであり、其沙汰を聞いて彼れ此れ言ふ者は、天子の本音を聞

乃關沫若、徼牂牁、鏤靈山、梁孫原、創道德之塗、垂仁義之統、將博思廣施、遠撫長駕、使疏逖不閉、曶爽闇昧、得燿乎光明、以偃甲兵於此、而息討伐於彼、遐邇一體、中外禔福、不亦康乎、（第五大段の第二小段なり、前の理論を實行しつゝあるを言ふ、）

訓義　〔風德〕德の行はるゝこと風の行くが如くなるを言ふ、〔二方〕西夷と南夷、〔鱗集〕相次ぐなり、〔沫若〕二水の名、〔徼〕塞、〔鏤〕鑿開を言ふ、〔梁〕橋なり、〔疏逖〕逖は遠なり、〔曶爽〕早朝なり、〔禔〕安なり、

講述　故に北の方は軍隊を出して胡を討ち、南の方は使を遣して手剛き越の罪を責め、漢の德化が四面の夷狄に及ぶことは風の吹き廻るが如く、西南二方の君は、丁度魚が重なりあつて流れを仰ぐと同樣に中國の感化の下に立ち、漢の天子より王號を授けられたしと願ふ者は、億を以て數ふる程夥しくある、そこで沫若を關門とし、牂牁を塞いで、中國と夷狄との界を定め、靈山を鑿開して新道を通じ、孫原には橋を架し、道德の塗を創め、（新道を夷狄に及ぼすの交通機關なるが故に）仁義の端を發き、恩惠施與を加へ、遠い處の蠻夷までも鎭撫し、何如なる長途の國へも德澤を持行き、疏遠なる地方も交通の遮斷することなからしめ、早朝未明の有樣である蒙昧の夷人をして輝ける光明を被ることの出來得るやうになし、中國は兵器や甲冑を伏せ彼れを征伐することなく、遠近一體となり、中國も外夷も幸福に安んずることとなつたら、何と無事平穩ではないか、

夫拯民於沈溺、奉至尊之休德、反衰世之陵夷、繼周氏之絕業、天子之亟務也、百姓雖勞、又惡可以已乎哉、（第五大段の第三小段なり、本段に論斷を下す、）

訓義　〔拯〕救ふなり、〔陵夷〕始め盛んにして後衰ふるは、丘陵などの高き處より次第に平かになるが

講述　且つ賢君が天子の位を踐まるゝに就いては、何と徒に瑣細の事にあくせくして、條規に拘泥したり習慣に引張られたり、古人の書を讀み之を習ひ傳へて、當世の人の言ふ通りの説をなすやうなことが其仕事ではなく、議論は高大であつて帝王の業を開き、其系統を垂れて萬世の手本としようとする、故に有らゆる國を併呑することに盡力して、天地と功徳を一樣にしたいと云ふことに苦心する、其上詩經に云はないことか、天の覆へる限りは、帝王の土地でない處はなく、土地の限界線である海岸までも、帝王の臣下でない人はないと、之がため六合の内、八方の外、即ち宇宙到る處、徳澤が浸み込み行き亙り、溢るゝが如き有樣であつて、凡そ其恩澤に潤はぬ生物あるときは、賢君は己れの不徳として之を耻とする、今日中國の版圖の内にあり、禮儀を知れる徒は、何れも幸福を得て、取り殘されたるものはなし、さりながら風俗の違ふ夷狄の國、其地域と言へば遙か中國と隔つて、人種の異なつた場所となつては、勿論舟も車も通はず、人跡も至ることが罕れであるから、政治や敎化も加はらないで、中國の影響は尚甚だ僅かであり、其結果、内、即ち中國より言へば彼れは中國の疆界に出沒して、禮儀を破り亂暴を極め、外、即ち彼れ自身に在つては、邪を行ひ勝手な振舞ひをなし、其首領を放逐するもあり殺すもあり、君臣の地位があべこべになつたり、尊卑の順序が亂れたり、年寄は罪もないのに虐げられ、幼兒孤兒は奴隷となり、捕虜となり、拘禁されて啼き叫び、中國の方を向いて怨むやう、聞く所に依れば、中國には至極の仁君があつて、其徳は立派であり、其恩は普く天下に布き及び、何物と雖も其所を得ぬ者はないのに、今何故自分に限つては棄て置いて、救ひ給はざるのかと曰ひ、早く來つて救ひ給へかしと、足の踵を擧げて思ひ慕ふとは、旱天に雨を望むやうで、如何に意地惡き男と雖も、之が爲に落涙する程である、まして上聖の天子に於かれては、勿論憐み給ふ筈で何とて征伐を止め給はんや、

故北出師以討彊胡、南馳使以誚勁越、四面風徳、二方之君、鱗集仰流、願得受號者、以億數、故

取說云爾哉、必將崇論閎議、創業垂統、爲萬世規、故馳騖乎兼容并包、而勤思乎參天貳地、且詩不云乎、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、是以六合之內、八方之外、浸淫衍溢、懷生之物、有不浸潤於澤者、賢君耻之、今封疆之內、冠帶之倫、咸獲嘉祉、靡有闕遺矣、而夷狄殊俗之國、遼絕異黨之域、舟車不通、人迹罕至、政教未加、流風猶微、內之則犯義侵禮於邊境、外之則邪行橫作、放殺其上、君臣易位、尊卑失序、父老不幸、幼孤爲奴虜、係縲號泣、內嚮而怨曰、蓋聞中國有至仁焉、德洋恩普、物靡不得其所、今獨曷爲遺己、擧踵思慕、如枯旱之望雨、戾夫爲之垂涕、況乎上聖、又焉能已、第五大段の第一小段なり、天子對夷狄の道を言ふ、

訓義　〔委瑣〕煩瑣なり、〔喔嚙〕急促の貌、〔文〕法度を言ふ、〔崇論閎議〕崇は高、閎は大、〔規〕模範と云ふこと、〔馳騖〕共に「はす」と訓ず、〔兼容并包〕萬國を受け入れ、四夷を併すこと、〔參天貳地〕參は比ぶ、貳は副ふ、己れが德を地と均しうするより貳地と曰ひ、地と天と己れとを合せて參となすとの說なり、〔普天〕天の普く覆ふ所なり、〔率土〕率は循ふ、〔濱〕涯なり、〔冠帶之倫〕禮儀ある民と云ふが如し、〔係縲〕俘虜にするなり、〔戾夫〕意地惡き人なり、

昔者洪水沸出、氾濫衍溢、民人升降移徙、崎嶇而不安、夏后氏慼之、乃湮洪水、決江疏河、灑沈澹災、東歸之海、而天下永寧、當斯之勤、豈惟民哉、心煩於慮、而身親其勞、躬腠胝無胈、膚不生毛、故休烈顯無窮、聲稱浹乎于茲、　第四大段の第二小段なり、事實を引いて前小段を證す、

訓義　〔氾濫〕流れ廣がる、〔衍溢〕漲りあふるゝ、〔升降〕水出づれば高き處に避け、水退けば卑き處へ戻る、〔移徙〕住所をかへる、〔崎嶇〕上り下りのため、落附かぬ形容、〔慼〕いたむと訓ず、心勞するを謂ふ、〔湮〕ふさぐ、〔鴻水〕洪水に同じ、〔灑沈澹災〕灑は分つ、沈は深、澹は安んずる、深き水量を分散して災を安んずるなり、〔腠胝〕腠は「きめ」、胝は足の底豆、〔胈〕股の細き毛、〔休烈〕美德大功なり、〔聲稱〕名譽、〔于茲〕于は、文選に來に作る、從ふべし、

講述　昔し堯の時に洪水が沸き出し、水が此處にも彼處にも流れ漫つて、川川から溢れたことがあつて、人民は或は高い處へ升り或は卑い處へ降り、避難の爲に奔走して落付かなかつたが、夏后氏卽ち禹王は之を憂ひ、そこで洪水を防ぎ止めた、それには江水を切り流し、河水を疏通し、深い水を分散して災を取鎮め、東方に水筋を取つて盡く海へ流し込み、天下が始めて安寧となつた、此の治水事業に勤めた時といふものは、どうして人民ばかりであらうや、當人の禹自身ですら、如何にせばやと、心の中は色色な思慮の爲に煩悶し、肉體的にも勞苦を厭はず、身體と言へば、「きめ」は荒れて足には豆が出來、股の毛は擦り切れて一本もない始末、それゆゑ立派な功業が無窮に顯はれ、名譽が將來に行き亙るのである、

文法　禹の治水を以て非常の功に充て、天下永寧を以て天下晏如に充つ、

且夫賢君之踐位也、豈特委瑣喔齪、拘文牽俗、修誦習傳、當世

觀者之所覯也、余之行急、其詳不可得聞已、請爲大夫麤陳其略、』第三大段なり、

訓義　〔若說〕若は「かくのごとき」なり、〔覯〕みる、〔麤〕粗なり、〔略〕概略、

講述　使者は彼等に向つて言ふやう、何として不可能と云ふやうな意義があらうや、結局君等の申さるゝ通り、羈縻勿絶の主義で、不以德來とか不以力幷とか云ふことであるならば、現在君等の居る蜀は中國の服に變ずるわけがなく、巴は中國の風俗に化するわけがない筈である、僕は君等の言はれたやうな說を聞くことを好まない、さりとて此度の計畫は事件重大であつて、固より傍看者などの觀察出來ることでないから、誤解も一應は尤もであるから、十分辯明したいのだが、余は急ぎの旅行ゆゑ、詳細の事は迚も御聞きになるわけに參らぬ、只大略の處をざつと御咄し申さう、

蓋世必有非常之人、然後有非常之事、有非常之事、然後有非常之功、夫非常者、固常人之所異也、故曰、非常之原、黎民懼焉、及臻厥成、天下晏如也』第四大段の第一小段なり、非常の功は、其初めに人民の反對あれども、終には好結果を認むることを言ふ、

訓義　〔黎民〕庶民と云ふが如し、〔臻〕至る、〔晏如〕泰平安樂の貌、

講述　蓋し世に非常の人があつて、始めて非常の事がある、非常の事があつて、始めて非常の功がある、一體非常と云ふことは、普通の人の奇怪に思ふ所であるから、言ひ傳への語にも、非常な事業の根本は、一般人民が懼れて不安の念を抱くこともあるが、それが成功する段となると、天下が泰平無事になると云つてある、

文法　暗に西南夷に通ずることは他日大成功を致して、今日彼れ是れ非難する者と雖も心服すべしとの論據を据ゑたるなり、

竊爲左右患之、且夫邛筰西僰之與中國並也、歷年茲多、不可記已、仁者不以德來、彊者不以力幷、意者其殆不可乎、今割齊民、以附夷狄、敝所恃以事無用、鄙人固陋、不識所謂』、第二大段の第二小段なり、蜀人の反對論を敍す、

訓義　〔辭〕挨拶の口上、恐らくは慰勞の言なり、〔羈縻〕馬には羈と曰ひ、牛には縻と曰ふ、〔罷〕疲弊なり、〔竟〕をはる、〔膽〕たると訓ず、〔並〕對立して屬國とならざること、〔齊民〕中國の民、

講述　挨拶の辭が畢ると云ふと、彼等一同は進み出でて云ふやう、扨も承る所によれば、天子が夷狄を飼はれる、其主義は、只牛馬の綱の切れぬやうにするばかりにて、干渉をせぬのに在る、然るに今三郡の士を疲弊さして夜郎の路を通じ、始めてから已に三年にもなるが、まだ出來上らないで、士卒は弱りはて、萬民は其負擔の爲に行詰つて居る、其れに今又西夷の征伐を行ふならば、百姓の體力財力ともに竭きて仕舞ひ、恐らくは事業を果すことは出來まい、此れは使者の罪ともなることゆゑ、憚りながら貴下の爲に心配致すわけである、其上邛、筰、西僰などは、中國と對等の獨立國となつて居ることは年數も已に多く、殆んど記錄に書けぬ位である、一體仁者は德で以て蠻人を入貢さするやうにせず、强者は力づくで併吞するやうなことはない、考へ見るに今度の征伐は、先づ以て不可能であらうか、今中國の人民を割いて夷狄に附け、我が恃む所の蜀を疲弊せしめて無用の戰ひをなすなどは、固陋なる田舍者の我我、何と申してよいか分らない、

文法　羈縻勿絕の四字は此段の主意、

使者曰、烏謂此乎、必若所云、則是蜀不變服、而巴不化俗也、僕嘗惡聞若說、然斯事體大、固非

訓義　〔命使〕使は唐蒙なり、〔攘〕はらふ、〔冉駹笮卭斯楡苞蒲〕皆蠻地の名なり、史記の西南夷列傳に云ふ、西南夷の君長、什を以て數ふ、夜郎最も大、其西靡莫の屬、什を以て數ふ、滇最も大なり、滇より以北の君長、什を以て數ふ、卭都最も大なり、此れ皆魋結、田を耕し、邑聚あり、其外西は、同師より東北、楪楡に至り、名づけて嶲昆明となす、皆編髮、畜に隨つて遷徙し、常處なく君長なし、地方數千里、嶲より以東北の君長、什を以て數ふ、徙笮都最も大なり、笮より以東北の君長、什を以て數ふ、冉駹最も大なり、其俗或は土著し、或は移徙し、蜀の西に在り、冉駹より以東北の君長、什を以て數ふ、白馬最も大なり、皆氐の類なり、此れ皆巴蜀西南外の蠻夷なり、

講述　是に於て使を任命して西方を征伐せしめたが、其使は川の流域に沿うて夷狄を拂ひ、到る處の蠻人が彼れに歸服するは、宛も草木など風に吹き捲られて靡かざるもの がないと同一であつて、冉を入朝させ、駹を從へ、笮を鎮め、卭を保存し、斯楡を攻め取り、苞蒲を亡ぼした、

結軌還轅、東鄉將報、至于蜀都、耆老大夫薦紳先生之徒、二十有七人、儼然造焉、『第二大段の第一小段なり、蜀に至りしことを叙す、』

訓義　〔結軌〕結は旋なり、めぐらすと云ふこと、〔薦紳〕縉紳に同じ、〔儼然〕恭しき貌、

講述　使者の役目も濟んだ故、車の軌を廻はし車の長柄を向け更へ、報告のために當る都の方へ向つて進み往き、蜀都に至つた、すると同地の故老や重役や歷歷の人達が凡て二十七人、恭しく相如の旅館を訪問した、

辭畢、因進曰、蓋聞天子之牧夷狄也、其義羈縻勿絕而已、今罷三郡之士、通夜郎之塗、三年於茲、而功不竟、士卒勞倦、萬民不贍、今又接之以西夷、百姓力屈、恐不能卒業、此亦使者之累也、

年を歴て盆、多く、費、巨萬を以て數ふ、時に相如、蜀に使す、其長老、多く西南夷に通ずるの不可を言ひ、大臣も亦之を然りとす、相如之を諫めんと欲したれども、事已に決せし後なりしかば、敢て諫めず、蜀の父老を難ずるに託し此の文を作り、以て天子を諷す、文選には、此れを檄の部類に入る、

大旨　萬世の規を立て民の沈溺を拯ふ爲に、百姓の勞苦を忍ばざることを言ふ、

大段落　凡そ分つて七大段となす、第一大段は篇首より「擧苞蒲」に至る、先づ問題の事實を敍す、第二大段は「結軌還轅」より「不識所謂」に至る、蜀の父老の反對論を敍す、第三大段は「使者曰」より「請爲大夫麤陳其略」に至る、辨白の端を發す、第四大段は「蓋世必有非常之人」より「聲稱浹乎于茲」に至る、非常の功なることを言ふ、第五大段は「且夫賢君之踐位也」より「又惡可以已乎哉」に至る、天子の義務なるを言ふ、第六大段は「且夫王者」より「悲夫」に至る、反對論者を斥す、第七大段に「於是諸士大夫芒然」より篇尾に至る、反對論者の服從を言ふ、

漢興七十有八載、徳茂存乎六世、威武紛紜、湛恩汪濊、群生霑濡、洋溢乎方外、　第一大段の第一小段なり、漢の盛徳を言ふ、

訓義　〔六世〕高祖より武帝に至る、〔茂〕盛なり、〔紛紜〕多き貌、〔汪濊〕深き貌、〔霑濡〕化を被るを謂ふ、〔洋溢〕あふれ出す、〔方外〕四方疆界の外、

講述　漢朝興つてより七十八年になり、帝徳の盛んなる樣子は六代の間に存在し、威武は多大に、恩惠は湛へたる水のやうに深く、有らゆる生物は其徳澤に霑ひ、徳澤は四方の疆外まで溢れると云ふ次第である、

於是乃命使西征、隨流而攘、風之所被、罔不披靡、因朝冉從駹、定筰存邛、略斯楡、擧苞蒲、　第一大段の第二小段なり、漢の威武を言ふ、

りを喧しく仰しやるのは感服が出來ません、

文法　「金玉其外敗絮其內」の二句は、全篇を收め、且つ篇首に應ず、「今子」の一句は反詰の語にして、冷笑を帶ぶ、

予默然無以應、退而思其言、類東方生滑稽之流、豈其憤世疾邪者耶、而託于柑以諷耶、（第三大段なり、）

訓義　〔默然〕だまる、〔東方生〕漢の武帝の時の人、名を朔と曰ふ、常に戲言を吐いて世の中を愚弄す、〔滑稽〕史記索隱に曰く、滑とは亂を謂ふなり、稽は同なり、言ふは、辯捷の人、非を言ふ、是なるが若く、是を說く、非なるが如く、能く同異を亂ればなりと、崔浩曰く、滑稽は流酒器なり、轉注、酒を吐き、終日已まず、言ふは、口より出でゝ章を成す、詞窮竭せざるを、滑稽の酒を吐くが如しと、

講述　予は蜜柑賣に喋りつけられ、何と言つてよいか分らず、沈默して返事をしなかつた、それから其場を立去つて彼奴の言つたことを考へて見た處、東方生のやうな滑稽の流を汲む者に似て居る、どうも是れは世の中の有樣を腹に据ゑかね、邪な事を惡むやうにもあり、さうして明白に言ふのも少し障りがあるので、蜜柑に事寄せ、あてこすつたやうにある、

文法　是れ作文の動機なり、諷の字を以て結ぶ、

餘說

此の論は世の名を盜む者の爲に發したる者にして、賣柑者の口を假り、滿腔の憤氣を漏す、欺の字を以て骨子とし、「甚矣哉爲欺也」は主意を揭げたるなり「世之爲欺者不寡矣」は主意を發揮したるなり、「又何往而」云云は主意を結びたるなり、

難蜀父老　司馬相如

講題　漢の武帝の時、唐蒙と云ふ者をして、地を略して夜郎に至らしめ、因つて西南夷の道を通ず、通路を治むるが爲に、巴蜀の漢卒を役すること數萬人、道未だ成らずして卒の死するもの、

と頭に押戴き、長き官服の帶をしめて居る者は、其服製から言へば、何如にも氣高い朝廷の人材であるが、どうであらう、其通り能く伊尹、皐陶などの大事業を立てるであらうか、覺束ない、是れ大臣の喰はせものではないか、

盗起不知禦、民困而不知救、吏姦而不知禁、法斁而不知理、坐糜廩粟而不知耻、（第二大段の第三小段なり、内實の腐敗を言ふ、）

訓義 〔斁〕やぶる、〔理〕筋道をつける、〔糜〕つひやす、〔廩粟〕御倉米、

講述 彼等は皆有名無實であつて、盗賊が諸方に蜂起しても之を禦ぐことを知らず、四民が難澁しても之を救ふことを知らず、役人が悪いことをしても之を禁止することを知らず、法律が亂れて居つても之を整理することを知らず、居ながら扶持米を食ひ潰して耻づることを知らず、

文法 五の不知の字は、卽ち其内容の價直なきことなり、

觀其坐高堂、騎大馬、醉醇醴而飫肥鮮者、孰不巍巍乎可畏、赫赫乎可象也、又何往而不金玉其外、敗絮其中也哉、今子是之不察、而以察吾柑、（第二大段の第四小段なす、世の僞りを爲す者の蜜柑と同樣なるを斷ず、）

訓義 〔醇醴〕美酒、〔肥鮮〕良肉、〔巍巍乎〕高大の貌、〔赫赫乎〕光大の貌、

講述 家に居る時は立派な座敷に坐り、外へ出づるときは大きな馬に跨り、一本生の酒に醉ひ通して、旨い物を食ひ飽きると云ふやうな人人を觀て見ると、何れも爵位が高くて畏れ敬はなければならず、威勢が輝くやうで人の示しにならないものはない、然るに裏面はどうであるかと云ふと、皆前に述べたやうで、外だけは蜜柑の皮が金玉の色をして、中みは故綿をつめた有樣と同然ではないか、それであるのに旦那は本當に之を見屆けもなさらんで、私の蜜柑計

訓義 〔吾業〕業は已になり、〔食〕養ふと訓ず、

講述 自分は蜜柑賣を詰責した處、彼奴笑つて云ふやう、私は何年となく此の商賣をして、今始まつたわけではない、自分は此の御蔭で吾が身を養ひ、毎日暮しを立てゝ來た次第であるから、自分に取つては非常に大切な商賣向きなので、それも無理に人樣に押賣りをするのではなく、此方が賣れば御客樣が勝手に御買取りになり、是れ迄一度も品が宜しくないなどと云ふ御小言を承つた事がありません、それに旦那許りは御不足に思召しなさるが、手前にはどうも受取れませぬ、旦那は私をだますと仰しやるが、世間で人をだまかす事をする者は決して少くない、何で私一人でありませう、あなたは善く御考へなさらぬから、其んな事を仰しやるのです、

文法 先づ天下を擧げて人を欺くことを言ひ、以下、官に居る者の人を欺くことを歷擧して之を實にす、

今夫佩虎符坐皋比者、洸洸乎干城之具也、果能授孫呉之略耶、峩大冠、拖長紳者、昂昂乎、廟堂之器也、果能建伊皋之業耶、

第二大段の第二小段なり、大臣大將の外觀の立派なることを言ふ、

訓義 〔虎符〕大將の持つ割符にして、虎の形が彫刻せられたるもの、〔皋比〕虎の皮、〔干城〕詩經の周南兎罝篇に、赳赳武夫、公侯干城とあるに本づく、卽ち王公の楯ともなり城ともなつて防衞する人、〔具〕器と云ふに同じ、〔孫呉〕孫武と呉起、共に戰國の兵法家にして名將を兼ぬ、〔略〕謀略、〔峩〕聳ゆる形なり、頭に戴くこと、〔長紳〕大帶、〔昂昂〕氣高き貌、〔廟堂之器〕大臣宰相の才ある者を言ふ、〔伊皋〕伊尹と皋陶、伊尹は殷の湯王を佐けて王業を成さしめたるもの、皋陶は堯舜の時の賢臣、

講述 今あの虎の畫のかいてある、割符を腰に附け、虎の皮の敷物に坐つて居る者は、其樣子から言へば誠にいかめしく、國家の干城とも謂ふべき機關であるが、どうあらう、其通り能く孫子、呉子のやうな立派な兵略を人に授けるであらうか、實際覺束ない、是れ武將の喰はせものではないか、大きな冠を峩峩

然」つやがあり、光り輝いて居る形容、〔質〕肌合、地合、〔市〕市場、〔賈〕價に同じ、〔鬻〕賣るなり、〔貿〕金にかへる、卽ち買ふこと、〔剖〕さく、わる、〔敗絮〕古綿、

講述　杭州に菓を商ふ者があつたが、此の男は上手に蜜柑をかこつて置き、熱さ寒さを經ても一向惡くならぬ、出して見ると艶艶して、地合は玉のやうであり、色合は金のやうであり、市場へ持つていつて之を置くと、價が普通の品より十倍にもなる處で、人人は我れ先きにと仕込んでは賣る、自分は試みに一つ買つて見た處、剖いて見て驚いたのは、烟り見たやうな氣がプンと口や鼻を衝いたのである、是はと思つて善く其中を視ると云ふと大變、ひからびて古綿を詰めたやうであつた、

予怪而問之曰、若所市於人者、將以實籩豆、奉祭祀、供賓客乎、將衒外以惑愚瞽也、甚矣哉爲欺也、』第一大段の第二小段なり、賣柑者の人を欺くことを言ふ、

訓義　〔若〕汝なり、〔市〕賣るなり、〔籩豆〕籩は竹製の器、菜などを盛るもの、豆は木製の器、肉を盛るもの、〔衒〕てらふ、

講述　自分は蜜柑の腐つて居るのを觀て、怪しからんと思つて其者に尋ねて見た、一體貴樣が人に菓物を賣るのは、御客が籩であるの豆であるのとの云ふ器に入れて、神の御祭に御供物として捧げたり、來客に差出すやうにする積りであるのか、それとも外面を善いやうに見せて、馬鹿や瞽を胡麻化さうとするのか、どうも酷いではないか、こんなイカサマをするとは、

文法　欺の字は一篇の字眼、

賣者笑曰、吾業是有年矣、吾業賴是以食吾軀、吾售之、人取之、未嘗有言、而獨不足子所乎、世之爲欺者不寡矣、而獨我也乎、吾子未之思也、』第二大段の第一小段なり、世の中に僞りをなすもの、少からざることを言ふ、

原因である、譬へて見れば、金石の彫刻は仕事が爲し惡く、朽ち果てた物を摧くことは力が要らない、夏殷周は地質が堅固な金石のやうなもの、秦はボロボロして居る枯木のやうなものである、斯く難易の異なるのは、其勢ひが其通りあるからである、

文法　悉く前の議論を收む、

故據漢受命、譜十八王、月而列之、天下一統、廼以年數、訖于孝文、異姓盡矣、（第四大段なり、）

講述　故に漢の、天命を受けて天子となつたに就き、十八王を表別とし、月に隨つて之を列した、天下の一統は、年を以て數へた、斯くて孝文の一代で、異姓の諸侯は絕えてしまつた、

賣柑者言　劉覆甌

講題　蜜柑賣の言つた物語を記した文と云ふこと、

大旨　腐つた內容を飾つて立派に見するは、蜜柑賣のみに限らざることを言ふ、

目的　當世の士を諷するにあり、

大段落　凡そ三大段となす、第一大段は篇首より「甚矣哉爲欺也」に至る、賣柑者が腐敗せる柑を賣つて人を瞞著したる事實を述ぶ、第二大段は「賣者笑曰」より「以察吾柑」に至る、賣柑者の議論にして、本篇の骨子たる處、第三大段は「予默然」より篇尾に至る、此れ作者が賣柑者の言に就いて下したる論評なり、

杭有賣菓者、善藏柑、涉寒暑不潰、出之燁然玉質而金色、置于市、賈十倍、人爭鬻之、予貿得其一、剖之如有烟撲口鼻、視其中則乾如敗絮、（第一大段の第一小段なり、買ひ求めたる所の柑が腐敗物なりしことを言ふ、）

訓義　〔杭〕地名、浙江の杭州、〔涉〕歷ること、〔燁

閭となす、閭は里中の門なり、猶村里と云ふが如し、〔響應〕天下の人の響きの聲に應ずるが如く、叛亂に投ずるを謂ふ、〔奮臂〕此の處にては空拳の意なり、〔鄕〕嚮と同じ、

講述　然るに萬世どころではなく、僅か十餘年間に、思ひがけなき所より强猛なる敵が無闇に起り立ち、謀叛を起した守備兵は五伯よりも强く、百姓一揆戎狄よりも手近く、人心が響きの聲に應ずるやうに相應ずるのは、處士の惡口よりも辛く、空手を振つて起り立つた人民は軍隊よりも威力あり、前に出した秦の禁制は、反つて豪傑の助けとなつて、自ら滅亡を招く所の原因となつた、

是以漢亡尺土之階、繇一劍之任、五載而成帝業、書傳所記、未嘗有焉、　第三大段の第一小段なり、漢の、力を費さずして天下を得たることを言ふ、

訓義　〔階〕階段、場所の意に用ふ、

講述　之が爲に漢は一尺計りの領土があつたわけでもなく、僅か一振の劍を荷つて打つて出たのであるが、五箇年で帝王の業を成就した、書物に書き載せてある中に、此の如く容易に天下を併せたものは曾て見當らない、

文法　五載の字は、前の三箇所に出でたる年數と相應ず、

何則古世相革、皆承聖王之烈、今漢獨收孤秦之弊、鐫金石者難爲功、摧枯朽者易爲力、其勢然也、　第三大段の第二小段なり、漢の容易に天下を併すことを得たる理由を言ふ、

訓義　〔革〕王朝の革命、〔孤秦〕秦は子弟や功臣を封せず、叛亂起るに及び、之を輔くるものなかりしを以て、之を孤秦と曰ふ、

講述　何故斯く容易に天下を併すことが出來たかと云ふに、古へに於て歷代の革命は、何れも前朝の聖德ありし帝王の效果が尙存在して居る所を承けて起つたのであるから、急に亡ぼすわけにゆかず、隨つて天下を取るのは困難であつた處、今漢は特別の場合で、孤立して居る秦の、弊害を極めた後に出たのが其

講述　徳を以て天下を併したは堯舜湯武の如く、力を用ひて天下を併したは秦の如く、何れにしても誠に困難の事業である、

秦既稱帝、患周之敗、以爲起於處士横議、諸侯力爭、四夷交侵、以弱見奪、於是削去五等、墮城銷刃、箝語燒書、内鋤雄俊、外攘胡粤、用一威權、爲萬世安、『第二大段の第一小段なり、秦の力を以て天下を治めんとせしことを言ふ、』

訓義　〔削去五等〕五等とは、公侯伯子男の爵なり、諸侯を廢し、郡縣の政となしたるを云ふ、〔墮〕崩すなり、〔銷刃〕兵器を鑄潰すこと、〔箝〕おさへつける、〔鋤〕鋤にて草をすきとるが如くなるを云ふ、〔雄俊〕豪傑なり、〔胡粤〕北狄の胡と南蠻の粤、

講述　秦、天下を統一して帝と稱した後、周の失敗に及んだ原因に心を惱ましたが、彼れは周の失敗した原因をば、浪人者の勝手な議論や、諸侯の力づくの爭ひや、四方の夷狄が入れ替つて侵し込むと云ふやうに周室が微弱であつた爲め、天下を奪はれたのであると考へた、そこで秦自身は諸侯を潰す爲に五等の爵を除いてしまひ、天下中の城を破壞し、兵器を鑄潰して物騷な機械を絶やし、處士の横議に對しては、法律を以て人の口を押へ、又智識の淵源である書物を燒き棄て、國内に於ては豪傑の士を除き去り、外は夷狄を追ひ拂ひ、一の威權を用ひて子孫萬世安泰の計となした、

然十餘年間、猛敵横發乎不虞、謫戍彊於五伯、閭閻偪於戎狄、嚮應憯於謗議、奮臂威於甲兵、鄕秦之禁、適所以資豪傑而速自斃也、『第二大段の第二小段なり、秦が力を主としたるが爲に亡びたることを言ふ、』

訓義　〔不虞〕思ひがけなく、〔謫戍〕罪を以て逐ひ遣られたる守備兵、〔五伯〕齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王、〔閭閻〕周禮に、二十五家を

殷周之王、乃繇卨稷、脩仁行義、歷十餘世、至於湯武、然後放殺、

第一大段の第一小段なり、德を以て天下を併すの難きを言ふ、

訓義　〔虞夏之際〕第一卷の伯夷傳に出づ、〔禮〕禪に同じ、ゆづる、〔槼〕繋の本字、〔繇〕由るなり、〔卨〕契に同じ、唐虞時代の名臣、司徒の官となり、敎育を掌る、〔稷〕亦唐虞の名臣、農を掌る、周の先祖なり、

講述　昔し詩經、書經に於て虞夏時代の事を述べてあるが、其れに由つて見ると、舜は堯より位を讓り受け、禹は又舜より位を讓り受け、德を積み功を累ね、其功德は百姓に遍く浸み込み、假りに天子の位に居つて政を行ひ、農本位の國に必要なる曆を定むるが爲に天文を取調べ、斯く試驗的地位に居つて數十年を經、そこで始めて帝位に卽かれた次第である、又殷、周の王は、殷は其先祖の契、周は其先祖の稷より仁を脩め義を行ひ、十餘代を歷て湯、武に至り、それから始めて湯は夏の桀王を逐ひ、武は殷の紂王を殺して天下を取るに至つた、

秦起襄公、章文繆獻、孝昭嚴稍蠶食六國、百有餘載、至始皇乃幷天下、

第一大段の第二小段なり、力を以て天下を幷すの難きを言ふ、

訓義　〔起襄公〕周の平王始めて襄公を封じて諸侯となし、之に岐山以西の地を賜ふ、〔章〕顯著なり、〔嚴〕莊襄王なり、後漢の明帝の諱なるが故に、避けて嚴となす、〔蠶食〕蠶が桑の葉を食ふが如く、次第に喰ひ取ること、

講述　秦は襄公より國が起り始め、文公、繆公、獻公に至つて大に知らるゝやうになり、孝公、昭公、莊公の頃、少しづゝ六國の土地を食ひ取り、それより百餘年を經て始皇に至つてから、天下を併せた、

文法　曰く數十年、曰く十餘世、曰く百有餘載、少なからざる年月を要せしことを示す、

以德若彼、用力如此、其艱難也、

第一大段の第三小段なり、德と力とを雙收す、

訓義　〔囏〕艱に同じ、

不レ謬哉、第三大段の第三小段なり、項羽の亡びたる所以、自覺せざりし三例、

訓義　〔引天亡我云云〕項羽敗れて東城に走りし時、尚二十八騎あり、漢の騎追ふ者數千人、項羽自ら免れざらんことを度り、其騎に謂つて曰く、吾れ兵を起してより今に至るまで八歲、七十餘戰、當る所のものの破れ、擊つ所のもの服す、未だ嘗て敗北せず、遂に霸として天下を有つ、然れども今卒に此に困す、此れ天の我れを亡ぼすなり、戰ひの罪に非ざるなりと、

講述　然るに天が自分を亡ぼすのである、兵を用ひた罪でないと云ふ語を引いて辯解したのは、何と謬りではないか、

餘說

文僅僅百餘字に過ぎずして一揚一抑、前後興亡の二字相照らし、三年の字、五年の字、並に興亡の速かなるを見る、難矣と曰ひ、過矣と曰ひ、謬哉と曰ひ、相呼び相應ず、一贊の中、五層轉折、極めて筆力あり、

異姓諸侯王表　班孟堅

講題　作者著はす所の漢書十表中の一なり、異姓とは、漢の帝室と親族關係なくして領土を分たれ、諸侯となりしものを謂ふ、

大旨　漢の容易に天下を得たるは、勢ひの然らしめたる所なるを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「其𮕩難也」に至る德を以てすると、力を以てするとを問はず、天下を併すことの困難なるを言ふ、第二大段は「秦既稱帝」より「而速自斃也」に至る、秦の容易に天下を失ひしことを言ふ、第三大段は「是以漢亡尺土之階」より「其勢然也」に至る、漢の容易に天下を得たることを言ふ、第四大段は「故據漢受命」より篇尾に至る、本表の體裁を示す、

昔詩書述二虞夏之際一、舜禹受レ禪、積レ德纍レ功、洽二於百姓一、攝レ位行レ政、考二之於天一、經二數十年一、然後在レ位、

割して功勞のあつた者に與へ、王に封じ侯に封じたりして、政令は盡く項羽より出で、西楚霸王と號した、但し其位を保ちきれずに亡びたものゝ、此の如き目覺しい成功は近古に於て殆んど比類なきものである、

文法　其急激に起りたることを寫して、極めて項羽の英雄を贊す、是れ下文に抑せんとするが爲に先づ揚筆を用ひたるなり、〇三年の字は後の五年と對す、著目すべき處なり、

及羽背關懷楚、放逐義帝而自立、怨王侯叛己、難矣、第三大段の第一小段なり、項羽の亡びたる所以、彼れの自覺せざりし一例、

訓義　〔放逐義帝〕義帝は楚の懷王の孫心なり、項羽の叔父項梁、之を立てゝ楚の懷王となす、後項羽尊んで義帝となし、己れに不利なるを見るに及び、長沙に徙し、衡山王、臨江王をして之を江中に擊殺せしめたり、

講述　項羽が大切な關中を立去つて故鄉の楚を慕ひ、義帝を逐ひ除けて自ら立つて王となるに及び、王侯の己れに叛きしは當然であるのに之を怨んだが、これは怨ませないやうに爲さうとしても、出來ない相談である、

自矜功伐、奮其私智而不師古、謂霸王之業、可以力征、經營天下五年、卒亡其國、身死東城、尙不覺悟、而不自責、過矣、第三大段の第二小段なり、項羽の亡びたる所以。自覺せざりし二例、

訓義　〔矜〕ほこる、〔力征〕征は取るなり、

講述　自ら功勞に誇り、一個の智を奮つて古への事を手本とせず、霸王の業は腕づくで得られるものと思ひ、天下を經營すること五年であつたが、竟に其國を亡ぼし、自身は東城にて最期を遂げた、それでも尙目が醒めないで、自分と自分の非を責めなかつたのは間違つて居る、

乃引天亡我非用兵之罪也、豈

訓義　〔太史公〕作者自ら謂ふ、〔周生〕漢の儒者、〔重瞳子〕ひとみが二つあること、〔苗裔〕後裔なり、〔暴〕にはか、急なること、

講述　太史公曰ふ、自分は周生から聞いたことがある、それは舜帝の目はひとみが二つあつたと云ふことだが、又項羽もひとみが二つあつたと云ふ話を聞いた、此れで見ると、項羽は舜の血筋を受けたもので、遺傳でもあらうか、舜の子孫でもなかつたならば、一足飛びに天下を取れるわけがない、どうして彼れの勃興は那のやうに速かであつたのであらう、

文法　太史公の論贊は、往往不緊要の問題より筆を著けて、反つて妙味を帶ばしむ、此の文の、重瞳子より閒閒として說き起すが如き是れなり、

夫秦失其政、陳涉首難、豪傑蠭起、相與竝爭、不可勝數、　第二大段の第一小段なり、

項羽の勢力を得るに困難なりし形勢を述ぶ、

訓義　〔首難〕首として騷動を起すを言ふ、秦の二世元年七月、陳涉等大澤の中に起る、〔蠭起〕蠭は蜂の本字、多きことを言ふ、

講述　夫れ秦の政治が亂れた結果、陳涉が首として叛亂を起し、四方の豪傑が蜂の如く簇つて起り立ち、何れも何れも天下を取らんとて互ひに爭つたものは、數へ切れぬ程であつた、

文法　是れ項羽の事を論ぜんとする準備なり。

然羽非有尺寸、乘勢起隴畝之中、三年、遂將五諸侯滅秦、分裂天下而封王侯、政自羽出、號爲霸王、位雖不終、近古來未嘗有也、　第二大段の第二小段なり、項羽が空拳を揮つて勢力を得たることを言ふ、

訓義　〔尺寸〕尺寸の地、僅かの領土、〔隴畝〕うね、民間を謂ふ、〔五諸侯〕齊趙韓魏燕なり、

講述　斯く豪傑揃ひであつて手出しの出來ぬ時代にも拘はらず、項羽は僅かの土地を持つて居つた人でもないのに、勢ひに乘じて田舍から起りたち、三年の後には遂に五諸侯を率ゐて秦を亡ぼし、天下を分

下句は下を起す、

夫聖人瑰意琦行、超然獨處、世俗之民、又安知臣之所爲哉』、第四大段の第二小段なり、始めて問に對する説明を點す、

訓義 〔瑰〕偉なり、〔琦〕美なり、

講述 夫れ聖人は偉大なる思想を抱き、善美なる行ひをなし、高く俗流の上に出でて獨立するものである、臣は其種類の人であるから、世俗の民にどうして臣の爲す所が分らうや、譽めぬのは之が爲めである、

文法 「豈能料天地之高哉」と「豈能量江海之大哉」と「又安知臣之所爲哉」と皆同一の結法、

餘說

莊子天地篇に云ふ、大聲不入於里耳云云と、此の對は全く此れより脱化せしもの、吳垂軒云ふ、意想、平空よりして來り、絶えて一實筆を下さずして騷情雅思、絡繹奔赴、固に軼群の才なり、「夫聖人」一段、短筆單掉、說き盡さず、說き明かさず、尤も妙なりと、

項羽本紀贊　司馬遷

講題 史記項羽本紀の贊なり、

大旨 項羽の滅亡は、自ら之を招きたるものなることを言ふ、

大段落 凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「何興之暴也」に至る、僅かの間に勢力を得たることを嘆稱す、第二大段は「夫秦失其政」より「近古以來未嘗有也」に至る、其速かに興つて勢力の盛んなりしことを言ふ、第三大段は「及羽背關懷楚」より篇尾に至る、其滅亡の原因を自覺せざりしことを言ふ、

太史公曰、吾聞之周生曰、舜目蓋重瞳子、又聞項羽亦重瞳子、羽豈其苗裔邪、何興之暴也』、第一大段なり、

夫蕃蘺之鷃、豈能與之料天地之高哉、第三大段の第二小段なり、鳳を説く、

訓義　〔霓〕虹なり、〔杳冥〕遙に隔つて茫然と見ゆる處を謂ふ、〔蕃蘺〕かき、〔鷃〕小雀、〔天地〕地は附帶字、

講述　鳳凰は九千里も高く大空に羽ばたきして、雲や虹を中斷し、蒼天を其背に載せ、足は浮雲を掻き亂し、ボンヤリして目も屆かない上の方に飛び回る、彼の垣のやうな低い處に棲んで居る小雀などは、何として鳳凰と同じやうに天の高いことを料ることが出來ようや、

文法　鳳の高飛を寫す處は二十餘字を用ひ、鷃の低飛を寫す處は僅に蕃蘺の二字のみ、

鯤魚朝發崑崙之墟、暴鬐於碣石、暮宿於孟諸、夫尺澤之鯢、豈能與之量江海之大哉、第三大段の第三小段なり、鯤を説く、

訓義　〔崑崙〕山名、〔墟〕壑なり、〔暴〕晒す、〔碣石〕山名、山海關の附近、〔孟諸〕澤名、〔鯢〕鮎に似て四脚ある小魚、一説に山椒魚となす、

講述　鯤といふ魚は、朝に崑崙山の谷を出て、其鰭をば碣石に晒し、暮には孟諸に宿す、夫の僅か一尺程の小さい澤の中に住む小魚などは、何として鯤魚のやうに江海の大いなることを量られようや、

文法　是れ亦鯢を寫すには只尺澤の二字を下す、○前大段には歌を以て譬となし、行ひ高きときは俗に合せざることを言ひ、此の大段に於ては又鳳鯤の如き物を以て喩へ、品高きときは俗人知る能はず、知る能はざるは俗に合はざる所以なることを言ふ、

故非獨鳥有鳳而魚有鯤也、士亦有之、第四大段の第一小段なり、轉じて本題に入る、

講述　故に鳥に鳳の如き特絶のものがあり、魚に鯤の如き特絶のものがあるばかりでなく、士の中にも亦特別なるものがある、

文法　上の處、故の字を以て一轉し、此の處も亦故の字を以て一轉す、頗る奇法なり、○上句は上を承け

爲陽阿薤露、國中屬而和者數百人、其爲陽春白雪、國中屬而和者不過數十人、引商刻羽、雜以流徵、國中屬而和者不過數人而已、是其曲彌高、其和彌寡』、第二大段なり、

訓義 〔郢〕楚の都なり、〔下里巴人〕最下等の俗曲、〔屬〕尾に附いてなり、〔陽阿薤露〕俗曲の稍や品善きもの、〔陽春白雪〕高尚の歌曲、〔引商刻羽〕商羽は共に五音の一、引と曰ひ刻と曰ふは、此の調子に出すを言ふ、〔流徵〕徵も亦五音の一、流は調子ののびたるなり、

講述 或る歌ひ手が楚の都の郢中にて歌を歌つた處、最初の歌曲は下里巴人であつたが、國中に於て其後につき和する者が何千人と云ふ多數であつた、それから次に陽阿薤露の歌曲を歌ふと、國中に於て其後につき和する者が數百人あつた、次に陽春白雪を歌ふと、國中に於て其後につき和する者が數十人に過ぎなかつた、最後に商音を引き、羽音を辿り、流徵の調を雜ふると云ふと、國中に於て後につき和する者が僅か數人に過ぎなかつた、是れは其曲が高尚であればある程和する者が寡いのである、

文法 曲は次第に高きに說き入り、和者は次第に寡きに說き入り、曲は下里巴人より陽阿薤露に進み、陽阿薤露より陽春白雪に進み、陽春白雪より引商刻羽に進む、和者は數千人より數百人に下り、數百人より數十人に下り、數十人より數人に下る、筆凡べて三轉す、而して「是其曲彌高」の二句を以て之を總べ了る、

故鳥有鳳而魚有鯤』、第三大段の第一小段なり、二主格を揭ぐ、

講述 故に鳥の中に鳳があり、魚の中に鯤があり、共に同類が寡い、

文法 鳳と鯤とを並擧し、下文に之を分說す、前段の、前に分敍して後に總結せしと、其法を變ず、

鳳凰上擊九千里、絕雲霓、負蒼天、足亂浮雲、翺翔乎杳冥之上、

朝露のやうな行ひをしながら功業の後世に傳はらんことを考へるのは、なんと惑つて居る次第ではないか、

對楚王問

宋玉

講題 楚王との問答を叙したるものなり、

大旨 俗人は偉人を知らざることを言ふ、

大段落 凡そ分つて四大段となす、第一大段は「楚襄王問於宋玉曰」より「使得畢其辭」に至る、問題を掲ぐ、第二大段は「客有歌於郢中者」より「其和彌寡」に至る、歌曲の譬を以て主意を說く、第三大段は「故鳥有鳳」より「量江海之大哉」に至る、魚鳥の譬を以て主意を說く、第四大段は「故非獨鳥有鳳」より篇尾に至る、主意を明言す、

楚襄王問於宋玉曰、先生其有遺行與、何士民衆庶不譽之甚也、（第一大段の第一小段なり、問を叙す、）

訓義 〔遺行〕失行と云ふが如し、行狀に缺點あるなり、〔與〕「か」と訓ず、疑問の辭、

講述 楚の襄王は其大夫の宋玉に問ひ給ふやう、先生は何とシクジリにてもあらるゝか、どういふもので士民一般に譽めぬことが非常なのであらうと、

文法 不譽の二字は全文の出づる所、

宋玉對曰、唯、然有之、願大王寬其罪、使得畢其辭、（第一大段の第二小段なり、答を叙す、）

訓義 〔唯〕目上に對する返辭、「ハイ」なり、

講述 宋玉は之に對へて云ふ、ハイ、成程、其通り、士民は臣のことを譽め申さず、何卒大王には臣の不埓の處を寬大に御覽ぜられ、臣が御尋ねの理由を十分に申上ぐることを許し給へ、

文法 唯と曰ひ、然と曰ひ、有之と曰ひ、大王の問に連應すること三度、極めて不評判の事實なることを確認するなり、

客有歌於郢中者、其始曰下里巴人、國中屬而和者數千人、其

以泉爲淺、而穿穴其中、卒所以得者餌也、貴戚願其宅吉、而制爲令名、欲其門堅、而造作鐵樞、卒其所以敗者、非苦禁忌少而門樞朽也、常苦崇財貨而行驕僭耳』、第四大段の第一小段なり、財貨の爲に誤られて自覺せざることを言ふ

訓義　〔夫鳥以山爲卑〕此の數語は曾子の言にして、太戴禮に出づ、〔令名〕目出度き名なり、〔禁忌〕方角其他を謂ふ、〔崇〕集むるなり、

講述　夫れ鳥は山も猶卑いと考へて、一層高い木の梢に巣を造り、魚は泉の深い處をも尚淺いと考へて、穴を其中に穿ち、人に取られぬやう用心するが、終に人に取らるゝ原因は、全く餌の爲めである、貴人外戚の人人が住宅の福を願つて目出度い名をつけ、其門を堅固にしようとて鐵の樞などを作るが、それでも終に亡びることのある原因は、災難除けの方法が足らぬとか門の樞が朽ちたとか云ふことが禍ひの種になるのではなく、財貨を集めて驕奢僭上の事を行はうとするのが禍ひの種になるのである、

文法　上の「富貴盛則致驕疾」に應ず、

不上順天心、下育人物、而欲任其私智、竊弄君威、反戻天地、欺誣神明、居累卵之危、而圖泰山之安、爲朝露之行、而思傳世之功、豈不惑哉、豈不惑哉』、第四大段の第二小段なり、全文を收む、

訓義　〔累卵〕卵を積み重ぬれば、直ぐ落ちて壞るゝが故に、危險に譬ふ、〔朝露〕一時的又は瞬間的の意に用ふ、

講述　上にしては天の心に順ひ、下にしては人材を育成することをせずして、己れ一個の智慧に任せ、君主の威權を自分の物として勝手に取扱ひ、天地の道に違背し、神明を胡魔化し、累卵のやうな危い立場に居りながら泰山のやうな不變動の安泰を計畫し、

歴觀前政貴人之用心也、與嬰兒子何其異哉、嬰兒有常病、貴臣有常禍、父母有常失、人君有常過、嬰兒常病、傷於飽也、貴臣常禍、傷於寵也、哺乳多則生癇病、富貴盛則致驕疾、愛子而賊之、驕臣而滅之者非一也。』第三大段の第三小段なり、譬喩、

講述　前代の政治に於て、貴人の心の用ひ方を段段と觀察して見るに、小兒と何で違ふ所があらうや、小兒にきまりきつた病氣があり、貴臣にきまりきつた禍ひがある、それと云ふも父母にきまりきつた手落ちがあり、人君にきまりきつた過失があるからである、小兒のきまつた病氣は食過からしくじり、貴臣のきまつた禍ひは君の寵愛からしくじるのである、餘りに乳を飲ますことが多いと、小兒は癇と云ふ病氣に罹り、餘り富貴が榮えると、貴臣は驕慢と云ふ病氣となる、世の中で子を愛したが爲に反つて之を害し、臣下を驕らした爲に之を滅すこととなつた者は一人ではない、數多い事である、

極其罰者、乃有仆死深牢、銜刀都市、豈非無功於天、有害於人者乎。』第三大段の第四小段なり、禍の大なることを説く、

講述　其罰の極端なものとなると、誅戮を受けて、深く閉ぢ込めたる牢の中で仆れ死んだり、往來の眞中で刄に命を殞す者がある、是れは何と彼等が天に對しては何等の功もなく、人には害があるからではないか、

文法　文章の精彩は「嬰兒常病傷於飽也貴臣常禍傷於寵也」の二句に在り、一段を通じて「傷於飽也」の四字を説明し、貴臣を咎むると共に、其禍源の君に在ることを示す、〇結末は、前段の「其禍必酷」其殃必大」を承く、

夫鳥以山爲卑、而增巢其上、魚

ぬことは少しと、それであるから德が其位に適しなければ禍ひが必ず酷い、能力が其位に適しなければ其祟りが必ず大である、

文法 「犯天得無咎乎」の一句を說明す、

夫竊位之人、天奪其鑒、雖有明察之資、仁義之志、一日富貴、則背親捐舊、喪其本心、疎骨肉而親便辟、薄知友而厚犬馬、寧見朽貫千萬、而不忍貸人一錢、情知積粟腐倉而不忍貸人一斗、骨肉怨望於家、細人謗讟於道、前人以敗、後爭襲之、誠可傷也、

第三大段の第一小段なり、竊位の人の陋劣なることを言ふ、

訓義 〔天奪其鑒〕鑒は鏡なり、人の智慧にて道理を見分くることは、猶ほ鏡の物を照すが如き所より、智慧を指す、天がそれを取つて仕舞ひ、暗愚にすると云ふこと、〔便辟〕便佞と云ふが如し、〔朽貫〕貫は錢孔を貫く索なり、朽貫千萬とは、索も朽ちるほど錢が溜つて居つて、何千萬にも及ぶことを言ふ、〔情〕まことにと訓ず、實際なり、〔細人〕下賤の者、〔讟〕そしる、

講述 夫れ位を竊む人は、天が罰として彼等の智慧を暗ましてしまふ、されば非常に善く物を觀察する資質があり、仁義を行はうと云ふ志がある人でも、一旦富貴な身分となると、親族に背き舊緣の者を放棄して、其本心を失ひ、骨肉を疎んじて便佞の人に親み、友人を疎末にして飼犬や馬などを大切にし、縱令ひ何千萬と云ふ錢が有り餘つて、索が朽ちるやうになつても、人に一錢と雖も貸すのは惜しくてたまらず、實際倉の中に澤山の米が仕舞つて置いたまゝ腐つて居るのを見ても、一斗の米も人に貸すのは惜しくてたまらず、其結果、家內に於ては骨肉の者が無情を怨み、道路に於ては下等社會の者が惡口を言ふ始末である、斯う云ふ風で前の人が失敗したに拘はらず、後の人が我れも我れもと其眞似をすると云ふのは、誠に悲むべきである、

仁被卒土、是以福祚流衍、本支百世、季世之臣、以諂媚主、不思順天、專仗殺伐、　第二大段の第一小段なり、天職を盡す者と、之に違ふ者との兩種を擧ぐ、

訓義　〔五代之臣〕五代は唐虞夏殷周を指す、〔率土〕土地の有らん限り、卽ち天下、〔祚〕幸福なり、〔流衍〕傳はり廣がる、〔本支〕本家と末家、〔仗〕よると訓ず、

講述　昔し五代の臣は、其本務を以て君に事へ、其恩澤は草木までに及び、其仁愛は天下に行亙つた、之がため幸福は長く子孫に傳はり、本家は勿論、一門一族に及ぶまで何百代と繁昌した、然るに末代の臣下は、諂諛を以て君主の機嫌を取り、天に從つて牧民の職を盡さずして專ら殺伐を手段とした、

文法　殺伐は既に上文の安利養濟の反對なり、

白起蒙恬、秦以爲功、天以爲賊、息夫董賢、主以爲忠、天以爲盜、　第二大段の第二小段なり、天を犯す一種の臣の罪を斷ず、

訓義　〔白起蒙恬〕秦の將軍にして戰功あり、後皆死を賜はる、〔息夫董賢〕息夫躬と董賢、俱に漢の哀帝の時の人、

講說　白起、蒙恬は、秦は功臣となすも、天は彼等を賊とする、息夫、董賢は、其君は忠臣となすが、天は彼等を以て盜とする、

文法　殺伐の二字より此の一小段を起す、〇四人の罪を斷ずる、痛快を極む、

易曰、德薄而位尊、智小而謀大、鮮不及矣、是故德不稱、其禍必酷、能不稱、其殃必大、　第二大段の第三小段なり、資格なき者の禍あるを言ふ、

訓義　〔鮮〕少なり、〔稱〕かなふと訓ず、相應するなり、

講述　易に云ふ、德が薄いのに尊き位に居り、智が小さいのに大きな計畫を立つるものは、禍ひに遇は

訓義　〔牧〕やしなふ、牛羊を牧するが如く善く世話をなす所より云ふなり、

講述　夫れ帝王が尊び敬ふ所のものは天である、其皇天が愛して育てる所のものは人である、所で人の臣下たる者は、君主から重い位を授かり天の愛する所の人類を治め扱ふものであるから、之を安穩にした上に利便を與へ、之を養つた上に難儀を救はずにあられようや、之がため君子が官職に任ぜられたるときは、民の都合を善くすることを考へ、上位に進んだときは、賢才を引擧げることを考へる、それゆゑ人の上に居つても下に在る者が怨まない、又人の前に居つても後に在る者が忌忌しく思はない、

書稱天工人其代之、王者法天而建官、故明主不敢以私授、忠臣不敢以虛受、竊人之財、猶謂之盜、況偷天官以私己乎、以罪犯人、必加誅罰、況乃犯天得無咎乎、（第一大段の第二小段なり、天職なるが故に之を犯せば天罰を受くることを言ふ）

訓義　〔天工人其代之〕書經皐陶謨の語、天工は天の仕事なり、人君、天に代つて民を治むれども、天下の廣き人民の衆き、一人を以て治むべからざるが故に、百官を置いて分掌せしむ、則ち百官の職務も亦天の仕事に外ならず、

講述　書經に、天工、人其れ之に代ると云つてある、其通り、王者は、天の法則に本づいて官職を設立したのである、故に明君は私しの心を以て之を臣下に授けない、又忠臣は資格もなく事務の才もないのに官位を受くることをせず、人の財貨を竊むのですら之を盜賊と云ふ、況んや天の官職を妄りに我が物として自分の私しを遂げる者は、盜賊以上ではないが、人に對して罪を犯すときは、必ず法律の制裁を受けて誅罰を加へられるのに、まして天に對して罪を犯しながら咎がなくて濟まうや、咎を受けねばならぬ道理である、

文法　論旨明白にして筆力勁拔、

五代之臣、以道事君、澤及草木、

然れども想像にして根據なき以上、何等の信用なきが故に、書經を引き、瞽瞍の已に慈父となりし後、象も良弟となりしに相違なしと言廻し、孟子を引いて、舜が善く象を導き、失政なからしめたりと說くが如き、周匝とや謂はん、曲盡とや謂はん、

第三段の起手にある「其始」の二字は第二段を承け、「其終」の二字は本段を起す、此の如き過渡の處なきときは、文章の接續宜しからず、

第四大段は一篇の結論にして、其中、「唐人之毀之也」の二句は第二大段を結び、「今之諸夷之奉之也」の二句は第三大段を結ぶ、

潛夫貴忠篇　王符

講題　王符著す所、潛夫論三十篇あり、此れ其中の一篇にして、其論旨の在る所に因つて題を設けたるものなり、

大旨　貴臣の寵を私して驕を恣にするは、天の咎を蒙つて禍を得べきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「況乃犯天無得咎乎」に至る、主意を揭ぐ、第二大段は「五代之臣」より「其殃必大」に至る、實例を擧ぐ、第三大段は「夫竊位之人」より「有害於人者乎」に至る、貴臣の病根は君寵に在るを言ふ、第四大段は「夫鳥以山爲卑」より篇尾に至る、寵を得るの結果、驕僭に陷ることを言ふ、

夫帝王之所尊敬者天也、皇天之所愛育者人也、今人臣受君之重位、牧天之所愛焉、可以不安而利之、養而濟之哉、是以君子任職則思利人、達上則思進賢、故居上而下不怨、在前而後不恨也、（第一大段の第一小段なり、臣下の天職を言ふ、）

べき理由もなく、保存すべき理由もなし、然れども已に久しく立てられてあり、又新規改築の計畫も定まり、記文を依頼せられたる以上、何等か其尊敬を受くる原因に就いて之が道理を發見せざるべからず、勿論歷史上の事實に據れば、象が惡人に非ざる反證は之を得る能はざれども、想像に因つて理由を附し難きにもあらず、是れに由つて二個の捕捉點を發見したるが、其一は、士人の象を敬する所以は、舜を敬する心が溢れたるに由ると云ふこと、其一は、象が舜に化せられて善人となりたりと云ふことなり、但し此の二點を以て議論を立て得ざるにあらず、然れども單に象の辯護に過ぎずして、效力甚だ少し、是に於て惡人に敎ふるに善人となり得べき事を以てして、改悛の道を開くと共に、善人は惡人を化する者なることを斷言して、益〻奮發せしめんとして茲の大議論を作り出しゝなり、是れ作者の伎倆尤も卓絕なる處にして、流石は朱明第一の大賢大儒ほどありて、其の著眼は徹頭徹尾道德的なるのみならず、精神の奕奕たるを見る、

何如に議論を立てんと欲するも、起點を得ざれば筆を下す能はず、是に於て「毀之乎」と毀の一字を出し、然る後議論を始め、「何居乎」の一句を以て來歷を引き來り、毀不毀の問題を斷絕したる筆法は、之を文の波折、又は曲折と謂ふ、「胡然乎」を二度繰返して疑問を起し、忽ち「我知之矣」の句以下に解決を下したるは、卽ち轉法なり、何如に舜が聖人なりとも、象が聖人の弟なりとも、苗民が突然象を祀るべき道理なきを以て、「意象之死在其干羽既格之後乎」の一語を挾みたるが、干羽の舞をなして苗民が入朝せりと云ふときは、其舜の德に歸服したる事が明白となる、已に歸服したる以上、舜を崇拜する餘り、無道の象に及びたりとすれば、始めて首肯することを得べし、之を文の細心の處と云ふ、

第三大段に象が舜に化せられたる事を言ひ、或は賢能を用ひ、或は恩德の民に及びしことを推論するも、此れ歷史に明文あるに非ず、又確たる證據あるにあらず、全く想像より案出したる者にして、謂はゆる空中の樓閣是なり、

周官と曰ふ、

講述　周代の官制では、諸侯の家老は皆天子より任命を受くる仕組になつて居るが、是れは舜が象の領地を治めるのに、朝廷から役人を置いて、象に私しをさせなかつた遣り方に倣つたもの丶やうに思はれる、扨象の賢君になつたのは、舜の德化に因つたのである處から、自分は、人の生れ附きは善で、其善なるが故に、何程習慣等の爲に惡人となつた者でも、遣り樣によれば本に復る、卽ち天下中の人で、どうしても化するとの出來ない者はないと云ふ事を信じて居る、

文法　結末更に一筆を推開す、

然則唐人之毀之也、據象之始也、今之諸夷之奉之也、承象之終也、斯義也、吾將以表於世、使知人之不善雖若象焉、猶可以改、而君子之修德、及其至也、雖若象之不仁、而猶可以化之也、

第四大段となす、

講述　右樣の譯であるとすれば、唐人が象の祠を破壞したのは、象の最初暴惡であつたのに起因したのであり、今日諸の蠻種が之を尊奉するのは、象が終りに舜の德に化し、善人になつたのに由つたのである、此のわけあひこそ、自分がどうかして世間に揭げ出し、人の不善であることが縱令ひ象のやうであつても、それでも隨分改まることが出來、又君子が德を脩めて至極の處へゆくと、象のやうな不仁の者でも、猶之を感化する事が出來ることを知らしめたいと思ふ、

文法　敎訓を出す、卽ち此の文の裏面の主意にして、精神反つて此に在り、

餘說

此の文の妙處は、著想の奇拔にして、人の思ひ到らざる點を捉へたるに在り、著想とは先づ何如なる風に言はんかとて思案を立つることなるが、元來象は瞽瞍と後妻との驕子にして、兄の舜に對し、不弟を極めたる人物なれば、其祠を立つ

訓義　〔扶持〕支へ持ちこたへる、〔輔導〕つきそひ手引きする、〔周〕ゆきわたる、〔周公〕名は旦、周の武王の弟にして成王の叔父、成王を佐け政を攝す、〔管蔡〕周公の兄の管叔と弟の蔡叔、〔能〕才幹ある者、

講述　孟子の言によると、舜は象を有庳に取り立てゝ遣つたけれども、其土地の支配向きは、朝廷より役人を置いて之に民を治めさしたので、象は何事も勝手にすることは出來なかつた、是れは外でもない、舜が象を愛することが深くあつて、思慮が綿密であり、象を善く輔護して善道へ導く事が手落ちなく行渉つた處である、若しさうでなければ、周公が聖人であるに拘はらず、其兄に當り、弟に當る管叔、蔡叔が、罪を犯して終りを全うしなかつたのを見るにつけても、象も或は之と同樣であつたかも分らぬ、但し周公の話は斯うである、周の武王が崩じて其子の成王が立つた處、まだ幼年であるので、周公が代つて政事を取り行つた、然るに管叔、蔡叔は、野心や嫉妬から周公に自立の志があるやうに言ひふらし、武康と云ふ者と謀叛に及んだので、周公は自ら之を征伐して、武庚と管叔とを誅し、蔡叔を放逐したと云ふ事實、此の管蔡二人が罪を免れないで、象が終りまで無事であつたとすれば、象が舜に化せられて善人となつたのが分るではないか、已に善人となり明君となつたから、有庳の領地に居ても賢德の聞えある者をば信任し、才能のある者をば登用し、安穩に諸侯の位を保ち、恩澤が人民の上に廣く及んだものであるから、死後に至つても人人が之をなつかしく思ひ、苗族なども廟を立てたり祭をしたりするに相違ない、

文法　象の舜に化せられたる二證、〇「既死而人懷之也」を以て復び筆を象の祠上に著け到る、

諸侯之卿命於天子、蓋周官之制、其殆倣於舜之封象歟、吾於是蓋有以信人性之善、天下無不可化之人也、

第三大段の第三小段なり、前の二小段を結び、世に化する能はざるの人なきことを言ふ、

訓義　〔諸侯之卿〕卿は家老、〔周官之制〕周の官制、周禮は周の官制を錄せるもの故に、又周禮を稱して

善、則不至於惡、不抵於姦、則必入於善、信乎象蓋已化於舜矣、

第三大段の第一小段なり、象の舜に化せられたる事を言ふ、

訓義　〔書〕書經、〔克〕よく、〔諧〕和ぐ、〔烝烝〕進むこと、〔乂〕治む、〔瞽瞍〕舜の父の名、〔允若〕允は信ずる、若は順ふ、〔不弟〕兄に對して弟たるの道を盡さぬ事、〔進治〕惡い事を改め、善の方へ進んで往く、〔抵〕いたる、

講述　象は固より宜しからぬ人物であるが、其宜しくないのも、恐らく最初ばかりであつたと思はれる、末には舜に化されたかも知れない、なぜと云ふに、書經にも書いてあるではないか、舜は孝行の道を盡して、善く頑凶な父母や弟を和げ、烝烝と云ふ鹽梅に段段善い方へ導いていつて、是れ迄の事をも直すやうになり、不良の行ひに立至らしめなかつた、そこで瞽瞍も、初めの中こそ舜を惡んだが、感化と云ふものは恐ろしい力のあるもので、終には舜を信じて柔順になつたと、斯うして見ると、流石の瞽瞍も慈愛ある父と化したのである、若し父が化して慈父となつた處で、弟がやはり以前の通り不孝であつたならば、諧ぐとは云へない筈ではないか、人が善へ進めば惡い方へ向かないものであり、不良の行ひに立至らなければ必ず善道へ這入るものであるから、已に諧ぐとある以上は、象が舜に化されたと云ふことは本當である、

文法　象の舜に化せられたる一證、

孟子曰、天子使吏治其國、象不得以有爲也、斯蓋舜愛象之深、而慮之詳、所以扶持輔導之者之周也、不然周公之聖、而管蔡不免焉、斯可以見象之見化于舜、故能任賢使能、而安于其位、澤加於其民、既死而人懷之也、

第三大段の第二小段なり、象が舜に化せられたる結果を言ふ、

通りならず尊敬する聖人の弟の象のことであるから、之を等閑にしないのも尤もな譯である、さうして見ると、苗民が象の祭を怠らないのは舜の爲であつて、象の爲でないに極まつて居る、自分の考へるには、昔し舜の時代に、苗民が服さなかつたため、舜は禹に命じて之を征伐させた處、仲仲手剛かつた、然るに禹の參謀とも云ふべき伯益は禹に忠告して、武力で苗民を服さうよりは、寧ろ德で化する方が宜しいと云つた、禹は其說を容れて一旦兵を引纏めて都へ歸つたが、舜も其事を聞いて成程と思はれ、益、文德を弘むるやうに務められ、堂上に干羽の舞などを舞つて、禮樂を樂む太平無事の有樣に立至つたため、苗民も自然其德に歸服して、入朝することになつたと聞いて居るが、象が死んだのは、其以後の事であるらしい、卽ち苗民が舜の德に感じた餘り、其弟の象までも尊んで、神に祀つたに相違あるまい、若しさうでなければ、古代に於て橫道我慢の徒が少からうや、決して少くない、彼等は固より世の中より排斥せられて、死んだ後も祭られるどころの話ではない、然るに象の祉のみが獨り長く世間に存じて居る道理があらうか、そこで自分は、益、舜の德が人の心に浸む事が深くあつて、其餘澤が遠くまでも及び、久しき後までも傳はることを悟つたのである、

文法　此の小段中、「我知之矣」より「非爲象也」までは、苗民の象を尊ぶは舜を尊ぶの心より出づることを言ひ、「意象之死」より「遠且久也」に至るまでは、舜の德の不朽なることを言ふ、〇一篇の想像、議論、ともに舜と象との關係より起る、「聖人之弟」の四字は、是れ骨子とも云ふべき語なり、〇此れより以前は、舜の德よりして象の祀らるべき理由を作る、此れより以下は、象の化せられたるよりして其祀らるべき理由を作る、

象之不仁、蓋其始焉爾、又烏知其終之不見化于舜也、書不云乎、克諧以孝、烝烝乂不格姦、瞽瞍亦允若、則已化而爲慈父、象猶不弟、不可以爲諧、進治於

講述　予は苗民が象の祉を大切にする事を聞いて、何故にさうであるかと思つた、(此の曰は思ふと云ふに同じ)それは象の領地であつた有庳に昔し其祉があつたが、唐の時代に、一度之を破壞して仕舞つた事がある、是れは實に尤も千萬の話で、一體象の仕方は、子として論ずるときは親に不孝であり、弟として論ずるときは我儘無禮であつたから、固より尊敬すべき筈はない、それであるから唐の時排斥されたのに拘はらず、反つて今日其祉が存在して居り、有庳で破壞されたに拘はらず、玆の土地では尙盛んである、どうも不思議と謂はなければならぬ、何故さうであるか、

文法　先づ象の祀るべからざるを言ひ、兩處に「胡然乎」を以て疑問を設く、

我知之矣、君子之愛若人也、推及于其屋之烏、而況於聖人之弟乎哉、然則祀者爲舜、非爲象也、意象之死、在其干羽既格之後乎、不然古之驁桀者豈少哉、而象之祠獨延於世、吾於是益有以見舜德之至、入人之深、而流澤之遠且久也、』第二大段の第二小段なり、自ら答へて疑ひを解く

訓義　〔若人〕斯の如きと云ふ意、轉じて或る人となる、〔屋之烏〕其人の住んで居る屋根の烏、說苑に載する所、太公の言に曰く、愛其人者、兼屋上之烏、と、〔干羽既格〕干は盾、羽は鳥の羽にて作りたるもの、何れも舞をまふとき用ふる所の道具、書經に載す、舜、禹に命じて有苗を征す、三旬、苗民服せず、禹は益の忠告に從つて、一旦兵を反す、舜、乃ち大に文德を布き、干羽を兩階に舞はしたる處、七旬にして有苗來朝せりと、格は至るなり、〔不然〕さうでなければ、〔驁桀〕威張つて制し難いことを云ふ、〔延〕長らふ、〔流澤〕餘澤に同じ、

講述　あゝ分つた、君子が一人此れと云つて愛する者があるときは、之を推し及ぼして、其人の宅の屋の棟に居る烏までをも可愛がる、それにましてや一

祭禮など怠らず、誠に善く之に事へて居つた處、何如にも其社が大破に及んだので、何とかして普請を仕直したいと考へて、宣慰の安と云ふ人に願ひ出た、安宣慰は其願ひを聞届けて愈、改築する事になり、どうか社の記文を書いてくれと自分に依賴があつた、

予曰、毀之乎、其新之也、曰、新之、新之也何居乎、曰、斯祠之肇也、蓋莫知其原、然吾諸蠻夷之居是者、自吾父吾祖、遡曾高而上、皆尊奉而禋祀焉、擧之而不敢廢也、『第一大段の第二小段なり、象の祠を粗略にする能はざる理由を言ふ、』

訓義　〔肇〕はじめ、〔原〕もの、〔曾高〕高祖と曾祖、〔禋〕物忌みをなして祭ること、〔擧〕擧行すること、

講述　自分はどうも苗民が象の祠を大切にする理由を解することが出來ないから、之を尋ねて、一體あの祠は打壊した方がよいか、それとも又新規にした方がよいかと云つたら、彼れはそれはどうか新規にしたいのであると答へた、そこで何故新規にしたいのであるかと云ふと、其者は斯う云つた、抑、此の廟は何の頃から建てられたのであるか、其の起源は誰れも知つて居る者が御座らぬが、吾等の種種なる蠻夷で、此の地に住んで居る者は、父の時代、いや祖父の時代、それよりもそつと遡つて曾祖父、高祖などより、又以前から尊敬を致して祭祀を務め、神事をば擧行して、決して止めたなどと云ふことは御座いませんでした、

予曰、胡然乎、有庳之祠、唐之人蓋嘗毀之、象之道、以爲子則不孝、以爲弟則傲、斥于唐而猶存於今、毀於有庳、而猶盛于茲土也胡然乎、『第二大段の第一小段なり、自ら問を發して象の祠が此の地に現存する理由を疑ふ、』

訓義　〔胡〕何ぞに同じ、〔有庳〕舜、天子となつて、象を封じたる土地、〔道〕行ひ、又は仕方と云ふが如き意、

講題　象と云ふ人を祀りたる祠堂の記文なり、象は帝舜の異母弟にして、父を瞽瞍と曰ひ、少しも道理を解せざる人なるが上に、母も性質善からざる婦人なるがため、象も幼少の時より我儘に生長せり、然るに瞽瞍は象を愛して舜を憎み、終に三人相謀り、舜を殺さんとせしことあり、其詳細は史記に出づ、眞僞は審かならざれども、口碑は此の如くなりしならん、

大旨　流石に不弟驕慢の象も舜の聖德に化せられて、終には善人となりしが故に、之を祭るも差支へなきことを言ふ、

目的　德の力は偉大なるものにして、何如なる人物と雖も化すべからざることなきを示すに在り、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「擧之而不敢廢」に至る、象の祠の保存せらるゝことと已に久しく、再築するの理由あることを述ぶ、第二大段は「予曰胡然乎」より「流澤之遠且久也」に至る、象が惡人なるに、其靈を祭り其廟を建つるは、全く舜に對する感情に本づくことを言ふ、第三大段は「象之不仁」より「天下無不可化之人也」に至る、象を祀るは、獨り舜を尊敬するの心より出づるのみならず、究竟象も舜の德に化して良君となり、尊敬を受くべき資格あるを論ず、第四大段は「然則唐人之毀之也」より篇尾に至る、化せられざる人なく、人を化す能はざることなきを斷定す、

靈博之山有象祠焉、其下諸苗夷之居者、咸神而事之、宣慰安君、因諸苗夷之請、新其祠屋、而請記於予、　第一大段の第一小段なり、本篇を作る來歷を述ぶ、

訓義　〔靈博〕山の名なり、靈博山と云ふも妨なしと雖も、特に之の字を加へたるは句調を緩にせしなり、〔苗夷〕苗族、〔神而〕神靈あるものとして、〔宣慰〕官名、

講述　靈博山に、大聖人虞舜の弟の象と云ふ人の廟がある、其麓には色色な苗族が住居して居るが、此者共は何れも象の神靈のいやちこなる事を信じて、

文法　疑の字を收む○「君子長者之道」は篇首に應ず、○「故曰」の一句は全篇の結穴、

詩曰、君子如祉、亂庶遄已、君子如怒、亂庶遄沮、夫君子之已亂、豈有異術哉、時其喜怒、而無失乎仁而已矣、春秋之義、立法貴嚴、而責人貴寬、因其褒貶之義、以制賞罰、亦忠厚之至也、『第四大段なり、』

訓義　〔詩曰〕小雅巧言篇、〔祉〕喜なり、〔遄〕すみやか、〔沮〕「やまん」と訓ず、止むなり、

講述　詩經に云ふ、君子が如し喜んだならば、世の亂れが速かに已むであらう、君子が如し怒つたならば、世の亂れが速かに中止するであらうと、夫れ君子が亂を止むるに、何とて別段違つた手段があらうや、其喜ぶことも、怒ることも、喜ぶべき時に喜び、怒るべき時に怒るやうにして、仁を失はぬより外はない、春秋の義は、法を立つること嚴を貴ぶに拘はらず、人を責めることは寬を貴ぶ、其人を褒め人を貶すの意義に因つて賞罰の法を作つたのは、亦忠厚の至極である、

餘說

此れ受驗文にして、一定の形式を要するものなるが故に、勢、十分筆力を揮ふ能はず、隨つて變化の妙なしと雖も、後半の議論の如き、極めて醇正なるものなり、是れ亦忠厚の意を得たりと謂ふべし、而して其著想は、全く罰の疑はしきは惟れ輕くし、功の疑はしきは惟れ重くすの二語より出づ、

續文章軌範卷之二

放膽文

象祠記

王陽明

ふ、故に仁に過ぎるのは、支へがないが、義に過ぎて
はならぬものである、

文法　全く孟子の「可以取、可以無取、取傷廉」の句法を學びたるものなり、

古者賞不以爵祿、刑不以刀鋸、賞以爵祿、是賞之道、行於爵祿之所加、而不行于爵祿之所不加也、刑以刀鋸、是刑之威、施於刀鋸之所及、而不施于刀鋸之所不及也、先王知天下之善不勝賞、而爵祿不足以勸也、知天下之惡不勝刑、而刀鋸不足以裁也、是故疑則擧而歸之於仁、以君子長者之道待天下、使天下相率而歸於君子長者之道也、故曰、忠厚之至也、』第三大段なり、

訓義　〔刀鋸〕刑具、

講述　昔しの世では、人を賞するに爵位俸祿を用ひて賞することをせず、人を刑するに刀鋸を用ひて刑することをしなかつた、其理由は、爵祿を以て賞するときは、賞の主意が、功績の明白であつて爵祿の加へらるる範圍のみに行はれて、功が疑はしくして爵祿の加はらない所に行はれぬ、又刀鋸を以て刑するときは、刑罰の威力が、罪の明白であつて刀鋸の屆く範圍にのみ施され、罪が疑はしくして刀鋸の屆かない所に施されない爲である、先王は、天下の善が賞し切れぬ程あつて、爵祿は之を奬勵するに足らぬことを知つて居られ、又天下の惡は刑し切れぬ程あつて、刀鋸は制裁を加へるに足らぬことを知つて居られた、それゆゑ疑はしい罪は、一切之を仁道の方に引附け、君子長者の仕方を以て天下の人をあしらひ、一同に引連れて君子長者の仕方に歸するやうにせられた、故に忠厚の至極と申すのである、

する、是れは刑を愼むためであると、堯の時に當つて、皐陶が司法官であつた、所で一人の者を死罪に行はうとする事件が起つた時、皐陶は三度までも殺さうと曰ひ、堯は三度までも之を宥せと曰つたことがある、故に天下の人は、皐陶が法律を執り守ることの堅固なのを畏れたと共に、堯の刑罰を用ふることの寛大なのを樂んだのである、其れから四岳と云ふ大臣は、鯀を用ふべしと曰つた處、堯は、鯀と云ふ男は天子の命に從はず、善類に害を加ふる人であるから不可なりと曰はれた、然るに程なく又之を試みに用ひて見ようと曰はれた、何故に堯は、人を死刑にせよと云ふ皐陶の語をば許容しないで、鯀を用ひよと云ふ四岳の意見に從つた次第であるが、さうして見れば、聖人の意は知ることが出來る、書經に曰ふ、罪の疑はしいのは輕くせよ、功の疑はしいのは重くせよ、間違つて無罪の人を殺さうより、寧ろ常刑を失ふが増である、扨も此れで十分である、堯の意は卽ち此に在つたわけである、

文法　堯と皐陶との問答は事實にあらず、作者、想像上より構成して、鯀の事と對映せしめたるに過ぎず、〇「蓋亦可見矣」の句、「嗚呼盡之矣」の句は、倶に東坡の慣調にして、矣の字を以て頓挫をなし、自ら響きあり、

可以賞、可以無賞、賞之過乎仁、可以罰、可以無罰、罰之過乎義、過乎仁、不失爲君子、過乎義、則流而入於忍人、故仁可過也、義不可過也、　第二大段の第二小段なり、仁には過ぐべく、義には過ぐべからざることを言ふ、

訓義　「過乎義」義は斷制を主とするものなるが故に、刑罰の如きは義に屬して仁に屬せず、「忍人」殘忍の人、

講述　賞しても宜し、賞さずとも宜しと云ふ場合に、之を賞するときは、仁に過ぎた仕方である、罰しても宜し、罰しないでも宜いと云ふ場合に、之を罰するときは、義に過ぎた仕方である、仁に過ぎた方は、同じ手落にしても、まだ君子と云ふ點がある、然るに義に過ぎた方は、其結果、殘忍の人となつて仕舞

を絶たしめ、刑を無用に歸せしむるに在るが故に、之を不吉とせずして祥と呼びたるなり、此の刑典は、書經にある呂刑なり、〔傷〕やぶると訓ず、理性を害するなり、〔戚〕罪を犯しゝことを痛痛しく思ふなり、〔惻然〕心に憐れに感ずる形容、

講述　成王、康王が既に死去し、穆王が立つて天子となつてから、周の政道が衰へ始めたが、其れでも猶其臣の呂侯に命じ、祥刑を作れとの沙汰があつた、其言はれた所は、憂ふれども理性を害する程にはあらず、痛めども怒る程にはあらず、慈愛あれども能く斷じ、惻然として無罪の者を哀憐するの心あり、故に孔子も、此れをば取つて、書經の中に收められたのである、

傳曰、賞疑從與、所以廣恩也、罰疑從去、所以愼刑也、當堯之時、皐陶爲士、將殺人、皐陶曰殺之三、堯曰宥之三、故天下畏皐陶執法之堅、而樂堯用刑之寛、四岳曰、鯀可用、堯曰不可、鯀方命圮族、既而曰試之、何堯之不聽皐陶之殺人、而從四岳之用鯀也、然則聖人之意、蓋亦可見矣、書曰、罪疑惟輕、功疑惟重、與其殺不辜、寧失不經、嗚呼盡之矣、

第二大段の第一小段なり、寧ろ厚きに從ふべきの證、

訓義　〔傳曰〕漢書馮野王傳、〔士〕法官なり、〔方命圮族〕方はさかふ、圮はやぶる、族は善人の類、〔失不經〕常刑を失ふなり、刑すべきを刑しそこなふこと、

講述　書物に書いてあるのに、賞の疑はしいもの、即ち或は賞する價値がなからうかとの疑問のある場合は、賞を與ふる方にする、是れは恩惠を成るべく行亙らせるためである、又罰の疑はしいもの、即ち或は冤罪でないかとの疑問のある場合は、罰を止す方に

方を以て天下の人をあしらつたことであらう、

文法　「君子長者之道」は卽ち忠厚なり、○感嘆を以て筆を起し、は、是れ一種の文法、○此處は主意を揭ぐ、

有一善從而賞之、又從而詠歌嗟嘆之、所以樂其始而勉其終、有一不善從而罰之、又從而哀矜懲創之、所以棄其舊而開其新、故其吁俞之聲、歡休慘戚、見於虞夏商周之書、第一大段の第二小段なり、成康以前の忠厚を言ふ、

訓義　〔哀矜〕矜はあはれむ、憫然に思ふなり、〔懲創〕創も懲なり、〔吁俞〕吁は、否と曰つて嘆ずる辭、俞は、成程と曰つて嘆ずる辭、〔休〕目出度き意、〔慘戚〕みぢ目なり、

講述　人に一の善事あるときは、其れに就いて之を賞し、又其れに就いて之を歌に歌つて感嘆する、是れは其新たに善を爲したことを樂むと同時に、後後までを勵ますためである、又人に一の不善なる行ひあるときは、其れに就いて之を罰し、又其れに就いて憐愍を加へ之を懲戒する、是れは彼れの舊き惡を棄てゝ新らしい善に導くためである、故に善人を擧げんとせし場合は俞りと云つて贊成を表し、不善人を取らうとした場合は吁と云つて反對した語や、善を見て目出度いと歡び、惡を見て痛ましく思つた事は、虞、夏、商、周の書に見えて居る、

文法　善と惡とを兩層に分ち、刑賞の字に應ぜしむ、

成康既沒、穆王立而周道始衰、然猶命其臣呂侯、而告之以祥刑、其言憂而不傷、威而不怒、慈愛而能斷、惻然有哀憐無辜之心、故孔子猶有取焉、第一大段の第三小段なり、成康以後忠厚猶存せしことを言ふ、

訓義　〔祥刑〕祥は吉なり、刑の本意は犯罪者の跡

り精神を激したりして覺悟を定め、或は枝を打振つて彼れの車輪を折らうとし、乍ち穗を垂れて汚れた車の迹を掃ひ清めようとして居る、されば何卒俗物の乘物を引返させよう、そこで君の爲に此の決心を逃亡者に告ぐる次第である、

刑賞忠厚之至論

蘇東坡

講題　刑賞忠厚之至は成語なり、書經大禹謨の孔安國の傳に曰く、刑の疑はしきは輕きに附し、賞の疑はしきは重きに附す、刑賞は忠厚の至りなりと、是れ當時、禮部の官吏登庸試驗に提出せられたる論題なり、

嘉祐二年、歐陽修は禮部に於ける進士の試驗官となりしが、時文の弊害を憂ひ、之を矯正せんとするの志あり、梅聖俞と云ふもの、亦試驗の委員中に在り、蘇東坡の此の文を得て、之を歐陽修に示しゝ處、歐陽修は驚喜して異人となし、第一等に置かんとせしも、其門下生の曾子固の代作に非ずやとの疑ひありしを以て第二に置けり、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「故孔子猶有取焉」に至る、一篇の冒頭なり、第二大段は「傳曰賞疑從與」より「義不可過也」に至る、論證なり、第三大段は「古者賞不以爵祿」より「忠厚之至也」に至る、說明なり、第四大段は「詩曰君子如祉」より篇尾に至る、補證なり、

堯舜禹湯文武成康之際、何其愛民之深、憂民之切、而待天下以君子長者之道也、『第一大段の第一小段なり唐虞三代の忠厚を贊嘆す、』

訓義　〔成康〕周の成王、康王、

講述　堯、舜や夏の禹王や殷の湯王や、周の文王、武王、成王、康王の時分は、どうして那のやうに人民を愛することが深く、人民の事を心配してやることがシンミであつて、君子なり、長者なりの優さしい仕

下邑は周子の赴任地なる海鹽縣を指す、〔浪栧上京〕浪は鼓つ、栧は楫、舟にて行くこと、此の時周子、任滿ち上京して、他の好官に遷らんとて、將に北山を通過せんとせしなり、〔魏闕〕高大なる門なり、王宮のこと、〔扃〕とぼそ、〔厚顏〕赤面のこと、〔薜荔〕香草の名、〔芳杜〕亦香草、〔滓〕かす、にごり、〔塵〕活用して塵を蒙むる義となる、けがれること、〔躅〕蹤跡なり、〔滌〕水の淸きを言ふ、〔洗耳〕堯、天下を許由に讓る、許由之を逃る、巢父、之を聞いて、其耳を洗ふ、樊仲父、飼牛に水を飮ませんとて來合せしが、巢父の耳を洗ふを見て引返せり、是れ牛をして其下流の水を飮ましむることを耻ぢたるなり、〔岫幌〕岫は山に穴ある處、之を窓に喩へたるなり、幌は幔幕、

講述　然るに今や周子は、下邑なる海鹽縣より旅行の準備を取急ぎ、舟に乘つて都に向はうとする、彼れは立身のため心を堂堂たる王城の宮殿に寄せては居るが、事によると、途中此の山の草堂に立寄つて、一夜の宿を借りるかも知れない、さうすると、芳杜や薜荔のやうな、高士に緣のある香草は赤面することゝなり、仙境とも謂ふべき碧の嶺(ミネ)や赤き崖は、一度ならず耻を搔き、蕙の生えたる路は彼れの足跡の爲に俗了せられ、澄める池の水も、彼れの仕官を聽いて耳を洗ふものあるときは汚れることとなる、そんな風になつてなるものか、之を拒ぐ手段として、岫の帳を閉ぢ、雲の關を掩ひ、輕く立込むる霧を取り藏め、水音高き早瀨を藏し、山の中に在る何物をも彼れの目に觸れしめないで、第一、谷の口の處で彼れの乘つて來た車の長柄を遮斷し、野の出鼻の處で彼れの乘つて來た馬の轡を押止めてしまはなければならぬ、

於是叢條瞋膽、疊穎怒魄、或飛柯以折輪、乍低枝而掃迹、請迴俗士駕、爲君謝逋客、（第四大段の第四小段なり、山中の草木まで一致して決心するを言ふ、）

訓義　〔瞋〕いかる、〔膽〕瞻(みる)に作るべしとの說あり、〔俗士、逋客〕竝に周子を指す、逋は逃なり、周子は北山を逃れ出でたるを以て云ふ、

講述　是に於て山中の叢(ムラガ)りたる木の枝や野外に在る稻の重なり合ひたる穗は、何れも目をむき出した

ある、

文法　此の數句尤も奇絶淸絶にして、鍛鍊を經て成りしものなり、古來、人口に膾炙する、偶然に非ず、

於是南嶽獻嘲、北隴騰笑、列壑爭譏、攢峰竦誚、慨游子之我欺、悲無人以赴弔、故其林慙無盡、澗愧不歇、秋桂遣風、春蘿擺月、騁西山之逸議、馳東皐之素謁、

第四大段の第一小段なり、周子を拒む所以を言ふ、

訓義　〔騰〕あぐると訓ず、起すなり、〔攢〕あつまるなり、攢峰は猶群峰と云ふが如し、〔誚〕そしる、〔慨〕歎なり、〔游子〕周顒を指す、〔赴〕至るなり、〔弔〕問ふなり、〔擺〕拂ふ、〔逸議〕風流的議決、〔素謁〕無位の人の論告、

講述　是に於て南の岳は嘲りを向け、北の岡は笑ひを發し、凡そ連亙群集する、壑と云ひ峰と云ひ、我れ先きにと非難の言を發し、遊子が我が北山を欺いたことを慨すると共に、誰れも來つて慰めくれる人のないのを悲んで居る、されば林にせよ澗にせよ、周子の爲に辱めを受けたるを慙愧して止まない、秋の桂は香しき風を送つて汚れを吹き散らし、春の蘿は淸き蔓を以て月の爲に塵を拂ひ除け、西山の風流的決議を宣告して、東皐の平民的論告を布發するのである、

今乃促裝下邑、浪栧上京、雖情投於魏闕、或假步於山扃、豈可使芳杜厚顏、薜荔蒙恥、碧嶺再辱、丹崖重滓、塵游躅於蕙路、汚淥池以洗耳、宜扃岫幌、掩雲關、斂輕霧、藏鳴湍、截來轅於谷口、杜妄轡於郊端、

第四大段の第二小段なり、處置を言ふ、

訓義　〔促裝〕裝は旅の仕度、促は取急ぐ、出立の用意を爲すを言ふ、〔下邑〕都を上とし、地方を下とす、

も續くることなく、平生の用務は、官吏の監督やら裁判の事務やら煩雜面倒を極め、昔し張、趙の爲した經營などは自分の手の中に在り、前代の記錄に載せてある、卓、魯の功績の上に出で、三輔の名縣令の跡を追はんことを希ひ、九州の長官連中の間に名譽を馳せようとして居る、

文法　役人となつて俗なる處、忙なる處を寫して、前の隱士の生涯と反映せしむ、

使其高霞孤映、明月獨擧、靑松落陰、白雲誰侶、磵戶摧絕無與歸、石逕荒涼徒延竚、至於還飇入幕、寫霧出楹、蕙帳空兮夜鶴怨、山人去兮曉猿驚、昔聞投簪逸海岸、今見解蘭縛塵纓、第三大段の第六小段なり、山靈自身の怨みを敍す、

訓義　〔侶〕伴ふなり、〔磵〕巖なり、〔延竚〕頸を延ばし足を爪立てゝ待つ貌、〔飇〕風なり、〔寫〕吐くなり、〔楹〕柱なり、〔蕙帳〕蕙は香草、山人の葺いて帳と爲すもの、〔投簪逸海岸〕投簪は官を去ること、漢の疎廣の故事、其東海の人なるを以て海岸に逸すと曰ふ、〔解蘭〕幽人は蘭を佩ぶるものなり、今周子が役人となりたるに因つて蘭を解くと云ふ、

講述　北山の嶺高くたなびく所の霞は、淋しげに色を放ち、明月も、觀る人もなく上り行く、靑靑として居る松は淸き木蔭を地に落せども、其下に憩ふ人を見ず、白雲はあれども、何人か之に伴はん、隱者の棲んで居た岩の戶も、破損したまゝ此に戾り來るものあらず、石の小路は荒れに荒れて、以前の往來した友を待つが如く、吹廻る風が幕の中に入り、段段と降り洒ぐ霧が柱の外に出る時には、唯さへ悲哀を催すに、香草を結んで作つた戶張は空しく垂れて、夜に鳴く鶴は獨り遺されたことを怨み、山人が往つて仕舞たので、曉に叫ぶ所の猿も心安からず、昔し官界を厭つて簪を棄てゝ海岸に逃れた人さへもあると聞くに、今蘭を佩ぶる風流の身分を止めて俗塵の紐に束縛せられた人を見ようとは、如何にも齒痒い次第で

雄、冠百里之首、張英風於海甸、馳妙譽於浙右、道帙長擯、法筵久埋、敲扑諠囂犯其慮、牒訴倥偬裝其懷、琴歌既斷、酒賦無續、常綢繆於結課、每紛綸於折獄、籠張趙於往圖、架卓魯於前籙、希蹤三輔豪、馳聲九州牧、（第三大段の第五小段なり、周子の得意の境遇を寫す、）

訓義　〔金章〕銅印なり、漢書に、秩六百石以上は銅印墨綬とあり、墨は黒なり、綬は印の紐、〔綰〕むすぶ、〔百里之首〕縣を百里と稱す、周子の赴任せる海鹽の縣は首縣なるが故に云ふ、〔道帙〕道教の書を指す、〔法筵〕佛理を說く所の座、〔敲扑〕人を打つ聲を謂ふ、〔牒〕官文、下知文、〔倥偬〕繁忙、又困苦の貌、〔裝〕包むなり、〔琴歌酒賦〕董仲舒に琴歌あり、鄒陽に酒賦あり、〔綢繆〕まつはる、〔結課〕官吏の勤惰調べなり、〔紛綸〕煩多の貌、〔折獄〕折は斷ずるなり、獄は裁判事件、〔張趙〕漢の張敞と趙廣漢、竝に京兆の尹（郡の町奉行）となり、名望あり、〔卓魯〕後漢の卓茂、密の令となり、吏欺くに忍びず、魯恭は中牟の令となる、建中七年、郡國に蝗害あり、而して中牟獨り之を免る、人以て其德の致す所となす、〔希縱三輔豪〕京兆尹、左馮翼、右扶風を三輔と曰ふ、豪は傑出の人、卽ち三輔の職を勤めたる官人のえら物を謂ふ、希縱は其事業が彼れに及ばんことを希ふなり、〔馳聲九州牧〕九州の長を牧と曰ふ、九州は冀、兗、青、徐、荊、揚、豫、梁、雍なり、

講述　周子の敍任が濟んで、愈〻海鹽縣の令となり、銅印を紐にて垂れ、紫色の綬を結び著け、管下の盛なる城邑の上に跨り、諸縣令の首座となつて、勇ましき勢ひを沿海の地に張り、美名を浙東に馳せてから、と云ふものは、道教の書帙などは外へ押遣つて、何時までも顧みず、經文を說いた席なども久しく塵に埋もつて、二度とは用ひず、罪人を笞つ聲は騷騷しくして、思慮を攪亂し、司法事件が多忙にて、心中に此事のみが蟠り、琴の音は最早絶えてしまひ、酒の賦

ることは、務光も何とて比較するに足らうや、涓子も竝ぶことが出來ない、

及其鳴騶入谷、鶴書赴隴、形馳魄散、志變神動、爾乃眉軒席次、袂聳筵上、焚芰製而裂荷衣、抗塵容而走俗狀、風雲悽其帶憤、石泉咽而下愴、望林巒而有失、顧草木而如喪』第三大段の第四小段なり、周子の官より召されたる時のことを敍す、

訓義　〔鳴騶〕騶は馬なり、〔鶴書〕呼出し狀なり、竹の札に書きたるものにして、形、鶴の頭に似たり、〔隴〕山の小高き處、卽ち周子の草堂の所在地なり、〔爾乃〕「しかしてすなはち」と訓ず、斯くてなり、〔軒〕あがる、〔芰製〕製は裁ちたるもの、衣服のこと、芰は水草にして荷の類、花は黃白、實は紫、兩頭銳きもの、〔荷〕蓮葉、「芰製」「荷衣」倶に隱者の服を謂ふ、〔抗〕擧ぐる、〔悽〕物憂き貌、〔愴〕哀傷する、

講述　然るに使者の乘つて來た嘶く駒が北山の谷に入り、彼れが鶴の形をした召出し狀を持參して、周子の家のある小高き處へ赴くと云ふと、周子は出身の嬉さに形は何處かへ往つてしまひ、魂魄は飛散し、志操は俄かに打つてかはり、精神は動搖し、斯くて大得意になり、座敷に居る樣を見れば、眉は上へ揚がり、肩を張つて袂を翻し、芰荷を綴つて造つた隱者の服などは、最早著るも、野暮であるとて焚いたり裂いたりして棄てゝしまひ、浮世の塵に混つた風采を放ち、俗氣紛紛たる態度を現はしたので、山中の風雲も悽然と憤りの色を帶び、巖の根より湧き出る泉も聲が咽ぶやうに詰つて、卑い方で哀を催した、林の立て列なつた岡を望むと失望のやうであり、草木を顧みると手の物をなくしたやうである、

文法　是れ周子が未だ山を出でざるに面目の頓に改まりたる情態を寫せしものにして、「風雲」以下は、山中の天然物が彼れに欺かれたる悲憤の形容なり、

至其紐金章、綰墨綬、跨屬城之

を學習し、草堂に隱者の風をなすのは、丁度東郭先生が竽を吹くことが出來なかつたのに其眞似をなしたやうなものである、卽ち彼れが北岳に於て隱者の服を著て居つたのも、眞面目ではない、彼れは隱者の粧ひをして我が山中の松や桂を誘き寄せ、我が山中の雲や谷を欺いた次第である、態度こそ、江皐に世を避けた人の樣子をなして居れ、其心情に至つては、好き官爵に附著して居る、

文法　學の字、習の字は、彼れの天性に非ざることを示す、

其始至也、將欲排巢父、拉許由、傲百世、蔑王侯、風情張日、霜氣橫秋、或嘆幽人長往、或怨王孫不游、譚空空于釋部、覈玄玄於道流、務光何足比、涓子不能儔、

第三大段の第二小段なり、周子の山に入りたる時の事を敍す、

訓義　〔排巢父〕排は推すなり、巢父は堯の時の隱者、年老い、樹を以て巢を造り、其上に寢す、故に人號して巢父と曰ふ、〔拉〕くじく、〔許由〕堯より天下を讓られたれども受けざりし人、伯夷傳に詳かなり、〔王孫〕淮南王の招隱の詩に「王孫遊兮不歸」の語あり、之を用ひたるなり、朱注には王孫を屈原とす、屈原は楚の同姓なるを以てなり、玆には屈原流の人を指す、〔空空〕空を以て空を明かにすること、佛理なり、〔釋部〕佛經を謂ふ、〔覈〕考ふるなり、〔玄玄〕玄之又玄、老子の語、此の上もなき奧妙の理を謂ふ、〔道流〕老子の敎派、〔務光〕殷の湯王の時の隱者、亦伯夷傳に出づ、〔涓子〕齊の人、木を餌ひ、齡ひ三百年に至る、

講述　周子が始めて我が山に來た時と云ふものは、巢父をも推し除け許由をも挫き、百代の後までも威張り拔き、王侯貴人を下目に視ようとする樣な意氣込みであつて、其心持の明白なことは、太陽の光りの四方に及ぶが如く、又凜凜とした霜の氣が秋の空に橫はるが如く、潔き操を立て、或は幽人とて、間靜の士が永久に死に去つたことを嘆じ、或は王孫の此の山に來ぬことを怨み、空空の理を佛經に依つて談論し、玄玄の道を老莊の學に依つて考究し、其高潔な

し後、山に入り、薪を賣つて生活し、出でて仕へず、〔仲氏〕後漢の仲長統、字は公理、州郡より召さるゝ毎に、疾と稱して就かず、嘗て歎じて曰く、若し山に背き水に臨み平原に游覽することを得ば、何すれぞ帝王の門に區區たらんやと、〔阿〕隅なり、〔寂寞〕人なくして淋しきなり、

講述　扨も扨も尙生は存在せず、仲氏は既に過去の人となつた、山の隅隅寂寞として、千歲を經たとて誰れか賞するものあらう、

世有周子、儁俗之士、既文既博、亦玄亦史、然而學遁東魯、習隱南郭、竊吹艸堂、濫巾北岳、誘我松桂、欺我雲壑、雖假容於江皐、乃纓情於好爵、　第三大段の第一小段なり、周子の僞善者なることを言ふ、

訓義　〔儁俗〕俗中の儁士と云ふこと、儁は俊なり、〔玄〕老莊の道に通ずること、〔史〕飾多く實少きなり、〔學遁東魯〕莊子に載す、魯の君、顏闔の、道を得たる人なることを聞き、人をして幣物を以て招かしむ、顏闔は陋屋に居りしが、使者其家に至つて問うて曰く、此れ顏闔の家かと、闔答へて曰く、此れ闔の家なりと、使者幣を致す、闔曰く、恐らくは聞間違ひにて贈られしならん、果して然らば使者罪せらるべし、若かず、之を審かにせんにはと、使者反つて之を審かにし、復び來れば、彼れ既に去つて之く所を知らず、〔南郭〕隱者南郭子綦、〔竊吹〕齊の宣王、竽を好み、必ず三百人を一堂に集めて之を吹かしむ、南郭先生、竽を能くせず、三百人の中に混じ、竽を吹くを以て祿を食む、宣王薨じ、後王曰く、寡、竽を好む、一人づゝ之を吹かしめんと欲すと、南郭先生、無能の發見せられんことを恐れて遁げ去れり、〔濫巾〕巾は幅巾とて、布幅の廣きもの、隱士の服なり、濫りに隱士の服を著くるを言ふ、〔我〕山靈、〔江皐〕水邊の游地を江皐と曰ふ、〔纓〕冠の紐なり、つなぐと訓ず、

講述　世の中に周子と申す人が居る、俗物の中では俊英の士であつて、文字もあり、博く、物事に通じ、老莊の玄理を心得、垢拔けて居る、斯のやうな一廉の人物であるが、東魯の處士の顏闔や南郭子綦の隱遁

は、[illegible]人懷ふことなし、道德を以て心となす、又何ぞ怪んで哀をなさんやとて、歌を作つて去れり、

講述　萬物の外に亭亭と高く身を置き、霞の上に皎皎と潔き思を馳せ、千金も芥同樣に視て振向きもせず、萬乘の位を棄てることは、鞋を脱ぐと一般、惜しいとも思はず、洛水の浦に笙を吹いて鳳凰の聲を聞き、延瀨に於て薪を採りつゝ歌ふ者に遇ひたる人などは、何れも厭世の高人であつて、山に入るべき者であるが、無論右樣の人物はあることである、

文法　一種は富貴を慕はざる人、一種は仙を學ばんと欲する人、倶に山に入るべき資格あることを示じゝなり、

豈期始終參差、蒼黄反覆、淚翟子之悲、慟朱公之哭、乍迴跡以心染、或先貞而後黷、何其謬哉』

第二大段の第三小段なり、隱者の終りを全うせざる者を擧ぐ、

訓義　〔參差〕不均一なり、〔蒼黄〕怱なり、〔反覆〕定まりざるなり、〔淚翟子之悲〕墨翟、練絲を見て泣いて曰く、以て黄にすべし、以て黑にすべしと、人の善惡、何如樣にもなるを言ひたるなり、〔慟朱公之哭〕楊朱は、岐路〈路の二つに分れたるもの〉を見て泣けり、其南へも往くべく、北へも往くべきを以てなり、慟は哭の過度、〔迴跡以心染〕一旦足跡を轉じて山に入りながら、富貴に心を染むるを言ふ、〔黷〕けがれる、〔謬〕誑なり、欺くなり、

講述　同じ隱者なれども、豈に圖らん、始めと終りと均しくなく、俄に變つてしまひ、翟子の悲んだ道理に泣き、朱公の哭した道理に哭せざるを得ないとは、折角隱者となつても其心は富貴に染まり、或は最初は正しくありながら後には操を汚すものがある、何と云ふ虛僞だらう、

文法　泛く隱者に此の三等あることを論じたれども、尚未だ周顒に說き到らず、但し暗に周顒の影を出したるなり、

嗚呼、尙生不存、仲氏既往、山阿寂寥、千載誰賞』

第二大段の第四小段なり、眞の隱者の存在せざることを言ふ、

訓義　〔尙生〕晉の尙長、字は子平、子女の婚嫁訖り

訓義　〔鍾山〕呉の太帝、改めて蔣山となす、古へに於て金陵山と曰ふ、一名は北山、〔英〕山の神を指す、〔草堂〕地名、卽ち草堂寺の遺趾、〔靈〕土地の神を指す、但し鍾山草堂の英靈と謂ふべきを析言せしものにして、英靈は別に義を異にせるに非ず、此の如きを稱して互文と曰ふ、〔馳煙〕煙を使役するなり、〔勒〕刻なり、

講述　鍾山、草堂の神靈が、烟を使者として、驛路を馳せ行かしめ、神靈より周顒へ告知の文句をば、山の廣場なる石に刻させた、

文法　是れより以下は移中の語なり、

夫以耿介拔俗之標、蕭洒出塵之想、度白雪以方潔、干青雲而直上、吾方知之矣。（第二大段の第一小段なり、山に入るべき最高の人を擧ぐ、）

訓義　〔以〕おもんみると訓ず、考へて見ればと云ふこと、〔耿介〕耿は光なり、介は大なり、廉節を謂ふ、〔蕭洒〕さつぱりして居る貌、〔干〕觸れ犯す、

講述　熟〻思ひ見るに、操固く世俗の上に拔け出でたる姿あり、サツパリとし塵埃の外に超え出でたる思想あり、其志の潔きことを言へば、白雪の上を渡つて之れと竝ぶ程であり、又行ひの高きことを言へば、青き雲を衝いて直ちに其上に升る程である、自分は此等の山に入つて隱士となるべき人であることを知る、

若其亭亭物表、皎皎霞外、芥千金而不眄、屣萬乘其如脫、聞鳳吹於洛浦、値薪歌於延瀨、固亦有焉。（第二大段の第二小段なり、山に入るべき二種の人を擧ぐ、）

訓義　〔亭亭〕高く聳ゆる貌、〔皎皎〕潔白の貌、〔芥〕草なり、あくた、〔眄〕ふりかへる、〔屣〕小鞋なり、〔萬乘〕天子の位を謂ふ、〔聞鳳吹〕周の靈王の太子晉、謂はゆる王子喬は、笙を吹くことを好み、鳳凰の鳴き聲を出せり、〔洛〕洛水なり、〔値薪歌〕晉の孫登、蘇門山に隱れ、蘇門先生と號す、延瀨に游び、薪を採る者に出遇ひ、汝は此に一生を終るかと謂ひたるに、彼れ

名を成すに足らざるが故に、時に乘じ富貴を取り、以て功名を立つるに若くはなしと云ふに在り、主人の之に答へたる要旨は、古來、君子の身を守る正道に暗く、射倖的行動に因て一時尊榮を得と雖も、反つて竟に禍ひに遭はざるものなし、著作の如きは、一時尊榮の名なしと雖も、道德に本づき、發して文章となるが故に、前に暗しと雖も必ず後に傳はると云ふに在り、正に是れ君子身を守り、其正を失はざる處、解嘲に比すれば、道理稍正し、文に至つては、流麗觀るべしと雖も彼れの古勁に若かざること遠し、

北山移文　　孔德璋

講題　劉宋の人にして、周顒、字は彥倫と云ふ者あり、初め鍾山(南京の東北に在り)に隱れ、後、詔に應じて北齊に仕へて海鹽の令(會稽郡)となり、將に此の山を過ぎんとせしに、孔德璋は、彼れの節を守らざることを賤み、山靈の意に託し、官府より發する布達の體に擬して之を周顒に寄せ、再び至る勿からしむ、故に題して北山移文と曰ふ、鍾山は府城の東北に在るが故に、北山と曰ふ、

移とは屬縣に下付する命令書なり、此れを私に用ひたるは、劉歆の移太常に始まる、

大旨　周子の如き變節漢が北山を過ぐることは、山水草木を汙す所以なれば、決して之を許さざるを言ふ、

大段落　凡そ分つて四大段となす、第一大段は篇首より「勒移山庭」に至る、先づ山靈より出でたる移文なることを言ふ、第二大段は「夫以耿介拔俗之標」より「千載誰賞」に至る、眞の隱者既に死して、名山の寂寞たることを言ふ、第三大段は「世有周子」より「今見解蘭縛塵纓」に至る、周子の僞隱者なることを言ふ、第四大段は「於是南嶽獻嘲」より篇尾に至る、主意を發揮す、

鍾山之英、草堂之靈、馳烟驛路、勒移山庭、　第一大段なり、

は、名の字に應ず、

若乃牙曠清耳於管絃、離婁眇目於毫分、逢蒙絕技於弧矢、般輸摧巧於斧斤、良樂軼能於相馭、烏獲抗力于千鈞、和鵲發精于鍼石、研桑心計於無垠、走亦不任厠技於彼列、故密爾自娛于斯文、（第五大段の第六小段なり、己れが他の技藝なきを以て文章を樂むを言ふ、）

訓義　〔牙曠〕伯牙と師曠、伯牙は善く琴を彈じ、師曠は晉の平公の音樂師、〔離婁〕孟子に見ゆ、昔しの視力の強き人、〔眇目〕目を細くすること、注視の形容、〔毫分〕毫末と言ふが如し、毛の末の極微なる處、〔絕技〕其技に比類なきなり、〔弧〕弓なり、〔般輸摧巧〕摧は專なり、〔良樂〕王良、御を善くし、伯樂、善く馬を相す、〔軼能〕其能に於て衆人に勝るなり、軼は過ぐ、〔千鈞〕三十斤を一鈞となす、〔和鵲〕和は秦の醫の名、鵲は名醫扁鵲、〔研桑〕研は越の范蠡の師、計然の名、桑は漢の桑弘羊、〔心計〕物を考へ出すこと、立案企業の作用を心計と謂ふ、〔走〕僕なり、作者自身の謙稱、〔厠〕列に入るなり、〔密爾〕沈靜の貌、

講述　伯牙や師曠が管絃の音を聽くに、耳清くして善く巧拙を分ち、離婁が目を細くして毛の尖をも見分け、逢蒙が弓矢を執つては絕倫の伎倆があり、般輸は斧斤を取つて器械を作るに專門の巧者であり、王良と伯樂とは、馬を相し馬を御する能力に於て衆人にすぐれ、烏獲は千鈞の重量を擧げる力を具へ、和、鵲の二名醫は、精力を出して針療治や藥石を研究し、研、桑の二人は、心計を無限に應用した、僕に於ては、技能に於ては彼等の列に連なる資格がない、故に沈默して斯の文を樂むのである、

文法　斯文の二字を以て全篇を結ぶ、自ら上の「著述爲業」に應ず、〇密爾は、默の字を替へて出したるなり、

餘說

文中云ふ所の著作とは、或は前漢書を指しゝならんか、客の主人に戲れたる要旨は、全く著作は

眂、不知其將含景曜、吐英精、曠千載而流光也、應龍潛於濆汙、魚黿鰈之、不覩其能奮靈德、合風雲、超忽荒而躆昊蒼也、故夫泥蟠而天飛者、應龍之神也、先賤而後貴者、和隨之珍也、時暗而久章者、君子之眞也、（第五大段の第五小段なり、著述の道德に本づくことを言ふ、）

訓義　〔和氏之璧云云〕楚の和氏と云ふもの、璞玉（玉ごもりの石）を楚山の中に得て、之を成王に獻ず、成王、玉人をして其璞を理めしめ、寶を得、遂に名づけて和氏の璧と曰ふ、荊は楚の異稱、韞は含む、〔隋侯之珠云云〕搜神記に云ふ、隋侯行いて、大蛇の傷つくを見、救つて之を治す、其後蛇、珠を銜んで、以て之を報ゆ、徑一寸、純白にして夜光る、藏於蚌蛤とは、眞珠なるを以て言ふ、〔眂〕視るなり、〔應龍〕龍の翼あるもの、〔濆汙〕水溜なり、〔鰈〕なるゝ、〔忽荒〕天上なり、〔躆〕昇ると訓じ、又行くと訓ず、〔昊蒼〕天の名なり、

講述　客人に於ては、彼の和氏の名玉が荊の石の中に包まれて居り、隋侯の明珠が蛤の貝の內に在つたと云ふことを聞かれないか、此の如き珍寶も、歷代、世に顯はれなかつたのは、世人が此の珠や玉の、光輝を含んで居て、英精の氣を吐き、千年も過つてから光りを流さうとは思はなかつたからである、應龍も溜水の中に潛むときは、魚や黿なども之に狃れて畏れないのは、應龍が能く不思議なる持前を奮ひ、風の起り雲の湧くに從ひ、虛空を超えて天に上ることを見ないからである、故に縱令ひ一時は泥の中に蟠つて居つても、竟には高く天に飛ぶものは、應龍の神しき點である、前には人より賤められ、後に、貴重せらるゝやうになつたのは、和氏、隋侯の珍寶である、一時は名も聞えず不遇であつても、永久的に顯著なのは、君子の眞の行ひである、

文法　此の段は、士たる者が能く正道を守つて著作するときは、天下後世に顯はれぬ理なきを論じたるなり、○上の「啾發投曲」と遙かに相應ず、○章の字

たるに止まる、〔盈塞於天淵〕天に盈ち淵に塞がる也、

講述　伯夷が首陽山に高尚の行ひをなし、柳下惠が志を降し身を辱めて下等の地位に甘んじ、顏囘が一簞の飯と一瓢の飲物と云ふ生活でありながら、其樂みに耽り、孔子が春秋を著はし、西に狩して麒麟を獲たことで筆を止めたるなどは、其名譽が、上は天、下は淵の間に充滿し、眞に吾が徒の模範である、

文法　此に擧げたるものは、其功必ずしも咎繇、箕子、傅說、大公望の如くならず、著作必ずしも陸賈、董仲舒、揚雄、劉向の如くならずして、盛德、人を感じ、名聲、自ら遠く、能く君子の正道を守り、萬世の師表たるものなり、是れ答賓の正文、○最後に孔子の春秋を擧げたるは、上の「默而已乎」に緊應す、○聲の字は、名の字に替へて出したるものなり、

且吾聞之、一陰一陽、天地之方、乃文乃質、王道之綱、有同有異、聖哲之常、故曰、愼修所志守爾天符、委命供己、味道之腴、神之聽之、名其舍諸

第五大段の第四小段なり、名譽は富貴を條件となさざるを言ふ、

訓義　〔一陰一陽〕易の繫辭傳に云ふ、一陰一陽、之謂道と、〔天地之方〕方は猶道と云ふが如し、〔天符〕本性を言ふ、〔腴〕道の美なるものなり、

講述　且つ吾が聞きたるには、忽ち陰となり忽ち陽となり、此の二氣が互ひに盛んになつたり衰へたりするのは、天地の常道であり、或は質朴の道を施し、或は文明の道を施すのは、王者が綱の網を纏めるやうに社會を治むる仕方であり、或は君と主義が同じい爲に仕へ、或は主義の合はざるが爲に去ると云ふことは、聖哲の常である、それ故に古語に申したることあり、愼んで自分の志す所の事を修め、汝の天より受けたる本性を守り、何事も天命に任せて己れを犧牲となし、道の美味を味つたなら、神も願ひを納受あるべく、名譽は己れを舍てようや、必ず附いて來るに相違ないと、

賓又不聞和氏之璧韞于荊石、隨侯之珠藏於蚌蛤乎、歷世莫

仕へざるを言ふ、〔新語〕陸賈、屢、詩書を高祖の前に説く、高祖罵つて曰く、乃公馬上に天下を得たり、安んぞ詩書を事とせんと、陸賈曰く、馬上を以て之を得たるも寧ぞ馬上を以て治むべけんや、文武並び用ふるは長久の術なり、曩に秦をして、已に天下を幷せたる後に於て仁義を行ひ、先聖に法らしめば、陛下安んぞ得て天下を有たんやと、高祖曰く、試みに我が爲に、秦が天下を失ひたる、我が天下を得たる所以、及び古への成敗の跡を著はせと、陸賈卽ち國家存亡の徵を述ぶ、凡そ十二篇、一篇を奏する每に高祖善しと稱し、其書を號して新語と曰ふ、〔董生下帷〕董仲舒は孝景帝の時の博士、帷を下して敎授す、生徒其面を見るものなし、帷は幕の如き物、〔劉向〕後漢の人、書籍を校することを掌る、說苑、新序、列女傳の著者、〔辨章〕辨別して明白ならしむ、〔譚思〕譚は深なり、〔法言太玄〕二書倶に揚雄の著作、〔門闈〕闈は宮中の小門、君側を指す、〔壺奥〕壼は宮中の小巷、奥深き處、〔婆娑〕自由に行動するを謂ふ、〔篇籍之囿〕囿は禽獸を蓄ふる處、園囿と連用す、此の語は、猶今の學園の如し、

講述　近世に於ては、陸子の如き、優游と仕官もなさず、心任せに日を送り、斯に新語と云ふ著書が出來た、董生は講座の前へ幕を垂れて門生を敎へ、儒者仲間に於て文學的色彩を發した、劉向は書籍を掌り、古來の傳說を辨明し、揚雄は思索力を盡して、法言、太玄の著書あり、何れも當時の君主の側に侍することを得る身分であつて、昔しの聖人の蘊奥を究め、術藝界に行動し、圖書の中に休息し、其天より禀けたる性質を完全にして、之を文章の上に發し、其働きは聖德の君に用ひられ、其功は後人の目に輝く、此等の人は、上に擧げたる大賢哲の次でないか、

若乃伯夷抗₂行於首陽₁、抑惠降₂志而辱₁レ身、顏耽₂樂於簞瓢₁、孔終₂篇於西狩₁、聲盈₂塞於天淵₁、眞吾徒之師表也、（第五大段の第三小段なり、已れの標準的人物を擧ぐ、）

訓義　〔柳惠〕柳下惠、〔顏耽樂於簞瓢〕論語に云ふ、子曰、賢哉回也、一簞食、一瓢飲、在₂陋巷₁、人不レ堪₂其憂₁、回也不レ改₂其樂₁、賢哉回也と、〔孔終篇於西狩〕篇は春秋を謂ふ、春秋は、哀公十四年春、西狩して麟を獲

即ち第一等の人を擧ぐ、

訓義　〔咎繇〕皐陶の音通、〔謨虞〕虞は舜の國號、謨は定案を立つるなり、〔殷說夢發於傅巖〕殷の高宗、夢に天より良弼を賜ふ、乃ち人相書を以て旁く天下を捜索し、傅說を得たり、說、方に傅巖の野に工事を營めり、〔周望兆動於渭濱〕周の文王、獵せんとせし時、史編と云ふ者占つて曰く、渭陽に獵するときは大なる獲物あらんと、文王之に從ひ、卒に太公望を得、歸つて師となす、〔齊寗〕寗戚、康衢に牛を飼ひ、激しく牛の角を叩いて歌ふ、齊の桓公、之を召し、與に語つて大に悅び、大夫となす、〔漢良〕漢の張良、下邳の圯上の老人より、太公望の兵法を授けらる、圯は岸なり、〔俟命〕俟は待つなり、茲には天命の來た場合となつての意、〔神交〕精神的感通、〔信〕伸ぶるなり、

講述　主人は此の問に答へて云ふ、何として默止することがあらうぞ、昔し咎繇は、虞舜の朝廷に於て意見を陳じ、殷の箕子は周の武王に訪はれて、洪範と云ふ政治の原理を授けたが、其言論は帝王の道に通じ、其計畫は神聖の理に合つた、殷の傅巖に居つた傅說は高宗の夢に見え、渭をに釣をして居つた太公望濱得られると云ふことは、占に兆が出た、齊の寗戚は、康衢にて歌ふ聲を響かせ、漢の張良は、下邳の川岸に於て兵書を授けられた、此等は皆天命の來るべき時節に立至つて精神的に感通したものである、言語などで抱負を伸べられべきではない、さればこそ、必ず實現せられる所の策を建て、何代までも傳はつて、窮りなき所の功勳を展べた次第である、

近者陸子優游、新語以興、董生下帷、發藻儒林、劉向司籍、辨章舊聞、揚雄譚思、法言太玄、皆及時君之門闈、究先聖之壺奧、婆娑乎術藝之場、休息乎篇籍之囿、以全其質而發其文、用納乎聖德、烈炳乎後人、斯非亞歟、『第五大段の第二小段なり、著作に因つて著はれたるもの、即ち第二等の人を擧ぐ、

訓義　〔陸子〕漢の陸賈、〔優游〕ゆつたりすること、

なり、〔未至〕見識の屆かぬこと、

講述　今客人は、大漢皇帝の盛大に生きて居りながら、忌はしき戰國の事を論じ、耳に聞いた昔の人を偉いと思つて褒め立て、反て今日に見る所の人を無用であるかの如く疑ひ、小高い丘を標準として、泰山の高さを積り、穴より湧き出る泉を念頭に置いて、奥底の知れぬ淵瀨の深さを測るのは、甚だ見識が淺い、

文法　「曜所聞」は、從橫の士が功名を立てたる事を誇るなり、「疑所覩」は、正道を守つて立身せざる者を無用となすなり、○「𡒄敦」氿濫」は、皆游說を以て富貴を取りたるものに喩へ、「泰山」重淵」は、己れが道を守つて妄りに求めざることに喩へたるなり、

賓曰、若夫鞅斯之倫、衰周之凶人、既聞命矣、敢問上古之士、處身行道、輔世成名、可述於後者默而已乎、（第四大段なり、）

訓義　〔鞅斯〕商鞅、李斯、〔聞命〕先方の說に從ふを言ふ、〔已〕止むなり、

講述　客は主人の此の說を聞いて又云ふやう、商鞅、李斯の輩は周の衰へたる時代の惡い人物であると云ふことは、貴說に因つて諒解したが、尚押して伺ひたいことは、上古の賢士にして、己が身を正しく道を行ひ、世を輔け名を成し、後世に傳ふべき人人は、默して何等の著述をもせずに終つたものか、どうであるか、

文法　當に何等かの著述ある筈なりとて、疑問を爲せしなり、○「凶人」は前の「吉士」に對す、

主人曰、何爲其然也、昔者咎繇謨虞、箕子訪周、言通帝王、謀合神聖、殷說夢發於傅巖、周望兆動於渭濱、齊寧激聲於康衢、漢良受書於邳垠、皆俟命而神交、匪詞言之所信、故能建必然之策、展無窮之勳也、（第五大段の第一小段なす、著述を以て顯はれざる者、）

調和の氣、〔枝附葉著〕臣民の歸服を言ふ、〔植〕殖に同じ、〔毓〕育なり、〔蕃滋〕繁茂なり、〔參〕仲間に入る、〔化〕天地生生の大作用なり、

講述　目下に於ては、我が大漢が諸方の亂賊を一掃し、危險なる世の中を泰平に致されしことは、猶險阻の路を平かにし、荒れたる草を刈るが如く、帝王の紘とも綱とも云ふべき政治の道や道德の道を擴大(クワク)し、基礎は義農よりも隆(サカ)んであり、規模は黃唐よりも大である、又君として天下に臨まるゝ樣子を看れば、照すことは日の如く、威服することは神の如く、包容することは海の如く、養成することは春の如し、之がため、宇宙の間の有りと有らゆるものは、本源も末流も一つになつて、仁愛の大德を被り和合の氣を受け、枝葉の幹(ミキ)に附著すると同樣、歸服せざるものはない、譬へば草木が山林に生え、鳥魚が川澤に育(ソダ)つやうなもので、氣を得たるものは繁殖し、時を失へるものは零落する、是れは皇帝が天地と共同して化的作用を施さるゝのであつて、人事の厚意とか薄情とかの意味で、自然の働きに過ぎない、

文法　「方今」より「養之如春」に至るまでは、現代の、周の失馭に同じからざることを言ひ、「是以六合之内」より「枝附葉著」に至るまでは、戰國の分裂、戰國の兵亂に同じからざるを言ひ、「譬猶」の二句は、上下相親附して各、其所を得ることを言ひ、「得氣者蕃滋」の二句は、從人、衡人等が富貴を僥倖するが如きに非ざることを言ひ、「參天地而施化」の二句は、位を得るも、天子が意あつて手厚くし給ふに非ず、位を失ふも、天子が意あつて冷酷にし給ふに非ず、皆自然の儘なることを言ふ、

今吾子處皇代而論戰國、曜所聞、而疑所覿、欲從堥敦而度高乎泰山、懷氿濫而測深乎重淵、亦未至也、（第三大段の第六小段なり、戰國縱橫の士を標準として己れを論ずるの不可なることを斷言す、）

訓義　〔皇代〕漢の皇帝の時代、〔曜〕きらつかすと云ふ意、〔覿〕みる、〔堥敦〕丘なり、敦は「トン」と「タイ」との兩音あり、〔氿濫〕穴より湧き出づる小さき泉

論語述而篇、孔子の言に曰く、不義而富且貴、於我如浮雲と、〔貳〕一方に反いて一方に歸するを謂ふ、

講述　且つ功は、實績なくして成すこと出來ず、名は、詐僞を以て立つことが出來ない、然るに韓非は徒らに辯說を以て君を激し、呂不韋は詐を行つて國を賣つたが、韓非の方は、說難が終ると其身は秦に幽囚の身となり、呂不韋の方は、秦の貨（彼れより言へば）が既に天子の貴い位となると云ふと、是れも彼れの一族が亡ぶることとなつた、之が爲に仲尼は、不義の富貴を、浮べる雲の如しと宣ふやうな高尙の志を抱かれ、孟子は、浩然と云つて廣大無邊なる道義的勇氣を養つたのである、孔子と云ひ孟子と云ひ、何とて迂濶の事を爲すのを樂みとせられようや、道は二た途をかけてはならぬ故である、

文法　段首に於て、功の字より名の字を喚起す、「亦云名而已矣」の脈絡なり、

方今大漢灑埽群穢、夷險芟荒、廓帝紘、恢皇綱、基隆於羲農、規廣于黃唐、其君天下也、炎之如日、威之如神、函之如海、養之如春、是以六合之內、莫不同源共流、沐浴玄德、稟仰太龢、枝附葉著、譬猶草木之植山林、鳥魚之毓川澤、得氣者蕃滋、失時者零落、參天地而施化、豈云人事之厚薄哉、』第三大段の第五小段なり、漢代の盛んなることを言つて、戰國時代の反映を示す、

訓義　〔灑埽〕塵を掃ひ打水をなすこと、〔群穢〕割據の群雄等を謂ふ、〔夷〕たひらかにすと訓ず、平地にすること、〔芟〕草を刈り取ること、〔廓〕擴張する、〔紘〕冠を首に結び著ける所の紐、〔羲農〕伏羲氏と神農氏、〔黃唐〕黃帝と唐堯、〔炎〕炎は火なり、光の照さゞるなきを謂ふ、〔函〕包容すること、〔六合〕上下四方を謂ふ、〔沐浴〕あびるやうに身を霑すこと、〔玄德〕大德と云ふが如し、〔稟仰〕身に賦與せらるゝと共に之を貴ぶなり、〔太龢〕龢は古への和の字、太和とは陰陽

同盟を破壞する時代となつてから、他國の亡命客や風來者が辯說を奮つて游說し、商鞅の如きは、衞より秦に來り、三つの術を以て孝公の心に喰入り、李斯の如きは、楚の上蔡の人であるが、時務策を出して始皇の採用を求めた、此等は何れも亂世に附込み、危き時を冒し、僥倖を恃みとし、邪なる事情に乘じて一日の富貴を求めた者であつて、朝には榮華の身分となつて、夕には忽ち落ちぶれて仕舞ひ、幸福は目ばたきする間にも及ばないのに、禍ひは一代に溢れる程である、商鞅、李斯のやうな凶人ですらも、尙自ら此の事を悔いた位であるに、況や吉人君子でありながら斯う云ふ仕方に賴ることがあらうや、

文法　此の處は、士たる者、正道を守らざるときは、僥倖にして富貴を得るも、終には必ず禍ひを受くるを言ふ、卽ち前に述べたる「非君子之法也」より更に下れる行動を論じたるものなり、但し前小段の魯仲連、虞卿は從人にして、此の小段の商鞅、李斯は衡人なり、則ち「從人合之」は上を承け、「衡人散之」は下を起したる句なり、

且功不レ可二以虛爲一、名不レ可二以僞立一、韓設レ辯以激レ君、呂行レ詐以賈レ國、說難既遒、其身乃囚、秦貨既貴、厥宗亦墜、是以仲尼抗二浮雲之志一、孟軻養二浩然之氣一、彼豈樂レ爲二迂闊一哉、道不レ可二以貳一也』　第三大段の第四小段なり、正道を枉ぐべからざるを言ふ、

訓義　〔韓設辯以激君〕韓非の、說を立てゝ、秦の始皇の意を激發せしことを言ふ、〔呂行詐〕呂不韋は陽翟の大賈なり、秦の孝文王の太子たりし時、其庶子楚と云ふもの、趙に人質となつて趙に在り、呂不韋、趙に適き、之を見て曰く、此れ奇貨居くべしと、乃ち秦に赴き、太子の妃華陽夫人の姉に因つて妃を說き、楚を立てゝ、適嗣となさしむ、不韋因つて邯鄲の美人を納れ、娠むあつて楚に獻じ、政を生む、〔秦貨既貴厥宗亦墜〕楚立つ、是れを莊襄王となす、莊襄王卒す、政立つ、卽ち始皇帝なり、始皇の九年、不韋罪あり、酖を飲んで死す、其族亡ぶ、〔仲尼抗浮雲之志〕抗はあぐる、

は君子の法則でないからである、

文法　「游說之徒」は魯仲連、虞卿の類を指し、「其餘」は此れより以下の人物、辛垣衍の類を指す、「鉛刀皆能一斷」は、亂世には才を見はし易く、無用の人も時には能く人の物に功を立つるを言ふ、「啾發」淫哇」は魯仲連、虞卿の二人を承け、能く千金を蹶て相印を捐つると雖も、譬へば啾曲の聲が人を感ずるが如く、之を聖賢の大道に照すときは終に合はざる所あり、啾發の聲が、之を律度に合するときは聽くべからざるを言ふ、律度は大道に喩へ、韶夏は聖賢に喩へたるなり、「因勢合變」云云は、魯仲連に虞卿との二人は、當日事の勢ひに因り時の變に合はせ、機會に出遇ひて功名を成就したるものにて、時勢が過ぐるときは必ず差支へを生ずるが故に、君子の身を守る善法に非ざることを言ふ、

及至従人合之、衡人散之、亡命漂說、羈旅騁辭、商鞅挾三術以鑽孝公、李斯奮時務而要始皇、彼皆蹈風塵之會、履顚沛之勢、據徼乘邪、以求一日之富貴、朝爲榮華、夕爲顦顇、福不盈眥、禍溢於世、凶人且以自悔、況吉士而是賴乎』　第三大段の第三小段なり、正道を守らざる者の禍を受くることを言ふ、

訓義　〔從人、衡人〕合從論者を從人と曰ひ、連衡論者を衡人と曰ふ、六國を從となし、秦を衡となす、從衡は縱橫なり、〔亡命〕本國を逃亡せしもの、〔漂說〕游說と云ふが如し、〔羈旅〕他國より來りしもの、〔騁辭〕辯說を振り廻はすこと、〔三術〕商鞅、秦に入り、孝公に說くに帝道、王道、霸道を以てし、三變して後、强國の術に及ぶ、〔鑽〕錐にてもみ込むこと、深く其心に入れる意味、〔奮時務〕時務とは對六國策を謂ふ、奮は發なり、出すこと、〔蹈〕ふむ、〔風塵〕世の亂れたるを言ふ、〔顚沛〕ころぶこと、時の危きを言ふ、〔徼〕僥倖、〔不盈眥〕一瞬と云ふが如し、〔吉士〕善人君子を謂ふ、

講述　戰國七雄の爭ひに、合從主義者は六國を助けて之を連合せしめ、連衡主義者が秦を佐けて六國

法也」、第三大段の第二小段なり、機會に投じて功名を成せし者の貴ぶに足らざることを言ふ

訓義　〔王塗蕪穢〕王道が荒れて政治の行屆かざるを云ふ、〔失其馭〕馭は御なり、馬の御し方を失つたことを以て、天下を統御するの權力を失ひたることを言ひたるなり、〔方軌〕方はならぶる、軌は車のわだち、諸侯の分立して競爭せしことを言ふ、〔橫鶩〕亂暴に馳け廻る、〔虓闞〕虓は虎の怒るなり、闞は猛怒の貌、〔諸夏〕中國を謂ふ、〔飇〕風の吹き聚まるなり、〔景〕影に同じ、〔雲煜〕光明、かゞやく、〔搦〕摩するなり、〔摩鈍〕摩は磨と通ず、みがく、〔魯連飛一矢而蹶千金〕齊の軍、燕を圍む、燕の將、聊城を保つ、魯仲連、矢文を以て燕の將を諭す、燕の將自殺す、齊、千金を以て魯仲連に謝せしも受けず、蹶は棄つる、〔虞卿以顧眄而捐相印〕秦の昭王、趙王に書を送り、魏齊の頭を求む、魏齊、趙の相虞卿を見て救ひを求む、虞卿、趙王の說くべからざることを度り、相の職を擲ち、魏齊と間行す、顧眄は流し目に視るなり、魏齊に同情を寄せたることを指したるもの丶如し、〔啾發〕啾は蟬の鳴く聲、〔投曲〕音曲に合はす、〔律度〕音則なり、〔淫蛙〕不正なり、〔韶夏之樂〕韶は舜の樂、夏は禹の樂、〔偶〕遇と通ず、〔乖迕〕そむき、たがふ、

講述　其昔周の王道が紊亂して、王室が統御の權を失つた時、諸侯は分立して相爭ひ、戰國となつて亂暴に馳け廻つた、是に於て七雄が虎の怒れるが如き勢ひを以て中原を分裂し、其戰爭は負けず劣らず、龍虎の爭ひのやうであつた、游說の徒は、功名を成すは此の時なりと、風の如くに馳せ、電の如くに飛び、一齊に起つて之を救はうとした、其外風のやうに飛び、影のやうに附き、彼等の仲間に飛入りをして名譽を輝かした者などは、記載しきれぬ程ある、此の時に當り、朽ちたる者も壞れぬやうに緊と押へ、鈍き者も切れるやうに之を磨き、ナマクラの刀も一通り物を立割ることが出來る、故に魯仲連は一本の矢を飛ばして千金を棄て、虞卿は魏齊に目を懸けてやりたるため、宰相の位を抛つた、夫れガヤガヤと喧しい聲を發して音曲に合せ、人の耳に響かせる所の聲も、之を音律に照すときは正しからざる調子であつて、聽くに堪へないのは、韶夏の如き聖人の音樂でないからである、勢ひに隨ひ變に合はせ、時の機會に遇ふとも、風俗が推移ると云ふと、喰ひ違つて通用出來ないの

に應ず、

主人逌爾而笑曰、若賓之言、所謂見世利之華、闇道德之實、守窔奥之熒燭、未仰天庭而覩白日也』、第三大段の第一小段なり、先づ客の見識の淺薄なることを概言す、

訓義 〔逌爾〕顏色の のびやかなる貌、〔窔奥〕室の西南隅を奥と曰ひ、東南隅を窔と曰ふ、〔熒〕小さき光りなり、〔天庭〕大空を謂ふ、

講述 主人は之を聞き、打解けて笑ひながら云ふやう、客人の言はるゝ所は、俗に申す世間的利益の榮華ばかり目に這入つて、道德の實價に暗く、座敷の隅の僅かばかりの光線を無上のものと心得、大空を打仰いで赫赫たる太陽を見たことのないものである、

文法 此の段は、解嘲の「客徒欲朱丹吾轂」の二句に當る、而して此れは、彼れの簡妙なるに若かず、但だ其言ふ所は、首段の「析之以正道」云云に應ず、亦是れ破題法を用ひて、客の言に一喝を與へたるものなり、

曩者王塗蕪穢、周失其馭、侯伯方軌、戰國橫騖、於是七雄虓闞、分裂諸夏、龍戰虎爭、游說之徒、風颮電激、竝起而救之、其餘猋飛景附、霅煜其間者、蓋不可勝載、當此之時、搦朽摩鈍、鉛刀皆能一斷、是故魯連飛一矢而蹶千金、虞卿以顧眄而捐相印、夫啾發投曲感耳之聲、合之律度、淫𨇒而不可聽者、非韶夏之樂也、因勢合變、偶時之會、風移俗易、乖迕而不可通者、非君子之

講述　今君には幸ひに帝王政治の時代に出遇ひ、帶や紱や冕等の官服を身に纏ひ、外に向つて才學を發揮し、内に於ては道德を蓄積し、龍虎の斑紋のやうな立派な文章を著けて居らるゝことは、已に長い間である、而も卒に首や尾を伸ばし、翼や鱗を活動し、下界の汚き處を飛び拔けて風雲に乘じ、見る者は其影に駭き、聞く者は其響きに畏れ戰くやうに爲すこと出來ず、言ひ甲斐なくも書物の中に埋つて居ること を樂み、かぶき門に身體を屈し、上にも下にも根柢となすべき援助なく、獨り精神を宇宙の外に伸べ、思想を毫芒の内に錬り、心を靜め沈默して記憶を蓄へ、斯くして何年となく費して居られる、

然而器不賈於當己、用不效於一世、雖馳辯如濤波、摛藻如春華、猶無益於殿最也、意者且運朝夕之策、定合會之計、使存有顯號、亡有美謚、不亦優乎、』第二大段の第三小段なり、著述の徒勞なることを言ふ、

訓義　〔器〕材能を指す、〔賈〕買手のつくこと、〔當己〕自己の生存せる間、〔效〕實現するなり、〔如濤波〕滔滔として流るゝやうなり、〔摛藻〕藻は水草、模樣卽ち文章を謂ふ、摛は布くなり、〔殿最〕殿は劣等、最は優等、官途の成績調査上に用ふる語、〔朝夕之策〕目前の計と云ふが如し、著述を後世に遺すに對して言ふ、〔合會之計〕時世に適應すること、〔顯號〕名譽を謂ふ、〔美謚〕立派なるおくりな、

講述　折角右樣に全力を著述に注がれても、其結果はと言へば、材能は生涯の中に人が買ひくれず、働きは現代に實現せず、縱令ひ滔滔と波の奔るやうに雄辯を陳べられても、春の華のやうな奇麗な文章を綴られても、官位の昇降には何等の益があるわけでない、自分の考へでは、兎も角差當りの策を運ら時世に遇ふべき工夫を定め、生存中には隱れもない名譽があり、死んでも結構な謚があるやうにせられた方が優ではないか、

文法　是れ著作を止めて功名を取るべきことを勸めたる者にして、「顯號」「美謚」は前段の「亦云名而已」

譽を求むるに過ぎない、故に最上至極の人は德を立てる事あり、其次の人は功を立てる事あり、所で一體德と云ふものは、己れの身に積むものであつて、己れが死んだ跡で道德のみが特別に盛んであると云ふわけにはゆかぬ、功と云ふものは、現代に應じて成るものであつて、其時が去つた跡で功業のみが獨立して彰はれると云ふわけにゆかぬ、要するに自分の生きて居る間と現代の間に合ふことが必要である、斯う云ふわけで、聖人哲人が天下を治めようとせらるゝに就ては、棲棲遑遑と少しの間も落付くことなく、其證據には、孔子は坐席の溫になる暇なく、墨子は烟突の黑くなる暇がない程に、一生奔走せられたのである、此れに由つて言へば、取舍は古人の最も大切なる務めであつて、著述は古人の片手間に過ぎない、

今吾子幸游帝王之世、躬帶紱冕之服、浮英華、湛道德、讋龍虎之文舊矣、卒不能攄首尾、奮翼鱗、振拔洿塗、跨騰風雲、使見之者影駭、聞之者響震、徒樂枕經籍書、紆體衡門、上無所蒂、下無所根、獨攄意乎宇宙之外、銳思於毫芒之内、潛神默記、緪以年歲、

（第二大段の第二小段なり、主人の著述に耽ることを言ふ、）

訓義　〔帶紱冕〕帶の字は冠帶の帶にして、大帶を謂ふ、紱は膝を蔽ふ物、冕は冠、倶に公卿大夫の服なり、茲には官服の意、〔英華〕草木の美なり、才學に譬ふ、〔湛〕十分に蓄ふること、〔讋〕被むる、〔龍虎之文〕班紋なり、文章の盛んなるに譬ふ、〔攄〕伸なり、〔振拔洿塗〕洿は濁水、塗は泥土、振拔は其上へ飛拔ける、高位に升ると、〔跨騰風雲〕風に跨り雲に騰る、功名を立つること、〔影駭響震〕影を見て驚き、響きを聞いて震へるなり、功業の盛んなるに膽を潰すなり、〔枕經籍書〕書物の中に起臥すること、〔紆〕かゞめる、〔衡門〕木を横にして門となせしもの、〔蒂〕草木の根、又菓の「へそ」、〔芒〕毛の末なり、〔緪〕終るなり、

爲、其辭曰、（第一大段なり、）

訓義　〔永平〕肅宗の年號、〔典〕掌る、〔校〕校正の校、〔無功〕官の卑きを謂ふ、〔喩〕猶慰むと云ふが如し、〔蘇張范蔡〕蘇秦、張儀、范睢、蔡澤、皆戰國能辯の士、〔析〕斷ずるの意、

講述　永平中に自分は郎官となり、御府を校正する役向きであつて、專ら儒學に熱心となり、著述を以て業として居る、然る處或る人は、何の利益もないとて惡口を言ふ、其れは默つて居られぬ、其上自分は、東方朔や揚雄が蘇張范蔡の時代に生れなかつたことを以て自ら不遇を慰め、少しも正しき道を以て境遇を判斷し、君子の守るべき所を明かにしなかつた事に感ずる所があるから、一寸或る人の非難に對して答へる次第である、其辭は左の如し、

賓戯主人曰、蓋聞聖人有一定之論、烈士有不易之分、亦云名而已矣、故太上有立德、其次有立功、夫德不得後身而特盛、功不得背時而獨彰、是以聖哲之治、棲棲遑遑、孔席不煖、墨突不黔、由此言之、取舍者昔人之上務、著作者前烈之餘事耳、（第二大段の第一小段なり、著述の本業となすに足らざることを言ふ、）

訓義　〔有一定之論〕五經の、萬世に垂れて、後人改むる能はざるを言ふ、〔分〕決なり、轉じて節操の意となる、〔太上立德〕左傳叔孫豹の辭なり、〔棲棲遑遑〕安居せざるの貌、〔孔席不煖〕孔子絶えず列國に遊說せるがため、其坐席の溫となる暇がない、〔墨突不黔〕墨は墨翟、突は烟突、長く一所に居らざるが故に、烟突の黑くなることなきなり、〔烈〕功なり、有功者を謂ふ、〔取舍〕取は道德を行ふ方、舍は靜淨無爲を守る方、

講述　客あつて主人に戯れて曰く、扨も聞く所に依れば、聖人は一定の論があつて道德を持し、烈士は不易の操があつて功業を立てるが、是れと云ふも名

東方朔が細君の爲に燒肉を割いて持歸つたと云ふことがあるが、僕などは誠に此の數人と竝ぶことが出來ないから、それゆゑ默然として獨り太玄を守る次第である、

文法　全篇、太玄の二字に歸著す、

餘說

當、時、適、得、宜の五字を以て前面許多の議論を收拾し、更に悖、惑、謬、狂の四字を呼起し、時の一字を以て前の時の字に照して斷案を下し、更に故事を用ひて掉尾、法に適ひ、結ぶに太玄の二字を以てす、後半の文法、頗る妙、

答賓戲

班孟堅

講題　客の戲れて非難せし語に答へたるものなり、故に題して答賓戲と曰ふ、其文體は揚雄の解嘲に本づく、

大旨　著述を樂んで天命に安んずることを言ふ、

大段落　凡そ五大段より成る、第一大段は篇首より「其辭曰」に至る、自序なり、第二大段は「賓戲主人曰」より「不亦優乎」に至る、客の辭にして、功名の、著述に愈ることを言ふ、第三大段は「主人逌爾而笑曰」より「亦未至也」に至る、主人の辭にして、功名は恃むべからず、今日は戰國に比すべからざることを言ふ、第四大段は「賓曰若夫軼斯之倫」より「默而已乎」に至る、客の辭にして、古聖賢の著述せざりしかを問ふ、第五大段は「主人曰何爲其然也」より「篇尾」に至る、主人の辭にして、古聖賢の德は文字に顯はるゝことを言ひ、以て斯文を娯むに歸著す、

永平中爲郎、典校祕書、專篤志于儒學、以著述爲業、或譏以無功、又感東方朔揚雄自喩以不遭蘇張范蔡之時、曾不折之以正道、明君子之所守、故聊復應

皓は四人の老人、頭髮の白きより皓と曰ふ、東園公、綺里季、夏黃公、角里先生是れなり、四人、長安の南なる商洛の中に隱れ、漢に仕へず、人より尊敬せられたるを以て、榮を采ると謂ふ、〔公孫創業於金馬〕公孫弘は、金馬門に於て對策し、擢んでられて第一となり、博士に拜す、〔驃騎發跡於祁連〕霍去病、驃騎將軍となり、匈奴を擊つて祁連山に至り、斬獲する所甚だ多し、〔司馬長卿竊貲於卓氏〕長卿は相如の字なり、相如は梁の孝王の門に客となりしが、王薨ずるに及び、家に歸りし處、貧にして糊口の塗に苦む、臨卭の縣令王吉と云ふ者、相如と親しかりしかば、其窮を憫み、人に重んぜられしめんと、殊更に恭敬の狀を爲しゝかば、果して人の注意を引き、其地の大富豪卓王孫、令と相如とを招飮せり、宴酣なる頃、相如は主人の求めに從ひ琴を彈じ、卓氏の女なる文君は音樂を好むことを知りし所より、琴心を以て之を挑みし處、文君は戶の隙間より窺ひ見て之を悅び、夜逃げて相如の許に奔り、相如の故鄉なる成都に至りしが、家貧にして爲すべきやうなし、卓王孫は固より二人の不義を怒つて絕緣したることゆゑ、二人は全く孤立の境涯にあり、文君其夫に勸めて、再び臨卭に赴き、一の酒店を買ひ求め、文君は壚（土を以て臺を造りたるもの）の處に見世番をして酒を賣り、相如犢鼻褌を著けて器物の洗ひ濯ぎを業とし、卓王孫に面當をなす、其結果、卓王孫より、僮百人、錢百萬及び夥しき衣服器財を得て富を成せり、〔東方朔割炙於細君〕炙は燒肉を謂ふ、武帝、伏日に肉を群臣に賜ふ、然るに大官未だ入朝せざりしかば、朔の如き小臣は容易に受取る手續に至らず、朔は私に肉を割いて持歸る、有司、其無禮を奏するに及び、武帝、朔を召して、自ら其罪を責めしむ、朔、再拜して曰く、賜を受くるに詔を待たず、何ぞ無禮なるや、劍を拔いて自ら割く、何ぞ壯なるや、之を割いて多からず、何ぞ廉なるや、歸つて之を細君に遺る、何ぞ仁なるやと、武帝笑つて曰く、朔をして自ら責めしむれば、乃ち反つて自ら褒むと、復酒肉を賜ふ、

講述　藺生が秦の章臺に於て功を仕遂げ、四皓が南山に於て榮譽を采り、公孫弘が金馬門の試驗に終身の業を起し、驃騎將軍が祈連山の戰ひに偉迹を顯はし、司馬長卿が舅の卓氏より財產を竊み取り、

小段は人毎に分論し、此の小段は一括して之を論ず、前小段は一一也の字を以て之を束ね、此の小段は矣の字を以て之に應ず、

夫蕭規曹隨、留侯畫策、陳平出奇、功若泰山、響若坻隤、雖其人之膽智哉、亦會其時之可爲也、故爲可爲於可爲之時則從、爲不可爲於不可爲之時則凶』、第五大段の第七小段なり、榮辱禍福を以て時の一字に歸納す、

訓義　〔規〕條規を定むること、〔坻隤〕天水郡に大なる坂あり、隴坻と曰ふ、其角の處崩壞し、聲、數百里に聞ゆ、

講述　夫れ蕭何が法律を造り、其後任者の曹參が其儘繼承して善く天下を治め、留侯、張良が策を建て陳平が奇智を出したる、此等の功勳の高きことは泰山の如く、其名譽の轟くことは坻隤の響きの如くある、實以て其人の膽略と智術との致す所ではあるが、一には爲すべき時に出遇つた爲である、故に爲すべき時に爲すべきことを爲すと云ふと、順當であり、爲すべからざる時に爲すべからざるを爲すと云ふと、凶である、

若夫藺生收功于章臺、四皓采榮於南山、公孫創業於金馬、驃騎發跡於祁連、司馬長卿竊貲於卓氏、東方朔割炙於細君、僕誠不能與此數子竝、故默然獨守吾太玄』、第五大段の第八小段なり、太玄を守る所以を說明す、

訓義　〔藺生〕趙の藺相如、秦が趙の和氏に璧あることを聞き、十五城を以て交換せんと申込みたるとき、趙は璧を與へざるときは秦の怒りに觸るゝの恐れあり、之を與ふるときは欺かれて十五城を取り失ふの恐あり、相如、使ひとして秦に赴き、秦が城を與ふるの意なきことを看破し、璧を完うして歸る、〔章臺〕秦の臺の名、〔四皓采榮於南山〕榮は榮名なり、四

儀を起さんと、高祖曰く試みに之を爲せと、通乃ち徵する所の二十人及び上の左右學をなす者、及び其弟子百餘人と、準備の講習をなせり、

講述　昔し五帝は法則を垂れ、三王は禮を傳へ、百世を經ても易へることとの出來ぬものである、叔孫通は陣太鼓の音の喧しい間より起り、甲冑を脫ぎ棄て干戈を投げ棄て、遂に君臣の儀式を作り出したのは、行ふべき筋を得たからである。

『呂刑靡敝、秦法酷烈、聖漢權制、而蕭何造律、宜也』、第五大段の第五小段なり、必要に應じたるを言ふ、

訓義　〔呂刑〕周の穆王、其臣呂侯に命じて作らしめたる刑法にして、書經に在り、〔靡敝〕振はざること、〔聖漢〕漢の德を頌して聖の字を加ふ、〔權制〕權力を握り天下を制すること、

講述　周代の呂刑は已に效力を失ひ、之に代つた秦の法律は又殘酷猛烈で、行ふわけにゆかぬ、そこで漢が天下を統御することとなつて、蕭何の律を造つたのは、要求に叶つたからである、

文法　五個の也の字、相次いで下り、貫珠の如し、

『故有造蕭何之律於唐虞之世、則悖矣、有作叔孫通之儀於夏殷之時、則惑矣、有建婁敬之策於成周之世、則謬矣、有談范蔡之說於金張許史之間、則狂矣』、第五大段の第六小段なり、前五小段の意を裏面より說明す、

訓義　〔金張許史〕漢の金日磾、張安世、許廣漢、史高なり、

講述　其れ故に唐虞の道德政治の時代に、蕭何の定めたやうな法律を造ることがあるとすれば逆である、夏殷の質實なる時代に、叔孫通のやうな儀式を作ることがあるとすれば見當違ひである、成周の有德の時代に、婁敬のやうな策を建てることがあるとすれば間違ひである、金、張、許、史の如き王室に關係深き者の間に、范蔡の說を談ずることがあるとすれば狂である、

文法　范、蔡、婁、叔孫、蕭の五人を論ずるに、前の

謁するや、彼れの咽首を締めつけて己れの勢ひを張り、彼れの背をヒツパタイて其位地を奪つた、是れは范雎の退かねばならぬ時節であつたからである、

天下已定、金革已平、都於洛陽、婁敬委輅脱輓、掉三寸之舌、建不拔之策、擧中國徙之長安、適也、（第五大段の第三小段なり、時宜に適したるを言ふ、）

訓義　〔金革〕金は兵器、革は鎧、〔婁敬云云〕委は棄つるなり、輅は車の前の横木、二人、前より輓き、一人、後より推す、輓はひく、婁敬、隴西の守備に徵發せられ、洛陽を過ぎしとき、高祖、洛陽に在り、婁敬、挽く所の車を止め、上言せんことを請ひ、因つて說いて曰く、洛陽は天下の中央にして、德あるときは以て王たり易く、德なきときは以て亡び易し、秦の地は山を被り河を帶び、四塞以て固となす、卒急あらば、百萬の衆、具ふべきなり、今陛下、關に入つて秦の故地に都せば、此れ天下の喉を搤して其背を拊つなりと、張良又之を勸めたるに因り、高祖遂に長安に都せり、不拔之策とは、確乎として動かすべからざる良策と云ふこと、徙は遷なり、

講述　漢の高祖が楚の項羽を亡ぼして、天下も最早鎭まり、隨つて戰亂の騷ぎも落ちついた後、洛陽に都を定めた處、婁敬は戍卒となり、車を牽きつゝ洛陽を通りかゝり、車を置き棄てゝ高祖に謁見し、三寸の舌を掉つて利害を說き、漢の爲に確乎として、拔くに拔かれぬ大策を建て、中國の人民を擧げて之を長安に遷すこととしたのは、其考へが適切であつたからである、

五帝垂典、三王傳禮、百世不易、叔孫通起於枹鼓之間、解甲投戈、遂作君臣之儀、得也、（第五大段の第四小段なり、行くべき筋を得たるを言ふ、）

訓義　〔典〕法則と云ふが如し、〔枹〕「バチ」なり、〔作君臣之儀〕叔孫通は薛の人なり、高祖に說いて曰く、夫れ儒者は與に進取し難しと雖も、與に成を守るべし、臣願はくは魯の諸生を徵し、臣の弟子と共に朝

講述　客云ふ、果して君の言ふ通りならば、今日は玄でなければ名譽を得る方法はない次第であるか、彼の范蔡以下の士は、必ずしも玄を守つたため名を成したであらうや、さ樣ではない、

揚子曰、范雎魏之亡命也、折脅摺髂、免於徽索、翕肩蹈背、扶服入橐、激卬萬乘之主、介涇陽、抵穰侯代之、當也。 第五大段の第一小段なり、手段の旨くはまりたるを言ふ、

訓義　〔亡命〕逃亡者、〔髂〕腰骨、〔徽索〕縛せられたる繩、〔翕肩〕畏懼の貌、〔蹈背〕こゞむ貌、〔扶服〕匍匐なり、はらばひになること、〔激卬〕卬は怒なり、〔介涇陽〕涇陽は秦の昭王の同母弟なる公子市なり、介はへだつ、兄弟の間を割りて疎遠ならしむること、〔抵穰侯〕穰侯は前に出づ、抵は側擊なり、

講述　揚子は客に應へて曰く、范雎は魏の國のおちうどである、本國に於て罪せられ、肋骨を折られ腰骨を挫かれたが、幸ひに繩を脱け出し、肩をすぼめ背をかゞめ、四つ這ひになつて橐の中に隱れ込み、其れから秦に入つた處、萬乘の君たる昭王を刺激して怒らしめ、涇陽君を離間し、穰侯を攻擊して、自分が之に代り宰相となつたのは、遣り方が旨く當つたからである、

蔡澤、山東之匹夫也、顩頤折頞、涕唾流沫、西揖强秦之相、搤其咽而亢其氣、拊其背而奪其位、時也。 第五大段の第二小段なり、時に叶ひたるを言ふ、

訓義　〔顩頤〕頷の詭形、〔折頞〕鼻柱のなきこと、〔涕唾流沫〕目や鼻の中に、絶えず涕、唾、泡などが出てをること、〔揖强秦之相〕相は范雎なり、蔡澤、秦に入り、范雎に謂つて曰く、四時の序は、功を成すもの去ると、因つて其辭職を勸め、己れ之が後任となれり、

講述　蔡澤は山東の匹夫である、彼れは男振り此の上もなく惡く、頷は曲り鼻はノッペラボウ、始終鼻水を垂らし、涎を流し、泡を吐き、不潔千萬な男であつたが、一旦強國の秦に入つて、其大宰相たる范雎に

客の時宜を知らざることを告む、

訓義　〔炎炎〕火の光、〔隆隆〕雷の聲、〔高明之家〕富貴を指す、〔鬼瞰其室〕鬼神が盈滿を害することを言ふ、〔攫拏〕執持なり、權勢を握る者を言ふ、〔游神之庭〕神明の御座に此の身を置くと云ふこと、〔德之宅〕德と云ふ宅、人の安んじて居るべき所なるより言ふ、〔彼我〕彼は上世の士、〔鴟鴞〕ふくろふ、〔蝘蜓〕ゐもり、〔龜龍〕共に靈蟲として尊ばる、〔兪跗〕上古の名醫、〔扁鵲〕醫聖、

講述　其上吾が聞く所に依れば、炎炎と盛んに燃ゆるものも滅びてしまひ、隆隆と鳴るものも絕えてしまふとか、彼の雷や火を觀察するに、其炎炎、隆隆の時は十分勢ひの張り詰めた頂上である、所が天は其聲を收めて鳴らなくなり、地は其熱を藏(ヲサ)めて燃えなくなつて仕舞ふのが普通である、卽ち盈と云ひ實と云ふも、竟には虛無に歸するから、盈實も恃(タノミ)にならぬ、故に位高く譽れの明かなる家は、鬼神が之を窺ひ、祟(タヽリ)をするものである、此の理由により、權勢を固執するものは亡び、默默として出しやばらないものは存在する、位、人臣を極むる者は、高いと共に危險であり、自ら己れの天眞を守る者は安全である、此の故に自分は玄を知り默を知り、道の最上至極を守り、淸らかで靜かで以て、神明の庭に游び、寂然とし漠然とし、德の宅を守つて居る、時世が違へば物事も變るのであるが、此の人間の道ばかりは異ならない、彼れ上世の士と拙者と、時代を交換して見たならば、果してどうだか分らぬ、彼等も亦玄默を守る外はない、今足下の彼れ此れ云はるゝは、鴟梟を以て鳳凰を笑ひ、蝘蜓を標準として龜や龍を笑ふと云ふものである、足下が拙者の玄を倘白いとて笑ふなら、拙者は又足下の病氣の甚だしいのを笑ふ、是れは足下が兪跗や扁鵲のやうな名醫に遇はぬゆゑ、何如にもなさけない事である、

文法　此の處は玄を草する本旨を說明したる一段にして、卽ち解嘲の正文、○隔句押韻、句法の古奥なる處老子に似たり、

客曰、然(ラバ)則(チ)靡(ナケレバ)玄無(キ)所(ロ)成(ス)名(ヲ)乎、范蔡以下、何(ゾ)必(ズ)玄(ナラン)哉、

第四大段なり、客の難問を敍す、

訓義　〔靡〕無なり、〔范蔡〕范睢、蔡澤の二人、

なる、〔孝廉、方正〕試驗科目の名、〔抗〕あぐる、〔待詔〕試補なり、〔觸聞罷〕上書中、忌諱に觸れたること有るときは、唯上聞に達したりとの報知を受くるのみにて舍て置かる、任用されざることを言ふ、

講述　當今は之と違ひ、縣令は士を招かず、郡の太守は師傅を迎へず、多數の公卿は客を禮待せず、將軍、宰相は眉を低れて賢士に接せず、議論の奇警なるものは疑を受け、行爲の特絶なるものは罪を得ると云ふ有樣である、斯う云ふ事情の爲に、何か談論したいと思ふ者も、舌を卷いて言はず、相手の言ふのを待つて之に調子を合はせ、行動したいと思ふものも、足を持扱つて進まず、相手の行くのを待つて其踏んだ跡に足を著ける、されば若し上世の士をして今日に處らしめたならば、縱令ひ試驗を受けたりとも、策問の成績は甲科に非ず、行狀の部類は孝廉に非ず、選擧の資格は方正に非ず、只意見書を上り、折折政事の是非を言ふことが出來るばかり、其結果、上等の處で役人の試補となり、惡くすると、忌諱に觸れて見棄てられると云ふ次第であるから、又何として青紫の印綬を佩びるやうな大官となることが出來ようや、

文法　上の「紆青拖紫」に應ず、

且吾聞之、炎炎者滅、隆隆者絶、觀雷觀火、爲盈爲實、天收其聲、地藏其熱、高明之家、鬼瞰其室、攫拏者亡、默默者存、位極者高危、自守者身全、是故知玄知默、守道之極、爰清爰靜、游神之庭、惟寂惟漠、守德之宅、世異事變、人道不殊、彼我易時、未知何如、今子乃以鴟梟而笑鳳凰、執蝘蜓而嘲龜龍、不亦病乎、子之笑我玄之尚白、吾亦笑子病甚、不遇兪跗與扁鵲也、悲夫、』第三大段の第七小段なり、

千乘於陋巷〕齊の桓公、小臣の稷と云ふ者を見んとて一日に三度至りしも、見ることを得ざりしかば、從者思ひ止まるべしとて諫めたれども、桓公從はざりしことあり、此の事を言ひたるなり、千乘とは千乘の君と云ふが如し、諸侯を意味す、〔擁篲而先驅〕篲は箒、鄒衍、燕に如く、昭王、篲を擁して前驅をなし、弟子の座に列して業を受けしことを謂ふ、〔窒隙蹈瑕〕先方の隙間の在る所へ突け込み、自分の欲典は掩ひ隱す、〔詘〕屈なり、

講述　夫れ古代の士は、或は縛を解かれて宰相となり、或は鄙しき境涯を去つて師傅となり、或は夷門に倚つて笑ひたる者もあり、或は江濱に漁業を事とせし者あり、或は七十度も游說して用ひられなかつた者あり、或は立談の間に伎倆を認められて、大名に取り立てられた者あり、或は千乘の貴き身分を屈して、陋巷の賢者を尋ねた者あり、或は賢者の爲に箒を抱へて案内をした者あり、之がため士たる者は、頗る其舌を伸べ其筆を奮つて、十分に抱負を吐くことが出來、隨つて先方の隙へ突け込み、自分の疵を隱して屈することがない、

當今縣令不請士、郡守不迎師、群卿不揖客、將相不俛眉、言奇者見疑、行殊者得辟、是以欲談者、卷舌而同聲、欲步者擬足而投跡、嚮使上世之士處乎今世、策非甲科、行非孝廉、舉非方正、獨可抗疏時道是非、高得待詔、下觸聞罷、又安得青紫、　第三大段の第六小段なり、

現代は功名の機會なきことを言ふ、

訓義　〔俛眉〕俛は俯なり、眉を下ぐるは好意の表情なり、〔辟〕罪なり、〔同聲〕人の言ふ後に附いて、其通りに言ふ、〔擬足而投跡〕擬は度る、足の踏み場所を考へ定めてから、そこへ持つてゆくこと、〔策非甲科〕策は試驗問題を書したる札、試驗の義となる、成績を甲乙科に分ち、甲は郎中に敍せられ、乙は太子舍人と

折摺の難に罹つたが、立身して穰侯の地位を危險ならしめ、蔡澤は無口であつたが出世の抱負があつた所から、人相見の唐擧を笑つた、斯く云ふ次第であるから天下に事件ある時に當つては、蕭何、曹參、張子房、陳平、周勃、樊噲、霍光のやうな偉人でなければ、國を安んずることが出來ず、其泰平無事の時に當つては、學者共が坐しながら之を守つて居ても、何等の心配がない、故に世の中が亂れたときは、聖人や哲人が奔走してもまだ足らないと共に、世の中が治まつたときは、凡庸の人間が枕を高く安眠して居つても尚餘りがある、

文法　是れ上の「得士者富失士者貧」の事實を説明せし處なり、

夫上世之士、或解縛而相、或釋褐而傅、或倚夷門而笑、或橫江潭而漁、或七十說而不遇、或立談而封侯、或枉千乘於陋巷、或擁篲而先驅、是以士頗得信其舌而奮其筆、窒隙蹈瑕而無所詘也、『第三大段の第五小段なり、古人が功名を取るべき機會ありしことを言ふ』

訓義・〔解縛而相〕管仲は、齊の桓公の兄子糾の傅なり、子糾が桓公と位を爭ひしとき、管仲は桓公を射て帶鉤に中てたることあり、後戰ひ敗れて囚となりしも、桓公は其才を知り、縛を解いて之を用ひ擧げて相とせり、〔釋褐而傅〕褐は毛布にして、賤者の服、傅はもり役、殷の傅說、褐を著、劍を帶びて、秕傅の城に土木工事の勞働をなす、武丁、夢に之を見、求めて相となす、傅は師傅なり、〔橫江潭而漁〕屈原と云ふ說と、漁父辭の中に在る漁夫と云ふ說と、呂望と云ふ說とあり、〔倚夷門而笑〕侯嬴の事なり、秦、趙を伐つ、趙、救ひを魏に求む、公子無忌、百餘人を率ゐて嬴を過ぐ、嬴は大梁夷門の監者(門衛)たり、嬴、言ふ所なし、無忌、立戾つて復た嬴を見る、嬴之を笑ひ、謀を以て無忌に告げ、秦の軍を破らしむ、嬴の笑ひしは、其己れを知らざるを笑ひしなり、〔七十說而不遇〕孔子の說きたる所七十二君、莊子に見ゆ、〔立談而封侯〕虞卿、趙の孝成王に說き、再び見て趙の上卿となる、〔枉

則聖哲馳騖而不足、世治則庸夫高枕而有餘。』第三大段の第四小段なり、人材の必要なると否とは、治亂に因つて異なるを言ふ。

訓義 〔三仁〕孔子曰く、殷に三仁ありと、箕子、微子、比干を謂ふ、〔墟〕遺跡なり、〔二老〕孟子、太公望と伯夷とを以て天下の大老となす、〔熾〕火の盛んに燃ゆるなり、〔子胥死而吳亡、種蠡存而越霸〕吳既に伍子胥を誅し、遂に齊を伐つ、越王勾踐、襲うて吳の太子を殺す、王聞いて乃ち歸り、越と和す、勾踐、遂に吳を滅す、種は越の大夫の名、蠡は范蠡、〔五羖〕百里奚、秦を亡げて楚宛に走り、楚の鄙人、之を執ふ、穆公、百里奚の賢を聞き、人を楚に遣はし、五羖羊の皮を以て之を贖ふ、羖は牝羊なり、〔樂毅〕戰國の時、魏の人、燕の昭王、以て亞卿となし、國政を任ず、齊を伐つて之を破り、七十餘城を下す、〔范雎以折摺而危穰侯〕折摺とは脅を折り齒を拉ること、摺は古の拉の字、范雎、魏の相魏齊の爲に、賣國の寃を以て笞たれし上、脅を折られ齒を拔かれたれども、幸に死せざることを得たり、後、秦に入り、昭王に見えて、宣太后と穰侯との專權を說く、秦王悟り、穰侯の相を免ず、穰侯、名は魏冉、宣太后の弟なり、〔蔡澤以噤吟而笑唐擧〕唐擧は觀相家なり、燕人蔡澤、就きて相せしむ、擧曰く、吾れ聞く聖人は相せずと、殆んど先生かと、蔡澤、唐擧の己れに戲るゝを知り、乃ち曰く、富貴は吾が自ら信ずる所、吾が知らざる所のものは壽なり、願はくは之を聞かんと、唐擧曰く、先生の壽は、今より以往四十三歲ならんと、蔡澤笑つて謝し去り、其御に謂つて曰く、富貴四十三年ならば足れりと、噤吟は無言の貌、〔蕭曹子房平勃樊霍〕蕭何、曹參、張良、陳平、周勃、樊噲、霍光、皆漢の功臣、子房は張良の字、〔章句之徒〕文人學者を指す、〔馳騖〕奔走すること、

講述 昔し三人の仁者が居らなくなつた結果、殷は亡びて、都も城も野原となつて仕舞ひ、二人の故老が手賴つて往つた結果、周が盛大に赴いたことがある、伍子胥が死んだため吳は滅亡に及び、種や范蠡が在つたため越は霸業を成し、五羖大夫と云はれた百里奚が入つたので、秦は賢士を得たとて喜び、樂毅が立ち去つたので、燕は良將を失つたとて懼れ、范雎は

升るが如しと云ふこと、立身を言ふ、〔委溝渠〕成り下るを謂ふ、〔執〕勢の古字、〔崖〕岸なり、〔渤澥〕澥は海なり、〔乘雁〕四疋の雁、一車に四馬を駕するが故に、乘は四箇の名となる、

講述　今大漢の國疆は、左は東海に至り、右は渠搜に至り、前は番禺に至り、後は椒塗に至り、東南には一人の尉官を置き、西北には一人の候官を置き、中外一統の世の中であつて、戰國の分裂とは同一でない、法律を以て人民を暴れ出ぬ樣に繫ぎ止め、刑罰を以て惡事をせぬやうに抑へ付け、禮儀や音樂を以て邪慾の念を消させ、父母の喪中三箇年、仕事せずに在らしめ、倚廬の制度を以て孝心を固からしめ、政治敎化の行届くことは、周室の綱を解きしとは同一でない、天下の士は雷の如くに動き雲の如くに合し、魚の鱗のやうに入り雜つて重なり合ひ、皆八方に業を營み、家家人人、自ら稷契皐陶であるかの如く思ひ居り、髮囊を頭に戴き冠の紐を垂れて談論する者は、何れも伊尹の眞似をなし、五尺の童子すらも、霸者の輔佐たる晏子や管仲に比べられることを羞と思ひ、誰れも一統の朝廷に仕へたいと望まぬ者はない、所で幸ひに要路に立つことを得たる者は靑雲の上へ升つたと同樣、要路の地位を失なつた者は溝渠の中に棄てられたと同樣、朝に權力を握れば公卿宰相ともなり、夕に勢力を失へば匹夫と成り下つて仕舞ふ、譬へて見れば、江湖の岸邊又は渤海の島などに四五疋の雁が集つたとて多くはならず、又一二疋の鳧が飛去つたとて少くはならない、人材を得ようと失はうと、戰國の時とは違ひ、國家の輕重をなすに足らぬ、

昔三仁去而殷墟、二老歸而周熾、子胥死而吳亡、種蠡存而越霸、五羖入而秦喜、樂毅出而燕懼、范雎以折摺而危穰侯、蔡澤以噤吟而笑唐擧、故當其有事也、非蕭曹子房平勃樊霍、則不能安、當其無事也、章句之徒、相與坐而守之、亦無所患、故世亂

今大漢左東海、右渠搜、前番禺、後椒塗、東南一尉、西北一候、徽以糾墨、制以鑕鈇、散以禮樂、風以詩書、曠以歲月、結以倚廬、天下之士、雷動雲合、魚鱗雜襲、咸營于八區、家家自以爲稷契、人人自以爲皐陶、載縰垂纓而談者、皆倚于阿衡、五尺童子、羞比晏嬰與夷吾、當路者升青雲、失路者委溝渠、旦握權則爲卿相、夕失埶則爲匹夫、譬若江湖之崖、渤澥之島、乘雁集不爲之多、雙鳧飛不爲之少、第三大段の第三小段なり、現代に於て人材の需要少きことを言ふ、

訓義　〔渠搜〕禹の定めたる雍州に屬し、金城と河間との間に在り、〔番禺〕南海郡なり、〔椒塗〕一に當塗と曰ふ、漁洋の北界、〔一尉〕尉は官名、〔一候〕龍勒、玉門、陽關の三處に候と云ふ役人あり、遠國來朝の賓客を見張る、〔徽以糾墨〕徽は繫ぐると訓ず、糾は三ッ拈の繩、墨は墨繩なり、大工の寸法や水平を正す所の具、法令の密なるに喩ふ、〔鑕鈇〕斧鉞の類、刑具、〔散〕結ぼれ腐つた氣を散ずるなり、〔風〕動かすなり、〔曠〕空なり、仕事をせず經過するなり、〔倚廬〕喪に籠る假屋、〔結〕心を結び凝らす、〔雷動雲合〕雷の鳴るやうに烈しく行動し、雲の合するやうに聚まる、〔魚鱗〕重なり合ふ形容、〔營〕各、其業を修むるを謂ふ、〔稷契〕稷は名は棄、周の先祖、后稷とは司農官のこと、契は殷の先祖、共に唐虞の賢臣、〔皐陶〕唐虞の司法官、〔載縰〕載は戴の意、縰とは髮を包むもの、〔倚于阿衡〕阿衡は殷の官名、宰相の職、伊尹、此の職に任じたるを以て、伊尹を言ふ、倚は擬と音通、比するなり、〔晏嬰〕春秋の時、齊の景公の賢相、〔夷吾〕齊の桓公の賢相管仲の名、〔當塗〕要路に立つこと、〔升青雲〕青雲の上に

摘題と曰ふ、〇朱丹と赤と亦相應ず、

往昔周綱解結、群鹿爭逸、離爲十二、合爲六七、四分五剖、竝爲戰國、士無常君、國無定臣、得士者富、失士者貧、矯翼厲翮、恣意所存、故士或自盛以槖、或鑿坏以遁、是故鄒衍以頡頏而取世資、孟軻雖連蹇、而爲萬乘師、第三

大段の第二小段なり、戰國の時、人材の需要多かりしことを言ふ、

訓義　〔結〕ゆひ目、〔群鹿〕列國の君を指す、〔剖〕われる、〔矯〕あげる、〔翮〕鳥の羽の根、又勁き羽、〔自盛以槖〕槖は底のない嚢なり、魏人范雎、秦に入るとき、槖の中に藏る、〔鑿坏以遁〕屋後の墻を坏と曰ふ、顔闔、魯の聘を拒み、坏に穴をあけて其口より逃れ出づ、〔頡頏〕鳥の飛んで上がるを頡と曰ひ、飛んで下るを頏と曰ふ、玆には詭異の辯を謂ふ、其上げたり下げたり、色色に言ひ廻して、人を惑はすより言へるなり、〔世資〕世を渡る資、〔連蹇〕偃蹇と同義、困難にして進みかぬる貌、

講述　昔し周の統治權が弛んで、綱の結目が解けた樣になつた所から、其統治を受けて居て綱に入れられた、鹿に譬ふべき列國が、羈絆を脫して我先きにと逸出し、離れて十二諸侯となり、合して六七國となり、四にも五にも分裂して戰國の世となり、士たる者は何れへ仕へるも自由であるから、一定の君がなく、又國から言へば來る者もあり去る者もあるから、一定の臣下がなかつたが、賢才の士を得た國は富み榮え、賢才の士を失つた國は貧弱なるが故に、何れの國も人材を必要とする時勢であつた、そこで士たる者の鳥が、羽翼を擴げ上げ勢ひを出して勝手に翔るやうに、往きたい處へ往き、嫌なら招かれても仕へなかつたのである、故に自ら槖の中に身體を入れたり、坏に穴を開けて逃げたりした者がある、鄒衍は詭辯を以て世の中を渡る資を手に入れ、孟子は不遇であつたとは云へ、萬乘の國である梁の惠王や齊の宣王の師と仰がれた、

訓義　〔不諱之朝〕何事を陳べても、忌み憚るに及ばざる朝廷と云ふこと、〔金門〕金馬門、〔玉堂〕廟堂の稱、〔畫〕案出するなり、〔從〕縦に同じ、〔扶疎〕四方に廣がる貌、〔黄泉〕地下を謂ふ、〔元氣〕天地間に充滿する要素的大氣、〔無間〕空間なき場處、〔拓落〕みそぼらしきこと、官位の卑きを言ふ、

講述　今足下には、文明隆盛の時代に遇ひ、言路の開けて遠慮の要らぬ朝廷に處ることを得て、數多の賢人と同列となり、金馬門を歴て玉堂に上ることは、已に程の知れたる間である、然るに一の奇智を搾り一の計策を立てゝ、上は君主に説き下は公卿に談じ、目を明星のやうに耀かせ、舌を電光のやうに動かして縦横に論じ立て、對論者をして及向へぬやうに爲すこと出來ず、反つて沈默して太玄五千字を作り、其枝葉に渉る理窟を延長して、十餘萬字にも及ぶ長い説を立て、其意味の深いものは黄泉の底まで入る程であり、高いものは蒼天の上へ出づる程であり、大きいものは宇宙の元氣を包含し、細かいものは無間の緻密なる物體へも這入る程である、然るに位は侍郎に過ぎず、擢でられた處でやつと黄門の給事と云ふ卑官である、考へて見れば玄はまだ白いのではあるまいか、さうでなくば何とて足下の官が斯くみそぼらしいのであるか、

文法　青、紫、朱丹の字は玄と相映ず、是れ字法なり、

揚子笑而應之曰、客徒欲朱丹吾轂、不知一跌、將赤吾之族也、

第三大段の第一小段なり、榮達を求むれば反つて禍ひを得べきことを言つて、客の説を駁す、

訓義　〔跌〕つまづく、〔赤吾之族〕赤とは物の盡きて亡くなること、赤地、赤貧の如し、赤族は誅夷するを謂ふ、

講述　揚子は笑つて客に答へて云ふ、君には一圖に拙者の車の轂を朱塗にさせたいとの思召しであるが、其通りにまゐれば宜しいけれども、一つ間違へば拙者の一族が絶えてしまふ、其れをば御存じないのである、

文法　先づ一句を以て客の説の危險なることを示して嘲を解き、以下舒舒と説明に入る、此の如き處を

の綱紀、人綱人紀は、父子、君臣の道德律を指す、「析人之珪」析は中分すること、珪は玉の割符、人に爵を與ふるとき、半は其人に授け、半は君主之を藏す、人の字は君として視るべし、析人之珪は、爵を授けらるること、「儋」になふ、「懷人之符」符は竹の割符、是れも珪と同樣に、中分して、君主と受封者とが各、半片を持つなり、「紆青拖紫」紆はまとふ、拖は引く、青紫とは共に印綬の色なり、官爵に應じて之を異にす、漢の制度に依れば、公侯は紫綬、九卿は青綬、「朱丹其轂」轂は車のこしき、朱色に塗るなり、是れは二千石の吏の表章なり、

講述　客あつて揚子を嘲つて云ふやう、吾が聞く所に依れば、古代の士は人の綱とも紀ともなり、君臣、父子の道の道德律を示したものである、そこで若し此の世の中に生れて來なければ別段、生れて來た以上は、必ず上は人君を輔佐して之を尊嚴にし、下は身を立て名を揚げて父母を榮譽にする、卽ち君より珪を頒たれて其爵を荷ひ、君より賜はつた割符を懷に持つて其祿を分たれ、三公となり九卿となつて、青や紫の印綬を身に纏ひ腰に廻らし、又は二千石の地方官となつて、其車の轂を朱色に塗る、斯くてこそ、士の本分を盡すものである、

今吾子幸得遭明盛之世、處不諱之朝、與群賢同行、歷金門上玉堂有日矣、曾不能畫一奇出一策、上說人主、下談公卿、目如耀星、舌如電光、一從一橫、論者莫當、顧默而作太玄五千文、枝葉扶疏、獨說十餘萬言、深者入黃泉、高者出蒼天、大者含元氣、細者入無間、然而位不過侍郎、擢纔給事黃門、意者玄得無尙白乎、何爲官之拓落也、』　第二大段の第二小段なり、揚雄の立身せざることを言ふ、

きが故に、玄を守ることが己れとしての立場なることを言ふ、

哀帝時、丁傅董賢用事、諸附離之者、起家至二千石、時雄方草創太玄、有以自守、泊如也、人有嘲雄以玄之尚白、雄解之、號曰解嘲、其辭曰、第一大段なり、

訓義　〔哀帝〕西漢の君主、〔丁傅〕丁は大司馬丁明、哀帝の母丁姫の兄なり、傅は傅晏、皇后の父にして、孔郷侯に封ぜられたる人、〔董賢〕哀帝の寵臣、〔用事〕政事を自由にする、〔附離〕離は麗に同じ、附屬するなり、〔起家〕平人の身分より立身するを言ふ、〔太玄〕書名なり、玄は玄妙の玄、本と黑色の意、〔泊如〕淡泊にして無欲なる貌、〔玄之尚白〕黑い物を作つて居るが、まだ黑くならないで白色であると云ふこと、是れは揚雄が祿位のないのは、未だ其妙に至らぬのであると云つて、譏りたるなり、

講述　哀帝の時に丁氏、傅氏、並に董賢と云ふもの、政事を自由にして權力のあつた所から、彼等に隨從した所の人達は、家より起つて二千石の高持となるまで立身したものがあつた、此の時揚雄は、丁度太玄と云ふ書物を起稿しつゝ、己が主義を守り、名利などに頓著せず、泊然と心靜かに行ひ澄まして居つた、然るに揚雄は太玄を作つて居るが、玄がまだ白いと云つて嘲るものがあつたので、揚雄は之が言ひ釋きの文を作り、名を附けて解嘲と稱したが、其文句は左の如し、

客嘲揚子曰、吾聞上世之士、人綱人紀、不生則已、生必上尊人君、下榮父母、析人之珪、儋人之爵、懷人之符、分人之祿、紆青拖紫、朱丹其轂、第二大段の第一小段なり、古人の立身せしことを言ふ、

訓義　〔人綱人紀〕謂はゆる紀綱の字を分言せるものにして、綱はつな、紀は大綱、君は臣の綱紀、父は子

不レ有二佳作一、何伸二雅懷一、如レ詩不レ成、罰依二金谷酒數一』第三大段の第三小段なり、文章(古へは詩も亦文章と謂ふ)を發揮すべきことを言ふ、

訓義　〔佳作〕好き作品、〔雅懷〕風流思想、〔金谷酒數〕金谷は、晉の石崇と云ふ人の園の名、洛陽に在り、石崇嘗て賓客を會して、園中に宴を設け、詩の出來ざる者は、罰として酒三觴を課せり、

講述　此の面白い宴會に善い詩を作らなければ、何として風流思想を發揮することが出來ようや、されば折角の風情も甲斐がないから、一つ規則を立てて、若し詩が出來なんだら、之を罰することゝして、罰杯の數は、金谷園の例に依ることとしよう、

餘說

春夜宴桃李園とは、題已に雅致あり、行文淸麗にして、花香月影を筆端に現じ、極めて題に切なり、特に起首の二句は理趣盎然、其人口に膾炙するは宜なり、

解嘲　揚雄

講題　嘲は音たう、俗に謂ふ嘲弄のことなり、解は之を言ひ說くなり、

大旨　人材は、古今、時を異にし、過不過あるが故に、己れは太玄(解、本文に在り、)を守るに若かざるを言ふ、

目的　暗に時世を譏るに在り、

大段落　凡そ分つて五大段となす、第一大段は篇首より「其辭曰」に至る、解嘲の動機を述ぶ、卽ち作者の自序なり、第二大段は「客嘲揚子曰」より「何爲官之拓落也」に至る、客の嘲なり、揚雄の玄を草するは時世の用に適せざるを言ふ、第三大段は「揚子笑而應之曰」より「不遇俞跗與扁鵲也悲夫」に至る、雄の解なり、才ありと雖も發展すべき餘地なきことを言ふ、第四大段は「客曰然則靡玄無所成名乎范蔡以下何必玄哉」に至る、又客の嘲なり、古來功を立てたるもの必ず玄を草せざりしことを言ふ、第五大段は「揚子曰范雎魏之亡命也」より篇尾に至る、時代の異なるに拘はらず強ひて古人の行爲を學ぶときは禍を受くべ

講述　只さへも遊ばなければならぬのに、まして今は陽春の好い時節は、烟や霞の立て込めて、言ふに言はれぬ景色を以て、我等を迎へ、天地は又我等に文章を授け給ひたる事であるから、何とて遊ばずに居られよう、そこで桃や李の咲き亂れて、花の香の芳しき庭園の中に會合を催し、長幼打揃つて、骨肉の快樂を盡すわけである、

文法　題中の春の字、桃李の字、園の字を點出す、

群季俊秀、皆爲惠連、吾人詠歌、獨慚康樂、（第三大段の第一小段なり、己れと諸從弟との文章の優劣を言ふ、）

訓義　〔群季〕諸從弟を謂ふ、〔俊秀〕萬人の秀を俊と曰ふ、秀は才子の美稱、〔惠連〕宋の謝惠連也、十歳にして能く文を屬す、族兄の靈運、之を嘉賞して云ふ、篇章ある毎に惠連に對するときは、輙ち佳句を得と、嘗て永嘉の西堂に於て詩を思ふ、終日就らず、忽ち惠連を見たれば、卽ち池塘生春草の句を得て、大に以て工となす、〔吾人〕自身を謂ふ、〔康樂〕謝靈運、康樂侯に封ぜられたるを以て云ふ、靈運は晉の將軍玄の孫、博く群書に涉る、文章の美、顏延之と共に江左第一と稱せらる、

講述　大勢の從弟等は俊秀の才子であつて、何れも今日の謝惠連である、然るに自分の詠歌は、康樂侯に比すれば慙づかしい、

文法　上半は諸從弟の才を褒め、下半は自己の拙を謙言す、

幽賞未已、高談轉淸、開瓊筵以坐花、飛羽觴而醉月、（第三大段の第二小段なり、宴會の光景を敍す、）

訓義　〔幽賞〕物靜かなる花の眺、〔高談〕脫俗の談論、〔轉〕次第になり、〔瓊筵〕瓊は美玉、立派なる敷物を謂ふ、〔羽觴〕雀の形をしたる杯、

講述　物靜かに花を賞美しつゝ興味の盡きざる中に、高尙風流の談話は益〻淸らかであつて、立派な敷物を展べて花の影に坐を占め、羽觴を飛ぶやうに廻はして、月を看ながら醉ひ樂む、

文法　前の一小段は「大塊」の句を承け、此の小段は「陽春」の句を承く、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「良有以也」に至る、人世の樂まざるべからざる理由を說く、第二大段は「況陽春召我以烟景」より「序天倫之樂事」に至る、好時節に應じて樂むを言ふ、第三大段は「群季俊秀」より篇尾に至る、花月の良夜に文學的娛樂を爲すべきを言ふ、

夫天地者萬物之逆旅、光陰者百代之過客、而浮生若夢、爲懽幾何、古人秉燭夜遊、良有以也、』第一大段なり、

訓義　〔逆旅〕逆は迎ふるなり、旅は客なり、旅店を逆旅と曰ふ、〔過客〕通行の旅客、〔浮生〕人間のはかない一生、〔懽〕愉快、〔古人秉燭〕秉は取ると訓ず、あかりを點けること、古詩十九首の中に云ふ、生年不滿百、常懷千歲憂、晝短苦夜長、何不秉燭遊と、〔以〕誠にと訓ず、實以てなり、〔有以也〕以は故なり、理由あると云ふこと、

講述　夫れ天地と云ふものは、其間に來る者あり、去る者あり、丸で萬物の宿屋である、又光陰と云ふものは、百代も更る更る通つてゆく旅客である、而して人間の浮世に生きて居るのは夢のやうで、其間に愉快をするのは何の位であるか、幾らもありはせぬ、古人が晝間だけでは物足らないで、燈火を點して夜も遊んだのは、實際道理あることである、

文法　題中の夜の字を點出す、

況陽春召我以烟景、大塊假我以文章、會桃李之芳園、序天倫之樂事、』第二大段なり、

訓義　〔陽春〕溫き春と云ふこと、〔烟景〕春は霞など立ち籠めて、のどかなる所より、春の景色を烟景と曰ふ、〔大塊〕天地なり、莊子齊物篇に出でたる字面、〔假〕「加ふるに」と云ふが如し、〔文章〕文學的能力を指す、〔序天倫之樂事〕天倫は人倫と云ふが如し、骨肉關係を謂ふ、序は次第、今從兄弟と宴會をなすことなれば、長幼共に樂むことを謂ひたるなり、

與世推移、世人皆濁、何不淈其泥而揚其波、衆人皆醉、何不餔其糟而歠其釃、何故深思高擧、自令放爲、屈原曰、吾聞之、新沐者必彈冠、新浴者必振衣、安能以身之察察受物之汶汶者乎、寧赴湘流、葬於江魚之腹中、又安能以皓皓之白、而蒙世俗之塵埃乎、漁父莞爾而笑、鼓枻而去、歌曰、滄浪之水淸兮、可以濯吾纓、滄浪之水濁兮、可以濯吾足、遂去不復與言、

此の文は既に前篇屈原傳中に見えたれば、今唯其中文字の異なれるもの、及び傳に缺けたるもののみに就いて講解を施すべし、

訓義 〔潭〕淵なり、〔淈〕音こつ、亂すなり、〔歠〕すゝるなり、〔釃〕酒の滓なり、〔莞爾〕微笑の貌、〔枻〕楫なり、〔滄浪〕水名、

講述 〔漁父より以下〕漁父は屈原の説を聞き、莞爾としてほゝゑみ、船ばたを叩いて往きつゝ歌つて云ふ、滄浪の水が淸めるときは、吾が冠の纓を洗ふべく、滄浪の水が濁れるときは、吾が足を洗ふべしと、其儘去つて仕舞つたきり、二度と言葉をかはさなかつた、

春夜宴桃李園序

李太伯

講題 春の夜に、李太伯が諸從弟と、桃や李の花園に宴會を開きたる有樣を叙べたるものなり、

大旨 骨肉の樂みと、文字の樂みとを合せたることを言ふ、

用君之心、行君之意、龜策誠不能知此事、』

訓義　〔釋〕手から放すこと、〔策〕上に出でたる筴に同じ、〔物〕龜を謂ふ、〔數〕策を謂ふ、第三大段なり、

講述　簷尹は屈原の斯の述懷が終ると、手に取上げた策竹を下に置いて辭退するやう、夫れ一尺と云へば長けれども、若しそれにて足らぬ場合には短きことがあり、一寸と云へば短いけれども、若しそれにて餘る場合には反つて長きことがある、卽ち龜の靈を以てしても足らないことがあり、其智明かならざることがある、策の力を以てしても及ばないことがあり、其働きも通じないことがある、されば君には、君の心を用ひて君の意を行ひ給へ、龜策卽ち卜筮も、君の求めらるゝ事を知ることが出來ぬ、

文法　「用君之心行君之意」は、卽ち一篇の主意の歸著する處なり、

餘說

宮脇通赫云ふ、屈平、己れの從ふ所に於て、旣に胸中に決し、嘗て疑ふ所なし、而して世態人情を述べて、以て後世に傳へ、人をして鑑みる所あらしめんと欲し、特に疑問を設けて、以て此の文を作る、寧の字、將の字を以て一正一反、許多の行狀を歷擧し、然る後世態を說き出し、末に君の心を用ひ君の意を行へを以て結束す、乃ち賢たるも愚たるも、己れに由つて人に由らざるの意を明かにす、眞に是れ道を見るの言、曲を盡し神に入る、絕佳絕妙と、善く此の文の妙を盡せり、

漁父辭

屈平

屈原既放、遊於江潭、行唫澤畔、顏色憔悴、形容枯槁、漁父見而問之曰、子非三閭大夫與、何故至於斯、屈原曰、擧世皆濁、我獨清、衆人皆醉、我獨醒、是以見放、漁父曰、聖人不凝滯於物、而能

と餌を爭つたものだらうか、是れが疑問の八、

文法　以上八箇條、寧の句と將の句と、兩兩對擧し、大抵下句は上句に反す、然るに半途に至り、忽然として「與波上下偸以全吾軀乎」の一句を挿み、平調を破りたり、

此孰吉孰凶、何去何從、『第二大段の第三小段なり、卜を求むる點を擧ぐ、』

講述　以上二つ宛竝べ擧げたる事は、孰れが吉で孰れが凶であるか、卽ち何ちらを止して何ちらを取つたものであらう、

文法　去は凶に屬し、從は吉に屬す、

世溷濁而不淸、蟬翼爲重、千鈞爲輕、黃鍾毀棄、瓦釜雷鳴、讒人高張、賢士無名、吁嗟默默兮、誰知吾之廉貞、『第二大段の第四小段なり、屈原の卜者に告ぐる述懷を敍す、』

訓義　〔蟬翼〕極めて輕き者の喩へ、讒佞の小人を謂ふ、〔千鈞〕三十斤を一鈞とす、千鈞は極めて重き物の喩へ、君子忠臣を謂ふ、〔黃鍾〕貴重なる樂器、

講述　世の中は腐敗して濁りに濁り、賄賂など流行して淸くない、其結果として、吹けば飛ぶやうな蟬の翼に齊しい小人を重んじて、千鈞の重みある君子を輕んじ、賢人は棄てられて、くだらぬ輩が色色な事を言ふのは、黃鍾の樂器が破却せられて、瓦細工の釜が鳴るやうであり、讒人は高く朝廷に位を占めて勢ひを張り、賢士は民間に落ちぶれて名譽も出ない、扨も扨も世に此の事を言ふものなく、皆默默として口を閉づることゆゑ、誰れが吾れの廉潔にして忠貞なることを知るものがあらうや、

文法　是れ前に謂はゆる「心煩慮亂」の實現なり、「吁嗟默默兮」の二句は世に知己なきを嘆ぜしなり、若し知己あれば必ず卜ふに及ばず、知己なきが故に鄭詹尹を累はさゞるを得ずとの意を含む、

詹尹乃釋策謝曰、夫尺有所短、寸有所長、物有所不足、智有所不明、數有所不逮、神有所不通、

寧與黃鵠比翼乎、將與雞鶩爭食乎、第二大段の第二小段となり、「不知所從」の八個條を列擧す、

訓義 〔悃悃欵欵〕志の純一にして誠實の貌、〔朴〕飾り氣なきこと、〔送往勞來〕俗人と行動を共にするを言ふ、〔窮〕困窮なり、〔大人〕貴顯の人、權勢ある人、〔媮〕ぬすむと訓ず、〔眞〕自我なり、〔促訾慄斯〕人の顔色を視て機嫌を取ること、〔喔咿嚅唲〕强ひて笑ふ、せゝらわらひ、〔突梯〕圓轉自在の貌、〔如脂如韋〕柔軟を意味す、〔潔楹〕角を取つて圓くすること、〔昂昂〕氣高き貌、〔千里駒〕駿馬なり、〔汎汎〕たゞよふ形容、〔偸〕苟なり、〔亢軛〕亢はあらそふ、軛は車の首木、馬や牛の首を附ける所の木、〔黃鵠〕鴻鵠に同じ、雁に類する大鳥、〔鶩〕あひる、

講述 屈原曰く、自分はイッソ誠實一點張りで、質朴を守り忠節を盡したものであらうか、其れとも往く人を送り來る人を勞ひ、人竝みの附合をして困窮せぬ樣にしたものだらうか、是れが疑問の一、イッソ田畝の草や茆を鋤き取り、耕作に骨を折つたものだらうか、其れとも勢力家に附いて、榮譽を得たものだらうか、是れが疑問の二、イッソ眞直に意見を陳べて憚らず、刑罰のやうな危險に遇つたものだらうか、其れとも浮世と同化して富貴の身分となり、安樂の生涯を貪つたものだらうか、是れが疑問の三、イッソ超然と高く人世を飛離れて、眞我を保つたものであらうか、其れとも人の顔色を窺つて機嫌を取り、エヘヘとせゝら笑ひをして、君の愛妾の氣に入るやうにしたものだらうか、是れが疑問の四、イッソ廉潔正直の行ひをして、自ら淸くしたものだらうか、其れともすべすべぬらぬらとして物に礙らず、脂の如く又韋の如くにぐにやぐにやして、角を取り圓くなつたものだらうか、是れが疑問の五、イッソ昂昂と氣高くもあり、威勢宜くもあること、千里の駒の樣にしたものだらうか、其れとも汎汎として、水の上に浮んで居る鳧の樣にしたものであらうか、浮世の波につれて浮きつ沈みつして、兎も角も吾が身を安全にしたものだらうか、是れが疑問の六、イッソ騏驥と競爭したものだらうか、其れとも駑馬の後に附いて、ノソノソ行くべきであらうか、是れが疑問の七、イッソ黃鵠と羽を竝べて、天上に翔つたものだらうか、其れとも鷄や鶩

方針を取つて宜いか分らない、

乃往見太卜鄭詹尹曰、余有所疑、願因先生決之、詹尹乃端筴拂龜曰、君將何以敎之、（第二大段の第一小段なり、太卜の問を叙す、）

訓義　〔太卜〕卜を掌る官なり、〔端筴〕筴は蓍、今日の筮竹に當るもの、端はたゞす、揃へるなり、〔拂龜〕凡そ卜法は、龜の甲を灼き、其裂け目に因つて吉凶を占ふもの、拂は龜の甲の塵などを拂ふこと、端筴と曰ひ、拂甲と曰ふ、皆占の準備、〔何以敎之〕どう云ふことの御尋ねになるのかと云ふこと、敎之と云ふは彼を尊び自謙するの稱、

講述　屈原は方針に惑つた所より、太卜の鄭詹尹の所へ往き、依賴するやう、拙者心に疑ふ所がある、何卒先生に占つて戴いて、之を決したいものであると、詹尹はそこで筮竹を揃へ龜の甲を拂ひ、もつたいらしく構へて云ふやう、扨私に占へと仰しやる事は、どう云ふ筋でありますかと、

文法　「何以敎之」の一句は、下文屈原の疑問を起す、

屈原曰、吾寧悃悃款款、朴以忠乎、將送往勞來斯無窮乎、寧誅鋤草茆、以力耕乎、將游大人、以成名乎、寧正言不諱以危身乎、將從俗富貴、以媮生乎、寧超然高擧、以保眞乎、將促訾慄斯、喔咿嚅唲、以事婦人乎、寧廉潔正直以自清乎、將突梯滑稽、如脂如韋、以潔楹乎、寧昂昂若千里之駒乎、將氾氾若水中之鳧乎、與波上下偸以全吾軀乎、寧與騏驥亢軛乎、將隨駑馬之迹乎、

の第十小段なり、

訓義　〔汨羅〕長沙に在り、今湖南省に屬す、川の名、

講述　是に於て屈原は石を抱へ、浮ばぬやうに仕度をなし、汨羅の川へ身を投げて死したり、

餘説

敍事、議論を錯綜して傳となし、中に屈原の文字を挿み、一二語を補つて承接を敏にし、收束を行ふ、文の斷法、續法、人意の表に出づ、而して行文悽怨の處は、乃ち又離騷に似たり蓋し司馬遷の窮愁により書を著はしたるは、屈子と心契するところあり、是れ其の自然に相類する所以なり、

卜居　屈平

講題　卜は吉凶を卜するなり、居は處なり、身を立て安んずる所の地を謂ふ、居屋の居に非ず、屈原は、懷王の讒を信じ賢を黜くるを以て、疑問を設け己れの處すべき所を卜したるにて、眞に疑つて問ひたるに非ず、

大旨　卜した所で吉凶は知り難し、吉凶の何如に係はらず、我れは吾が志を行ふ外なきことを言ふ、

大段落　凡そ分つて三大段となす、第一大段は篇首より「不知所從」に至る、卜居の來由を叙す、第二大段は「乃往見太卜鄭詹尹曰」より「誰知吾之廉貞」に至る、疑問を設く、第三大段は「詹尹乃釋策而謝曰」より篇尾に至る、決論を敍す、

屈原既放三年、不得復見、竭智盡忠、而蔽障於讒、心煩慮亂、不知所從、第一大段なり、

訓義　〔蔽障〕君臣の間を遮斷せらるゝを言ふ、

講述　屈原が放流せられてから三年になるが、最早懷王に謁見することが出來ず、元來君の爲に智慮を竭し忠義を盡したのに、讒言に因つて君との間を隔てられ、精神もくよくよし、思慮も亂れ、どう云ふ

心不可謂兮、懷情抱質兮、獨無匹兮、伯樂既沒兮、驥將焉程兮、人生有命兮、各有所錯兮、定心廣志、余何畏懼兮、曾傷爰哀、永歎喟兮、世溷不吾知、心不可謂兮、知死不可讓、願勿愛兮、明以告君子兮、吾將以爲類兮』第七大段の第九小段也

訓義　〔亂曰〕賦の終りに於て其要點を撮み、全體の意を再說するものを亂と曰ふ、〔浩浩〕廣大の貌、〔沅湘〕沅江と湘江、川の名、〔汩〕急に流るゝなり、〔脩路〕長き路、〔幽拂〕暗く淋しきこと、〔唫〕吟に同じ〔謂〕說くなり、〔伯樂〕前に出づ、〔程〕はかる、評價すると云ふこと、〔錯〕安んずると訓ず、〔喟〕嘆聲、〔溷〕にごるなり、〔類〕例と云ふが如し、

講述　賦を概括して修飾したる辭に云ふ、浩浩として際限も知れない沅江と湘江との水は、二條に分れて早瀨に流れて居り、長く連なつて居る路は何となく淋しく、旅の道中、何と遠いことかな、左遷の身は或は詩を吟じて懷ひを遣り、絕えず悲み通しにて嗟嘆慷慨する次第であるが、世間に自分を知つてくれるもののない以上、今日の人には道理を言つて聽かすこともならず、心に眞情を懷き、身に實質を抱いて居つても、自分唯一人であつて誰れも仲間はない、馬の鑑定に妙を得たる伯樂は已に沒して仕舞つたから、驥と云ふ良馬があつたとて、どうして見分くるであらう、人の生涯には天命があつて、銘銘安んずべき所がある、されば余も心を定め志の廣く持ち、何の畏懼する所があらう、さりながら、心に傷み又は哀しみ、永く嘆息の聲を洩らすのは、世の中が濁つて自分の心を知つてくれず、心に思ふことを說いて聽かすることが出來ぬからである、抑も死は避くべからざるものであるから、何卒命を惜むまい、明かに世の君子に告げ申す、自分は今死して忠臣の例を作らうとすることをと、

文法　懷沙賦は此に終る、

於是懷石、遂自投汨羅以死、』第七大段

訓義　〔材樸〕材は木材、樸は木の未だ斧斤を加へざるもの、「あらき、」材は文なり、樸は質なり、〔委積〕つみかさねる、〔襲〕かさねぎすること、〔重華〕舜帝のこと、〔牾〕逢ふなり、

講述　我が文にも富み質にも富むことは、宛も材樸の山のやうに積み累ねたる如くなれども、世人は世の所持する才徳が此の如くなることを知る者なし、されど余自身は飽くまで仁義を身に重ね纏ひ、謹愼溫厚を以て吾が德を豐富にしつゝあり、虞舜のやうな聖帝には逢ふことが出來ぬ以上、誰れあつて予の、ゆつたりとして仁義に安んずることを知るものがあらうぞ、

古固有不竝兮、豈知其故也、湯禹久遠兮、邈不可慕也、懲違改忿兮、抑心而自彊、離湣而不遷兮、願志之有象、進路比次兮、日昧昧其將暮、含憂虞哀兮、限之以大故、（第七大段の第八小段なり、）

訓義　〔不竝〕懸隔するを言ふ、〔邈〕遙かなる形容、〔彊〕つとむと訓ず、〔湣〕亂なり、〔象〕法なり、〔比次〕比は及ぶと訓ず、次はやどる、〔昧昧〕日のくらきこと、〔大故〕死を謂ふ、

講述　昔しの道は固より今日と懸け違つて居るが、どう懸け違ふと云ふことが分らうや、湯王や禹王は已に時代が古く遠いから、遙遙として居て何程慕つて見た處で無效である、世俗に違背したことに懲り、立腹の心を改め、我れと心を抑へて自ら耐忍し、不秩序の時代に逢つても方針を更へず、志に法る所あらんことを願つて居る、段段旅路を進み、宿を取る頃、日は薄昏くなつて暮れかゝつた、此の時胸中に憂悶の念を含んで哀を催し、行詰りは死亡することにぞある、

亂曰、浩浩沅湘兮、分流汨兮、脩路幽拂兮、道遠忽兮、曾唫恆悲兮、永嘆慨兮、世既莫吾知兮、人

感嘆詞、

講述　今の世の中は、白い物をば黑とし、上を倒にして下となし、之がため靈鳥である凰皇は籠の中へ押込められ、雞や雉のやうな凡鳥は反つて高く空中に飛翔すると云ふことになり、(君子が辱められて、小人の時を得ることに喩へたるなり、)玉も石も差別せず、ごたまぜに勘定すると云ふやうに、凡て顚倒して居る、彼の小人仲間の奴等は我れを鄙み妬み、之がため無實の罪にも陷つた次第であるが、扨も世間の人は我が善き所を知つてくれない、

任重載盛兮、陷滯而不濟、懷瑾握瑜兮、窮不得余所示、邑犬群吠兮、吠所怪也、誹駿疑桀兮、固庸態也、文質疏內兮、衆不知吾之異采、(第七大段の第六小段なり、)

訓義　〔任〕荷物なり、〔載盛〕載は車の積荷、盛は澤山と云ふこと、〔陷滯〕窪い處に落込み、動き出せぬこと、〔示〕語ぐると云ふ義、〔桀〕傑なり、〔文質疏內〕疏は疏通、能く事物に達するを謂ふ、文質とは外美と內實、才と德、

講述　我が國家の事を擔當せしことを譬ふれば、宛も車馬に積みたる荷物の重大であると同樣、遂に力に餘つて地中に落込み、行き果することが出來なかつた、瑾瑜とも謂ふべき立派な才能を身に持ちながら、斯う云ふ逆境となつて、自分の言ひたきことも十分陳ずることも出來ず、村里の犬が群をなして吠ゆるのも、犬の心にて怪しいと思ふものを吠ゆるのである、駿であるの桀であるのと云ふ良い馬(俊傑の士)を試みたり疑つたりするのは、固より凡庸の人の仕方である、さればこそ、自分は文も質もあり、事實に通達する所の才を持つて居れども、世間は自分が人に異つたる光采のあることを知らぬのである、

材樸委積兮、莫知余之所有、重仁襲義兮、謹厚以爲豐、重華不可牾兮、孰知余之從容、(第七大段の第七小段なり、)

前度未ㇾ改。』第七大段の第三小段なり、

訓義　〔刓〕削る、〔圜〕圓に同じ、〔常度〕度は法度、〔本由〕常道を言ふ、〔章〕明なり、〔畫〕計畫なり、〔職〕掌るなり、轉じて守るの義となる、

講述　世の中の人は、四角な物の角を削り取つて圓形とするが、自分に於ては、一定の法則を變ずることをしない、抑〻人が時世の何如に因つて最初の行ひを更へたり、常の道に離れたりするのは君子の鄙む所である、故に宛も大工が設計を明かにし、繩や墨の用ひ方を守るに古來の規則を改めないと同樣にしなければならない、

內直質重兮、大人所ㇾ盛、巧匠不ㇾ斲兮、孰察二其揆正一、玄文幽處兮、矇瞍謂二之不章一、離婁微睇兮、瞽以爲二無明一、』第七大段の第四小段なり、

訓義　〔大人〕盛德の人を謂ふ、〔盛〕盛んとし美とするにて、稱美の義なり、〔巧匠〕上手な大工、〔斲〕けづる、〔揆正〕「きりもり」と云ふが如し、寸法の適宜、〔玄文〕非常に彩色のあるもの、〔幽處〕薄闇き場處、〔矇瞍〕盲者、〔不章〕文彩のなきこと、〔離婁〕古代視力の强きことを以て有名なる人、〔微睇〕目を細くして視る、

講述　心が正直であつて人柄の重みあることは、大人の稱贊する所である、何如に上手な大工でも木を削つて見なければ、誰れが其寸法に適つて居ることを知らうや、立派な光彩あるものも闇がりに置いた日には、人は彩色のないものと考へる、離婁も目を細くして物を視るときは、瞽者でも彼れを見えぬものとなすべし、

變ㇾ白爲ㇾ黑兮、倒ㇾ上以爲ㇾ下、鳳皇在ㇾ笯兮、雞雉翔舞、同二糅玉石一兮、一二槩而相量一、夫黨人之鄙妬兮、羌不ㇾ知二吾所一ㇾ臧。』第七大段の第五小段なり、

訓義　〔笯〕籠なり、〔糅〕ごたまぜにする、〔一槩〕一樣と云ふが如し、〔鄙妬〕輕蔑し嫉妬する、〔羌〕楚人の

中に葬られる方が增である、夫れに何とて皓皓と純潔の身でありながら、世のどすぐろい物を蒙つて居ることが出來ようや、

乃作懷沙之賦、其辭曰、（第七大段の第一小段なり、上を承け後を起す、）

講述　屈原は斯く入水しようと決心したので、懷沙賦と云ふ文を作つた、其文句に云ふ、

陶陶孟夏兮、草木莽莽、傷懷永哀兮、汩徂南土、（第七大段の第二小段なり、）

訓義　〔陶陶〕陽氣の盛んなる貌、〔孟夏〕首夏なり、〔莽莽〕繁茂の貌、〔汩〕旅路を急ぐ貌、〔徂〕往くなり、〔南土〕江南の地、即ち屈原の左遷せられたる處、

講述　陶陶と陽氣の盛んである此の夏の初めの頃は、草も木も莽莽と茂つて居る、斯う云ふ氣も引立つべき時候でありながら、自分は心中に痛ましい事あつて、永く哀に堪へないのは外でもない、今や左遷の身となり、取急いで南方の地へ旅立つことゝなつたからである、

眴兮窈窕、孔靜幽墨、寃結紆軫兮、離愍之長鞠、撫情効志兮、俛詘以自抑、（第七大段の第三小段なり、）

訓義　〔眴〕眩なり、〔窈窕〕たをやか、〔孔〕甚なり、〔墨〕默なり、〔紆軫〕屈痛なり、〔離愍〕疾に罹る、〔鞠〕きはまると訓ず、窮迫すること、〔撫情効志〕情を鎭め、考へなほすを謂ふ、〔俛詘〕俛は俯に同じ、詘は屈に同じ、

講述　愈、江南の地へ來て見れば、山青く水綠に、景色の麗はしきこと、まばゆきばかり、非常に閒靜であつて浮世の聲も聞えない、平生ならば心も慰めらるゝ筈であるが、何にせよ寃罪に心も結ばれ、屈託悲哀の情態は丁度病氣となつたやうに、何つまでも窮困に堪へられぬ、さりながら我れと我が情を鎭め考へを直し、姑らく頭を俯し志を屈して自ら抑へてをる、

刓方以爲圜兮、常度未替、易初本由兮、君子所鄙、章畫職墨兮、

皓皓之白而蒙世之溫蠖乎、（第六大段の第二小段なり、漁父辭を挿む、）

訓義　〔澤畔〕澤は沼なり、水地なり、屈原の遷されたるは今の湖南、水地なるが故に澤國の名あり、畔は邊なり、〔憔悴〕瘠せ衰ふるなり、〔枯槁〕草木の枯れ果つること、〔三閭大夫〕三閭の職は、王族の三姓、昭、屈、景を掌る、屈原嘗て此の官に任ず、〔凝滯〕執著する、〔餔〕食ふなり、〔啜〕すゝる、〔醨〕酒の濁れるもの、又薄き酒、〔瑾、瑜〕共に美玉の名、〔察察〕淨潔なり、〔汶汶〕垢汚なり、〔常流〕常は長の音通、〔皓皓〕純白の貌、〔溫蠖〕くろずみたる貌、

講述　屈原は流されて江水の附近に至り、髮毛も結はず、冠も著けず、髮は振り亂れて蔽ひかぶさり、澤の岸邊をさまよひながら詩を吟じて居つたが、其顏色は瘦せ衰へ、容貌は枯木の如く、見る影もなき樣子であつた、折柄一人の漁父が之に行逢ひて尋ぬるやう、君は三閭大夫にて在さずや、斯かる貴き家柄の方にてありながら、何故斯樣な邊鄙へ御出でなされたかと、屈原答へて曰く、當今世間推しなべて濁つて居る中に、自分獨りは淸潔であり、一般の人は酒に醉ひたるやうに本心を失つて居る中に、自分獨りは醒めて居る、斯く社會の仲間外れであるから、之が爲に流罪の憂目に遇つたのであると、漁父の云ふ、夫れは君の心得違ひと云ふものである、一體聖人と云ふものは物事に屈託しないで、能く時世と推移つて往き決して自我を立てぬものである、君の申さるゝやうに世の中が濁つて居るならば、何とて其濁つた流れのまゝに濁つた政を立てなさらぬのであるか、一般の人が皆醉つて居るならば、何とて其糟を食ひ其しぼり汁を啜つて、一所に醉ひなさらないのであるか、何故瑾瑜のやうな立派な才能を抱き、それを人目に立つやうにして、流罪などにされたのであるか、屈原云ふ、吾れ聞き及びたることあり、新たに頭を洗つたものは冠の塵を彈き落し、新たに湯に入つたものは必ず著物を振つて芥を落すと、是れは折角綺麗であるものに汚が附いてはならぬからである、誰れにしても、察察然と淸淨無垢の身でありながら、汶汶然と垢じみた物を受附けて、我慢することがあらうや、之を我慢する位ならば、いつそ長江に身を投げて、魚の腹

を受くべしとの意なり、
講述　易に云ふ、折角井戸替へをしても、其水は人に飲まれない、我れ（井戸）は何如にも痛ましく思ふ、なぜなれば、汲んで用ふべき價値があるからである、如し善く目の見ゆる君があつて、汲んで之を用ふるならば、上下共に其福を受くるであらうと、然るに懷王のやうな不明の君では、何として福を受くるに足りようや、

令尹子蘭聞之大怒、卒使上官大夫短屈原于頃襄王、頃襄王怒而遷之、（第六大段の第一小段なり、漁父辭を作る所以を叙す、）

訓義　〔短〕人の疵を擧ぐること、「そしる」と訓ず、讒言すること、〔遷之〕江南の地へ流したるを云ふ、
講述　令尹子蘭は、屈原が己れを惜む由を聞いて大いに怒り、到頭上官大夫をして頃襄王に屈原のことを惡しく言はしめた處、頃襄王は怒つて、屈原を左遷した、

屈原至於江濱、被髮行吟澤畔、顏色憔悴、形容枯槁、漁父見而問之曰、子非三閭大夫歟、何故而至此、屈原曰、擧世混濁、而我獨清、衆人皆醉、而我獨醒、是以見放、漁父曰、夫聖人者不凝滯於物、而能與世推移、擧世混濁、何不隨其流而揚其波、衆人皆醉、何不餔其糟而啜其醨、何故懷瑾握瑜而自令見放爲、屈原曰、吾聞之、新沐者必彈冠、新浴者必振衣、人又誰能以身之察察、受物之汶汶者乎、寧赴常流而葬乎江魚腹中耳、人安能以

人を引擧げて己れの輔佐とすることを欲せぬものはない、然るに國を亡ぼし家を破る者が後から後からと引續き、聖明の君や治平の國は幾代を歷ても見當らぬのは、忠臣であると思ふ所の者が不忠であり、賢人であると考ふる所が不賢者であつて、欲する所と實際とが顚倒するからである、

懷王以不知忠臣之分、故內惑於鄭袖、外欺於張儀、疏屈平而信上官大夫令尹子蘭、兵挫地削、亡其六郡、身客死於秦、爲天下笑、此不知人之禍也、』第五大段の第二小段なり、

實論、

訓義　〔亡〕失ふなり、〔客死〕他鄉に死すること、

講述　懷王は忠臣と不忠臣との差別を知らなかつたため、內は愛妾の鄭袖に云ひくるめられ、外は敵國の間者張儀に欺かれ、屈平の如き忠臣を疏んじて、上官大夫、子蘭の如き不忠の臣を信じ、之が爲に軍勢は挫かれ土地は削られ、六郡を失つた上、身は他鄉に死し、天下の人の物笑ひとなつたのは、此れ人を見分けることの出來なかつたことから起つた禍ひである、

文法　總べて上文に敍したる事を收む、○「此不知人之禍也」の一句は斷語なり、

易曰、井渫不食、爲我心惻、可用汲、王明竝受其福、王之不明、豈足福哉、』第五大段の第三小段なり、引證、

訓義　〔易曰〕井の卦、九三の爻の辭、〔井渫不食、爲我心惻、可用汲、王明竝受其福〕渫は、さらひて泥などの穢きものを取り除くなり、惻は心痛、此の二句の意味を案ずるに、井を渫ふは己れの宜しからざる處を去つて潔白にすることに譬へたるものにて、食はれずとは用ひられぬと、飲むと言はずして食の字を用ひたるは、此の語は、食、惻、福を以て韻字となしたるに由る、「可用汲、王明竝受其福」は、苟くも賢明なる人があつて、汲み取つて之を用ふるときは、君臣共に福

文法　是れ亦屈原が讒言を蒙りたる張本を揭げて、下文の脈絡としたるなり、

屈平既嫉レ之、雖二放流一、睠二顧楚國一、繫二心懷王一、不レ忘レ欲レ反、冀二幸君之一悟、俗之一改一也、其存レ君興レ國而欲レ反二覆之一、一篇之中三致レ意焉、然終無レ可二奈何一、故不レ可二以反一、卒以レ此見二懷王之終不一レ悟也』、第四大段なり、

訓義　〔放流〕放逐せらるゝこと、〔睠顧〕振り回つて見ること、心が殘り、棄てがたい思ひあること、〔繫心懷王〕懷王の事を念頭に掛くる、〔反〕本心に立返らしむるなり、〔冀幸〕希望する、〔反覆〕繰返す、

講述　屈平は夙に子蘭を憎み、其身は放逐されて居つても楚國を懷しく思ひ、懷王の事、念頭より去らずして、何卒本心に立返らせようと忘るゝ暇もなく、主君が一たび過ちを悔い給ひ、楚の風俗も改まれかしと願ひ居り、君主を保全し國家を興して、之を古への有樣に繰返さうとするに就いては、彼れの作りたる離騷一篇の中に於て三たびも(幾度もの意)心を盡して居る、然れども終にどうすることも出來ず、古へに反すことは不可能となつた、懷王の悟らないで仕舞つたことは此れで分る、

文法　前段に楚人の子蘭を咎めたることを記したるは、此に屈原が子蘭を嫉むことを敍するに就いて、其屈原の私怨に非ざることを見はす爲なり、

人君無二智愚賢不肖一、莫レ不レ欲下求レ忠以自爲、擧レ賢以自佐上、然亡レ國破家相隨屬、而聖君治國、累レ世而不レ見者、其所レ謂忠者不レ忠、而所レ謂賢者不レ賢也』、第五大段の第一小段なり、虛論、

講述　凡そ人君には智愚、賢不肖の別はあれども、おしなべて忠臣を手に入れて己れの利益となし、賢

走レ趙、趙不レ內、復之レ秦、竟死二於秦一而歸葬。』第三大段の第四小段なり、懷王が屈原の言を用ひずして、復び秦に欺かれたることを敍す、

訓義　〔虎狼之國〕殘忍貪暴なること、虎狼の如き國と云ふ意、〔稚子〕幼兒なり、〔歡〕好情と云ふが如し、

講述　時に秦の昭王は、政策上、楚と緣組の交渉に出で、それに就き懷王と會合したき由を申込んだ、懷王は敵の計略なりと覺らないで、出向ふとせられた、屈平又諫めて云ふやう、秦は虎狼同然の國にて、害心あるゆゑ、縱令ひ甘言を以て我れを誘ふとも、浮かと信ずることは出來ぬ、先づ御見合せあつて然るべしと、然るに懷王の幼子にて子蘭と云ふもの、折角申込んで來た秦の好意を、何として無下に斷ることがあらうやとて、懷王に往くことを勸めたので懷王も愈〻出て往つて、武關と云ふ關門へ入つた處、秦は、伏兵を以て後の路を絕ち切り、從者の來られぬやうに爲して置き、懷王を秦に拘留して土地の割讓を要求し、之を聽入れなければ何時までも歸さゞる態度に出でたので、懷王も又又秦に欺かれたことを怒り、其要求を拒絕し、脫走して趙の國に至つた處、趙は之を入れなかつたので已むを得ず復び秦に往き、秦の地にて死去せられた、其遺骸は本國に歸ることとなり、葬式を營まれた次第である、

文法　是れ亦屈原の先見を述べて、懷王の不明を證したるなり、

長子頃襄王立、以二其弟子蘭一爲二令尹一、楚人既咎下子蘭以勸二懷王一入レ秦而不上レ反也』第三大段の第五小段なり、屈原の反對なる子蘭の勢力を得たることを敍す、

訓義　〔令尹〕執政なり、楚にては大夫を令尹と謂ふ、

講述　懷王が秦にて死去せられたので、長子の頃襄王が立つて王位に卽いたが、其弟の子蘭を以て令尹の職に任じた、楚國の人は、子蘭が父の懷王に勸めて秦に入らせ、其儘異鄉に朽ち果てさせたことを咎めて居つたのである、（夫れに頃襄王が、彼れを重く用ひたのは非常な失德ではないか、）

ふ次第ならば、何卒楚の國へ參りたしとて、遂に楚へ赴いた、斯くて楚の臣下中、勢力を振へる靳尚（即ち上官大夫）に鄭重なる進物を贈つて、之を味方に引入れ、又懷王の愛妾の鄭袖を、胡麻化して辯說にて取込み、色色張儀の罪を懷王に取り成さしめた處、懷王は鄭袖の申す言を聽き入れ、一旦殺さうと思ひつめた張儀を解放して、秦へ歸らしめた、

是時屈平既疏、不復在位、使於齊、顧反、諫懷王曰、何不殺張儀、懷王悔、追張儀、不及、

第三大段の第二小段なり、張儀に關する

屈原の諫言を叙す

講述　此の時屈平は既に懷王より疏遠にせられ、最早侍從の地位に居らないこととなり、齊の國へ使者に往き、歸國して張儀の顚末を聞知つたので、王を諫めて云ふやう、何故に張儀の如き我が國の害となる者を殺さずして、無事に返し給ひしやと、懷王も茲に始めて彼れに欺かれたることに氣附いたので、急に追手をかけたが、既に時日も過ち手後れとなつて、間に合はずにしまつた、

文法　「是時屈平既疏」の一句を以て忽ち本傳に接入す、

其後諸侯共擊楚大破之、殺其將唐昧、

第三大段の第三小段なり、懷王が張儀に欺かれ、孤立となりし結果を言ふ、

講述　其後列國は連合して楚を擊ち、大に之を打破り、楚の將軍唐昧を殺した、

文法　張儀は客なり、此に至つて之を結ぶ、〇暗に屈原若し位に在りしならば此の如き失敗なかるべきことを示し、以て懷王の不明を證したるなり、

時秦昭王與楚婚、欲與懷王會、懷王欲行、屈平曰、秦虎狼之國、不可信、不如無行、懷王稚子子蘭勸王行、奈何絕秦歡、懷王卒行、入武關、秦伏兵絕其後、因留懷王、以求割地、懷王怒不聽、亡

解放すること、

講述　屈平は、前に述べたる如く、讒言に因つて退けられて君邊を遠ざかつたゆゑ、國政に與つて居らなかつた、扨彼れが退けられた後の事であるが、秦は齊を侵略しようと思つた處、何分齊は當時楚の國と反秦同盟の間柄であつたゆゑ、若し齊を伐つときは楚が援兵を出すに相違ないから、秦の惠王は之を患ひ、遂に一策を考へ、表面上、腹心の張儀に暇を出し、鄭重なる進物を持たせて自ら人質となり、楚に奉公せしめ、楚王の信用するを見料らひ言はしむるやう秦は元來齊をば深く〳〵憎み居ることであるが、之を伐ちたく思つても、貴國が之と同盟せらるゝゆゑ甚だ困却致す、若し此の際秦に好意を表せられ、齊と絶交あらば、御禮として秦より、商、於の地六百里四方を獻上致すべしと、懷王は土地が欲しさに、慾張つて張儀の申すことを信じ、彼れが言ふまゝに早速齊との同盟を破棄し、使者を秦に遣はして約束の土地を受取らしめようとした處、此の時張儀は已に歸つて秦に居つたが、談判に臨み、詐つて言ふやう、拙者が楚王と約束したのは六里四方の土地であつて、六百里と申した覺えは御座らぬと、楚の使者も彼れの不誠實に腹を立て、急ぎ秦を立去り、本國に歸つて懷王に報告した、懷王は之を聞いて大いに怒り、大いに軍勢を興して秦を攻めた處、秦も兵を出し、楚の軍勢を迎へ撃ち、丹淅と云ふ處にて散散に之を打破り、首級を取ること八萬、楚の將軍屈匄を捕虜とし、遂に楚の領土である漢中の地を占領した、懷王は憤慨に堪へず、全國の兵を殘らず徵發して、深く秦の國内へ攻入り、藍田にて接戰に及ぶ、魏王之を聞き、機乘ずべしとて不意に楚を攻め、鄧と云ふ處まで至つたものであるから、楚の兵は本國を氣遣ひ、秦より引返した、然るに齊は以前に楚が同盟を破りたることを怒り、楚を救はなかつた、そこで楚は全く孤立となつて、大に困難に陷つた、其翌年に至り、秦は、どういふ考へであつたか、一旦楚より取つた漢中の地を切離して還付に及び、楚と和睦せんと申出でた、然るに懷王の秦に對する口上は、土地を得ることは願はしからず、何卒憎むべき張儀を頂戴して、思ふ存分に致したしと、張儀此のことを聞いて云ふやう、拙者一人の身體を先方へ遣りさへせば、漢中の土地を渡さずに濟むと云

屈平既絀、其後秦欲伐齊、齊與楚從親、惠王患之、乃令張儀佯去秦、厚幣委質事楚曰、秦甚憎齊、齊與楚從親、楚誠能絕齊、秦願獻商於之地六百里、楚懷王貪而信張儀、遂絕齊、使使如秦受地、張儀詐之曰、儀與王約六里、不聞六百里、楚使怒去、歸告懷王、懷王怒、大興師伐秦、秦發兵擊之、大破楚師于丹淅、斬首八萬、虜楚將屈匄、遂取楚之漢中地、楚王乃悉發國中兵、以深入擊秦、戰於藍田、魏聞之襲楚至鄧、楚兵懼自秦歸、而齊竟怒不救楚、楚大困、明年、秦割漢中地與楚以和、楚王曰、不願得地、願得張儀而甘心焉、張儀聞、乃曰、以一儀而當漢中地、臣請往如楚、如楚、又因厚幣用事者臣靳尙、而設詭辯于懷王之寵姬鄭袖、懷王竟聽鄭袖、復釋去張儀、

第三大段の第一小段なり、張儀の楚を欺きし顚末を敍して屈原の諫言を上りたる張本を示す、

訓義 〔絀〕退に同じ、退けらる、〔從親〕六國の秦に對する反對同盟を從と曰ふ、秦に同盟する を横と曰ふ、〔佯〕いつはつてと訓ず、表向なり、〔幣〕進物なり、〔委質〕質は人質、自ら人質となつて身を差出すなり、〔商於〕秦の二縣の名、〔如〕ゆくと訓ず、〔甘心〕思を霽らす、〔詭辯〕胡魔化しの説なり、〔釋〕ゆるすと訓ず、

なる理窟や、治亂の原因結果を明かにし、畢く現出しない所はない、

其文約、其辭微、其志潔、其行廉、其稱文小、而其指極大、其擧類邇、而見義遠、其志潔、故其稱物芳、其行廉、故死而不容、自疎濯淖汙泥之中、蟬蛻于濁穢、以浮游塵埃之外、不獲世之滋垢、皭然泥而不滓者也、推此志也、雖與日月爭光可也』第二大段の第四小段なり、離騷の文字と屈原の人格との高潔無比なることを贊す、

訓義　〔約〕簡潔にして要領を得て居ること、〔微〕奥床しく、露骨ならざること、〔稱文〕稱ははかる、文の限量と云ふこと、〔指〕趣意と云ふが如し、〔邇〕近なり、〔疎濯〕離脱洗濯すること、〔淖汚泥〕淖は水のぐちやぐちやしたる處、說文に泥とあり、三字、溝泥のやうな穢き場處と云ふこと、〔蟬蛻〕蟬の蛻、茲には活用して脫け出すことゝす、〔皭然〕白色、又淨き貌、〔滓〕汚る、

講述　離騷の文體は簡約であつて、其文句は微妙であり、屈原の志は潔白であつて、其行爲は淸廉である、彼れの文の限量に於ては小篇であるが、其趣意は此上もなく大であり、其類例を擧げた所のものは手近でありながら、之に因つて道理を示すことは深遠である、彼れの志操が高潔である所から、其物を引くに芳しい種類を擧げ、彼れの行ひが淸廉である所から、縱令ひ死すとも世に容れられることを求めず、自ら溝泥のやうな社會の中に在つて汚を濯ひ淸め、濁つて穢い處をば、蟬が殼から出るやうに拔け去つて、塵芥の外に游離し、世の中の垢に染まず、皭然として、泥にまみれても滓るゝことなし、屈原の志を推し究むるときは、日月と光りを爭ふと申しても差支へがない、

文法　此の一段の論調は、離騷の體を用ひたるものなり、

がましくならぬこと、是れは論語にある孔子の語の「關雎樂而不レ淫」より取りたるもの、「小雅怨誹而不亂」人民が在上の人を譏りたる詩あるも、秩序を亂るまでには至らず、誹はそしる、

講述　夫れ天は人間の原始である、（天の造つたものゆゑ）父母は人間の根本である、人間は時に根源を忘れたり、又之に違ふことがあるが、困つてくると、自然本へ返るものである、されば人が勞苦して疲れ果てたときには、天に向つて助けを求めざるものはない、病氣に罹つたり、痛い所があつたり、酷い思ひをしたときには、父母を呼んで訴へないものはない、屈平は己れの主義を正しくし、行爲を眞直になし、忠を竭し智を盡して、其君主に奉公したのに、讒者の爲め離間されたことゆゑ、窮したと申して宜しい、信義を守りて居るに拘はらず疑ひを受け、忠節を盡すに拘はらず惡く言はれたのであるから、怨まずに居られようや、されば屈平が離騷を作つたのは、但し怨みから其動機が出たのである、國風の詩は色を好む情を賦し出でたるものあれども、禮義に止まつて耽けるほどに至らず、小雅の詩は人を怨み誹ることあれども、秩序を亂るに至らず、離騷は國風と小雅との、色なり怨みなり、弊のない所を兼ねたるものと申して宜しい、（離騷に宓妃等の事あり、是れは君を美人に譬へて思慕の情を寄せたるにて、國風の男女の情とは趣きが違つて居れども、姑く借用したのに過ぎない、）

文法　經典たる詩經に比したるは、離騷の徒に美文として視るべからざることを示したるなり、

上稱二帝嚳一、下道二齊桓一、中述二湯武一、以刺二世事一、明二道德之廣崇、治亂之條貫一、靡レ不二畢見一、

第二大段の第二小段なり、離騷の內容を言ふ、

訓義　〔帝嚳〕五帝の一なる帝嚳高辛氏のこと、〔齊桓〕春秋時代五霸の第一たる齊の桓公のこと、〔湯武〕殷の湯王、周の武王、〔刺〕そしる、それとなく惡しく言ふ、〔條貫〕聯絡關係、

講述　離騷は、上は帝嚳の事を稱し、下は齊の桓公の事を言ひ、中は湯王、武王の事を述べ、それを標準として當世のことを非難し、道德の廣大にして崇高

蔽明也、邪曲之害公也、方正之不容也、故憂愁幽思而作離騷、離騷者猶離憂也』、第一大段の第三小段なり、屈原が離騷を作りしことを叙す、

訓義　〔聰〕耳のさとくして、能く物を聽き分くるを謂ふ、〔諂〕ヘツラフ、人の氣に入るやうにするなり、〔蔽〕おほふ、遮斷するなり、〔幽思〕深く思ふなり、思に沈むなり、〔離〕遭ふなり、

講述　屈平は、懷王の耳がさとからずして聽き分けなきことと、讒言や諂諛が其觀察力を昏ますことと、邪惡姦曲の小人が公義を害することと、方正の人物が世の中に立たれぬことを恨めしく思ひ、之がため心配悲觀し、思慮に堪へかねて離騷の文を作つたが、離騷とは、離憂と云ふやうなものである、

文法　一の疾の字は下の四句を貫く、四個の也の字を用ひたるは、一句づゝ一個となしたるなり、「離騷者猶離憂也」の一句を以て注となし、下の議論に入るに先だつて一の頓挫をなす、

夫天者人之始也、父母者人之本也、人窮則反本、故勞苦倦極、未嘗不呼天也、疾痛慘怛、未嘗不呼父母也、屈平正道直行、竭忠盡智、以事其君、讒人間之、可謂窮矣、信而見疑、忠而被謗、能無怨乎、屈平作離騷、蓋自怨生也、國風好色而不淫、小雅怨誹而不亂、若離騷者、可謂兼之矣』、第二大段の第一小段なり、離騷の動機は正しき怨みに在ることを論ず、

訓義　〔慘怛〕慘は毒痛なり、怛は悲慘なり、〔間〕離間なり、君臣の間を離すること、〔國風好色而不淫〕國風とは、詩經に國風、小雅、大雅、頌の類別あり、國風には列國の詩を載す、其中に男女相慕ふの情を咏じたる作多し、故に色を好むと曰ふ、不淫は耽つて亂り

講述　屈原（原は字）は、其名を平と曰ふ、楚の國王と同姓の家柄である、楚の懷王に仕へて、左徒の役を勤めて居つた、彼れは知見博く、記憶强く、治亂の理に精しく、辭使ひに熟した人である所から、宮中に入つては、王と國家の事を談合して命令を發し、宮中を出でては、他國より來れる賓客に接して諸侯に應對し、內外の政務を擔當して居つた事ゆゑ、王にも深く屈原を信任せられた、

上官大夫與之同列、爭寵而心害其能、懷王使屈原造爲憲令、屈平屬草藳未定、上官大夫見而欲奪之、屈平不與、因讒之曰、王使屈平爲令、衆莫不知、每一令出、平伐其功曰、以爲非我莫能爲也、王怒而疏屈平、（第一大段の第二小段なり、屈原が讒せられたることを叙す、）

訓義　〔上官大夫〕上官は、上役、大夫は執政、玆に上官大夫と云ふは斬向のことなり、〔害其能〕彼れの才能あることを、己れの邪魔となすなり、〔憲令〕法令なり、〔屬〕書き綴ること、〔伐其功〕功に誇るを伐と曰ふ、

講述　上官大夫は屈原と同列であつたが、君の寵愛を得ようとて競爭し、心に屈原の才を心惡く思つて居つた、懷王が或る時屈原に命じて法律の條文を造らせた處、屈平は其草案を書綴つて未だ完成せざりし時、上官大夫は一見して、之を橫取り己れの手柄にしようとしたが、屈平は拒んで與へなかつた、上官大夫は之を遺恨に思ひ懷王に讒言して云ふやう、大王が屈平に條例を造らしめ給ふことは、人民の中に知らざる者なき次第である、所が屈平は常に自分の功に誇り、我が君も、此方でなければ條例は出來ぬと思召すと申し居りますと、懷王は之を聽いて屈平の不埒を怒り、之を遠けて仕舞つた、

文法　「害其能」は虛寫、「欲奪之」は實寫、

屈平疾王聽之不聽也、讒諂之

評して、文章の絶唱なりと曰ふ、

屈原傳　　司馬遷

講題　是れ亦史記列傳の一なり、漢の武帝、屈原の離騷を愛し、淮南王安に命じて離騷傳を作らしむ、司馬遷の此の傳は淮南王の詞に本づく、

目的　己れが刑餘の身を以て史記を著はすは、屈原が貶竄の身を以て離騷を作ると、心事の同じき處あるより、深く屈原に同情を寄せ、之を假りて己れの憂思を紓ぶるに在り、

大段落　凡そ七大段より成る、第一大段は篇首より「離騷者猶離憂也」に至る、屈原の離騷を作りたる動機を叙す、第二大段は「夫天者人之始也」より「雖與日月爭光可也」に至る、離騷の精神を贊す、第三大段は「屈平既絀」より「入秦而不反也」に至る、屈原が黜けられたる以後の事跡を敍す、第四大段は「屈平既嫉之」より「見懷王之終不悟也」に至る、離騷の本意を説く、第五大段は「人君無智愚賢不肖」より「豈足福哉」に至る、楚の懷王の不明を論ず、第六大段は「令尹子蘭聞之」より「蒙世之溫蠖乎」に至る、漁父辭を挿敍す、第七大段は「乃作懷沙之賦」より篇尾に至る懷沙の賦を記す、

屈原者、名平、楚之同姓也、爲楚懷王左徒、博聞彊志、明於治亂、嫻於辭令、入則與王圖議國事、以出號令、出則接遇賓客、應對諸侯、王甚任之、

第一大段の第一小段なり、屈原が才能あつて重く用ひられたることを敍す、

訓義　〔與楚同姓〕楚の國王と同姓と云ふこと、即ち其一族、芊姓なり、〔左徒〕官名、後世の左拾遺の如し、侍從の類、〔博聞彊志〕博く物事を聞き知り、物覺えの善きこと、彊は强の本字、志は誌なり、記すことなり、記憶の記、〔嫻於辭令〕嫻は習なり、熟すること、辭令は口上、〔明於治亂〕古今國家が治まり又は亂るる道理に精通する、

隨從した爲に其行ひが益〻世に聞えたのである、

文法　「同明相照」以下は、「道不同不相爲謀」の意を裡面より敷衍したるものなり、○「名益彰」「行益顯」は卽ち前の「同類相求」「聖人作而萬物覩」なり、○顏回は伯夷の陪客、

巖穴之士、趨舍有時、若此類、名堙滅而不稱、悲夫、閭巷之人、欲砥行立名者、非附青雲之士、惡能施于後世哉、

第三大段の第四小段なり、知己を得て傳はらざるものを悲む、

訓義　〔巖穴之士〕山中に隱るゝ賢能の人を謂ふ、〔趨舍〕世に出づると、處士にて居るとなり、〔閭巷〕町家村里、〔砥〕とぐなり、〔青雲之士〕聖賢の言說を後世に傳ふるもの、

講述　巖穴に棲む隱君子に於ては、進んで出づると、退いて處士に終ると、自ら時節の遇不遇あり、隱君子は何處までも隱君子なることあり、其名姓が埋もれ無くなつて、誰れも稱贊する者が無い、悲しきことかな、彼の村里に住む布衣の士にして、行ひを磨き名を立てようと思ふものは、青雲の士に附いて引立てを受けぬ以上は、何として名譽を後世に施すことが出來ようや、

文法　「巖穴之士」云云は前の「沒世而名不稱」に應じ、篇首の許由、務光を結ぶ、○「閭巷之人」以下は更に一層を進め、夷、齊は孔子の言を得て後世に名を顯はしたれども、許由、務光は孔子の評語を得ざりしゆゑ、世に聞えざることを言ひ、青雲の士に附くの必要を述べ、而して暗に自己の不遇を說く、感慨窮りなし、

餘說

傳は敘事の文なり、然るに此の傳は議論を以て敘事となしたるものにして、傳の變體なり、怨の字を以て論を立て、名の字を以て論を決し、名の傳はると傳はらざるとを以て論を結ぶ、其間、孔子を以て骨子となし、許由、務光、盜跖、顏回を以て陪客となし、主客錯綜、議論變化して、終に孔子を離れず、文法、奇幻を極む、故に羅錦山之を

君子疾沒世而名不稱焉、賈子曰、貪夫狥財、烈士狥名、夸者死權、衆庶憑生、同明相照、同類相求、雲從龍、風從虎、聖人作而萬物覩、伯夷叔齊雖賢、得夫子而名益彰、顏淵雖篤學、附驥尾而行益顯、（第三大段の第三小段なり、夷齊の名の顯はれたるは孔子の稱贊に由ることを言ふ、）

訓義 〔君子疾沒世而名不稱焉〕論語衞靈公篇に出づ、亦孔子の語、〔賈子曰〕賈子とは漢の賈誼なり、此の語は其鵩鳥賦に出づ、〔狥〕身を以て物に從ふを狥と曰ふ、犧牲にすること、〔夸者〕權勢に誇る者、〔憑生〕憑は恃む、〔同明相照二句〕易の同聲相應、同氣相求の句を變じたるものなり、〔雲從龍二句〕易の文言、傳に出づ、〔聖人作而萬物覩〕聖人が出でゝ、多くの人物の眞相が發現すと云ふこと、〔附驥尾〕驥は良馬なり、蒼蠅が驥の尾に附いて、千里の遠き處までも行くこと、

講述　君子は命が畢つて仕舞つても、人より彼れ此れ名譽を稱せられないのを心苦しく思ふとか、賈子の言に、慾張は、貨財を欲しがる結果、其身を犧牲にし、氣象の厲しい人は、名譽を慕ふ結果、其身を犧牲にし、人に威張りちらさうと思ふものは、權勢の爲に一命を失ひ、世間一般の人は、生活を大切にすると、(伯夷は謂はゆる烈士であつて、名譽の爲に死んだのであるが、其名譽はどうして傳はつたかと云ふに、)凡そ光耀を持つて居る物と物とは、互ひに照し合ふものであり、種類の同一である物と物とは、互ひに求め合ふものである、其證據には、龍が興れば雲が出で、虎が嘯けば風が起る、此の道理で、聖人が作ると云ふと、之と類を同じうする澤山な人が發現する、伯夷は聖人の同類である所から、大聖孔子に稱せられた譯で、何如に伯夷叔齊は無論賢德があつた人とは云へ、孔夫子の「何怨乎」の一語を得たゝめ其名が益、彰はれた次第、顏回なども篤學の人で、固より姓名の埋つて仕舞ふわけはないにせよ、蒼蠅が驥の尾に附いて千里に達すると云ふ譬への如く、孔夫子に

執鞭之士、吾亦爲之、如不可求、從吾所好、歲寒然後知松柏之後凋、擧世混濁、淸士乃見、豈以其重若彼、其輕若此哉、

第三大段の第二小段なり、天道非なるにもせよ、尊ぶべき處は自ら存することを言ふ、

訓義　〔道不同不相爲謀〕論語衞靈公篇に出づ、〔富貴如可求云云〕論語述而篇に出づ、但し原文には貴の字なく、如く字は而に作る、〔歲寒二句〕論語子罕篇に出づ、〔其重若彼其輕若此〕重は惡行あつて幸福なるもの、輕は善行あつて不幸なるもの、彼は盜跖及び操行不軌の徒を指し、此は夷、齊、由、光及び「擇地而踏之」の徒を指す、

講述　孔子の言に、人人の、踏行く筋合ひが違ふときは、互に談合せぬものであると、是れは人人が各、自分の志す所に由つて行ふが宜いとの主意に過ぎない、それ故に又曰はるゝやう、富貴は願つたとて得られぬものであるが、若し求むることが出來るとしたらば、君の馬前に鞭を執つて人拂をするやうな賤しき職務にせよ、自分も隨分行つて見るであらう、若し又求むること出來ぬものならば、自分は吾が好む所に從つて道を行ひ德を修むるのであらうと、平生は草木が伸伸して、斯うと云ふ差別も見えぬが、歲も暮れ天氣も寒くなるに隨ひ、百木は風や霜に遇ひ、何れも凋み果てる時分に、松や柏が青青として色を變じないのを見れば、其衆木に異なることが知らるゝと、世の中の人人を擧つて、混濁利慾の爲に濁つて居る場合に、淸廉の士が始めて目に附くものであるが、何と一方には盜跖のやうに結構であり、一方には伯夷のやうに落ちぶれて、比較が出來ると云ふ譯がらではないか、

文法　「亦各從其志也」の一句を以て「道不同不相爲謀」の注脚となす、是れ盜跖の、惡人にてありながら幸福なることは、伯夷の關する所に非ず、伯夷は伯夷の是とする所を行ひしまでなりとの意を述べたるものなり、又「富貴如可求」の句は上の「各從其志也」の注脚となしたるものにして、「亂世混濁」の二句は「松柏之後凋」の注脚なり、

弟中、仲尼(孔子の字)は顏淵獨りを擧げ、學問を好むと仰せられた、然るに是れ程の賢人である回は、度度飯米の缺乏せしことがあり、糟や糠さへも腹一杯食ふことならず、その上とうとう早死をして仕舞つた、して見れば、天が善人に報酬をするのは何んなものであるか、善人は反つて惡報を得て居る、之に反して大惡人の盜跖は、日日罪なき良民を殺害に及び、人の生肝を取つて膾に作り、打食ふなど、暴虐非道我儘勝手を振舞ひ、同類數千人を聚めて天下を横行したが、斯樣に惡事を働いても罰一つ受けず、長命にて死んだのは、何の德に由つて此の如き果報を得たのであるか、天道は善人に與すと云ふも、以上擧げたる事實は、其言の信ぜられない例證の尤も大に明瞭顯著なるものである、近世に至つてからと云ふものは、行爲不法であつて、專ら人の忌み嫌ふ事を行ひながら何の惡報もなく、生涯安樂富貴であるのみか、代代繼續するかと見れば、或は之と違ひ、一寸歩くにも地面を擇んで踏むと云ふ鹽梅に、何事によらず愼み深く、一言と雖も、言ふべき時に於てのみ之を口外し、路を行くにも小道近路を取らず、公明正大な事でなければ、躍起とならないやうな立派の人でありながら、災難に遇つた者は數へ切れぬ程である、されば自分は、天道に就いて判斷に苦しむ、殊によれば、世の謂ふ天道なる者は是であるか、それとも又非であるか、

文法　此の一小段は四節に分る、「或曰」より「如此而餓死」に至る迄を第一節となす、伯夷、叔齊に就いて天道の疑ふべきを言ふ、「且七十子之徒」より「天之報施善人其何如哉」に至る迄を第二節となす、顏淵に就いて天道の疑ふべきを言ふ、「盜跖日殺無辜」より「此其尤大彰明較著者也」に至る迄を第三節となす、盜跖に就いて天道の疑ふべきを言ふ、「若至近世」より「天道是邪非邪」に至る迄を第四節となす、近世の人に就いて天道の疑ふべきを言ふ、○顏淵、盜跖、一は善、一は惡、一正一反、明明の客、近世人も、亦善と惡と、一正一反、冥冥の客、○「天道」の句は「或曰」を結ぶ、○「怨邪非邪」と云ひ、「可謂善人者非邪」と云ひ、「天道是邪非邪」と云ひ、三個の邪の字相呼應す、

孔子曰、道不同不相爲謀、亦各從其志也、故曰、富貴如可求、雖

不絶、或擇地而踏之、時然後出言、行不由徑、非公正不發憤、而遇禍災者、不可勝數也、余甚惑焉、儻所謂天道是邪非邪、

第三大段の第一小段なり、天道の是非疑ふべきことを論じて夷齊二人の怨むべき理あるを言ふ。

訓義　〔天道無親常與善人〕老子七十九章に出づ、〔七十子之徒〕孔子の弟子、身、六藝に通ずるもの七十二人、七十子とは大數を擧げたるなり、子は猶人と云ふが如し、〔薦〕茲にては褒め擧ぐる意、〔顏淵〕淵は字なり、名は回、〔爲好學〕論語の雍也篇及び先進篇に出づ、〔回也屢空〕顏回貧窮にして、生活資料の屢ゝ缺乏せしこと、〔糟糠〕酒のかすと籾のぬか、〔厭〕あくと訓ず、腹に充つるなり、〔蚤〕早なり、〔夭〕短命、顏回三十二歲にして卒す、〔盜跖〕莊子盜跖篇に云ふ孔子、柳下季と友たり、柳下季の弟、名づけて盜跖と曰ふ、跖、卒九千人を從へ、天下を橫行し、諸侯を侵暴すと、〔不辜〕無辜と云ふに同じ、何の罪もなき者、〔肝人之肉〕肝の字は活用、莊子に云ふ、盜跖乃ち方に卒徒を大山の陽に休へ、人の肝を膾にして之を餔ふと、〔暴戾恣睢〕荒くしてねぢけ、我儘勝手なること、睢は目を上向にして怒る貌、〔較〕明なり、〔操行〕操守と行爲、〔不軌〕不規律、無作法、〔忌諱〕人の忌み嫌ふこと、惡事を謂ふ、〔累世〕幾代もなり、〔時然後出言〕口のきくべき時を見定め、そこで始めて口をきく、〔行不由徑〕論語雍也篇の語、道を行くは、小路、近路を通らぬこと、〔不可勝數〕あげて數ふべからずと讀む、又數ふるにたふべからずと讀む、數へきれぬと云ふこと、〔儻〕もしくはと訓ず、殊によればと云ふの意、

講述　或人の說に云ふ、天道は公平無私であつて、誰れと云つて、其人に限り親愛すると云ふことはなく、常に善人の肩を持ち、之を愛し之を祐けるものであると、伯夷、叔齊などは、善人と謂ふべき者であらうか、善人ならば、天から憐まれなければならぬ、それに不遇であつた處を視れば、善人と云ふべきでないだらうか、何となれば、伯夷、叔齊が德を積み行を潔くしたことは此の傳記の通りであるのに、何の果報もなく餓死したからである、加之、孔子七十人の門

作つたが、其の文句に云ふ、彼の西の方の山に登つて、其處に生えて居る薇を采りつゝ暮して居るが、何故に斯のやうな生活をなすのであるか、武王の爲す所を觀るに、何如に殷の紂王が暴虐であつたにせよ、臣下を以て君を弑したのは更に暴虐である、斯く暴虐を以て暴虐と交代しながら、己れの惡しきことを自覺せぬのは何たる事ぞ、昔し禪讓の道を行つた神農氏や虞や夏のゆかしい時代は、何時の間にか無くなつて仕舞ひ、今の世は見るも淺間しい、我等は何處に身を寄せようや、さてもさても死するより外はない、運命の衰へたることかなと、遂に首陽山に餓え死した、

文法　此の歌は、薇の字、非の字、歸の字、衰の字を以て韵となす、兮は音調を節する助字にして意味なし、

由此觀之、怨邪非邪、（第二大段の第五小段なり、本段を收む、）

訓義　「非邪」は「非怨邪」の略なり、怨みたるに非ざるか、

講述　此の詩に由つて觀察して見るときは、伯夷は果して怨んだのであらうか、それとも怨んだのではなからうか、

文法　此の二句も、宛も傳の贊の如し、○「睹逸詩可異焉」の句に應ず、

或曰、天道無親、常與善人、若伯夷叔齊可謂善人者非邪、積德潔行如此而餓死、且七十子之徒、仲尼獨薦顏淵爲好學、然回也屢空、糟糠不厭、而卒蚤夭、天之報施善人、其何如哉、盜蹠日殺不辜、肝人之肉、暴戾恣睢、聚黨數千人、橫行天下、竟以壽終、是遵何德哉、此其尤大彰明較著者也、若至近世、操行不軌、專犯忌諱、而終身逸樂富厚、累世

云ふやう、父君卒去あつて未だ葬禮も執り行はざるに、今や殺伐なる干戈を動かさるゝのは、孝と申されようや、臣下の身分でありながら、其君を弑さうとせらるゝのは、人道と申されようやと、武王の左右に竝べる武士共、其無禮を見かね、兵器を執つて之を殺さうとせしとき、太公望進み出で、取成して云ふ、此の二人は實に義を守る所の人である、手荒になすべからずと、人人に申付け、手當に及び、立去らしめた、

武王已平殷亂、天下宗周、而伯夷叔齊耻之、義不食周粟、隱於首陽山、采薇而食之、第二大段の第三小段なり、其義を守つて仕へざりしことを敍す、

訓義 〔宗周〕周を尊崇して歸向すること、主權者と仰ぐこと、〔周粟〕粟は籾のまゝの米なり、周粟は周室の扶持米、〔薇〕わらび、

講述 武王は巳に殷の紂王の亂を平げ、人民の困苦を救ひたるに由り、天下皆周に服從すること、本家の本家に於けると同樣の有樣であつた、然るに伯夷、叔齊は、斯の如き無道の朝（二人より視れば）に立つことを耻辱と心得、義に依つて周の扶持米を受けず、首陽山に隱れ住み、山に生えたる薇などを取つて食物として居つた、

文法 以上は、孔子の謂はゆる「求仁得仁又何怨乎」の事實を敍したるもの、

及餓且死作歌、其辭曰、登彼西山兮、采其薇矣、以暴易暴兮、不知其非矣、神農虞夏、忽焉沒兮、我安適歸、于嗟徂兮、命之衰矣、遂餓死於首陽山、第二大段の第四小段なり、伯夷の歌を引いて二人の末路を敍す、

訓義 〔西山〕卽ち首陽山、〔以暴易暴〕上の暴は周の武王、下の暴は殷の紂王、〔神農〕炎帝神農氏、〔忽焉〕いつのまにか、〔沒〕絶えてなくなる、〔適歸〕身を寄するなり、〔于嗟〕あゝと訓ず、〔徂〕死すること、

講述 其後飢餓して、命の終らうとするとき歌を

ふ、伯夷、叔齊は孤竹國の君の子である、其父君は、叔齊の方を立てゝ國主となさうと云ふ考へであつた、斯くて斯父死去してから、叔齊は、兄を差置いて立つべき理由なしとて、君の位を伯夷に讓つた處、伯夷は、父の申付けである以上、之に背くのは不孝であるから受けぬと云つて、國を逃げ出した、然るに叔齊も立つことを承知せず、若し國に居るときは餘儀なくされんことを恐れて、兄と同樣逃れ去つた、國人は、二人とも居らなくなつたゆゑ、已むことを得ず、仲の弟を立てゝ君とした、

於是伯夷叔齊聞西伯昌善養老、盍往歸焉、及至、西伯卒、武王戴木主、號爲文王、東伐紂、伯夷叔齊叩馬而諫曰、父死不葬、爰及干戈、可謂孝乎、以臣弒君、可謂仁乎、左右欲兵之、太公曰、此義人也、扶而去之、

第二大段の第二小段なり、其武王の不仁不孝を諫めし事を敍す、

訓義　〔西伯〕西方諸侯の旗頭なり、周の文王を謂ふ、殷の紂王、命じて西伯となす、〔昌〕文王の名、〔老〕老人なり、〔盍往歸焉〕此の一句は二人相談の語なり、上に曰の字を加へて看るべし、盍は「ナンゾ」と讀み、復下の方より戻つて「ザル」と讀む、何何したらよからうと云ふ意、〔至〕周に至るなり、〔木主〕木像とも云ひ、又位牌とも云ふ、〔東伐紂〕紂は殷の紂王、殷は周の東に當るが故に東伐と曰ふ、〔叩〕押へ止むるなり、〔兵〕兵器なり、玆には活用して殺すの意となす、

講述　斯く孤竹の君も定まつたので、伯夷、叔齊も最早心に懸かることもなく、西伯が誠に懇ろに老人を扶持する由を聞込み、何と周に參つて、西伯に手賴らうではないかと相談を決めたが、周に往つて見れば、西伯は已に卒去の後であつた、其子の武王は、東方に向ひ殷の紂王を征伐せんとて、西伯の木像を車の上に載せて、之を文王と稱へ、出陣せんとする所であつた、伯夷、叔齊は武王の馬を押へ止め、諫めて

たる詩經や、書經の文辭に、少しばかり其槩略をも出してないのは何如なる次第であるか、

文法　前には經典に據つて隱君子の實在を疑ひ、此に至り、許由の塚の實在より經典の載せざるを疑ふ、筆路奇幻、人をして恍惚たらしむ、○太伯も客、由光も亦客なり、今主たる伯夷を其間に挿み、殆んど人をして其主客を辨ぜざらしむ、是れ其妙處、○孔子は一篇の中心、

孔子曰、伯夷叔齊不念舊惡、怨是用希、求仁得仁、又何怨乎、余悲伯夷之意、睹逸詩可異焉、第一大段の第四小段なり、孔子の伯夷を稱せし語と、伯夷の作りし詩との一致せざるを疑ふ、

訓義　〔伯夷叔齊云云〕論語公冶長篇に出づ、叔齊は伯夷の弟、〔求仁得仁云云〕論語述而篇に出づ、〔睹〕みるなり、目擊と云ふこと、〔逸詩〕逸詩とは詩經の三百篇に漏れたる詩のことにて、後にある采薇歌を指す、

講述　孔子の仰せられたるに、伯夷、叔齊は、他人の以前に犯した惡事を念としないから、其れがため他人を怨む心を持つことが殆んどないと、又言はるゝに、仁道を得んことを求めて仁道を得たことゆゑ、又何をか怨まうやと、自分は伯夷の志を悲むことであるが、それは詩經に洩れたる伯夷の詩を見るに、怨みがましく見え、孔子の言と合はず、怪しむべきであるからである、

文法　「悲伯夷之意」は第三大段の第一小段を孕み、「孔子曰」云云は其第二小段を起す、

其傳曰、伯夷叔齊、孤竹君之二子也、父欲立叔齊、及父卒、叔齊讓伯夷、伯夷曰、父命也、遂逃去、叔齊亦不肯立而逃之、國人立其中子、第二大段の第一小段なり、其互ひに國を讓りしことを敍す、

訓義　〔其傳曰〕傳とは、韓詩外傳及び呂氏春秋の記載を指す、〔孤竹〕國名なり、〔中子〕中間の子なり、

講述　古人の伯夷、叔齊の事跡を記したる書に云

仕舞つたと、又夏の時代に及び、卞隨、務光と云ふ者があつたが、此の二人も、禹王が天下を讓らうとした時、許由のやうに逃げ隱れたりと、右は何の據る所があつて唱へたるのか、(信を考ふべき詩經、書經にも見えず、殊に書經にある堯舜が天下を傳へたる事情と反對に、餘り無造作の仕方であるから、どうも疑はしい、)

文法　前の小段に於て詩書の典據なることを述べ、此の小段に至り、謂はゆる虞夏の文に出でたる堯舜の事實を擧げ、莊子の言ふ所を以て之に照し合せ、其無根なることの疑案となす、迂餘曲折の妙あり、

太史公曰、余登箕山、其上蓋有許由冢云、孔子序列古之仁聖賢人。如呉太伯伯夷之倫詳矣、余以所聞、由光義至高、其文辭不少概見、何哉、』第一大段の第三小段なり、隱君子の詩書に載せられざることを疑ふ、

訓義　〔太史公〕司馬遷の自稱なり、史記の索隱に曰く、蓋し楊惲、東方朔、其文に予と稱するを見て、太史公曰を加へたるなりと、古文觀止には則ち曰く、篇中忽ち太史公曰の四字を揭ぐ、皆遷が其父談の言を述べたるなりと、〔序列〕次第するなり、列ぬるなり、書き述べることを謂ふ、〔呉太伯〕周の太王の子、太王三子、長は太伯次は虞仲、次は季歷、季歷、昌(後に文王)を生む、太王、季歷を經て昌に傳へんと欲するの意あり、太伯、己れ在るときは季歷立つことを得ざるを以て、逃れて呉に之く、故に呉の太伯と曰ふ、孔子曰く、泰伯其可謂至德已、三以天下讓、民至今無得而稱焉と、〔倫〕等類なり、〔由光〕許由と務光、〔概見〕概は略なり、

講述　太史公曰く、自分は箕山に登つたことがあつたが、其時、山の上に多分許由の塚があると云ふ話を聞いた、(さうして見れば許由も實在の人と思はれる)然るに孔子が古への仁人や聖人や賢人である、呉の太伯、伯夷の如き人の事を記載せられた事は頗る詳かである、然るに自分の聞く所によれば、許由、務光の義は至極高潔であるのに、孔子の手を入れられ

下重器、王者大統、傳天下若斯之難也、而說者曰、堯讓天下於許由、許由不受、耻之逃隱、及夏之時、有卞隨務光者、此何以稱焉、『第一大段の第二小段なり、隱君子の實在を疑ふ、』

訓義 〔遜〕逃るなり、辭するなり、退くなり、〔岳牧〕岳は四岳とて、分つて四岳（四方の岳、卽ち東は泰山、南は衡山、西は華山、北は恆山）に屬する諸侯を掌る、牧は十二人あり、分つて十二州の諸侯を統ぶ、〔咸〕皆なり、〔乃試之於位〕之に位地を授けて、其能力を試みる、〔典職數十年〕典は掌るなり、舜は、三十歲の時、堯に登庸せられ、其後三十年職に在り、天子となること五十年にして崩ず、〔功用〕功業作用、〔天下重器〕器は物と云ふが如し、〔大統〕大いなる繼承物、〔說者〕說を爲す者と云ふが如し、莊周を謂ふ、許由、卞隨、務光等の事は、皆莊子の逍遙游又は讓王篇に出づ、〔堯讓天下於許由〕莊子に云ふ、堯、天下を許由に讓る、許由曰く、子、天下を治め、天下既に已に治まるなり、予、天下を用て爲す所なしと、〔卞隨務光〕莊子に又云ふ、殷湯、桀を伐つて、之に克ち、天下を讓る、二人受けず、皆水に投じて死すと、

講述 堯帝が年老いて政事に堪へぬ所から、帝位を退かうとして虞舜に讓られたが、此の時ばかりでなく、舜が又禹に天下を讓つた際に於ても、大臣たる四岳や州長たる十二牧が、一同適任者として之を推薦した次第である、そこで堯は舜を、舜は又禹を、政務の官に試み、其職掌を掌ること數十年に及び、功績作用が著しく擧つてから、是れならば位を傳へて、天下人民を委ねても差支へなしと見定め、茲に國政をば授けた次第である、斯く手數を盡し、年月を積み、容易に讓位を實行しなかつたのは餘の儀ではない、天下は貴重の品物であり、帝王の位は絕大なる繼承物であると云ふことを天下の人人に見せた譯である、天下を傳へると云ふことは此の樣に容易ならざるものであるに、或る者は說をなして言ふには、堯は天下を許由に讓りし處、許由は之を受けず、天下を受くることは自分の耻であると考へ、終に逃れ隱れて

稱レ之、作ニ伯夷列傳第一一と、

大旨　伯夷は孔夫子の言に因つて其名を世に彰はしたれば、善人にてありながら餓死したればとて怨む所なきを言ふ、

目的　知己なくして姓名の堙滅に歸する、自己の如きものを悲むに在り、

大段落　凡そ三大段より成る、第一段は篇首より「睹逸詩可異焉」に至る、此の傳を作る動機を敍す、第二大段は「其傳曰」より「怨邪非邪」に至る、傳記と伯夷の歌とを揭ぐ、第三大段は「或曰」より篇尾に至る、伯夷の事實に就き、遇不遇、幸不幸を論じて感慨を寄す、

夫學者載籍極博、猶考ニ信於六藝一、詩書雖レ缺、然虞夏之文可レ知也、（第一大段の第一小段なり、先づ事實の典據となすべきものを擧ぐ、）

訓義　「載籍」書物なり、事を記載するより之を載と曰ひ、記載を施す所の物質より之を籍と曰ふ、「考信於六藝」考は査するなり、信は事實と云ふが如し、六藝とは詩、書、禮、樂、易、春秋の六經を指す、信を六經に考ふるとは、六經に據つて調べて見て、事の眞僞を分つと云ふが如し、「詩書雖缺」秦の始皇が書を焚きたるため、詩經、書經等の經典が完全に傳はらざりしが故に云ふ、「虞夏之文」虞は帝舜の國號、夏は禹王の建てたる國號、虞夏の文とは、書經の中に在る堯典、舜典、大禹謨、禹貢等を指す、

講述　夫れ學問と云ふものは、其れに關する古今の書籍が極めて廣大で、數限りもないことであるが、其記載してある事柄の信僞に就いては、六經に照して見て取舍せねばならん、（六經は何れも聖人の手を經たものであるから、信を取ることが出來る、）就中詩經、書經の二書は、昔しより足らなくなつて居るとは云へ、此れに由つて虞夏時代の記載は知ることが出來る、

文法　「虞夏之文可知也」の一句より、下文を起す、

堯將レ遜レ位、讓ニ於虞舜一、舜禹之間、岳牧咸薦、乃試ニ之於位一、典レ職數十年、功用既興、然後授レ政、示ニ天

爲レ樝、而訾ニ醫師以ニ昌陽一引ニ年、欲レ進ニ其豨苓一也、』第三大段の第六小段なり、不平を言ふの理なきことを明かにす、

訓義　〔商〕はかる、〔財賄〕財は錢穀を謂ひ、又一般の實用品を謂ふ、金玉を貨と曰ひ、布帛を賄と曰ふ、〔有亡〕有無と曰ふが如し、〔班資〕班は位なり、資は給なり、〔崇庳〕高下と曰ふが如し、〔前人〕先輩と曰ふが如し、有司を指す、〔杙〕橛なり、〔前に出づ〕〔昌陽〕菖蒲なり、〔豨苓〕毒草の名、和名ゐのくそぐさ、

講述　若し此の閒散の職に安んぜず、妄りに月給の多少を比較し、位階の高下を目算して、己れの能力相當なる地位を打忘れ、目上の者が人材を取る仕方に就いて不公不明の缺點を擧ぐるやうな事をなすときは大間違ひであつて、譬ふれば、世人の謂はゆる大工に向つて何故杙を大柱に使はないかと責問し、醫者が昌陽を延命劑に用ふるのを惡口して、反つて毒になるべき豨苓を處方にせよと云ふものである、

餘說

漢文には表裡の主意あり、此の文の如き、裡面には不平の意を含めども、表面は自ら責むる辭なり、故に其不平なることを知つて怒るべき地位に在る者と雖も、之を觀て或は其不平なることを覺えず、或は其不平を知ると雖も、反つて自ら責むる點ある所より哀憐の心を生ぜずとなさず、執政が此の文を讀み、其才を奇として之を昇任せしめたるが如き、豈に偶然ならんや、

蓋し此の文は、怨嗟不平の辭は他人の口を借りて之を出し、自咎自責の處は之を己れに託したるを以て、有司の忌諱に觸るゝことを免れたるなり、大旨は、雄の揚解嘲、東方朔の客難、班固の答賓賦に出でゝ、文字の妙は之に勝れり、首段は進學を以て端を發し、中段は句句是れ駁、末段は句句是れ解、前後の照應尤も綿密なり、又文中多く韻を踐みたるが故に、古色あり、逸致あり、

伯夷傳

司馬遷

講題　史記の列傳中の一篇なり、作者の自序に曰く、末世爭レ利、維彼奔レ義、讓レ國餓死、天下

斥、茲非其幸歟、動而得謗、名亦隨之、投閑置散、乃分之宜、第三大段の第五小段なり、閒散の職に置かるゝことは當然なるを言ふ、

訓義　〔繇〕由るなり、〔統〕系統、〔中〕あたる、〔濟〕なすと訓ず、益すること、〔俸錢〕月給、〔糜〕へらす、〔廩粟〕扶持米、〔促促〕窮屈にして伸びざる貌、〔陳編〕古書を謂ふ、〔閑散〕暇にて實務なき職、

講述　今先生は、足下の申さるゝ如く學問には勤めたりとは云へ、學統を受けたのではなく、獨學である、言論は少くないとは云へ、道に適中することを求めず、文章は奇なるにもせよ、世間に何の役にも立たず、行狀修まれりとするも、衆人の中に名譽の輝くにもあらず、（則ち取る所なしと申すべし、）然るに猶毎月月給を只取りにし、毎年扶持米を消費し、子は耕作を知らず、妻は機織を知らず、（兎も角も家族の生計には困難なし）、而して己れは何如んと云ふに、外出するときは馬に乘つて供を從へ、家に居るときは安穩に氣樂に生活をなし、博士と云ふ有り觸れたる官途を蹊みて發展もせず、古書を覗き、其中の文句を盜み、（厚顔にも先生を以て自ら居る、）此の如くなるにも拘はらず、聖君は誅責を加へ給はず、宰相にも斥けられず、何と幸福ではないか、何事か行動するときは人より誹謗を受け、名譽も其れにつれて毀損することとなる、されば今日のやうな閒散の職に入れ置かるゝのは、誠に身分相應と云ふものである、（有司の不公不明にあらず、）

文法　「學雖勤」の句は前の「口不絕吟於六藝之文」を辯じ、「言雖多」の一句は前の「觝排異端」を辯じ、「文雖奇」の句は前の「沈浸醲郁」を辯じ「行雖修」の句は前の「少始知學」を辯じ、「子不知耕」婦不知織」は前の「冬暖」年豐」を辯じ、「常途」陳編」の二句は前の「三爲博士」を辯じ、「聖主」の句は前の「不見信」を辯じ、「動而得謗」の句は前の「動輒得咎」を辯じ、「投閑」の句は前の「冗不見治」を辯じ、「乃分之宜」の句は卽ち「無患有司之不明、不公」の意なり、

若夫商財賄之有亡、計班資之崇庳、忘己量之所稱、指前人之瑕疵、是所謂詰匠氏之不以杙

也、』 第三大段の第四小段なり、昔しの聖賢の不遇なりしことを言ふ、

訓義 〔孟軻好辯〕軻は孟子の名、孟子滕文公下篇に云ふ、孔都子曰、外人皆稱夫子好辯、敢問何也、孟子曰、予豈好辯哉、予不得已也と、〔轍環天下〕轍はわだち、諸方に遊歴せしことを謂ふ、〔行〕行路なり、猶道中と云ふが如し、〔荀卿〕名は況、趙の人、孟子以後の大儒、〔逃讒于楚〕荀子、齊に於て讒言に遇ひ、去つて楚に往く、春申君、之を蘭陵の令となす、〔廢死〕無用の生涯を送つて死するを謂ふ、〔優〕ゆたかなり、

講述 昔し孟子は辯論を好み、楊、墨異端の道を攻撃したが、之が爲に孔子の道も世に明かとなつた、（斯かる大賢人である以上、世に用ひらるゝ筈であるのに）其車の轍は天下を一周するほど各處に奔走し、列國に用ひられんことを希つたが、竟に用ひられず、旅行の中に年を取つて仕舞つた、又荀子も正道を守り、堂堂たる大議論が世に弘まつた程ではあるが、是れも亦世に用ひらるゝ筈でありながら、讒言に出遇つて楚の國へ飄零することとなり、蘭陵と云ふ處に廢れ物となつて終つた、此の二人の儒者卽ち孟子と荀子とは、口より一言を出せば天下後世の敬ふ經典となり、纔かに片足を動かせば天下後世の法則となるやうな人物であるから、人間の倫類を超越して、十二分に聖人の部類に入ることの出來る人である、（其人格から言へば間然する處はないが、）其境遇は果してどうであつたか、（彼れが如き不幸ではないか、）

文法 「卒老于行」は前の「頭童齒豁」を辯じ、「廢死蘭陵」は前の「竟死何裨」を辯じ「吐辭爲經」は謂はゆる業の精しきなり、「擧足爲法」は前に謂はゆる行ひの成るなり、

今先生學雖勤、而不繇其統、言雖多、而不要其中、文雖奇、而不濟於用、行雖修、而不顯於衆、猶且月費俸錢、歲靡廩粟、子不知耕、婦不知織、乘馬從徒、安坐而食、踵常途之促促、窺陳編以盜竊、然而聖主不加誅、宰臣不見

法宜しきに叶ひ、此等の材料を應用して家屋を作るのは、大工の伎倆である、

玉札丹砂、赤箭青芝、牛溲馬勃、敗鼓之皮、倶收竝蓄、待用無遺者、醫師之良也、『第三大段の第二小段なり、譬へとして醫者の手際を言ふ、』

訓義　〔玉札〕玉の屑、〔丹砂〕石の屬、一名硃沙、又は硃、〔赤箭〕山草の名、〔青芝〕菜に屬す、以上四種は貴重なる藥材、〔牛溲〕牛の尿、〔馬勃〕菌の名、菰の如くにして形圓く、質輕し、俗名まぐそだけ、

講述　玉札、丹砂、赤箭、青芝等の貴重なる藥品を始めとし、牛の小便や、馬糞蕈や、太鼓の皮のやうな、極めて下等にして不潔なる物に至るまでも、共共に收容して同一に蓄へ置き、之を配劑すべき時節を待ち、其機會に到れば之を用ひて一つも遺す所なく、盡く役に立てるのは醫者の手際である、

登明選公、雜進巧拙、紆餘爲妍、卓犖爲傑、校短量長、惟器是適、宰相之方也、『第三大段の第三小段なり、宰相の道を言ふ、』

訓義　〔登〕登庸、〔選〕選任、〔紆餘〕才の多くして餘裕あるもの、〔卓犖〕氣象の超邁なる人、〔傑〕えら物、〔校〕くらべる、〔器〕其人の器量、

講述　人材を登庸するに就いては、見る所明かにして誤認なく、之を選任するに就いては、公平にして偏頗なく、巧みなる者と拙き者とを取り雜ぜて、之を官に進め、才の優れたる者は之を美であるとし、氣象の秀でたる者は之を傑物であるとして、その短所を比べ合せ、その長所を量り考へ、偏へに彼等の能力に適するやうに、人を使ひ分けることは宰相の道である、

昔者孟軻好辯、孔道以明、轍環天下、卒老于行、荀卿守正、大論是弘、逃讒于楚、廢死蘭陵、是二儒者吐辭爲經、擧足爲法、絕類離倫、優入聖域、其遇於世何如

〔裨〕益なり、助なり、

講述　先生は、一藝に名ある者は庸ひられざるなしとか、孰れか多にして揚げられずと云はんとか仰せらるゝが、先生には、前に申したる通り、學業に勤勞し、文章と云ひ、人物と云ひ、揃ひも揃つて立派で在らせらるゝに、公に於ては人より信用せられず、私に於ては朋友より助けられず、（其處世の困難と云ふものは）進まうとすれば邪魔があり、退かうとすれば差支へがあり、兎角、咎を受け勝にて、暫時の間御史となられたが、遂に南方夷狄の地へ放逐せられ、三度博士に就職なされたけれども、本と冗官である處から才能を見はすことならず、天命は仇敵と相談して先生を困しめ、之がため蹉跌せられしこと何處と云ふことを知らず、（俸給不足にして家計裕ならず）比較的暖氣の冬でも、衣服が不十分なるがため、小兒は寒さに叫び、豐年であつて米價も廉い時でも、人並みに買ふ力がないため、妻は飢に啼くと云ふ始末、（斯かる境遇の中に光陰は過ぎ去り、今は）頭は禿げ齒は疎となり、此の儘に死なれたなら、世の中に於て何の益があらう、（此の有樣は有司の不公不明に外ならない）然るに自己の不遇をも思案なされず、反つて人に向つて訓戒を加へ給ふに至つては、實に可笑しい話であると、

文法　諸生の語は此に終る、

先生曰、吁、子來前、夫大木爲杗、細木爲桷、欂櫨侏儒椳闑扂楔、各得其宜施以成室者、匠氏之工也、　第三大段の第一小段なり、譬へとして大工の伎倆を言ふ、

訓義　〔杗〕大梁なり、〔桷〕たるき、〔欂〕柱の上の升形、〔櫨〕梁上の短柱、〔侏儒〕梁上に蹲れる人形、一説に短椽の屬とあり、〔椳〕戸ぼそ、〔闑〕門のしきみ、〔扂〕門の扉、〔楔〕門の兩旁の木、〔匠氏〕匠人と云ふが如し、大工なり、

講述　先生は諸生の嘲るのを聞き、言ひ出づるやう、あゝ足下、少し前の方へ出て余の申す言を承はれ、夫れ大なる木を梁に使ひ、細き木を桷に使ひ、柱の上にある升形並に短い柱、乃至は人形、其れより戸ぼそや、門の敷居、扉、門脇の木に至るまでも、其使用

司馬相如の文に及ぶまでも盡く之を學び、趣きは異つて居れど、巧妙なることは同一である、されば先生の文は、中に十分の蘊蓄あつて、之を外に出して文章となすときは、縱橫自在であると申すべし、

少始知學、勇於敢爲、長通於方、左右具宜、先生之於爲人、可謂成矣』 第二大段の第四小段なり人物の完全なるを言ふ、

訓義 〔方〕道なり、義なり、〔具〕揃うてなり、

講述 先生幼少の頃、始めて學問の肝要であると云ふことを知り、押切つて事を爲すの意志强く、成人の後は道義に達し、左に向いても、右に向いても何事によらず凡べて宜しきに叶つて居る、先生は人として品題何如んと云ふに、完成せられたる方と申すべし、(されば重く世に用ひられ給ふ筈である、)

文法 以上は韓文公の「業精于勤、行成于思」の實あることを述べたるものなり、

然而公不見信於人、私不見助於友、跋前疐後、動輒得咎、暫爲御史、遂竄南夷、三爲博士、冗不見治、命與仇謀、取敗幾時、冬煖而兒號寒、年豐而妻啼饑、頭童齒豁、竟死何裨、不知慮此、而反教人爲』 第二大段の第五小段なり、學德あれども效果なきを言ふ、

訓義 〔見〕最初の二の見の字は、共に「ラル」と讀む、〔跋前疐後〕詩經の豳風、狼跋篇の語、狼の頷に垂れたる肉あつて、進まんとすれば之を踏み、退かんとすれば尾に躓く、進退兩つながら困難なること、後の字は尾を指す、〔遂竄南夷〕竄は放つ、韓文公が、監察御史より陽山縣の令に左遷せられたるを謂ふ、陽山は南方未開の地なり、〔冗不見治〕博士は冗官にて閒散なれば、別に事を治め人を治むる才能を見はす機會なし、一說には見の字を「ラル」讀ませ、冗官扱ひを受けて用ひられざることとす、〔頭童〕頭が禿げて毛のなきこと、〔齒豁〕齒の次第に拔けて疎となること、

其中而肆其外矣、第二大段の第三小段なり、文章の優れたることを言ふ、

訓義　〔沈浸醲郁〕沈浸は物に漬り、深く染み通ること、醲郁は濃厚にして香氣の善きなり、皆韓文公の文章を形容せし語なり、〔含英咀華〕花の秀で、見榮ある處を持つて居ると云ふ意、文章の立派なることを譬へたるなり、〔姚姒〕姚は虞舜の姓、姒は夏の禹王の姓、虞夏の時代と云ふことにて、書經に載せたる堯典、舜典、禹貢等の文字を指す、〔渾渾〕飾り氣なく、重重しき文體の形容、〔周誥殷盤〕是れ亦書經中の篇名、周誥は大誥、康誥、召誥、洛誥、康王之誥等を謂ひ、殷盤は盤庚の上中下三篇を謂ふ、〔佶屈聱牙〕難句を使ひ、澁つて讀み難き形容、〔春秋謹嚴〕春秋は孔子の作られたる魯國の歷史、其敘する所、褒貶正しく、一字一句と雖も苟くもせざるが故に謹嚴と曰ふ、〔左氏〕春秋左氏傳の著者、〔浮誇〕著實ならずして誇大なりとの意、〔易奇而法〕易は六十四卦より成り、變化窮りなくして、其文は規則正しきを言ふ、〔詩正而葩〕詩は詩經、其中の詩は何れも情義正しく、眞面目の作なるに拘はらず、其文句は甚だ綺麗なるを謂ふ、葩はハナビラ、葩の字を以て綺麗の意を見はす、〔莊騷〕莊は莊周の著莊子、騷は楚の屈原の著はしたる離騷、〔太史所錄〕太史は漢の司馬遷、所錄とは史記を指す、〔子雲相如〕子雲は漢の揚雄の字、相如は漢の司馬相如、此の二人共に蜀人にして賦を能くし、有名なる美文家なり、〔同工異曲〕音樂上の辭、調子は違へども巧妙なる點は同じきこと、〔閎〕ヒロヤカ、韓文公が腹に古來文學の粹を蓄へ、素養の深きを言ふ、〔肆其外〕外とは、中の學問に對して文章を謂ふ、肆其外とは、文章を作るに及んで自由に發展すること、

講述　身を文學に漬し込みて、色も香もあり、其英華をば盡く吸收して我が物とし、其作られたる著述文章は夥しくして、家の內に充滿して居る、〔其作風又は文體は何如があでると云ふに〕極めて古き處にては、虞夏時代の淳朴なる體、其れより周代の告示文、並に殷代の盤庚篇の難澁なる體、春秋の嚴密にして苟くもせざる體、左傳の浮虛誇張なる體、易の奇なる中に規律ある體、詩經の正しき中に華やかなる處ある體等を模範とし、又稍時代の降つた處にて、莊子の文、乃至は屈原の離騷、又は太史公の史記、揚子雲、

過せず、日が暮るれば早速燈を點けて讀み續け、晝夜を別たず居据りのまゝ年中止み給はぬを觀れば、勤勉とこそ申すべし、

文法　「記事者」の二句は是れ讀書法、

觝排異端、攘斥佛老、補苴罅漏、張皇幽眇、尋墜緒之茫茫、獨旁搜而遠紹、障百川而東之、廻狂瀾於既倒、先生之於儒、可謂有勞矣、（第二大段の第二小段なり、韓文公の道の爲に盡したる功勞を言ふ、）

訓義　〔觝〕觸なり、正德の飜刻文には詆に作る、〔排〕おしひらく、〔攘〕はらふ、〔佛老〕佛教と老子教、〔補〕つゞり合はすこと、〔苴〕藉く、下敷にする、〔罅漏〕すきまと穴、〔幽眇〕道の微妙を謂ふ、〔墜緒〕くづれたる緒口、〔茫茫〕締なく、目度なき形容、〔東之〕東に向けるなり、支那の河川は大抵東注するが故に、順流に押返すことに用ふ、〔狂瀾〕躍り狂ふ大波、

講述　孔子の道に違へる主義學説を突き除け、佛法と道教とを拂ひ退け、儒者の道の缺けたる處を補ひ、漏れたる處に押へをなし、聖道の隱れたる處、微妙の處を擴張し、昔しより聖道の緒口のほごれて眞相の審かならざるをば、次第に本筋を探り求め、只一人にて遍く經典を搜索し、遙かに古人の跡を紹ぎ、異端の勢ひが百川の逆流するが如くなるを防ぎ止めて、地勢の卑い東方に流れさせ、吾が道が大波の崩れたやうなのを引戻して興し立てられたのに因れば、先生の儒道に對する行爲は、御苦勞と申すべし、

文法　「墜緒」の二句は「補苴」「張皇」を承け、「百川」の二句は「觝排」「攘斥」を承く、

沈浸醲郁、含英咀華、作爲文章、其書滿家、上規姚姒渾渾無涯、周誥殷盤佶屈聱牙、春秋謹嚴、左氏浮誇、易奇而法、詩正而葩、下逮莊騷太史所錄、子雲相如、同工異曲、先生之於文、可謂閎

し、役人の不明であつて見損なふことを心配するに及ばず、行ひの完全ならざることを心配すべし、役人の不公平であつて依怙することを心配するに及ばずと、

文法　「無患有司」の四句は進學の正旨なり、但し作者の不平は有司の不公不明なるに在り、然るに反つて諸生に向ひ、各〻己れの盡すべき所を盡すべく、有司の不公不明を憂ふる勿れと云ふ、是れ己れに在る所のもの已に十分なるに、之を用ひざるは有司の不公不明に外ならずとの意を、裏面より見はしたるものなり、○首段は多く後段の伏線を設けたれば、是れより其發露せる點に於て一一指示すべし、

言未既有笑於列者曰、先生欺余哉、弟子事先生、于茲有年矣、先生口不絶吟於六藝之文、手不停披於百家之編、記事者必提其要、纂言者必鉤其玄、貪多務得、細大不捐、焚膏油以繼晷、恆兀兀以窮年、先生之業、可謂勤矣、　第二大段の第一小段なり、韓文公の業に勤勉なることを言ふ、

訓義　〔既〕盡くるなり、終るなり、〔六藝〕六經を謂ふ、詩、書、易、禮、樂、春秋、〔提其要〕要點を拔き擧ぐること、〔纂〕あつむる、〔鉤其玄〕深微の理を引出す、〔晷〕日の影、〔兀兀〕不動の貌、

講述　國子先生の訓諭の語が未だ終らざるに、諸生の居並びて居る中に笑ふ者があつて、先生に言ふには、先生はどうも私に嘘を仰せらる、拙者が先生に隨從致すこと、今日まで多年に相成ります、(故に善く先生の事を存じて居りますが)先生は、口に絶えず六經の文句を吟じ給ひ、手は毎も百家の書籍を披き通しと云ふ風で、事實を記してある書物に於ては、必ず其要點を掲げ擧げ、言論を集めたる書物に於ては、必ず其玄理を引出し給ひ、(それでも尚滿足し給はず)多く群書を貪り讀み、新たに知識を得ることに務められ、大問題と小問題とに論なく、決して其儘に看

明、行患不能成、無患有司之不公。 第一大段の第一小段となす、

訓義　〔國子先生〕國子とは國子館のことにして、唐の大學の名、韓文公は國子四門博士なりしかば、自ら國子先生と稱せしなり、自ら先生と稱することは、皇甫謐の三都賦より始まる、先生とは學者の通稱なり、〔誨〕訓戒するを謂ふ、〔業〕學問を指す、〔精〕善くなるなり、熟するなり、〔荒〕田畝の荒るゝが如く散散になること、〔嬉〕遊樂なり、〔毀〕破壞なり、〔隨〕己れの思ふ通りになして、是非を考へざるなり、〔治具〕政治の機關、法令、制度是れなり、〔登崇〕登庸尊崇なり、〔畯良〕畯は俊に同じ、千人萬人に傑出する者、良は美質あり、又は能力ある人、〔占〕享有と云ふが如し、〔錄〕記錄に書き留むること、〔庸〕用に同じ、〔爬羅剔抉〕爬は熊手を以て搔き寄するが如きを謂ふ、羅は鳥を取る絲罟、活用して網にて執ふる意に用ふ、剔は骨を解剖すること、抉はくじり出すこと、俱に力を極めて旁く求むるの意味、〔刮垢磨光〕垢を削り取り、光を磨き出す、俱に人材を造り上ぐる意味、

講述　國子先生は早朝大學に入り、諸生を召び寄せ、國子館の堂下に立ち竝ばせ、之に訓戒を授けて言ふやう、凡そ學業は、勤勉するときは熟達し、之に反して遊戲に耽るときは、荒れ果てゝ仕舞ふものである、行狀も之と同樣で、善く思慮を加ふるときは完全となり、之に反して遣放にするときは墮落して仕舞ふ、（業が優秀で行ひが圓滿ならば、立身の出來ない筈がない、殊に）目下は聖君と賢相と雙方が出遇ひ、政治の機關は十分に伸張し、凶惡姦邪の人は片端から拔き去ると同時に、才能ある者は登庸して位地を崇め、小さなる美德と雖も、之を持つて居るものは、其姓名行跡を記錄に書き載せて、賞典の材料となし、一藝に名ある者は用ひざることなく、遍く人材を搔き探し、其短所を取り除き、長所を發揮し、養成に力を用ふる、結構な御世である、但し中には仕合を以て選ばるゝ者もあれど、（無能の人が仕合せを得るのは例外とする外はない、）誰れが多才多藝でありながら引擧げられないと云ふか、どうしてさういふ筈があらう、故に諸君は、（己れの資格を作ることを急務としなければならぬ、）業の善く出來ぬのを心配すべ

續文章軌範卷之一

放膽文

進學解

韓文公

講題　禮記の學記に云ふ、不善問答者反之、此皆進學之道也と、進は達なり、解とは辨明なり、此の種の體は、東方朔の答客難に始まり、揚雄、之に擬して解嘲を作る、後又崔駰の達旨、班固の賓戲、張衡の應問あり、韓文公が二度目に國子博士となるや、才高きに拘はらず、數官を黜けられ、位地を墜されたるを以て、此の文を作り、己れの境遇を述べたるが、執政覽て、其才を奇とし、吏部郎中史館修撰の官を授けたり、

大旨　聖賢と雖も不遇を免れざるが故に、己れが閒散の職に在ることは、兎も角、相當と心得ざるべからずと云ふに在り、

目的　己れが業に勤めて道に功あり、文章に長じて完全の人物にてありながら、位地を墜されたる不平を洩すに在り、

大段落　凡そ三大段より成る、第一大段は篇首より「無患有司之不公」に至る、學生を奬勵する辭なり、第二大段は「言未既」より「反敎人爲」に至る、己れが才學と德行とありながら逆境に陷る位ゆゑ、到底人に敎ふる資格なきことを言ふ、第三大段は「先生曰吁子來前」より篇尾に至る、現在の境遇は固より自分に取つて適當なれば、悲みもせず又怨みもせざることを言ふ、

國子先生晨入大學、招諸生立館下、誨之曰、業精于勤、荒于嬉、行成于思、毀于隨、方今聖賢相逢、治具畢張、拔去兇邪、登崇畯良、占小善者率以錄、名一藝者無不庸、爬羅剔抉、刮垢磨光、蓋有幸而獲選、孰云多而不揚、諸生業患不能精、無患有司之不

徵せられ、太子の洗馬となる、密、祖母の老いたるを以て命に應ぜず、表を上つて情を陳ず、帝之を覽て曰く、士の名ある、虛ならずと、其誠欵を嘉し、奴婢二人を賜ひ、郡縣をして其祖母に奉膳を供せしむ、祖母歿し、服終る、後尙書郎に徙り、河內溫の令となり、漢中の太守に左遷す、

何武〔前漢〕

何武、字は君公、蜀郡郫の人、諫大夫に拜せらる、成帝の時、太司空に累進す、人となり仁厚、好んで士を進め、人の善を奬稱す、楚の太史となる、王莽、宰衡となり、陰に己れに附せざる者を誅するや、誣ひられて自殺す、

王褒〔前漢〕

王褒、字は子淵、蜀の人なり、宣帝、其軼才あるを聞き、徵して建議大夫となす、

庶子王生〔前漢〕

傳なし、

王元之〔宋〕

王元之、名は禹偁元、之は其字なり、鉅野の人、世農家たり、九歲文を能くす、進士に擢せられ、遷つて太理評事に至る、端拱の初め、太宗、其名を聞き召し試みて右拾遺に擢し、史館に直し、緋を賜ふ、

つて將たらしめ、毅を召す、毅、誅を畏れて遂に趙に奔る、後、王之を悔い、人をして毅を責めしむ、毅乃ち書を以て之に報ず、

魯仲連〔戰國〕

魯仲連は齊人なり、奇偉俶儻の畫策を好み、肯て仕官せず、適燕の將攻めて聊城を下す、聊城の人之を燕に讒する者あり、燕の將、誅を懼れ、因つて聊城を保ち敢て歸らず、齊の田單、聊城を攻むれども、歳餘下らず、魯仲連乃ち書を作り、之を矢に約して、以て城中に射、燕の將をして兵を罷めしむ、齊王之を爵せんと欲す、仲連海上に逃れて曰く、吾れ富貴にして人に屈せんよりは、寧ろ貧賤にして世を輕んじ志を肆にせんと、是より先き、秦、趙を圍むこと急なり、魏、新垣衍をして趙に說き、請うて秦を帝とせしむ、仲連、衍を見て曰く、秦は虎狼の國なり、彼れ若し肆然として帝たらば、連、東海を踏んで死せんのみと、秦軍之を聞き、却くこと五十里、衍曰く、吾れ今乃ち仲連が天下の士なることを知ると、

鄒陽〔前漢〕

鄒陽は齊人なり、梁に遊び、故の吳人莊忌夫子、淮陰の枚生が徒と交る、羊勝、公孫詭等之を惡み、梁の孝王に讒す、孝王怒り、之を吏に下して殺さんとす、陽、獄中より上書して寃を訴ふ、孝王、人をして獄中より出さしめ、擧げて上客とす、

李陵〔前漢〕

李陵は將軍李廣の孫、天漢二年、貳師將軍李廣利、三萬騎に將として、匈奴の右賢王を祁連天山に擊つ、時に陵をして其射士步兵五千に將とし、居延の北千餘里の處に出でゝ、以て匈奴の勢を分たしむ、單于、兵八萬を以て陵が軍を圍擊す、陵が軍五千、兵矢盡く竭き、食乏しくして救兵至らず、匈奴急に擊つて陵を招き下す、陵曰く、面目の陛下に報ゆるなしと、遂に匈奴に降る、單于、陵が家聲を聞くを以て其女を妻はせ、之を貴くす、漢聞いて陵が妻子を族す、

李密〔晉〕

李密、字は令伯、犍爲武陽の人なり、一名は虔、父早く亡す、母何氏、改醮す、密時に年數歲、祖母の劉氏に養はる、少時蜀に仕へて郎となる、蜀亡ぶる後、晉より

路溫舒、字は長君、鉅鹿東里の人なり、父は里の監門にして、溫舒をして羊を牧せしむ、溫舒、澤中の蒲を取り、截つて以つて牒となし、編んで以て書を寫し、之を習ふ、已にして獄の小吏たることを求め、因つて律令を學び、轉じて獄吏となる、縣中の疑事は皆彼れに問ふ、太守、縣を巡り、見て之を異とし、決曹の吏に署す、又春秋を受け、大義に通じ、孝廉に擧げられて山邑の丞となる、宣帝の時、臨淮の太守に遷る、治に異績あり、

司馬光〔宋〕

司馬光、字は君實、陝州夏縣の人、生れて七歲、凛然として成人の如し、群兒と戲る、一兒、甕に登り、水中に投ず、光、石を持ちて甕を破り、之を救ふ、進士より端明學士に進み、永興軍に知たり、青苗助役の不便を言ひ、西京御史臺に判す、洛に歸りし後、口を絕つて政事を論ぜず、詔を奉じて史を編し、十九年を閱して成る、神宗、名を資治通鑑と賜ひ、資政殿大學士を加ふ、洛陽に居る十五年、天下以て眞宰相となす、元祐元年九月卒す、年六十八、溫國公を贈り、文正と謚す、少より老に至るまで、未だ嘗て妄語せず、自ら言ふ、平生人に對して言ふべからざることなしと、薨ずるに及び、京師の人、市を罷め往いて弔ひ、或は之を巷に哭す、

終軍〔前漢〕

終軍、字は子雲、濟南の人なり、少にして學を好み、辨博にして能く文を屬するを以て郡中に聞ゆ、年十八、武帝選んで博士の弟子となす、步して關に入る、關吏之に繻を與へ、還るとき以て符を合すべきを言ふ、軍曰く、大丈夫西遊終に還らずと、繻を棄てゝ去る、後南越に使す、王、國を擧げて內屬せんと請ふ、其相呂嘉可かず、攻めて其王及び漢の使者を殺す、軍亦死す、時に年二十餘、

樂毅〔戰國〕

樂毅は魏の將樂羊の後、賢にして兵を好む、燕の昭王、身を屈し士に下り、以て賢者を招くと聞き、魏より燕に往き、之に臣事し亞卿となる、毅、燕の爲に齊を破つて、其七十餘城を下す、昭王卒し、子惠王立つ、初めより毅と隙あり、敵の反間を聽き、騎劫をして代

言ふにより、人皆其能を認む、帝深く之を悦び、一歳の中、九たび其官を進めて太中大夫となす、賈生以爲へらく、漢興りしより已に二十餘年、天下、太平の世となる、宜しく正朔を改め、服制を易へ、制度を立て、禮樂を興すべしと、案を作り、之を上る、帝其大に用ふべきを知り、公卿の位を授けんとせしに、絳、灌、馮敬の徒、帝に讒して云ふやう、洛陽の人年少初學、專ら權を擅にし、諸事を紛亂せんとすと、帝此言に惑ひ、賈生を疎んずるに至りしが、遂に貶して長沙王の大傅となす、長沙に至る途次、湘水を渡るに及び、賦を作つて屈原を弔ふ、是れ屈原は忠を以て讒に遇ひ、汨(ベキ)羅に投せし人なるを以て、此れを借り自ら弔せしに外ならず、其後一たび召されて京師に至り、又出されて梁の懷王の傅となる、王は文帝の少子なり、賈生屢、上書して云ふ、諸侯或は數郡を連ぬ、是れ古への制に非ず、宜しく之を削るべしと、文帝之を行ふ能はず、年三十三にして卒す、

中山靖王〔前漢〕

中山靖王名は勝、漢の景帝の第九子

鼂錯〔前漢〕

鼂(テウ)錯は河南潁川の人なり、人となり峭直深刻、申商刑名の學を修む、漢の文帝の時、尚書に通ぜしものなし、然るに山東の濟南に伏生と云ふ人あり、秦の博士にして尚書に通ぜしも、年已に九十餘にして徵す能はざりしが故に、錯に命じ、之を受けしむ、已にして太子舍人より累進して博士となる、上書して太子に刑名の學を修めしめんことを乞ひ、遂に太子の家令となり、辯を以て幸せられ、智囊の名あり、上書して匈奴に對する策を陳じ、嘉納せらる、又賢良文學の對策に應じ、百餘人中第一を得て中大夫となる、諸侯の地を削り、法令を改めんことを言ふ、景帝の時大に用ひられ、內史に進む、景帝、錯の議に從ひ、諸侯の地を削りしかば、遂に吳楚七國の反あり、然るに錯は、己れ發議者たる責任あるに拘はらず、自全の計を爲ししがため、讒言に罹つて殺されたり、錯の文は、賈生に比して剴切なる處あり、其貴粟疏の如きは、漢に於ける經濟的上書の冠冕なりと謂ふべし、

路溫舒〔前漢〕

掾となる、詩を善くし、建安七子の一に居る、文帝、書を元城の令吳質に與へて曰く、偉長獨り文を懷き質を抱く、恬淡寡慾、箕山の志あり、彬彬たる君子と謂ふべしと、中論二十餘篇を著す、

班彪〔後漢〕

班彪字は叔皮、扶風安陵の人なり、性沈重にして古を好む、年廿餘の時、更始の兵敗れ、三輔大に亂る、隗囂方に衆を天水に擁せしを以て、彪、難を避けて之に從ふ、囂、之に問うて曰く、往きには周亡びて戰國竝び爭ひ、天下分裂、數世にして而して後定まる、意ふに縱橫の事、復今に起らんか、將に運を承け迭ひに興る、一人に在らんとするなり、願はくは生試みに之を論ぜよと、彪乃ち王命論を著し、以て之を動かさんと欲す、而して囂終に寤らず、遂に地を河西に避け、竇融に勸めて漢に歸せしむ、光武素より彪が材あることを聞き、召し入れて之を見る、司隷茂才に擧げられ、徐の令に拜し、後望郡の長となり、吏民之を愛す、年五十二にして官に卒す、二子を固と曰ひ、超と曰ふ、固は卽ち漢書の著者を以て知られ、超は武功を以て定遠侯に封ぜらる、

馮用之

傳なし、

朱伯賢〔明〕

朱伯賢、名は右、伯賢は其字、臨海の人なり、明の洪武三年、宋濂の薦めを以て召されて元史を修し、翌年翰林院編修に除せられ、又洪武正韻を修むるに與かる、伯賢、學問該博にして、尤も書、禮、春秋に長ず、其文深醇精確、簡にして度あり、其作る所、一に經を以て本となす、

賈誼〔前漢〕

賈誼は洛陽の人なり、世に賈生と稱す、年十八にして能く詩を誦し文を屬するを以て、其名、郡中に聞ゆ、河南の守吳氏、其秀才なるを聞き、之を門下に召寄せて愛養す、文帝初めて立ち、吳を京師に徵して廷尉となすに及び、賈生を帝に薦め、帝以て博士となす、時に年二十餘、博士に於て最も少年なりき、然れども詔令の議下る每に、諸老先生の言ふ能はざる所の者を

麗にして、宏壯の氣少し、而して穎士は則ち雄健なりしかば、時論は穎士を以て勝れりとせり、然るに華は自ら彼れに過ぎたりと思へり、因つて古戰場を弔するの文を作り、思ひを極めて成る、故書の中に雜へ置き、他日穎士と之を讀み、工と稱す、華問ふ、今誰か及ぶべきと、穎士曰く、君精思を加へよ、便ち能く至らんと、華、愕然として服す、

趙良〔戰國〕

傳なし、

李斯〔秦〕

李斯は楚の上蔡の人にして、初め韓非と共に荀子を師とせり、始皇に仕へて客卿となり、進んで丞相となる、始皇が封建を廢して郡縣となし、中央集權の制を立てたるが如き、概ね李斯の力にして、其政治的手腕頗る觀るべきものあり、又荀子に學びたる結果、其文は一種豐縟の性質を帶び、作家としては秦代第一の代表者なりと謂ふべし、其作の世に傳はるもの、諫逐客書、督責書、及び獄中上書等なるが、諫逐客書を第一とす、又泰山以下刻石の銘も、李斯の手に成るとの說あり、

枚乘〔前漢〕

枚乘、字は叔、淮陰の人にして、吳王濞の郎中となる、王の逆を謀るとき、書を上つて之を諫む、王用ひずして竟に執へらる、乘之に因つて名を世に知らる、後、梁に遊ぶ、梁の客皆能く辭賦を屬せしも、能く乘の上に出づるものあらず、武帝、位に卽くに及び、安車蒲輪を以て之を徵せしも、未だ至らずして途に死せり、乘の辭賦は司馬相如に次ぎ、東方朔、枚皐と名を齊しうせり、

谷永〔前漢〕

谷永、字は子雲、長安の人、五侯の上客となる、汎く經書に達し、杜欽、杜鄴と等し、其博洽なることは、則ち揚雄及び劉向父子の如くなる能はず、只天宮、京氏易に於て最も密なり、隨つて善く災異を言ふ、大司農に終る、

徐偉長〔三國〕

徐偉長、名は幹、三國の時、魏に事へて司空軍謀祭酒

獨步す、

魯共公〔春秋〕

傳なし、

韓非〔戰國〕

韓非は戰國の時の人、韓の疎遠なる公族にして、初め荀子の門に入り、李斯と同窓たり、刑名法術の學を喜び、黃老を以て本となす、其人となり、口吃にして言論に不適當なりしかば、好んで書を著せり、韓の國勢衰へて版圖日に削らるゝことを慨し、書を上つて韓王を諫めたれども用ひられず、乃ち書十餘萬言を作る、是れ今に傳はる所の韓非子の大部分なり、秦の始皇之を觀て曰く、此人と游ぶことを得ば、死すとも恨みずと、李斯が其韓非の作なることを告ぐるや、韓非を秦に致すの策として急に韓を攻めし處、韓王は果して韓非をして秦に使せしめたり、秦王之を留め、其說を悅びしも未だ信ずるに至らず、李斯、姚賈、秦王に讒して曰く、非は敵國の間諜にして秦に害あらんとすと、非は之がため獄に投ぜられ、藥を飮んで死せり、

主父偃〔前漢〕

主父偃は齊の臨菑の人なり、長短縱橫の術を學ぶ、晚に乃ち易、春秋、百家の言を學び、齊の諸侯の間に游ぶ、能く厚く遇するものなし、因つて以爲へらく、諸侯游ぶに足らずと、西の方關に入り、衞將軍を見る、將軍數天子に言ふと雖も天子召さず、乃ち書を闕下に上る、朝に奏して暮に召さる、其言ふ所は九事にして、中の八事は律令たり、一事は匈奴を擊つことを諫むるもの、天子召し見て曰く、公等皆安くにかある、何ぞ相見ることの晚きやと、乃ち主父偃を拜して郞中となす、時に嚴安、徐樂の二人も亦入見す、故に公等と曰ひしなり、

李華〔唐〕

李華、字は遐叔、唐の趙州贊皇の人、每に汲黯の人となりを慕ひ、累りに進士、宏辭の科に中る、天寶十一載、監察御史に遷る、劾按、顯貴を避けず、州縣肅然たり、權力者に嫉まれ、左補闕に移り、大曆の初めを以て卒る、初め李華、含元殿の賦を作り、蕭穎士に示す、穎士曰く、景福の上、靈光の下なりと、華の文辭は婉

生と曰ふ、官は兵部尚書に至る、寧王宸濠の亂を平ぐるの功を以て、新建伯に封ぜらる、世宗嘉靖七年、病を以て南安に死す、年五十七、諡して文成と曰ふ、卒するの日、門人周積を召し入れ、目を開いて曰く、吾れ去ると、積、涙下り、遺言ありやと問ふ、陽明微笑して曰く、此の心光明、亦復何をか言はんと、其文豪健俊偉にして、明一代の冠冕たり、

王符〔後漢〕

王符、字は節信、安定臨溪の人、少にして學を好み、志操あり、耿介俗に同じからず、此を以て升進を得ず、乃ち隱居して書三十餘篇を著し、以て當時の得失を譏り、潛夫論と稱す、

宋玉〔戰國〕

宋玉は楚人にして、屈原の弟子、楚に仕へて大夫となる、

劉覆瓿〔明〕

劉覆瓿は、名を基と曰ひ、字は伯溫、靑田の人、幼にして隷異、元の至順中、進士となり、高安丞に除せられ、廉直の名あり、志を得ずして罷め歸り、酣飮して樂みとなす、又郁離子を著して志を見はす、明の太祖、金陵に下るに及び、謁して時務を陳ず、遂に之を佐けて天下を定む、人となり慷慨にして大節あり、事を料ること神の如し、帝其至誠を察し、信用極めて深く、常に老先生と呼んで名を謂はず、吾が子房なりと曰ふ、弘文館學士を授け、誠意伯に封ず、作る所の文章、氣昌んにして奇なり、宋濂と共に明初の大宗と稱せらる、著す所、覆瓿集、犂眉公集あり、卒する年六十五、

司馬相如〔前漢〕

司馬相如、字は長卿、蜀の成都の人、少より讀書を好み、又擊劍を學ぶ、漢の景帝に仕へ、武騎常侍となりしが、去つて梁の孝王の客となり、子虛賦を著す、王薨じ家に歸りしも、貧にして餬口に苦み、臨邛の令王吉に倚り、其他の豪家卓王孫、令の家に貴客ありと聞き、令と客とを招飮す、王孫の女文君、新に寡となつて家に在り、相如、琴心を以て之を挑み、遂に相携へて出奔す、武帝、子虛賦を讀んで之を愛し、召して至らしむ、帝の爲に上林賦を作る、辭賦家として漢代に

班孟堅〔後漢〕

班孟堅、名は固、孟堅は其字なり、扶風に生る、後漢の人、父を彪と曰ふ、高才あり、著作を好み、深く史籍を研究せしが、司馬遷の史記が、武帝の太初以後を缺き、好事の者之が續修を試みたる者あれども、卑俗にして觀るに足らざるより、志を立てゝ之を補はんと欲し、已に傳數十篇を作りしかども、完成に至らずして歿せり、孟堅は博く群籍に通じ、究めざる所なし、父の遺志を續ぎ、修史の業に着手せし處、國史を改作せしとの嫌疑を以て、一たび京兆の獄に繫がる、其弟超、闕下に上書して寃を訴ふ、顯宗、其史稿を覽て之を奇とし、蘭臺の令史に除し、後に郎官となり、祕書を校す、帝命じて前に著はしゝ史稿を完成せしむ、是れ即ち漢書にして、筆を高祖に起し、王莽の誅に至るまで、十二世二百三十年間に亙り、分つて十二本紀、十志、七十列傳とす、但し八表と、十志の中の天文の一みとは未だ完からず、其妹昭と云ふもの、章帝の命により之を補成す、彼れは又兩都賦の作者として知らる、肅宗、文雅を好みしかば、頗る寵幸せらる、然るに晩年に至り、事を以て獄に繫がれ、幽死す、時に六十一、其遺篇は、典引、賓戲を初めとして、凡そ四十一篇あり、

孔德璋〔北齊〕

孔德璋、名は珪、德璋は其字なり、會稽山陰の人、南北朝の時、齊の明帝に仕へ、南郡の太守となる、風韻清高にして、文詠を好み世務を樂まず、居宅には盛んに山水を營み、几に倚つて獨酌し、日を終ふるまで雜事なし、門庭の內、草萊剪らず、中に蛙鳴あり、或人之に問うて曰く、陳蕃たらんと欲するかと、珪曰く、我れ此れを以て兩部の鼓吹に當つ、何ぞ必ず蕃に效はんやと、仕へて散騎常侍に至る、

王陽明〔明〕

王陽明、名は守仁、字は伯安、餘姚の人、明の憲宗の成化八年に生る、書屋を陽明洞に築きて、陽明山人と號す、默坐研學、孟子良心の二字を以て學旨となす、其說は、善なく惡なきを心の體となし、善あり惡ありを意の動とし、善を知り惡を知るを良知とし、善をなし惡を去るを格物とす、門人天下に遍く、稱して陽明先

て、伊尹、周公に比せしが、此に至つて又劇秦美新と云へる文を作つて、莽を頌せり、劉棻(フン)、曩(サキ)に莽に從つて奇字を學びたる事ありしが、棻の罪を得て誅せらるゝに及び、雄も之に關係ありとの嫌疑を以て、捕吏の來り向ふや、雄は天祿閣の上に書を校し居たるが、自ら免れざることを知り、閣上より身を投ぜり、然るに王莽は、雄が深く棻の事に關係せざりしことを知つて、之を許せり、雄は好古の士にして、著作により名を後世に成さんと欲し、經は易より大なるはなしとて太玄を作り、傳は論語より善きはなしとて法言を作り、史篇は倉頡より善きはなしとて訓纂を作り、箴は虞箴より善きはなしとて州箴を作り、賦は離騷より善きはなしとて反つて之を廣め、辭は相如より麗なるはなしとて、其本を斟酌し、相互に倣依して馳騁すとは、其自ら言へる所なり、劉歆(キン)、其太玄、法言を觀て、雄に謂つて曰く、空しく自ら苦むのみ、今の學者祿利あるも、而も尚易を明かにする能はず、又玄を如何ん、吾れ恐らくは、後人の用ひて醬瓿(ホウ)を覆はんことをと、雄笑つて應ぜず、常に自ら謂ふ、千歲の揚子雲を俟つと、千歲の後、己れの如き人あらば、必ず之を賞すべしとなり、七十一歲にして卒す、宋の大儒朱子は、其通鑑綱目に、莽大夫揚雄卒すと書し、筆誅の法を用ひたるが、雄の人物たる、一學究に過ぎざれば、固より齒牙に掛くるに足らず、古來眞の學者は多く事業に顯はれ、學者を以て顯はるゝもの、多くは技術的の人物にして、或は世事に迂濶なるものか、又は虛名に汲汲たる者のみにて、大義を以て之を責むるに足らざる者多し、何ぞ獨り揚雄を責むべけん、然れども學究としては彼れ實に漢代の大家なり、而も其才の多方面なるに至つては、多く其比を見ず、又其學說の中、一種獨得のものあり、抑ゝ人生に關し、孟子は性善と曰ひ、荀子は性惡と曰ふに對し、揚が性善惡混と曰ひたるが如き是れなり、唐の韓退之は揚雄を推すこと甚だしく、其文中に揚の名を擧ぐるもの一にして足らず、讀荀子には之を荀子に比して曰く、孟子は醇乎として醇なる者なり、荀と揚とは、大醇にして小疵なりと、宋の司馬光に至つては更に極端なり、曰く、嗚呼揚子雲は眞の大儒なる者か、孔子歿後、聖人の道を知る者は、子雲に非ずして誰れぞ、孟荀は殆んど擬するに足らず、況んや其他をやと、

し、李白を召し、詩を作らしめんとして之を召しゝに、白、此時、寧王の邸にて酒に醉ひ、臥して前後を知らず、左右、水を把つて其面に沃ぎ、扶け與して至らしむ、白は高力士をして靴を脱せしめ、殿に上るや、美人、爲に墨を磨し、白、直ちに筆を援いて、淸平調三首を賦す、帝、樂官李龜年に命じ、新曲を以て之を歌はしめ、貴妃、七寶杯を持し、西涼州の葡萄酒を與ふ、是れより寵眷益〻加はる、然るに高力士は、太白の靴を脱ぎしことを耻ぢて深く之を銜み、淸平調の第二首にある「可憐飛燕倚新粧」の句を以て、貴妃を激して曰く、漢の成帝の時、趙飛燕、人と通ぜしを假り、譏刺を逞しうせしなりと、蓋し貴妃は安祿山を養子とし、醜聲の外に聞えたるを以てなり、是故に帝、白に官を授けんとせしも、貴妃の阻む所となり、而して又他に之を論ずる者ありしかば、帝之に金を賜ひ、山に還らしむ、是れより四方を漂遊す、安祿山の反する、太白、方に廬山に在り、時に永王璘は、江陵府の都督を以て四道の節度使を兼ね、白の才名を聞き、府の僚佐となす、其叛して江を降るに及び、太白を脅して共に行かしむ、璘敗れし後、坐して潯陽の獄に繫がる、此の時に方り、嘗て白の爲に刑死を免れたる赫子儀は、勳業竝ぶ者なく、重きを天下に爲しゝが、其舊恩を思ひ、己れの官爵を以て太白を贖ひしかば、死を免れて夜郎に流されしも、未だ至らずして赦に遇ひ、年六十二にして卒す、

揚雄〔前漢〕

揚雄、字は子雲、蜀の成都の人、儒を以て後漢の王莽の時に著はる、學を好み、博覽にして見ざる所なし、唯口吃にして、思ふまゝに談ずる能はず、専ら思索を好めり、家貧しく、産、十金に過ぎず、然れども意晏如たり、哀帝の時、丁傅、董賢等、國政を擅にし、之に附隨するもの、皆榮進を得て、二千石に至りしものあり、雄は方に太玄を草し、富貴を顧みざる者の如し、或人雄を嘲るに玄の尚白きを以てす、雄の之を辯ぜしもの、即ち解嘲是れなり、又法言十三篇を著はす、初め四十歳の時、京に入るや、人其文の相如に似たるを言ふ、後屢〻賦を上りしにより、郎給事、黄門に除せらる、王莽、漢の天下を奪ふに及び、年功を以て大夫となる、嘗て太玄を作るや、卒章に莽の功德を頌し

の爲に作る所なり、此の人、皆意鬱結する所あり、其道を通ずるを得ず、故に往事を述べて來者を思ふ、僕近ごろ自ら無能の辭に託して、天下の放失せる舊聞を網羅し、之を行事に考へて、其成敗興壞の理をはかる、凡そ百三十篇、亦以て天人の際を究め、古今の變を通じ、一家の言を成さんと欲す、草創未だ就らず、適此禍に會ひ、其成らざるを惜む、是を以て極刑に就いて慍色なし、僕誠に已に此書を著し、之を名山に藏し、之を通邑大都に傳へば、則ち僕前日の責を償ひ、萬に誅戮せらると雖も爰に悔あらんやと、遂に黃帝以來、武帝の獲麟に至るまでの事實を編して一書となす、史記是れなり、

屈平〔戰國〕

本書に、史記の傳あり、

李太白〔唐〕

李太白、名は白、太白は其字にして、靑蓮と號す、蜀の人、或は云ふ、山東の人と、漢の大將軍李廣の後なり、其母、長庚星を夢みて白を生む、十歲の時より詩書に通じ、兼ねて百家の書に涉る、人となり倜儻にして、大志を抱き、戰國策士の風あり、魯仲連、張良の人となりを慕ひ、好んで劍を擊ち、任俠を事とせしが、二十歲の時、禮部尙書蘇頲、益州の長史となるや、白、之を路に迎へて謁を通ぜしに、頲其人に謂つて曰く、此人天才英特なり、如し益するに學を以てせば、相如に比すべしと、州に擧げられしも辭して應ぜず、岷山に至り、東嚴子に從つて道を學ぶこと數年、後四方に周流し、孔巢父等と徂徠山に酣飮し、竹溪六逸の名あり、其安陸に留まるや、適郭子儀、軍伍に在つて罪を得、將に刑せられんとす白、其常器に非ざるを知り、主帥に說いて之を救ふ、天寶の初め、剡中に於て道士吳筠と友たり、筠の召さるゝに及び、白を朝廷に薦む、白、已に京師に入り、賀知章と紫極宮に遇ひしに、知章嘆じて曰く、子は謫仙人なりと、玄宗、謁を金鑾殿に賜ひ、問ふに時事を以てす、勅を奉じて答蕃の書を草す、筆を下すこと風雨の如し、又宣唐鴻猷一篇を上る、帝之を嘉して、七寶床に食を賜ひ、御手を以て羹を調ず、此れより翰林に供奉して密命を掌り、恩寵極めて厚し、御苑の興慶池東に沈香亭あり、亭前多く牡丹を植ゑ、花正に開く、帝、貴妃と共に此に幸

り、詔獄に下して拷掠し、廣德州の判官に謫す、淫祠を廢し、復初書院を建て、學者と其間に講授す、稍南京禮部郎中に遷る、州人、生祠を立て、以て祀る、官、太常少卿兼侍讀學士に至る、學者、東廓先生と稱す、卒して文莊と諡す、

續文章軌範作家小傳（正編の作家を省く）

司馬遷〔前漢〕

司馬遷、字は子長、龍門に生れ、十歳にして能く古文を誦す、二十歳の時、南方なる江水、淮水の邊に遊び、吳の會稽に上り、西に轉じて九疑山を望み、阮湘二江に浮び、北は汶泗を渡り、業を齊魯の間に講じ、孔子の遺風を觀たる後、梁楚を過ぎて歸れり、其到る處偉人傑士に交はり、民風土俗を察し、識見を長じ文氣を養ひ、得る所極めて多かりき、仕へて郎中となり、使を奉じて巴蜀に至る、遷の父を談と曰ふ、武帝の時、太史令たり、其將に卒せんとするや、遷の手を取り、泣いて之に屬して曰く、余が先祖は周室の太史なりしも、後世に及び衰微に赴けり、夫れ孔子、舊を修め廢を興し、詩書を論じ春秋を作りしより、學者、今日に至るまで之に則る、今漢興つて海內を一統す、余太史となつて論撰せざらば、天下の史、恐らくは廢らん、余甚だ懼る、余死せば、汝必ず太史となるべし、吾が論著せんと欲する所を忘るゝ勿かれと、遷、首を俯し、流涕して曰く、小子不敏と雖も、請ふ悉く先人の次する所の舊聞を論じて、敢て缺かざるべしと、談卒せし後三歳にして、遷は太史に任じ、石室金匱に藏めたる群書を抽き、大に編纂の業に着手せし處、李陵の禍に遇ひて幽せられたり、李陵は漢の將軍を以て匈奴を征し、力盡きて降りしものなるが、遷は其罪なきことを辯じたるため、己れ反つて縲絏を受くるに至りしなり、然るに家貧しくして罪を贖ふの資なく、交遊親近の者之を救はざりしかば、遂に腐刑とて、生殖器を斷たるゝの刑に陷りぬ、乃ち喟然として嘆ずらく、昔し西伯は羑里に拘はれて周易を演べ、孔子は春秋を作り、屈原は放逐せられて離騷を賦し、左丘明は明を失つて國語あり、孫子、脚を臏せられ、兵法修列す、不韋、蜀に遷され、世に品質を傳へ、韓非、秦に囚はれて、說難、孤憤あり、詩三百篇は、大抵聖賢の發憤

續文章軌範國字解

破天荒齋　松平康國講述

續文章軌範

選者傳記

鄒守益、字は謙之、安福の人、父賢、字は恢方、弘治九年の進士、南京大理評事を授けられ、數(シバ〳〵)條奏あり、福建僉事を歷官し、武平の賊渠黃友勝を禽(トリコ)にす、家に居り、孝友を以て稱せらる、守益、正德六年の會試第一に擧げらる、王守仁の門に出で、廷對第三人を以て翰林院編輯を授けられ、年を踰(コ)えて告歸し、守仁に謁し、學を贛(カン)州に講ず、宸濠反するや、守仁の軍事に與かる、世宗位に卽き、始めて官に赴く、嘉靖三年、帝、興獻帝の本生の稱を去らんと欲す、守益、疏を以て諫む、旨に忤(サカ)ひ責めらる、月を踰え復上疏して曰く、陛下、本生の恩を隆にせんと欲し、屢〻群臣に下して會議せしむ、群臣、禮に據つて正言せば、詰讓を蒙るを致す、道路相傳へて孝長子の稱あり、昔し曾元、父の疾に寢するを以て簀を易ふるを憚る、蓋し愛の至り也、而して曾子之を責めて姑息と曰ふ、魯公、天子の禮樂を受けて以て周公を祀る、蓋し尊の至りなり、而して孔子之を傷んで曰く、周公其れ衰へたりと、臣願はくは、陛下、姑息を以て獻帝に事へ、而して後世をして其れ衰へたりとの嘆あらしむる勿かれ、且つ群臣、經を援(ヒ)き古を證す、陛下、意を正統に專らにせんを欲す、此れ皆陛下の爲に忠謀す、乃ち察せずして之を督過し、忤且つ慢と謂ふ、臣、前史を歷觀するに、冷褒、段猶の徒の如き、當時の謂はゆる忠愛、後世の斥(シリゾ)けて邪媚となす所なり、師丹、司馬光の徒、當時の謂はゆる欺慢、後世の仰いで正直となす所なり、後の今を視る、猶今の古へを視るが如し、望むらくは、陛下、過を改むるに吝ならず、群臣の忠愛を察し信じて之を用ひ、復其國を去る者を召し、姦人をして國是を動搖し、宮闈を離間せしむる勿かれ云云と、帝大に怒

(了)

續文章軌範國字解目次

しもの難文を氷釋し、讀者をして、只、文の讀み易きを見て、其解し難きを感ぜざらしめたるものなり。俗に謂はゆる痒き處に手の届くとは眞に本書の謂なるべし。之を既出の和解書に比するに、啻に霄壤の差のみならざるを見る。原本が人口に膾炙せるの故を以て、輕輕に本書を看過すること勿れ。

【原選者傳】　本文の初に詳説したれば玆に之を省く。

短所たるを免れず。鄒謙之の識見は謝疊山に及ばず、文章の選擇また文章軌範に及ばずと雖も、文章軌範以外の歷代の名文を僅に七卷に收め、極て初學に便なるものあるを以て、本書は文章軌範に次ぎて廣く學界に行はれたるなり。

然るに文章軌範には漢文註釋書の備はれるもの尠からざるを以て、稍や素養ある篤學者は講習の不便を感ぜざれども、續文章軌範に至りては、漢文註釋書すらも、備はれるもの無く、之に收めたる文章、又、概して佶屈聱牙にして之を解釋すること容易ならざるを以て、其和解書の杜撰なること遙に文章軌範に過ぎたり。廣く學界に繙讀せらるゝ本書にして、初學の津梁たるべき良書の絕無なるは學界の久しく恨事とせし所なり。

本國字解は漢文界に雷名高き松平敎淡が、學問普及の爲に、先哲の國字解撰述に倣ひて身を小學敎師に窶し、通編口語文を川ひて、さ

先哲遺著追補 漢籍國字解全書第三十五卷

解題

續文章軌範

松平破天荒齋講述

【本書の解題】 續文章軌範は明代隨一の大儒王陽明の高足なる鄒東郭の選なり。本書は謝疊山の文章軌範に漏れたる名文を輯めて其續編となし、文章を學ぶ者をして併せて之を講習せしめんと企圖せしものなること言ふを要せず。故を以て編次の體裁卷數等、凡て文章軌範に倣ひたれども、文章軌範の大部分が韓柳歐蘇の流暢明快なる名文を以て成れるに異なりて、上は周秦より下は宋末に亙りて歷代の名文を選びたるを以て、其作家及び文體の多種多樣なること文章軌範の比に非ず。是れ本書の長所なると共に、また其

第三十五巻

續文章軌範

松平破天荒齋講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

漢籍國字解全書